

# I 総括的概要

平成 22 年度のわが国経済は、リーマン・ショックに端を発した世界同時不況から持ち直し、5 月までは景気回復の兆しが見られていた。しかし、6 月以降は円高の長期化に加え、原材料価格の上昇・高止まり、消費者の低価格志向等の影響により一進一退の状況が続いていた。このような中、3 月 11 日に東日本大震災が発生し、わが国経済は大きな打撃を受けた。震災の影響は全国に波及。電力不足や原発事故に伴う風評被害が経済活動の縮小・停滞につながった。また、サプライチェーンの寸断に伴う部材不足が世界各地の生産活動に影響を及ぼした。

こうした状況を踏まえ、当所では 7 月に政府に提出した「平成 23 年度税制改正に関する意見」の中で、デフレからの早期脱却と「新成長戦略」の中心的役割を担う企業、特に中小企業の発展が経済成長のカギであること、そして財政健全化の着実な推進を強く要望。各地商工会議所の声を結集した政策提言活動は年間を通じて継続的に実施し、9 月の菅改造内閣発足後も、菅首相はじめ主要閣僚等に岡村会頭が直接要望書を手渡すなど、あらゆる機会を通じて、要望活動を積極的に展開した。また、未曾有の被害をもたらした東日本大震災は、地震、津波、原発事故の同時発生により、三重苦の災害となっており、特に原発事故は、未だ収束の見通しが立たず、国民の不安が高まっていることから、23 年 3 月末から 6 月末までの間に 3 回にわたり要望書を作成・提出して、これまでにない新たな発想で総力をあげて大胆、強力かつ迅速な支援策を実施することを要請。早急な復旧、復興に向け強力的な取り組みを強く求めた。

こうした働きかけの結果、6 月に政府は「新成長戦略」をとりまとめ、当所がかねてより主張してきたデフレからの脱却が明記されるなど多くの分野で当所の要望内容が盛り込まれた。また、9 月から開催された新成長戦略実現会議には岡村会頭が主要メンバーとして参加し、11 月には総額で約 5 兆円規模の経済対策を盛り込んだ補正予算が成立。23 年度予算は「元気な日本復活特別枠」として新成長戦略に資する施策に重点配分が行われ、科学技術振興費が増額されたほか、資金繰り支援や経営力強化に加え、海外展開支援に手厚い予算措置が講じられるなど、厳しい経営環境下にある中小企業に目配りされた、当所の要望内容が反映されたものとなった。東日本大震災への対策では早期の復旧に向け約 4 兆円規模の補正予算が成立。さらに本格的な復興のために引き続き追加補正予算案の検討に入った。

一方で、税制、エネルギー、地球温暖化、観光、中小企業国際展開、社会保障制度等に関する意見・要望活動も適時・適切に実施。政府諸会議での意見陳述、主要閣僚との意見交換会等を通じ、中小企業の実態を踏まえた意見・提案を積極的に展開した。

他方、急速に進む国際化・グローバル化に対応するため、11 月に横浜で A P E C（アジア太平洋経済協力）中小企業サミットを開催。A P E C 地域内外の 25 カ国・地域の政府機関、中小企業、経済団体などから女性経営者も含めて約 600 名が参加。国内外あわせて 7 名の閣僚の参加を得て、「大樹も小さな種から」をテーマに中小企業が成長するうえで必要な「資金・技術・グローバル市場へのアクセス」について活発な議論が行われた。

また、東日本大震災の発生に対応して、岡村会頭を本部長とする「東日本大震災復旧・復興支援本部」を設置し、被災地の復旧・復興に向け、商工会議所総力挙げての支援を決議した。これを受け、義援金の募集や支援物資の被災地への提供を進めたほか、ホームページにて「東日本大震災復

旧・復興支援情報」ページを、CCI スクエアでは「東日本大震災復旧・復興支援本部」コーナーをそれぞれ開設し、被災地に役立つ情報や各地商工会議所による被災地の復旧・復興を支援する取り組み等の関連情報の提供に努めた。

商工会議所運営においては、11月に役員改選が行われ、岡村会頭の2期目がスタートした。『連携』による『イノベーション』で日本経済復活の礎をを提唱し、「現場主義の徹底」「時代の潮流・構造変化に対峙する勇気あるイノベーションの推進」「商工会議所自身のイノベーションによる変革」を第28期（平成23年度～25年度）の新たな運営の基本方針として、商工会議所を取り巻く環境変化に柔軟に対応し、期待される役割を積極的に果たしていくこととした。

22年度の各種事業項目についての総括的概要は以下のとおりである。



臨時会員総会で所信を述べる岡村会頭（22年11月）



東日本大震災復旧・復興支援情報ページを開設

## 〔東日本大震災の復旧・復興に向けた緊急支援〕

### (1) 「東日本大震災復旧・復興支援本部」の設置

23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に甚大な被害をもたらした。特に岩手県・宮城県・福島県の沿岸部は、津波と強い揺れにより鉄道や道路、原子力発電所などのインフラが破壊されるとともに、地域経済を支える中小企業の工場など事業拠点が壊滅的な打撃を受けた。

当所は17日、「東北関東大震災への対応と支援のための第113回通常会員総会」を開催し、「東北関東大震災復旧・再建支援本部」（4月4日～「東日本大震災復旧・復興支援本部」に改称）の立ち上げなど、全国の商工会議所の総力を結集して被災地および被災地商工業者、そして被災地商工会議所の早期の復旧・復興を力強く支援するための当面の対応を盛り込んだ決議を採択した。

支援本部は、本部長である岡村会頭と当所の副会頭をメンバーとし、基本的に毎月1回、会議を開催して地域経済の復旧・復興支援策について積極的な議論を行った。これに加え、支援本部事務局会合を適宜開催し、復旧・復興支援策についてより実務的な議論を行った。

### (2) 被災地域の経済を早期に再生するための提言・要望活動

3月31日、被災した地域経済の復興に対する基本方針の早急なとりまとめなど、迅速に実行すべき復旧・復興への取り組みをとりまとめた『東日本大震災』の復旧・復興に関する要望』を作成した。同日、岡村会頭が菅首相や仙谷内閣官房副長官、海江田経済産業大臣などを訪問、被災地域をはじめ全国の商工会議所から寄せられた具体的な要望事項を直接説明し要望の実現を強く求めた。

要望の結果、23年5月に4.2兆円規模の一次補正予算が成立。中小企業の資金繰り対策（5,100億円）、公共事業、がれき処理、災害救助等が盛り込まれ、多くの要望項目が実現した。

### (3) 地域経済の再生を担う被災地商工会議所の再建支援

地域で中小企業の活動を支援する商工会議所も、東北地方の沿岸部を中心に、津波などにより商工会議所会館が破壊されるなど大きな被害を被った。当所は3月下旬、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県の各商工会議所連合会に対し、当面の活動資金としてお見舞金を届けるとともに、3月22日、活動拠点を失った被災地の商工会議所の再建を支援するため、全国の商工会議所、青年部、女性会に対し「東日本大震災義援金募金」への協力を依頼した。8月15日現在、全国から寄せられた義援金の額は約11.7億円にのぼり、7月初旬までの間に3回、東北六県、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県の各商工会議所連合会に対し約3億円を配分した。

また、被災地域では食料や医薬品など生活必需品の不足が深刻であるとともに、大きな被害を受けた商工会議所では津波でパソコンなど業務遂行に必要な事務用品も逸失したことから、無洗米や缶詰などの食料品、カイロ、医薬品のほか、手袋やゴミ袋など清掃に必要な物品、パソコンや電池、携帯電話などの事務用品を東京で調達し被災地へ送付した。さらには、当所の仲介により、被災していない地域の商工会議所の会員である運送業者が、被災していない別の地域の商工会議所会員から提供された食料を被災地へ運搬したという商工会議所同士の連携による支援活動も行われた。

### (4) 被災した中小企業の再建に役立つ各種施策に関する情報提供

日商公式ツイッター（喫茶店のマスター）、ホームページに開設した「東日本大震災復旧・復興支援情報」ページを活用して、政府関係機関等が打ち出した金融や雇用、取引など多分野にわたる施策情報や災害情報を積極的に発信した。8月13日現在、ツイッターで発信した情報は1,642本、ホームページに掲載した情報は8月12日現在で206本を数える。

### (5) 非放射能汚染証明にいち早く対応

東京電力福島第一原子力発電所の事故直後から、海外の輸入者が日本国内の輸出者に対し、輸出貨物が放射能に汚染されていないことの証明を求めるケースが増加した。

これを受け、3月28日より、文部科学省が公表している環境放射能水準調査結果、および国際放射線防護委員会（ICRP）の基準値を引用して非汚染であることを宣誓する「自己宣誓書のひな形」を公開するとともに、輸出者が作成した自己宣誓書に対するサイン証明（\*）の発給を開始した。

商工会議所のサイン証明は、「政府による非汚染証明」が必要な国においては有効ではないが、輸出入の商取引上の要請に基づく対応策としては、極めて有効であると評価を受けており、風評被害対策の一助となっている。7月22日現在の発行実績は5,868件（原産地証明書総発給件数の9割を占める商工会議所（19カ所、21年度実績）への調査結果）。

（\*）サイン（署名）が商工会議所に登録されている事実を証明することにより、輸出者の信用を補完するもの。

## (6) 日本商工会議所青年部（日本YEG）による迅速な被災地支援活動

日本YEGは東日本大震災が発生した翌日の3月12日から被災地の情報収集や安否確認を行うとともに、15日には八戸、奥州、会津若松に支援物資集積拠点を設置して食料や燃料をはじめとする支援物資の運搬を開始するなど、被災地のニーズに対応した支援活動を迅速に展開した。

さらには、商工会青年部、中小企業団体中央会青年部、青年会議所、商工会議所青年部で構成する青年経済4団体が一丸となって被災地支援に取り組むことになったことを受け、31日には原発問題への適時・適切な対応、風評被害の防止、過剰な自粛の回避を訴える緊急アピールをとりまとめるなど、意見・要望活動にも積極的に取り組んだ。

## (7) 全国商工会議所女性会連合会（全商女性連）による被災地支援

全商女性連は3月29日、東日本大震災による電力不足に対応するため、全国の女性経営者に対し徹底した節電への協力を呼びかけた。

また、4月上旬には、東北地方を中心とした被災地で活動している女性会連合会との調整を経て、盛岡、一ノ関、気仙沼、石巻、塩釜、福島の各商工会議所女性会に対し、救援物資として10,880枚の女性用下着を送付した。

# 1. 国や自治体に取り組むべき施策の積極的な提言・実現

## (1) 景気動向に応じた適時・適切な提言・要望、実現

### ①経済対策、中小企業対策、震災対策等の提言・要望

地域経済を支える中小・小規模企業は大幅な需要不足に伴うデフレの影響や原材料価格の高騰により、収益環境が悪化していたところに震災の影響も加わり、非常に厳しい試練に直面している。

震災前の1月に発足した菅第二次改造内閣に対し、同月「菅第二次改造内閣に期待する」を取りまとめ、強く要望した。その中で、山積する重要政策課題の中でも、「信頼され、持続性のある社会保障制度の再構築と税制の抜本改革」、「開かれた国づくり」



菅首相に震災からの復旧・復興に関する要望内容を説明する岡村会頭（23年3月）

、「地域からの成長の実現」の3点が、最も優先すべき国家的課題であるとの認識のもと、Ⅰ．社会保障制度改革と税制抜本改革の断行、Ⅱ．経済連携の推進と強い農業の構築、Ⅲ．構造変化を克服する中小企業の育成、地域の強みを活かした地域経済の創造、の3項目の実現を求めた。

3月11日に発生し未曾有の被害をもたらした東日本大震災を受けて、同月『『東日本大震災』の復旧・復興に関する要望』を取りまとめ、岡村会頭が総理に直接手渡し要望した。その中で、20兆円を超えと言われる被害の大きさとその特徴を踏まえ、阪神・淡路大震災時を大幅に超える支援を、大胆、強力かつ迅速に進めていくことが重要であるとし、Ⅰ．復興に対する基本方針の早急な

とりまとめを、Ⅱ．阪神・淡路大震災時を上回る大規模かつ短期集中的な予算投入を、Ⅲ．新しい地域社会の形成を、Ⅳ．過去最大級の金融支援等中小企業の再生を早急に、Ⅴ．「復興庁」（仮称）の創設により、地域が主体となった復興のための強力な対策を、Ⅵ．福島第一原子力発電所事故の早期収束を、Ⅶ．電力不足問題に最大限の対応を、Ⅷ．政治が結集し、強いリーダーシップを、の8項目の考え方を提示し、具体的な要望事項とともに強く実現を要請した。

なお、9月から開催されている新成長戦略実現会議および国内投資促進円卓会議に岡村会頭が委員として参画しているほか、11月に開催した大畠経済産業大臣との懇談会、23年2月に開催した海江田経済産業大臣との懇談会、政府・政党における審議会・委員会等での意見陳述等を通じて、所要の経済対策や中小企業の活力強化に向けた諸施策の実現について強く訴え続けた。

こうした働きかけに対し、「菅第二次改造内閣に期待する」（23年1月20日）については、政府・与党社会保障改革検討本部が6月30日にとりまとめた社会保障・税一体改革成案に、負担と給付の関係が明確な社会保険（＝共助・連帯）の枠組みの強化による機能強化を基本とすることが記載され、また、経済連携については日本・インド経済連携協定（23年2月）、日本・ペルー経済連携協定（23年5月）が締結されるなどの要望が実現した。

『東日本大震災』の復旧・復興に関する要望（23年3月31日）については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助および助成に関する法律」が成立（23年5月2日）し、「東日本大震災復興特別貸付」により実質的に利子補給を行い無利子化する制度の創設（23年5月31日）をはじめ、中小企業金融対策が盛り込まれた。また、「東日本大震災復興基本法」が施行（23年6月24日）され、それに基づき策定された「東日本大震災からの復興の基本方針」に復興庁（仮称）の設置が明記されるなど、多くの要望項目が実現した。

## ②各地商工会議所との意見交換の場の拡大

常議員会、夏季政策懇談会、日商とブロック商工会議所との懇談会、日商会頭・副会頭と各地商工会議所との意見交換会等、各地商工会議所会頭等の意見発表や日商会頭・副会頭との意見交換の場を数多く設定。各地域や商工会議所が抱える諸課題や地域振興のための活動等に関する各地商工会議所からの意見発表・検討結果を、当所の政策提言等に反映させた。

## ③「日商ニュースファイル」「Eメール通信」「会議所ニュース」「石垣」「ホームページ」等による情報提供

「会議所ニュース」（旬刊）、「石垣」（月刊）、ホームページに、当所が取りまとめた中小企業対策などの提言・要望内容を随時掲載。さらに、その趣旨実現に向け、首相をはじめ関係閣僚、政府・政党幹部への積極的な働き掛けを行った様子も掲載し、当所の活動を広く発信した。また、こうした活動は、「日商ニュースファイル」を通じて各地商工会議所の正副会頭・常議員・監事（希望登録制）にも送信、周知を図った。

一方、会頭記者会見やインタビューを通して、商工会議所の意見等を直接、マスメディアにアピール。さらに、提言・要望のプレスリリースに際し、役職員が記者へ直接レクチャーするなど、マス



積極的に各地を訪問し、意見交換を実施

メディアを活用した幅広い周知活動を行った。

#### ④各地商工会議所の協力による LOBO 調査、地域経済四半期動向等、各種調査・アンケート等の実施とフィードバック

平成元年4月にスタートした商工会議所 LOBO (早期景気観測) 調査については、CCI スクエアを活用し、迅速かつ的確な調査・集計・分析を行った。22 年度には、調査対象の一層の拡充 (50 カ所) を図ったほか、調査結果について、政治・行政、シンクタンク等に広く周知した。

また、札幌、仙台、新潟、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、高松、福岡の各商工会議所の協力を得て、12 大都市における地域経済の動向・実態を把握するため、四半期ごとに調査を実施した。

これらを通じ、景気動向の的確な把握に努めるとともに、各種政策提言等の裏付けや、政府関係会議等における資料に反映、中小企業の経営実態を示すデータとして有効に活用した。

#### (2) わが国の成長力の強化に資する税制改革への対応

毎年度実施している税制改正要望について、全国の商工会議所に対するアンケート調査等に基づき、税制専門委員会で検討を行い、7月に「平成23年度税制改正に関する意見」を取りまとめ、政府・政党等に対して、わが国の中小企業の活力強化や地域の活性化に資する税制措置等の実現を要望した。

本意見を基に、8月から12月にかけて、政府税制調査会や与野党の税制関連会合、経済産業省の団体ヒアリング等において意見陳述を行うとともに、全国の商工会議所とともに積極的な要望・陳情活動を展開した。この結果、12月に取りまとめられた「平成23年度税制改正大綱」において、商工会議所が従来から要望している、中小法人の軽減税率を含めた法人実効税率の引き下げが盛り込まれた。わが国の経済成長と国際的なイコールフットイングの確保に向けた第一歩である。

法人実効税率は、国税と地方税を合わせて5%の引き下げ(国税30%→25%)。中小法人の軽減税率は、本則3%(22%→19%)、特例措置3%(18%→15%)の引き下げが盛り込まれた。軽減税率の特例措置は3年間の時限措置。そのほか、欠損金の繰越期間の7年から9年への延長、納税環境整備として、納税者が申告した税額の減額を請求できる期間(更生請求期間)の延長(1年→5年)等が盛り込まれた。

「平成23年度税制改正法案」は23年1月に国会に提出されたが、与野党の調整がつかず、23年度内での成立の見通しが立たないため、商工会議所では、中小法人の軽減税率など3月末に期限切れで利用できなくなる租税特別措置について、政府に対し中小企業等に悪影響が及ばないよう所要の措置を求めた結果、3月末で期限切れを迎える租税特別措置の期限を6月末まで延長する「国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律」(つなぎ法)が23年3月31日に成立し、同年4月1日に施行された。

「平成23年度税制改正法案」は23年4月以降も審議が行われたが、成立の見通しが立たないまま、つなぎ法で暫定的に延長した租税特別措置の期限である6月末を迎えたため、与野党で合意できる部分だけを切り離れた「現下の厳しい経済状況や雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」が6月に国会に提出され、同月成立した。本法により、中小法人の軽減税率の特例措置18%など、つなぎ法で6月末まで期限延長されていた租税特別措置や23

年度から新規に創設される雇用促進税制、グリーン投資減税等の租税特別措置等が実現した。

与野党で合意できない法人税減税、所得税・資産課税の増税、地球温暖化対策税の創設等については、「平成 23 年度税制改正法案（修正案）」として 6 月に国会へ提出されたが、平成 23 年度補正予算とともに継続審議となった。

震災復興財源の確保については、7 月 29 日に公表された「東日本大震災からの復興の基本方針」の中で、歳出削減のほか税制措置として基幹税などを多角的に検討する方針が明記された。具体的内容については、8 月以降、基本方針を踏まえ、政府税制調査会において検討することとなっている。

### (3) 中小企業の経営実態を踏まえた労働法制や雇用対策の実現

中小企業の経営実態を踏まえた労働法制や雇用対策を実現するため、雇用戦略対話、労働政策審議会、中央最低賃金審議会など各種会議等（合計 126 回）において、中小企業の経営実態や商工会議所の意見等を主張した。

最低賃金については、政労使が参集した内閣総理大臣主宰の雇用戦略対話において、「2020 年度までの平均で、名目 3%、実質 2%を上回る成長」を前提とし、2020 年までの目標「できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均 1,000 円を目指す」ことが合意された。当所は、最低賃金の引き上げが経営に与える影響を独自に調査し（「最低賃金に関するアンケート調査」。小規模企業約 6,000 社が回答）、10 円程度の引き上げで、最低賃金近辺で雇用する企業の半数に経営への影響が生じること、また、最も求められている支援策が景気の回復であるという結果を得た。これらを踏まえ、当所は、中央最低賃金審議会において、22 年度最低賃金改定にあたっては、中小企業、特に小規模企業の極めて厳しい経営実態に基づいた審議を行うべき等の意見を主張した。最終的に、労使の意見は一致せず、審議会の答申は、公益委員見解として、全国において 10 円（生活保護との乖離解消分を除く）という大幅な引き上げ額の目安を地方最低賃金審査会に示すこととなった（当所はこの目安の提示に反対）。その結果、22 年度の最低賃金は、全国加重平均で 730 円となり、前年度に比べ 17 円の引き上げとなった。なお、当所は、各地から寄せられた意見を踏まえ、厚生労働省の「目安制度のあり方に関する全員協議会」において、「22 年度の目安審議は、雇用戦略対話合意における最低賃金引き上げの前提条件等を踏まえることなく、数値目標のみが重視された結果、法の原則および目安制度を基にしない、従来の審議のあり方を揺るがすものであった」旨の意見を主張した。

新卒採用について、新規学校卒業者の採用拡大や採用選考活動の早期化・長期化抑制などの政府からの要請を受け、会員企業へ向けた周知活動や、各地商工会議所主催および人材対策基金事業による合同就職説明会や中小企業採用力強化事業（ドリームマッチプロジェクト）等を全国で実施した。また、大学等関係団体と企業側団体が意見交換する「新卒者等の就職採用活動に関する懇話会」（文部科学省主催）に参加した。さらに、「中小企業における新卒者等採用実態調査」（中小企業約 226 社が回答）を実施し、23 年 3 月に商工会議所の意見「新卒者等の就職・採用活動について」を取りまとめた。同意見では、学生が十分に学ぶ機会を確保するため、選考活動開始は「大学 4 年の 8 月」というのが本来のあるべき姿としつつ、学生および企業への影響等を踏まえ、経過措置を講じる必要があるとしている。また、本来あるべき姿が早期に実現されるよう、企業、大学等関係先が議論を深め、23 年 12 月を目途に結論を得るべき、としている。

雇用保険を受給できない求職者を対象とした職業能力訓練および訓練期間中の生活支援給付を行う「求職者支援制度」の創設について、当所は、労働政策審議会において、雇用のセーフティネットの観点から制度の必要性は認めるものの、保険料を拠出していない求職者を対象としていることから、雇用保険とは別の制度とし、財源については、国が全額負担すべき等の意見を主張した。しかし、同審議会の建議には反映されず、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案（求職者支援法案）」（23年2月14日、国会提出）には、認定職業訓練を行う者に対する助成および職業訓練受講事業の給付は、雇用保険法による新事業（就職支援法事業）として行うこと、支給負担は、国庫2分の1、労使それぞれ4分の1ずつとすること等が盛り込まれた。ただし、同法案には、商工会議所等の意見を踏まえ、財源を含む本制度のあり方については、施行後3年を目途として、施行の状況等を勘案し、総合的に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる附則も盛り込まれた。

外国人労働者問題について、改正出入国管理及び難民認定法の施行に伴い、各地商工会議所が外国人技能実習生制度の変更に円滑に対応できるよう情報提供を行った。また、政府が検討を進めている外国人高度人材受け入れ促進のためのポイント制の導入について、企業がより活用しやすい制度とするため、外国人高度人材認定要件の緩和や優遇措置のあり方等に関し、企業と関係省庁との意見交換等を行った。

安全衛生対策については、新成長戦略において、2020年までの目標として、メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合を100%とすること、ならびに受動喫煙のない職場を実現することが掲げられたことを受け、労働政策審議会において、今後の職場における安全衛生対策に関する議論が行われた。当所が一貫して中小企業の実態を踏まえた対応を求め続けた結果、「今後の職場における安全衛生対策について（建議）」（12月）において、メンタルヘルス対策について、小規模事業場の労働者の健康管理を担う地域産業保健センターの機能の強化を図ること、また、受動喫煙防止対策については、罰則を付さないことや、事業者へのさらなる支援の必要性を検討すること等が盛り込まれた。

東日本大震災への対応では、雇用・労働に関する特例措置などの情報をホームページやCCIスクエアを通じて周知するとともに、『東日本大震災』の復旧・復興に関する要望」（23年3月31日）において、被災地域における雇用安定と失業者のための雇用機会の確保を要望したところ、重点分野雇用創造事業の基金の拡充や、雇用調整助成金の支給要件緩和など、多くの要望項目が実現した。

そのほか、上記の一連の法改正および最低賃金の審議の動向などについて、CCIスクエアなどを通じて、積極的な情報提供を行った。

#### **(4) 持続可能な社会保障制度の確立**

##### **① 社会保障と税の一体改革**

少子高齢化が進展する中、国民の将来への安心を確保するため、信頼性の高い持続可能な社会保障制度の再構築が不可欠となっている。政府は12月に閣議決定した「社会保障改革の推進について」の中で「23年半ばまでに社会保障制度改革と税制改正の成案を得る」との方針を決定。この閣議決定に沿って、政府は23年2月に菅首相を議長とする「社会保障改革に関する集中検討会議」（岡村会頭が委員として参加）を設置し、成案決定に向けた議論を開始した。

当所は、総合政策委員会、社会保障専門委員会、社会保障制度改革ワーキング・グループ、税制



専門委員会等で社会保障制度と税の一体改革のあり方等について検討。集中検討会議等において、『自助と共助』をベースとする現行の社会保険方式を原則とし、不足する部分を公費負担で補うという考え方を維持すべき」「医療・介護・健康は成長分野であり、社会保障の充実を『将来への投資』として位置づける」「現役世代・企業に負担の増加を求めるのは限界があり、税と保険料のバランス、給付と負担のバランスを検討すべき」「国会議員の定数削減や公務員制度改革など徹底した行財政改革が必要」等の基本的考え方を基に社会保障制度の効率化・適正化策等について意見を述べた。

政府・与党社会保障改革検討本部は、集中検討会議での議論等を踏まえ、23年6月30日に「社会保障・税一体改革成案」を決定。成案には、自助・共助を基本とする社会保険制度の維持・強化や給付の「効率化・重点化」、社会保障改革と経済成長との好循環を目指すといった「基本的考え方」が示された。当所の意見のうち具体策としては、「平均在院日数の減少」「被用者年金（厚生年金と共済年金）の一元化」等が盛り込まれた。一方、「介護保険の利用者負担割合の現状の1割からの引き上げ」「要支援者、軽度の要介護者に対するサービス給付内容（掃除・洗濯・調理等）の見直し」「特別養護老人ホームにおける食費・居住費補助を介護保険対象外とすること」は盛り込まれなかった。また、「70～74歳の医療費窓口負担の引き上げ」「デフレ下でのマクロ経済スライドの調整実施」「年金支給開始年齢の引き上げ」といった事項で明確に盛り込まれていないものや検討課題とされているものがあった。

また、成案では、「社会保障の安定財源確保」として、2010年代半ばまでに消費税率を10%まで段階的に引き上げることが盛り込まれたが、集中検討会議において、当所は「消費税率5%引き上げについて、国民の理解を得るためには、給付の効率化・重点化に最大限取り組んだうえで国民に分かりやすく説明することが必要不可欠。国民の理解を得るためには、国会議員の定数削減や公務員制度改革など身を切る徹底した行財政改革を断行し、その成果を国民に提示する必要がある」との意見を表明した。その結果、成案には「社会保障・税一体改革のスケジュール」として国会議員定数の削減や公務員の人件費削減等による徹底的な歳出の無駄の排除を進めて、国民の理解と協力を得ることが盛り込まれた。また、「税制全体の抜本改革」として、平成21年度税制改正法附則104条および平成22年度、23年度税制改正大綱の改革の方向性に沿って、中小法人の軽減税率と法人実効税率の引き下げや、所得税・相続税の税率構造の見直し等の課税強化の方針が盛り込まれた。

## ② 社会保障・税番号制度等

政府で検討を進めている社会保障と税の共通番号制については、23年1月に番号制度の早期導入を求める「社会保障と税の共通番号制度に関する意見」を取りまとめるとともに、政府の「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」（座長：与謝野馨社会保障・税一体改革担当大臣）において意見を述べた。その結果、「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」（23年1月）、「社会保障・税番号要綱」（23年4月）、「社会保障・税番号大綱」（23年6月）が決定し、27年1月以降に社会保障分野と税務分野のうち可能な範囲で番号の利用を開始するとの方針が示された。

また、中小企業の多くが加入する全国健康保険協会（協会けんぽ）は、長引く景気の低迷による保険料収入の減少等に起因する保険財政の悪化から、保険料率の引き上げが不可避な状況にある。企業収益や賃金水準が落ち込む中、保険料率の引き上げによる中小企業の大幅な負担増は、経営に大きな影響を与えることから、12月に「中小企業向け健康保険制度に対する国庫補助の引上げについて（要望）」を、当所、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会の3団体連名で取りまとめ、

全国健康保険協会に対する国庫補助率を、現行の 16.4%から健康保険法上の上限である 20%への引き上げを要望したが、国家財政の厳しい状況により実現には至らなかった。

#### (5) 行財政改革の徹底、地域主権や道州制の推進に向けた調査・研究の継続

行財政改革専門委員会において、地域主権の推進について検討を行うとともに、地域主権や道州制について国民の理解を深めるため、日本経済団体連合会および経済同友会とともに設立した「地域主権と道州制を推進する国民会議」の主催で、「道州制シンポジウム」を、10月に熊本（約 400 名参加）、11月に高松（約 270 名参加）で開催した。

政府においては、地域主権改革の推進をはかるべく、国が地方の業務を縛る「義務付け・枠付け」の見直しや「地域主権戦略会議」の法制化を盛り込んだ第 1 次地域主権推進一括法案（「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」へ名称変更）、「国と地方の協議の場」を設置するための法案、地方議会の議員定数の上限撤廃などを盛り込んだ地方自治法改正法案の 3 法案を 23 年 4 月に通常国会で可決した。

また、「規制・制度改革に関する分科会」（分科会長：平野達男内閣府副大臣）において、経済成長を図るための規制・制度改革の一層の推進について検討を開始。当所からは渡邊佳英特別顧問が分科会委員として参加し、各地商工会議所からのアンケート調査等や行財政改革専門委員会および規制・制度改革に関する関係委員会合同会議等での検討をもとに、稼働中の産業遺産の世界遺産への登録、老朽化建築物等の建替えに資する建築規制の緩和等について意見を述べた。その後、対処方針の取りまとめに向けた各省との協議が行われ、前述の意見を述べた項目を含め省庁間で調整済みの項目（135 項目）について 4 月に閣議決定が行われ、残りの項目は調整後に閣議決定されることになった。

#### (6) 少子化対策の推進に向けた調査・研究等の継続

急速に進む少子高齢化社会への迅速な対応と少子化に歯止めをかけることがわが国の最重要課題であるとの認識の下、仕事と子育ての両立支援等について要望活動等を展開した。

また、政府は、次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため、「子ども・子育て新システム検討会議」を設置。当所は「子ども・子育て新システム構築に向けた要望」（6 月）を日本経済団体連合会と連名で取りまとめ、子ども・子育て支援施策は公費対応が基本であり、企業負担の拡大には反対であること、また、特別会計・基金の創設には反対であることを訴えた。

6 月には、岡村会頭、菅首相らの出席のもと、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進官民トップ会議」を開催。会合では、社会全体でワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むため、国民的な取り組みの大きな方向性を示す憲章と行動指針（19 年に策定）を改定し、新たな憲章と行動指針が合意された。

## 2. 中小企業の経営課題へのきめ細やかな支援

#### (1) 経営改善普及事業等、商工会議所が行う中小・小規模企業支援事業の強化

各都道府県の厳しい財政事情等を受け、多くの地域で小規模企業対策予算の縮減が行われている。

このため、当所では、「大畠経済産業大臣と中小企業関係団体との懇談会」（10月開催）において、各地における小規模事業対策予算の十分かつ安定的な確保について、都道府県に対する強い指導力の発揮を要請したほか、11月には、全国知事会長に対し、23年度の小規模企業対策予算の十分な確保、確実な執行を求めた。

一方、経済社会環境が大きく変化する中で、中小・小規模企業が抱える経営課題も複雑化・多様化しており、各地商工会議所における経営支援力の強化が求められている。このため、当所では、都道府県ごと、もしくは各地商工会議所における研修を補完する位置付けで、経営指導員向け実践型研修を実施した。具体的には、マル経を中心とした金融相談に必要な基礎知識の習得、経営安定対策（倒産防止）事業における実務対応スキルの習得や、実在の企業を題材とした経営改善提案実習等を実施した。また、全国の中小企業相談所長を対象とするブロック別中小企業支援先進事例普及研修会等において、求められる支援人材のあり方についての啓発・議論を行った。

また、中小企業応援センター事業（中小企業庁委託）に関し、当所では、同センターに参画した95商工会議所（コンソーシアムへの参加を含む）等を対象に、7月に連絡会議を開催するなど、参画商工会議所における円滑な運営への支援を行った。

このほか、22年度に経営改善普及事業が発足50周年を迎えたことから、これを記念するとともに同事業の一層の推進を図ることを目的に、同事業の推進に顕著な功績のあった32商工会議所ならびに役職員219名、経営指導員147名に対し、表彰（経済産業大臣表彰、中小企業庁長官表彰および日本商工会議所会頭表彰）を実施した。

## (2) 中小・中堅企業に対する金融支援の強化

経営指導を金融面から補完する小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）制度について、22年度に引き続き23年度も融資限度額の拡大ならびに融資期間・据置期間の延長が継続することとなったが、制度拡充の内容や、政府の施策（設備資金貸付に対する金利低減措置等）について資料提供等を通じて各地商工会議所に周知徹底を行うなど、同制度の積極的な推進に注力した。

22年度の商工会議所におけるマル経制度の推薦実績は、件数20,555件（前年度比84.2%）、金額990億6,530万円（同81.2%）であった。商工会を含む全体の融資実績は1,478億1,800万円（同78.9%）で、予算上の当初貸付規模3,000億円に対する消化率は49.3%となった。

また、マル経融資推薦業務の経験が浅い各地商工会議所の経営指導員を対象に、同融資の推薦に必要な基礎知識の習得を目的に、実務研修（マル経基礎研修）を実施（参加人員：97名）するとともに、「経営指導員のための金融支援ハンドブック」（企業の経営実態や内容の把握・分析に関する基礎テキスト）を作成、配布した。

政府の中小企業金融対策の内容（景気対応緊急保証制度をはじめとする信用保証協会の各保証制度、セーフティネット貸付など日本公庫の各貸付制度、商工中金の危機対応貸付に関する拡充措置等）や、中小企業金融円滑化法については、各地商工会議所を通じて事業者に対し周知を行い、活用促進を図った。

## (3) 創業と経営革新支援の強化

中小企業庁の補助事業として、創業人材育成事業（創業塾・経営革新塾）を実施した。創業希望者に対し、ビジネスプランを完成させ、創業に必要な実践能力を習得してもらうことを目的とした

「創業塾」（30 時間程度）を、全国で延べ 144 回（受講者 5,041 名）開催。また、既に事業を営んでいる者や若手後継者等に対し、新事業展開のために必要な経営戦略、組織マネジメント等の知識・ノウハウを体得させ、その上で、実現可能な経営革新アクションプランを完成させることを目的とした「経営革新塾」（20～30 時間程度）を、全国で延べ 173 回（受講者 4,223 名）開催した。さらに、管内人口 10 万人未満の商工会議所で、過去 3 年間に創業塾・経営革新塾を開催したことのない商工会議所を対象とする「小規模会議所向けモデル開催」を全国で 18 回（創業塾 6 回、経営革新塾 12 回）開催した。

受講者に対し実施している満足度調査では、各種項目で 100 点満点中 80 点を超える満足度が示されるなど、受講者のニーズをとらえた各種講座は高い評価を得た。また、過年度受講生に対するフォローアップ調査では、準備中を含め、約 5 割が開業、新事業展開に結びついたと答えるなど、大きな成果が上がっている。

その他にも、創業・経営革新に対する関心を高め、多くの人に創業、経営革新に向けた気づきの機会を提供するための啓発セミナーを開催。「勝ち続けるオンリーワンビジネス創出法」をテーマに全国 4 カ所（東京、名古屋、京都、高知）で、「ビジネスを通じて社会的課題を解決する起業法」をテーマに東京で 1 回開催し、多くの創業、経営革新希望者の参加を得た。

なお、本事業は、経済産業省版の事業仕分けである行政事業レビュー（5 月実施）の結果を受け、22 年度限りをもって終了となった。

#### (4) 中小企業の事業承継税制の充実にに向けた取り組み

事業承継税制については、事業承継対策特別委員会において、中小企業のさらなる活用促進に向けた具体的な検討を行い、全国の商工会議所に対するアンケート調査等に基づき、7 月に「平成 23 年度事業承継円滑化に資する税制改正に関する意見」を取りまとめ、「平成 23 年度税制改正に関する意見」とともに、政府・政党等に要望した。

政府税制調査会や与野党の税制関連会合、経済産業省団体ヒアリング等における意見陳述や各地商工会議所とともに積極的な要望・陳情活動を展開した結果、12 月に取りまとめられた「平成 23 年度税制改正大綱」において、納税猶予制度の適用要件の緩和（生計を一にしない親族等の要件から除外）が盛り込まれた。本要件緩和については、平成 23 年 6 月に「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」として国会に提出され、同月成立した。

#### (5) 企業再生・事業継続・倒産防止体制の強化

B C P（事業継続計画）の普及促進に関しては、中小企業庁が作成した冊子「B C P 策定のためのヒント」、および当所のホームページに掲載した中小企業者を対象に B C P 作成を促すための事業者向けの動画コーナーを紹介、周知を行った。同時に経営指導員向けの B C P 解説動画を通じ、各地商工会議所に活用を促した。また、農林水産省等が全国 10 カ所で実施した食品事業者向けコンプライアンスストップマネジメント実践研修会について、各地商工会議所を通じ事業者への周知を行った。

自殺対策においては、経済産業省との情報交換を通じて、「自殺対策強化月間」における政府の各種取り組みについての周知や、経営指導員によるきめ細かく積極的な相談対応、経営安定特別相談室における資金繰りや債務返済の相談対応強化、全国 84 カ所の「中小企業応援センター」における「経営者のための法律相談」の実施を通して相談対応の強化を図った。



BCP（事業継続計画）を動画で紹介

経営安定特別相談室を設置している 203 商工会議所の 22 年度の相談受付件数は合計で 2,268 件であり、そのうち 1,813 件が商工調停士等のアドバイスによって倒産を回避することができた。また、各地商工会議所から寄せられた「経営指導員の指導能力向上に係る要望」や「倒産防止 DB 管理システムの操作講習会実施に係る要望」を受けて、「経営安定対策事業研修会」および「倒産防止データベース管理システム操作研修会」を開催。担当者における一層の能力向上を図った。

## (6) 事業継続支援の強化

### ① 「日商・個人情報漏えい賠償責任保険制度」への加入促進

17 年 4 月 1 日の個人情報保護法完全施行を契機に、企業では個人情報の管理が一層強化されているが、人為的ミスによるデータの紛失や流出などの個人情報の漏えい事故を完全に防ぐことは困難で、ひとたび漏えい事故が起これば社会的信用を失墜させるばかりか、多額の損害賠償金や謝罪費用等の支払いが発生することから、当所では、個人情報漏えい事故の事後リスク（漏えい事故発生後の企業の金銭的負担の軽減）に対応するため、「日商・個人情報漏えい賠償責任保険制度」を、各地商工会議所の協力のもと運営している。

当所では、本制度の保険始期（毎年 3 月 1 日）にあわせて、取扱損保会社と連携し、「会議所ニュース」への記事掲載、各地商工会議所への記事提供、損保会社への営業目標等の提示等を行っている。特に 21 年 11 月 1 日から募集を開始した（保険始期は 22 年 3 月 1 日）本保険制度においては、加入者に個人情報管理体制の現状分析や漏えい防止策などをアドバイスする「リスク診断サービス」を無料で提供するとともに、22 年度から新たに加入者の漏えいに関する現状を分析・評価し、事前の対策をアドバイスする「漏えい・対策レベル診断サービス」の無料提供を開始、本制度の充実を図ることで加入促進に努めた。

22 年度の本保険制度の加入件数は、1,925 件（保険料：2 億 8 千万円）となった。

### ② 「PL（製造物責任）保険制度」のさらなる充実、加入促進

PL（製造物責任）保険制度は、企業が製造または販売した製品や行った仕事の結果が原因で、製品の引渡し後または仕事の終了後に、日本国内において他人の生命や身体を害するような人身事故、他人の財物を壊したりするような物損事故（以下、「PL 事故」という）が発生し、当該企業に損害賠償請求がなされたことによって法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害を被った場合に保険金の支払いが行われるもので、未加入の場合は、損害賠償に係る諸費用を自己資金で支出しなけれ

ばならなくなるため、P L事故の発生により、企業が存続の危機に陥ることが想定される。

こうしたリスクを回避するために、当所では会員企業向けに「中小企業P L保険制度」と「全国商工会議所P L団体保険制度（中堅・大企業向け）」を用意、各地商工会議所の協力のもと、加入・普及の促進を図るため、各地商工会議所および当所ホームページ、各地会報および当所「会議所ニュース」等を通じてP L保険制度ならびにP L事故例等について情報提供を行った。また、近年では、製品のリコール事故が増えていることから、「中小企業P L保険制度」においては、リコール特約の付帯を可能とするなど、加入企業のニーズに応える仕組みに変更した。

22年度（22年7月～23年3月）の加入状況は、「中小企業P L保険制度」、「全国商工会議所P L団体保険制度（中堅・大企業向け）」ともに、加入件数、保険料のいずれも前年度を下回った。一方、海外でのP L事故をカバーする「全国商工会議所中小企業海外P L保険制度」については、保険料は前年度を下回ったものの、加入件数は前年度を上回った。

#### (7) 中小・小規模企業における人材確保・育成に向けた「人材対策事業」の推進

中小企業庁補助事業「中小企業経営支援等対策費補助金（人材対策基金補助金）」により造成する基金を活用し、各地商工会議所、大学、NPO法人、民間企業等とともに、中小・小規模企業の人材確保・育成事業（合同就職説明会開催事業、国内インターンシップ事業、海外展開人材育成支援事業、魅力発見ツアー事業、観光関係人材育成支援事業、地域連携型雇用情報提供事業／ジョブカフェ・地域ネットワーク強化事業、中小企業採用力強化事業）を実施・支援した。人材確保を目的とした事業では、合計6,800名以上の内定者を出すなど、中小企業の人材確保と雇用対策に大きく貢献した。また、人材育成を目的とした事業では、合計11,000名以上が人材育成に資する研修に参加。海外展開、観光、サービス、ものづくりをはじめ、今後成長が期待される多くの分野で人づくりに貢献した。

なお現在、事業成果の普及・活用を目的に事例集を作成し、その効果のさらなる展開を目指している。

#### (8) 中小企業の知的財産権取得・活用保護の推進

産業構造審議会等において、中小企業が知的財産権を円滑に取得・活用保護できる環境の実現に向けて意見具申した結果、特許法が改正され、中小企業に対する特許維持料減免制度の拡充（対象：設立10年以内のすべての中小企業、期間：10年間）、ライセンス契約の保護強化などが図られたほか、全国47カ所に「知財総合支援窓口」が開設されることになった。

また、18年度より全国の商工会議所の協力を得て運営している「知財駆け込み寺」においては、知的財産に関する悩みを抱える中小企業に対し相談を通じて課題解決にあたった。

### 3. 急速に進む国際化・グローバル化への対応

#### (1) APEC 中小企業 (SME) サミットの開催

横浜で11月、APEC (アジア太平洋経済協力) 首脳会議が開催された。一連の会議の一環として、11月11日にAPEC地域内外の25カ国・地域の政府機関、中小企業、経済団体などから女性経営者を含めて約600名 (うち、海外からの参加者は約180名) の参加を得てAPEC中小企業サミットを開催し、「大樹も小さな種から」をテーマに、中小企業が成長するうえで必要な「資金・技術・グローバル市場へのアクセス」について議論した。

APEC中小企業サミットは、政府関係者と中小企業関係者の意見交換と協力の場として、従来から重要な役割を果たしており、今回は特に国内外から合計7名の閣僚が出席した。

会議を通じて、①中小企業がAPEC地域の成長に果たす役割、②中小企業が女性の社会進出に果たす役割、③中小企業を取り巻く環境は変化しているが、その変化により中小企業が得る便益も大きいこと、④中小企業の可能性の大きさ、そして、政府による支援策の充実を含めた官民連携、中小企業のネットワークの構築が重要であること、⑤APECの各エコノミーが取り組む中小企業支援策・育成策や、個々の企業の成功体験が、今後、地域内で共有され、波及していくような域内連携の強化を進めることが必要であること、を確認し、「総括」として取りまとめた。

会議終了後、横浜美術館においてレセプションを開催し、参加者同士の交流をさらに深めた。



25カ国・地域から約600名が参加し議論が行われた  
APEC 中小企業サミット (22年11月)

#### (2) 東アジアを中心とする主要国や新興国との経済・ビジネス交流の強化

7月に韓国で韓日商工会議所首脳会議を開催し、当所の正副会頭と大韓商工会議所の正副会長が一堂に会してハイレベルな経済交流を行った。

東アジア・ビジネスカウンシル (EABC) は、22年度は日本が議長国として、6月にピエンチャン、8月にダナンで会合、8月にASEAN+3大臣との会合を開催したほか、23年2月にクアラルンプールでのシンポジウムと会合に出席。9月に台日商務交流協進会と協力協定書を締結し、11月に全国商工会議所台湾ビジネス連絡会で講演会を開催した。また、インド、フィリピン、ベトナム、メコン経済圏、オーストラリア、トルコ、中東、クロアチア、ポーランド、チェコ、スロヴァキア、ブルガリア、イタリアなどの政府や大使館、商工会議所から講演者を迎えてセミナーや



日韓商工会議所首脳会議で両国の経済交流深化に向けて意見交換 (22年7月)

シンポジウム等を 30 回程度行い、最新情報の提供を行ったほか、各国駐日大使や在日外国商工会議所、訪日経済使節団等との懇談やビジネス交流を通じ、日本の商工会議所のプレゼンスを示すとともに、参加企業のビジネス推進を支援した。

10 月に経済連携協定の締結推進を求める要望を、11 月に T P P（環太平洋経済連携協定）交渉への早期参加を求める要望を提出するとともに、日本経団連、経済同友会との共催で「T P P への参加を求める緊急集会」を開催し、600 名を超える参加者を得た。また、E P A（経済連携協定）説明会を全国主要 8 都市で開催した。

A O T S（海外技術者研修協会）が実施した商工会議所機能強化研修コースに協力し、2～3 月にインドネシア商工会議所からの研修生 29 名を受け入れた。また、5 月から 6 月にかけて、日本政府の「21 世紀東アジア青少年大交流計画」に基づき、日豪経済委員会と日本ニュージーランド経済委員会がオーストラリアとニュージーランドの若手社会人の受け入れに協力した。

### (3) 中小企業の国際化支援の強化

中小企業向けの情報提供として、ホームページ内に設けた「中小企業国際化支援ナビゲーター」での海外駐在員レポートや商工会議所主催のセミナー・説明会情報、他機関の実施する見本市・商談会など、情報発信の充実を図った。

中小企業国際ビジネス専門委員会においては、企業の海外展開事例、各地商工会議所の国際化支援活動の事例などを収集し、とりまとめた。

また、経済のグローバル化が進展する中、中小企業においても、貿易取引や直接投資を通じて国際展開をいかに図るかが喫緊の課題となっており、他の中小企業国際化支援機関との連携など具体的な方策をとりまとめて実施するため、中小企業国際化支援特別委員会を設置した。

海外を視察する各地商工会議所に対し、現地視察や日本人商工会議所等の訪問の支援を行うとともに、4 月にはペルー・ビジネス・ミッションを派遣し、日本ペルー中小企業フォーラムを開催。11 月にはマレーシア投資環境視察ミッションを派遣した。

インドにおけるインフラ整備状況等を把握し、特に情報が不足する中小企業のインド進出を支援するため、日印経済委員会にインド進出支援研究会を設置した。

中小企業庁は、21 年度に引き続き、JAPAN ブランド育成支援事業に取り組む各プロジェクトの側面支援事業を実施する「JAPAN ブランド戦略展開事業」実施団体の委託公募を実施し、当所と全国商工会連合会が全国事務局として採択された。全国事務局では、各プロジェクトの支援策として、欧州市場での認知度向上およびマーケティング調査を目的とした「海外テストマーケティング」をイタリア・ローマ（10～11 月）、フランス・パリ（11～12 月）で実施したほか、出展者と欧州の有力バイヤーとのビジネスマッチングを行う海外共同展示商談会「JAPAN ブランドエキジビション in Paris」をフランス・パリ（23 年 1 月）で開催した。

また、ホームページやインテリア関連冊子を活用した情報発信、事業評価の実施などを通じ、各プロジェクトを総合的に支援した。





海外展示商談会で日本製品をPR（23年1月、パリ）



欧州市場でテストマーケティングを実施  
（22年10月～11月、ローマ）

#### (4) 二国間・多国間経済委員会等を通じた国際ビジネス支援の拡充

二国間経済委員会では、4月にリマで第9回日本ペルー経済協議会を開催し、ガルシア大統領の臨席を得て、日本ペルーEPAおよび租税条約の早期締結を求める共同コメントを発表した。10月にはタウランガで第37回日本ニュージーランド経済人会議を開催。日豪経済委員会は7月に日豪合同インド・インフラ・ミッションを派遣。ブリスベンで第48回日豪経済合同委員会会議を開催し、日豪EPA締結に向け、交渉の加速化を求める共同声明を採択した。11月には東京で第27回日智経済委員会、第16回日本・バングラデシュ商業・経済協力合同委員会会議を、クアラルンプールで日本マレーシア経済協議会第29回合同会議を開催。2月には東京で第29回日比経済合同委員会を開催した。

多国間経済委員会では、アジア商工会議所連合会（CACCI）の2010年総会が7月にスリランカで、2011年総会が3月にトルコで開催され、日本からはいずれの会も日商青年部メンバー等が参加し、アジアの経営者との交流を深める場となった。

二国間経済委員会を通じて、EPAの早期締結に向けた働きかけを行ってきたが、日印EPAは10月に交渉が完了して2011年2月に署名された。日本ペルーEPAは11月に交渉が完了し、2011年5月に署名された。

#### (5) 原産地証明書の円滑な発給体制の整備・改善

22年度は、新規に発効するEPA（経済連携協定）がなく、既存の11協定に基づき発給する特定原産地証明書の普及・利用促進を図るとともに、中長期的な発給体制の整備に向けた研究を行った。

特定原産地証明書の普及に関しては、5月～7月にかけて人事異動対象者など初心者向けの説明会を、また、10月に大阪、2月に東京で、繊維産業に特化した説明会を行うなど申請者のニーズに応じて普及を図った。また、5月～7月に経済産業省の主催で行われた18の業種団体のEPA説明会において、特定原産地証明書の発給手続きを説明。さらに、12月～23年2月にかけて、仙台、松本、高松で初めて説明会を開催し、特定原産地証明書の新たな需要の発掘も試みた。

中長期的な発給体制の整備については、5月～23年3月にかけて、6回にわたり、特定原産地証

明に関する研究会のワーキンググループにおいて、料金体系等について議論を重ねた。非特惠原産地証明については、年2回の職員研修会等により担当職員の資質向上を図るとともに、貿易証明に関するアンケート調査等により、各地商工会議所の発給体制の実態把握と体制整備に努めた。

## 4. ビジネス現場に大きな変革をもたらすデジタル化・ネットワーク化への対応

### (1) 電子入札・電子申告等に取り組む中小企業等への継続支援

電子政府・電子自治体による行政手続きの電子化、電子認証制度に対応し、電子入札・電子申告等に取り組む中小企業を支援するため、平成15年から「ビジネス認証サービス」を実施し、当所自らが電子証明書の発行者となり、各地商工会議所との連携のもと、その普及に努めてきた。

今日、電子認証制度の普及にともない、中小企業における利活用が進むとともに、他の民間電子認証局においても電子証明書が安定的に発行される状況となったことから、「ビジネス認証サービス」については、電子証明書の発行業務を終了し、発行済み電子証明書の利用者に対するサポート業務に特化することとした。また、民間の認証局と提携し、これまでより有効期間の長い電子証明書の提供や低廉な料金体系での提供ができるスキームを構築し、同電子証明書の取次ぎを行うなどにより、今後とも電子認証制度への対応に迫られる中小企業への支援を継続していくこととした。

### (2) 中小企業のIT化支援

経営資源の有効活用、生産性の向上等を実現するIT経営について、その必要性を中小企業経営者に普及するために、IT経営の実践を題材として経営課題解決のプロセスを学ぶセミナーや、ホームページを題材として自社サイトへの集客・宣伝方法を学ぶ演習などを行う「IT経営気づき研修会」を、ITコーディネータや日商マスター（日商が認定するIT指導者）等を講師として全国で50回開催し、614名の参加を得た。

また、経済産業省主催の「中小企業IT経営力大賞2011」に共催団体として参画、優れたIT経営を実現し、かつ、他の中小企業がIT経営に取り組む際に参考となるような企業を全国より選定して表彰するとともに、表彰された企業の取り組みを各地商工会議所に紹介した。

さらに、各地商工会議所においてIT経営推進支援を行う人材を育成するために、経営指導員等を対象とした実践的な研修会を開催した。この「実践型経営改善支援研修会」は、実在の中小企業をモデルに、企業経営者に対してIT経営の視点からヒアリングを行い、企業現場の視察やグループワーク等を経て各種経営課題の解決策を企画・立案する実践的な内容で実施するもので、9月と23年1月の2回開催した。

### (3) ホームページのリニューアル等による情報発信機能の強化

ホームページにおける情報発信・提供の充実を図るため、「商工会議所を知ってもらうキャンペーン」と連動する形でコンテンツの見直しを行い、広く一般向けに商工会議所事業をわかりやすく紹介することでホームページのアクセス数の向上に努めた。

また、ホームページにアンケート管理システムを加えることにより、当所からの各種アンケートや研修会・説明会の案内等において、アンケートフォーム・申込受付フォームの設置を迅速かつ容

易に行えるようにするとともに、受付内容の自動返信機能を追加し、回答者に対するサービスの向上を図った。

さらに、東日本大震災の発生に対応して、ホームページに「東日本大震災復旧・復興支援情報」ページを、CCIスクエアには「東日本大震災復旧・復興支援本部」コーナーをそれぞれ開設し、被災地に役立つ情報（国等の施策情報や災害情報等）や各地商工会議所による被災地の復旧・復興を支援する取り組み等の関連情報の提供に努めた。

#### (4) JAN 企業コードの一層の普及等

流通分野のIT化、生産性の向上を促進するため、企業コード登録を各地商工会議所と協力して行った。22年度の登録件数は16,092件を数え、昨年度と比較して934件増加した。昭和60年受付開始以来、累計で40万件を超えた。

## 5. 中小企業の人材育成と雇用の確保

### (1) ジョブ・カード制度を活用して人材育成・確保を図る中小企業を支援

20年度に創設された国の施策であるジョブ・カード制度を推進するため、当所に中央ジョブ・カードセンターを、全国138の商工会議所（連合会）に地域ジョブ・カードセンター（47カ所）および地域ジョブ・カードサポートセンター（91カ所）を設置した。

中央ジョブ・カードセンターでは、担当者研修会を3回、業務連絡会議を2回、全国9ブロックごとの会議を各1回開催して情報提供・意見交換を行うとともに、ジョブ・カード専用サイトやジョブ・カード事業通信（メール）



ジョブ・カード制度普及促進事業を通じて非正規労働者の正規雇用化に大きく貢献

を活用して訓練実施計画の作成や委託費の取り扱いなどに関する問い合わせに対応するなど、地域ジョブ・カード（サポート）センターが事業を円滑かつ適正に実施できるよう相談・指導に努めた。また、全国20カ所の地域ジョブ・カード（サポート）センターを訪問し、個別の業務指導や意見交換を行った。このうち4カ所では、事業の進捗状況や委託費の執行状況を確認するための期中監査を実施した。

併せて、本制度のより一層の普及促進を図るため、地域ジョブ・カード（サポート）センターの担当者や学識経験者等で構成する「ジョブ・カード制度普及促進研究会」を設置し、ジョブ・カード制度による職業訓練を実施して訓練生を正規雇用した企業での取り組み状況に関する事例を収集し、事業の効果的な実施に資するために3回の会議で検討した結果を報告書としてとりまとめ、地域ジョブ・カード（サポート）センターが今後の事業を推進するための参考として活用できるよう情報提供した。

また、ジョブ・カード制度をさらに広く中小企業に普及・定着させるため、ジョブ・カード制度の活用積極的に取り組む6つの業界団体（一般社団法人北海道コールセンター協会、神奈川県塗

装工業協同組合、社団法人神奈川県空調衛生工業会、社団法人神奈川県情報サービス産業協会、全日本プラスチック製品工業連合会、社団法人山口県情報産業協会) に対して、傘下企業へのニーズ調査の実施や説明会の開催、訓練実施計画の作成支援などの業務を委託し、傘下企業に対する指導機能や業界団体のスケールメリットを活かした仕組みを構築する「雇用型訓練」導入促進事業を実施した。

このほか、制度を活用する企業にとってのメリット、実際に制度を活用した企業や訓練生の声、各種手続きや助成金・奨励金の概要を盛り込んだリーフレットやチラシを作成・提供し、地域ジョブ・カード（サポート）センターでのPR活動を側面支援するとともに、制度の概要や制度を活用した企業の「実施レポート」等を掲載した企業向けホームページでの情報提供、当所の機関誌をはじめ、各種の全国紙に制度のPR広告を掲載するなど、制度の周知に努めた。

一方、地域ジョブ・カード（サポート）センターでは、企業への個別訪問や業界団体等への説明をはじめ、普及促進フェア（企業への説明会）や職場見学・体験講習、訓練指導・評価担当者講習等を積極的に実施した結果、協力企業数は13,155社、訓練実施計画が雇用・能力開発機構の認定を受けた企業（＝認定企業）数は8,088社に達するなど、いずれも年間目標（協力企業数5,000社以上、認定企業数2,000社以上）を大きく上回る実績をあげた。さらに、職業訓練を終了した3,523社の訓練修了者5,896名のうち、4,048名（68.7%）が正規雇用に結びつくなど、非正規労働者の正規雇用化の促進に大きく貢献した。

本事業は、22年10月に実施された行政刷新会議による事業仕分けの評価結果を踏まえ、事業内容の見直しを図ったうえで23年度も継続されることになったことから、公募の結果、商工会議所が23年度も引き続き受託し、制度を活用した中小企業の人材育成・確保の取り組みを支援する。

## (2) 25年度受験者数100万名を目指す「検定拡充5%運動」の継続実施

20年度から開始した「検定拡充5%運動」については、各地商工会議所との連携により、会員企業・教育機関等における検定資格の活用や検定資格取得者のジョブ・カードへの記載促進などを通じて、25年度に商工会議所検定の年間受験者数を100万名とすることを目標に、毎年5%の受験者増に向けて取り組んでいる。

22年度も引き続き、受験者数全体の8割以上を占める簿記、販売士、日商PCの3検定を中心に同運動を推進した。

簿記については、名古屋と福岡において、商業高校・専門学校・大学等の簿記指導者を集めた意見交換会（「日商簿記推進アドバイザーボードメンバーによる地方意見交換会」）を開催し、商業高校や大学等における簿記検定の定着を図った。

販売士については、受験者層・受験者数の一層の拡大のため、①販売士資格を取得していない社会人、②就職希望の学生、③再就職希望の主婦、を主なターゲットとして広報活動を展開し、リクルート刊「稼げる資格2011年上半期版（全国版）」「ケイコとマナブ5月号（首都圏版・関西版・東海版・福岡版）」に販売士検定のPR記事および合格者のコメントを掲載するとともに、『買いたい』をつくる。『働く力』が身につく。企業が欲しがると販売士検定」をキャッチフレーズにした販売士専用ポスターを作成し、各地商工会議所を通じて、管内の企業・教育機関等に配布した。また、2級ハンドブックを入学試験で商工会議所検定資格取得者を優遇している大学に、3級ハンドブックを総合学科を設置している高等学校に献本し、販売士検定試験の受験・活用に向けた働きかけを行っ

た。

日商PC検定については、訓練カリキュラムの提供や指導者向け研修会を開催するなど、パソコンスクール、専門学校等における求職者職業訓練の実施を支援し試験の導入・活用を促進するとともに、大学、高校等のネットワーク環境下においても円滑に試験導入ができるよう、クラウドコンピューティングを活用したWeb上で試験実施できるシステムを新たに開発した。

また、広報活動としては、厳しい雇用状況下で就職活動する学生を対象を絞り、就活生約65万名が登録する就職情報サイトおよび同登録者に毎週配信しているメールマガジンにて、自己の能力を証明しPRする手段として資格取得を勧奨した。

さらに、企業、教育機関等からのヒアリング、アンケート調査を踏まえ、昨今の企業人材ニーズに対応し、職業訓練のコンテンツとしても提供できる、プレゼンテーションソフトの利活用に資する新たな検定試験について研究、開発に取り組んだ（23年後半から施行開始予定）。

このほか、「平成21年度各種検定試験最優秀者表彰」受賞者のインタビュー記事等を取りまとめた小冊子を初めて作成し、販売士ハンドブックとともに教育機関に送付したほか、検定ホームページ、各種検定試験ポスター（12.5万枚）、商工会議所検定試験ガイド（22万部）、メールマガジン「QUALI（クオリ）」（毎月1回、約3,400名に配信）等による情報提供を行った。

この結果、22年度の受験者数は、目標の96万名を達成（対前年度比1.7%増）した。

なお、各種検定試験の施行について、より一層厳正公正に取り組むべく、13年9月に制定した「商工会議所検定試験に係る管理規則」を改正し、厳正公正な試験実施体制の構築に向けた人員の配置・役割の明確化、試験本部の設置、標準施行手順確認書例に基づいた各地商工会議所の検定施行手順書の作成等について新たに規定し、検定担当職員研修会、業務・検定担当者会議で説明するとともに、23年1月～2月に札幌・仙台・大阪・岡山・福岡で説明会を開催し、各地商工会議所に対する周知を徹底した。

### (3) 国等の職業訓練プログラムとの連携、大学等との産学連携による人材育成事業の推進

全国のネット試験会場校をはじめとする教育訓練機関に対し、「緊急人材育成支援事業」における職業訓練への商工会議所検定試験の活用を推奨するとともに、指導者向け事業説明会の開催による情報提供、モデル訓練カリキュラム提供などにより訓練実施校を支援した。

また、大学等との連携により、産業界が求める実践的な人材育成を通じて、①雇用のミスマッチの解消、②地域の企業の人材確保、③就業能力の向上と強化を図るために、特に地域活性化と人材育成の重要な役割を担う大学等と連携し、学生のキャリアアップ教育、能力評価、就業支援に取り組んだ。

法政大学、明治大学商学部および立命館大学に引き続き、22年度は城西国際大学と連携事業の検討を進めた結果、23年3月に浜松市内の中小企業視察プロジェクト（30名参加）を実施し、23年度からは当所の協力によるインターンシップ授業として行われることとなった。また、同大学は経営情報学部1年次・2年次におけるミニマム・スタンダードとして、簿記のほかに、1年次には日本語検定、2年次にはPC検定および販売士検定の受験を義務づけることになった。

## 6. 地域資源を活かした地域活性化への取り組み支援

### (1) コンパクトでにぎわいのあるまちづくりに対する支援の強化

研修会やホームページなどを通じ、コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを目指す各地の取り組みの参考に資するまちづくり情報や各省庁の支援施策等に関する情報を発信。加えて、アンケート調査や現地視察などを通じて収集した各地の取り組み事例等の情報を提供するとともに、個別案件への相談、専門家紹介などそれぞれの地域に応じた支援を行った（全国 107 地域（うち商工会議所管内 103 地域）の中心市街地活性化計画が認定、148 地域（うち商工会議所管内 134 地域）に中心市街地活性化協議会が設置<22 年度末現在>）。

また、22 年に中小企業関係 3 団体とともに設立した「株式会社全国商店街支援センター」において、各地域の商店街に対して、リーダー等の人材育成研修や個店経営研修など商店街を活性化させる取り組みを実施した。空き店舗対策の強化、人材育成など総合的な商店街支援を通じて、商店街の地域コミュニティの担い手としての役割を強化する「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（地域商店街活性化法）」が 22 年に施行されたが、支援センターの事業により、同法に基づく商店街活性化事業計画の認定件数が大幅に増加した（69 件<22 年度末現在>）。

また、まちづくり特別委員会において、コンパクトでにぎわいあるまちづくりを目指し関連法令の改正等を見据えた検討を行った。地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案の改正の中で、都市計画法 19 条が含まれ、大規模集客施設の立地に係る広域調整について、都道府県知事の同意を不要とする旨が盛り込まれたため、同改正について従来の広域調整機能が維持されるよう要望活動を実施した。この結果、同改正法案は成立したものの、広域調整の枠組みについては、国土交通省の運用指針を通じて実質的に維持されることとなった。

さらに、共通の地域性を有する商工会議所が組織する、「全国原子力立地市町村商工団体協議会」「特定第三種漁港都市等・全国主要水産都市連絡協議会」「基地立地商工会議所連絡協議会」等の活動を支援した。

### (2) 観光立国の推進に資する支援の強化

4 月に、提言「観光立“地域”による観光立国の具体化を目指して」を取りまとめ、観光とまちづくりが一体となった持続可能な地域活性化を促すべく、「観光立“地域”」推進を提案した。地域の「光」と「個性」を活かした各地の特色ある取り組みを呼び掛けるとともに、人材育成での支援や地域を束ねるインフラ整備等を国に要望。そして、「観光立“地域”」を具現化させるべく、「全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞」に「観光立“地域”特別賞」を創設し、地域ぐるみの観光とまちづくりが一体となった取り組みを顕彰した。

また、観光専門委員会で観光振興を阻害している規制について検討し、他の分野と併せて規制改革の項目として内閣府行政刷新会議に提出した。その結果、稼働中の産業遺産の世界遺産登録に関して、23 年度中の早期に、関係府省が現行の文化財保護法に基づく保全方策以外について結論を出すことが決定するなど、一定の成果を上げた。23 年 3 月には、観光庁に「観光立国推進基本計画の見直しに関する意見書」を提出、現基本計画の目標値と実績との乖離に対する検証と見直しへの反映や、ニューツーリズムに対する支援拡充等を求めた。

23年2月には、青森県内において、「平成22年度全国商工会議所観光振興大会 in 青森」を開催した。東北新幹線全線開業後初めての大規模な事業として実施し、全国の商工会議所関係者等1,200名が参加。「旅と健康」をテーマに掲げ、健康を題材に新たな着地型観光プログラムの推進を掲げた青森アピールを採択したほか、3回目となる「全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞」の表彰式を行った（受賞商工会議所は後掲）。

そのほか、11月に日本経済団体連合会との共催により、約400名の参加を得て、観光立国シンポジウムを実施したほか、各地商工会議所の観光担当者を対象にした実地を含む研修会を豊後高田市・別府市（大分県）において開催。当所ホームページ「観光振興ナビゲーター」を通じ、農商工・広域連携、ニューツーリズム等の各地商工会議所の観光振興事例や、観光イベント情報、各省庁等の支援施策に関する情報を発信するとともに、観光振興への取り組み状況を調査し、各地商工会議所の取り組みの参考に供した。

【第3回「全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞」受賞商工会議所】

「大賞」 松山商工会議所（愛媛県）

「振興賞」

会津若松商工会議所（福島県）

諏訪商工会議所（長野県）

「観光立“地域”特別賞」

浜松商工会議所（静岡県）

日南商工会議所（宮崎県）

「奨励賞」

山形商工会議所（山形県）

神岡商工会議所（岐阜県）

廿日市商工会議所（広島県）



「全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞」授賞式  
(23年2月)

(3) 地域資源を活用した地域の産業振興に対する支援の強化

① 「JAPAN ブランド育成支援事業」の円滑な実施のための側面支援（再掲）

地域が一丸となって素材・技術等の地域の強みを活かし、地域産品の魅力をさらに高めて世界に通用するブランド力を確立していこうとする取り組みを総合的に支援するため、「JAPAN ブランド戦略展開事業」（中小企業庁委託事業）を、当所および全国商工会連合会が全国事務局として実施した。

全国事務局では、22年度案件として申請のあった、各地商工会議所および商工会、NPO等が取り組むプロジェクト83件を採択した。



海外展示商談会で日本製品をPR（23年1月、パリ）

また、欧州市場での認知度向上およびマーケティング調査を目的とした「海外テストマーケティング」をイタリア・ローマ（10～11月）、フランス・パリ（11～12月）で実施したほか、出展者と欧州の有力バイヤーとのビジネスマッチングを行う海外共同展示商談会「JAPAN ブランドエキジビション in Paris」をフランス・パリ（23年1月）で開催した。

さらに、ホームページやインテリア関連冊子を活用した情報発信、事業評価の実施などを通じ、各プロジェクトを総合的に支援した。

## ②「地域資源∞全国展開プロジェクト」の円滑な実施に対する支援

地域資源を活かした新商品や観光資源の開発など、地域の魅力の全国展開を目指す取り組みを支援するため、21年度に引き続き「地域資源∞全国展開プロジェクト（小規模事業者新事業全国展開支援事業）」（中小企業庁補助事業）を実施し、22年度は、「本体事業」69件、「調査研究事業」28件に加え、地域資源を活用した複数の特産品、観光資源等を束ねて一定期間に集中的に行う新たな集客型の販路開拓または普及に関する事業を支援する「地域の魅力でおもてなし事業」を創設し11件の計108件のプロジェクトを採択した。各地商工会議所が実施するプロジェクトの側面支援として、専門家派遣ニーズを有するプロジェクト等に対してコンサルタントを派遣し、事業基盤の強化支援を行ったほか、地域資源を活用した事業の一層の推進のため、全国各地で「地域資源掘り起こし・活用促進セミナー」と「地域活性化事業ブラッシュアップセミナー」を実施した。

また、各プロジェクトで開発された特産品や観光商品などを集めた共同展示商談会「feel NIPPON」を国内最大級の見本市「東京インターナショナル・ギフトショー」および食の専門見本市「グルメ&ダイニングスタイルショー」と同時開催（9月、23年2月）し、流通関係者との商談支援を行った。さらに、東京・八重洲の百貨店において、本事業で開発された商品を実際に販売して市場調査を行うテストマーケティング事業「feel NIPPON 新しい食・旅、そして技」を開催（23年1月）した。このほか、本プロジェクトを紹介するサイト「feel NIPPON」をリニューアルし、特徴ある取り組み事例を6回にわたり特集としてテーマ別に紹介したほか、テレビ東京系全国6局ネットにて「列島縦断 feel NIPPON！まるごと！日本新発見ツアー」（75分）を放映し、一般消費者を対象に本事業の認知度と魅力の向上を図った。



地域産品見本市「feel NIPPON」を開催（23年2月）

## ③上記①、②の事業の総合化・体系化等による地域資源の掘り起こし支援

地域資源を活用した事業の一層の推進を図るべく、地域資源の掘り起こしやその活用方法の啓発、それによる本事業の活用促進を目的とした「地域資源掘り起こし・活用促進セミナー」を全国9ブロックで開催したほか、事業計画のブラッシュアップを行う「地域活性化事業ブラッシュアップセミナー」を東京、大阪の2会場で実施し、地域資源の掘り起こしを総合的に支援した。



#### (4) 地域活性化に関する情報の収集・提供の強化

まちづくりや観光振興への取り組み状況等に関する調査を実施し、その結果を各地商工会議所にフィードバックしたほか、各地商工会議所の地域活性化に向けた取り組み事例や行政等の各種支援策などの情報を収集し、ホームページの「まちづくり情報ナビゲーター」「観光振興ナビゲーター」「ものづくり情報ナビゲーター」などを通じ提供した。また、地域資源の活用に関して、実践的な研修会やセミナー（全国9ブロック、複数回実施）、ブラッシュアップセミナー（東京・大阪で実施）をはじめ、観光振興に関して現地研修を行うなど、テーマ別にきめ細かい情報提供に努めた。さらに、商工会議所地域活性化情報センター（カリアック内）において、全国の商工会議所が取り組む地域活性化事業を幅広く展示した。

## 7. 地域・中小企業における地球温暖化対策の推進

#### (1) 地球温暖化対策に関する意見活動を展開

地球温暖化対策について、「温室効果ガス削減の中期目標は前提条件を堅持すべきであり、前提条件が満たされなければ目標を見直すべき」「環境と経済を両立すべき」「中小企業の負担増につながる制度の導入に反対」「中小企業の成長を促す施策が必要」等の立場から、累次にわたり意見書を提出するなど、様々な機会をとらえて意見活動を展開した。特に22年11月19日には、政府による「地球温暖化対策主要3施策に関するヒアリング」が開催され、当所から鳥原光憲環境・エネルギー共同委員長（特別顧問）が出席し、意見陳述を行った。

その結果、22年12月28日に決定された地球温暖化対策主要3施策（国内排出量取引制度、地球温暖化対策のための税、再生可能エネルギーの全量買取制度）に関する政府の基本方針において、国内排出量取引制度に関して、「我が国の産業に対する負担やこれに伴う雇用への影響、海外における排出量取引制度の動向とその効果、国内において先行する主な地球温暖化対策の運用評価、主要国が参加する公平かつ実効性のある国際的な枠組みの成否等を見極め、慎重に検討を行う」とされるなど、当所の主張する内容が盛り込まれた。

また、22年12月に開催された気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）では、中期目標の前提条件を失うことにつながる京都議定書の単純延長が懸念されていたが、政府は前提条件を堅持し、京都議定書の単純延長は行わない旨の合意が行われた。

#### (2) 商工会議所環境行動計画を推進

地域や中小企業における自主的・継続的な地球温暖化対策の取り組みを促進するため、20年6月に策定した「商工会議所環境行動計画～地域・中小企業における地球温暖化対策の推進～」に基づき、全国の商工会議所にもそれぞれの環境行動計画を策定し、推進することを呼びかけた。22年11月の調査では175商工会議所が環境行動計画を策定するなど、環境への取り組みを行っており、地域における地球温暖化対策を推進している。一方、「商工会議所環境行動計画」の推進にあたり、会員中小企業等が自社の事業活動による二酸化炭素排出量を把握できるよう、電気・ガス・ガソリン・軽油などの使用量を入力することで、二酸化炭素排出量などを自動計算できる「CO<sub>2</sub>チェックシート」を作成して20年9月よりホームページ上で提供しており、22年度も引き続きその普及に努めた。23年8月現在で1,074社が登録している。

### (3) 国内クレジット制度の活用を支援

中小企業等の省エネや二酸化炭素排出量の削減を具体的に進める仕組みの一つとして、20年10月に開始された「国内クレジット制度」の普及・推進に努めた。その一環で、21年度に引き続き、経済産業省より「国内クレジット制度推進のための中小企業等に対するソフト支援事業」を受託した。22年4月から23年3月にかけて、再委託先である全国34商工会議所とともに、各地商工会議所のネットワークおよび20・21年度にソフト支援事業の実施を通じて構築した経済産業局や他のソフト支援実施機関等とのネットワークを活用した普及・広報活動を全国延べ53カ所の商工会議所等で開催し、国内クレジット制度利用者の裾野の拡大を図った。

## 8. 新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化

### (1) 第28期（2011-13年）行動計画の策定

20年7月に策定した商工会議所中期行動計画「勇気ある挑戦～イノベーションによる中小企業と地域の再生を目指して～」(実施期間：20年度～22年度)の実施状況の検証・評価および新たな課題の抽出を踏まえ、「現場主義の徹底」「時代の潮流・構造変化に対峙する勇気あるイノベーションの推進」「商工会議所自身のイノベーションによる変革」を新たな運営の基本方針に据えた「第28期行動計画」を策定した。

### (2) 商工会議所の役割や存在意義等を周知するための広報活動の強化

#### ①各地商工会議所との連携による「商工会議所を知ってもらうキャンペーン」の推進

同キャンペーンは、商工会議所の役割や事業活動を多くの人たちに理解してもらい、商工会議所の存在を身近に感じてもらうこと等を目的に22年2月に開始した。キャンペーンでは、統一ビジュアルを活用して、代表的な事例等を紹介しており、キャンペーン開始後から23年1月までの間に下記の15編を発表するとともに、各地商工会議所が広報活動に活用できるようPR用データを提供した。

- ・「観光振興」の巻
- ・「国際化支援」の巻
- ・「ビジネス交流」の巻
- ・「地域振興」の巻
- ・「青年部」の巻
- ・「ジョブ・カード制度」の巻
- ・「女性会」の巻
- ・「販売士検定」の巻
- ・「日商PC検定」の巻
- ・「簿記検定」の巻
- ・「共済制度」の巻
- ・「商工会議所とは」の巻
- ・「経営相談」の巻

- ・「マル経融資」の巻
- ・「feel NIPPON」の巻

また、ホームページの掲載記事（日商ニュース、地域最前線、トレンドボックス）や「商工会議所の検定試験」サイト情報のほか、各地商工会議所が実施している事業等について、Twitter による紹介を開始した。

商工会議所のヒミツ

<http://www.jcci.or.jp/secret/>

- ・商工会議所検定試験

<http://www.kentei.ne.jp/>

- ・ジョブ・カード制度

<http://www.jc-center.jp/>

喫茶店マスターによるツイッター アカウント名：master\_cafe



Twitter を活用して商工会議所の情報を積極的に発信

## ②マスコミに対するパブリシティ活動の積極的な推進

財界記者クラブや東商記者クラブのみならず、テーマに応じて様々な記者クラブにアプローチを行ったほか、商工会議所の活動内容の理解を深めるよう役職員による記者へのレクチャー機会を増加させ、記事掲載の拡大を図った。また、メディア各社の論説委員・編集委員等と当所役員との意見交換会を開催するなど、マスコミに対するパブリシティ活動を積極的に推進した。

## ③広報特別委員会による各地商工会議所の広報活動の強化に資する情報の提供

広報特別委員会を1回実施。各地商工会議所における取り組みの先進事例紹介を行い、各地商工会議所の広報活動強化に資する情報提供を行った。

また、「各地商工会議所 広報活動実態調査」を4年ぶりに実施。各地商工会議所の広報活動の現状を把握し、取り組み事例を情報発信することにより、パブリシティ機能の強化を図った。

## ④日本商工会議所が制作したテレビCMコンテンツの地元テレビ局・CATVでの放映等の促進

商工会議所の認知度を高めるため、当所が19年度に制作した全国共通で利用できる「商工会議所CMコンテンツ」を、22年度も各地商工会議所、都道府県商工会議所連合会等に提供。7商工会議所、1商工会議所連合会が利用した。

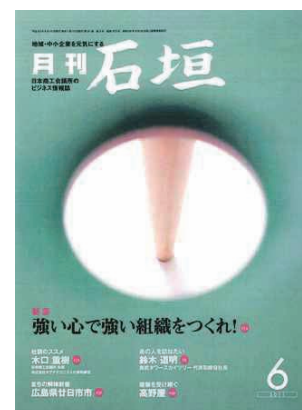
## ⑤商工会議所の要望により実現した税制改正や施策の拡充等に関する情報の各地商工会議所へのリアルタイムな提供

7月に「平成23年度税制改正に関する意見」をとりまとめ、税制調査会をはじめ政府・政党の税制改正の検討の議論の場において、適宜意見陳述を行った。当所の意見陳述状況や政府の検討内容等について、各地商工会議所にタイムリーに情報提供するため、10月から1月にかけて「平成23年度税制改正情報」を26回にわたり発信した。また、平成23年度税制改正への商工会議所の意見の反映状況を会員企業に伝えるため、チラシ「平成23年度税制改正のポイント」を作成して広報し

た。

#### ⑥イノベーションに取り組む企業・地域を積極的に紹介するなど、機関誌「会議所ニュース」、月刊誌「石垣」の内容の充実等

中小企業対策をはじめ当所が取りまとめた政府等へ働き掛けた提言・要望、さらにその実現状況などを随時、「会議所ニュース」に掲載した。また、各地商工会議所が実施する様々な取り組みも積極的に発信し、PRに努めた。「石垣」では、中小企業が抱える課題等をテーマに特集を企画したほか、「まちの解体新書」のコーナーを通じて各地のまちづくりなどの様子を紹介。さらに、商工会議所を知ってもらい活用してもらうための「商工会議所活用レシピ」のコーナーを設置して、商工会議所活動の周知を図った。



中小企業の課題を解決するヒント満載の月刊誌「石垣」

#### ⑦「所報サービス」の提供、「会報編集担当者研修会」の開催等による、各地商工会議所の広報活動の一層の支援強化

各地商工会議所の正副会頭・常議員・監事（希望登録制）に会頭コメントや会頭記者会見の様子、重要会議等の内容を直接電子メールで速報する「ニュースファイル」（22年度末送信登録先1,087）を年間56回送信。各地商工会議所の会報作成担当者の基礎知識習得と編集技術の向上などを図ることを目的に「会報編集担当者研修会」を開催したほか、会報発行を支援する「所報サービス」（記事提供システム）の一層の充実を図った。

### (3) 商工会議所および日本商工会議所の組織、事業、法制上の諸課題への対応

#### ①厳しい運営環境にある各地商工会議所に対する迅速かつきめ細かな対応および全国商工会議所への積極的な訪問による実情把握

18年度から21年度にかけて実施した各地商工会議所の実情把握等を目的とした「各地商工会議所訪問」については、22年度から2巡目を開始。引き続き、様々な機会を活用し、全国の商工会議所を訪問した。

#### ②日本商工会議所および各地商工会議所のコンプライアンス（法制遵守）等危機管理への取り組みの徹底

年度が替わり人事異動が行われた直後の4月、CCIスクエアにコンプライアンスの更なる徹底を呼びかける記事を掲載するとともに、各地商工会議所の役職員を対象に開催した当所主催の各種研修会において、コンプライアンスの徹底について説明した。さらには、6月に検定試験の運営に関する不祥事が発生したことにともない、7月の第594回常議員会・第216回議員総会において、コンプライアンスの更なる徹底を出席者に対し直接呼びかけた。また、口蹄疫感染の拡大で影響を受けた宮崎県を支援するため、ホームページ内に「宮崎応援情報」コーナーを設置し、復興へ向けた現地での各種イベントや幅広い分野のトピックスについて積極的な情報発信を行ったほか、口蹄疫発生当初は開催が危ぶまれた第42回全国商工会議所女性会連合会宮崎全国大会を予定通り举行了。

### ③商工会議所法に係る規制緩和・権限移譲について要望

地方分権改革推進委員会第1次勧告（20年5月28日）を踏まえ、商工会議所法の規制緩和・権限移譲に向けて検討を行い、商工会議所機能を最大限に発揮できるように、地域の実情に応じた副会頭・議員の定数の設定を可能とする等の規制緩和を経済産業省へ要望した。

その後、「地域主権戦略大綱」（22年6月22日閣議決定）において「国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）」が示されたことを受けて、経済産業省は、当所の主張を踏まえ、「商工会議所の定款変更等に係る国の権限について、規制緩和を含めて見直しを行い、都道府県に移譲を検討」とする方針を地域主権戦略会議へ提出した。

22年12月28日に「アクションプラン～出先機関の原則廃止に向けて～」が閣議決定された。このアクションプランにおいて、商工会議所の許認可権限を含む、個々の出先機関の事務・権限の移譲については、「移譲に向けた取り組みを実施する項目及びその実施に向けた工程を地方と協議した上で、平成23年6月末までに整理する」とされ、引き続き、政府において検討が行われている。

### ④各地商工会議所職員に対する研修体系・プログラムに則した各種研修の実施

20年度に策定した当所、ブロック連合会、都道府県連合会が役割分担して実施する各地商工会議所職員の研修体系・プログラムに沿って、階層別・分野別に78回の研修を実施し、各地商工会議所職員の人材育成に努めた（延べ4,208名が参加）。

### ⑤商工会議所を取り巻く環境変化に対応した委員会・特別委員会・専門委員会編成の見直し

経済環境の変化や政権交代等により、商工会議所が直面し、解決すべき政策課題は大きく変化するとともに、多様化・高度化・専門化している。そこで、11月の役員・議員の改選に併せ、新しい重要課題に対応するため、新しい委員会・専門委員会の設置・改廃や審議事項の改正等を見直しを行った。改正事項は以下のとおり。

第28期委員会・特別委員会・専門委員会の見直し

○新しい重要課題に対応するため、委員会・専門委員会の設置や審議事項の改正等を行った。

#### ①改組、新設

- ・ 中小企業国際ビジネス専門委員会 → 中小企業国際化支援特別委員会（30名程度）に改組
- ・ 地域活性化専門委員会を新設
- ・ IT経営推進専門委員会を新設

#### ②審議事項の改正、名称変更

- ・ 政策委員会 → 審議事項に「会頭諮問事項」を追加し、総合政策委員会に名称変更
- ・ 税制委員会の審議事項に「会計」を追加

○初期の目的を達成した特別委員会・専門委員会は、改廃した。

- ・ 事業承継対策特別委員会 → 中小企業政策専門委員会および税制専門委員会に吸収
- ・ 幹線道路網の整備促進に関する特別委員会 → 地域活性化専門委員会に吸収
- ・ 金融専門委員会 → 中小企業政策専門委員会に吸収
- ・ 外国人労働者専門委員会 → 労働専門委員会に吸収

第 28 期委員会・特別委員会・専門委員会編成

(常設) 委員会 : 13 (変更なし)、特別委員会 : 7 → 6、専門委員会 : 17 → 16

日本商工会議所委員会規則の改正箇所 (下線部)

改正前	改正後
<p>第 2 条 <u>政策委員会</u>においては、2 以上の委員会にまたがる総合的な重要な政策事項を審議する。</p> <p>7 税制委員会においては、<u>税制</u>に関する事項を審議する。</p>	<p>第 2 条 <u>総合政策委員会</u>においては、<u>会頭諮問事項および</u>2 以上の委員会にまたがる総合的な重要な政策事項を審議する。</p> <p>7 税制委員会においては、<u>税制および会計</u>に関する事項を審議する。</p>
	<p>付則 <u>この規則は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する</u></p>

第28期委員会・特別委員会・専門委員会編成一覧

第27期		第28期	
名称	見直し事項	名称	想定されるテーマ
政策委員会	審議事項・名称の改正	総合政策委員会	会頭諮問事項および総合的な重要な政策事項(成長戦略、政治改革、行財政改革、農工商連携、科学技術立国推進政策等)
産業経済委員会		産業経済委員会	産業経済に関する事項(経済・財政政策に係る諸課題等)
経済法規専門委員会		経済法規専門委員会	①民法(債権法)改正、②会社法制改正、③競争法改正、④知財戦略
金融専門委員会	中小企業政策専門委員会に吸収		—
産業人材専門委員会		産業人材専門委員会	①新検定試験・認定試験、②検定事業の効果的な普及推進の方策
国際経済委員会		国際経済委員会	国際経済、貿易に関する事項(通商政策 在日外国機関による投資情報 商工会議所の国際化事例等)
中小企業国際ビジネス専門委員会	中小企業国際化支援特別委員会に改組		—
貿易関係証明専門委員会		貿易関係証明専門委員会	①特定原産地証明書の利用促進、②非特惠原産地証明等貿易関係証明の円滑な発給
観光委員会		観光委員会	観光に関する事項(商工会議所の観光振興事例、観光振興に関する提言、観光振興大会の実施等)
観光専門委員会		観光専門委員会	①観光立“地域”実現の具体的方策、②広域観光の推進、③インバウンド拡大に向けた具体的方策、④観光振興大会の拡充
中小企業委員会		中小企業委員会	中小企業問題および小規模事業対策に関する事項
中小企業政策専門委員会	金融専門委員会および事業承継対策特別委員会の後継者対策等を吸収	中小企業政策専門委員会	①中小・小規模企業支援のあり方、②中小企業基本法等、法制度のあり方、③中小企業金融のあり方、④事業承継円滑化に係る後継者対策等
取引適正化専門委員会		取引適正化専門委員会	①下請問題等、②取引適正化の推進
地域活性化委員会		地域活性化委員会	地域振興および流通対策に関する事項(地域活性化の取組み事例、地域活性化および交通・流通インフラ整備等)
	新設。地域活性化策および幹線道路を含め社会資本整備のあり方等を検討	地域活性化専門委員会	①広域の連携・地域活性化問題、②地域資源の発掘・活用促進、③特区・規制改革制度の活用促進、④社会資本整備の促進(主要幹線道路、整備幹線、中核空港・港湾等)
税制委員会	審議事項の改正	税制委員会	税制および会計に関する事項
税制専門委員会	事業承継対策特別委員会の事業承継税制を吸収	税制専門委員会	①消費税を含む税制技術改革、②中堅・中小企業を支援する税制改正、③事業承継円滑化に向けた税制
企業会計専門委員会		企業会計専門委員会	新たな中小企業の会計基準の策定
労働委員会		労働委員会	労働に関する事項(労働法制、雇用問題、外国人労働者問題等)
労働専門委員会	外国人労働者専門委員会を吸収	労働専門委員会	①労働法制(有期労働契約等)、②雇用問題、③外国人労働者受け入れの在り方
外国人労働者専門委員会	労働専門委員会に吸収		—
情報化委員会		情報化委員会	中小企業および商工会議所の情報化に関する事項(中小企業のIT活用事例、商工会議所のIT活用事例、国のIT施策等)
	新設。中小企業のIT経営推進策等を検討	IT経営推進専門委員会	①中小企業のIT経営推進に係る商工会議所の支援事業、②国や地方自治体の支援施策
環境・エネルギー委員会		環境・エネルギー委員会	環境およびエネルギーに関する事項
環境専門委員会		環境専門委員会	①地球温暖化問題、②環境問題(容器包装リサイクル法見直し等)
国民生活委員会		国民生活委員会	国民生活に関する事項(少子高齢化問題、消費者問題等)
社会保障専門委員会		社会保障専門委員会	持続的な社会保障制度(年金・医療・介護)
教育委員会		教育委員会	教育に関する事項
教育専門委員会		教育専門委員会	①学校教育、教育制度のあり方、②教育機関との連携強化
運営委員会		運営委員会	商工会議所に関する事項(制度、運営、財政強化、事業等)
運営専門委員会		運営専門委員会	①第28期行動計画の策定・推進、②商工会議所法の諸課題(規制緩和、権限移譲等)、③各地商工会議所および日本商工会議所の運営上の諸課題、④経営改善普及事業の諸課題
行財政改革特別委員会		行財政改革特別委員会	行財政改革に関する事項
行財政改革専門委員会		行財政改革専門委員会	①道州制・地域主権、②規制・制度改革
広報特別委員会		広報特別委員会	広報に関する事項(各地商工会議所の広報活動強化策等)
信用基金管理特別委員会		信用基金管理特別委員会	保証事業(信用基金特別会計)の事業計画・報告、収支予算・決算
表彰特別委員会		表彰特別委員会	日本商工会議所表彰制度に関する事項
まちづくり特別委員会		まちづくり特別委員会	街づくりに関する事項(改正まちづくり3法の実施、多様なまちづくりの推進、大型店との共生問題等)
	改組(中小企業国際ビジネス専門委員会より)	中小企業国際化支援特別委員会	中小企業等の国際化に関する事項(中小企業の国際化支援活動、中小企業国際化に取り組む商工会議所に対する支援策、商工会議所における国際化担当職員の育成、アジア等を中心とした投資環境等)
事業承継対策特別委員会	事業承継税制は税制専門委員会、後継者対策等は中小企業政策専門委員会に吸収		—
幹線道路網の整備促進に関する特別委員会	地域活性化専門委員会に吸収		—

## ⑥農商工連携、広域連携、合併などの事業活動・組織運営に関する各地商工会議所の先進事例収集・提供による取り組み促進、情報交換

各地商工会議所の事業活動・組織運営に対する支援を強化するため、商工会議所訪問等による各地の実情把握を精力的に展開したほか、当所経由の補助・委託事業の効果的な活用、税制改正の概要、各種委託・補助・助成等の情報提供サービスの強化、「会議所ニュース」や「石垣」、ホームページ、「商工会議所を知ってもらおうキャンペーン」等による各地商工会議所の活動状況や先進事例の情報提供等に取り組んだ。

## ⑦各地商工会議所のビジョンや中期行動計画の策定に対する支援・取り組みの拡大

商工会議所の重要な使命の1つである地域活性化を図るためには、行政、市民、事業者、商工会議所が一体となって地域全体の進むべき方向性を明確化したビジョンや中期行動計画を策定することが重要であり、各地商工会議所の間で、ビジョンや中期行動計画を策定する動きが多く見られた。

そこで、当所ホームページ内の「商工会議所ビジョン等紹介コーナー」において、すでにビジョンや中期行動計画を策定した商工会議所の事例を紹介するなど、各地商工会議所におけるビジョンや中期行動計画の策定支援を行った。

これらの活動により、当所が把握している各地商工会議所のビジョンやアクションプラン（プログラム）、中期行動計画の策定数は、23年8月16日現在で77カ所となっている。

## ⑧日本商工会議所表彰制度の拡充・利用促進

「商工会議所中期行動計画」で掲げた、「商工会議所表彰制度の活用促進」を踏まえ、商工会議所表彰制度（日本商工会議所表彰規則第5条：当該商工会議所会頭の推薦（自薦）に基づく「運営・事業活動表彰」）の活用を呼び掛け、8商工会議所を表彰した。

<第112回>

草加商工会議所（創業人材育成事業、地域力連携拠点事業）、静岡商工会議所（新設合併方式による新商工会議所設立）、名古屋商工会議所（ジョブ・カード制度普及促進事業）、大阪商工会議所（中国ビジネス支援事業）、北大阪商工会議所（地域中小企業および地元自治体への情報化支援）

<第113回>

札幌商工会議所（ジョブ・カード制度普及促進事業）、浜松商工会議所（地域中小企業の情報化支援）、下関商工会議所（地域・地域企業の国際化推進事業「CAITバンク事業」ほか）

また、同規則第7条第8号の規定による「連名表彰」（非会員であっても、「その他、日本商工会議所会頭が特に必要と認めたもの」であれば、幅広く日商会頭と各地商工会議所会頭との連名で表彰できる制度）の活用を呼び掛け、6事業所、41名を表彰した。

## ⑨TOAS（商工会議所トータルOAシステム）の普及促進と活用支援

各地商工会議所におけるTOASの円滑な運用と有用な活用を支援するため、「TOASユーザー会」を開催し、ユーザー商工会議所から寄せられた意見等を反映し、金融相談システムにおける融資調査票および融資推薦書の書式変更への対応等をはじめとする各種プログラムの改善に努めた。

また、ユーザー商工会議所には、TOAS／Web版ホームページやメーリングリスト、CCI



スクエア等を通じたQ&A情報等の提供を行うとともに、現地でシステムサポートを行うTOASパートナーとの連携等によりトラブル対応に努めた。このほか、TOASの普及促進、担当者の情報交換、改善・要望事項の収集等を目的とした「TOASフォーラム」の開催や、TOASの操作・運用方法について説明する担当者研修会の開催、さらには各種会議・研修会等においてTOASデータの商工会議所事業への戦略的活用についてPR・奨励するなど、各地商工会議所における導入促進および活用支援に取り組んだ。

#### ⑩日本商工会議所事務局における一層の経費削減および不採算事業等の見直しの継続

各地商工会議所の厳しい財政状況等を鑑み、一層の経費節減・業務効率化に努めた。また、各地商工会議所にご負担いただいた会費は、各地商工会議所の支援、地域活性化の実現をはかる政策提言活動等を通じて有効に使用するため、年間を通じて不採算事業の見直しの検討を行った。

#### (4) 各地商工会議所の会員増強運動の継続した取り組みへの支援強化

会員増強をはじめとする組織財政基盤の強化に資するため、各地商工会議所の会員数や取り組み等に関する調査を実施するとともに、全国的に企業数が減少する中においても会員数が増加している商工会議所の会員増強に向けた取り組み事例や各地商工会議所における全会員事業所訪問活動事例等の情報提供を行った。また、全国商工会議所専務理事・事務局長会議（山形市）等における先進事例発表や意見交換を通じて、組織財政基盤の強化に向けた各地商工会議所の取り組みを支援した。

#### (5) 共済など収益力強化に向けた新たな会員サービス事業の研究開発の継続

##### ①休業補償制度、Chambers カード事業など会員サービス事業の普及促進・改善

Chambers カード事業については、全国135万の会員ネットワークを生かし、全国5,300店舗における割引等の優待サービスを展開。個人カード、および企業を対象とした社用経費の削減効果を持つ事業所カードと個人・法人両部門を幅広くカバーできるカードとして広く認知されている。未実施商工会議所には、カード導入を要請するとともに、利用促進を図るためインターネットなどの広報媒体の活用により一層の普及に努めている。なお、23年3月末現在で、Chambers カード事業実施の覚書を締結した商工会議所数は151、カードの発行実績は口座数で26,126、枚数で36,393枚となっている。

また、7年10月から実施している、安価な掛金で葬儀など各種慶弔に関するサービスを受けられる慶弔サービス制度の23年3月末現在の加入者は、152事業所（348名）となっている。なお、保険業法の改正（根拠法のない共済の契約者保護ルールの導入）に伴い、サービスの提供方法等を再検討する視点から、現在、慶弔サービス制度については新規加入を一時停止しており、18年3月末までに加入された者のみを対象とするサービスとなっている。

9年12月に商工会議所の会員事業所向けサービス事業の1つとして創設した「全国商工会議所の休業補償プラン」は、商工会議所ならではのスケールメリットを活かした割安な所得補償保険という特徴を活かし、中小企業における従業員の福利厚生支援策の一つとして、広く全国の会員事業所に定着している。

23年度も引き続き、商工会議所における導入促進ならびに会員事業所における一層の普及奨励を

図り、各地商工会議所での加入促進活動を支援した。23年3月末現在、397商工会議所で実施され、加入件数（人数）は18,202名となっている。

#### ②各地商工会議所が実施する収益事業好事例の情報収集・提供

各地商工会議所の組織運営に対する支援を強化するため、商工会議所訪問等による各地の実情把握を通じて、収益事業好事例等の情報収集を精力的に行うとともに、このような先進的な好事例を、ブロック連合会、県連主催等の研修会などで提供したほか、「会議所ニュース」や「石垣」、ホームページ、Twitter等にて、随時、情報提供等に取り組んだ。

#### ③各地商工会議所が実施する特定退職金共済制度の適切な運営を図るための自己点検の促進、CCIスクエアによる情報提供等を通じた制度の実施体制や運用面の改善

各地商工会議所に対し、全国商工会議所専務理事・事務局長会議や共済担当者研修会等を通じて、特定退職金共済の適切な運営を図るための自己点検を呼びかけるとともに、コンプライアンスの遺漏や積立不足などの問題が確認された場合には、改善を図るよう依頼した。また、制度の実施体制や運用面の改善に向け、各種照会に精力的に対応した。

#### ④休業補償制度の拡充による「業務災害補償プラン」の導入

各地商工会議所の会員サービス・事業収入強化に資するため、新たな会員サービス事業として従来の休業補償プランを拡充した「業務災害補償プラン」を22年2月に導入した（保険始期：22年10月）。23年8月現在で370商工会議所が実施し、5月末現在の加入社数は9,861社を数える。この加入実績のうち、新規で商工会議所の会員となった加入者は約3割にのぼり、新たな会員獲得のためのツールとして機能している。

### (6) 商工会議所青年部の活動支援

22年度の日本商工会議所青年部（日本YEG）は「*Make it happen!* 夢への挑戦」をスローガンに、「組織強化」「研修活動」「ビジネス活動」「提言活動」の4テーマを中心に活動を展開した。

具体的な活動としては、会員相互の「親睦・交流」「研修・研鑽」を促進し、各地のYEG活動の活性化を図ることを目的として、全国9ブロックにおいてブロック大会を開催した。また、会員同士の研鑽・交流を目的として、11月に香川県高松市で「第28回全国会長研修会志國高松道場」を開催、1,335名の参加を得た。さらに、23年2月には、宮城県仙台市で4,007名の参加を得て「第30回全国大会みやぎ仙台大会」を開催。各地商工会議所青年部の意識高揚、連携強化等を図った。このほか、地域活性化や青年部活動の模範となる事



全国大会では全国青年部の意識高揚、連携強化を確認（23年2月、仙台）

業等に取り組んだ青年部を表彰する「YEG大賞」や、青年部会員を対象に経営能力やプレゼンテーション能力の資質向上研修も盛り込んだ「ビジネスプランコンテスト」、若手国家公務員との交流・意見交換を行う「故郷の新しい風会議」、青年部会員同士のビジネスマッチングを促進する「ご縁満開ビジネスサイト」の運営やビジネス交流会など、多岐にわたって商工会議所青年部および会員企業の発展に資する活動を展開した。

また、東日本大震災への対応および支援として義援金募金への協力を呼びかけるとともに、救援物資の収集・搬送、被災地YEGを通じた情報収集・発信等を実施した。

なお、23年3月末現在の青年部設置数は446カ所（514商工会議所中の設置率86.8%）、うち日本商工会議所青年部加入は400カ所（加入率89.7%）となっている。

#### (7) 全国商工会議所女性会連合会（全商女性連）の活動を支援

10月に宮崎県宮崎市で、「第42回全国商工会議所女性会連合会宮崎全国大会」を開催し、全国から約2,500名が参加した。

同大会での「第9回女性起業家大賞」の授賞式において、最優秀賞（日本商工会議所会頭賞）は阪本恵子氏（株式会社ビッグバイオ代表取締役）、優秀賞（全商女性連会長賞）は大塚玲奈氏（株式会社エコトワザ代表取締役社長、スタートアップ部門）と柳生美江氏（株式会社プチファーマシスト代表取締役、グロース部門）に、それぞれ賞状と副賞が贈られた。

各地の功労者や優れた取り組み等を表彰する「全商女性連表彰」では、特別功労者22名、会員増強など組織強化に取り組んだ11女性会等を表彰。新たに行動する女性会の積極的な展開を図るため、個として光り、他の範となる事業や活動をしている女性会の表彰も併せて実施。最優秀賞（日本商工会議所会頭賞）には、酒田女性会の「傘福」が輝いた。優秀賞（全商女性連会長賞）には四日市女性部（合唱部活動）と日向女性会（廃油で作ったエコキャンドルの作製・点灯）、会長特別賞には大館女性会と守口門真女性会、福山女性会を表彰した。

宮崎県内で発生した口蹄疫被害に関する義援金について、会員からのご芳志4,868,000円を、吉川会長から宮崎県商工会議所女性会連合会の高柳会長へ贈呈した。高柳会長からは、「皆様からいただいた多くの貴重な浄財を大切にに使わせていただく。ありがとうございます」とお礼が述べられた。

全商女性連が環境問題や教育問題を重点事業として取り組む中、小さな一歩が大きくなうねりとなるように、まずは自分達が具体的に行動していくといった観点から、懇親会への「マイ箸」持参を大会出席者に呼びかけ、ほとんどの参加者が「マイ箸」を用意した。

3月11日に発生した東日本大震災による未曾有の被害に対し、全国の商工会議所の総力をあげて被災地商工会議所の復旧・復興を力強く支援するため、23年3月17日開催の「東北関東大震災への対応と支援のための第113回通常会員総会」において、「東北関東大震災への対応と支援について」を全



宮崎で全国大会を開催し約2500名が参加（22年10月）

会一致で決議し、全国の商工会議所、青年部、女性会が連携して、「東北関東大震災義援金募金」を行うこととなった。

同総会において、商工会議所、青年部、女性会の立場から支援表明を行った際、女性会の代表として、吉川会長の代理で出席した河原副会長（横浜・会長）から、当面、①女性会において義援金募金を募集する、②会社・家庭において節電を徹底することを表明した。

全商女性連は3月22日から被災地商工会議所女性会に対する義援金募金の募集を開始。全国402の女性会、24,000名の会員と一丸となって、共生・調和の精神で被災地女性会への支援を継続することになっている。

23年3月末現在の女性会設置数は429カ所（514商工会議所中の設置率83.5%）、うち全商女性連加入数は402カ所（加入率93.7%）。

## Ⅱ 事項別状況

### 1. 法人の概要

#### (1) 所在地

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3丁目2番2号

TEL (03)3283-7823

FAX (03)3211-4859

URL <http://www.jcci.or.jp>

E-mail : [info@jcci.or.jp](mailto:info@jcci.or.jp)

#### (2) 沿革

##### ①変遷

わが国商工会議所制度は、明治11年に当時の関税不平等条約改正等の問題について、商工業者の意見を代弁する機関として、東京商法会議所が設立されたことに始まる。その後、全国の主要都市に相次いで設立され、明治25年には15の商工会議所がその連合体として「商業会議所連合会」を結成した。

日本商工会議所は、大正11年6月に「商業会議所連合会」を母体として誕生し、名称・組織の変更など様々な変遷を経て、昭和29年に現行「商工会議所法」に基づく特別認可法人として改編、現在は平成13年12月に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画により民間法人化され、今日に至っている。

##### ②根拠法

###### ア. 設立根拠法

商工会議所法（昭和28年法律第143号）

###### イ. 業務関連法

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）

##### ③主管省庁名

経済産業省 経済産業政策局経済産業政策課

##### ④設立年月日

大正11年6月29日

##### ⑤目的

日本商工会議所は、全国の商工会議所を会員とする総合経済団体であり、全国の商工会議所を総合調整し、その意見を代表し、国内および国外の経済団体と提携すること等によって商工会議所の健全な発達を図り、もってわが国商工業の振興を図ることを目的としている。

##### ⑥主な事業内容（定款第6条）

- 1 全国の商工会議所の意見を総合してこれを公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること
- 2 行政庁等の諮問に応じて、答申すること
- 3 国民経済及び国際経済に関する調査研究を行なうこと
- 4 国民経済及び国際経済に関する情報又は資料の収集又は刊行を行なうこと
- 5 国内商事取引に関して商工会議所の行なう事業に関し、連絡又はあつ旋を行なうこと
- 6 国内及び国外において、博覧会、見本市等を開催し、又はこれら等の開催のあつ旋を行なうこと

- 7 国際商事取引の紛争に関するあっ旋、調停又は仲裁を行なうこと
- 8 商工会議所の行なう商工業に関する技術及び技能の普及又は検定に関する指導を行なうこと
- 9 商工会議所の行なう商工相談事業に関する指導を行なうこと
- 10 国内における経済団体との提携又は連絡を行なうこと
- 11 国外における商工会議所その他の経済団体等との提携又は連絡を行なうこと
- 12 商工業に関して、観光事業の総合的な改善発達を図ること
- 13 国際親善に関する事業を行なうこと
- 14 商工会議所が設置する施設等に係わる債務の保証及びそれに付帯する事業を行なうこと
- 15 特定原産地証明書の発給に関する事務及びそれに付帯する事業を行うこと。
- 16 前各号に掲げるもののほか、本商工会議所の目的を達成するために必要な事項を行なうこと

⑦国庫補助金等（各年度とも実績額）

（単位：万円）

区 分		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
国庫補助金等	国 庫 補 助 金	615,416	191,294	339,896
	その他(委託費)	172,014	185,882	183,121
	計	787,430	377,176	523,017
	一 般 会 計	646,326	212,951	348,737
	特 別 会 計	141,103	164,225	174,279
	特別会計名	労働保険特別会計	労働保険特別会計	労働保険特別会計
政 府 出 資 金 額		—	—	—
財 政 投 融 資		—	—	—
借 入 金 等 (借 入 先)		0	0	0

## 2. 定款および規約等

### (1) 定 款

22年度においては、定款の変更は行われなかった。

### (2) 規 約（規則・規程）

平成 22 年 10 月 21 日開催の第 596 回常議員会において、日本商工会議所委員会規則の一部改正について承認された。

（日本商工会議所委員会規則の一部改正について）

#### ①改正理由

経済環境の変化や政権交代等により、商工会議所が直面している解決すべき政策課題は大きく変化するとともに、その内容についても多様化・高度化・専門化している。

このため、新しい重要課題に対応するため、11月の役員・議員改選のタイミングに合わせ、新しい委員会・専門委員会の設置・改廃や審議事項の改正等の見直しを行うこととする。具体的には以下のとおり。

(1) 新しい重要課題に対応するため、委員会・専門委員会の設置や審議事項の改正等を行う。

①改組、新設

- ・ 中小企業国際ビジネス専門委員会 → 中小企業国際化支援特別委員会（30名程度）に改組
- ・ 地域活性化専門委員会を新設
- ・ IT経営推進専門委員会を新設

②審議事項の改正、名称変更

- ・ 政策委員会 → 審議事項に「会頭諮問事項」を追加し、総合政策委員会に名称変更
- ・ 税制委員会の審議事項に「会計」を追加

(2) 所期の目的を達成した特別委員会・専門委員会は、改廃する。

- ・ 事業承継対策特別委員会 → 中小企業政策専門委員会および税制専門委員会に吸収
- ・ 幹線道路網の整備促進に関する特別委員会 → 地域活性化専門委員会に吸収
- ・ 金融専門委員会 → 中小企業政策専門委員会に吸収
- ・ 外国人労働者専門委員会 → 労働専門委員会に吸収

②変更箇所（※アンダーラインの部分）

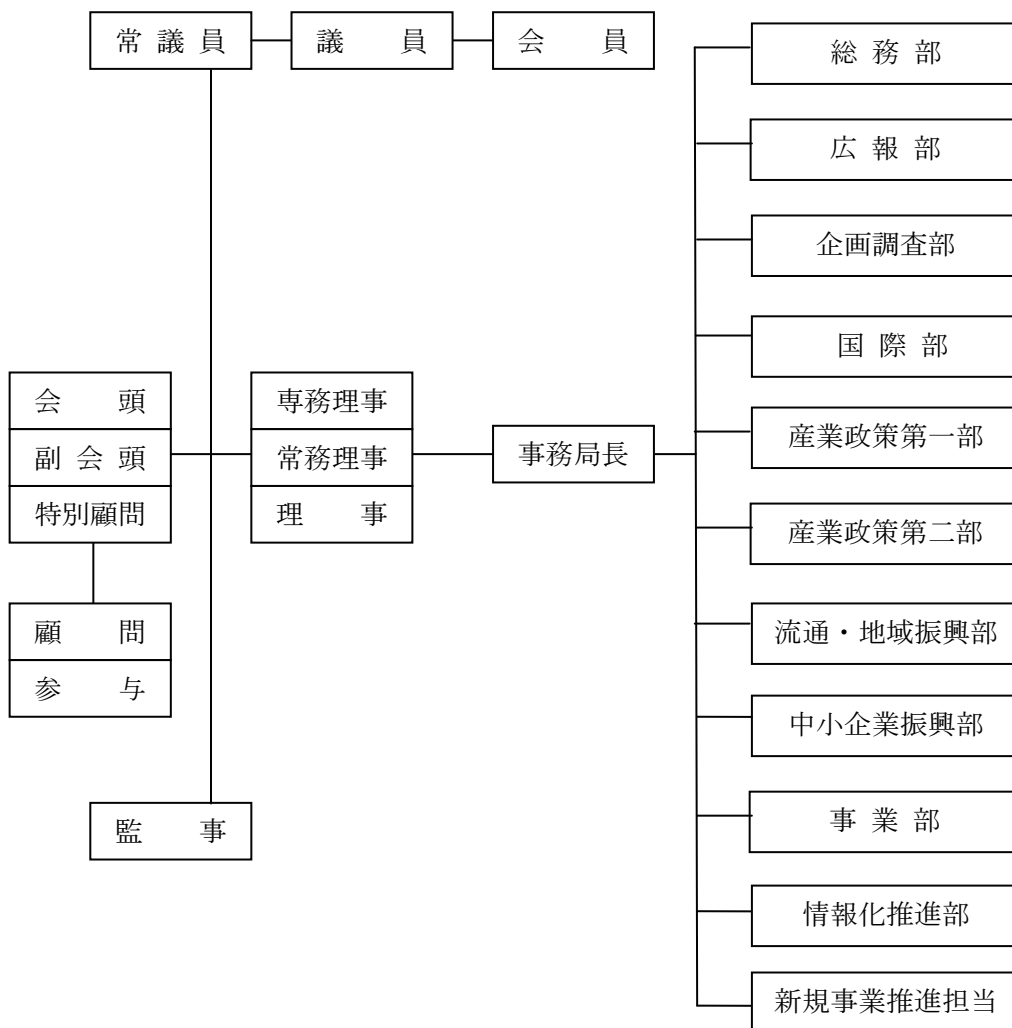
第2条 総合政策委員会においては、会頭諮問事項および2以上の委員会にまたがる総合的な重要な政策事項を審議する。

7 税制委員会においては、税制および会計に関する事項を審議する。

附則

この規則は、平成22年11月1日から施行する。

### 3. 組 織





(1) 会 員（平成23年3月31日現在）

平成22年度末における日本商工会議所の会員数は、514商工会議所で、地域別会員数は下表のとおり。

都道府県別	会員数	都道府県別	会員数	都道府県別	会員数
北海道地区	42	東 京	8	岡 山	12
東北地区	45	神 奈 川	14	広 島	13
青 森	7	山 梨	2	山 口	14
岩 手	9	静 岡	15	四 国 地 区	27
宮 城	6	東 海 地 区	49	徳 島	6
秋 田	6	岐 阜	15	香 川	6
山 形	7	愛 知	22	愛 媛	9
福 島	10	三 重	12	高 知	6
北陸・信越地区	49	近 畿 地 区	71	九 州 地 区	78
新 潟	16	福 井	7	福 岡	19
富 山	8	滋 賀	7	佐 賀	8
石 川	7	京 都	8	長 崎	8
長 野	18	大 阪	20	熊 本	9
関 東 地 区	102	兵 庫	18	大 分	10
茨 城	8	奈 良	4	宮 崎	9
栃 木	9	和 歌 山	7	鹿 児 島	11
群 馬	10	中 国 地 区	51	沖 縄	4
埼 玉	15	鳥 取	4		
千 葉	21	島 根	8	合 計	514

なお、平成22年度における商工会議所の合併は以下のとおり。

平成22年4月1日 静岡、清水が合併（静岡が存続。名称を静岡に変更）

平成22年11月1日 佐世保、北松が合併（佐世保が存続。名称を佐世保に変更）

(2) 特別会員（平成23年3月31日現在）

平成22年度末における特別会員は次のとおり。

商工会議所（国外）（17）	商工会議所連合会（15）	その他団体・法人（4）
盤谷日本人商工会議所	北海道	協同組合連合会日本専門店会連盟
ソウル・ジャパン・クラブ	富山県	全国米穀販売事業共済協同組合
フィリピン日本人商工会議所	長野県	全国青色申告会総連合
在仏日本商工会議所	茨城県	株式会社商工組合中央金庫
デュッセルドルフ日本商工会議所	栃木県	
ニューヨーク日本商工会議所	群馬県	
南加日系商工会議所	埼玉県	
ブラジル日本商工会議所	千葉県	
シドニー日本商工会議所	神奈川県	
リオ・デ・ジャネイロ日本商工会議所	静岡県	
マレーシア日本人商工会議所	三重県	
シンガポール日本商工会議所	福井県	
パラ一日系商工会議所	滋賀県	
在亜日本商工会議所	山口県	
メキシコ日本商工会議所	愛媛県	
南アフリカ日本人商工会議所		
中国日本商會		

(3) 第28期<平成22年11月1日～平成25年10月31日>役員（平成23年3月31日現在）

役員の様職、定数、氏名、経歴は次のとおりである。（敬称略）

役職	定数	氏名	経歴
会頭 (非常勤)	1人	岡村 正	(東京商工会議所会頭) (株)東芝相談役
副会頭 (非常勤)	5人	佐藤 茂雄	(大阪商工会議所会頭) 京阪電気鉄道(株)代表取締役CEO・取締役会議長
		高橋 治朗	(名古屋商工会議所会頭) 名港海運(株)代表取締役会長
		佐々木 謙二	(横浜商工会議所会頭) 日本発条(株)代表取締役会長
		立石 義雄	(京都商工会議所会頭) オムロン(株)代表取締役会長
		大橋 忠晴	(神戸商工会議所会頭) 川崎重工業(株)取締役会長
副会頭に 準ずる者 (非常勤)	6人	竹崎 克彦	(高松商工会議所会頭) (株)百十四銀行取締役会長
		高向 巖	(札幌商工会議所会頭) (株)北洋銀行代表取締役会長
		鎌田 宏	(仙台商工会議所会頭) (株)七十七銀行取締役会長
		河部 浩幸	(福岡商工会議所会頭) (株)九電工代表取締役会長
		敦井 榮一	(新潟商工会議所会頭) 北陸ガス(株)代表取締役社長
		深山 英樹	(広島商工会議所会頭) 広島電鉄(株)代表取締役会長
専務理事 (常勤)	1人	中村 利雄	平成14年9月 財団法人2005年日本国際博覧会協会副事務総長 平成15年10月 財団法人2005年日本国際博覧会協会事務総長 平成19年11月 日本商工会議所・東京商工会議所専務理事
常務理事 (常勤)	1人	宮城 勉	平成15年7月 近畿経済産業局長 平成18年7月 内閣府大臣官房審議官 平成20年7月 日本商工会議所常務理事
常議員 (非常勤)	51人	松本 榮一	(函館商工会議所会頭) ホンダカーブ南北海道(株)代表取締役社長
		山本 秀明	(小樽商工会議所会頭) 協和総合管理(株)取締役社長
		高向 巖	(札幌商工会議所会頭) (株)北洋銀行取締役会長
		新谷 龍一郎	(旭川商工会議所会頭) 新谷建設(株)代表取締役社長
		林 光男	(青森商工会議所会頭) 青森三菱電機機器販売(株)取締役社長
		元持 勝利	(盛岡商工会議所会頭) 岩手トヨペット(株)代表取締役社長
		鎌田 宏	(仙台商工会議所会頭) (株)七十七銀行取締役会長
		清野 伸昭	(山形商工会議所会頭) 山形パナソニック(株)代表取締役社長
		瀬谷 俊雄	(福島商工会議所会頭) (株)東邦銀行取締役会長
		敦井 榮一	(新潟商工会議所会頭) 北陸ガス(株)代表取締役社長
		犬島 伸一郎	(富山商工会議所会頭) (株)北陸銀行特別参与
		深山 彬	(金沢商工会議所会頭) (株)北國銀行代表取締役会長
		加藤 久雄	(長野商工会議所会頭) (株)本久ホールディングス代表取締役会長兼社長
		井上 保	(松本商工会議所会頭) (株)井上代表取締役社長
		和田 祐之介	(水戸商工会議所会頭) (株)祐月本店会長
		北村 光弘	(宇都宮商工会議所会頭) (株)横倉本店代表取締役会長
		曾我 孝之	(前橋商工会議所会頭) 中屋商事(株)代表取締役社長
		松永 功	(さいたま商工会議所会頭) (株)松永建設代表取締役会長

		石井俊昭	(千葉商工会議所会頭)	(株)千葉銀行顧問
		山田長満	(川崎商工会議所会頭)	東京JAPAN税理士法人理事長
		上原勇七	(甲府商工会議所会頭)	(株)印傳屋上原勇七会長
		後藤康雄	(静岡商工会議所会頭)	はごろもフーズ(株)代表取締役会長
		御室健一郎	(浜松商工会議所会頭)	浜松信用金庫理事長
		堀江博海	(岐阜商工会議所会頭)	(株)十六銀行頭取
		吉川一弘	(豊橋商工会議所会頭)	豊橋信用金庫理事長
		森克彦	(一宮商工会議所会頭)	モリリン(株)代表取締役会長
		竹林武一	(津商工会議所会頭)	三重トヨタ自動車(株)代表取締役会長
		川田達男	(福井商工会議所会頭)	セーレン(株)社長
		宮崎君武	(大津商工会議所会頭)	大津板紙(株)代表取締役社長
		柳曾健二	(岸和田商工会議所会頭)	(株)泉州カード特別顧問
		三宅知行	(姫路商工会議所会頭)	姫路信用金庫理事長
		西口廣宗	(奈良商工会議所会頭)	(株)南都銀行取締役会長
		片山博臣	(和歌山商工会議所会頭)	(株)紀陽銀行取締役頭取
		清水昭允	(鳥取商工会議所会頭)	(株)清水代表取締役
		古瀬誠	(松江商工会議所会頭)	(株)山陰合同銀行取締役頭取
		岡崎彬	(岡山商工会議所会頭)	岡山ガス(株)取締役社長
		深山英樹	(広島商工会議所会頭)	広島ガス(株)代表取締役会長
		林孝介	(下関商工会議所会頭)	サンデン交通(株)取締役社長
		近藤宏章	(徳島商工会議所会頭)	総合ビル・メンテム(株)代表取締役
		竹崎克彦	(高松商工会議所会頭)	(株)百十四銀行取締役会長
		白石省三	(松山商工会議所会頭)	三浦工業(株)代表取締役会長
		西山昌男	(高知商工会議所会頭)	高知トヨタ自動車(株)代表取締役会長
		河部浩幸	(福岡商工会議所会頭)	(株)九電工代表取締役会長
		利島康司	(北九州商工会議所会頭)	(株)安川電機取締役会長
		井田出海	(佐賀商工会議所会頭)	(株)ミゾタ取締役会長
		松藤悟	(長崎商工会議所会頭)	松藤商事(株)代表取締役
		— — — —	(熊本商工会議所会頭)	
		姫野清高	(大分商工会議所会頭)	(株)桃太郎海苔代表取締役
		米良充典	(宮崎商工会議所会頭)	米良電機産業(株)代表取締役社長
		諏訪秀治	(鹿児島商工会議所会頭)	鹿児島トヨタ自動車(株)代表取締役社長
		國場幸一	(那覇商工会議所会頭)	(株)國場組代表取締役社長
監事 (非常勤)	3人	渡邊靖彦	(秋田商工会議所会頭)	秋田中央交通(株)取締役社長
		木村忠昭	(横須賀商工会議所会頭)	(株)エイヴイ代表取締役
		光井一彦	(宇部商工会議所会頭)	宇部マテリアルズ(株)取締役相談役
理事 (常勤)	4人 以内	坪田秀治	平成12年4月 日本商工会議所産業政策部長 平成14年6月 日本商工会議所理事・産業政策部長 平成19年4月 日本商工会議所理事・事務局長	
		青山伸悦	平成19年4月 日本商工会議所産業政策部長	

平成19年11月 日本商工会議所理事・産業政策部長  
 平成21年4月 日本商工会議所理事・産業政策第一部長  
 高橋和憲 平成12年4月 日本商工会議所流通・地域振興部長  
 平成19年11月 日本商工会議所理事・流通・地域振興部長  
 平成21年10月 日本商工会議所理事・企画調査部長兼流通・地域振興部長  
 平成22年4月 日本商工会議所理事・企画調査部長

(4) 第28期<平成22年11月1日～平成25年10月31日>議員（平成22年3月31日現在）

議員商工会議所名（※印は議員に準ずる者）、定数は次のとおりである。

選挙区名 ( )内は議員数	商 工 会 議 所 名
北海道 (8)	函館、小樽、札幌、旭川、室蘭、釧路、北見、稚内、※紋別
東北 (9)	青森、八戸、盛岡、釜石、仙台、秋田、山形、※酒田、福島、郡山
北陸信越 (9)	新潟、上越、長岡、※柏崎、富山、高岡、金沢、上田、長野、松本、※佐久
関東 (22)	水戸、下館、※石岡、※ひたちなか、宇都宮、※足利、鹿沼、高崎、前橋、桐生、川越、川口、さいたま、※本庄、銚子、千葉、柏、市原、八王子、立川、川崎、相模原、甲府、静岡、浜松、沼津
東海 (10)	岐阜、大垣、多治見、※恵那、岡崎、豊橋、半田、一宮、※豊田、四日市、津、伊勢
近畿 (14)	福井、※敦賀、大津、舞鶴、城陽、※堺、※東大阪、岸和田、茨木、松原、※高石、和泉、姫路、尼崎、西宮、三木、奈良、和歌山
中国 (10)	鳥取、松江、※出雲、岡山、倉敷、広島、呉、福山、※府中、下関、宇部、徳山
四国 (5)	徳島、高松、松山、今治、※四国中央、高知
九州 (13)	福岡、久留米、北九州、大牟田、佐賀、長崎、佐世保、熊本、別府、大分、宮崎、※日南、鹿児島、鹿屋
沖縄 (2)	那覇、沖縄
定数	102（※議員に準ずる者は18）

## (5) 第28期&lt;平成22年11月1日～平成25年10月31日&gt;委員会(平成23年3月31日現在)

委員会名	委員長(商工会議所)	副委員長
<b>&lt;委員会&gt;</b>		
総合政策	藤田純孝(東京)	横浜、名古屋、大阪
産業経済	立石義雄(京都)	[共同委員長] 瀬谷俊雄(福島) [共同委員長] 伊藤雅人(東京)
国際経済	大橋信夫(東京)	釧路、三条、上田、桐生、町田、川崎、大牟田 [共同委員長] 町田勝彦(大阪)
観光	河部浩幸(福岡)	千歳、花巻、酒田、小松、浜松、彦根、山口、沖縄 [共同委員長] 須田寛(名古屋)
中小企業	西村貞一(大阪)	小樽、青森、厚木、鳥羽、西宮、松江、松山、日南 [共同委員長] 石井卓爾(東京)
地域活性化	高向巖(札幌)	燕、諏訪、川口、本庄、青梅、東大阪、四国中央、人吉 [共同委員長] 正田寛(太田)
税制	井上裕之(東京)	富良野、能代、輪島、足利、津山、今治、久留米、高鍋 [共同委員長] 大和田達郎(石岡) [共同委員長] 田中常雅(東京)
労働	宮村眞平(東京)	十日町、八王子、豊橋、豊田、尼崎、倉敷、呉 [共同委員長] 池田朝彦(東京)
情報化	倉持治夫(大阪)	室蘭、いわき、古河、高崎、立川、大垣、樫原、大村 [共同委員長] 江部努(東京)
環境・エネルギー	大橋忠晴(神戸)	米沢、加茂、土浦、北大阪、豊中、府中、日南 [共同委員長] 鳥原光憲(東京)
国民生活	高橋治朗(名古屋)	帯広、八戸、柏崎、小田原箱根、富士、田辺、北九州 [共同委員長] 前田新造(東京)
教育	深山英樹(広島)	長野、船橋、静岡、春日井、松阪、亀岡、米子、延岡 [共同委員長] 島村元紹(東京)
運営	佐々木謙二(横浜)	苫小牧、佐野、川越、桑名、八尾、尾道、高知、別府 [共同委員長] 近藤宏章(徳島)
		恵庭、郡山、ひたちなか、上尾、泉大津、安来、丸亀、佐世保
<b>&lt;特別委員会&gt;</b>		
行財政改革特別	鎌田宏(仙台)	旭川、新庄、長岡、日立、松戸、岡崎、伊勢、徳山
広報特別	竹崎克彦(高松)	弘前、盛岡、高岡、柏、沼津、四日市、堺、福山、鹿屋
信用基金管理特別	敦井榮一(新潟)	旭川、盛岡、松本、川口、四日市、大田、福山
表彰特別	中村利雄(日本)	酒田、福島、上越、蒲郡、相生、出雲、中間、日本
まちづくり特別	高橋光壽(守口門真)	[共同委員長] 有馬義一(敦賀) [共同委員長] 田辺隆一郎(八王子)
中小企業国際化支	辻亨(東京)	会津若松 [共同委員長] 檜山高士(佐久) [共同委員長] 大久保秀夫(東京)

(6) 第28期＜平成22年11月1日～平成25年10月31日＞特別顧問（平成23年3月31日現在）

上 條 清 文	（東京急行電鉄㈱相談役）	池 田 彰 孝	（SMK㈱常勤監査役）
本 庄 八 郎	（㈱伊藤園会長）	渡 邊 佳 英	（大崎電気工業㈱会長）
宮 村 眞 平	（三井金属鉱業㈱会長兼 CEO）	石 井 卓 爾	（三和電気工業㈱社長）
鳥 原 光 憲	（東京ガス㈱会長）	福 井 威 夫	（本田技研工業㈱相談役）
杉 山 清 次	（㈱みずほフィナンシャルグループ 特別顧問）	小 林 健	（三菱商事㈱社長）
児 玉 幸 治	（㈱機械システム振興協会会長）	井 上 裕 之	（愛知産業㈱社長）
西 澤 広 繁	（㈱企業再生支援機構社長）	辻 亨	（丸紅㈱相談役）
藤 田 純 孝	（伊藤忠商事㈱相談役）	矢 野 龍	（住友林業㈱会長）
江 部 努	（東日本電信電話㈱社長）	前 田 新 造	（㈱資生堂社長）
田 中 常 雅	（醍醐建設㈱社長）	大久保 秀 夫	（㈱フォーバル会長）
大 橋 信 夫	（三井物産㈱顧問）	佐々木 幹 夫	（三菱商事㈱会長）

(7) 第28期＜平成22年11月1日～平成25年10月31日＞顧問・参与（平成23年3月31日現在）

①顧 問

米 倉 弘 昌	（社）日本経済団体連合会会長）	桜 井 正 光	（社）経済同友会代表幹事）
白 川 方 明	（日本銀行総裁）	檜 田 松 瑩	（社）日本貿易会会長）
林 康 夫	（独）日本貿易振興機構理事長）		

②参 与

高 橋 淑 郎	井 川 博	谷 村 昭 一	植 松 敏	守 屋 一 彦
西 川 示 貞 一	波 田 野 雅 弘	佐 々 木 修	中 島 芳 昭	篠 原 徹

## 4. 選挙および選任等

### (1) 議 員

第28期議員（任期：平成22年11月1日～平成25年10月31日）の選挙は11月、日本商工会議所議員選任規則に基づき北海道、東北、北陸信越、関東、東海、近畿、中国、四国、九州の9選挙区において行われ、選任された。（沖縄県については、「沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律」（昭和47.3.16制定）に基づく商工会議所法の一部改正に伴って増員された議員2名を、「日本商工会議所議員選任規則」第5項の規定に関わらず沖縄県内の商工会議所に割り当てることになっており、那覇商工会議所、沖縄商工会議が選任された）（議員の頁参照）

### (2) 常議員

第28期常議員（任期：平成22年11月1日～平成25年10月31日）は、11月18日開催の第219回議員総会において選任された。（役員の頁参照）

### (3) 役員等

①会頭・副会頭

山口信夫名誉会頭の訃報に伴い、11月19日故山口名誉会頭「お別れの会」が行われた。

第28期会頭・副会頭（任期：平成22年11月1日～平成25年10月31日）は、11月18日開催の臨時会員総会において選任された。（役員の頁参照）

#### ②監事

第28期監事（任期：平成22年11月1日～平成25年10月31日）は、11月18日開催の臨時会員総会において選任された。（役員の頁参照）

#### ③特別顧問

特別顧問の委嘱について、平成22年9月15日開催の第595回常議員会において諮り、鳥原光憲氏に、また、平成23年3月17日開催の602回常議員会において諮り、小林健氏に委嘱した。

第28期特別顧問（任期：平成22年11月1日～平成25年10月31日）は、11月18日開催の第598回常議員会において委嘱することが決定した。（第598回常議員会の協議事項参照）

#### ④専務理事・常務理事・理事

第28期専務理事・常務理事・理事（任期：平成22年11月1日～平成25年10月31日）は、11月18日開催の第219回議員総会において選任された。（第219回議員総会の協議事項参照）

### (4) 顧問・参与

顧問の委嘱について、平成22年6月17日開催の第593回常議員会において諮り、米倉弘昌氏、ならびに、槍田松瑩氏に委嘱した。

第28期顧問・参与（任期：平成22年11月1日～平成25年10月31日）は、11月19日開催の第598回常議員会において委嘱することが決定した。（第598回常議員会の協議事項参照）

## 5. 事務局

事務局機構および主な横成員（平成23年3月31日現在）

### ①国内事務所

部（室）	役職	氏名	部（室）	役職	氏名	
総務部	理事・事務局長	坪田 秀治	産業政策第二部	課長	山内 清行	
	部長	朽原 克彦		課長	高橋 芳行	
	副部長	丸山 範久		調査役	貫井 晴宣	
	課長	高山 祐志郎		部長	関口 史彦	
	課長	加藤 正敏		担当部長	松本 謙治	
広報部	調査役	米田 千鶴子		課長	平澤 哲哉	
	部長	間部 彰成		課長	青山 直樹	
	課長	上田 裕子		調査役	土谷 友亮	
企画調査部	調査役(室長)	瀬古 千秋		流通・地域振興部	部長	栗原 博
	理事・部長	高橋 和憲		担当部長	鈴木 真人	
	担当部長	佐藤 健志	課長	高野 晶子		
	課長	大井川 智明	課長	羽生 明央		
国際部	主任調査役	福田 康司	中小企業振興部	部長	五十嵐 克也	
	部長	小野 明	課長	篠原 崇		
	担当部長	岡山 英弘	課長	大内 博		
	担当部長	赤木 剛	主任調査役	野口 謙二		
	副部長	西谷 和雄	事業部	部長	小松 靖直	
	副部長	小林 英文	担当部長	菊地 敏義		
	課長	松岡 鉄也	I T 検定担当部長	岩崎 浩平		
	課長	荒井 隆一郎	検定担当部長	會本 尚		
	課長	渡邊 泰一	課長	稲垣 明美		
	課長	谷脇 茂樹	課長	木内 洋一		
産業政策第一部	調査役(室長)	原 伸一	情報化推進部	部長	立松 裕之	
	主任調査役	岡本 貴志	課長	塩野 裕		
	主任調査役	小林 豊	新規事業推進担当	部長	小松 靖直(兼)	
	理事・部長	青山 伸悦				
	副部長	荒井 恒一				



②駐在員事務所

・ソウル事務所 所長 大島昌彦

Seoul Office of The Japan Chamber of Commerce and Industry

C/o SJC (Seoul Japan Club)

8<sup>th</sup> fl, Press Center Bldg, 25 1-ku, Taepung-ro, Chung-ku, Seoul, THE REPUBLIC OF KOREA

T E L 82-2-3210-2411

F A X 82-2-3210-2413

E-mail : [jcciseo@kornet.net](mailto:jcciseo@kornet.net)

③事務局員数（平成23年3月31日現在）

平成21年度末	平成22年度末	増減
97	98	+1

【注】定数なし

④国際部特定原産地証明担当事務所所属職員数（平成23年3月31日現在）

平成22年度
104

（※うち、地方事務所所属職員は91）

【注】定数なし

## 6. 庶務

### (1) 文書

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの発信および受信数は次のとおり。

月別	発信数		計	月別	受信数		計
	国内	国外			国内	国外	
4月	16,501	670	17,171	4月	4,205	573	4,778
5月	9,481	539	10,020	5月	3,403	464	3,867
6月	12,221	548	12,769	6月	3,834	461	4,295
7月	30,059	1,096	31,155	7月	3,973	531	4,504
8月	15,951	1,220	17,171	8月	2,919	486	3,405
9月	9,756	1,598	11,354	9月	3,305	441	3,746
10月	21,352	840	22,192	10月	3,490	516	4,006
11月	5,580	609	6,189	11月	4,058	442	4,500
12月	15,260	1,001	16,261	12月	3,481	508	3,989
1月	7,502	79	7,581	1月	5,892	1,424	7,316
2月	9,240	16	9,256	2月	3,315	493	3,808
3月	13,771	74	13,845	3月	4,030	511	4,541
計	166,674	8,290	174,964	計	45,905	6,850	52,755

## (2) 叙勲・国家褒章・表彰

### ①叙 勲（順不同・敬称略、日商推薦のみ、役職名は発令時のもの）

#### ア. 春の叙勲（4月29日発令）

##### ○旭日小綬章

所沢商工会議所会頭 山田 裕通

相模原商工会議所会頭 河本 洋次

亀山商工会議所会頭 長田 幸夫

西脇商工会議所会頭 藤井 良己

鳥栖商工会議所会頭 大島 英二

##### ○旭日双光章

美幌商工会議所（元）副会頭 横山 正造

三浦商工会議所副会頭 白石 七男

備前商工会議所会頭 吉延 四郎

宮古島商工会議所（元）副会頭 上地 安増

##### ○旭日单光章

須坂商工会議所女性会会長 土屋 あさ子

福山商工会議所（元）女性会会長 三谷 和子

#### イ. 秋の叙勲（11月3日発令）

##### ○旭日小綬章

五所川原商工会議所（元）会頭 川村 恒儀

山形商工会議所（元）会頭 山澤 進

会津喜多方商工会議所（元）会頭 上野 利八

氷見商工会議所会頭 姫野 貞夫

桐生商工会議所（元）会頭 佐藤 富三

熊谷商工会議所（元）会頭 松本 光弘

美濃商工会議所（元）会頭 小坂 良治

岡崎商工会議所（元）会頭 伊藤 公正

長浜商工会議所会頭 高橋 政之

大牟田商工会議所会頭 板床定男

小城商工会議所（元）会頭 古賀 富夫

##### ○旭日双光章

武蔵野商工会議所（元）副会頭 鈴木 照夫

犬山商工会議所副会頭 坂野 秀生

八尾商工会議所会頭 塚谷 俊介

泉佐野商工会議所会頭 山本 幸夫

阿波池田商工会議所（元）会頭 亀長 富八郎

### ②国家褒章（順不同・敬称略、日商推薦のみ、役職名は発令時のもの）

#### ア. 春の褒章（4月29日発令）

##### ○藍綬褒章

藤沢商工会議所副会頭 田中 正明

和泉商工会議所副会頭 辻川 佳明

洲本商工会議所副会頭 後藤 忠毅

#### イ. 秋の褒章（11月3日発令）

##### ○藍綬褒章

高崎商工会議所（元）副会頭 有田 喜一

江南商工会議所（元）会頭 野田 泰義

③表彰

ア. 第 112 回日本商工会議所表彰（平成 22 年 9 月 16 日表彰）

表 彰 の 種 類		人 数
規則第 2 条第 2 項 (永年勤続役員・議員)	5040 年	1 商工会議所・ 1 名 15 商工会議所・ 16 名
	30 年	61 商工会議所・ 105 名
	20 年	104 商工会議所・ 249 名
規則第 2 条第 1 項 (退任役員・議員)		102 商工会議所・ 169 名
規則第 3 条 (永年勤続職員)	40 年	14 商工会議所・ 14 名
	30 年	93 商工会議所・ 135 名
	20 年	100 商工会議所・ 160 名
	10 年	85 商工会議所・ 128 名

○商工会議所表彰（マル経資金関係、検定事業、事業活動）

・マル経資金関係：16 商工会議所

会津喜多方、射水、野田、八街、東京、鳥羽、福井、田辺、尾道、庄原、新南陽、今治、佐世保、大分、沖縄、宮古島

・検定事業推進：16 商工会議所

十和田、川越、川口、さいたま、蕨、草加、東金、八王子、むさし府中、恵那、碧南、近江八幡、宮津、池田、橋本、浦添

・受験者数拡大：16 商工会議所

恵庭、仙台、米沢、下諏訪、伊那、真岡、春日部、木更津、東金、海老名、刈谷、茨木、豊中、西宮、伊万里、松浦

・事業活動：5 商工会議所

草加、静岡、名古屋、大阪、北大阪

イ. 第 113 回日本商工会議所表彰（平成 23 年 3 月 17 日表彰）

表 彰 の 種 類		人 数
規則第 1 条（商工会議所に特に功労のあった者）		3 商工会議所 3 名
規則第 2 条第 2 項 (永年勤続役員・議員)	50 年	2 商工会議所・ 2 名
	40 年	19 商工会議所・ 23 名
	30 年	30 商工会議所・ 44 名
	20 年	51 商工会議所・ 123 名
規則第 2 条第 1 項 (退任役員・議員)		356 商工会議所・ 2,027 名
規則第 3 条 (永年勤続職員)	40 年	2 商工会議所・ 2 名
	30 年	42 商工会議所・ 56 名
	20 年	43 商工会議所・ 52 名
	10 年	40 商工会議所・ 54 名

○商工会議所表彰（組織強化関係・財政基盤強化・事業活動）

・会員増強：16 商工会議所

芦別、上砂川、八戸、塩釜、郡山、深谷、蕨、茂原、東京、藤枝、大垣、羽島、瀬戸、熊野、洲本、津山

・高組織率：16 商工会議所

深川、奥州、鶴岡、天童、飯田、岡谷、鹿沼、川口、中津川、刈谷、豊田、小牧、三次、山陽、伊予、熊本

・事業活動：3 商工会議所

札幌、浜松、下関

(3) 慶弔・その他

慶弔電報等

	慶 祝	弔 慰
電報・メッセージ等	35 件	5 件
出席	63 件	0 件

## 7. 会 議

### (1) 会員総会

#### ①第 112 回通常会員総会

○日 時 平成 22 年 9 月 16 日（木） 9 時 30 分～12 時

○場 所 帝国ホテル 3 階「富士の間」

○来 賓

<政府>

内閣総理大臣 菅 直 人 殿

経済産業大臣 直 嶋 正 行 殿

<政党>

自由民主党総裁 谷 垣 禎 一 殿

公明党代表 山 口 那 津 男 殿

みんなの党代表 渡 辺 喜 美 殿

社会民主党幹事長 重 野 安 正 殿

国民新党代表 亀 井 静 香 殿

○出席者 369 商工会議所・732 名

委任状による出席 135 商工会議所

○議 長 岡村会頭

○議事録署名人 富士吉田商工会議所・堀内会頭、下関商工会議所・林会頭

○表 彰

日本商工会議所第 112 回表彰（表彰の項参照）

○議 事

中村専務理事より開会の宣言。岡村会頭から挨拶が述べられた後、岡村会頭が本総会の議長に選任された。

議長から、議事録署名人に富士吉田商工会議所・堀内会頭ならびに下関商工会議所・下関会頭を指名した。

（議案第 1 号）平成 21 年度事業報告（案）について

（議案第 2 号）平成 21 年度収支決算（案）について

議案第 1 号については中村専務理事から、引き続き議案第 2 号については宮城常務理事から一括して説明があり、宇部商工会議所・光井会頭の監査報告の後、両案とも異議なく承認された。

なお、議案第 2 号の「収支決算（案）」について、収入総計（一般会計と広報特別会計の合計）は 69 億 6,264 万円となり、予算対比で 8 億 9,214 万円の減（▲11.4%）、前年度決算対比で 2 億 6,679 万円の増（4.0%）、また、支出総計（同じく、一般会計・広報特別の会計）は 67 億 2,495 万円となり、予算対比で 11 億 2,983 万円の減（▲14.4%）、前年度決算対比では 2 億 1,790 万円の増（3.3%）となり、収支 2 億 3,768 万円となったこと等の説明があった。

次に、「宮崎県口蹄疫被害に関する義援金」について、中村専務理事から義援金総額（2,132 万 9,470 円）の説明があった後、宮崎県商工会議所連合会理事の坂本新平・小林商工会議所会頭から、謝辞が

述べられるとともに、今後の宮崎県経済の復興に向けた支援が呼びかけられた。

続いて、11月11日に当所主催で開催される「APEC中小企業サミット」（於：横浜市）について、宮城常務理事から説明がなされた。

最後に「平成22年度観光振興大会 in 青森」（平成23年2月3日～5日）について、開催地である青森商工会議所の林光男会頭から、大会概要の説明と多くの方々にご参加いただきたい旨の案内がなされた。

## ②臨時会員総会

○日 時 平成22年11月18日（木）11時25分～11時50分

○場 所 東京會館 12階「ロイヤルルーム」  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-1

○出席者 240 商工会議所・395名  
委任状による出席 266 商工会議所

○議 長 岡村会頭

○議事録署名人 長野商工会議所・加藤会頭、立川商工会議所・萬田会頭

○議 事

中村専務理事より開会の宣言。岡村会頭が本総会の議長に選任された。

議長から、議事録署名人に長野商工会議所・加藤会頭、立川商工会議所・萬田会頭を指名した。

（議案第1号）第28期役員（会頭、副会頭、監事）の選任について

議長から、まず会頭の選任について諮ったところ、徳島商工会議所・近藤会頭から、岡村会頭に引き続き会頭をお願いしたい旨の発言があり、満場一致で岡村会頭の留任を決定した。

次に、副会頭・監事の選任について諮ったところ、議長一任となり、副会頭として

大阪商工会議所	佐藤会頭
名古屋商工会議所	高橋会頭
横浜商工会議所	佐々木会頭
京都商工会議所	立石会頭
神戸商工会議所	大橋会頭

を指名し、決定した。

また、副会頭に準ずる者として、各ブロック商工会議所連合会会頭（会長）である、

札幌商工会議所	高向会頭
福岡商工会議所	河部会頭
新潟商工会議所	敦井会頭
広島商工会議所	大田会頭
高松商工会議所	竹崎会頭
仙台商工会議所	鎌田会頭

を指名し、引き続き当所の事業活動全般に協力願うことで賛同を得た。

続いて、監事として

秋田商工会議所	渡邊会頭
横須賀商工会議所	木村会頭

宇部商工会議所 千葉会頭

の3名を指名し、決定した。

また、議長から日本商工会議所の副会頭、副会頭に準ずる者および監事である商工会議所の会頭が任期途中で退任した場合、後任会頭にその役職をお願いすることを日本商工会議所会頭に予め一任されたい旨諮り、承認された。

(議案第2号) 日本商工会議所定款第29条第1項但し書きによる議員総会への委任事項について

議長から、定款第29条第1項但し書きの規定により、会員総会決議事項のうち同条第9号から第12号までの事項を議員総会に委任したい旨諮り、了承された。

[報告事項]

○第28期常議員等について

資料配布により、第28期常議員について、第597回常議員会・第218回議員総会において、下記のとおり決定した旨報告された。

常議員

函館、小樽、札幌、旭川、青森、盛岡、仙台、山形、福島、新潟、富山、金沢、長野、松本、水戸、宇都宮、前橋、さいたま、千葉、川崎、甲府、静岡、浜松、岐阜、豊橋、一宮、津、福井、大津、岸和田、姫路、奈良、和歌山、鳥取、松江、岡山、広島、下関、徳島、高松、松山、高知、福岡、北九州、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇

また、第28期専務理事、常務理事、理事、特別顧問、顧問、および参与について、第598回常議員会・第219回議員総会において、下記のとおり決定した旨報告された。

専務理事	中村利雄
常務理事	宮城勉
理事	坪田秀治
〃	青山伸悦
〃	高橋和憲
特別顧問	小島順彦
〃	上條清文
〃	池田彰孝
〃	本庄八郎
〃	渡邊佳英
〃	宮村眞平
〃	石井卓爾
〃	鳥原光憲
〃	福井威夫
〃	杉山清次
〃	児玉幸治
〃	井上裕之
〃	西澤宏繁
〃	辻亨
〃	藤田純孝

	〃	矢野	龍
	〃	江部	努
	〃	前田	新造
	〃	田中	常雅
	〃	大久保	秀夫
	〃	大橋	信夫
	〃	佐々木	幹夫
顧問		米倉	弘昌
	〃	桜井	正光
	〃	白川	方明
	〃	槍田	松瑩
	〃	林	康夫
参与		高橋	淑郎
	〃	井川	博
	〃	谷村	昭一
	〃	植松	敏
	〃	守屋	一彦
	〃	西川	示貞一
	〃	篠原	徹
	〃	波田野	雅弘
	〃	佐々木	修
	〃	中島	芳昭

さらに、第 28 期議員に準ずる者、委員長、共同委員長、副委員長、および委員についても、第 598 回常議員会・第 219 回議員総会において決定した旨報告された。

### ③第 113 回通常会員総会

- 日 時 平成 23 年 3 月 17 日（木）13 時 00 分～14 時 30 分
- 場 所 帝国ホテル 3 階「富士の間」
- 出席者 186 商工会議所・310 名  
委任状による出席 297 商工会議所
- 議 長 岡村会頭
- 議事録署名人 川崎商工会議所・山田会頭、高知商工会議所・西山会頭
- 議 事

中村専務理事より開会の宣言。岡村会頭から東日本大震災で亡くなられた方々へのお悔やみを申しあげ、出席者一同、起立して黙祷を捧げた。その後、岡村会頭が本総会の議長に選任された。

議長から、議事録署名人に川崎商工会議所・山田会頭ならびに高知商工会議所・西山会頭を指名した。

（緊急議案） 東日本大震災への対応と支援について

冒頭、東北六県商工会議所連合会の瀬谷俊雄副会長（福島・会頭）から、「東日本大震災により、多数の尊い人命を失い、多くの方々が被災に遭っており、被害は甚大である」「避難者は、未曾有の規



模となっており、暖房や飲み物、食料の不足により不自由な避難生活を強いられている」「巨大地震と津波により、工場や商店の多くが倒壊している。倒壊を免れても、必要な部品や資材の入荷が滞り、操業にはいたらないところが多い」「最大の問題である福島第1原子力発電所の事故を早急に封じ込めていただきたい」「既に福島県産の農産物受入れを拒否する動きがみられることから風評被害防止の徹底をお願いしたい」などの発言があった。

次に、中村専務理事から、「東日本大震災における商工会議所等の被災状況」に続き、「東日本大震災への対応と支援」に関し、「当面の対応」「被災者支援」「被災地商工会議所の再建支援」「政府等との連携・協力」「政府等への要望」について、資料に基づいた説明があった。

続いて、採決に入り、緊急議案「東日本大震災への対応と支援（案）」を全会一致で決議し、今後、被災者や被災地商工会議所の復旧・再建支援を、全国の商工会議所が総力をあげて、果敢に実行していくことを決定した。

引き続き、日本商工会議所の佐藤茂雄副会頭（大阪・会頭）、日本商工会議所青年部（日本Y E G）の西居基晴会長、全国商工会議所女性会連合会の吉川稲美会長の代理として河原隆子副会長が、商工会議所、青年部、女性会のそれぞれの立場で、被災者および被災地商工会議所に向けた支援表明を行った。

（議案第1号）第28期行動計画（案）について

（議案第2号）平成23年度事業計画（案）について

（議案第3号）平成23年度収支予算（案）について

宮城常務理事から、「第28期行動計画（案）」「平成23年度事業計画（案）」「平成23年度収支予算（案）」について、資料に基づいた説明があり、全会一致で、異議なく承認された。

（議案第4号）特別顧問の委嘱について

岡村会頭から、小島順彦前特別顧問（東京商工会議所前副会頭）の後任として小林健東京商工会議所副会頭へ特別顧問を委嘱することについて説明があり、異議なく承認された。

## (2) 議員総会

### ①第 215 回議員総会

- 日 時 平成 22 年 6 月 17 日（木）10 時 00 分～10 時 50 分
- 場 所 飛翔（ステーションホテル小倉 5 階）
- 出席者数 110 名
- 議 長 岡村会頭
- 議事録署名人 小樽商工会議所・鎌田会頭、松江商工会議所・丸会頭
- 議 事  
議 案（1）顧問の委嘱について

岡村会頭から、5 月 27 日付で社団法人日本経済団体連合会会長に就任された米倉弘昌氏ならびに、5 月 31 日付で社団法人日本貿易会会長に就任された槍田松瑩氏に顧問を委嘱したい旨を諮り、異議なく承認された。

### （2）宮崎県での口蹄疫問題に対する対応について

宮城常務理事から、「宮崎県での口蹄疫問題に対する対応」について説明がなされ、異議なく承認された。概要は以下の通り。

①現在宮崎県内では家畜伝染病の口蹄疫問題により、畜産業者や関連産業への被害のほか、風評被害も出始めており、観光客や利用者減少により、売上が大幅に減少するなど、観光業や小売業をはじめ多方面に甚大な影響が広がっている。

②これまで、九州各県内の商工会議所には、口蹄疫問題に関する特別相談窓口を開設いただき、中小企業からの相談に応じていただいているほか、当所においては、役員の現地派遣、専務理事・事務局長会議での風評被害の拡大防止や宮崎支援の呼びかけ、さらにホームページにて「宮崎を応援しよう！」コーナーを設置する等といった対応を行っているところである。

③この度、宮崎県商工会議所連合会および九州商工会議所連合会から、口蹄疫問題の風評被害の拡大防止や地域経済の再建に向けた対応につき、協力要請をいただいた。そこで、各地商工会議所におかれては、宮崎県内の厳しい状況をご理解いただき、（Ⅰ）宮崎県の PR 等への協力、（Ⅱ）宮崎県の非常事態宣言解除後の、宮崎県内での各種会議・視察会等の開催の 2 点をお願い申しあげる。特に 10 月 15 日～16 日に宮崎で開催される「全国商工会議所女性会宮崎全国大会」には、一人でも多くのご参加の呼びかけをお願い申しあげる。なお、今後状況に応じて、要望活動や義援金募金などについても、適切に対応して参りたい。

### （3）「大規模集客施設の立地に係る都道府県の広域調整機能の維持を望む（追認）」について

宮城常務理事から「大規模集客施設の立地に係る都道府県の広域調整機能の維持を望む（追認）」について説明がなされ、異議なく追認された。概要は以下の通り。

①一市町村が税収や雇用の増加等を狙って大規模集客施設を誘致した場合、周辺市町村の都市計画に悪影響を及ぼし、官民投資に無駄が生じる恐れがあり、都道府県による広域調整が重要な役割を果たす。

②都市計画法では、平成 18 年の改正で、大規模集客施設の無秩序な郊外開発抑制のため、

都道府県の広域調整機能の拡充が図られた。しかし、今般の地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案には、広域調整を図るうえで重要な都市計画法の改正が盛り込まれ、都道府県知事の協議・同意のうち、同意が不要とされている。広域調整に係る知事の同意を不要とすることは、周辺市町村のまちづくりを考慮しない大規模集客施設の立地を増加させる重大な懸念を生じせしめる。

③したがって、引き続き知事の同意は必要であると考えますが、不要とされる場合には、都市計画運用指針によって、広域調整に向けた都道府県・関係市町村間の誠意ある協議が図られるよう、特段の配慮をお願いします。

(4) 「子ども・子育て新システム構築に向けた要望（追認）」について

宮城常務理事から、「子ども・子育て新システム構築に向けた要望（追認）」について説明がなされ、異議なく追認された。概要は以下の通り。

①民主党政権は「子ども・子育て新システム検討会議」を設け、このほど「子ども・子育て新システムの基本的方向」を取りまとめた。

②この「基本的方向」は、「子ども・子育てを社会全体で支援する」「幼稚園・保育所の一体化」等、商工会議所の要望に沿った事項があるが、次世代育成に関わる財源の一元化のため、「特別会計または基金」の設置をすることとしており、財源確保のため、事業主にさらなる負担を求めることが強く懸念される。

③「基本的方向」が6月に政府の「行政刷新会議」、「成長戦略策定会議」、「少子化社会対策会議」に報告される予定であることから、本要望書を日本経団連との連名により取りまとめ、関係先に提出した。

④要望は2項目からなっており、(Ⅰ)子ども・子育て支援施策は公費対応が基本であり、企業負担をさらに拡大することは断じて応じられない、(Ⅱ)特別会計・基金の創設は、行政組織の肥大化、累積する剰余金や費用徴収の自己目的化など、無駄の温床になることから反対としている。

(5) 「平成 21 年度保証事業等事業報告書（案）」および「平成 21 年度信用基金特別会計収支計算書（案）」について

宮城常務理事から、「平成 21 年度保証事業等事業報告書（案）」および「平成 21 年度信用基金特別会計収支計算書（案）」について説明がなされ、異議なく承認された。今後、経済産業大臣宛に申請される。本件の概要は、以下の通り。

①事業報告書（案）について、平成 21 年度に実施した事業として、諸会議を通じた関連情報の提供や、保証事業の前提となる基盤施設事業の実施予定調査等を行った。

②収支計算書（案）について、保証事案がなかったため、収入は運用収益、支出は情報提供や調査費用が主なものとなっている。

報告事項（1）地球温暖化問題に関する最近の動向と対応について

中村専務理事から、「地球温暖化問題に関する最近の動向と対応」について、報告がなされた。地球温暖化対策基本法については廃案となったが、環境省は、臨時国会あるいは次期通常国会での成立に意欲を持っており、11月29日～12月10日のCOP16（気候変動枠組み条約第16回締約国会議）に向けて成立させたい意向と思われる。基本法案に関連して、環境省から「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ（環境大臣試案）」および、「キャ

ップ&トレード方式による国内排出量取引制度の論点」、資源エネルギー庁から「再生可能エネルギーの全量買取制度に関するオプション」について意見募集が行われていた。日商では環境専門委員会に諮ったうえ、下記のとおり意見を提出している。

#### ①中長期ロードマップ

まず、本ロードマップは環境省案ではなく、政府案として示すべきと述べた上で、中期目標との関係に触れている。基本法案では、中期目標について「すべての主要国による公平かつ実効性のある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意」を前提に、「2020年までに25%削減」としており、真水の対策に限定はしていない。しかしロードマップ「試案」は、真水で25%削減を想定し、基本法案より踏み込んだ内容となっており、国際交渉の足かせとなる懸念がある。そこで、(Ⅰ)25%削減の中期目標の前提が確保されたと判断する基準、(Ⅱ)前提が確保されなかった場合の新たな中期目標、真水の割合などを示すべきとしている。

#### ②新成長戦略との整合性

「環境と経済の両立」の観点から、新成長戦略や、エネルギー基本計画と整合性を図る必要がある。ロードマップは全体にマイナス面にあまり触れていない印象があり、(Ⅰ)プラス・マイナス両面を国民に示すこと、(Ⅱ)真水に基づいた部門別の削減目標を明確にすること、(Ⅲ)環境と経済の両立等を踏まえ、関連施策と一体的に検討すべきとしている。

#### ③国内排出量取引制度

国内排出量取引制度は、基本法案の中で「法施行後、1年以内に成案」とされている。基本的意見として、「真水」の割合が示されることが必要であり、国内排出量取引制度単独ではなく、温暖化対策税や再生可能エネルギーの全量買取制度と、一体的に検討すべきであるとしている。

#### ④再生可能エネルギー

(Ⅰ)温暖化対策とエネルギー政策の中での位置づけの明確化、(Ⅱ)国民負担の妥当性、(Ⅲ)温室効果ガス削減と国内経済の活性化、以上の3つの視点から検討する必要があるとしている。

### (2) 社会保障制度改革と財源問題等について

中村専務理事から、「社会保障制度改革と財源問題等」について報告がなされた。概要は以下の通り。

#### ①財源問題等

プライマリーバランスの黒字化の目標達成は先送りをせざるを得ない。まずは、社会保障制度の再構築、国と地方の役割分担、各種財政支出の優先順位等と財政健全化を総合的にパッケージで捉え、消費税を含む税体系の抜本的改革を進めて必要な歳入を確保すべきである。また、法人実効税率の引き下げも検討すべきである。

#### ②社会保障制度の再構築

「自助と共助」をベースとする現行の「社会保険方式」を基本とし、自己負担と保険料負担でも不足する部分を公費負担で補うという考え方を堅持すべきである。

#### ③少子化対策

少子化対策予算は、まずは保育所等の現物給付を優先すべき。

#### ④消費税問題

消費税を含む税体系の抜本的改革を進めて必要な歳出を確保する必要があり、消費税率の引き上げもやむを得ないが、総合的な検討の前に、引き上げのタイミングや税率を判断するのは妥当ではない。

#### (3) 夏季政策懇談会について

宮城常務理事から、7月14日に常議員会メンバーによる「夏季政策懇談会」を開催する旨が報告なされた。「第Ⅰ部」では、直面する重要政策課題に関する商工会議所の基本的な考え方を検討・共有するとともに、「第Ⅱ部」では、商工会議所が取り組むべき事業・活動の方向、商工会議所の組織運営の強化等について議論を行うもの。

岡村会頭から、多くのご参加をお願い申しあげる旨の呼びかけがなされた。

#### (4) 「中国青海省地震義援金」について

宮城常務理事から、去る4月14日に中国青海省で発生した地震における義援金について報告がなされた。被災地域の復興のため、4月23日から5月31日までを募集期間とし、各地商工会議所を対象に義援金の呼びかけを行った。その結果、義援金は、218商工会議所・17商工会議所連合会から、総額1,824万8千円となった。今月下旬に日本赤十字社の指定口座に振り込み、また、在日中国大使館を訪問のうえ、目録および寄付者リストを手渡す予定としている。

## ②第216回議員総会

- 日 時 平成22年9月15日（水）13時00分～13時50分
- 場 所 国際会議場（東京商工会議所ビル7階）
- 出席者数 104名
- 議 長 岡村会頭
- 議事録署名人 富山商工会議所・犬島会頭、浜松商工会議所・御室会頭
- 議 事 議 案（1）宮崎県での口蹄疫問題に対する対応について

「宮崎県での口蹄疫問題に対する対応」について、宮城常務理事から説明があり、異議なく承認された。概要は以下の通り。

①6月の常議員会において、口蹄疫問題に伴い甚大な影響を受けた宮崎県内の商工会議所を支援するため、「宮崎県のPR等への協力」や「宮崎県による非常事態宣言が解除された後の宮崎県内での各種会議・視察会等の開催」について、ご承認をいただいた。その後、宮崎県商工会議所連合会から当所宛に、「政府への要望の働きかけ」および「各地商工会議所に対する義援金募金の呼びかけ」、について要請があった。

②そこで、6月26日に開催された「直嶋経済産業大臣との懇談会」において、直嶋経済産業大臣に対し、「事業者への生活支援および雇用対策」「金融対策」「経済復興対策」などについて、要望を行った。また、宮崎県内の窮状に鑑み、現在、全国の商工会議所に対し、義援金募金をお願いしている。財政事情が厳しい中ではあるが、皆様方のご協力をお願い申しあげたい。

(2) 第 112 回通常会員総会への提案事項について

第 112 回通常会員総会への提案事項である「平成 21 年度事業報告（案）」について中村専務理事から、「平成 21 年度収支決算（案）」について宮城常務理事から説明があり、一括審議を行ったところ、異議なく承認され、9 月 16 日開催の通常会員総会に付議することとなった。

(3) 平成 23 年度税制改正に関する意見（案）について

「平成 23 年度税制改正に関する意見（案）」について、井上特別顧問・税制委員長から説明があり、異議なく承認された。概要は以下の通り。

①政府が、6 月 18 日にとりまとめた「新成長戦略」では、法人実効税率の引き下げが示されているが、財源として、課税ベースを拡大していくことが指摘されている。また、政府がまとめた「財政運営戦略」においては、新たに減収を伴う税制上の措置は、それに見合う新たな財源を確保することを原則としている。このため、23 年度税制改正では、法人税率の引き下げと課税ベースの拡大が議論になると想定される。また、消費税を含めた抜本改革に関する議論が、今回の参議院議員選挙の結果を踏まえどのように進められるか、注意して見ていく必要がある。

②以上を踏まえ、今般、税制改正意見案をまとめた。まず、「基本的な考え方」として、  
（Ⅰ）デフレからの早期脱却と「新成長戦略」の着実な実施による高い経済成長の実現が必要である、（Ⅱ）「新成長戦略」の中心的役割を担う企業、特に、地域経済社会を支える中小企業の成長が経済成長のカギであり、国際競争力強化の観点から、法人実効税率の引き下げの実現と、中小法人の軽減税率の 11%以下への確実な引き下げなどが必要である、（Ⅲ）「新成長戦略」と「財政運営戦略」を、一体的に実行し、財政健全化を着実に推進すべきである、としている。

③「具体的な項目」について、「Ⅰ．新成長戦略の実施に向けた税制改正」において、第一に、法人実効税率の引き下げ、次に、中小法人の軽減税率の 11%以下への恒久化、適用所得金額の大幅に引き上げを求めている。法人税引き下げの前提として、租税特別措置が見直しの対象とされているが、中小企業向けなど経済成長に資するものは、維持すべきと主張している。地球温暖化対策税については、具体案が明らかにおらず、単なる財源確保を目的に、環境を名目とする新たな税負担増には反対としている。

④「Ⅱ．税制抜本改革に対する考え方」において、中長期的な歳出入の見通し等の総合的な検討を経ずに、消費税の税率やタイミングを議論すべきでないと強調。危機的な財政赤字の状況や今後の社会保障給付費等の伸びを考えた場合、消費税引き上げもやむを得ないとしているが、仮に引き上げる場合であっても、景気回復やデフレ解消について、十分検討するとともに、価格転嫁の問題、複数税率の回避、逆進性対策に万全を期すべきとしている。

⑤今後の動きとしては、本日、経済産業省の税制改正意見の公募が開始されたので、当所の意見を提出する予定。また、秋に入ってから、本格的な要望活動を行うので、ご協力お願い申しあげたい。

(4) 電子認証事業の見直しについて

「電子認証事業の見直し」について、宮城常務理事から説明があり、異議なく承認された。

概要は以下の通り。

日商で不採算事業の見直しに取り組んでいる中、平成14年度から、自らが電子認証局となって電子証明書を発行する業務を行ってきたが、①今後、高額な追加設備投資が必要となること、②電子入札などの電子証明書のマーケットが飽和状態となっていること、③事業開始以来、恒常的に赤字となっており、経費削減等に努めても、投資に見合う収支改善が見込めないことから、今般、電子証明書の発行業務を抜本的に見直すこととした。

具体的には、まず、電子証明書の発行業務を平成22年内で停止する。但し、電子証明書の有効期間は最長で約2年間であるため、発行業務を停止した後も、この有効期間が切れるまでは、コールセンターを設けて発行済み電子証明書ユーザーに対するサービスを引き続き行う。さらに、信頼性の高い他の民間認証局を選定・提携し、これまでと同等以上の機能・サービスを付加した電子証明書を発行していくこととする。

信頼性の高い他の民間認証局の選定に当たっては、日商の「ビジネス認証サービス管理運営委員会」において、民間の各認証局を比較検討し、電子入札用の電子証明書（ICカード・タイプ）については、株式会社帝国データバンク、また、商標登録申請用と行政書士用の電子証明書（電子ファイル・タイプ）については、セコムトラストシステムズ株式会社を選定した。

なお、提携先の電子認証局が発行する電子証明書の料金等詳細な内容については、別途CCIスクエアでご案内するので、ご覧いただきたい。

#### (5) 第28期日本商工会議所議員選挙ブロック別割り当てについて

「第28期日本商工会議所議員選挙ブロック別割り当て」について、中村専務理事から説明があり、異議なく承認された。概要は以下の通り。

①日商の議員（102人）の選挙は、原則、9選挙区（9ブロック）毎に行われるが、「沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律」および「沖縄の復帰に伴う日本商工会議所議員選任規則」により、2人は沖縄県に割り当てられることになっている。

②残りの100人の議員割当数について、従来どおり、商工会議所数、選挙権個数、日商会費額を基準に算出した結果、第27期と同様となった（北海道＝8、東北＝9、北陸信越＝9、関東＝22、東海＝10、近畿＝14、中国＝10、四国＝5、九州＝13）。

③今後、各選挙区において、9月15日までに選挙が実施される。

#### (6) 第112回日本商工会議所表彰（案）について

「第112回日本商工会議所表彰（案）」について、宮城常務理事から、役員・議員表彰、職員表彰、商工会議所表彰（マル経資金関係表彰、検定事業表彰）の被表彰者について説明があり、異議なく承認された。各表彰の被表彰者は、9月16日開催の第112回通常会員総会で表彰されることとなった。

#### 報告事項（1）日韓商工会議所首脳会議の結果概要について

7月2日（土）に韓国の首都ソウルで行われた第4回日韓商工会議所首脳会議の結果概要について、宮城常務理事から報告があった。概要は以下の通り。

①本会議は、日本商工会議所と大韓商工会議所が、両国商工会議所の連携強化や交流促進を図ることを目的に設置し、2002年にソウル、2003年、2009年に東京で会議を開催。

4回目となる今回は8年ぶりの韓国での開催となった。日商側からは、岡村会頭はじめ

副会頭など 11 名、大韓側からは、孫会長はじめ副会長など 14 名の、総計 25 名が参加した。

②首脳会議の第一部の「両国の経済情勢と展望」では、両国とも厳しい経済状況から脱し景気は回復基調にあるが、今後、アジア等の新興国の成長を取り込み両国の産業の国際競争力を高めるためにも、日韓 E P A および日韓中 E P A を積極的に推進すべきとの認識で一致した。

③第二部では、「特徴ある会員サービス事業」、「グリーンビジネスの現況と商工会議所の役割」、「観光振興と地域間交流」の 3 つのテーマについて、両国商工会議所の事業活動や相互協力について議論した。このほか、意見交換では、相続税制や規制緩和、工場立地規制、地域資源の産業化支援などの質疑が交わされた。

④次回は、来年 7 月に大阪で開催される予定。

## (2) 夏季政策懇談会の結果概要について

7 月 14 日（水）に、常議員会メンバー計 45 名の出席のもと、都内で行われた夏季政策懇談会の結果概要について、中村専務理事から報告があった。夏季政策懇談会は、直面する重要政策課題について、改めてこの時期に商工会議所としての基本的な考え方を検討・共有化するとともに、商工会議所が果たすべき役割・使命について議論を行うために開催された。概要は以下の通り。

### ◆第 I 部

『新成長戦略』の実現に向けた商工会議所の役割』をテーマに喫緊の課題として、①『強い中小企業・地域経済』を創出するための『新成長戦略』、②「税制抜本改革と財政健全化問題」について、意見交換を行った。

まず、「『強い中小企業・地域経済』を創出するための『新成長戦略』」について、景気回復、デフレからの早期脱却を目指すとともに、持続的な成長を図るため、「新成長戦略」の具体的施策を着実に推進することが必要であることが確認された。そのために商工会議所としてもいろいろな取り組みを行っているとして、各地商工会議所の事例などのご紹介をいただいた。

次に、「税制抜本改革と財政健全化問題」については、税制改革にあたって、今後の日本の国家像を明らかにした上で、スピード感を持って取り組む必要があること、また、国際競争力などの観点から、一刻も早い法人実効税率の引き下げを実現すべきといった意見が出された。一方、財政健全化への道筋を早急に立てることも必要であり、社会保障制度の再構築、国と地方の役割分担、各種財政支出の優先順位等と財政健全化を総合的にパッケージで捉え、中長期的な歳出の見通しを明らかにしつつ、消費税を含む税体系の抜本的改革を進めて、必要な歳入を確保するという方針を改めて確認した。

### ◆第 II 部

「商工会議所が果たすべき役割・使命～イノベーションによる中小企業・地域の再生を目指して～」をテーマに、2 つのグループに分かれて、事例発表に続き意見交換を行った。

参加者からは、ビジョンの策定や議員の参画促進、事務局改革などによる商工会議所の活性化策や、会員増強・退会防止に向けた組織基盤強化策、会員サービスの先進事例、商工会議所の合併事例、青年部・女性会との連携強化、非会員に対する P R ・マスメディア



の活用事例などについて活発な発言が出され、非常に有意義な内容となった。

(3) 仕事と生活の調和推進官民トップ会議の結果について

「仕事と生活の調和推進官民トップ会議の結果」について、宮城常務理事から報告があった。概要は以下の通り。

①6月29日に総理官邸で、岡村会頭、菅総理大臣らの出席のもと、「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」が開催された。会合では、社会全体でワーク・ライフ・バランス（WLB）の推進に取り組むため、平成19年に策定した前回の憲章等を改定。新たな「憲章」を「行動指針」が合意され、記念の署名式が行われた。

②今回の改定は、政労使トップの交代を機に、WLBの実現に向けて一層、積極的に取り組む決意を表明するために実施。ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現、新しい公共等の新たな視点や取り組みが盛り込まれた。

③WLBの推進は、生産性向上の意味からも、企業の発展にもつながることから、各地商工会議所におかれては、WLBの推進のため、会員企業への啓発等に取り組まれるようお願い申しあげたい。

(4) 商工会議所におけるコンプライアンスの更なる徹底について

「商工会議所におけるコンプライアンスの更なる徹底」について、宮城常務理事から報告があった。概要は以下の通り。

平成20年4月の常議員会において「商工会議所におけるコンプライアンスの徹底について」を決定し、本年4月19日に再周知しているが、その後においても不祥事が発生し、平成22年度に入っても、公金横領および資金の簿外管理、検定事業における答案紛失の不祥事が発生している。

不祥事が引き続き発生していることは、商工会議所の公的役割・使命に鑑みて、当該商工会議所のみならず、商工会議所制度全体に対する信頼を失いかねないことが懸念されるため、コンプライアンスの更なる徹底をお願い申しあげたい。

具体的には、①商工会議所におけるコンプライアンス意識の啓発・徹底、②商工会議所諸規程の整備、③「補助・委託事業の適正な執行についての指針」、「商工会議所検定試験に係る管理規則」の遵守、④監事への会計専門化等の登用の検討、⑤「内部通報制度」導入の検討、の5点である。

(5) その他

岡村会頭から、訃報として、去る6月19日に、日本商工会議所の議員で、兵庫県の加西商工会議所会頭の丸本優氏のご逝去されたことについて報告があり、哀悼の意が表された。

続いて、宮城常務理事から、現在のアキバオフィス（事業部、情報化推進部、ジョブ・カードセンター。東京都千代田区神田須田町）が、ビルの建替えに伴い、平成22年12月末に東京都港区芝に移転するとの報告があった。

③第217回議員総会

- 日 時 平成22年9月15日（水）11時30分～12時30分
- 場 所 国際会議場（東京商工会議所ビル7階）
- 出席者数 108名

○議 長 岡村正

○議事録署名人 函館商工会議所・高野会頭、奈良商工会議所・西口会頭

○議 事

議 案（１）特別顧問の委嘱について

岡村会頭から、東京商工会議所の役員改選に伴い、当所の特別顧問でもある市野紀生氏が東京商工会議所の特別顧問を退任され、後任として東京ガス株式会社社長の鳥原光憲氏が就任されたため、鳥原氏を特別顧問に委嘱したい旨諮られ、異議なく承認された。

（２）情報化委員長の委嘱について

岡村会頭から、大阪商工会議所副会頭の倉持治夫氏に情報化委員長を委嘱したい旨諮られ、異議なく承認された。

（３）山陽商工会議所に対する会費減免（案）について

宮城常務理事から、「山陽商工会議所に対する会費減免（案）」について説明がなされ、異議なく承認された。概要は以下のとおり。

当所会費徴収方法では、「天災地変等特別の事由が生じたとき、またはその他の特別の事由がある時は、申請により常議員会の議を経て、会費の減免をすることができる」ことが規定されている。山口県の山陽商工会議所管内においては、去る7月15日の豪雨により厚狭川が氾濫し、会員事業所の多くが被災、商工会議所会館が被害を受け、管内全体が4日間断水するなど経済活動、市民生活に甚大な影響があった。このたびの山陽商工会議所からの「会費減免申請書」を受け、会費徴収方法の規定に基づき精査したところ、100%減免の条件を満たすため、平成22年度会費額の全額を減免することとなる。

報告事項（１）宮崎県口蹄疫被害に関する義援金について

「宮崎県口蹄疫被害に関する義援金」について、中村専務理事および宮崎県商工会議所連合会会頭職務代行者の清本英男・延岡商工会議所会頭から報告がなされた。概要は以下のとおり。

まず、中村専務理事から、義援金について全国の商工会議所・連合会、青年部、女性会からの多大なるご協力に対しお礼が述べられた。義援金の結果については、9月15日現在、全国の商工会議所・連合会等から1,146万7,000円、青年部から499万4,470円、女性会から486万8,000円、合計で2,132万9,470円にのぼるご賛同をいただいたとの報告があった。

次に、清本会頭から謝辞が述べられるとともに、今後の宮崎県経済の復興に向けた支援が呼びかけられた。

最後に岡村会頭は、宮崎県経済の復興に向け、引き続き、ご協力を賜りたい旨発言があった。

（２）経済対策について

中村専務理事から、政府の経済対策の策定に向けた当所の取り組みと経済対策の概要について、報告がなされた。概要は以下のとおり。

①経済対策の策定に係る岡村会頭と菅総理との意見交換

8月25日に「菅内閣総理大臣と経済3団体との懇談会」、9月8日に「雇用戦略対話」、9月9日に「新成長戦略実現会議」が行われ、一連の会議に出席した岡村会頭は、菅内

閣総理大臣に対し、中小企業および地域経済の厳しい状況について強調するとともに、円高対策や景気対策の迅速な実施、新成長戦略の早期着手等を強く求めた。

## ②決定された3段階の経済対策のポイント（9月10日閣議決定）

その結果、政府は9月10日に経済対策を閣議決定した。まず、ステップ1の緊急対応では、家電・住宅エコポイント制度の延長など「消費の基盤づくり」、新卒者等と求人意欲のある中小企業とのマッチング支援など「雇用の基盤づくり」、中小企業等の研究開発支援など「投資の基盤づくり」が3本柱。事業規模は9.8兆円程度で、実質GDP押し上げ効果0.3%程度、雇用創出・下支え効果20万人程度が見込まれている。ステップ2では、今後の動向を踏まえ、必要に応じて補正予算の編成、規制・制度改革の加速等が講じられることとなった。ステップ3では、平成23年度の対応として、雇用戦略等のための企業減税、規制・制度改革の更なる推進等が講じられる予定。

## （3）平成23年度中小企業対策予算の概算要求について

宮城常務理事から、「平成23年度中小企業対策予算の概算要求」について報告がなされた。概要は以下のとおり。

来年度の中小企業対策費の概算要求額は2,259億円（うち特別枠は834億円。今年度予算比で+348億円）で、①生産性の向上、②国際展開支援、③経営の安定化、④商店街の活性化、⑤低炭素型社会への対応の5つの柱で構成されている。

①生産性向上では、インターンシップ等を支援する人材対策事業、ものづくりを支援する事業、知的財産の活用を支援する事業、中小企業応援センターの強化、地域力活用新事業創出支援事業（現行の地域資源∞全国展開プロジェクト）等が盛り込まれている。

②国際展開支援では、中小企業の海外展開等を支援する事業、海外販路開拓を支援する事業等が盛り込まれている。

③経営の安定化では、資金繰り支援の万全の実施、下請取引適正化の推進等が盛り込まれている。

さらに、商業活性化の取組への支援等の④商店街の活性化、「国内クレジット制度」による排出削減対策支援等の⑤低炭素型社会への対応が盛り込まれている。

## （4）平成23年度税制改正に関する経済産業省意見について

宮城常務理事から、「平成23年度税制改正に関する経済産業省意見」について報告がなされた。概要は以下のとおり。

当所は、7月の常議員会で「平成23年度税制改正に関する意見」を決議し、8月3日開催の経済産業省「税制改正要望ヒアリング」において、井上税制委員長が当所意見について発言した。その後、当所意見を概ね反映した内容で、8月30日に「経済産業省要望」がとりまとめられた。

経済産業省要望の中には、「①産業競争力強化」として、法人実効税率の引下げ、研究開発促進税制の充実、「②中小企業の活性化」として、中小軽減税率の引下げ、中小企業等関連の租税特別措置の拡充・延長、「③グリーン・イノベーションの推進」として、グリーン投資減税の導入、が盛り込まれている。一方、「地球温暖化対策のための税」として、石油石炭税の課税強化が含まれている（ちなみに、環境省は、新たな地球温暖化対策税の創設を要望している）。

今後、政府税制調査会や民主党に設置された税制改正プロジェクトチーム（PT）等で検討が行われ、本年中に税制改正大綱が決定される予定。

(5) 全国商工会議所青年部連合会ならびに全国商工会議所女性会連合会活動報告について  
まず、全国商工会議所青年部連合会（日本YEG）の西居基晴会長から、今年度のスローガンや4つの活動テーマ（組織強化、研修、ビジネス、提言）、9ブロックでの会長会議、日本商工会議所への税制改正要望、全国会員研修会（於：京都）等について、報告がなされた。

次に、全国商工会議所女性会連合会（全商女性連）の吉川稲美会長から、「第9回女性起業家大賞」の取り組みや来月15日～16日に宮崎で開催される「第42回全国大会」の概要等について、報告がなされた。

#### ④第218回議員総会

- 日 時 平成22年11月18日（木）10時20分～11時00分
- 場 所 東京會館 9階「ローズルーム」
- 出席者数 108名
- 議 長 岡村会頭
- 議事録署名人 高知商工会議所・西山会頭、大分商工会議所・姫野会頭
- 議 事  
議 案 第28期常議員の選任について

議長が第28期の常議員選任方法について諮ったところ、議長一任とされた。そこで、議長案として、下記51商工会議所の会頭・会頭職務執行者からなる常議員（案）を配布し、諮ったところ、満場一致で承認された。

函館 小樽 札幌 旭川 青森 盛岡 仙台 山形 福島 新潟 富山 金沢  
長野 松本 水戸 宇都宮 前橋 さいたま 千葉 川崎 甲府 静岡 浜松  
岐阜 豊橋 一宮 津 福井 大津 岸和田 姫路 奈良 和歌山 鳥取  
松江 岡山 広島 下関 徳島 高松 松山 高知 福岡 北九州 佐賀  
長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 那覇

続いて、常議員が任期途中で退任した場合、次の議員総会まで欠員となり、運営上支障をきたすので、その場合には、当該地区の後任の会頭に就任願うことを日本商工会議所会頭に予め一任願いたい旨が諮られ、承認された。

#### ⑤第219回議員総会

- 日 時 平成22年11月18日（木）10時20分～11時00分
- 場 所 東京會館 9階「ローズルーム」
- 出席者数 108名
- 議 長 岡村会頭
- 議事録署名人 高知商工会議所・西山会頭、大分商工会議所・姫野会頭
- 議 事  
議 案 (1) 臨時会員総会への提案事項について

①第28期役員(会頭、副会頭、監事)の選任について

議長から、臨時会員総会で選任する旨の説明がなされ、承認された。

②日本商工会議所定款第29条第1項但し書きによる議員総会への委任事項について

議長から、会員総会の決議事項のうちいくつかを、定款に基づき、議員総会に委任する旨の説明がなされ、承認された。

(2)第28期専務理事、常務理事および理事の選任について

議長から、第28期の専務理事に中村利雄氏、常務理事に宮城勉氏、理事に坪田秀治氏、青山伸悦氏、高橋和憲氏をそれぞれ選任することに同意願いたい旨が諮られ、異議なく承認された。

(3)第28期議員に準ずる者の選任について

議長から、第28期の「議員に準ずる者」について配布名簿のとおり委嘱したい旨が諮られ、異議なく承認された。

(4)第28期委員長、共同委員長、副委員長および委員の委嘱について

議長から、第28期の委員長、共同委員長、副委員長および委員について配布名簿のとおり委嘱したい旨が諮られ、異議なく承認された。

(5)第28期特別顧問、顧問および参与の委嘱について

議長から、第28期の特別顧問、顧問および参与に次の各氏を委嘱したい旨が諮られ、異議なく承認された。

[特別顧問]

小島順彦	(東京商工会議所副会頭)	三菱商事(株)会長
上條清文	(〃)	東京急行電鉄(株)会長
池田彰孝	(〃)	SMK(株)常勤監査役
本庄八郎	(〃)	(株)伊藤園会長
渡邊佳英	(〃)	大崎電気工業(株)会長
宮村眞平	(〃)	三井金属鉱業(株)会長兼CEO
石井卓爾	(〃)	三和電気工業(株)社長
鳥原光憲	(〃)	東京ガス(株)会長
福井威夫	(〃)	本田技研工業(株)相談役
杉山清次	(〃)	みずほフィナンシャルグループ 特別顧問
児玉幸治	(東京商工会議所特別顧問)	(財)機械システム振興協会会長
井上裕之	(〃)	愛知産業(株)社長
西澤宏繁	(〃)	(株)企業再生支援機構社長
辻亨	(〃)	丸紅(株)相談役
藤田純孝	(〃)	伊藤忠商事(株)相談役
矢野龍	(〃)	住友林業(株)会長
江部努	(〃)	東日本電信電話(株)社長
前田新造	(〃)	(株)資生堂社長
田中常雅	(〃)	醍醐建設(株)社長
大久保秀夫	(〃)	(株)フォーバル会長

大橋 信夫 ( ) /三井物産(株) 顧問  
佐々木 幹夫 (東京商工会議所 顧問 /三菱商事(株) 相談役)

[顧問]

米倉 弘昌 ((社)日本経済団体連合会 会長)  
桜井 正光 ((公益社団法人)経済同友会 代表幹事)  
白川 方明 (日本銀行 総裁)  
槍田 松瑩 ((社)日本貿易会 会長)  
林 康夫 ((独)日本貿易振興機構 理事長)

[参与]

高橋 淑郎 (元日本商工会議所 専務理事)  
井川 博 (元日本商工会議所 専務理事)  
谷村 昭一 (元日本商工会議所 専務理事)  
植松 敏 (前日本商工会議所 専務理事)  
守屋 一彦 (元日本商工会議所 常務理事)  
西川 示貞一 (元日本商工会議所 常務理事)  
篠原 徹 (前日本商工会議所 常務理事)  
波田野 雅弘 (元日本商工会議所 理事・事務局長)  
佐々木 修 (元日本商工会議所 理事・事務局長)  
中島 芳昭 (前日本商工会議所 理事・事務局長)

(6) 「小規模企業対策予算の確保に関する要望」(案) について

宮城常務理事から、「小規模企業対策予算の確保に関する要望」(案) について説明がなされ、異議なく承認された。概要は以下のとおり。

①経営改善普及事業を柱とする小規模企業対策の予算については、多くの地域で縮減される傾向にある。日商としては、機会あるごとに同予算の十分な確保を政府・与党等に強く訴えているが、必ずしも国の指導力が都道府県に及んでいない。都道府県ではこれから来年度予算編成を始めるタイミングであるため、全国知事会を通じて、商工会議所の総意として、予算の確保を訴えていきたいと考えている。

②内容は、前書きで、経営改善普及事業の意義と役割が一段と大きくなっていることを述べ、もともとは国の施策で始められた補助事業であり、全国的に定着していること、県が予算付けをする単独事業になった現在もその意義は何ら変わっていないことを強調している。そのうえで、小規模企業対策は地方自治体の大きな責務であること、小規模企業等への支援強化は地域経済社会の振興と安定をもたらす、地方財政にも資することの2点を再認識するように求め、平成23年度小規模企業対策予算の十分な確保とその確実な執行を強く要望している。

(7) 平成23年度各種検定試験の施行日および受験料(案) について

宮城常務理事から、「平成23年度各種検定試験の施行日および受験料(案)」について説明がなされ、異議なく承認された。

平成23年度の各種検定試験の施行日(案) については、各地商工会議所へのアンケート調査結果等により今年度の施行月・曜日に基づいて設定をしたものである。受験料は平成22

年度と変更はない。

#### 報告事項（１）松本環境大臣と日本商工会議所との懇談会の結果概要について

宮城常務理事から、11月4日に都内で開催した、松本環境大臣と日本商工会議所との懇談会の結果概要について報告がなされた。概要は以下のとおり。

①冒頭、岡村会頭は地域や中小企業の厳しい現状を説明したうえで、中期目標について「主要排出国の参加」、「国際公平性の確保」等が大前提であることを改めて示し、COP16でもこの原則を最後まで貫くよう要請した。これに対し、松本大臣からは、「中期目標の前提条件はしっかり腹に入れている」との発言があった。

②その後、環境省から10月に開催されたCOP10の結果報告および、地球温暖化対策についての説明があった。商工会議所からは、「COP16において、日本だけが厳しい目標を負わされ、米中が義務を負わない枠組みを継続する最悪のシナリオは阻止してほしい」等を要望した。さらに、福岡商工会議所の土屋副会頭から、福岡商工会議所が策定した「環境行動計画」が紹介され、エネルギー効率の高い機器への更新促進や、原子力発電への理解促進などの取り組みについて説明があった。

③これらに対し、松本大臣からは「中期目標の前提条件はしっかりやる。マイナス25%という数値を下げることは、一切考えていない」、「難しい問題ではあるが、環境と経済は合わせて考えていかななくてはならないと考えている」との話があった。

#### （２）大畠経済産業大臣と日本商工会議所との懇談会の結果概要について

中村専務理事から、11月18日朝に開催した、大畠経済産業大臣と日本商工会議所との懇談会の結果概要について報告がなされた。概要は以下のとおり。

①冒頭、岡村会頭は、地域経済や中小企業の厳しい現状を説明したうえで、補正予算の早期成立・執行や、新成長戦略の実現を要望するとともに、わが国が世界の中で存在感を示していくためには、ものづくりと研究開発の強みを生かし「科学技術創造立国」を目指すことが重要であると述べた。

②続いて、大畠経済産業大臣から、「円高で先行きの見通しが徐々に厳しくなっていることは認識している。迅速な対応が必要であり、予備費と補正予算を合わせた6兆円の財政支出により、景気を下支えしたい。商工会議所の役割も変化。自治体と連携し、まちづくり全体にかかわっていくべき。新成長戦略を、スピード感を持って実行するとともに、法人税率の5%の引き下げやEPAの推進、中小企業の海外展開、技術開発、人材育成の支援にしっかり取り組みたい」との発言がなされた。

③その後、大阪・佐藤会頭から「企業関係税制の拡充および地元経済の現状について」、札幌・高向会頭から「地域活性化および地元経済の現状について」、横浜・佐々木会頭から「APEC中小企業サミットおよび中小企業の国際展開ならびに地元経済の現状について」、名古屋・高橋会頭から「地球温暖化問題および地元経済の現状について」、高松・竹崎会頭から「雇用・労働問題および地元経済の現状について」、それぞれ発言がなされた。

④これに対し、大畠経済産業大臣から、「地元の中小企業からは、資金手当ても大事だが、何よりも仕事が欲しいとの声を聞く。そのため、学校など公共施設の耐震化を予算化するなど、地域にお金・物・人が回る仕組みを考えたい。海外展開については、今後はア

ジア全体を商圈ととらえることが大事であり、経済産業省としても、中小企業が海外展開しやすい仕組みづくりを考えたい。商工会議所にも期待している」との話があった。

#### (3) APEC 中小企業サミットの結果概要について

中村専務理事から、11月11日に横浜で開催した、APEC 中小企業サミットの結果概要について、報告がなされた。概要は以下のとおり。

①本サミットには、APEC（アジア太平洋経済協力）地域内外の25カ国・地域から約600人（内、海外からは約180人）が参加した。各地の商工会議所からは、200名を超える方々にご参加いただいた。「大樹も小さな種から」をテーマに、中小企業の成長にとって重要な「資金、技術、グローバル市場へのアクセス」について3つのセッションにおいて議論を行った。

②2007年に創設されたAPEC 中小企業サミットは、これまで政府関係者と中小企業関係者の意見交換と協力の場として、重要な役割を果たしてきたが、今回、大畠経済産業大臣をはじめ、7人もの閣僚にご参加いただいたことは前例がない。閉会セッションにおいて、中小企業の可能性や、中小企業がイノベーションを繰り返していくための産官の連携の重要性などを再確認し、参加者間の総括としてとりまとめた。

#### (4) 経済連携協定の推進に関する要望について

宮城常務理事から、「経済連携協定の推進に関する要望」について報告がなされた。本要望は10月28日に取りまとめ、国会議員の先生方をはじめ関係各位に提出しているもの。概要は以下のとおり。

①経済のグローバル化が進展する中、地域経済統合が大きな潮流となっており、貿易や投資など海外に活路を求めてアジア諸国等の成長を取り込もうとする中小企業にとって、経済連携協定（EPA）は重要である。各国におけるEPAの取り組みは加速しており、特に韓国をはじめ中国、EUは、アジア近隣諸国との取り組みを積極的に推進している。EPA締結の遅れはわが国の国際競争力の低下をもたらすこととなり、輸出産業に大きな影響を及ぼし、製造業の生産拠点の海外流出が加速する一方、生産拠点の海外移転ができない中小企業への影響は多大である。

②このような状況を踏まえ、菅内閣総理大臣が、「アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の構築を視野に入れ、TPP交渉への参加を検討し、EPAの基本方針をAPEC首脳会議までに策定する」という方針を表明したことは高く評価されるものであり、強く支持する。わが国が一層世界へ開かれた国となり、貿易立国として成長し続けるために、

①大規模市場国・地域とのEPAの推進およびTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉への早期参加の表明、②農業との両立による質の高いEPAの締結の2点を要望する。

#### (5) 第20期全国商工会議所女性会連合会長について

岡村会頭から、「第20期全国商工会議所女性会連合会長」について、東京商工会議所女性会の吉川稲美会長に、引き続き委嘱するとの報告がなされた。

#### (6) その他

その他として、まず、11月1日に長崎県の佐世保と北松の両商工会議所が合併し、「佐世保商工会議所」となったとの報告がなされた。これにより、全国の商工会議所数は「514」



となった。

最後に「平成 22 年秋の叙勲・褒章受章者」について報告がなされた。今回の秋の叙勲・褒章において、日本商工会議所の推薦等により 19 名の皆様にご受章された。

#### ⑥第 220 回議員総会

- 日 時 平成 23 年 1 月 20 日（木）13 時 00 分～13 時 50 分
- 場 所 国際会議場（東京商工会議所ビル 7 階）
- 出席者数 108 名
- 議 長 岡村会頭
- 議事録署名人 豊橋商工会議所・吉川会頭、鹿児島商工会議所・諏訪会頭
- 議 事

##### 議 案（1）菅第二次改造内閣に期待する（案）について

中村専務理事から、「菅第二次改造内閣に期待する（案）」について説明があり、異議なく承認された。概要は以下のとおり。

①わが国は、少子高齢化、グローバル化の進展により、経済社会がダイナミックな対応と構造変革が求められており、これに対応すべく、国家ビジョンを明確にし、「国のかたち」と目標を共有するとともに、国をあげて達成に取り組む必要がある。特に、日本の発展の基盤をなしてきたのは人材であり、「科学技術創造立国」として拠って立つために、教育を含めた人材育成に注力していくべきと考えている。

②また、これまでも政策課題について幅広く提言を行ってきたが、「信頼され、持続性のある社会保障制度の再構築と税制の抜本改革」、「開かれた国づくり」、「地域からの成長の実現」の 3 点が、最も優先すべき国家的課題であると認識している。

③第 1 の社会保障制度については、従来から申し上げているように「自助と共助」をベースとした「社会保険方式」を基本とすべきであり、財源としての消費税の問題や法人税減税も含めて、税体系の抜本改革が必要である。

④第 2 の T P P を中心とした経済連携の推進については、貿易自由化に耐え得る強い農業の構築を前提として、T P P への参加や主要貿易国との質の高い E P A 締結を促進すべきである。

⑤第 3 として、構造変化を克服し、進化する中小企業の育成と、地域の強みを活かした地域経済の再生を図ることが不可欠であり、新成長戦略に、「地域からの成長」を明確に位置付け、各プロジェクトの迅速かつ着実な実行を図るべきである。

##### （2）社会保障と税の共通番号制度に関する意見（案）について

中村専務理事から、「社会保障と税の共通番号制度に関する意見（案）」について説明があり、異議なく承認された。概要は以下のとおり。

①国民の将来生活の不安の解消に向け、社会保障制度の早急な再構築が求められている中、税分野で把握した所得等に応じたきめ細かな保険料と給付の設計、社会保険事務・記録管理の正確性の確保、社会保障制度の信頼性・安心感の向上、国民の公平性の担保等のために、社会的インフラとして、社会保障と税の共通番号制度の早期導入が極めて重要である。

②共通番号として使用する番号は、個人の識別を可能とするため、共通番号と「氏名」、

「住所」、「生年月日」、「性別」の識別4情報の一体的管理が必要であり、この条件を唯一満たす住民票コードを利用することが最適である。

③共通番号の利活用の範囲は、法令によって定めるべきであり、国民に制度加入や納付・納税が法的に義務付けられている社会保障分野と税分野の申請所・届出書等とすべきである。

④データベースの管理方式は、万が一プライバシー侵害や情報漏れ等が発生した場合の被害を最小限に抑えるため、個人の情報を一元的に関する「一元管理方式」ではなく、分散して情報を管理し中継データベースを通じて共通番号を利活用して連携する「分散管理方式」を採用すべきである。

⑤プライバシーの保護について、情報漏洩防止に万全を期すとともに、利活用範囲の明確化や罰則の設定、目的外利用の監視等を担当する第三者機関の創設など、国民不安を払しょくするための十分な措置を講じる必要がある。

⑥共通番号制度導入時における中小零細企業等の事務負担をできるだけ少なくするよう配慮すべきである。

(3) 平成 22 年度一般会計および人材対策基金特別会計の収支補正予算（案）について

宮城常務理事から、「平成 22 年度一般会計および人材対策基金特別会計収支補正予算（案）」について、平成 22 年度予算の承認の際に金額が未確定のため備忘額を仮計上していた事業の予算額が確定したことや、委託費・補助金の実態に合わせた減額、政府の新規実施の事業、新しい収益事業がスタートしたことなどにより、予算の補正を行う旨の説明があり、異議なく承認された。

報告事項 (1) 主要政策課題の動向について

宮城常務理事から、「主要政策課題の動向」について、前回との大きな変更点を中心に報告があった。概要は以下のとおり。

①平成 23 年度政府予算案の内容について、一般会計総額が 92 兆 4,116 億円となり、平成 22 年度当初予算比で 1,124 億円増となった。その内、中小企業対策費は 1,969 億円で、58 億円増（3%増）となった。

②最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援事業（平成 23 年度予算案 [厚生労働省 150 億円]）について、中小企業の経営面と労働面の相談等にワン・ストップで対応する相談窓口を全国（167 カ所。商工会議所等を想定）に設置する。

③求職者支援制度について、国家戦略担当、財務、厚生労働の 3 大臣合意（昨年 12 月 17 日）に基づき、厚生労働省は平成 23 年の通常国会に法案を提出する方針。具体的な制度設計については、現在、厚生労働省にて検討中であるが、商工会議所としては、制度自体は重要だが、財源については全額一般財源で別制度として実施すべきと主張している。

④ジョブ・カード事業について、平成 23 年度から「ジョブ・カード制度（職業能力形成プログラム）推進事業（仮称）」と名称変更するほか、地域ジョブ・カードサポートセンターの削減（91 カ所→70 カ所）等が見直しのポイントとなる。

⑤休暇分散化問題について、昨年 12 月 16 日の「第 2 回休暇改革国民会議」で、同会議の委員である高向副会頭（札幌・会頭）に、「中小企業は、取引先企業に左右されるため

休日を決めることは困難である」旨の意見陳述を行っていただいた。

(2) 平成 23 年度政府予算案における商工会議所関係予算について

宮城常務理事から、平成 23 年度政府予算案における商工会議所関係予算に関し、「全国展開プロジェクト」「JAPANブランド」「中小企業支援ネットワーク強化事業」「マル経融資制度」「ジョブ・カード制度」についての説明があった。

(3) 6 月移動常議員会・議員総会（高松）の開催について

宮城常務理事から、6 月 15 日に日商会頭・副会頭と四国ブロック商工会議所会頭との懇談会、6 月 16 日に常議員会・議員総会を高松市内（香川県）で開催するとの説明があった。

(4) その他

宮城常務理事から、2 月 17 日に開催される「全国商工会議所 新任役員・議員研修会の開催」において、岡村会頭の講話や先輩会頭の体験談発表、参加者相互の親睦を深める懇親会を予定しているとの説明があった。その後、岡村会頭から、多くの役員・議員の方々の参加の呼びかけがなされた。

⑦第 221 回議員総会

- 日 時 平成 23 年 3 月 17 日（木）13 時 00 分～14 時 30 分
- 場 所 帝国ホテル 3 階「富士の間」
- 出席者数 110 名
- 議 長 岡村会頭
- 議事録署名人 川崎商工会議所・山田会頭、高知商工会議所・西山会頭
- 議 事

緊急議案 東日本大震災への対応と支援について

冒頭、東北六県商工会議所連合会の瀬谷俊雄副会長（福島・会頭）から、「東日本大震災により、多数の尊い人命を失い、多くの方々が被災に遭っており、被害は甚大である」「避難者は、未曾有の規模となっており、暖房や飲み物、食料の不足により不自由な避難生活を強いられている」「巨大地震と津波により、工場や商店の多くが倒壊している。倒壊を免れても、必要な部品や資材の入荷が滞り、操業にはいたらないところが多い」「最大の問題である福島第 1 原子力発電所の事故を早急に封じ込めていただきたい」「既に福島県産の農産物受入れを拒否する動きがみられることから風評被害防止の徹底をお願いしたい」などの発言があった。

次に、中村専務理事から、「東日本大震災における商工会議所等の被災状況」に続き、「東日本大震災への対応と支援」に関し、「当面の対応」「被災者支援」「被災地商工会議所の再建支援」「政府等との連携・協力」「政府等への要望」について、資料に基づいた説明があった。

続いて、採決に入り、緊急議案「東日本大震災への対応と支援（案）」を全会一致で決議し、今後、被災者や被災地商工会議所の復旧・再建支援を、全国の商工会議所が総力をあげて、果敢に実行していくことを決定した。

引き続き、日本商工会議所の佐藤茂雄副会頭（大阪・会頭）、日本商工会議所青年部（日本 Y E G）の西居基晴会長、全国商工会議所女性会連合会の吉川稲美会長の代理として河

原隆子副会長が、商工会議所、青年部、女性会のそれぞれの立場で、被災者および被災地商工会議所に向けた支援表明を行った。

議 案 (1) 第 28 期行動計画 (案) について

(2) 平成 23 年度事業計画 (案) について

(3) 平成 23 年度収支予算 (案) について

宮城常務理事から、「第 28 期行動計画 (案)」「平成 23 年度事業計画 (案)」「平成 23 年度収支予算 (案)」について、資料に基づいた説明があり、全会一致で、異議なく承認された。

(4) 特別顧問の委嘱について

岡村会頭から、小島順彦前特別顧問 (東京商工会議所前副会頭) の後任として小林健東京商工会議所副会頭へ特別顧問を委嘱することについて説明があり、異議なく承認された。

(3) 常議員会

回数・日時	場所・出席者数 (議事録署名人)	議 事
第 592 回 4. 15 12 時～ 13 時 50 分	国際会議場 出席者数 56 人(委任 状提出による代理出 席を含む) (宇都宮・築会頭 徳島・近藤会頭)	議案 (1) 「観光立“地域”による観光立国の具体化を目指して」(案)について 報告事項 (1) 「訪中国経済ミッション」の結果概要について (2) 日本商工会議所と連合との懇談会の結果概要について (3) 平成 22 年度「中小企業応援センター事業」について (4) 日本商工会議所第 28 期議員選挙日程について (5) 商工会議所の組織・財政の現状について (6) その他  ※昼食懇談会 演題：「脳の働きと生活習慣」 ゲストスピーカー：医学博士 日本脳神経外科専門医 財団法人河野臨床医学研究所附属北品川病院 院長 築山 節 氏
第 593 回 6. 17 10 時～ 12 時 10 分	ステーションホテル 小倉飛翔 出席者数 55 人(委任 状提出による代理出 席を含む) (小樽・鎌田会頭 松江・丸会頭)	議案 (1) 顧問の委嘱について (2) 宮崎県での口蹄疫問題に対する対応について (3) 「大規模集客施設の立地に係る都道府県の広域調整機能の維持を望む (追認)」について (4) 「子ども・子育て新システム構築に向けた要望 (追認)」について (5) 「平成 21 年度保証事業等事業報告書 (案)」および「平成 21 年度信用基金特別会計収支計算書 (案)」について 報告事項 (1) 地球温暖化問題に関する最近の動向と対応について (2) 社会保障制度改革と財源問題等について (3) 夏季政策懇談会について (4) 「中国青海省地震義援金募金」について (5) その他  ※昼食懇談会 演題：「関門の歴史 龍馬の足跡」 ゲストスピーカー：直木賞作家 古川 薫 氏
第 594 回 7. 15 12 時～ 13 時 50 分	国際会議場 出席者数 55 人(委任 状提出による代理出 席を含む)	議案 (1) 宮崎県での口蹄疫問題に対する対応について (2) 第 112 回通常会員総会への提案事項について (3) 平成 23 年度税制改正に関する意見 (案) について

	(富山・犬島会頭 浜松・御室会頭)	(4) 電子認証事業の見直しについて (5) 第 28 期日本商工会議所議員選挙ブロック別割り当てについて (6) 第 112 回日本商工会議所表彰(案)について 報告事項 (1) 日韓商工会議所首脳会議の結果概要について (2) 夏季政策懇談会の結果概要について (3) 仕事と生活の調和推進官民トップ会議の結果について (4) 商工会議所におけるコンプライアンスの更なる徹底について (5) その他  ※昼食懇談会 演題：「日本及び世界経済の動向」 ゲストスピーカー：株式会社大和総研 理事長 武藤 敏郎 氏
第 595 回 9. 15 11 時 30 分 ～12 時 30 分	国際会議場 出席者数 56 人(委任 状提出による代理出 席を含む) (函館・高野会頭 奈良・西口会頭)	議案 (1) 特別顧問の委嘱について (2) 情報化委員長の委嘱について (3) 山陽商工会議所に対する会費減免(案)について 報告事項 (1) 宮崎県口蹄疫被害に関する義援金について (2) 経済対策について (3) 平成 23 年度中小企業対策予算の概算要求について (4) 平成 23 年度税制改正に関する経済産業省意見について (5) 全国商工会議所青年部連合会ならびに全国商工会議所女性会連合会の活動 報告について (6) その他
第 596 回 10. 21 12 時～ 13 時 50 分	国際会議場 出席者数 57 人(委任 状提出による代理出 席を含む) (一宮・佐々木会頭 松山・麻生会頭)	議案 (1) 臨時会員総会の招集について (2) 「アジアの成長を見据えた中小企業の国際展開～具体的戦略と支援策～」 (案) について (3) 第 28 期日本商工会議所委員会・特別委員会・専門委員会編成および日本 商工会議所委員会規則の一部改正(案) について (4) 経営改善普及事業発足 50 周年記念表彰(案) について 報告事項 (1) 大畠経済産業大臣と中小企業関係団体との懇談会について (2) 「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」および来年度税制改正に ついて (3) 日本商工会議所第 28 期議員選挙結果について (4) その他  ※昼食懇談会 演題：「今後の政治情勢について」 ゲストスピーカー：テレビ朝日コメンテーター 三反園 訓 氏
第 597 回 11. 18 10 時 20 分 ～11 時	東京會館 出席者数 57 人(委任 状提出による代理出 席を含む) (高知・西山会頭 大分・姫野会頭)	議案 第 28 期常議員の選任について
第 598 回 11. 18 10 時 20 分 ～11 時	東京會館 出席者数 57 人(委任 状提出による代理出 席を含む) (高知・西山会頭 大分・姫野会頭)	議案 (1) 臨時会員総会への提案事項について (2) 第 28 期常議員の選任について (3) 第 28 期専務理事、常務理事および理事の選任について (4) 第 28 期議員に準ずる者の選任について (5) 第 28 期委員長、共同委員長、副委員長および委員の委嘱について (6) 第 28 期特別顧問、顧問および参与の委嘱について (7) 「小規模企業対策予算の確保に関する要望」(案) について (8) 平成 23 年度各種検定試験の施行日および受験料(案) について

		<p>報告事項</p> <p>(1) 松本環境大臣と日本商工会議所との懇談会の結果概要について</p> <p>(2) 大畠経済産業大臣と日本商工会議所との懇談会の結果概要について</p> <p>(3) A P E C 中小企業サミットの結果概要について</p> <p>(4) 経済連携協定の推進に関する要望について</p> <p>(5) 第 20 期全国商工会議所女性会連合会長について</p> <p>(6) その他</p>
<p>第 599 回</p> <p>12. 16</p> <p>12 時～</p> <p>13 時 50 分</p>	<p>国際会議場</p> <p>出席者数 53 人(委任状提出による代理出席を含む)</p> <p>(さいたま・松永会頭 宮崎・米良会頭)</p>	<p>議案</p> <p>(1) 第 28 期総合政策委員会等副委員長・委員の委嘱について</p> <p>(2) 中小企業向け健康保険制度に対する国庫補助の引上げについて (追認)</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 仙谷内閣官房長官と日本商工会議所との懇談会の結果概要について</p> <p>(2) 主要政策課題の動向について</p> <p>(3) 平成 23 年度税制改正について</p> <p>(4) その他</p> <p>※昼食懇談会</p> <p>演題：「2011 年の日本経済の行方」</p> <p>ゲストスピーカー：三菱総合研究所 シニア・エコノミスト 武田 洋子 氏</p>
<p>第 600 回</p> <p>23. 1. 20</p> <p>12 時～</p> <p>13 時 50 分</p>	<p>国際会議場</p> <p>出席者数 53 人(委任状提出による代理出席を含む)</p> <p>(豊橋・吉川会頭 鹿児島・諏訪会頭)</p>	<p>議案</p> <p>(1) 菅第二次改造内閣に期待する (案) について</p> <p>(2) 社会保障と税の共通番号制度に関する意見 (案) について</p> <p>(3) 平成 22 年度一般会計および人材対策基金特別会計の収支補正予算 (案) について</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 主要政策課題の動向について</p> <p>(2) 平成 23 年度政府予算案における商工会議所関係予算について</p> <p>(3) 6 月移動常議員会・議員総会 (高松) の開催について</p> <p>(4) その他</p> <p>※昼食懇談会</p> <p>演題：「日米パートナーシップ」</p> <p>ゲストスピーカー：米国大使館 首席公使 ジェームス・P・ズムワルト 氏</p>
<p>第 601 回</p> <p>2. 17</p> <p>13 時～</p> <p>13 時 50 分</p>	<p>国際会議場</p> <p>出席者数 53 人(委任状提出による代理出席を含む)</p> <p>(静岡・後藤会頭 佐賀・井田会頭)</p>	<p>議案</p> <p>(1) 第 113 回日本商工会議所表彰 (案) について</p> <p>(2) 経営改善普及事業発足 50 周年記念表彰 (案) について</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 行政刷新会議 規制・制度改革に関する分科会の活動について</p> <p>(2) 海江田経済産業大臣との懇談会の結果概要について</p> <p>(3) 訪インド経済ミッションの実施について</p> <p>(4) 平成 22 年度全国商工会議所観光振興大会 i n 青森の開催結果について</p> <p>(5) 第 28 期専門委員会の委員について</p> <p>(6) 商工会議所の組織・財政の現状について</p> <p>(7) その他</p>
<p>第 602 回</p> <p>3. 17</p> <p>13 時～</p> <p>14 時 30 分</p>	<p>帝国ホテル</p> <p>出席者数 57 人(委任状提出による代理出席を含む)</p> <p>(川崎・山田会頭 高知・西山会頭)</p>	<p>緊急議案</p> <p>東北関東大震災への対応と支援について</p> <p>議案</p> <p>(1) 第 28 期行動計画 (案) について</p> <p>(2) 平成 23 年度事業計画 (案) について</p> <p>(3) 平成 23 年度収支予算 (案) について</p> <p>(4) 特別顧問の委嘱について</p>

#### (4) 監事会

○日 時 平成 22 年 7 月 14 日 (水) 10 時 45 分～11 時 50 分

○場 所 402 会議室

○出席者 6名

○内 容 平成21年度事業報告・同収支決算について、事務局から事業報告書（案）および収支決算書（案）に基づいて説明があった後、出席監事3名により監査が行われた。

#### (5) 委員会

期 日	委 員 会 名	出席者数	議 題 ・ 講 師 等
4.14	第27回産業経済・第10回観光・第23回地域活性化・第12回環境・エネルギー・第6回国民生活合同委員会	107名	(1) 観光提言「観光立“地域”による観光立国の具体化を目指して」(案)について 日商事務局 (2) トライアスロンによる地域活性化について 廿日市商工会議所 会頭 細川 匡 氏 (3) 環境に対する取り組み(CO2削減コンテスト)について 盛岡商工会議所 専務理事 古澤 眞作 氏 (4) 主要政策課題の動向について 日本商工会議所 常務理事 宮城 勉 (5) 子育て支援事業(ハッピーキッズGINZA)について 甲府商工会議所 地域振興部 地域再生推進課 課長 越石 寛 氏 (6) その他
4.14	第28回産業経済・第14回税制・第10回情報化合同委員会	118名	(1) 中小企業経営に効くIT活用について マロニー株式会社 代表取締役社長 河内 幸枝 氏 (吹田商工会議所議員企業) (2) 商工会議所の情報武装について～TOAS活用のおすすめ～ 松本商工会議所 専務理事 胡桃澤 宏行 氏 (3) 中小企業における「営業秘密管理指針(再改定版)」の活用について 経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室長 中原 裕彦 氏 (4) 会計の国際化時代における非上場企業の会計のあり方に関する中間とりまとめについて 日商事務局 (5) その他
4.15	第11回国際経済・第30回中小企業・第30回運営・第5回広報特別合同委員会	93名	(1) 最近の信用保証の状況について 社団法人 全国信用保証協会連合会 常務理事 連達 裕 氏 (2) 地域中小企業における国際ビジネスの展開と交流促進について 法政大学大学院 イノベーション・マネジメント研究科 客員教授 増田 辰弘 氏 (3) 広報活動に関する事例発表(知られて初めて評価される商工会議所)について 横須賀商工会議所 事務局長 菊池 匡文 氏 (4) その他
6.16	第31回中小企業・第11回情報化・第13回環境・エネルギー合同委員会	75名	(1) 北九州市の環境モデル都市推進と商工会議所としての取り組みについて 北九州商工会議所 副会頭 竹澤 靖之 氏 (2) 地球温暖化問題に関する最近の動向と対応について 日商事務局 (3) 中小企業憲章について 日商事務局 (4) 中小企業政策に関する主要課題について 日本商工会議所 常務理事 宮城 勉 (5) 電子認証事業の見直しについて 日本商工会議所 常務理事 宮城 勉 (6) その他

7. 14	第 11 回観光・第 24 回地域活性化・第 12 回情報化合同委員会	95 名	<p>(1) 事例発表「マルシェ・ジャポン・キャラバン in 日南について」 日南商工会議所 専務理事 落合 兼久 氏</p> <p>(2) 事例発表「食を切り口にした地域資源を活かした観光振興への取り組みについて」 厚木商工会議所 専務理事 原 隆 氏 やもり</p> <p>(3) 動くまちづくり～エリア価値を高める現代版「家守」の活動～ 株式会社アフタヌーンソサイティ 代表取締役 清水 義次 氏</p> <p>(4) 「川口商工会議所ネットモニター制度について」 川口商工会議所 事務局長 伊藤 博 氏</p> <p>(5) 電子認証事業の見直しについて 日商事務局</p> <p>(6) その他</p>
7. 14	第 29 回産業経済・第 32 回中小企業・第 15 回税制・第 31 回運営合同委員会	95 名	<p>(1) 変わる中小企業、変わるか支援人材（中小企業支援人材の強化・育成に関する研究会報告書）について 株式会社 日本総合研究所 総合研究部門 ソーシャル・イノベーション研究クラスター 上席主任研究員 柿崎 平 氏</p> <p>(2) 中小・中堅企業のための「マネジメント強化プログラム」について 公益財団法人 日本生産性本部 経営品質推進センター センター長 柳本 直行 氏 神戸商工会議所 経営支援センター 課長 藤本 晋一 氏</p> <p>(3) 主要政策課題について 日商事務局</p> <p>(4) 平成 23 年度税制改正に関する意見（案）について 日商事務局</p> <p>(5) 平成 21 年度事業報告（案）および平成 21 年度収支決算（案）について 日商事務局</p> <p>(6) その他</p>
7. 15	第 12 回国際経済・第 33 回中小企業合同委員会	105 名	<p>(1) A P E C（アジア太平洋経済協力）首脳会議に向けて 経済産業省 大臣官房審議官 A P E C 高級実務者会合 議長 西山 英彦 氏</p> <p>(2) 「2010 年版ものづくり白書」について＜中小企業の視点から＞ 経済産業省 製造産業局 参事官室 政策企画官 川上 一郎 氏</p> <p>(3) 中小企業に対する官公需受注機会の拡大支援について＜官公需情報ポータルサイトの利用促進＞ 中小企業庁 事業環境部 取引課長 十時 憲司 氏</p> <p>(4) その他</p>
9. 14	第 30 回産業経済・第 16 回税制・第 14 回環境・エネルギー・第 32 回運営合同委員会	121 名	<p>(1) 平成 23 年度中小企業関連税制改正について 中小企業庁 事業環境部 財務課 課長 中石 齊孝 氏</p> <p>(2) 主要政策課題について 日本商工会議所 常務理事 宮城 勉</p> <p>(3) 環境専門委員長の交代について 日商事務局</p> <p>(4) 地域の企業と取り組む温暖化対策について 松山商工会議所 専務理事 門田 誓 氏</p> <p>(5) 商工会議所検定試験に係る管理規則の改正案について 日商事務局</p> <p>(6) その他</p>



9. 14	第 25 回地域活性化・第 13 回情報化合同委員会	96 名	(1) 地域活性化とファミリービジネスについて 経済産業省 地域経済産業グループ 審議官(地域経済担当) 坪井 裕 氏 (2) 株式会社全国商店街支援センターによる各地商店街等への支援について 株式会社全国商店街支援センター 業務統括役 藤田 とし子 氏 (3) 市川商工会議所 I T ベンダ登録制度について 市川商工会議所 専務理事 永池 一秀 氏 (4) 今後の電子認証事業の取り組みについて 日商事務局 (5) その他
9. 15	第 34 回中小企業・第 33 回運営合同委員会	91 名	(1) 平成 23 年度中小・小規模企業対策予算の概算要求について 中小企業庁 長官官房参事官 宮本 聡 氏 (2) 中小企業の活力強化等のあり方に関する検討について 日商事務局 (3) 水戸商工会議所の中・長期プランの作成について 水戸商工会議所 専務理事 小川 俊明 氏 (4) その他
10. 20	第 31 回産業経済・第 12 回観光・第 26 回地域活性化・第 17 回税制合同委員会	137 名	(1) 産業観光ビジネスモデルの手法について 日本観光協会 常務理事 丁野 朗 氏 (2) 各地商工会議所の観光振興への取り組み状況について 日商事務局 (3) 主要政策課題の動向について 日本商工会議所 常務理事 宮城 勉 (4) 中心市街地再生の新たな局面と課題について 福島大学 名誉教授 鈴木 浩 氏 (5) その他
10. 20	第 12 回労働・第 15 回環境・エネルギー・第 6 回国民生活・第 34 回運営合同委員会	134 名	(1) 今後の有期労働契約の在り方について (厚生労働省有期労働契約研究会報告から) 厚生労働省 労働基準局 労働条件政策課 調査官 青山 桂子 氏 (2) 地球温暖化問題の今～ポスト京都議定書に向けて 21 世紀政策研究所 研究主幹 国際環境経済研究所 副理事長 (NPO 法人申請中) 澤 昭裕 氏 (3) 集团的消費者被害救済制度研究会報告書について 消費者庁 企画課 企画官 加納 克利 氏 (4) 第 28 期日本商工会議所委員会・特別委員会・専門委員会編成および日本商工会議所委員会規則の一部改正 (案) について 日商事務局 (5) その他
10. 21	第 13 回国際経済・第 35 回中小企業合同委員会	112 名	(1) 経済社会転換期における中小企業政策の新たな方向について 東京理科大学大学院 総合科学技術経営研究科 教授 松島 茂 氏 (2) A P E C 中小企業大臣会合の結果概要について 中小企業庁 参事官兼国際室長 表 尚志 氏 (3) 中小企業国際ビジネス専門委員会報告書について 中小企業国際ビジネス専門委員会委員長 (佐久商工会議所会頭) 樫山 高士 氏 (4) その他

11.17	第27回地域活性化・第14回情報化・第16回環境・エネルギー・第7回国民生活・第35回運営合同委員会	147名	<p>(1) JAPANブランド育成支援事業の活用について 武生商工会議所 専務理事 服部 秀一 氏</p> <p>(2) 次世代法に基づく一般事業主行動計画策定・届出等が義務となる企業の範囲の拡大について 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 職業家庭両立課長 塚崎 裕子 氏</p> <p>(3) 協会けんぽの収支見込みについて 全国健康保険協会 理事 貝谷 伸 氏</p> <p>(4) 今こそ『個』のインキュベート インターネット活用による企業支援プロジェクト「ヨコスカ・テイキング・オフく地場者エイト」事業について 横須賀商工会議所 事務局長 菊池 匡文 氏</p> <p>(5) 環境行動計画について 日商事務局</p> <p>(6) 平成23年度各種検定試験の施行日および受験料(案)について 日商事務局</p> <p>(7) その他</p>
11.17	第32回産業経済・第14回国際経済・第36回中小企業・第18回税制合同委員会	146名	<p>(1) 平成23年度税制改正をはじめとする主要政策課題の動向について 日本商工会議所 常務理事 宮城 勉</p> <p>(2) 小規模企業対策予算の確保に関する要望(案)について 日商事務局</p> <p>(3) 青梅商工会議所における地域製造業支援事業について 青梅商工会議所 専務理事 小池 俊男 氏</p> <p>(4) 「両岸関係の改善と日台ビジネスアライアンスの展望」について 駐日経済文化代表処経済組長 余 吉政 氏</p> <p>(5) 中国への事業展開の鍵—台湾企業との連携 台日産業技術合作促進会 顧問 高 寛 氏</p> <p>(6) その他</p>
12.15	第1回産業経済・第1回国際経済・第1回地域活性化・第1回税制・第1回労働・第1回運営・第1回情報化合同委員会	167名	<p>(1) 交通基本法と今後の地域公共交通のあり方について 国土交通省 総合政策局 交通計画課長 山口 勝弘 氏</p> <p>(2) 平成23年度税制改正について 中小企業庁 事業環境部 財務課長 中石 斉孝 氏</p> <p>(3) 主要政策課題の動向について 日本商工会議所 常務理事 宮城 勉</p> <p>(4) 第28期行動計画および平成23年度日本商工会議所事業計画(たたき台)について 日商事務局</p> <p>(5) 映画「武士の家計簿」と珠算振興について 日本珠算連盟 専務理事 中山 洋 氏</p> <p>(6) その他</p>
12.15	第1回観光・第1回環境・エネルギー・第1回行財政改革特別合同委員会	159名	<p>(1) 規制・制度改革に関する分科会での検討状況と今後の予定について 内閣府 規制・制度改革担当事務局 参事官 船矢 祐二 氏</p> <p>(2) 総合特区制度について 内閣官房 地域活性化統合事務局 参事官 横山 典弘 氏</p> <p>(3) COP16の解説と評価について 日経エコロジー 副編集長 花澤 裕二 氏</p> <p>(4) 韓国ゴルフ客をターゲットとした観光振興—「観光立国」の実現へ向けて 武雄商工会議所 専務理事 光富 義仁 氏</p> <p>(5) 第28期観光専門委員会委員長・委員の委嘱について 日商事務局</p> <p>(6) その他</p>

12. 16	第1回中小企業・第1回教育合同委員会	110名	(1)中小企業の資金繰り対策について 中小企業庁 事業環境部 金融課長 多田 明弘 氏 (2)大阪商工会議所の「商店街・賑わいプロジェクト」事業について～「100円商店街」事業を中心にして～ 大阪商工会議所 理事・中小企業振興部長 森 清純 氏 (3)狭山商工会議所が実践する経済教育事業について 狭山商工会議所 中小企業相談所長 栗原 博文 氏 (4)その他
23. 1. 19	第2回産業経済・第2回国際経済・第1回国民生活・第2回運営合同委員会	157名	(1)高齢者医療制度の見直しについて 厚生労働省 保険局 高齢者医療課長 吉岡 てつを 氏 (2)新防衛計画の大綱について 防衛省 防衛政策局 防衛政策課長 鈴木 敦夫 氏 (3)主要政策課題の動向について 日本商工会議所 常務理事 宮城 勉 (4)平成22年度一般会計および人材対策基金特別会計の収支補正予算(案)について 日商事務局 (5)その他
1. 19	第2回地域活性化・第2回税制合同委員会	164名	(1)平成23年度税制改正について ①平成23年度税制改正案について 財務省 主税局 総務課長 中江 元哉 氏 ②平成23年度税制改正(地方税)について 総務省 自治税務局 都道府県税課長 内藤 尚志 氏 (2)買い物弱者を支援する取り組みについて 経済産業省 商務情報政策局 商務流通グループ 流通政策課長 須藤 治 氏 (3)その他
1. 20	第2回中小企業・第3回地域活性化・第2回環境・エネルギー合同委員会	171名	(1)地球温暖化対策に関する最近の動向について(仮題) 経済産業省 産業技術環境局 環境政策課長 広瀬 直 氏 (2)平成23年度中小企業対策関連予算案の概要について 中小企業庁 長官官房参事官 宮本 聡 氏 (3)平成23年度政府予算案における商工会議所関係予算について 日商事務局 (4)その他
1. 27	労働委員会 委員長・共同委員長・専門委員長会議(東京商工会議所労働委員会と合同開催)	〇名	
2. 16	第3回産業経済・第3回中小企業・第4回地域活性化合同委員会	123名	(1)まちづくり・地域再生について～神戸・新長田地区の事例より～ 有限会社 協働研究所 取締役 東 朋治 氏 (2)県内外大手企業と地元産業界との交流事業について～地元経済の活性化を目指して～ 佐賀商工会議所 専務理事 島内 正彦 氏 (3)主要政策課題の動向について 日本商工会議所 常務理事 宮城 勉 (4)中小・小規模企業の支援について 石岡商工会議所 専務理事 山中 英夫 氏 (5)その他

2.16	第2回観光・第5回地域活性化・第2回国民生活・第3回運営合同委員会	105名	(1)館林商工会議所学習センター事業について 館林商工会議所 専務理事 早川 勝敏 氏 館林商工会議所 学習センター長 内藤 典宏 氏 (2)検定拡充5%運動の取り組み状況について 日商事務局 (3)介護保険制度の見直しについて 厚生労働省 老健局 総務課長 大澤 範恭 氏 (4)「産業観光を柱にした西美濃地域の取り組み」について 大垣商工会議所 専務理事 成瀬 重雄 氏 (5)「秋田県商工会議所連合会版 どさいぐっ秋田?!」について 秋田商工会議所 専務理事 岩本 孝一 氏 (6)その他
2.17	第3回国際経済・第2回情報化・第3回環境・エネルギー合同委員会	95名	(1)国内クレジットの実績と今後について 経済産業省 産業技術環境局 環境政策課 環境経済室 係長 長崎 太祐 氏 (2)経済連携協定(EPA)をめぐる最新の動きについて 経済産業省 通商政策局 経済連携課長 渡辺 健 氏 (3)中小企業に対するIT経営支援について 特定非営利活動法人ITコーディネータ協会 部長(業務開発・広報) 中塚 一雄 氏 (4)その他
3.16	第4回国際経済・第4回中小企業・第6回地域活性化・第4回運営合同委員会	124名	(1)株式会社全国商店街支援センターの支援メニューについて 株式会社 全国商店街支援センター 事業統括役 藤田 とし子 氏 (2)地域の民間団体と地方公共団体の協働による広域的な地域戦略の推進について 国土交通省国土計画局広域地方整備政策課長 中井川 誠 氏 (3)インド経済と日系中小企業のインド進出支援の新展開について 経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課 課長補佐 松島 大輔 氏 (4)第28期行動計画(案)および平成23年度事業計画(案)ならびに収支予算(案)について 日商事務局 (5)その他
3.16	第4回産業経済・第5回中小企業・第3回税制・第3回国民生活合同委員会	88名	(1)中小企業支援に関する事例発表について 熊本商工会議所 専務理事 岩下 直昭 氏 (2)主要政策課題の動向について 日本商工会議所 常務理事 宮城 勉 氏 (3)社会保障・税に関わる番号制度の検討状況について 内閣官房 社会保障改革担当室 参事官 篠原 俊博 氏 (4)「中小企業成長ビジョン(仮称)」について 日商事務局 (5)その他

#### (6) 特別委員会

特別委員会名	期 日	出席者数	議 題 等
第5回広報特別委員会	4.15	93名	広報活動に関する事例発表(知られて初めて評価される商工会議所) 横須賀商工会議所事務局長 菊池 匡文 氏

第 9 回まちづくり特別委員会	5. 18	18 名	(1) 現代版「家守」の活動について 株式会社アフタヌーンソサエティ 代表取締役 清水 義次 氏 (2) 都市計画法第 19 条 3 項の改正に関する対応について (3) 平成 22 年度「各地商工会議所におけるまちづくり状況等に関する実態調査結果（中間報告）」について (4) その他
第 6 回信用基金管理特別委員会	6. 11	22 名（書面表決）	(1) 平成 21 年度保証事業等事業報告書（案）について (2) 平成 21 年度信用基金特別会計収支計算書（案）について
第 7 回事業承継対策特別委員会	6. 21	8 名	(1) 講演①「中小企業の事業承継への取り組みの現状と課題」 株式会社二十一世紀総合研究所 取締役 中小企業診断士 佐々木文安 氏 ②「事業承継税制の活用状況と改善策」 税理士法人タクトコンサルティング 代表社員 税理士 玉越 賢治 氏 (2) 事業承継のさらなる円滑化のための税制措置に関する意見（案）について (3) その他
第 6 回表彰特別委員会	7. 14	15 名	(1) 第 112 回日本商工会議所表彰（案）について — 特別功労者表彰、役員・議員表彰、職員表彰 — 商工会議所表彰（マル経資金関係、検定事業等） (2) その他
第 10 回まちづくり特別委員会	10. 13	19 名	(1) 交通基本法の制定と関連施策の充実に向けた基本的な考え方について 国土交通省 総合政策局 交通計画課 課長 山口 勝弘 氏 (2) 都市計画法 19 条 3 項の改正に関する対応状況について (3) プロパティマネジメントに関する取り組みについて (4) 意見交換 (5) その他・報告事項
第 1 回表彰特別委員会	2. 16	15 名	(1) 第 113 回日本商工会議所表彰（案）について — 特別功労者表彰、役員・議員表彰、職員表彰 — 商工会議所表彰（組織強化、事業活動等） (2) その他
第 1 回中小企業国際化支援特別委員会	2. 22	23 名	(1) 開会 委員長・共同委員長挨拶 (2) 自己紹介 (3) 講演および質疑応答 ①中小企業の海外展開支援について 中小企業庁次長 豊永 厚志 氏 ②EPA・TPP をめぐる最近の動きについて 経済産業省経済連携課長 渡辺 健 氏 ③質疑応答 (4) 講演「臥龍企業の海外進出に向けて」 東京大学教授 戸堂 康之 氏 (5) 活動方針（案）等について (6) 意見交換 (7) その他 (8) 閉会
第 1 回信用基金管理特別委員会	3. 16	21 名（書面表決）	(1) 平成 23 年度保証事業等事業計画（案）について (2) 平成 23 年度信用基金特別会計収支予算（案）および資金計画（案）について

(7) 専門委員会等

委員会名	期日	出席者数	講師・議題等
第9回社会保障専門委員会	4.2	8名	(1) 講演「年金制度改革と財源問題について」 株式会社日本総合研究所 調査部主任研究員 西沢 和彦 氏
第9回日商環境専門委員会	4.8	16名	(1) 講演「生物多様性と企業経営について」 日本経済団体連合会自然保護協議会企画部会長 住友信託銀行株式会社企画部社会活動統括室審議役 石原 博 氏 (2) 報告「地球温暖化対策基本法案に対する商工会議所の対応について」 (3) 意見交換 (4) その他
第7回行財政改革専門委員会	4.15	9名	(1) 講演「地域主権改革の取組について」 内閣府地域主権戦略室 次長 望月 達史 氏
第13回税制専門委員会	4.27	12名	(1) 講演「税務に使う税・社会保障共通番号について」 中央大学法科大学院 教授 森信 茂樹 氏 (2) 平成23年度税制改正要望に向けた論点について (3) その他
第10回社会保障専門委員会	4.28	7名	(1) 講演「医療保険制度の行方」 目白大学大学院（生涯福祉研究科）・ 人間学部教授 宮武 剛 氏 (2) 平成20年10月提言「わが国の社会保障制度改革のあり方」 のレビューと最近の動きについて
第4回中小企業政策専門委員会	5.19	7名	(1) 中小企業憲章について ①「中小企業憲章（案）」について 中小企業庁 事業環境部 企画課長 宮本 昭彦 氏 ②「中小企業憲章（案）」に対する意見（案）について 事務局より説明
日商環境専門委員会・東商環境委員会合同委員会	5.27	55名	(1) 講演 ①「再生可能エネルギーの全量買取制度に関するオプション」 講師：資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部長 齋藤 圭介 氏 ②「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ（環境大臣試案）」 講師：環境省 地球環境局 地球温暖化対策課長 高橋 康夫 氏 ③「キャップ&トレード方式による国内排出量取引制度の論点」 講師：環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室長 戸田 英作 氏 (2) 意見交換「パブリックコメントへの対応について」 ①「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ（環境大臣試案）」に対する意見（案） ②「キャップ&トレード方式による国内排出量取引制度の論点」に対する意見（案） ③「再生可能エネルギーの全量買取制度に関するオプション」に対する意見（案） (3) 報告 ①「生物多様性民間参画イニシアティブ」について ②「東商 中小企業向け温暖化対策ヒント集」について

第9回観光専門委員会	6.4	20名	<p>(1) 事例発表</p> <p>①ノコギリ屋根工場と近代化産業遺産を活かした桐生の産業観光 桐生商工会議所 事務局長 石原 雄二 氏 総務課主事 宮崎 俊広 氏</p> <p>②地域資源を活かした観光振興への取り組み ひたちなか商工会議所 専務理事 後藤 芳文氏 総務部副部長兼総務企画課長 米川 央洋 氏</p> <p>(2) 報告</p> <p>①観光提言「観光立“地域”による観光立国の具体化を目指して」について</p> <p>②政府の動きについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回 MICE 推進協議会について</li> <li>・休暇分散化について</li> </ul> <p>(3)観光振興に関する今後の取り組みの方向性について</p> <p>(4)「第3回全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞」について</p> <p>(5)平成22年度全国商工会議所観光振興大会 in 青森の準備状況について</p> <p>(6)その他</p>
第9回労働専門委員会 (東京商工会議所労働委員会と合同開催)	6.7	44名	<p>(1) 講演「有期労働契約に関する検討状況について」 厚生労働省 労働基準局 総務課 労働契約企画室長 青山 桂子 氏</p> <p>(2) 意見交換 有期労働契約について</p> <p>(3) 報告</p> <p>①新成長戦略「雇用・人材戦略」の 目標設定について</p> <p>②日本商工会議所「最低賃金に関するアンケート調査」の実施について</p> <p>③求職者支援制度の創設について</p> <p>(4) その他</p>
第14回税制専門委員会	6.14	10名	<p>(1) 平成23年度税制改正について</p> <p>(2) 講演「最近の税制改革の流れ ～主要課題と改革の方向性」 東京大学大学院 教授 中里 実 氏</p> <p>(3) その他</p>
第15回税制専門委員会	7.5	12名	<p>(1) 講演「経済活力確保のための税制抜本改革の方向性」 慶応義塾大学 経済学部 教授 土居丈朗 氏</p> <p>(2) 平成23年度税制改正に関する意見(案)について</p> <p>(3) その他</p>
第5回中小企業政策専門委員会	7.12	5名	<p>(1) 中小企業政策に関する意見について</p> <p>①事務局から説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業対策についてのアンケート調査結果</li> <li>・「中小企業の活力強化に関する意見」(骨子案)</li> </ul> <p>②質疑応答・意見交換</p>
拡大労働専門委員会－最低賃金審議会商工会議所関係委員との意見交換－ (東京商工会議所労働委員会と合同開催)	7.23	59名	<p>(1) 日本商工会議所「最低賃金に関するアンケート調査」の結果について〔報告〕</p> <p>(2) 中央並びに各地の最低賃金審議会の動向について〔情報交換〕</p> <p>(3) 平成22年度最低賃金改定審議への対応について〔意見交換〕</p> <p>(4) 求職者支援制度の創設について〔意見交換〕</p> <p>(5) 高年齢者継続雇用制度の中小企業に対する特例措置について〔意見交換〕</p> <p>(6) 報告 職場におけるメンタルヘルス対策並びに受動喫煙防止対策について</p> <p>(7) その他</p>
第1回消費税制度見直しに関するワーキンググループ	8.5	13名	<p>(1) 講演「消費税と共通番号制度」 東京大学大学院政治学研究科教授 中里 実 氏</p> <p>(2) 意見交換</p>

第2回消費税制度見直しに関するワーキンググループ	8.30	15名	(1) 講演「消費税制度の見直しに伴う中小企業等への影響について」 城所会計事務所 所長 城所 弘明 氏 (2) 意見交換
日商環境専門委員会・東商環境委員会合同委員会	8.30	60名	1. 講演 (1) 最近の地球温暖化対策の動向について 講師：経済産業省 大臣官房 参事官（環境経済担当） 浜辺 哲也 氏 (2) 「エネルギー基本計画」について 講師：資源エネルギー庁 総合政策課調査広報室室長補佐 小川原 元弘 氏 (3) 再生可能エネルギーの全量買取制度について 講師：資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課長 渡邊 昇治 氏 (4) 中長期ロードマップに関する検討状況について 講師：環境省 地球環境局 地球温暖化対策課長 高橋 康夫 氏 (5) 国内排出量取引制度に関する検討状況について 講師：環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室長 上田 康治 氏 (6) 地球温暖化対策のための税について 講師：環境省 総合環境政策局 環境経済課 課長補佐 東條 純士 氏 2. 質疑応答・意見交換 3. 報告 (1) 「東商 中小企業向け温暖化対策ヒント集」について (2) 委員会活動実績について
第11回社会保障専門委員会	9.21	10名	(1) 社会保障からみた”番号”制度への期待 株式会社野村総合研究所 経営コンサルティング部 上級研究員 安田 純子 氏 (2) 社会保障制度の動き
日商・経済法規専門委員会 東商・経済法規委員会 合同 会議	9.27		
第7回中小企業国際ビジネス専門委員会	9.28	12名	(1) 「中小企業国際ビジネス専門委員会」のこれまでの活動について (2) 「中小企業国際ビジネス専門委員会報告書」(案)について (3) その他
第3回消費税制度見直しに関するワーキンググループ	9.30	11名	(1) 講演「複数（軽減）税率導入の問題点と課税実務との関係」 早稲田大学大学院会計研究科 教授 品川 芳宣 氏 (2) 講演「企業実務におけるインボイス・複数税率の問題点」 国分株式会社 経理財務部副部長 鈴木 清史 氏 (3) 意見交換
第10回観光専門委員会	10.12	16名	(1) 観光分野に関する規制の見直しについて (2) 休暇取得の分散化について (3) 「平成22年度各地における観光振興への取り組み状況等に係る調査結果」について (4) 平成22年度全国商工会議所観光振興大会 in 青森の準備状況について (5) 意見交換 (6) その他



第9回教育専門委員会	10.13	8名	(1) 講演「経済産業省のキャリア教育支援」 経済産業省経済産業政策局 産業人材政策室 室長補佐 大野 孝二 氏 (2) 講演「学校教育のコーディネートについて」 特定非営利活動法人 スクール・アドバイス・ネットワーク 理事長 生重 幸恵 氏 (3) 「教育支援・協力活動に関するアンケート調査」の結果報告
第8回行財政改革専門委員会	10.21	8名	(1) 講演「規制・制度改革の進め方について」 内閣府 規制・制度改革担当事務局 参事官 船矢 祐二 氏 (2) 講演「総合特区制度について」 内閣官房 地域活性化統合事務局 参事官 横山 典弘 氏
第16回税制専門委員会	11.15	9名	(1) 「平成23年度税制改正における主要課題（論点）」について (2) 協議 (3) その他
第1回観光専門委員会	12.21	18名	(1) 第28期観光専門委員会の活動について (2) 全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞本審査会について (3) 平成22年度全国商工会議所観光振興大会 in 青森について (4) その他
第1回運営専門委員会	1.20		(1) 第28期運営専門委員会について (2) 「商工会議所 第28期行動計画」について (3) 業務災害補償プランの覚書締結状況について (4) その他
第4回消費税制度見直しに関するワーキンググループ	1.26	12名	(1) 「消費税制度見直しに対する考え方の整理（案）」について (2) その他
第1回税制専門委員会	2.7	20名	(1) 委員紹介 (2) これまでの商工会議所の税制に対する考え方について (3) 協議 ①今後の検討課題について ②社会保障制度改革と税財源問題に関する日商の意見（骨子案）について (4) その他
第1回企業会計専門委員会	3.3		
第1回社会保障専門委員会	3.7	9名	(1) 前期活動報告、今期活動方針・運営（案）について (2) 社会保障改革と税財源問題について ・社会保障改革に関する集中検討会議について ・WGでの具体的検討について
第2回観光専門委員会	3.11	18名	(1) 全国商工会議所観光振興大会について ①平成24年度全国商工会議所観光振興大会の開催地について ②全国商工会議所関門観光振興大会について (2) 全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞の周知・普及について (3) 商工会議所が取り組む観光振興について（観光専門委員商工会議所議所地域をモデルとして） (4) 休暇分散化について (5) 観光立国推進基本計画の見直しに関する意見（案）について (6) 意見交換 (7) その他

## (8) 政策委員会

期 日	委 員 会 名	出席者数	議 題・講 師 等
4. 13	第 22 回政策委員会	37 名	○政策委員会の今後の進め方について ○訪中国経済ミッションの報告 ○講演「日本の産業の課題と中小企業の海外展開」 経済産業省 経済産業政策局 審議官 北川 慎介 氏 ○講演「タイから見たアジアの現状」 独立行政法人 日本貿易振興機構 企画部事業推進主幹 川田 敦相 氏
5. 17	第 23 回政策委員会	38 名	○講演「日本の EPA/FTA 戦略～現状、課題、および方向性～」 外務省 経済局 経済連携課長 塚田 玉樹 氏
6. 18	第 24 回政策委員会	32 名	○講演「日本経済の再興に向けて」 経済産業省 地域経済産業審議官 塚本 修 氏
7. 12	第 25 回政策委員会	33 名	○講演「海外進出企業の事例および各地商工会議所の海外進出支援策について」 株式会社和郷 海外事業部部长 毛利 公紀 氏 株式会社マスマグループ本社 代表取締役社長 浜田 吉司 氏 大阪商工会議所 理事・国際部長 上月 康嗣 氏
7. 29	第 26 回政策委員会	29 名	○講演「新成長戦略について（アジア経済戦略を中心に）」 国家戦略担当大臣 荒井 聡 氏
9. 8	第 27 回政策委員会	32 名	○協議「中小企業の国際展開支援～アジアの成長を見据えた具体的戦略と行動計画～」意見書（素案）について ○アジア・中国ビジネスへの事業展開に向けた台湾の新しい魅力について
10. 4	第 28 回政策委員会	31 名	○審議「アジアの成長を見据えた中小企業の国際展開～具体的戦略と支援策～」(案) について
23. 2. 1	第 1 回総合政策委員会	39 名	○当面の諸課題への対応等について ・社会保障と税財源 ・TPP と農業再生
23. 3. 9	第 2 回総合政策委員会	31 名	○当面の諸課題への対応等について ・社会保障と税財源 ・TPP と農業再生

## (9) 日本商工会議所会頭・副会頭会議

回数	期日	出席者数	議 題
407	4. 15	14名	「観光立“地域”による観光立国の具体化を目指して」(案)について、ほか
408	6. 17	14名	宮崎県での口蹄疫問題に対する対応について、ほか
409	7. 15	12名	宮崎県での口蹄疫問題に対する対応について、ほか
410	9. 15	16名	第112回通常会員総会における会頭挨拶について、ほか
411	10. 21	13名	「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」および来年度税制改正について、ほか
412	11. 18	12名	臨時会員総会への提案事項について、ほか
413	12. 16	17名	中小企業向け健康保険制度に対する国庫補助の引上げについて(追認)、ほか
414	23. 1. 20	16名	菅第二次改造内閣に期待する(案)について、ほか
415	2. 17	16名	社会保障制度改革と税財源問題について、ほか
416	3. 16	13名	第113回通常会員総会における会頭挨拶について、ほか

(10) その他の会議

①「生物多様性」に関する田島環境副大臣との懇談会

○期 日 4月5日 ○場 所 経団連会館 ○出席者 28名

○懇談事項 「COP10（生物多様性条約第10回締約国会議）の論点」「生物多様性に関する日本政府、産業界への期待」等

②民主党議員との懇談（中小企業憲章関係）

○期 日 4月13日 ○場 所 役員会議室 ○出席者 14名

○懇談事項 中小企業憲章案について

③日本商工会議所と連合との懇談会

○期 日 4月15日 ○場 所 東商スカイルーム ○出席者 34名

○懇談事項 「経済のグローバル化への対応について」、「中小企業の構造問題について」、「中小企業における人材の確保・育成について」、「最低賃金について」等

④社会保障制度改革と財源問題等に関する政策委員会・関係委員会合同会議

○期 日 5月17日 ○場 所 特別会議室AB ○出席者 37名

○討議事項 「社会保障制度改革と税源問題等」について

⑤規模別商工会議所専務理事・事務局長懇談会

○期 日 5月20日 ○場 所 パレスグランデール（山形市）

○内 容 「今こそ示せ！商工会議所の存在感 ～イノベーションへの挑戦」

- ・⑧⑦グループ <出席者> 29名
- ・⑥グループ <出席者> 60名
- ・⑤グループ <出席者> 59名
- ・④グループ <出席者> 79名
- ・③グループ <出席者> 59名
- ・②①グループ <出席者> 72名

⑥第64回全国商工会議所専務理事・事務局長会議

○期 日 5月21日 ○場 所 パレスグランデール（山形市） ○出席者 383名

○内 容

・「今こそ示せ！商工会議所の存在感 ～イノベーションへの挑戦」について

<規模別懇談会各グループ座長>

岡山商工会議所	専務理事	窪津 誠 氏（⑧⑦グループ座長）
下関商工会議所	専務理事	冷泉 憲一 氏（⑥グループ座長）
松江商工会議所	専務理事	木村 和夫 氏（⑤グループ座長）
三原商工会議所	専務理事	吉原 宏人 氏（④グループ座長）
府中商工会議所	専務理事	安藤 靖彦 氏（③グループ座長）

総社商工会議所 専務理事 田邊 豊 氏 (②①グループ座長)  
・講演 「庄内地方と映画」  
講師 庄内映画村株式会社代表取締役 宇生 雅明 氏

**⑦社会保障制度の再構築と財源問題等に関する政策委員会・関係委員会合同会議**

○期 日 6月18日 ○場 所 国際会議場 ○出席者 24名  
○内 容 社会保障制度の再構築と財源問題等に関する集中討議

**⑧日本商工会議所 夏季政策懇談会**

○期 日 7月14日 ○場 所 東京會館  
○内 容 (1)『『新成長戦略』の実現に向けた商工会議所の役割』について  
(2)「商工会議所が果たすべき役割・使命」について

**⑨規制・制度改革に関する関係委員会合同会議**

○期 日 10月4日 ○場 所 東商スカイルーム ○出席者 17名  
○内 容 (1)政府における規制・制度改革に関する動きについて  
(2)商工会議所の規制・制度改革に関する要望事項等について

**⑩大畠経済産業大臣と中小企業関係4団体との懇談会**

○期 日 10月7日 ○場 所 ホテルニューオータニ ○出席者 49名(全国商工会連合会、  
全国中小企業団体中央会および全国商店街振興組合連合会からの出席者を含む)  
○内 容 中小企業関係4団体(日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全  
国商店街振興組合連合会)からの中小企業施策に関する意見発表等

**⑪道州制シンポジウム in 熊本**

○期 日 10月26日 ○場 所 熊本 ○出席者 400名  
○内 容 パネルディスカッション「地域主権と道州制」

**⑫環境省と日本商工会議所との懇談会**

○期 日 11月4日 ○場 所 グランドプリンスホテル赤坂 ○出席者 13名  
○懇談事項 「COP10・生物多様性について」、「地球温暖化対策について」、「地球温暖化対策・各論」、  
「商工会議所の取り組み・国内クレジット制度」、「福岡商工会議所の取り組み」等

**⑬大畠経済産業大臣と日本商工会議所との懇談会**

○期 日 11月19日 ○場 所 ホテルニューオータニ ○出席者 26名  
○内 容 (1)企業関係税制の拡充および地元経済の現状について  
(2)地域活性化および地元経済の現状について  
(3)APEC中小企業サミットおよび中小企業の国際展開ならびに地元経済の現状につい  
て

(4) 地球温暖化問題および地元経済の現状について

(5) 雇用・労働問題および地元経済の現状について

#### ⑭道州制シンポジウム in 高松

○期 日 11月17日 ○場 所 高松 ○出席者 270名

○内 容 (1) 基調講演「道州制と地域経済再生～地方が元気になる道州制とは～」

(2) パネルディスカッション「地方の活性化を目指して～道州制がもたらす可能性～」

#### ⑮観光立国シンポジウム

○期 日 11月29日 ○場 所 経団連会館 ○出席者 400名

○内 容 来賓挨拶、事例報告、パネルディスカッション「地域の取り組みを観光立国につなげる」

#### ⑯仙谷内閣官房長官と日本商工会議所との懇談会

○期 日 12月9日 ○場 所 スカイルーム ○出席者 39名

○内 容 (1) 中小企業の現状について

(2) 中小企業の活力強化について

(3) 税制抜本改革について

(4) 中小企業の金融について

(5) 円高下におけるものづくり企業の実態について

(6) 中小企業の国際化について

(7) 地球温暖化問題について

(8) 地域の活性化について”

#### ⑰平成22年度全国商工会議所観光振興大会 in 青森

○期 日 2月3日～5日

○場 所 青森県青森市市、八戸市、西目屋村

○内 容 観光振興大会『旅と健康』～ヘルシーな青森流おもてなし～

3日 本大会・交流会 青森市文化会館「大ホール」 <参加者>約1200名

4日 分科会

①第一分科会：「健康への旅のすすめ」

ホテル青森

②第二分科会：「世界遺産から学ぶヘルスツーリズム」

白神山地ビジターセンター

③第三分科会：「食の魅力と八戸流ヘルスツーリズム」

八戸ポータルミュージアム

④エキスカーション（体験観光）

5日 オプションツアー（各地）

⑱海江田経済産業大臣との懇談会

- 期 日 2月17日 ○場 所 ザ・キャピトルホテル東急
- 出席者 54名（全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会および全国商店街振興組合連合会からの出席者を含む）
- 内 容 (1)経済連携の推進と強い農業の構築および地元経済の現状について  
(2)社会保障制度改革と税制抜本改革の断行および地元経済の現状について  
(3)新成長戦略における「地域からの成長」の推進および地元経済の現状について（中小企業の活力強化を含む）

⑲代表専務理事会議

第591回・4月14日、第592回・5月21日、第593回・6月16日、第594回・7月14日  
第595回・8月27日、第596回・9月14日、第597回・10月20日、第598回・11月17日  
第599回・12月15日、第600回・1月19日、第601回・2月16日、第602回・3月16日

⑩各部別会議

国際部

開催期日	会議名
4.26	第21回特定原産地証明に関する研究会（東京）
5.24	第5回非特惠原産地証明に関する研究会（東京）
5.24	第1回特定原産地証明に関する研究会ワーキンググループ（東京）
7.23	第22回特定原産地証明に関する研究会（東京）
7.23	第2回特定原産地証明に関する研究会ワーキンググループ（東京）
9.28	第23回特定原産地証明に関する研究会（東京）
11.19	第3回特定原産地証明に関するワーキンググループ（東京）
12.17	（第28期）第1回特定原産地証明に関する研究会、（第28期）第1回非特惠原産地証明に関する研究会ならびに特定研究会、非特惠研究会合同懇親会（東京）
1.17	第4回特定原産地証明に関する研究会ワーキンググループ（東京）
2.9	第5回特定原産地証明に関する研究会ワーキンググループ（東京）
3.7	第2回特定原産地証明に関する研究会（東京）
3.7	第6回特定原産地証明に関する研究会ワーキンググループ（東京）

産業政策第一部

開催期日	会議名
4.07	第2回非上場会社の会計基準に関する懇談会
4.30	産業懇談会
5.24	第3回非上場会社の会計基準に関する懇談会
5.31	産業懇談会
6.24	第4回非上場会社の会計基準に関する懇談会
6.29	産業懇談会
7.30	産業懇談会
7.30	第5回非上場会社の会計基準に関する懇談会
8.31	産業懇談会
9.30	産業懇談会
10.29	産業懇談会
11.30	産業懇談会
12.28	産業懇談会
1.31	産業懇談会
2.28	産業懇談会
3.31	産業懇談会

企画調査部

開催期日	会議名
23.2.14	第1回社会保障制度改革ワーキング・グループ



中小企業振興部

開催期日	会 議 名
4. 28	中小企業関係 4 団体連絡会議
5. 13	第 15 回人材対策基金 管理運営委員会
5. 25	中小企業関係 4 団体連絡会議
6. 28	中小企業関係 4 団体連絡会議
7. 27	マル経融資制度に係る審査委員長等連絡会議
7. 28	平成 22 年度中小企業応援センター関係商工会議所連絡会議
7. 29	中小企業関係 4 団体連絡会議
9. 7	S B I R 推進協議会第 16 回幹事会
9. 13	平成 22 年度第 1 回創業人材育成事業検討委員会
9. 22	中小企業関係 4 団体連絡会議
10. 5	第 10 回人材対策基金 事業採択・評価委員会
10. 9	第 16 回人材対策基金 管理運営委員会
11. 4	中小企業関係 4 団体連絡会議
11. 19	第 11 回人材対策基金 事業採択・評価委員会
11. 19	第 17 回人材対策基金 管理運営委員会
12. 20	中小企業関係 4 団体連絡会議
1. 21	第 18 回人材対策基金 管理運営委員会
1. 31	中小企業関係 4 団体連絡会議
2. 10	平成 22 年度第 2 回創業人材育成事業検討委員会
2. 16	経営改善普及事業発足 50 周年記念表彰に係る中央表彰委員会
2. 25	中小企業関係 4 団体連絡会議
3. 14	第 12 回人材対策基金 事業採択・評価委員会
3. 18	第 19 回人材対策基金 管理運営委員会
3. 22	第 20 回人材対策基金 管理運営委員会
3. 29	中小企業関係 4 団体連絡会議

事 業 部

開催期日	会 議 名
7. 28	「日商簿記推進アドバイザーボード」メンバーによる地方意見交換会（福岡）
8. 24	「日商簿記推進アドバイザーボード」メンバーによる地方意見交換会（名古屋）
10. 12～13	平成 22 年度全国商工会議所業務・検定担当者会議
23. 2. 18	15 大都市商工会議所検定担当管理職との検定事業に関する意見交換会

各種検定関係会議等

検定名	会議名	開催期日
珠算	珠算能力検定試験作問委員会 1級満点合格審査会	4/11, 5/12, 6/11, 6/18, 6/30, 7/28, 8/8, 8/13, 8/30, 9/27, 10/13, 10/27, 11/7, 11/17, 11/22, 1/16, 2/2, 2/18, 3/11 8/4, 11/30, 3/21
簿記	簿記検定部会 第125回簿記検定試験1級審査会 第126回簿記検定試験1級審査会 簿記検定参与および委員打合会	8/20, 8/27, 9/3, 9/10, 9/17, 9/24, 11/5, 3/4, 3/11, 3/18, 3/25, 4/1, 4/8 7/12 12/20 12/20
販売士	中央検定試験委員会（1級合否判定会議） 試験問題検討ワーキンググループ、リーダー会議	3/11 4/28, 5/12, 5/14, 5/23, 5/26, 5/30, 6/2, 7/21, 7/23, 7/30, 8/4, 8/11, 8/13, 8/27, 9/3, 9/10, 9/15 9/17, 9/22, 10/20, 10/27, 11/5, 11/12, 11/19, 12/1, 12/8, 12/10, 12/15, 1/12, 1/21, 1/26, 2/7
日商P C	日商P C検定部会 日商P C検定ワーキング	10/22 5/27, 6/22, 6/30, 7/22, 7/28, 8/17, 8/18, , 4, 10/13, 10/14, 11/17, 11/26, 12/8, 2/25, 3/4, 3/7
ネス英語	日商ビジネス英語検定部会	8/6, 10/4, 11/1, 11/2
実電子会務	部会 ワーキング データ検証ワーキング	9/8 5/19, 7/7, 7/21, 12/1, 3/3 8/31, 3/3

情報化推進部

開催期日	会議名
22. 6. 231	平成22年度第1回TOASユーザー会
8. 6	平成22年度第1回ビジネス認証サービス管理運営委員会及びIT事業化研究会
10. 18	平成22年度第2回TOASユーザー会
23. 3. 4	平成22年度第2回ビジネス認証サービス管理運営委員会及びIT事業化研究会
3. 10	平成22年度第3回TOASユーザー会

## 8. 事 業

### (1) 各種事業活動

#### 1. 国際会議等

##### (1) A P E C ・ S M E サミット

###### 1) A P E C 中小企業サミット

日 時：11月11日 午前9時～午後6時30分

場 所：横浜ロイヤルパークホテル3階「鳳翔」

参加者：A P E C 地域内外の25カ国・地域の政府機関、中小企業、経済団体などから約600名  
そのうち、海外からの参加者は約180名

テーマ：「大樹も小さな種から」

内 容：

###### a. 開会セッション

開会挨拶 日本商工会議所 会頭 岡村 正

歓迎挨拶 経済産業副大臣 池田 元久 氏

歓迎挨拶 横浜市長 林 文子 氏

挨拶 A P E C ビジネス諮問委員会 2010年議長 相原 元八郎 氏

###### b. 閣僚基調講演－1

アメリカ合衆国 商務長官 ゲーリー・ロック 氏

###### c. 閣僚基調講演－2

メキシコ合衆国 経済大臣 ブルーノ・フェラーリ 氏

###### d. セッション1 「資金へのアクセス」

サブソル 社長 ミゲル・アジャマンド氏 (チリ)

環球市場集団 総経理 胡 偉権 氏 (中国)

ジャーサン硝子 副社長 リー・キョンスー 氏 (韓国)

アート・アトラス・ペルー 社長 ジェシカ・ロドリゲス 氏 (ペルー)

<ファシリテーター> 米州開発銀行 アジア事務所長 上田 善久 氏

###### e. セッション2 「技術へのアクセス」

坂口電熱(株) 社長 蜂谷 真弓 氏

久米繊維工業(株) 社長 久米 信行 氏

サイド・エフェクツ・ソフトウェア 最高技術責任者 ポール・サルビニ 氏 (カナダ)

<ファシリテーター> ネットイヤーグループ(株) 社長・CEO 石黒 不二代 氏

###### f. 閣僚スピーチ

インドネシア共和国 協同組合・中小企業担当国務大臣 シヤリフディン・ハサン 氏

カナダ 国際貿易大臣 ピーター・ヴァン・ローン 氏

経済産業大臣 大島 章宏 氏

コロンビア共和国 商工観光大臣 セルヒオ・ディアス・グラナドス 氏

オーストラリア連邦 貿易大臣 クレイグ・エマーソン 氏

g. セッション3 「グローバル市場へのアクセス」

77th ストリート 社長 エリム・チュー 氏 (シンガポール)

一広(株) 社長 越智 逸宏 氏

ホワイトダック・リソーシズ 社長 フランシーヌ・ホワイトダック 氏 (カナダ)

<ファシリテーター> 東京大学 新領域創成科学研究科 准教授 戸堂 康之 氏

h. 閉会セッション

サミットの総括 日本商工会議所 会頭 岡村 正

APEC2011年における中小企業関連事業のご案内

米国ABAC委員 デボラ・ヘンレッタ 氏

閉会挨拶 横浜商工会議所 会頭 佐々木 謙二 氏

2) レセプション

日 時 : 11月11日 午後6時30分~午後8時30分

会 場 : 横浜美術館

参加者 : APEC中小企業サミット参加者のうち約300名

3) APEC中小企業サミット2010 総括

APEC中小企業サミット2010

総括

APEC中小企業サミット2010は、2010年11月11日、横浜市において、APECおよびAPEC域外の25エコノミーから、約600名の参加を得て、「大樹も小さな種から」をテーマに、中小企業が成長するうえで必要な「資金・技術・グローバル市場へのアクセス」について議論をした。

本サミットにおいて、改めて中小企業の可能性の大きさ、そして、中小企業が絶え間ないイノベーションを繰り返していくためには、政府による支援策を含めた、産官の連携が重要であることを再確認することができた。

今後、APECの各エコノミーが取り組む中小企業策・育成策や、個々の企業の成功体験が地域内で共有され、波及していくような域内連携が進み、強化されていくことを祈念する。

本サミットにおける議論について、下記のように総括し、共通の認識として確認した。

記

従来からAPEC中小企業サミットは、政府関係者と中小企業関係者の意見交換と協力の場として、重要な役割を果たしてきた。特に今回、7人もの閣僚に参加いただいたことは、APECにおける、中小企業に対する関心の高さの証である。

本年のAPECにおいては、アジア太平洋地域の成長戦略の重要な要素として「あまねく広がる成長 (inclusive growth)」が取り上げられている。この考え方を具体化した政策として、アジア太平洋地域において、女性の社会進出を後押しし、経済活動を支援する政策や、経済社会の基盤を支える中小企業を支援する政策等がある。

経済社会が急速に変化し、また、多様化する中で、個々の中小企業が機動力や探究心を持って、独自の強みを存分に発揮できる自由で活力ある経済社会を構築すること、また、中小企業で働く従業員が生き活きとその能力を発揮することが、APECエコノミーの活力向上につながる。

アジア太平洋地域の経済は、各エコノミーの景気刺激策の効果もあって、金融危機から持ち直してはいるものの、先行きに不透明感がある。また、景気回復のペースは、APEC域内においても差があり、途上国では力強い一方で、先進国においては緩やかなものとなっている。他方、中小企業は、回復を実感できていない。

そのような中で開催されたAPEC中小企業サミット2010において、次のような点について参加者間で認識が共有された。

- ・中小企業は、雇用やイノベーションの源として、貧困対策や安心・安全な社会の構築など、地域の健全な発展の基礎をなす重要な屋台骨であり、アジア太平洋地域の均衡ある成長（Balanced Growth）、持続可能な成長（Green Growth）、革新的な成長（Innovative Growth）、および、あまねく広がる成長（Inclusive Growth）に貢献している。

- ・また、女性の社会進出に果たす中小企業の役割は大きい。本日紹介された女性経営者の成功体験は、大いにこの動きを勇気づけるものであった。

- ・一方で、経済のグローバル化が進展する中、地域経済統合の拡大や新興国の台頭により、中小企業を取り巻く環境は目まぐるしく変化しているが、その変化により中小企業が得る便益も大きい。

- ・APEC域内の中小企業にとって、資金調達、イノベーション、国際化等が重要な課題となっている。これらの課題解決の為、今回の会合においてAPEC閣僚および企業経営者から、各セッションにおいて、人材の確保・育成を含む、示唆に富む、大変有益な政策や経営の知恵が提示された。これらの議論を通じ、中小企業の可能性の大きさ、そして、政府による支援策の充実を含めた官民連携、中小企業のネットワークの構築が重要であることが確認された。

- ・APECの各エコノミーが取り組む中小企業支援策・育成策や、個々の企業の成功体験が、今後、地域内で共有され、波及していくような域内連携の強化を進めることが必要である。

以 上

平成 22 年 11 月 11 日

APEC 中小企業サミットにて採択

#### 4) APEC・SMEサミット実施本部会合

第3回会合（4月19日）

議題 a. APEC 中小企業サミットのミッションについて

b. APEC 中小企業サミットのコンセプトについて

c. APEC 中小企業サミットのプログラムについて

d. 講演者・招待者等について

e. APEC 関連民間会合に関する資金集めの状況について

- f. ロゴマークおよびホームページデザインについて
- g. 今後の作業スケジュールについて
- h. その他

#### 第4回会合（8月2日）

- 議題
- a. 会場および参加者の宿泊ホテル等について
  - b. プログラムについて
  - c. 各国首脳・閣僚の招聘状況およびスピーカーについて
  - d. スポンサーおよび寄付金について
  - e. その他

#### 第5回会合（9月30日）

- 議題
- a. 会議プログラムについて
  - b. 会議準備状況について
  - c. 会議参加登録状況について
  - d. プレス対応について
  - e. その他

#### 第6回会合（10月22日）

- 議題
- a. 会議プログラムの最新状況について
  - b. 会議参加登録状況について
  - c. 会場使用計画について
  - d. 警備計画について
  - e. ID・車両証について
  - f. 記念品について
  - g. 業務担当の進捗状況報告
  - h. その他

#### 第7回会合（11月4日）

- 議題
- a. 会議参加登録状況について
  - b. 会議プログラムの最新状況について
  - c. 各担当からの報告
  - d. その他

## (2) アジア商工会議所連合会（CACCI）

- 1) 第77回理事会（7月5日）
- 2) 第78回理事会（7月6日）
- 3) 第24回総会（7月5～7日）

テーマ：「グローバルとローカルの直面する問題への挑戦：経済発展に向けた新たな原動力」

開催地：スリランカ（コロンボ）

主催：アジア商工会議所連合会、セイロン商工会議所、スリランカ商工会議所連合会

参加国・地域：20カ国・地域（オーストラリア、バングラデシュ、グルジア、香港、インド、インドネシア、イラン、日本、韓国、マレーシア、モンゴル、ネパール、ニュージーランド、パキ

スタン、フィリピン、ロシア、シンガポール、スリランカ、台湾、トルコ（欠席：ブルネイ、カンボジア、パプア・ニューギニア、タイ、ウズベキスタン、ベトナム）

出席者：約 300 名

※日本からの出席者：西居青年部会長をはじめ、計 28 名

4) 企画委員会（12 月 3 日）

出席者：33 名

議 題：a. 第 25 回総会について

b. 2010 年の C A C C I の活動について

c. 2011 年の活動計画について

d. 幹部会の創設について

5) 第 25 回総会（3 月 7～8 日）

テーマ：「アジアのビジネス：世界経済のバランス変化と優先地域の再構築」

開催地：トルコ（イスタンブール）

主 催：アジア商工会議所連合会、トルコ商工会議所連合会

参加国・地域：23 カ国・地域（順不同）

オーストラリア、バングラデシュ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、フランス、グルジア、香港、インド、イラン、日本、韓国、キルギスタン、マレーシア、ネパール、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、ロシア、シエラレオネ、シンガポール、スリランカ、台湾、タイ、トルコ（欠席：ブルネイ、カンボジア、インドネシア、モンゴル、パプア・ニューギニア、タジキスタン、ウズベキスタン、ベトナム）

出席者：約 400 名（総会出席者）

※日本からの出席者：福井特別顧問、西居青年部会長をはじめ、計 21 名

6) 第 79 回理事会（3 月 8 日）

(3) A S E A N ・ 日 本 経 済 協 議 会 日 本 委 員 会

1) 山田 A S E A N 担 当 大 使 と の 懇 談 会

開催日 3 月 3 日

出席者 31 名

議 題 講演「A S E A N の 連 結 性 強 化 と 日 本 政 府 の 取 組 に つ い て」

A S E A N 担 当 大 使 山 田 滝 雄 氏

2) 東アジア・ビジネスカウンスル（E A B C）

第 17 回 会 合

開催日 6 月 17 日

出席者 29 名

議 題 a. 第 16 回 会 合 の 議 事 録 承 認

b. 懸案事項と事業活動の進捗状況について

c. ワーキング・グループの報告

d. A S E A N + 3 経 済 大 臣 会 合 へ の 提 言 に つ い て

e. 東アジア地域の活動 P R

- f. 2011年E A B C議長国について
  - g. 次回会合の開催日程等について
- 開催地 ビエンチャン（ラオス）

#### 第18回会合

- 開催日 8月26日
- 出席者 24名
- 議 題 a. 第17回会合の議事録承認
- b. 懸案事項（2010年E A B C事業活動の進捗状況について）
  - c. ワーキング・グループの報告
  - d. A S E A N+3 経済大臣への提言と対話のスケジュールについて
  - e. A S E A N+3 首脳との対話実現に向けた対応方法について
  - f. 2010年E A B C副議長について
  - g. 次回会合の開催日程等について
- 開催地 ダナン（ベトナム）

#### E A B CとA S E A N+3 経済大臣との懇談

- 開催日 8月26日
- 出席者 33名
- 議 題 a. 挨拶 ベトナム社会主義共和国産業貿易大臣 ヴー・フイ・ホアン 氏
- b. 提言書の報告 E A B C 2010 議長 藤田 純孝 氏
  - c. 提言書に関する意見交換

#### シンポジウム「東アジアにおける貿易投資の拡大－国境なきビジネス環境の構築に向けて－」

- 開催日 2月22日
- 出席者 160名
- 議 題 a. 基調講演 マレーシア国際貿易産業副大臣 ジェイコフ・ドゥンガウ・サガン 氏
- b. セッション1 「A S E A N+3 貿易・投資のポテンシャル」
  - c. セッション2 「東アジアの地域連結性の構築」
  - d. セッション3 「東アジアの地域連結性を進めるためのP P Pの役割」
  - e. ビジネス・ネットワーキング
- 開催地 クアラルンプール（マレーシア）

#### 第19回会合

- 開催日 2月23日
- 出席者 26名
- 議 題 a. 議長引継ぎ
- b. 第18回議事の承認
  - c. 2011年E A B Cテーマ&ワーキングプログラムについて



- d. ワーキング・グループの報告
  - e. E A B C事務局運営費について
  - f. A S E A Nと東アジア各国とのF T Aの締結状況について
  - g. 第13回A S E A N+3経済大臣会合(2010年8月26日)の概要
  - h. E A B CとA S E A N+3経済大臣との会合の結果概要
  - i. E A B Cシンポジウムの結果について
  - j. 次回会合の開催日程等について
- 開催地 クアラルンプール (マレーシア)

#### (4) 日印経済委員会

##### 1) 講演会・セミナー等

- 7月6日 (33名) 化学・石油化学局S. C. グプタ局長一行との懇談会
- 7月30日 (55名) アンドラ・プラデッシュ (A P) 州工業団地セミナー  
プレゼンテーション
- a. 「A P州の工業団地について」  
A Pインベスト社長 M. プラトップ 氏
  - b. 「インベストインドの活動について」  
インベストインド総括マネージャー D. タコール 氏
- 11月19日 (105名) 外務省南部アジア部長講演会  
講演「興隆するインドとわが国の関係」  
外務省 南部アジア部長 梅田邦夫 氏
- 12月3日 (84名) タミル・ナドゥ州投資セミナー
- a. 基調講演「タミル・ナドゥ州の投資環境全般」  
印日商工会議所専務理事 N. クリシュナスワミ 氏
  - b. プレゼンテーション (タミル・ナドゥ州企業の紹介)  
アバロンテクノロジー会長 T. P. インビチャマド 氏  
タブレット (インド) 取締役 B. ジャベール 氏  
AMR LインターナショナルテックシティCEO U. シブプラカシュ 氏

##### 2) インド進出支援研究会

日印経済委員会に「インド進出支援研究会」を設置。インドにおけるインフラ整備状況等を把握し、特に情報が不足する中小企業のインド進出を支援することを目的として活動する。

- 11月19日 (19名) 第1回会合
- 12月22日 (21名) 第2回会合
- 2月10日 (15名) 第3回会合

##### 3) 常設委員会

- a. アドバイザリー・グループ会合  
5月26日、7月20日、10月6日、12月16日、3月9日
- b. インド若手国会議員団との懇談会  
2月9日

渡辺常設委員長、小野、赤松両常設副委員長が出席

4) 要人表敬

10月19日 川口在コルカタ総領事の大橋日印経済委員会会長表敬  
2月3日 齋木駐インド大使の大橋日印経済委員会会長表敬  
3月17日 中野在チェンナイ総領事の大橋日印経済委員会会長表敬

5) その他

4月29日～5月2日 直嶋経済産業省大臣インドビジネスミッションへの渡辺常設委員長の参加  
10月1日 梅田外務省南部アジア部長と大橋日印経済委員会会長との面談  
10月25日(122名) マンモハン・シン首相歓迎昼食会(日本商工会議所・日本経団連との共催)  
2月16日 日印EPA署名関連行事への大橋日印経済委員会会長の参加  
a. シャルマ商工大臣・C I Iとの懇談会(約80名)  
スピーチ「中小企業の国際化支援における取組みについて」大橋会長  
b. 官民政策対話(約40名)  
スピーチ「中小企業国際化への提言～官民連携の観点より」大橋会長

6) 後援

9月26日～27日 第18回ナマステ・インディア2010  
3月9日 国際情勢講演会

(5) 日本・パキスタン経済委員会

1) ザルダリ大統領歓迎昼食会

2月22日(48名) a. 歓迎挨拶  
日本・パキスタン経済委員会 会長 朝田 照 男 氏  
b. スピーチ  
パキスタン・イスラム共和国大統領 アーシフ・アリー・ザルダリ 閣下  
c. 意見交換  
日本側: 26名  
パキスタン側: 22名

2) 懇談会

8月25日(20名) サリーム・マンディワラー投資庁長官との懇談会  
2月22日(15名) 朝田日本・パキスタン経済委員会会長とP J B F幹部との懇談会

3) その他

1月25日 ジャドマニ駐日パキスタン大使の朝田日本・パキスタン経済委員会会長表敬  
2月24日 渥美駐パキスタン大使の朝田日本・パキスタン経済委員会会長表敬

(6) 日本・バングラデシュ経済委員会

1) 昼食会

- 11月29日(63名) ハシナ首相歓迎昼食会
- 2) 懇談会
- 5月17日 チッタゴン商工会議所との懇談会
- 10月13日 バングラデシュ ニットウェア協会(BKMEA)との懇談会
- 3) 要人表敬
- 10月22日 丹波日本・バングラデシュ経済委員会委員長のブイヤン大使表敬
- 3月3日 篠塚駐バングラデシュ大使の丹波委員長表敬
- 4) 第16回日本・バングラデシュ商業・経済協力合同委員会会議
- 11月29日(285名)

「基調講演」

バングラデシュ人民共和国 首相 シェイク・ハシナ 閣下

「バングラデシュのビジネス環境と日本企業の動向」

日本貿易振興機構(ジェトロ)ダッカ事務所長 鈴木隆史氏

「バングラデシュにおける投資機会を求める」

駐日バングラデシュ大使館 商務参事官 ラシダル・イスラム氏

「バングラデシュとの取組」

(株)ファーストリテイリング 執行役員 生産統括責任者 國井圭浩氏

「第15回合同会議のフォローアップ 状況および新たな投資/ビジネス課題」

ダッカ日本商工会 会長 川合友実氏

バングラデシュ商工会議所連合会 理事 アブダル・ホック氏

外務省南部アジア部審議官 山本栄二氏

日本側：236名

バングラデシュ側：49名

開催地：東京

(7) 日本・スリランカ経済委員会

1) 後援名義

5月13日 「スリランカ投資セミナー」

主催：駐日スリランカ民主社会主義共和国大使館、スリランカ投資庁、  
(財)海外投融資情報財団(JOI)

7月29日 スリランカビジネスフォーラム

「スリランカビジネスの魅力について」

主催：東京商工会議所 新宿支部 貿易分科会

9月14日～18日 「スリランカ・ビジネスミッション」

主催：国連工業開発機関(UNIDO)東京事務所、  
スリランカ投資庁(BOI)

2) 懇談会

7月28日(83名) ラージャパクサ経済開発大臣およびピーリス外務大臣との懇談会

2月28日 高橋駐スリランカ大使と藤田委員長との懇談

3) 要人表敬

2月15日

サマラシンハ プランテーション大臣の藤田委員長表敬

(8) 日本マレーシア経済協議会

1) 会合等

4月20日 (12名) 日本マレーシア経済協議会・マレーシア日本経済協議会幹部会

2) 懇談会

4月20日 (106名) ナジブ・ラザク・マレーシア首相閣下 歓迎昼食会

4月20日 (89名) ナジブ・ラザク・マレーシア首相閣下との懇談会

2月22日 (18名) ムクリス・マハティール・マレーシア国際貿易産業副大臣との夕食懇談会

3) 日本マレーシア経済協議会第29回合同会議日本代表団結団式

11月19日 (30名) 議題 a. ①講演「最近のマレーシア情勢と日・マレーシア関係について」  
外務省 南部アジア部 南東アジア第二課 課長 片江 学巳 氏  
②講演「日・マレーシア経済概況について」  
経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課 課長 篠田 邦彦 氏  
b. 第29回合同会議について

①両国代表団

②日程・議題等

③開催経費等

4) 第29回合同会議日本代表団朝食打合せ会

11月25日 (38名) 議題 a. 講演「マレーシアの政治・経済情勢について」  
駐マレーシア特命全権大使 堀江 正彦 氏  
b. 講演「現地日系企業の現状とJACTIMの活動状況について」  
マレーシア日本人商工会議所 (JACTIM)  
副会頭 望月 一成 氏

5) 日本マレーシア経済協議会第29回合同会議

開催日 11月25日

出席者 総勢161名

日本側：佐々木日本マレーシア経済協議会会長はじめ72名

マレーシア側：アズマン・ハシム・マレーシア日本経済協議会会長はじめ89名

基調講演

マレーシアの新たな経済政策「新経済モデル (NEM)」について

マレーシア国際貿易産業大臣 ムスタパ・モハメド 氏

全体会議

a. 講演「マレーシア『経済変革プログラム (ETP)』の概要について」

マレーシア首相府大臣兼業績・管理実施局 最高責任者 イドリス・ジャラ 氏

b. マレーシア業績・管理実施局最高責任者ならびにマレーシア工業開発庁長官とのQ&Aセッション

c. 「E T Pに示された経済重点分野の具体的な取り組みについて①」

マレーシア業績・管理実施局 通信・インフラ部 部長 スティーブン・スーン 氏  
マレーシア業績・管理実施局 オイル・ガス・エネルギー部  
課長 サヤリラズリ・モハメド 氏  
マレーシアエネルギー委員会 会長 アハマド・タジュディン 氏

d. 「E T Pに示された経済重点分野に関する日本企業の可能性について①」

(株)日立製作所 執行役常務電力システム社原子力担当CEO 丸 彰 氏  
(株)東芝 スマートコミュニティ事業企画部 担当部長 渡部 洋司 氏

e. 「E T Pに示された経済重点分野の具体的な取り組みについて②」

マレーシア業績・管理実施局 電機・電子部 部長 クリス・タン 氏  
マレーシア業績・管理実施局 業績管理チーム 課長 フィリップ・シー 氏  
マレーシア業績・管理実施局 調整官 サリンダー・クマリ 氏

f. 「E T Pに示された経済重点分野に関する日本企業の可能性について②」

ソニー(株) イーエムシーエス マレーシア 社長 根岸 史明 氏  
(株)みずほコーポレート銀行 常務執行役員アジア地域統括役員 大橋 圭造 氏  
(株)日本航空 執行役員企画業務担当 豊島 滝三 氏

開催地 クアラルンプール (マレーシア)

6) マレーシア投資環境視察ミッション

日 程 11月23～28日

参加者 17名

訪問先等 a. 結団式

- b. マレーシア日本人商工会議所 (J A C T I M) 訪問
- c. マレーシア工業開発庁訪問
- d. 日本マレーシア経済協議会第29回合同会議
- e. セランゴール州投資センター訪問
- f. 東芝・エレクトロニクス・マレーシア訪問
- g. パナソニック・システムネットワークス・マレーシア訪問
- h. ライオンエコケミカルズ訪問
- i. イスカンダル・マレーシア訪問
- j. ジョホール不動産等訪問

7) 表敬訪問

11月26日 佐々木会長のナジブ・ラザク・マレーシア首相、ピーター・チン・エネルギー・環境技術・水大臣、ムスタパ・モハメド・国際貿易産業大臣表敬訪問

8) 共催・後援・協力

6月4日 マレーシア国際貿易産業大臣ムスタパ・モハメド閣下との懇談会  
10月4～7日 マレーシア日本経済協議会ビジネスミッション  
11月26日 第20回マレーシア総合セミナー  
2月23日 マレーシア国際貿易産業副大臣ムクリス・マハティール閣下との懇談会

2月23～24日

富山機電工業会「マレーシア・シンガポール商談ミッション」

## (9) 日比経済委員会

### 1) 会合等

10月5日(12名) 日比経済委員会・比日経済委員会幹部会

### 2) 第29回日比経済合同委員会日本代表団結団式

1月28日(26名) 議題 a. ①講演「最近のフィリピン情勢と日本フィリピン関係」

外務省 南部アジア部 南東アジア第二課 課長 片江 学巳 氏

②講演「日・フィリピン経済概況」

経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課 課長 篠田 邦彦 氏

#### b. 第29回合同委員会について

①両国参加者

②日程・議題等

③開催経費等

### 3) 第29回日比経済合同委員会

開催日 2月1日

出席者 総勢約108名

日 本 側：佐々木幹夫・日比経済委員会代表世話人はじめ61名

フィリピン側：トーマス・I・アルカンタラ・比日経済委員会委員長はじめ47名

基調講演

#### a. フィリピン経済情勢と財政政策について

フィリピン共和国財務長官 セサル・プリシマ 氏

#### b. フィリピンにおける金融政策について

フィリピン中央銀行副総裁 ディワ・ギニグンド 氏

全体会議

#### a. フィリピン側スピーチ

##### ①アキノ政権における投資政策について

フィリピン共和国貿易産業長官 グレゴリー・ドミンゴ 氏

##### ②エネルギー・インフラ分野の開発計画について

フィリピン共和国エネルギー長官 ホセ・アルメンドラス 氏

#### b. 日本側スピーチ

##### ①フィリピンにおけるインフラ整備事業の取り組みと日比企業間の協力について

丸紅(株) 相談役(日比経済委員会代表世話人) 辻 亨 氏

##### ②低炭素社会実現に向けた東京電力の取り組みについて

東京電力(株) 常務取締役 廣瀬 直己 氏

##### ③ASEANにおけるJICAのインフラ整備支援事業等について

独立行政法人 国際協力機構 東南アジア第一・大洋州部長 広田 幸紀 氏

開催地 東京

4) フィリピン投資セミナー

開催日 2月1日

出席者 360名

基調講演

a. フィリピンにおける投資政策について

フィリピン共和国貿易産業長官 グレゴリー・ドミンゴ 氏

b. エネルギー分野でフィリピン政府が進める投資案件等について

フィリピン共和国エネルギー長官 ホセ・アルメンドラス 氏

日本企業の対フィリピン投資事例

(株)東芝ストレージプロダクツ社 生産統括責任者 久野 浩之 氏

ツネイシホールディングス(株) 代表取締役会長 伏見 泰治 氏

開催地 東京

(10) 日豪経済委員会

1) 幹事会

4月28日(21名) 議題 a. 「日豪EPA第11回交渉の概要等について」

外務省 経済局経済連携課企画官兼

南東アジア経済連携協定交渉室長 松 永 健 氏

経済産業省 通商政策局企画官(南西アジア・大洋州担当)

関 根 仁 博 氏

農林水産省大臣官房国際部経済連携チーム国際交渉官

横 井 誠 一 氏

b. 第48回日豪経済合同委員会会議日程・議題(案)について

c. 豪州からの若手社会人招聘プログラムについて

d. 日豪シンポジウムの開催について

e. 日豪インフラ小委員会活動について

(1)意見書「PFI/PPP導入促進に対する阻害要因」について

(2)日豪合同インフラミッションの派遣について

8月2日(23名) 議題 a. 「最新の豪州情勢と日豪関係について」

外務省アジア大洋州局大洋州課 首席事務官

青 山 健 郎 氏

b. 「最近の日豪経済関係について」

経済産業省通商政策局アジア大洋州課課長補佐

安 橋 正 人 氏

c. 第48回日豪経済合同委員会会議について

d. 第27回日豪/豪日経済委員会運営委員会について

e. 日豪合同インド・インフラ・ミッション派遣のご報告

1月26日(22名) 議題 a. 第28回日豪/豪日経済委員会運営委員会(TV会議)について

- b. 第 49 回日豪経済合同委員会会議について
  - c. 日豪経済委員会 50 周年記念行事について
  - d. 日豪経済委員会インフラ小委員会活動について
- 2) 第 27 回日豪／豪日経済委員会運営委員会
- 10 月 10 日 (26 名) 議題 a. 「第 48 回日豪経済合同委員会会議の日程・議題」
- b. 「第 49 回日豪経済合同委員会会議の日程」
  - c. 「第 28 回日豪／豪日経済委員会運営委員会 (TV 会議) の日程」
  - d. 「日豪経済合同委員会会議 第 50 回記念行事について」
  - e. 「両国のインフラ活動に関する報告」
  - f. 「豪州・日本政府の気候変動政策とビジネス界への影響に関する報告」
  - g. 「APEC－横浜首脳会議において想定される政策イニシアチブ」
  - h. 「豪日経済・学術関係からのサポートによる日本語学習の強化」
  - i. 「両国の政治経済情勢」
- 日本側：10 名  
豪州側：16 名  
開催地：豪州／ブリスベン
- 3) 平成 22 年度総会兼第 48 回日豪経済合同委員会会議日本代表団結団式
- 9 月 30 日 (53 名) 議題 a. 「来賓ブリーフィング」
- 国際テロ対策担当大使 (前駐豪大使)  
小島高明氏  
経済産業省通商政策局大臣官房審議官  
戸谷文聡氏
- b. 「第 48 回日豪経済合同委員会会議について」
  - c. 「平成 22 年度日豪経済委員会総会について」
- 4) 第 48 回日豪経済合同委員会会議
- 10 月 10 日～12 日 議題 a. 基調講演
- (286 名) 「オーストラリアと日本 — 曖昧なアジア人、野心的な地域主義者」
- b. 「米国の東アジアへの政治的・経済的・戦略的関与」
  - c. 「国内・対外投資 — 今後 10 年のトレンド」
  - d. 「中国 — 政治・経済・投資・人材分野について」
  - e. 「地域統合」
  - f. 「新技術説明会」
  - g. 「貿易環境の整備」
  - h. 「低炭素社会における環境ビジネスとアントレプレナーシップ—代替エネルギー源と技術」
  - i. 「資源エネルギー分野における生産性と収益性向上のためのイノベーションとコラボレーション」
- 日本側参加者：146 名



豪州側参加者：140名

開催地：豪州／ブリスベン

5) インフラ小委員会

5月26日(27名)

第3回会合

議題 a. 日豪合同インド・インフラ・ミッションについて

b. 「豪州及び日本のインフラ分野におけるPPPプロジェクト民間部門参入の促進」に対するコメントについて

c. 「官民連携によるインフラ整備のためのインフラ・ファンド

及びプロジェクト・ボンドの活用について」

9月24日(19名)

第4回会合

議題 a. 日豪合同インド・インフラ・ミッション報告

b. 提言書「日豪・豪日経済委員会による両国の官民パートナーシップの推進について」の審議

c. 今後の予定について

1月11日(30名)

第5回会合

議題 a. 講演「最近の我が国のPFI／PPPを巡る動向」

(株)野村総合研究所 主任研究員 福田 隆之 氏

b. 豪州訪日インフラミッション(2011年3月)について

c. 日豪合同インドネシア・インフラ・ミッションについて

6) その他の会議・イベント

5月20日～28日

「豪州からの若手社会人招聘プログラム」への協力

6月7日(230名)

日豪シンポジウム

「地域経済統合と日豪EPA／FTAを通じた日豪関係の強化」の開催

基調スピーチ

外務大臣 岡田 克也 氏

大臣紹介

駐日オーストラリア大使

マレー・マクレーン 氏

基調スピーチ

オーストラリア貿易大臣

サイモン・クリーン 氏

基調スピーチ

経済産業省大臣官房審議官

新美 潤 氏

パネル・ディスカッション

モデレータ：慶應義塾大学総合政策学部 教授

渡邊 頼純 氏

パネリスト：

(第一部)

オーストラリア外務・貿易省 APEC担当部長

ブレンダン・バーン 氏

早稲田大学アジア研究機構 教授

寺田 貴 氏

(株)富士通総研 取締役

根津 利三郎 氏

日本貿易振興機構副理事長

中富 道隆 氏

(第二部)

キヤノングローバル戦略研究所 研究主幹

山下 一仁 氏

- オーストラリア全国農業者連盟 会長 デイビッド・クロムビー 氏  
 衆議院議員 大谷 信盛 氏  
 伊藤忠商事(株) 相談役 藤田 純孝 氏
- 7月11日～15日  
 (66名) 日豪合同インド・インフラ・ミッションの派遣  
 訪問地：インド／デリー、ムンバイ
- 9月7日  
 オーストラリア・インフラ（PPP）セミナーの共催  
 主催：日本貿易振興機構  
 共催：日豪経済委員会、豪日経済委員会、オーストラリア大使館
- 9月10日  
 オーストラリアインフラ投資セミナーの共催  
 主催：豪日経済委員会  
 共催：日豪経済委員会、オーストラリア政府  
 提言書「日豪・提言書「日豪・豪日経済委員会による両国の官民パートナーシップ（PPP）の推進について」採択
- 1月14日  
 オーストラリア・クイーンズランド州洪水被害に対する義捐金の拠出
- 3月8日～11日  
 豪日経済委員会インフラミッションの受入れ
- 3月8日（151名）  
 日豪インフラ・フォーラム  
 基調スピーチ「オーストラリアのインフラセクターの最近の状況について」  
 Executive Director—National Building, Department of  
 infrastructure and Transport, Government of Australia  
 アンドリュー・ジャガー 氏  
 プレゼンテーション  
 「アジアにおける協力」  
 Australian Trade Commission, CEO ピーター・グレイ 氏  
 「アジアにおける協力 — デベロッパー／建設会社のPPP経験」  
 Deputy Chief Executive Officer, Leighton Holdings  
 ビル・ワイルド 氏  
 「日本のインフラセクターをオーストラリアのインフラセクターにとってより魅力的なビジネス提携先にするには」  
 オーストラリア大使館 公使（商務）正宗 エリザベス 氏  
 「オーストラリアのインフラ・パイプライン  
 —国際協力の機会及び最近のオーストラリアの災害の影響」  
 Executive Director, Infrastructure Investment Infrastructure  
 Australia ロリー・ブレナン 氏  
 「ヴィクトリア州のインフラ機会」  
 CEO, Linking Melbourne Authority ケン・メイサー 氏  
 レセプション  
 開催地：東京・ホテルオークラ東京
- 3月9日  
 分野別セッション

「道路」セッション 参加者数：54名  
「水」セッション 参加者数：50名  
「鉄道・エネルギー」セッション  
参加者数：83名  
「金融」セッション 参加者数：200名  
開催地：東京

7) 表敬・懇談

4月5日 小原シドニー総領事の岡部事務総長表敬訪問  
6月23日 アンドリュー・フレーザー豪州クイーンズランド州財務大臣  
兼雇用・経済開発大臣と三村会長との懇談  
7月1日 佐藤駐オーストラリア大使と岡部事務総長との面談  
7月30日 天野在豪日本大使館公使の岡部事務総長表敬訪問  
3月31日 石川パース総領事の岡部事務総長表敬訪問

8) 日豪官民政策対話

3月7日 (38名) 議題 a. 開会挨拶

経済産業大臣政務官 田嶋 要 氏  
豪州インフラ交通省インフラ投資局長  
アンドリュー・ジャガー 氏  
日豪経済委員会会長 三村 明夫 氏  
豪日経済委員会会長 ロッド・エディントン氏

b. 両国のインフラ投資環境整備

日本貿易振興機構副理事長／日豪インフラ小委員会委員長  
中 富 道 隆 氏  
豪州インフラ交通省インフラ投資局長  
アンドリュー・ジャガー 氏

c. 豪州におけるインフラプロジェクトへの日本企業による参画の拡大

三菱商事(株)取締役会長／日豪経済委員会副会長  
小 島 順 彦 氏  
伊藤忠商事(株)相談役 藤 田 純 孝 氏  
豪州インフラストラクチャー諮問委員会  
インフラ投資担当執行役員 ロリー・ブレナン 氏  
リンキング・メルボルン局CEO ケン・マザーズ 氏  
ブレーク・ドーソンコンサルタント／豪日経済委員会  
インフラ小委員会委員長 ボブ・サイドラー 氏  
経済産業省通商政策局長 佐々木 伸彦 氏

d. 日本におけるインフラプロジェクトへの豪州企業の参画の拡大

外務貿易省第一次官補 ピーター・ロウ 氏  
ブレーク・ドーソンコンサルタント／豪日経済委員会  
インフラ小委員会委員長 ボブ・サイドラー 氏

内閣府大臣官房審議官（経済社会システム担当）

（PFI推進室長） 小橋 雅明 氏

国土交通省総合政策局政策課長 澁谷 和久 氏

e. アジア等インフラPPP協力

日本貿易振興機構副理事長／日豪インフラ小委員会委員長

中富 道隆 氏

ブレイク・ドーンソンコンサルタント／豪日経済委員会

インフラ小委員会委員長 ボブ・サイドラー 氏

三井物産(株)代表取締役副社長執行役員 阿部 謙 氏

レイトン・ホールディングス副CEO ビル・ワイルド 氏

経済産業省通商政策局大臣官房審議官（通商戦略担当）

戸谷 文聡 氏

豪州投資促進庁（オーストレード）CEO

ピーター・グレイ 氏

f. 総括コメント

経済産業省通商政策局長 佐々木 伸彦 氏

豪州インフラ交通省インフラ投資局長

アンドリュー・ジャガー 氏

日本側参加者：19名

豪州側参加者：19名

開催地：東京商工会議所ビル・国際会議場

(11) 日本ニュージーランド経済委員会

1) 幹事会

4月27日（13名）議題 a. 最近のニュージーランド情勢について

外務省 アジア大洋州局大洋州課 首席事務官

青山 健郎 氏

b. 最近の両国経済関係について

経済産業省 通商政策局企画官（南西アジア・大洋州担当）

関根 仁博 氏

c. ニュージーランドからの若手社会人招聘プログラムについて

d. 第37回日本ニュージーランド経済人会議について

8月24日（14名）議題 a. 最近の日本・ニュージーランド情勢

在日ニュージーランド大使館公使 マーク・ピアソン 氏

b. 第37回日本ニュージーランド経済人会議について

2) 平成22年度総会兼第37回日本ニュージーランド経済人会議日本代表団結団式

9月27日（25名）議題 a. 開会挨拶

b. 挨拶

ニュージーランド駐箚特命全権大使 三田村 秀人 氏

c. 来賓ブリーフィング

外務省 アジア大洋州局 大洋州課長 飯田 慎一 氏  
経済産業省 通商政策局アジア大洋州課 通商企画調整官  
古田 裕志 氏

d. 第37回日本ニュージーランド経済人会議について

e. 平成22年度日本ニュージーランド経済委員会総会

f. その他

3) 第37回日本ニュージーランド経済人会議

10月6日～8日 議題 a. 開会式

(125名) b. 基調講演

c. 第1回全体会議「両国経済情勢」

d. 第2回全体会議「両国関係の進展と成功事例」

e. 第3回全体会議「食と農料」

f. 第4回全体会議「環境・観光」

g. 第5回全体会議「投資と機会」

h. 最終全体会議

日本側参加者：43名

NZ側参加者：82名

開催地：ニュージーランド／タウランガ

4) 表敬・懇談

5月12日

ブライアン・マーティン日本ニュージーランド経済委員会  
ニュージーランド側委員長と坪田事務総長との面談

5) その他

6月2日～10日

「ニュージーランドからの若手社会人招聘プログラム」への協力

(12) 日智経済委員会

1) 平成22年度総会兼第27回日智経済委員会日本代表団事前打合せ会

10月28日(38名) 議題 a. 開会挨拶

b. 高話

駐日チリ共和国特命全権大使 パトリシオ・トーレス 氏

外務省 中南米局長 水上 正史 氏

経済産業省 通商政策局審議官 戸谷 文聡 氏

c. 第27回日智経済委員会

d. 平成22年度日智経済委員会日本国内委員会総会

e. その他

2) 第27回日智経済委員会

11月15日(204名) 議題 a. 開会式

b. 特別講演「世界金融危機後のチリ経済」

c. 第1回全体会議

「日智間の貿易・投資拡大への課題と展望」

d. 第2回全体会議（パネルディスカッション）

「日智間の新規ビジネスと投資の展望」

e. 閉会式

日本側：144名

チリ側：60名

開催地：東京

3) 実務担当者会合

5月11日（27名）議題

a. 「チリの最新政治動向について」

外務省中南米局南米課長 高杉優弘氏

b. 「チリの最新経済動向について」

経済産業省 通商政策局 中南米室長 星野雄一氏

c. 日智商工会議所「日智租税条約の早期締結を求める」について

d. 次回日智経済委員会開催時期について

10月1日（31名）議題

a. 「チリの最新政治動向について」

外務省中南米局南米課長 星野芳隆氏

b. 「チリの最新経済動向について」

経済産業省 通商政策局 中南米室長 星野雄一氏

c. 第27回日智経済委員会開催について

d. 要望書「日智租税条約の早期締結を求める」に関する追加報告

4) 表敬・懇談

11月15日（64名）

セバスチャン・ピニェラ大統領歓迎昼食会

開催地：東京

5) その他

8月19日

要望書「日智租税条約の早期締結を求める」（日智商工会議所）の提出

提出先：内閣総理大臣、外務大臣、経済産業大臣、財務大臣

(13) 日亜経済委員会

1) 平成22年度総会

1月17日

平成22年度日亜経済委員会総会（紙上総会）

(14) 日本ペルー経済委員会

1) 平成22年度日本ペルー経済委員会総会兼第9回日本ペルー経済協議会

／ペルー・ビジネス・ミッション結団式

4月6日（42名）議題

a. 開会挨拶

b. 来賓ブリーフィング

外務省 中南米局長 佐藤 悟 氏

経済産業省大臣官房審議官（通商戦略担当） 新美 潤 氏

c. 第9回日本ペルー経済協議会／ペルー・ビジネス・ミッション結団

式

- d. 平成 22 年度日本ペルー経済委員会総会
- e. その他

2) 第 9 回日本ペルー経済協議会

4 月 13 日 (239 名) 第 9 回日本ペルー経済協議会

議題 a. 開会式

- b. 基調講演「ペルーの成長にむけて」
- c. 第 1 回全体会議「両国経済の現状と展望」
- d. 第 2 回全体会議「両国経済関係強化と地域経済統合の進展」
- e. 特別セッション
- f. 第 3 回全体会議「両国の分野別ビジネス・ポテンシャルⅠ」
- g. 第 4 回全体会議「両国の分野別ビジネス・ポテンシャルⅡ」
- h. 第 5 回全体会議「両国の中小企業育成・支援」
- i. 閉会式

日本側：71 名

ペルー側：168 名

開催地：ペルー／リマ

3) 表敬・懇談

6 月 2 日 (39 名)

マルティン・ペレス通商観光大臣との懇談会

日本側：30 名

ペルー側：9 名

開催地：東京

11 月 12 日 (24 名)

アラン・ガルシア ペルー共和国大統領歓迎夕食懇談会

日本側：15 名

ペルー側：9 名

開催地：横浜

4) その他

4 月 11 日～19 日

ペルー・ビジネス・ミッションの派遣

(72 名)

派遣地：ペルー／リマ、イキトス、ワンサラ

4 月 14 日 (150 名) 日本ペルー中小企業フォーラムの開催

議題 a. 開会

- b. 基調スピーチ「日本の中小企業育成・支援の経験」
- c. 基調スピーチ「ペルーの中小企業育成・支援の現状と将来展望」
- d. 日本の中小企業育成・支援の事例紹介「東京商工会議所の活動」
- e. 日本の中小企業育成・支援の事例紹介「UNIDOの活動」
- f. パネルディスカッション

「中小企業育成・支援における両国協力の推進」

- g. APEC 中小企業サミット 2010 (横浜) の紹介

開催地：ペルー／リマ

6月16日

宮村日本ペルー経済委員会委員長のペルー功労勲章大十字位授与式

(15) 日本・エジプト経済委員会

(16) 大メコン圏ビジネス研究会

1) 平成22年度総会兼第1回勉強会

9月28日(30名) a. 講演「日メコン産業政府対話と新経済成長戦略におけるわが国のアジア政策について」

経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課 課長 篠田 邦彦 氏

b. 平成21年度事業報告(案)および収支決算(案)について

c. 平成22年度事業計画(案)および収支予算(案)について

2) 第2回勉強会

2月18日(86名) a. 講演「第11回ベトナム共産党大会の結果概要について」

ベトナム社会主義共和国 特命全権大使 グエン・フー・ビン 氏

b. 講演「ベトナム社会経済発展計画2011～2020年について」

ベトナム社会主義共和国大使館 参事官 チャン・レー・ティエン 氏

c. 講演「ベトナムの投資政策について」

ベトナム社会主義共和国大使館 参事官(投資担当) レー・ウー・クアン・ウイ 氏

d. 講演「ベトナムの工業について」

ベトナム社会主義共和国大使館 参事官(商務担当) ブー・バン・チュン 氏

3) 表敬訪問・懇談等

3月22日 藤田会長のグエン・フー・ビン・ベトナム大使表敬訪問

4) その他

毎月、月刊誌「ミャンマーフォーカス」「ベトナムの経済情勢」等を送付

(17) 全国商工会議所中国ビジネス研究会

会員企業の対中ビジネスの支援強化等を目的とし、実際のビジネス交渉やトラブル解決などの相談先の紹介、中国進出成功事例、模倣品対策、中国各地の経済開発区や地方自治体の投資環境情報等の提供を行う。

1) アドバイザリー・グループ会合

8月20日(10名) a. 中国地方都市との交流・協力

b. ミッション派遣

2) その他

研究会登録メンバー数:564(3月末現在)

随時、本研究会会員企業宛にメールマガジンを配信(3月時点で第94号を発行)

(18) 日韓商工会議所首脳会議

1) 第4回日韓商工会議所首脳会議

a. 開催日:7月2日



- b. 場 所：大韓商工会議所ビル地下2階 「国際会議場」
- c. 参加者：日本商工会議所正副会頭等 11 名、大韓商工会議所正副会長等 14 名
- d. 概 要：韓国での開催は 2002 年以來、8 年ぶり。日本商工会議所および大韓商工会議所首脳 25 名が参加し、日韓商工会議所間の特徴ある事業活動や、グリーンビジネスにおける商工会議所の役割、観光振興と地域間交流などについて意見交換した。
- また、同会議に先立ち、重家駐韓国日本国大使と日本側首脳との懇談会を開催した。

e. 次 第

・開会挨拶

日本商工会議所会頭 岡村 正

大韓商工会議所会長 孫 京植 氏

<第一部 日韓両国の経済現況と展望>

・議題 1：両国の経済情勢と今後の展望

ソウル商工会議所副会長 李 仁源 氏

大阪商工会議所会頭 佐藤 茂雄 氏

<第二部 日韓商工会議所事業と相互協力>

・議題 2：実務協議会の活動結果報告

大韓商工会議所専務理事 李 鉉哲 氏

・議題 3：特徴ある会員サービス事業

「商工会議所の主要事業－特徴的な事業を中心に」

昌原商工会議所会長 崔 忠垈 氏

「特徴ある商工会議所事業」

日本商工会議所中小企業委員長（大阪商工会議所副会頭） 西村 貞一 氏

・議題 4：グリーンビジネスの現況および商工会議所の役割

「グリーンビジネスの現状と見通しおよび商工会議所の役割」

ソウル商工会議所副会長 申 博濟 氏

「日本におけるグリーンビジネスの現況と商工会議所の役割」

日本商工会議所副会頭（名古屋商工会議所会頭） 岡田 邦彦 氏

・議題 5：観光振興と地域間交流

「両国商工会議所間の観光交流の活性化」

龍仁商工会議所会長 李 秉星 氏

「福岡・釜山を中心とする観光・地域間交流」

日本商工会議所副会頭（福岡商工会議所会頭） 河部 浩幸 氏

・閉会挨拶

日本商工会議所会頭 岡村 正

大韓商工会議所会長 孫 京植 氏

2) 日韓商工会議所首脳会議実務協議会

4月23日

- a. 場 所：福岡商工会議所会議室

b. 参加者：日本商工会議所側 5 名、大韓商工会議所側 6 名

c. 議 題：・九州地域商工会議所交流ミッションの結果報告及び交流推進計画

(大韓商工会議所)

- ・商工会議所の事業（日本商工会議所）
- ・福岡商工会議所の地域連携事例等（福岡商工会議所）
- ・第 4 回日韓商工会議所首脳会議に関する協議

1 月 25 日

a. 場 所：大韓商工会議所 会議室 3

b. 参加者：日本商工会議所側 4 名、大韓商工会議所側 4 名

c. 議 題：・ F T A 推進と中小企業向け国内保障政策について（大韓商工会議所）

- ・第 5 回日韓商工会議所首脳会議の議題案等について

### 3) 第 2 回日韓中小企業 CEO フォーラム

a. 開催日：9 月 9 日

b. 場 所：ロッテホテル（韓国・ソウル）

c. 参加者：日本側 50 名 韓国側 180 名 計 230 名

d. 次 第

- ・開会挨拶

中小企業中央会会長 金 基文

全国中小企業団体中央会会長 鶴田 欣也 氏

- ・来賓挨拶

(韓国) 中小企業庁次長 鄭 榮泰 氏

(日本) 中小企業庁次長 豊永 厚志 氏

#### < 第一部 >

コーディネーター：高麗大学教授 柳 寛熙 氏

- ・議題 1 「日韓中小企業の現況と課題」

大韓商工会議所中小企業委員会委員（貴福物産(株)代表理事）

張 真湔 氏

大阪府中小企業団体中央会国際委員長（マエヤマドロウエル(株)代表取締役社長）

前山 克己 氏

- ・議題 2 「アジア時代の到来と日韓中小企業間の協力の重要性」

中小企業中央会・中小企業研究員博士 吳 東胤 氏

金・張法律事務所特別顧問 高杉 暢也 氏

#### < 第二部 >

- ・議題 3 「中小企業団体間の交流協力の成功事例」

韓国鍍金工業協同組合理事長 申 正基 氏

(社) 日本金型工業会常務理事 中 里栄 氏

- ・議題 4 「日韓中小企業の交流協力事例」

大韓商工会議所中小企業委員会委員（同祐 S y n t e c h(株)代表理事）

金 国鉉 氏

- ・議題5「緑色成長企業事例」

シー・エイチ・シー・システム(株)代表取締役 渋谷 俊徳 氏

- ・閉会挨拶

大韓商工会議所常勤副会長 李 東根 氏

#### (19) 全国商工会議所台湾ビジネス連絡会

全国商工会議所と台湾関係機関とのネットワークを構築し、日台間の貿易・投資・観光等の経済活動を促進することを目的とし、台湾とのビジネス交流に関心のある各地商工会議所の専務理事等で構成している。

##### 1) 全国商工会議所台湾ビジネス連絡会

a. 開催日：11月17日

b. 議 題：两岸関係の改善と日台ビジネスアライアンスの展望

駐日経済文化代表処経済組長 余 吉政 氏

中国への事業展開の鍵—台湾企業との連携

台日産業技術合作促進会 顧問 高 寛 氏

※第14回国際経済・第36回中小企業合同委員会と合同開催。終了後、交流会を実施。

##### 2) 台日商務交流協進会との協力協定締結

a. 締結日：9月1日

b. 内 容：・日台の経済発展に資するため、日台の貿易、投資、技術・経済協力、および観光を促進し、奨励する。地域間交流の促進についても奨励する。

・日台の貿易、投資等の経済交流の増進とともに、日台関係の緊密化に寄与するため、相互の情報交換を促進し、双方企業に対し事業機会を創出することに努める。

・双方が主催する日台ビジネス関連会議、投資説明会やシンポジウム、それらに関する情報を提供するためのセミナー等のイベントに対して協力する。

・双方より訪問する企業幹部等に対して最大限の便宜を図る。

#### (20) 研修生の受入・派遣

インドネシア商工会議所機能強化研修コース

1. 2月28日～3月9日

2. 29名

3. 研修内容①オリエンテーション

②カントリーレポート発表

③日本の商工会議所制度と事業活動について

④中小企業向け融資制度について

⑤最終発表会

⑥視察先：中小企業大学校瀬戸校、瀬戸商工会議所、浜松商工会議所、三島商工会議所

等

4. 開催場所：日本商工会議所、A O T Sほか

(21) その他会議・セミナー等

4月22日（66名）	イタリアビジネスセミナーの開催（東京）（在日イタリア商工会議所との共催）
6月16日（83名）	シンポジウム「新興市場としての中東地域と日系企業のビジネスチャンス」の開催（東京）（財団法人機械振興協会経済研究所との共催）
6月29日（150名）	「アジア総合開発計画」に関する説明会の開催（東京）
7月16日（54名）	第1回サービス産業のASEAN等における事業展開に関する勉強会（東京）
9月9日（64名）	日本・クロアチア経済フォーラムの主催（東京）（駐日クロアチア大使館、東京商工会議所との共催）
10月6日（118名）	ポーランド投資セミナーの開催（東京）（ポーランド情報・外国投資庁ポーランド共和国大使館貿易・投資促進部との共催）
10月7日（160名）	「トルコ投資セミナー：近隣諸国への物流事情を中心として」の開催（東京）（駐日トルコ共和国大使館、トルコ共和国首相府投資促進機関、財団法人海外投融資情報財団との共催）
10月20日（81名）	チェコITフォーラムの開催（東京）（チェコ共和国大使館との共催）
10月27～31日	日伊ビジネスグループ・ミーティングへの田畑常議員の参加および講演（ローマ）
11月24日（45名）	スロヴァキア投資セミナーの開催（東京）（スロヴァキア投資・貿易開発庁、スロヴァキア共和国大使館との共催）
1月25日（103名）	ブルガリア経済・投資セミナー（東京）（駐日ブルガリア共和国大使館、日本ブルガリア経済委員会との共催）
1月31日（8名）	欧州連合（EU）日本政府代表部 小田野特命全権大使との懇談会（東京）
2月17日（150名）	EPA（経済連携協定）説明会（広島）
2月24日（40名）	EPA（経済連携協定）説明会（高松）
2月28日（116名）	EPA（経済連携協定）説明会（名古屋）
3月1日（74名）	EPA（経済連携協定）説明会（横浜）
3月2日（63名）	EPA（経済連携協定）説明会（神戸）
3月2日（60名）	アジア・大洋州地域大使との懇談会の開催（東京）
3月3日（44名）	EPA（経済連携協定）説明会（新潟）
3月3日（72名）	EPA（経済連携協定）説明会（福岡）
3月4日（377名）	EPA（経済連携協定）説明会（東京）

## 2. レセプション・懇談会等

日 時	内 容
4月 5日	小原在シドニー日本国総領事の岡部日豪経済委員会事務総長表敬訪問
4月 8日	山田ASEAN担当大使の岡村会頭表敬訪問
4月 26日	程 中華人民共和国 駐日大使の岡村会頭表敬訪問
5月 12日	ボツワナエクスポPRミッションとの懇談（事務局対応）
5月 17日	チッタゴン商工会議所との意見交換会（事務局対応）
5月 17日	シハモニ カンボジア国王との宮中晩餐会への岡村会頭の出席
5月 18日	シハモニ カンボジア国王との鳩山前総理夫妻主催午餐会への岡村会頭の出席
5月 21日	クルージュ商工会議所との意見交換会（事務局対応）
5月 26日	森元 駐オマーン大使の岡村会頭表敬訪問
5月 31日	温 中華人民共和国 国務院総理 経団連主催 歓迎昼食会への岡村会頭の出席
5月 31日	温 中華人民共和国 国務院総理 鳩山総理主催 歓迎夕食会への岡村会頭の出席
6月 10日	在日欧州商工会議所会員企業との交流レセプション
6月 10日	シアゾン駐日フィリピン大使の岡村会頭表敬訪問
6月 18日	在日外国商工会議所会員との交流レセプション
6月 30日	ルース駐日米国大使と岡村会頭との懇談会
7月 20日	フートラクーン駐日タイ王国大使の岡村会頭表敬訪問
7月 21日	グローブラー駐日南アフリカ共和国大使の中村専務理事表敬訪問
7月 22日	コレア・サンタ・カタリーナ州産業連合会会長一行の国際部表敬（事務局対応）
7月 27日	欧州経済社会評議会一行との懇談（事務局対応）
7月 29日	武藤 駐韓大使、重家 前駐韓大使の岡村会頭表敬訪問
8月 12日	ジョシ ネパール商工会議所連合会長の表敬訪問（事務局対応）
8月 23日	カンボジア国会議員一行の岡部常務理事表敬訪問
9月 1日	辜 台日商務交流協進会理事長の岡村会頭表敬訪問および協力協定署名
9月 2日	チェフ ポーランド商業会議所副事務局長の表敬訪問（事務局対応）
9月 7日	宮本 前駐中国大使の岡村会頭表敬訪問
9月 10日	トーレス駐日チリ共和国大使の岡村会頭表敬訪問
9月 16日	溝之上 盤谷日本人商工会議所会頭の中村専務理事表敬訪問

9月	17日	小島 駐タイ王国大使の岡村会頭表敬訪問
9月	17日	シュワブ世界経済フォーラム会長の岡村会頭表敬訪問
9月	30日	ケネディ駐日ニュージーランド大使の岡村会頭表敬訪問
10月	4日	石毛 前経済産業審議官の岡村会頭への退任御挨拶
10月	13日	孔 中華人民共和国駐日大使館公使の岡村会頭表敬訪問
10月	19日	アレン米国商務省副次官補の中村専務理事表敬訪問
11月	10日	ロック米国商務長官との夕食懇談会
11月	16日	スウォープ米国ミシシッピ州経済開発庁長官の中村専務理事表敬訪問
11月	18日	ウィンチェス オランダ産業・経営者連盟会長による中村専務理事表敬訪問
11月	24日	ニアリー駐日アイルランド大使の中村専務理事表敬訪問
12月	6日	タルボット駐日ホンジュラス大使の中村専務理事表敬訪問
12月	7日	フィンランド オウル市の表敬訪問（事務局対応）
12月	10日	在日商工会議所会員との交流レセプション
12月	10日	ピータース米国大使館商務担当公使との昼食会
12月	22日	グレ ジブチ共和国大統領歓迎朝食会への藤田特別顧問の出席
1月	14日	蔡 香港中華総商会会長の岡村会頭表敬訪問
1月	21日	アクレソ駐日トーゴ共和国大使館臨時代理大使の表敬訪問（事務局対応）
1月	25日	祝 香港特別行政区政府駐東京経済貿易代表部と中村専務理事との昼食懇談会
2月	1日	フォール駐日フランス共和国大使主催昼食会への岡村会頭の出席
2月	4日	ドゥシット タイ商工会議所会頭の岡村会頭表敬訪問
2月	4日	イラン国会議員および商工鉱業会議所一行との懇談（事務局対応）
2月	7日	齋藤 駐フランス大使と岡村会頭との懇談会
2月	7日	バリ ブルキナファソ大統領府評議会事務局長の表敬訪問（事務局対応）
2月	8日	西宮 外務審議官の岡村会頭表敬訪問
2月	10日	ゴスパー豪州外務貿易省副次官の岡村会頭表敬訪問
2月	15日	林 台湾經濟部政務次長の岡村会頭表敬訪問
2月	16日	齋木 新駐インド大使の岡村会頭表敬訪問
2月	17日	シリア経営管理研修の受入れ（事務局対応）
2月	18日	ビン駐日ベトナム大使の岡村会頭表敬訪問
2月	18日	ベラルーシ・ブレスト商工会議所の表敬訪問（事務局対応）

2月 21日	カラマトフ駐日ウズベキスタン共和国大使の岡村会頭表敬訪問
2月 23日	廣木 新ニューヨーク総領事の岡村会頭表敬訪問
2月 23日	ボナルデル在日フランス商工会議所事務局長の表敬訪問（事務局対応）
2月 25日	ピレス東ティモール財務大臣の表敬訪問（事務局対応）
3月 1日	紀シンガポール日本商工会議所会頭の中村専務理事表敬訪問
3月 1日	英国 マンチェスター商工会議所の表敬訪問（事務局対応）
3月 3日	ポーランド ヴィエルコポルスカ県 経済使節団の表敬訪問（事務局対応）
3月 4日	山田ASEAN担当大使の岡村会頭表敬訪問
3月 7日	シュトス駐日スロヴァキア大使の中村専務理事表敬訪問
3月 9日	呂 駐日中国大使館商務経済公使参事官の岡村会頭表敬訪問
3月 11日	プラサード新駐日インド大使と岡村会頭との懇談会

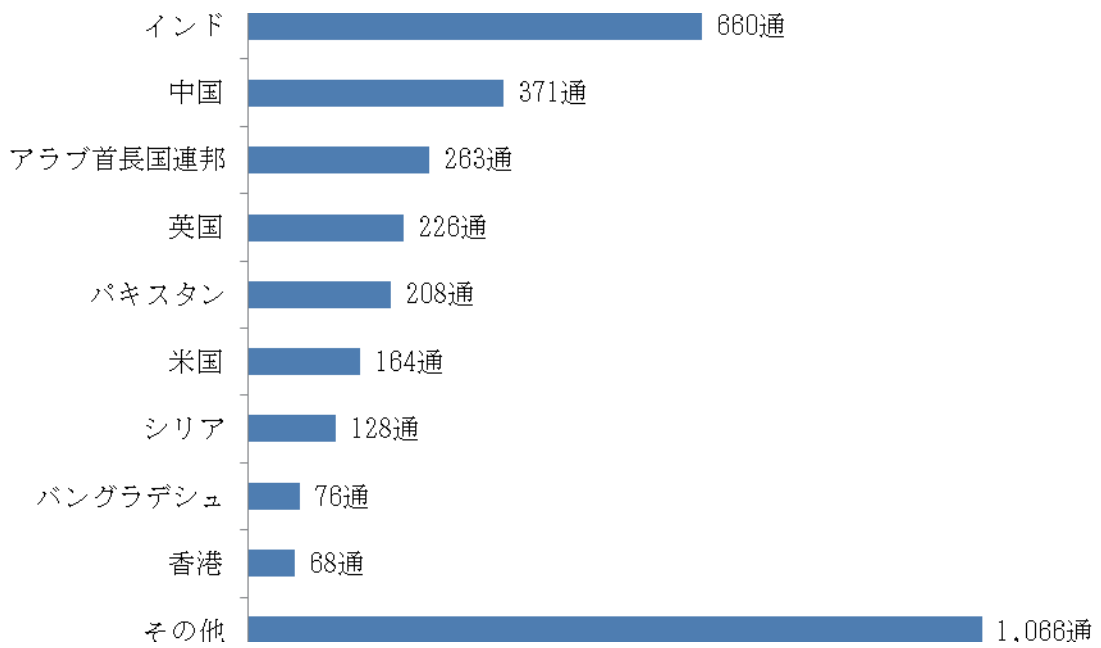
### 3. 貿易振興事業

海外との商取引の拡大に資するため、日本の関係企業・業界の紹介等を行うとともに、海外の企業の情報を提供した。また、経済連携協定の締結が進展する中、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給体制を構築し発給を行った。

#### (1) 海外取引照会

- ① 海外からの取引商談を促進するため、海外の企業向けにインターネットの日商ホームページ（英文）の中に日本の関係企業の情報を掲載した。
- ② 手紙・ファクス・電子メール・電話を通じて、あるいは直接来所して取引の斡旋を依頼する海外の企業に対し、日本の関係企業・業界等の紹介を行った。
- ③ 海外より受信した手紙・ファクス・電子メールの国別内訳は次のとおり。

・国別内訳



計 3,230 通



また、輸出入取引に係る商品別・地域別の内訳はそれぞれ次のとおり。

・海外商取引照会の商品別・地域別内訳（1,686件）

—日本からの輸入希望—

商品別	地域別	アジア	北米	中南米	欧州	アフリカ	中近東	大洋州	不明	合計
電気・電子機器・通信機器		1	1	1	1	17	2	0	2	25
輸送用機器・部品		22	0	1	2	15	4	0	4	48
光学・精密機器・医療機器		0	0	0	1	6	2	0	0	9
一般機械		15	0	0	5	15	8	0	1	44
鉄鋼・金属製品		10	0	0	1	3	5	0	0	19
化学製品・医薬品		8	0	0	3	9	0	0	1	21
繊維製品		9	0	0	4	11	2	0	2	28
皮革・ゴム製品		2	0	0	1	5	2	0	0	10
木材・紙・パルプ		1	0	0	1	2	0	0	0	4
プラスチック・合成樹脂		1	0	0	2	3	0	0	0	6
セメント・土石・ガラス・窯業製品		2	0	0	2	1	1	0	0	6
食料品・香辛料		9	2	1	2	7	1	0	1	23
宝飾品・雑貨		1	1	0	0	6	0	0	0	8
運動用具		0	0	0	1	10	0	0	2	13
事務用品		1	1	0	2	7	0	0	0	11
その他		14	2	1	8	15	10	0	4	54
合計		96	7	4	36	132	37	0	17	329

—日本への輸出希望—

商品別	地域別	アジア	北米	中南米	欧州	アフリカ	中近東	大洋州	不明	合計
電気・電子機器・通信機器		131	9	1	7	14	10	2	14	188
輸送用機器・部品		23	0	0	3	2	3	0	4	35
光学・精密機器・医療機器		17	0	0	1	1	2	0	1	22
一般機械		53	0	0	8	1	8	0	3	73
鉄鋼・金属製品		57	0	0	5	8	4	0	7	81
化学製品・医薬品		51	5	0	5	5	5	0	2	73
繊維製品		145	3	1	5	5	10	0	9	178
皮革・ゴム製品		25	0	0	4	8	2	0	4	43
木材・紙・パルプ		6	0	0	4	9	3	0	0	22
プラスチック・合成樹脂		41	0	0	2	3	1	0	1	48
セメント・土石・ガラス・窯業製品		21	1	2	8	45	1	0	10	88
食料品・香辛料		79	6	4	35	18	20	2	2	166
宝飾品・雑貨		39	6	1	5	5	3	0	4	63
運動用具		16	0	0	1	0	0	0	1	18
事務用品		4	1	0	3	2	0	0	0	10
その他		160	9	19	16	13	22	2	8	249
合計		868	40	28	112	139	94	6	70	1,357

—その他の照会—

種類別	地域別	アジア	北米	中南米	欧州	アフリカ	中近東	大洋州	不明	合計
合弁		8	0	0	0	6	2	0	4	20
投資		15	3	3	31	16	10	0	31	109
会社照会		10	1	0	14	2	2	1	11	41
技術協力		16	2	1	19	9	11	0	2	60
フェア		152	0	10	32	13	26	4	1	238
クレーム		3	0	1	3	4	0	0	5	16
入札		339	1	0	0	3	118	0	0	461
会社PR		351	48	15	58	29	61	11	50	623
就職		14	7	5	9	2	4	0	3	44
観光		1	0	1	1	0	0	0	0	3
その他		164	97	5	213	39	242	4	18	782
合計		1,073	159	41	380	123	476	20	125	2,397

※1通で複数の案件照会があるため、受信数と照会数の累計は必ずしも一致しない。

(2) 特定原産地証明書の発給体制の構築

① 経済連携協定に基づく特定原産地証明書発給体制の構築

札幌、仙台、黒部、千葉、東京、横浜、浜松、清水、富士、名古屋、蒲郡、豊川、四日市、福井、京都、大阪、神戸、広島、福山、高松、福岡の各地商工会議所内（21カ所）に日商の特定原産地証明書発給事務所を設置し、日商による一元的な特定原産地証明書の発給を行った。

各経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給手続きに関する説明会をJETRO、各地商工会議所と協力して開催した。説明会の開催状況、並びに証明の発給件数は以下のとおり。

○特定原産地証明書発給手続説明会

期 日	開催場所	参加者数（名）	主 な 内 容
5.19	大阪商工会議所	502	○「EPAの概要と原産地規則について」 ○原産性を立証するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示について (経済産業省原産地証明室国際係長 吉野欣臣氏) ○「特定原産地証明書の発給手続きについて」 (日本商工会議所国際部貿易証明室長 原伸一)
5.21	東京商工会議所	389	○「EPAの概要と原産地規則について」 (経済産業省原産地証明室長 赤木俊則氏) ○「原産資格を立証するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示について」 (経済産業省原産地証明室国際係長 吉野欣臣氏) ○「特定原産地証明書の発給手続きについて」 (日本商工会議所国際部貿易証明室長 原伸一)
6.30	横浜商工会議所	98	○「EPAの概要と原産地規則について」 (経済産業省原産地証明室国際係長 吉野欣臣氏) ○「特定原産地証明書の発給手続きについて」 (日本商工会議所国際部貿易証明室長 原伸一)
7.7	名古屋商工会議所	125	○「EPAの概要と原産地規則について」 (経済産業省原産地証明室係長 吉野欣臣氏) ○「特定原産地証明書の発給手続きについて」 (日本商工会議所国際部貿易証明室長 原伸一)

10.1	大阪商工会議所	188	○「EPAとビジネスチャンス（繊維分野における原産地規則の考え方とその活用）」 （日本繊維産業連盟常任幹事 伊集院秀樹氏） ○「繊維業界のためのEPAにおける原産判定と発給申請の方法・留意点－繊維分野を中心に－」 （日本商工会議所大阪事務所長 麻野良二氏）
12.8	高松商工会議所	40	○「EPAの概要と原産地規則について」 （経済産業省原産地証明室長 赤木俊則氏） ○「特定原産地証明書の発給手続きについて」 （日本商工会議所国際部 納所佳弘）
2.1	松本商工会議所	44	○「EPAの概要と原産地規則について」 （経済産業省原産地証明室課長補佐 中村大紀氏） ○「特定原産地証明書の発給手続きについて」 （日本商工会議所国際部貿易証明室長 原伸一）
2.14	東京商工会議所	270	○「EPAとビジネスチャンス（繊維分野における原産地規則の考え方とその活用）」 （日本繊維産業連盟常任幹事 伊集院秀樹氏） ○「繊維産業のためのEPAにおける原産判定と発給申請の方法・留意点－繊維分野を中心に－」 （日本商工会議所国司部貿易証明室長 原伸一）
2.23	仙台商工会議所	32	○「EPAの概要と原産地規則について」 （経済産業省原産地証明室 松原貴之氏） ○「特定原産地証明書の発給手続きについて」 （日本商工会議所国際部主査 龍谷悠子）

○特定原産地証明書発給件数

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
日メキシコ（17年4月発効）	5,928	5,761	5,735	5,368	6,035
日マレーシア（18年7月発効）	1,018	5,335	6,194	6,334	8,349
日チリ（19年9月発効）		1,503	4,460	3,613	4,788
日タイ（19年11月発効）		6,677	21,129	28,255	44,132
日インドネシア（20年7月発効）			6,579	16,013	23,672
日ブルネイ（20年7月発効）			0	3	13
日アセアン（20年12月発効）			239	2,832	4,490
日フィリピン（20年12月発効）			225	2,477	4,255
日スイス（21年9月1日発効）				1,277	3,065
日ベトナム（21年10月1日発効）				500	2,294
計	6,946	19,276	44,561	66,672	101,093

② 審議・検討体制

経済連携協定に基づく特定原産地証明書並びに非特惠原産地証明書等貿易証明の発給等に係る事項については、国際経済委員会の下に設置された「貿易関係証明専門委員会」、同委員会の下に設置された「特定原産地証明に関する研究会」、「非特惠原産地証明等に関する研究会」および「特定原産地証明に関する研究会」の下に設置した「特定原産地証明に関する研究会ワーキンググループ」で審議・検討した。

#### 4. 在外日本(人)商工会議所等との連携

海外で事業活動を行っている日本企業は、国や地域別に日本(人)商工会議所等を組織し、日系企業相互の連携を図るとともに、現地政府・経済界との交流を推進し、当該国との相互理解に努めている。

当所は、これらの在外日本(人)商工会議所等の事業活動を積極的に支援している。79カ所の在外日本(人)商工会議所等と資料の送付等を通じ常時情報交換を行うとともに、その内18カ所の商工会議所等については、当所の特別会員として相互の連携を深めている。フィリピン日本人商工会議所、中国日本商会、シドニー日本商工会議所には、現地からの要請により当所職員を事務局長として出向させている。また、ソウル・ジャパン・クラブでは、当所ソウル事務所長が常務理事として支援している。

さらに、各地商工会議所はじめ関係団体の経済ミッション派遣が活発化している中、当所ではこれら各地商工会議所等の要請に応じて、在外日本(人)商工会議所等および現地商工会議所等に対し、次表のとおり便宜供与の依頼を行った。

平成22年度便宜供与リスト

依頼元	期日	依頼先	内容
茨城県商工会議所連合会	4月16日	ソウルジャパンプラブ	現地事情説明
君津商工会議所	6月14日	ソウルジャパンプラブ	現地事情説明
習志野商工会議所	8月11日 ～16日	上海市国際貿易促進委員会	企業視察
犬山商工会議所	9月9日	上海市国際貿易促進委員会	企業視察
東京商工会議所大田支部	10月22日 ～24日	大韓商工会議所	表敬訪問・企業視察
佐世保市役所	12月22日	台日商務交流協進会	表敬訪問
八千代商工会議所	2月11日	台北日本工商会	表敬訪問
福岡商工会議所	2月21日 ～26日	シドニー日本商工会議所	現地事情説明
君津商工会議所	3月23日	大連日本商工会	表敬訪問

#### 5. 中小企業国際化対策事業

##### (1) 海外事業

日系中小企業が現地で活動するうえで隘路事項となっている法制、税制、為替管理等の改善を図ることを目的に、当所ソウル事務所、インドネシア、北京、上海、フィリピン、マレーシアの各日本人商工会議所等において、アジア地域へ進出している日本企業、これから海外進出を検討している日本企業への情報提供など、以下の事業を中小企業庁の支援を受けて行った。

##### ① 中小企業経営インフラ整備事業

海外日本人商工会議所等に「中小企業委員会」を設置。進出日系企業からの意見聴取、各地における実態調査を行い、日系企業の経営活動上の隘路事項について、当該国政府および政府関係機関等に対する要望を取りまとめた。

## 各地の事業の実施状況

国・地域名	中小企業委員会等	実態調査
韓国	2回	0件
中国（北京）	15回	3件
中国（上海）	3回	1件
インドネシア	4回	0件
フィリピン	7回	1件
マレーシア	6回	0件
合計	37回	5件

## ② 中小企業専門指導事業

進出後の中小企業が直面する業種別問題、専門的問題および広域的な問題について、現地コンサルタントと連携して指導を行った。特にインターネットおよび電子メールによるオンラインの指導体制を整備し、指導を通じて得られた意見・要望事項について、中小企業委員会と連携して対応した。

## 各地における専門指導実施状況

国・地域名	主な相談内容	件数
韓国	会社・事務所照会（連絡先等） 労働・労務問題に関する相談 韓国でのビジネス上の相談 商工会議所、JETRO 等日系相談機関照会等	83
中国（北京）	労務関連 法務関連 取引照会、信用調査、現地法人設立、販路拡大、現地情報、 日系企業進出状況について	29
中国（上海）	中小企業ネット「ビジネス相談室」での相談 Eメールでの相談 税務問題無料相談会での相談	13
マレーシア	就労ビザについて マレーシアにおける工場建設について 退職金の支払いについて	22
フィリピン	労務 税務 取引照会 現地事情照会 進出準備	85
インドネシア	労働法関連相談 税法について 投資について ビザと就労許可	15
合計		247

## 6. 情報化推進事業

### (1) 電子入札・電子申告等に取り組む中小企業等への支援

#### ① ビジネス認証サービス（電子証明書発行事業）の業務提携、サービス移管

電子政府・電子自治体による行政手続きの電子化、電子認証制度に対応し、電子入札・電子申告等に取り組む中小企業を支援するため、平成15年から「ビジネス認証サービス」を実施し、自らが電子証明書の発行者となり、各地商工会議所と連携のもと、その普及に努めてきた。今日、電子認証制度の普及に伴い、中小企業における利活用が進むとともに、他の民間電子認証局においても電子証明書が安定的に発行される状況となったことから、事業の見直しを検討・実施し、「ビジネス認証サービス」については、電子証明書の発行業務を終了し、発行済み電子証明書の利用者に対するサポート業務に特化することとした。

これとともに、民間認証局である株式会社帝国データバンクおよびセコムトラストシステムズ株式会社と、両社の発行する電子証明書の取次を行う業務提携をすることにより、各地商工会議所会員企業にこれまでより有効期間の長い電子証明書の提供や低廉な料金体系での提供ができるスキームを構築し、今後とも電子認証制度への対応に迫られる中小企業への支援を継続していくこととした。

なお、平成22年度にビジネス認証サービスで発行した電子証明書の発行枚数は合計で5,240枚（1-A1年：424枚、1-A2年：2,390枚、1-E:760枚、1-G:1,666枚）であった。

#### <ビジネス認証サービスの発行実績>

H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合計
507	1,359	3,208	5,233	5,467	6,102	6,712	5,240	33,828

#### <新スキームによる取次実績>

企業名	取次枚数	備考
株式会社帝国データバンク	703	平成22年12月から取次開始
セコムトラストシステムズ株式会社	406	平成23年1月から取次開始

#### ② ビジネス認証サービス管理運営委員会の開催

運用規程第14条で設置が定められており、同規程等に改定・変更がある場合には、本委員会の検討・承認を経て実施されることになっている。また、他の認証局との相互接続の開始決定を行う機関としても位置づけられている。22年度においては、2回開催した。

##### 1) 委員構成

9商工会議所（郡山、富山、松本、東京、浜松、名古屋、大阪、福岡、北九州） 9名

##### 2) 開催日

第1回 8月6日

第2回 3月4日

##### 3) 検討事項

電子認証事業の見直しを踏まえた今後の運用スキーム等について検討を行った。

③ 電子入札対応認証セミナー・パソコン操作講習会開催への支援

商工会議所等による電子認証に関するセミナーならびにパソコン操作講習会の開催にあたり、当所から旅費と謝金を負担して講師の派遣等の支援を行った。22年度は、各地商工会議所でセミナー・講習会を各1回開催した。

(2) 商工会議所情報基盤の整備・商工会議所情報ネットワークの充実と活用推進

日商ホームページについて、コンテンツ管理システム（CMS）にアンケート管理システムであるA-Formを加えることにより、アンケートフォーム・申込フォーム設置の簡便化および受付内容の自動返信機能追加による記入者に対するサービスの向上、適切なキーワードの埋め込みによる検索エンジンでのヒット率の向上、ならびに新着記事を自動配信するRSS機能の実装によるリアルタイムでのプッシュ型情報提供の実現をポイントとしてリニューアルを実施した。また、日商ホームページにおける情報発信・提供の充実を図るため、「商工会議所を知ってもらうキャンペーン」ページを作成し、日商サイトのアクセス数の向上に寄与した。

また、東日本大震災の発生に伴い、日商ホームページには「東日本大震災復旧・復興支援情報」ページを、商工会議所間のイントラネットである「CCIスクエア」については「東日本大震災復旧・復興支援本部」コーナーを新たに開設し、被災地に役立つ情報（国等の施策情報や災害情報等）や各地商工会議所における被災地の復旧・復興を支援する取り組み等の関連情報をまとめて閲覧できるようにすることで復興に向けた情報提供に努めた。

(3) TOAS（商工会議所トータルOAシステム）の改善と活用支援

① 導入商工会議所数

TOASは、平成23年3月末現在、328商工会議所で導入されている。

② TOASに関する運用管理について

TOASの開発、改善、マニュアルの作成等にかかる経費は、12年度から「TOAS運用管理費」としてユーザー商工会議所で分担することとし、22年度においては316商工会議所に負担いただいた（導入初年度の12会議所は免除）。

③ プログラムの改善

日々寄せられるユーザー商工会議所からの要望に対してプログラムを改善し、その提供により対応した。

④ ユーザー商工会議所、TOASパートナーへの情報提供

TOASユーザー商工会議所、TOASパートナーに対して、Webサイト（<http://www.jcci.or.jp/toas/web/>）ならびにメーリングリスト（[toas@cin.or.jp](mailto:toas@cin.or.jp)）を通じて、適宜情報提供を行った。なお、「TOASパートナーシップ制度」に登録している事業者は、全国で53社（23年4月現在）となっている。

⑤ TOASユーザー会の開催

TOASの一層の利用推進に向けて、システム改善の検討、研修体制の見直し、先進ユーザーの事例普及策等を検討するため、TOASを有効に活用しているユーザー商工会議所をメンバーとした「TOASユーザー会」を開催した。

開催日：平成22年6月23日（於：日商アキバオフィス研修室）（参加者数：7名）

平成 22 年 10 月 18 日（於：キャリアック（商工会議所福利研修センター）

（参加者数：7 名）

平成 23 年 3 月 10 日（於：日商芝大門オフィス研修室）（参加者数：7 名）

⑥ TOAS Q&A 専用受付メールの対応

TOAS ユーザー商工会議所や TOAS パートナーから寄せられるシステム設定や操作、エラー対処方法などに関する問い合わせに対し、TOAS Q&A 専用の受付メール (toasqa@cin.or.jp) で 867 件の質問を受付・回答し、充実したサポートに努めた。

⑦ TOAS 研修会の開催

1) TOAS / Web 版コード等の設定研修会の開催

各地商工会議所が TOAS を運用するにあたり必要となる初期設定や、組織団体への加入登録方法、会費請求に関する設定、経理システムにおける年度繰越処理等に関する研修を実施した。

開催日：平成 22 年 6 月 22 日～23 日（於：日商アキバオフィス研修室）

組織団体・会費/データ活用編（参加者数：18 名）

経理編（参加者数：15 名）

平成 22 年 6 月 24 日～25 日（於：日商アキバオフィス研修室）

組織団体・会費/データ活用編（参加者数：18 名）

平成 23 年 2 月 7 日～8 日（於：日商芝大門オフィス研修室）

組織団体・会費/データ活用編（参加者数：18 名）

経理編（参加者数：16 名）

⑧ TOAS フォーラムの開催

TOAS の普及促進、データの戦略的活用方法や新機能の紹介による担当者のスキルアップ、TOAS 担当者相互の情報交換の場の提供、TOAS への改善・要望事項の収集等を目的に、TOAS 利用商工会議所およびサポートディーラーならびに導入を検討する商工会議所等を対象とした「TOAS フォーラム 2010」を開催した。

開催日：平成 23 年 10 月 18 日～19 日（於：キャリアック（商工会議所福利研修センター）

（参加者数：67 名）

## 7. 中小企業景況調査事業

本調査事業は、中小企業庁・中小企業基盤整備機構が、昭和 55 年から四半期毎に行っている全国の中小企業の景況調査の一環として協力・実施しているもので、調査には 153 商工会議所、約 8,000 企業が参加している。

平成 22 年度においても、調査実施商工会議所の経営指導員が景況感等の聞き取り調査を行い、その結果を報告書に取りまとめ中小企業基盤整備機構に報告するとともに、各地商工会議所、調査対象企業などに配布した。

## 8. CCI—LOBO 調査事業

平成元年 4 月より、地域の景気動向を迅速・的確に把握し、政策提言や企業経営に役立たせるために、全国の商工会議所間に構築された「商工会議所早期景気観測システム（CCI—LOBO（Chamber of Commerce and Industry—Quick Survey System of Local Business Outlook）」を活用して景気調査を行



っている。

毎月、原則として17日～23日に調査参加商工会議所を通して企業・業種組合に対し経営状況等のマインドについてヒアリングを実施し、同月末までにその結果をとりまとめ、関係各方面に公表するとともに、政策提言活動の裏付け資料として活用した。

21年度（22年3月現在）の参加状況は次の通り。

対象商工会議所：408カ所

対象業種組合等：

建設業	394	製造業	637	卸売業	248
小売業	747	サービス業	662	合計	2,688組合等

## 9. 地域経済四半期動向調査事業

平成20年7月より、四半期毎に、商工会議所の政策提言活動等に有効に活用するために、札幌、仙台、新潟、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、高松、福岡の各商工会議所の協力を得て全国12大都市の地域の経済動向・実態を把握する計量事業を行っている。

年4回（7月、10月、1月、4月）、当該月の月上旬に実施し、その結果を取りまとめ、日商の定例会見（原則第3木曜）などで結果を公表するとともに、政策提言活動の裏付け資料として活用した。

## 10. PL保険制度

「中小企業PL保険制度」、「全国商工会議所PL団体保険制度」の一層の加入・普及の促進を図るため、ホームページや「会議所ニュース」等を通じてPL保険制度ならびにPL事故例等について情報提供を行った。

平成22年度（22年7月～23年3月）の加入状況は、「中小企業PL保険制度」、「全国商工会議所PL団体保険制度」について、加入件数、保険料ともに前年度を下回った。一方、海外でのPL事故をカバーする「全国商工会議所中小企業海外PL保険制度」については、保険料は前年度を下回ったものの、加入件数は前年度を上回った。

保険制度名	加入者件数		保険料	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
中小企業PL保険制度	37,328件	36,179件	2,407,377,799円	2,277,112,421円
全国商工会議所 PL団体保険制度	80件	77件	38,363,323円	34,284,000円
全国商工会議所 中小企業海外PL保険制度	74件	86件	41,410,170円	41,287,440円

## 11. 日商・個人情報漏えい賠償責任保険制度、商工会議所向け個人情報漏えい賠償共済制度

### (1) 日商・個人情報漏えい賠償責任保険制度

平成21年11月1日から募集を開始した（保険始期は22年3月1日）本保険制度は、加入者に個人情報管理体制の現状分析や漏えい防止策などをアドバイスする「リスク診断サービス」を無料で提供、

それに加え、22年度から新たに加入者の漏えいに関する現状を分析・評価し、事前の対策をアドバイスする「漏えい・対策レベル診断サービス」の無料提供を始めた。また、万一、個人情報の漏えい事故が発生した場合には、損害賠償金や謝罪広告の掲載費用、見舞金・見舞品購入費用などについて保険金が支払われる。

21年度および22年度の本保険制度の加入件数および保険料は次のとおり。

保険制度名	加入件数		保険料	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
日本商工会議所 個人情報漏えい賠償責任保険制度	1,978件	1,925件	295,270,870円	279,125,900円

## (2) 商工会議所向け個人情報漏えい賠償共済制度

平成22年12月14日から募集を開始した（保険始期は平成23年3月31日）本共済制度は、商工会議所等を加入対象にしたもので、各地商工会議所における個人情報保護法への取組状況をチェックする、万一、個人情報漏えい事故が発生した場合には、損害賠償金・訴訟費用・弁護士への着手金・成功報酬、事故解決のため要した費用などについて保険金が支払われる。

21年度および22年度の本共済制度の加入者及び保険料は次のとおり。

共済制度名	加入件数		保険料	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
商工会議所向け個人情報漏えい賠償共済制度	313件	321件	16,883,930円	17,078,730円

## 12. 国内排出量削減量認証制度基盤整備事業（国内クレジット制度の利用促進のための中小企業等に対するソフト支援事業）

中小企業等が大企業等と連携して二酸化炭素の排出削減を行う「国内クレジット制度」の利用促進を図るため、経済産業省が21年度に続いて実施する「国内排出量削減量認証制度基盤整備事業（国内クレジット制度の利用促進のための中小企業等に対するソフト支援事業）」を受諾し、再委託先の商工会議所とともに、国内クレジット制度利用者の裾野の拡大を図った。

### (1) 相談窓口の設置

活用が期待される中小企業等の排出削減に向けた取り組みを促すため、各地商工会議所（34箇所）に相談窓口を設置した。

### (2) セミナーの開催

国内クレジット制度ソフト支援事業セミナーを全国延べ53か所の商工会議所等で開催し、延べ1675名の参加を得た。※再委託先34商工会議所（順不同）。

札幌、酒田、郡山、原町、新潟、熊谷、さいたま、行田、飯能、千葉、船橋、町田、静岡、沼津、三島、袋井、名古屋、豊川、犬山、大府、敦賀、京都、東大阪、豊中、北大阪、神戸、広島、徳島、高松、松山、福岡、北九州、朝倉、鹿児島

### 13. 公害健康被害補償業務の徴収業務に関する委託業務

平成 20 年度まで各地商工会議所（平成 21 年度は 157 商工会議所）が独立行政法人環境再生保全機構から受託していた、汚染負荷量賦課金の徴収業務に関する業務について、平成 21 年度業務からは民間競争入札により実施団体が決定されることとなったため、当所で入札に参加し、落札した（平成 21 年 3 月 1 日から 5 年契約）。

22 年度の対象事業所件数 8,405 件のうち、申告書提出数は 8,265 件となっており、申告書提出率は目標値の 96%を上回る 98.33%に達している。また、連絡がつかない未申告事業所に対する情報収集（謄本等の取得や現地の写真撮影など）については、今年度の実施対象はなかった。

対象事業所 件数	申告書 提出数	申告書 提出率	未申告事業所の 情報収集件数
8,405	8,265	98.33%	0

### 14. 商工会等児童健全育成活動助成事業

22 年度(財)子ども未来財団による助成を活用し、3 商工会議所において、企業の厚生施設、広場公園、公的集会場等や山野を活用した健全育成活動の実施を支援した。助成総額は 100 万円（内訳：@40 万・2カ所、@20 万円・1カ所）。

平成 21 年度商工会等児童健全育成活動助成事業実施会議所リスト

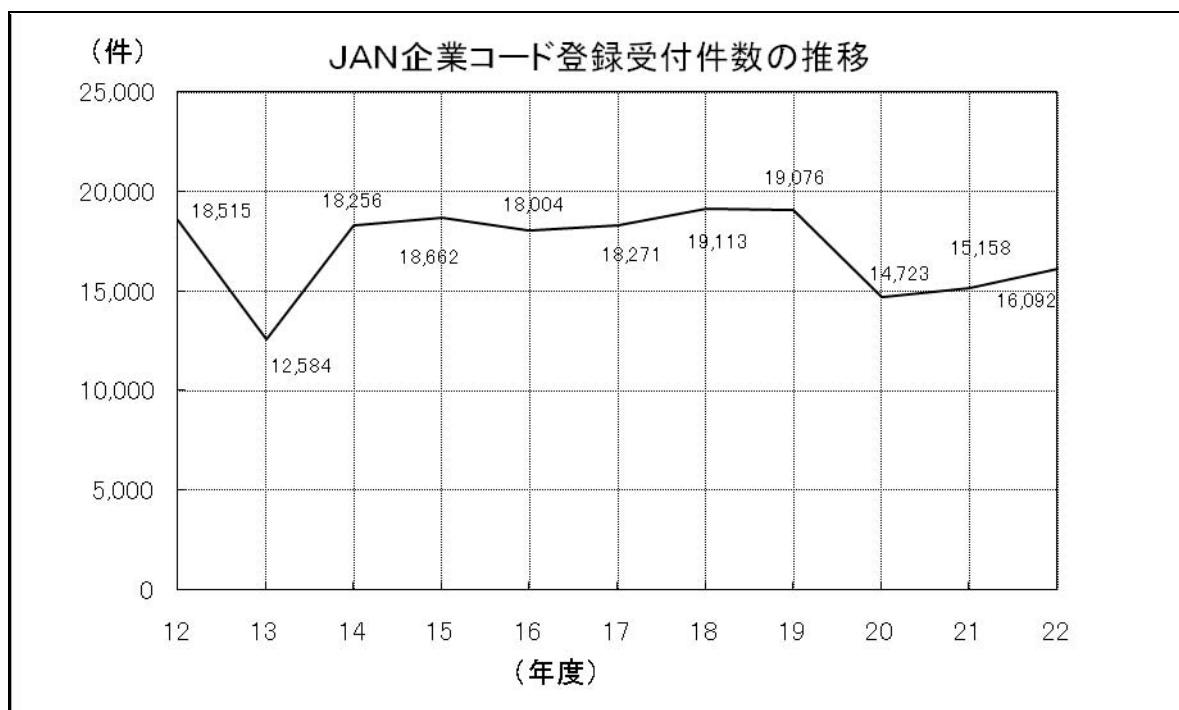
会議所名	事業内容	参加者数 (人)
伊那	「高尾公園つつじ祭り」 「八幡町ハロウィン 2010」	幼児 62
		小学生 532
		中学生 0
		高校生 0
		高齢者 0
		その他 150
		744
大野	「Summer カントリースクール」 「夏の自然観察会」	幼児 2
		小学生 48
		中学生 0
		高校生 0
		高齢者 0
		その他 6
		56
洲本	「Wa! うみ体験 2010」 「光の街・洲本 2010」	幼児 1350
		小学生 45
		中学生 0
		高校生 0
		高齢者 0
		その他 0
		1395

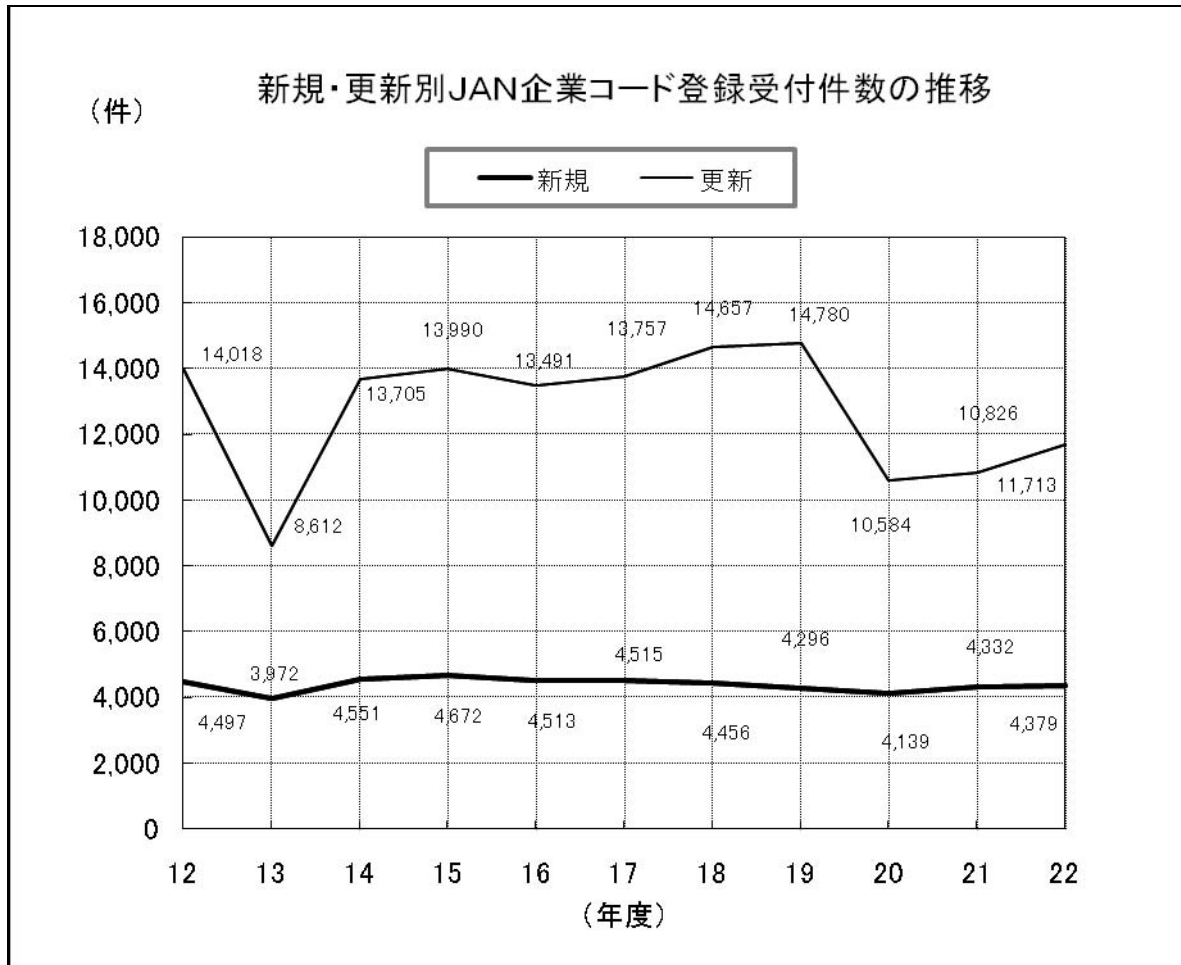
### 15. JAN企業コードの登録受付業務

昭和 60 年 8 月から(財)流通システム開発センターの委託を受けて開始した JAN 企業コード登録受付業務については、POS（販売時点情報管理）機器を導入する小売店が増加してきたこと、ネット販売等においても JAN コードの利用が進んだことなどに伴い、実施商工会議所は当初の 218 商工会議所

から 22 年度末にはほとんど全ての商工会議所が受付窓口となっている。各地商工会議所で受け付けた登録申請書は、当所を經由して(財)流通システム開発センターへ送付され、付番・管理される。本年度の商工会議所の登録受付件数は合計 16,092 件で、受付開始以来の累計は、406,136 件に達している。

新規登録	更新登録	合計
4,379	11,713	16,092





## 16. 経営安定特別相談事業

21年度の企業倒産件数（負債総額1千万円以上）は13,065件（前年度14,732件）、負債総額は4兆7,245億円（同7兆1,367億円）となった。、負債10億円以上の大型倒産が前年度比21.1%減の551件となり、年度としては1990年度(332件)以来の低水準にとどまったことが影響し、件数では前年度比11.7%減、金額では同33.7%減となった。（㈱東京商工リサーチ調べ）。

業種別では、建設業の倒産が全倒産件数の3割近くを占めたが、10産業中農・林・漁・鉱業の1業種を除く9業種で前年度比減少した。形態別では、法的倒産が年度過去最高の79.4%を占めた。

このような中、全国商工会議所213カ所の相談室における受付件数は2,245件（P）。業種別では製造業（519件）、建設業（492件）、サービス業（478件）の順に多く、経営不振に陥った原因の内訳をみると、不況型倒産にみられる「受注・販売不振」が1,173件、構成比52.2%と最も高い割合となっている。次いで「既往のしわよせ(長期にわたる業績低迷)」が多く204件、同9.1%であった。

さらに、広報用ポスター・パンフレットを作成、配布して当事業の普及を促し、また、各相談室が実施する講習会の資料用に「自己チェックリスト」「ミニガイド」を作成、配布した。加えて、経営安定特別相談窓口設置商工会議所を対象に、本事業の円滑な推進を図るために実務研修を開催した。

① 事業実績

	件 数	構 成 比
受 付 件 数 (内 訳)	2,245 件	—
受注・販売不振	1,173 件	52.2%
関連企業の倒産	98 件	4.4%
既往のしわよせ	204 件	9.1%
高利・融手の利 用	39 件	1.7%
支払条件の悪化	120 件	5.4%
経営計画の失敗	129 件	5.8%
放漫経営	57 件	2.5%
そ の 他	425 件	18.9%
処理最終件数 (内 訳)	2,110 件	—
倒産回避	1,788 件	84.7%
調停不能	165 件	7.8%
整 理	157 件	7.5%

② 経営安定特別相談事業に係る広報・普及活動（全国商工会連合会と共同作成）

種 類	作成部数（日商分）
ポスター	917 枚
パンフレット	104,895 部
自己チェックリスト	29,220 枚

③ 平成 22 年度経営安定対策事業研修の開催

日 程：平成 22 年 7 月 6 日（火）～7 月 7 日（水）

場 所：浜松（商工会議所福利研修センター カリアック）

出席会議所、出席者数：86 商工会議所、1 県連、91 人

## 17. 創業人材育成事業

### (1) 創業塾・経営革新塾

「創業塾」は各地商工会議所と日本商工会議所が主催し、創業を希望する者を対象に開催する講座で、事業開始の心構え、ビジネスプラン（事業計画）作成研修、融資制度や創業事例の紹介など、実際の創業に役立つ内容を提供している。さらに女性のみを対象とした女性塾、より専門的・実践的な内容の習得を希望する者を対象としたステップアップコース、地域社会のために起業を目指す方を対象としたソーシャルビジネス（SB）・コミュニティビジネス（CB）コースを実施している。

平成 22 年度は、全国 122 商工会議所で延べ 144 回実施した。

このほか、管内人口 10 万人未満の小規模会議所のうち平成 18 年度から 21 年度までの間に、創業・経営革新塾を開催したことのない商工会議所を対象とする「小規模会議所向け創業塾モデル開催」（創業塾と同じスキーム、参加人数 10 名程度）を全国 6 会議所で延べ 6 回実施した。

「経営革新塾」は各地商工会議所と日本商工会議所が主催し、既に事業を営んでおり、かつ将来を

見据えて新しい事業にチャレンジしたい二代目経営者や若手後継者、あるいは、新事業の展開などを  
実現しさらなる飛躍を図りたい経営者、既に創業し第二の成長段階へのステップを踏み出したい経営  
者などを対象に開催する講座で、成功のための経営戦略、組織マネジメント等の知識・ノウハウの体  
得を支援している。さらにネット事業の新規展開を考えている経営者を対象とした IT コース、より専  
門的・実践的な内容の習得を希望する者を対象としたステップアップコースを実施している。

平成 22 年度は、全国 133 商工会議所で延べ 172 回、日本商工会議所青年部実施の 1 回と合わせ計  
173 回実施した。

このほか、管内人口 10 万人未満の小規模会議所のうち平成 18 年度から 21 年度までの間に、創業・  
経営革新塾を開催したことの無い商工会議所を対象とする「小規模会議所向け経営革新塾モデル開催」  
(経営革新塾と同じスキーム、参加人数 10 名程度) を全国 11 会議所で延べ 12 回実施した。

なお、本事業は、経済産業省版の事業仕分である行政事業レビュー（平成 22 年 5 月実施）の結果を  
受け、平成 22 年度かぎりをもって終了となった。

#### ・創業塾

会議所名	テーマ	開催日	フォローアップ	受講者
札幌①	通常	5/31、6/1、2、3、4、7、8、9、12		46
札幌②	女性	6/21、22、23、24、28、29、30、7/1、3		38
札幌③	ステップアップ	10/12、13、18、19、20、21、25、26、27、28		31
旭川	通常	1/8、9、10、15、16		29
盛岡	通常	9/4、5、11、12、18	9/25	33
仙台	通常	10/25、26、27、28、29、11/1、2、4、5、8		44
古川	通常	11/21、27、12/4、11、18	2/2、3	20
秋田①	通常	7/3、11、18、25		39
秋田②	女性	8/29、9/5、12、26		24
秋田③	通常	11/21、28、12/5、12/12		33
酒田	通常	11/13、20、27、12/4、11	12/11、12	24
鶴岡	ステップアップ	9/15、18、22、30、10/5、9、13、23		14
福島	通常	8/21、28、9/4、11、18	9/25	32
郡山	通常	9/4、11、18、25、10/2	10/9	34
いわき	通常	8/21、28、9/4、11、25		23

新潟	通常	9/4、11、18、25、10/2		40
燕	通常	11/13、20、27、12/4、12/11		18
高岡	通常	10/17、19、21、24、28、31		26
小松	通常	8/28、9/1、4、8、11、15、18		40
加賀	通常	7/29、8/5、19、26、27、9/2、3、9、10、16	9/29、30	27
松本	通常	5/29、6/5、12、19、25		46
諏訪	通常	11/20、27、12/4、11、1/8	1/15	26
伊那	ステップアップ	9/4、11、18、25、10/2	10/16	36
小諸	通常	10/9、16、30、11/6、13	1/22	22
栃木	通常	9/27、30、10/4、7、14、18、21、25、28、11/1		20
宇都宮	通常	8/29、9/5、12、18、26	10/17、24	44
足利	通常	6/10、15、17、22、24、29、7/1、6、8、13		45
大田原	通常	8/31、9/4、7、11、14、18、25、28		33
佐野	通常	8/18、25、9/1、8、15、22、29、10/6、13、20	10/27	40
太田	通常	10/19、21、26、28、11/2、4、9、11、16、18		33
熊谷	通常	9/11、18、25、10/2、9	11/20	21
さいたま	女性	7/3、10、17、24、31、8/1	8/4、5	45
千葉	通常	7/10、17、24、31、8/7		62
松戸	通常	10/9、16、23、30、11/6	12/4	32
東金	SB・CB	9/4、18、10/2、17、31、11/6、20	12/11	21
習志野①	通常	9/18、19、25、26、10/2	11/20	47
習志野②	女性	1/15、16、23、29、30		39
成田	通常	10/30、11/6、13、20、27	12/4	40
八千代	通常	10/23、30、11/6、13、20、27	12/4	34
東京①	通常	6/5、12、19、26		93



東京②	通常	9/11、18、25、10/2		95
東京③	通常	11/20、27、12/11、18		86
八王子	通常	9/4、5、11、12、19	10/9	38
青梅	通常	7/3、10、11、17、18		45
立川	通常	9/25、26、10/2、3、11		43
町田①	通常	7/18、24、25、31、8/1	8/22	41
町田②	通常	10/3、10、17、24、31、11/7	11/7	33
小田原箱根	通常	10/16、23、30、11/6、14		23
平塚	通常	9/11、18、25、10/2、9		40
藤沢①	通常	7/3、4、11、17、24、31	7/31	34
藤沢②	通常	10/2、9、16、23、31	11/1、7	37
茅ヶ崎①	通常	7/3、10、17、18、24、31	7/31	21
茅ヶ崎②	通常	10/2、10、17、23、30	11/1、7	43
厚木	女性	9/25、10/2、9、23、11/6	12/4	39
相模原	通常	6/12、19、26、7/3、17		63
海老名	通常	8/29、9/5、12、19、26	10/17、31	40
甲府	通常	6/5、6、13、19、26		30
静岡	通常	7/17、24、31、8/21、28	11/20	27
浜松	通常	9/28、10/1、5、8、12、15、19、26、29、11/2	11/9、16	38
沼津	通常	9/25、10/2、16、23、30	11/20	20
三島	通常	9/4、5、11、18、19		36
岐阜	通常	8/21、28、9/4、11、18		28
大垣	通常	9/22、28、29、30、10/1、5、6、7、8、13		39
各務原①	SB・CB	7/25、8/1、8、22、29	9/5、12	27
各務原②	通常	9/1、3、7、10、14、15、17、22、27、29	10/1	24

各務原③	ステップアップ	10/2、9、16、23、30	11/6	17
可児	通常	9/7、9、14、16、21、28、30、10/5、7、14		24
名古屋①	通常	7/4、11、17、8/1、8	8/10	39
名古屋②	女性	8/28、9/4、11、18、25	9/25	54
名古屋③	ステップアップ	10/16、23、11/6、13、20	11/28	46
一宮	通常	9/4、11、18、25、10/2	10/16	47
豊川	通常	10/16、17、23、24、30		25
刈谷	通常	9/25、10/2、9、16、23		42
豊田	通常	10/9、16、23、30、11/6		60
安城	通常	8/28、9/4、11、18、10/2、9		15
津島	通常	10/23、30、11/6、13、20		47
小牧	通常	9/4、11、25、10/2、9		23
大府	通常	7/17、31、8/7、21		33
四日市	通常	6/12、19、26、7/3、10	7/20、8/6、 9/7、10/5	35
津	通常	9/4、5、11、12、		36
伊勢	通常	6/26、27、7/3、4、10		29
松阪	通常	11/7、14、21、28、12/5		24
鈴鹿	通常	10/16、23、30、11/6、13		35
桑名	通常	9/5、12、19、26、10/3		40
福井	通常	7/10、11、22、24、25、28		23
敦賀	通常	7/25、8/1、8、22、29		16
近江八幡	通常	9/11、18、25、10/2、9		19
京都	通常	9/4、11、18、25、10/9	10/15、16	39
福知山	通常	9/5、12、19、26		15
宇治	通常	8/21、28、9/4、11、18		47

堺	通常	8/28、9/4、11、18、25	11/20	44
岸和田	通常	10/16、20、27、11/6、10、17、20		19
茨木	通常	8/28、9/4、11、18、25	12/5	50
吹田	通常	10/3、10、17、31、11/7	1/30	30
泉佐野	通常	7/24、25、8/1、7、8	12/4	36
守口門真	通常	9/4、11、18、25、10/9、16		23
神戸	通常	6/19、26、7/3、10、17、24	8/28	48
姫路①	通常	6/19、26、7/3、10、17		37
姫路②	女性	10/30、11/6、11/13、11/20、11/27		27
尼崎	通常	10/16、23、30、11/6、13、20	11/27	26
明石	通常	9/3、7、11、14、17、21、25、28、10/1、5、9	12/3、7	42
西宮	通常	7/17、24、31、8/7、22	11/13	36
伊丹	通常	9/25、10/2、9、16、23		30
三木	通常	7/17、24、31、8/7、21、28	10/23	23
加古川①	通常	7/17、18、24、25		31
加古川②	通常	11/13、20、27、12/4、11		24
小野	通常	7/24、31、8/7、21、28		23
鳥取	通常	8/22、28、29、9/11、12		42
米子	通常	9/4、5、18、25、26	11/18、12/2	25
岡山①	通常	6/19、26、7/3、17、24	7/24	44
岡山②	女性	10/23、30、11/6、13、20	11/20	34
倉敷	女性	10/2、9、16、23、30	11/13	23
広島	通常	9/25、26、10/2、3		29
福山	通常	10/2、9、16、23、30、11/6		38
下関	通常	8/30、9/3、6、10、21、24、28、10/1、5、8		21

宇部	通常	8/25、28、9/1、4、15、22、29、10/6、13、30	10/20、10/27	29
山口①	通常	6/27、7/4、11、25、8/1	7/20、28	39
山口②	ステップアップ	8/8、22、29、9/5、12		28
防府	通常	10/17、24、31、11/7、21		17
徳島	通常	9/12、26、10/3、17、31、11/14	12/5	27
阿南	通常	11/2、5、11、12、18、19、25、26		27
高松	通常	7/24、31、8/7、21、28、9/4、11		50
観音寺	通常	10/31、11/7、14、28、12/5		17
善通寺①	通常	6/20、26、27、7/3、4	7/24	20
善通寺②	ステップアップ	7/10、11、17、18、19	7/25	22
松山	通常	8/21、22、28、29		34
今治	通常	8/21、22、27、28、9/3、5		20
福岡①	通常	6/20、26、7/3、17、18		41
福岡②	通常	9/4、11、18、23、26		51
大牟田①	通常	8/28、29、9/4、5、11		19
大牟田②	通常	1/15、16、22、23、29		15
鳥栖	通常	10/31、11/3、7、14	11/23、28	35
武雄	通常	9/2、5、9、14、21、23、10/5、12、19		35
長崎	通常	9/4、11、18、25、10/2	11/6	41
佐世保	通常	7/17、18、19、24、31	8/1	23
大分	通常	7/17、18、24、31、8/1		49
宮崎	通常	8/23、26、30、9/2、7、9、16、24、27、30	10/4、5	70
延岡	通常	7/11、15、21、28、8/3、10、22、29		38
鹿児島	通常	8/17、19、21、26、31、9/2、4、7、9	9/11、14	53
出水	通常	8/21、29、9/11、18、26		18

霧島	通常	8/25、26、27、30、31、9/1、2、3、4	11/9	30
那覇①	通常	6/5、12、19、27、7/3		70
那覇②	通常	12/4、11、12、18、19	12/26	47
浦添	通常	10/31、11/3、7、14、21		57
			計	5,041

・小規模会議所向け創業塾モデル開催

会議所名	テーマ	開催日	フォローアップ	受講者
袋井	通常	9/19、26、10/3、17、24、	10/31	16
中津川	通常	8/1、8、21、22、26、29、9/5		12
犬山	通常	8/23、24、9/1、3、8、10、15、17、27、29、10/9 OR 10、10/15		17
笠岡	通常	8/21、28、9/4、11、18		13
荒尾	通常	9/25、26、10/2、3、9	10/10	10
宇佐	通常	8/28、9/2、7、14、22、28、10/5、12、19、26	11/13	23
			計	91

・経営革新塾

会議所名	テーマ	開催日	フォローアップ	受講者
札幌	通常	8/31、9/1、2、7、8、9、14、15、16、17		32
北見	IT	9/14、24、25、10/1、2、22、23		18
網走	通常	9/11、15、22、24、10/1、7、8		31
盛岡	通常	9/30、10/6、13、20、27	11/2	25
一関	通常	10/14、16、17、23、30、11/6		20
奥州	通常	8/25、26、9/1、2、8、9、15、16		15
仙台	通常	10/27、11/5、12、17、26、12/3		21
秋田	通常	9/28、29、10/13、14、20、21、26、27		22

酒田	通常	9/7、14、21、28	10/12	40
鶴岡	通常	9/29、10/6、14、20、27、11/4、10、17		24
米沢	通常	8/23、25、27、28、30、9/2、6、10		30
福島	通常	10/2、6、14、21、28、11/4、8、13	11/20	19
郡山	通常	10/23、30、11/6、13、27	12/4	21
いわき	通常	8/17、24、31、9/7、14、21、28		17
白河	通常	10/4、6、8、13、15、18、20、22		32
原町	通常	10/5、12、19、26、11/2、9、16、25		20
須賀川	通常	8/24、26、31、9/2、7、9、14、16		39
新潟	通常	9/8、17、22、28、10/6、13、19、27		40
柏崎①	通常	7/9、10、14、8/5、9/10	10/22	26
柏崎②	通常	8/27、9/3、17、10/1、15、11/5	11/26	20
柏崎③	通常	10/19、27、11/2、10、16、25、12/1、8、14、16		24
三条	通常	9/1、3、6、8、10、17、28、29		21
新発田①	IT	10/30、11/3、10、12、14、19		20
新発田②	一般	9/25、10/2、10/23、11/27		19
燕	通常	10/23、30、11/6、13		23
糸魚川	通常	7/1、8、15、22、29、8/5、30、9/13、27、10/7	10/8	27
新井①	通常	9/2、7、14、21、28、10/6、12		29
新井②	通常	10/28、11/11、12、25		22
加茂	IT	7/6、13、21、27、8/3、10、24	9/7	40
富山	通常	7/5、7、8、12、14、15、20、22、27、29		23
高岡	通常	11/2、4、6、9、11、16、18		25
七尾	通常	9/15、22、29、10/13、27、11/10、17、24	12/8、15	23
加賀	通常	6/16、7/15、8/11、9/8、10/6、11/10、12/8、1/13、19		24
白山	通常	7/6、29、8/18、9/15、10/13、11/17、12/15、1/26		22

松本	通常	10/5、12、19、26、11/2		28
諏訪	通常	10/7、15、21、28、11/4、11		23
伊那	通常	10/28、11/2、5、9、12、16、19、24	12/7	30
千曲	通常	11/7、14、21		16
古河	通常	9/2、8、16、24、29、10/7、14、21、28	11/9	29
石岡	通常	10/7、8、14、15、21、22、27、11/3、5、10、12、17、22	11/26、29、12/6、13	29
下館	通常	7/20、22、27、8/3、5、10、12		20
栃木	通常	9/21、24、28、10/1、5、8、12、15		21
足利	通常	11/9、11、16、18、25、30、12/2、7、9、14		30
鹿沼	通常	9/1、8、15、21、29、10/6、13、20、27、11/10		14
小山	通常	8/26、31、9/2、7、9、14、21、28	10/7、14	26
佐野	通常	8/24、31、9/7、16、21、30、10/5、12、19、26	11/2	21
伊勢崎	通常	11/16、19、24、26、30、12/3、7、10		25
飯能	通常	10/2、9、16、23、30		22
上尾	通常	9/4、11、18、25		19
草加①	通常	6/9、11、16、18	6/23	16
草加②	通常	7/7、9、14、16	7/21	20
草加③	ステップアップ	11/10、12、17、19	11/24	18
春日部	通常	8/23、26、30、9/1、6、9、13、16、21	9/27	27
松戸	通常	10/13、20、27、11/4、10、17、24、12/1	12/15	20
茂原	通常	9/28、10/2、5、13、19、23	11/11	24
野田	通常	9/9、13、27、10/7、14、18、25、11/1、11、15		19
東金①	IT	7/13、20、8/3、17、31	9/3、10/4	20
東金②	IT	9/7、14、21、28	9/29	20
柏	通常	8/23、25、30、9/1、6、8、13、15		35
習志野	通常	10/16、17、23、31、11/7		17

八千代	通常	9/7、14、21、28、10/5、12、19、26、11/2、9	11/16	23
青梅	通常	10/5、8、12、15、19、22、26、29、11/2、5		29
横須賀①	通常	7/1、8、15、22、29、8/5、12	8/17	18
横須賀②	通常	9/2、16、10/7、21、11/4、18、12/2		23
横須賀③	通常	9/17、10/1、15、29、11/12、26、12/10		27
横須賀④	IT	8/26、9/2、9、16、30、10/7、14		24
横須賀⑤	IT	10/20、27、11/10、17、24、12/1、8		20
横須賀⑥	IT	1/13、20、27、2/3、10、17、24		21
川崎	通常	10/9、16、23、30	11/7	23
小田原箱根	通常	7/28、29、8/4、5、18、25、26		22
藤沢	通常	10/26、30、11/2、6、9、13	11/16、25	22
相模原①	通常	5/21、22、29	6/1、3、8	19
相模原②	通常	7/23、24、31	8/3、5、17	20
相模原③	通常	9/9、14、17、21、24、28	9/29、10/1、5、6	32
相模原④	通常	10/1、2、9	10/12、14、19	18
相模原⑤	通常	11/2、4、9、11、16、18	11/19、24、12/3、7	40
相模原⑥	通常	11/26、27、12/4	12/7、14、16	17
相模原⑦	通常	1/22、27、28、29	2/1、2、3、8	27
大和	通常	9/18、25、10/2、9、16	12/19	35
静岡	通常	7/27、29、8/2、5、10、19、26		23
浜松	通常	9/7、14、21、28、10/5、12、19、26	11/16	23
沼津	通常	8/7、17、19、24、26、28、31、9/2		32
島田	通常	7/3、10、17	7/31	18
岐阜	通常	10/9、16、22、30、11/6		21
美濃	通常	10/1、8、15、22、29	11/5、12	21
土岐①	通常	6/4、5、11、12	6/15、16、22、29	22



土岐②	通常	8/24、28、9/2、4、13、16	9/15、16、21、22	20
土岐③	通常	10/22、23、29、30	11/1、2、9、16	16
恵那①	通常	7/29、8/2、6、7、10、20	8/21、23、28、9/4	23
恵那②	通常	1/30、2/11、2/12	2/14、15、16	20
各務原①	通常	6/8、9、15、16、22、23、30、7/7 ※少人数指導 6/24、7/1、7、8		20
各務原②	通常	11/17、18、24、25、12/1、2、8、9	12/14、17	18
各務原③	ステップアップ	1/12、13、19、20、26、27、2/2、3、9、10	2/12、14	26
可児①	通常	9/14、15、21、22、28、29、10/5、6	10/7、8	25
可児②	通常	12/22、23、1/10、11	1/25、26	11
名古屋①	通常	6/17、24、7/1、8、15、22、29		34
名古屋②	通常	10/21、28、11/4、11、18		23
岡崎①	ステップアップ	7/14、8/4、9/8、10/6、11/10	12/1	29
岡崎②	IT	8/24、9/22、10/26、11/11	1/17	20
瀬戸	通常	10/1、6、8、13、15、20、22、29、11/5、10	11/17、24	25
蒲郡①	IT	入門コース：7/3、10、17、31、8/7 ステップアップコース：7/3、11、18、8/1、8/7	8/18	22
蒲郡②	通常	8/19、26、9/2、9、16、30、10/7、14、21	10/28	23
豊田	通常	10/10、11、11/6、13、20		25
安城	通常	10/6、13、20、27、11/10、24、12/1、8、15		16
大府	通常	9/5、12、26	9/29、10/5、10/6、15	25
四日市	通常	10/11、13、17、21、24		19
伊勢	通常	12/4、5、11、18		14
上野	通常	7/5、6、12、13、19、20、26、8/2、3		22
福井	通常	11/11、18、25、12/2、9	12/16、17	24
武生①	事業承継	8/9、23、9/13、27、10/4、18、11/15		23
武生②	通常	【WEBコース】8/26、9/9、28、10/19、11/16、12/14 【通常コース】8/26、9/16、10/28、11/25、12/16、22		30

京都	通常	9/4、11、18	9/30	30
舞鶴	通常	11/5、9、12、16、22、26、30、12/7		18
岸和田	通常	10/12、15、19、22、26、29、11/2、5、9、12		16
茨木	通常	10/9、16、30、11/6、13	12/12	21
八尾	通常	9/24、29、10/2、6、8、20、10/22	10/26、11/8	29
守口門真	通常	10/27、11/6、10、17、24、12/1、8、11		18
大東	通常	9/25、10/3、16、11/6、13	12/9	18
神戸①	通常	6/16、30、7/14、29、8/4、24、9/1、15		26
神戸②	通常	10/6、13、20、27、11/8、22、29、12/6	12/13、14、21	27
尼崎①	通常	8/31、9/7、10/27、11/12、12/16、2/4		23
尼崎②	通常	9/15、29、10/13、27、11/10		27
伊丹	通常	10/16、21、28、11/6、11、18、27		20
三木	通常	10/19、27、11/15、17、24、30、12/7		36
小野	通常	9/14、21、28、10/5、12、19、26、27、11/9、10		17
米子	通常	11/5、8、12、15、24、29、12/3		14
岡山①	事業承継	5/24、6/1、17、7/8、22、8/4、26、9/2、9、22、10/7、21、11/9	11/25	21
岡山②	通常	6/28、7/6、14、21、28、8/3	10/28	31
岡山③	通常	8/25、9/1、7、15、22、29、10/3	10/3	17
岡山④	通常	11/16、24、30、12/7、14		29
倉敷	通常	9/2、7、9、14、16、21、28、10/5、7、12	11/18	30
津山	通常	8/25、9/1、8、15、22、29、10/7、13		26
広島	通常	9/25、26、10/2		30
福山	通常	8/21、24、31、9/4、7、14、18		22
宇部	通常	8/29、9/12、19、26	10/3	19
山口	通常	10/4、7、14、18、21、25、11/1、4、8、15、19	11/26	23
防府	通常	11/2、9、16、24、30、12/7、14		15

徳島	通常	9/16、21、30、10/5、6、13、14、27、28、11/4	11/11	18
鳴門	通常	9/8、15、22、29、10/6、13、21		20
阿南	通常	2/2、8、9、16、17、21、22、24		39
高松	通常	9/28、10/2、5、9、12、16		21
丸亀	通常	10/9、10、11、12、13、14、15、16		22
坂出	通常	9/25、10/2、9、16、30、11/6、13、20	1/22	16
善通寺	通常	9/17、19、20、22、23、24、26		27
新居浜	通常	11/2、4、9、11、16、18、25、30、12/2、7	12/11	21
高知①	通常	7/1、5、12、21	7/21、22	50
高知②	IT	11/28、12/5、12、19		32
土佐清水	通常	9/7、14、21、28、10/5、12、19、26、11/2	11/12	39
飯塚	通常	9/6、8、10、13、15、17、22、24、27、29		27
大川	通常	6/5、6、12、13、19		29
朝倉	通常	10/5、8、12、15、19、22、26、29		26
伊万里①	通常	9/1、8、15、22、29、10/6、13	11/17	28
伊万里②	通常	11/4、9、10、17、25、12/8、12/15		29
鳥栖①	通常	5/24、7/2、3、9、10	8/19、30	22
鳥栖②	通常	1/15、16、17	1/23	16
長崎①	通常	10/16、23、30、11/6、13	11/14	20
長崎②	通常	10/21、28、11/4、10、18、19、25、12/2		34
大分	通常	10/9、10、16、17、23		24
津久見	通常	9/8、15、22、29、10/6、13、20、26、27		35
都城	通常	7/6、14、20、27、8/3、10、17、24、31		20
宮崎①	通常	8/25、9/1、8、15、22、29、10/6、13、20	10/27	46
宮崎②	IT	11/13、12/4、12、25、1/15	1/29	23
宮崎③	ステップアップ	11/5、6、12、19		24

延岡	通常	10/22、23、11/2、10、17、21、28	12/7	21
日向	通常	7/5、14、21、28、8/4、11、18	8/25	31
日南	通常	7/12、13、26、27、8/9、8/10、8/23	8/24	27
小林	通常	7/8、15、22、29、8/5、12	8/26	24
鹿児島	通常	10/5、12、23、26、11/2、13	11/25	37
鹿屋	通常	8/18、19、25、26、9/1、2、8		30
南さつま	通常	8/21、22、28、29、9/4	9/11	19
那覇	通常	8/30、9/2、6、13、15、21、24、27、30、10/5		34
浦添	通常	6/24、7/1、8、15、22、29、8/5、12		27
日本YEG	通常	1/28、29、30		46
			計	4,223

・小規模会議所向け経営革新塾モデル開催

会議所名	テーマ	開催日	フォローアップ	受講者
下諏訪	通常	11/4、10、18、25、12/2、9、16、21		10
塩尻	通常	7/24、8/7、21、9/4、18	10/2	11
蕨	通常	11/9、12、16、19、26、30、12/3、7	12/10、14	22
熱海	通常	6/4、7、10、15、18、22、28、7/2、7		15
袋井	通常	9/8、14、15、21、22、28、29	9/28、29	16
中津川	通常	9/25、28、30、10/5、7、11、14、19、21		21
総社	通常	5/25、6/2、9、16、23、29、7/6、14		12
三原	通常	7/21、8/4、18、9/1、15、29		11
山陽	通常	7/15、20、23、30、8/8、11		14
八女	通常	10/14、18、21、25、28		13
荒尾①	通常	7/5、8、12、15、22、26、29、8/2、5	8/16、23	11
荒尾②	通常	10/31、11/14、12/5、26		23
			計	179

## (2) 平成 22 年度創業人材育成事業担当者説明会

創業人材育成事業の事業趣旨の徹底、効果的・効率的実施のためのノウハウの共有等を目的とする「平成 22 年度創業人材育成事業担当者説明会」を実施した。

日 時：平成 22 年 4 月 22 日（木）

場 所：東京商工会議所ビル 7 階「国際会議場」

参加者数：219 名

## (3) 「創業人材育成事業」啓発セミナー

これまで創業塾、経営革新塾事業を通じて得た成果を活かしつつ、全国各地でのセミナー開催を通じ、創業・経営革新に関し広く関心を高め、多くの人に創業、経営革新に向けた気づきの機会を提供する目的で、「勝ち続けるオンリーワンビジネス創出法セミナー」と題したセミナーを全国 4 カ所（名古屋・京都・東京・高知）で計 4 回を開催。併せて、「ビジネスを通じて社会的課題を解決する起業法セミナー」と題し、東京で計 1 回開催した。

### ・勝ち続けるオンリーワンビジネス創出法セミナー

開催場所	開催日	参加人数
名古屋・アスナルホール	平成 23 年 2 月 9 日（水）	91 人
京都・メルバルク京都	平成 23 年 2 月 23 日（水）	114 人
東京・ベルサール神田	平成 23 年 3 月 2 日（水）	125 人
高知・高新文化ホール	平成 23 年 3 月 5 日（土）	74 人

### ・ビジネスを通じて社会的課題を解決する起業法セミナー

開催場所	開催日	参加人数
東京・UDX GALLERY	平成 23 年 2 月 22 日（火）	155 人

## 18. 人材対策基金事業

### (1) 人材対策基金事業

中小企業庁補助事業「中小企業経営支援等対策費補助金（人材対策基金補助金）」により造成する基金を活用し、各地商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、国公私立大学、NPO 法人、民間企業等とともに、中小・小規模企業の人材確保・育成事業を実施・支援した。

平成 22 年度の各事業の実施件数は下記のとおり。（カッコ内は内数で商工会議所数）

- ・合同就職説明会開催事業：61 件（24 件）
- ・合同就職説明会開催事業（大学施設等活用型）：1 件（0 件）
- ・国内インターンシップ事業：7 件（0 件）

- ・海外展開人材育成事業：4件（0件）
- ・魅力発見ツアー事業：1件（0件）
- ・観光関係人材育成事業：1件（0件）
- ・地域連携型雇用情報提供事業／ジョブカフェ・地域ネットワーク強化事業：22件（1件）
- ・中小企業採用力強化事業：1件（0件）

本事業は、平成20年度第二次補正予算（中小企業庁補助事業）で「人材対策基金」を造成し、同基金を活用して、平成21年度から平成23年度までの3か年にわたり、中小企業の人材確保育成に結びつく各種事業を各地商工会議所等の協力を得ながら実施することを目的に始まった。

その後、平成21年11月に行われた行政刷新会議ワーキンググループ（事業仕分け）での決定を受け、「当面の所要額以外を国庫返納」する一方で、予備費（平成22年9月24日閣議決定）および補正予算（平成22年11月26日成立）を活用した経済、雇用対策のなかで、本基金への事業費の積み増しも行われ、合同就職説明会開催事業、合同就職説明会開催事業（大学施設活用型）、魅力発見ツアー事業、観光関係人材育成事業、中小企業採用力強化事業については事業規模・内容を拡充して実施した。

## 19. 中小企業雇用情勢対応人材支援事業

### (1) 中小企業雇用情勢対応人材支援事業

経済産業省補助事業「中小企業雇用情勢対応人材支援事業」により、各都道府県に設置されたジョブカフェの機能を拡充・強化するとともに、蓄積されたノウハウ、および、国公立大学・高校、NPO法人、民間企業等とのネットワークを最大限に活用することで、中小・小規模企業における人材確保・定着・育成支援等の雇用環境整備を行う事業を実施した。

平成22年度の各事業の実施件数は下記のとおり。

- ・中小企業雇用情勢対応人材支援事業（ジョブカフェ本体強化）：8件
- ・ジョブカフェネットワーク構築支援センター事業：1件
- ・ジョブカフェ関連事業の効果検証に関する調査事業：1件

## 20. ジョブ・カード制度普及促進事業

当所では、制度が創設された平成20年度から、厚生労働省のジョブ・カード制度普及促進事業を受託している。事業の推進を図るため、平成22年度も当所に中央ジョブ・カードセンターを、全国138の商工会議所（連合会）に地域ジョブ・カードセンターおよび地域ジョブ・カードサポートセンターを設置し、本制度を活用して人材の育成・確保を図る採用意欲のある企業（協力企業）の開拓や職業訓練を実施するための計画の作成支援を中心とした事業に積極的に取り組んだ。

全国各地の地域ジョブ・カード（サポート）センターでは、約520回の普及促進フェア（企業への説明会）や約1,910回の訓練指導・評価担当者講習、約60回の職場見学・体験講習等を開催したほか、会報や地元新聞、リーフレット、チラシなどの各種広報媒体を活用したPR活動を展開した。その結果、協力企業および地域ジョブ・カード（サポート）センターの支援によって作成した訓練実施計画が雇用・能力開発機構から認定された企業（認定企業）は全ての都道府県にわたり、協力企業数は13,155社、認定企業数は8,060社（協力企業、認定企業ともに80%強が中小企業）となり、年間目標（協力企業数：

5,000社以上、認定企業数：2,000社以上）を大きく上回った。

また、認定企業数8,060社のうち、2,784社が実際に雇い入れた訓練生を対象に実施した職業訓練を終了し、訓練修了者は4,700人にのぼる。訓練修了者のうち、70%強の3,308人が正規雇用結びつくなど、商工会議所（連合会）による本事業への取り組みは、非正規労働者、特に若年層（訓練生の65%強が35歳未満）の正規雇用の促進に大きく貢献した。

○地域ジョブ・カード（サポート）センターの設置商工会議所（連合会）一覧

都道府県	地域ジョブ・カードセンター	地域ジョブ・カードサポートセンター	都道府県	地域ジョブ・カードセンター	地域ジョブ・カードサポートセンター
北海道	札幌	函館、旭川、釧路	福井県	敦賀	武生、大野、小浜
青森県	八戸	青森	滋賀県	滋賀県連	長浜
岩手県	盛岡	宮古、北上	京都府	京都	福知山
宮城県	仙台	気仙沼	大阪府	大阪	茨木、豊中、北大阪
秋田県	秋田	大館、横手	兵庫県	神戸	（設置せず）
山形県	山形	鶴岡、米沢、天童	奈良県	奈良	（設置せず）
福島県	福島	会津若松、白河	和歌山県	和歌山	紀州有田
新潟県	新潟県連	上越、長岡	鳥取県	鳥取	米子
富山県	富山	（設置せず）	島根県	松江	出雲
石川県	金沢	（設置せず）	岡山県	岡山	倉敷、津山
長野県	松本	上田、長野、飯田	広島県	広島	呉、福山、大竹
茨城県	水戸	結城	山口県	山口県連	宇部、山口、徳山、岩国
栃木県	宇都宮	栃木、足利	徳島県	徳島	鳴門、小松島、阿南、阿波池田
群馬県	前橋	館林、伊勢崎、太田、藤岡	香川県	高松	多度津
埼玉県	埼玉県連	本庄、春日部	愛媛県	松山	新居浜
千葉県	千葉	船橋、柏	高知県	高知	安芸、須崎、土佐清水
東京都	東京	八王子、立川、町田	福岡県	福岡	久留米、北九州、飯塚、直方
神奈川県	横須賀	横浜、川崎、平塚、藤沢、厚木、相模原、海老名	佐賀県	佐賀	鹿島
			長崎県	長崎	佐世保
山梨県	甲府	（設置せず）	熊本県	熊本	（設置せず）
静岡県	静岡	浜松、沼津	大分県	大分県連	（設置せず）
岐阜県	岐阜	大垣、美濃加茂、羽島	宮崎県	宮崎	（設置せず）

愛知県	名古屋	岡崎、半田、春日井、豊川	鹿児島県	鹿児島	川内、鹿屋、霧島
三重県	四日市	津、上野	沖縄県	那覇	沖縄、宮古島

○協力企業数・訓練実施計画の認定企業数、訓練修了者数・就労状況

協力企業数 (社)	認定企業数 (社)	訓練終了企業数 (社)	訓練修了者数 (人)	訓練修了後の正規雇用者数 (人)		訓練実施企業で採用検討中 (人)	求職中 (人)	非正規雇用者数 (人)
				訓練実施企業	他の企業			
13,155	8,060	2,784	4,700	3,300	8	256	297	839
				合計	3,308			

【参考】協力企業数・訓練実施計画の認定企業数、訓練修了者数・就労状況（平成20年度からの累計）

協力企業数 (社)	認定企業数 (社)	訓練終了企業数 (社)	訓練修了者数 (人)	訓練修了後の正規雇用者数 (人)		訓練実施企業で採用検討中 (人)	求職中 (人)	非正規雇用者数 (人)
				訓練実施企業	他の企業			
25,544	12,911	5,791	10,927	8,038	60	292	822	1,715
				合計	8,098			

## 21. 中小企業知的財産啓発普及事業

知的財産の活用に関する問題を抱える中小企業のため、18年度より全国の商工会議所には知財の活用ノウハウや問題解決の相談窓口「知財駆け込み寺」が設置されている。

22年度の「知財駆け込み寺」における相談実績は、累計で4,631件であった。

## 22. Chambers カード事業・慶弔サービス事業

Chambers カード事業については、全国138万の会員ネットワークを生かし、全国5,300店舗における割引等の優待サービスを展開。個人カード、および企業を対象とした、社用経費の削減効果を持つ事業所カードと個人・法人両部門を幅広くカバーできるカードとして広く認知されている。未実施商工会議所には、カード導入を要請するとともに、利用促進を図るためインターネット掲載など、広報媒体により一層の普及に努めた。なお、22年3月末現在で、Chambers カード事業実施の覚書を締結した商工会議所数は151、カードの発行実績は口座数で28,640、枚数で39,985枚となっている。

また、7年10月から実施の安価な掛金で葬儀など各種慶弔に関するサービスを受けることのできる慶弔サービス制度の22年3月末現在の加入者は、187事業所（404人）となっている。なお、保険業法の改正（根拠法のない共済の契約者保護ルールの導入）に伴い、サービスの提供方法等を再検討する視点から、現在、慶弔サービス制度については新規加入を一時停止しており、18年3月末までに加入された者のみを対象とするサービスとなっている。



## 23. 休業補償プラン

9年12月に商工会議所の会員事業者向けサービス事業の1つとして創設した「全国商工会議所の休業補償プラン」は、商工会議所ならではのスケールメリットを活かした割安な所得補償保険という特徴を活かし、中小企業における従業員の福利厚生支援策の一つとして、広く全国の会員事業所に定着している。

22年度も引き続き、商工会議所における導入促進ならびに会員事業所における一層の普及奨励を図り、各地商工会議所での加入促進活動を支援した。23年3月末現在、397商工会議所で実施され、加入件数（人数）は17,691名となっている。

## 24. 業務災害補償プラン

本プランは、日本商工会議所が保険契約者となり、損害保険会社と包括契約を締結し、本プラン導入商工会議所の会員事業者が加入者となる団体保険制度で、全国商工会議所のスケールメリットによる低廉な保険料で加入できる保険制度である。

本プランは、就業中（通勤途上含む）に「ケガ」をした場合に必要となる費用（死亡・後遺障害、入院、遺族への補償、葬祭費用等）や「ケガ」「過労自殺・過労死」が原因で労災認定され、企業等が法律上の賠償責任を負う場合に発生する賠償金（慰謝料等）や争訟費用（弁護士費用等）も保険金も対象となることから、従業員の福利厚生の充実および企業経営の安定等に役立つ内容となっている。

本プランは導入する商工会議所と当所との間で覚書の締結する仕組みとなっていることから、4月中旬から下旬にかけて東京、大阪、福岡、仙台の4都市で、本プランの概要やプラン導入に関する手続き等に関する説明会を行うとともに、CCIスクエアや「日商保険情報メール」を活用して随時情報提供を実施した。このほか、「会議所ニュース」において特集記事を掲載するなど、各地商工会議所の会員事業者に対しても広くPRを行った。

こうした取り組みにより、5月から各地商工会議所と当所の間でも覚書の締結が始まり（本プランの導入が徐々に進められ）、6月から導入商工会議所の協力のもと取扱損保会社による募集活動が本格的に開始された。

その結果、10月1日保険始期分～3月1日保険始期分までの6カ月間で、全国338商工会議所において、9,861件の加入があった。

また、この加入件数のうち、3割弱が本プランへの加入をきっかけに新たに商工会議所の会員となるなど、新規会員獲得のツールとして活用されている。

本プランの取扱損保会社は、10月保険開始が2社（東京海上日動と損保ジャパン）と平成23年4月保険開始が2社（日本興亜と三井住友海上）の合計4社である。

## 25. 広報事業

### (1) 広報紙（誌）等

#### ① 「会議所ニュース」（新聞型）

創 刊 昭和28年4月（平成23年3月現在通算2376号）

サ イ ズ ブランケット判（一般紙と同じ）

ペ ー ジ 平均6ページ

発行頻度 旬刊（1・11・21日発行）、平成22年度発行回数31回（うちカラー版22回）

主な読者・配布先 全国の商工会議所役員・議員・会員、関係団体、中央官庁、地方自治体など

② 「石垣」(雑誌型)

創 刊 昭和 55 年 6 月 (平成 23 年 3 月通算 370 号)

サ イ ズ 変型 A 4 判

ペ ー ジ 平均 68 ページ

発行頻度 月刊 (毎月 10 日発行)

主な読者・配布先 全国の商工会議所役員・議員・会員、中央官庁など

③ 「所報サービス」(各地商工会議所が発行する会報の紙(誌)面づくりに協力するため、記事情報を提供)

提供記事本数: 毎月 7 本 (うち 1 本は隔月)

利用商工会議所数: 369 商工会議所 (平成 23 年 3 月現在)

④ 「日商ニュース・ファイル」(日商の最近の動きを、希望する各地商工会議所正副会頭・常議員・監事へメールで紹介)

送信回数: 56 回 利用人数: 1,087 人 (平成 23 年 3 月現在)

⑤ 「商工会議所 CM」(商工会議所の認知度を高めるため、日商が製作した全国共通で利用できる CM コンテンツを各地商工会議所、都道府県商工会議所連合会に提供した)

利用商工会議所、商工会議所連合会数: 7 商工会議所、1 商工会議所連合会

(2) 記者会見

① 定例会頭記者会見

開催日	内 容	出席者数
4 月 1 日	訪中国経済ミッション、景気認識、郵政改革法案、新入社員へのエール、子ども手当の支給	16 名
4 月 15 日	景気情勢、連合との懇談会、消費税率の引き上げ、新党設立の動き、中国の人民元切り上げ	14 名
5 月 13 日	会頭続投表明、鳩山政権について、ギリシャの財政危機、日中韓 E P A ・ F T A、景気認識、日銀の新融資制度、海外のインフラ受注	12 名
6 月 3 日	鳩山総理の辞意表明、景気動向、中国の労働事情	19 名
6 月 17 日	九州ブロック商工会議所との懇談会、市内商店街視察、北九州市によるアジア進出支援、九州経済、口蹄疫問題、菅総理の訪問	北九州
7 月 14 日	日商夏季政策懇談会、参議院選挙結果	11 名
9 月 1 日	景気認識・経済対策、民主党代表選	22 名
9 月 15 日	民主党代表選結果、政府・日銀による為替介入、新成長戦略実現会議、自由民主党への期待、山口名誉会頭の急逝	22 名
10 月 7 日	日銀による金融緩和、日中関係、大畠経産大臣と中小企業関係 4 団体との懇談会、日本人 2 氏のノーベル化学賞の受賞について	13 名
10 月 21 日	為替動向、中国経済、経済連携協定、春闘、羽田空港の国際化、社会保障制度改革	17 名
11 月 1 日	岡村会頭 2 期目の運営 (東商)、為替動向、T P P (環太平洋経済連携協定)、中小企業景況、内閣支持率・政治献金	18 名
11 月 18 日	日商会頭 2 期目の抱負、大卒採用の内定状況、法人税減税、景気・株価、T P P (環太平洋経済連携協定)	21 名
12 月 16 日	平成 23 年度税制改正、地球温暖化対策	17 名
1 月 13 日	新内閣への期待、新卒採用	17 名
1 月 20 日	春季労使交渉、新卒採用、中国 GDP	16 名

2月2日	景気動向、新卒採用活動、エジプト情勢、社会保障制度改革・共通番号制度	19名
2月17日	新卒採用、政治情勢、春闘、景気認識	16名
3月3日	国会情勢・政権運営、社会保障制度改革、中東・北アフリカ情勢	18名
3月16日	東日本大震災、福島第一原子力発電所の事故、新卒採用	11名

② その他記者会見

開催日	内 容
1月5日	経済3団体長記者会見（於：ホテルニューオータニ） 景気見通し、貿易自由化への課題、雇用情勢、菅総理の挨拶について、今年のキーワード・菅政権への評価

(3) 会頭コメントの発表

開催日	内 容
6月2日	鳩山総理の辞意表明について
6月4日	首班指名選挙結果について
6月18日	新成長戦略について
6月24日	参院選の公示について
7月11日	参院選結果について
8月5日	中央最低賃金審議会目安に関する小委員会の公益委員見解について
8月30日	政府および日銀の政策決定について
9月14日	民主党代表の決定について
9月14日	山口信夫名誉会頭のご逝去にあたって
9月17日	菅改造内閣の発足について
10月5日	日銀の追加金融緩和策の決定について
10月29日	2010年度補正予算案の国会提出について
11月26日	平成22年度補正予算成立について
12月14日	法人実効税率および中小法人の軽減税率の引き下げの方針決定について
12月24日	平成23年度政府予算案について
1月14日	菅第2次改造内閣の発足について
2月16日	日印EPA署名について
3月11日	東北地方太平洋沖地震の発生について

(4) 会頭インタビュー・取材

月 日	媒 体 名
4月5日	毎日新聞
4月5日	共同通信社
4月8日	時事通信社
4月26日	日刊工業新聞
5月18日	読売新聞
5月22日	BS11
6月18日	朝日新聞
7月5日	NHK
7月12日	NHK
7月12日	朝日新聞
7月12日	共同通信社
7月13日	産経新聞
7月14日	日本経済新聞
8月24日	NHK
9月3日	読売新聞

9月3日	日刊工業新聞
9月8日	毎日新聞
9月17日	共同通信社
9月17日	日本経済新聞
9月22日	北海道新聞
10月1日	雑誌「財界」
10月5日	NHK
10月24日	NHK「日曜討論」出演
10月26日	毎日新聞
11月4日	産経新聞
11月4日	時事通信社
11月21日	雑誌「財界」
12月3日	NHK
12月3日	時事通信社
12月17日	日刊工業新聞
12月17日	産経新聞
12月21日	雑誌「経済界」

(5) 会頭共同インタビュー

	岡田民主党幹事長との懇談会後
11月4日	松本環境大臣との懇談会後
11月18日	大島経済産業大臣との懇談会後
12月9日	仙谷内閣官房長官との懇談会後
2月17日	海江田経済産業大臣との懇談会後
3月17日	日商第113回通常会員総会後

(6) 報道機関との懇談

5月18日	論説委員・編集委員等との意見交換会	15名
7月8日	経済団体記者会加盟社記者と会頭・副会頭等との懇談会	31名
12月2日	経済団体記者会加盟社記者と会頭・副会頭等との懇談会	37名

(7) 記者発表

発表日	形態	内容区分	内容・標題
4月1日	資料配布	その他	新たに発足する商工会議所について
4月2日	記者レク	事業	新規学校卒業者の採用に関する商工会議所の取り組みについて
4月9日	資料配布	周知／取材依頼	日本商工会議所と日本労働組合連合会（連合）との懇談会について（取材のお願い）
4月12日	資料配布	事業	「商工会議所とは編」全国PRを開始～商工会議所を知ってもらおうキャンペーン～
4月14日	資料配布	周知／取材依頼	マレーシア ナジブ・ラザク首相閣下との懇談会（ラウンドテーブルミーティング）開催のご案内
4月16日	記者レク	提言・要望	提言「観光立“地域”による観光立国の具体化を目指して」について
4月26日	資料配布	その他	「中小企業の会計に関する指針（平成22年度版）」の公表について
4月28日	資料配布	事業	平成22年度「地域資源∞全国展開プロジェクト」96件を採択

4月28日	資料配布	事業	検定試験編「日商簿記検定の巻」が登場 ～商工会議所を知ってもらうキャンペーン～
4月30日	記者レク	調査結果	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果
4月30日	資料配布	その他	平成22年5月の主な行事予定について
5月12日	資料配布	事業	検定試験編「販売士検定」「日商PC検定」の全国PR 開始～商工会議所を知ってもらうキャンペーン～
5月28日	資料配布	事業	平成22年度地域資源∞全国展開プロジェクト おもてなし事業11件と調査研究事業1件を採択
5月31日	記者レク	調査結果	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果
5月31日	資料配布	その他	平成22年6月の主な行事予定について
6月1日	資料配布	周知／取材依頼	日豪経済委員会主催「日豪シンポジウム」の開催について （取材のお願い）
6月1日	資料配布	周知／取材依頼	平成21年度商工会議所検定試験最優秀者表彰式の開催 について（ご取材方お願い）
6月16日	資料配布	事業	Twitter上で「喫茶店のマスター」によるつぶやき開始 ～商工会議所を知ってもらうキャンペーン～
6月23日	資料配布	周知／取材依頼	「日豪合同インド・インフラ・ミッション」の派遣について （周知のお願い）
6月23日	資料配布	周知／取材依頼	日韓商工会議所首脳会議の開催について（お知らせ）
6月30日	記者レク	調査結果	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果
6月30日	資料配布	その他	平成22年7月の主な行事予定について
6月30日	資料配布	事業	事業編「『ジョブ・カード制度』の巻」全国PRを開始 ～商工会議所を知ってもらうキャンペーン～
7月13日	資料配布	事業	商工会議所とは編「『女性会』の巻」全国PRを開始 ～商工会議所を知ってもらうキャンペーン～
7月15日	資料配布	提言・要望	「平成23年度税制改正に関する意見」について
7月28日	資料配布	周知／取材依頼	「非上場会社の会計基準に関する懇談会」記者会見のご案内
7月30日	記者レク	調査結果	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果
7月30日	資料配布	その他	平成22年8月の主な行事予定について
8月5日	資料配布	事業	商工会議所とは編「YEGの巻」全国PRを開始 ～商工会議所を知ってもらうキャンペーン～
8月31日	資料配布	事業	全国から25商工会議所が出展「feel NIPPON 秋 2010」 の開催について～商工会議所の共同展示商談会～
8月31日	資料配布	事業	第9回『女性起業家大賞』受賞者決定について ～感動・変革への挑戦～
8月31日	記者レク	調査結果	商工会議所 LOBO（早期景気観測）調査結果
8月31日	資料配布	その他	平成22年9月の主な行事予定について
9月3日	資料配布	周知／取材依頼	第112回通常会員総会の開催について（取材のお願い）
9月15日	資料配布	周知／取材依頼	第42回全国商工会議所女性会連合会宮崎全国大会の開催 について（お知らせ）
9月15日	資料配布	周知／取材依頼	第112回通常会員総会について
9月29日	資料配布	事業	事業編「ビジネス交流の巻」「地域振興の巻」全国PR を開始～商工会議所を知ってもらうキャンペーン～
9月29日	資料配布	周知／取材依頼	故山口信夫「お別れ会」開催のお知らせ
9月30日	資料配布	周知／取材依頼	第48回日豪経済合同委員会会議の開催について

9月30日	記者レク	調査結果	商工会議所LOBO（早期景気観測）調査結果
9月30日	資料配布	その他	平成22年10月の主な行事予定について
10月1日	資料配布	事業	平成22年度「地域資源∞全国展開プロジェクト」公式Webサイト「feel NIPPON 新しい食・旅、そして技」リニューアルについて
10月7日	資料配布	周知／取材依頼	APEC中小企業サミット 取材のご案内
10月15日	資料配布	調査結果	「商工会議所における教育支援・協力活動に関するアンケート調査」集計結果 ～地域の教育支援活動は定着化へ～
10月15日	資料配布	事業	事業編「国際化支援の巻」全国PRを開始 ～知ってもらおうキャンペーン期間は3月末まで延長～
10月18日	資料配布	周知／取材依頼	APEC中小企業サミット 取材のご案内（第2版）
10月21日	記者レク	提言・要望	アジアの成長を見据えた中小企業の国際展開支援に関する提言
10月26日	資料配布	周知／取材依頼	APEC SME Summit Revised Version（英語版）
10月29日	記者レク	調査結果	商工会議所LOBO（早期景気観測）調査結果
10月29日	資料配布	その他	平成22年11月の主な行事予定について
11月1日	資料配布	その他	合併により新たに発足する商工会議所について
11月2日	資料配布	周知／取材依頼	環境省と日本商工会議所との懇談会について （取材のお願い）
11月8日	資料配布	周知／取材依頼	APEC中小企業サミット 開催概要について
11月9日	資料配布	周知／取材依頼	第27回日智経済委員会の開催について
11月15日	資料配布	周知／取材依頼	大畠経済産業大臣との懇談会の開催について （取材のお願い）
11月16日	資料配布	周知／取材依頼	大畠経済産業大臣との懇談会の開催について （取材のお願い）【時間変更のお知らせ】
11月18日	資料配布	その他	日本商工会議所会頭・副会頭等の選任について
11月22日	資料配布	周知／取材依頼	観光立国シンポジウム「わが国観光のフロンティアを切り拓く」開催のご案内
11月29日	資料配布	調査結果	「商工会議所婚活事業（出会いの場提供事業、独身者交流会等）実施状況調査」集計結果
11月30日	記者レク	調査結果	商工会議所LOBO（早期景気観測）調査結果
11月30日	資料配布	その他	平成22年12月の主な行事予定について
12月2日	資料配布	周知／取材依頼	経済3団体主催「2011年新年祝賀パーティーならびに記者会見」の取材について
12月8日	資料配布	周知／取材依頼	仙谷内閣官房長官と日本商工会議所との懇談会の開催について（取材のお願い）
12月17日	資料配布	その他	平成23年「岡村会頭年頭所感」について
12月17日	資料配布	事業	平成22年度（第51回）全国推奨観光土産品審査会入賞品の決定について
12月22日	資料配布	調査結果	「全国商工会議所会頭アンケート結果」について
12月24日	資料配布	事業	地域資源∞全国展開プロジェクト・テストマーケティング事業「feel NIPPON 新しい食・旅、そして技」の開催について
12月28日	記者レク	調査結果	商工会議所LOBO（早期景気観測）調査結果
12月28日	資料配布	その他	平成23年1月の主な行事予定について

1月20日	資料配布	周知／取材依頼	「平成22年度全国商工会議所観光振興大会 in 青森」の開催について
1月20日	資料配布	事業	第3回「全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞」について 観光立“地域”特別賞を新設
1月20日	資料配布	事業	事業編「観光振興の巻」全国PRを開始 ～商工会議所を知ってもらうキャンペーン～
1月20日	資料配布	提言・要望	菅第二次改造内閣に期待する
1月21日	記者レク	提言・要望	社会保障と税の共通番号制度に関する意見について
1月25日	資料配布	事業	全国から55商工会議所が出展 共同展示商談会「feel NIPPON 春 2011」の開催について
1月31日	記者レク	調査結果	商工会議所LOBO（早期景気観測）調査結果
1月31日	資料配布	その他	平成23年2月の主な行事予定について
2月16日	資料配布	周知／取材依頼	海江田経済産業大臣と日本商工会議所との懇談会の開催について（取材のお願い）
2月17日	資料配布	調査結果	「中小企業における新卒者等採用実態調査（緊急）」結果の概要について
2月28日	資料配布	調査結果	商工会議所LOBO（早期景気観測）調査結果
2月28日	資料配布	その他	平成23年3月の主な行事予定について
3月7日	資料配布	周知／取材依頼	豪日経済委員会訪日インフラ・ミッション「日豪インフラ・フォーラム」・「分野別セッション」の開催について（取材のお願い）
3月9日	資料配布	周知／取材依頼	第113回通常会員総会の開催について（取材のお願い）
3月14日	資料配布	その他	東京電力による計画停電への対応について
3月15日	資料配布	周知／取材依頼	日本商工会議所緊急決議（予定）「東北関東大震災への対応と支援」ならびに「第113回通常会員総会」開催時間の変更について
3月16日	資料配布	提言・要望	新卒者等の就職・採用活動について
3月16日	資料配布	提言・要望	東北関東大震災への対応と支援（案）について
3月31日	記者レク	提言・要望	「東北関東大震災」の復旧・復興に関する要望について
3月31日	資料配布	その他	日商・東商の事務局人事について（4月1日付）
3月31日	資料配布	調査結果	商工会議所LOBO（早期景気観測）調査結果
3月31日	資料配布	その他	平成23年4月の主な行事予定について

#### (8) その他資料配布

〈国際商業会議所日本委員会〉

4月28日	ICC Global Survey 2010:Rethinking Trade Finance 貿易金融についての調査報告書を取りまとめ
9月29日	ICCとアジア開発銀行（ADB）合同での貿易金融取引の登録
2月1日	ICC仲裁に関するセミナーの開催について （取材のお願い）

#### 26. 1級販売士資格更新講習会

販売士検定試験は、5年ごとの資格の更新制度を採用しており、資格を更新するためには、「資格更新講習会」または「資格更新通信教育講座」を受講する必要がある。このうち、1級の「資格更新講習会」は、当所主催で開催しており、22年度の開催地、受講者数等は下表のとおり（2級・3級は各地商工会議所で開催）。

開催地	開催日	会場	受講者数
大阪A	平成22年11月12日(金)	大阪商工会議所	99名
東京A	平成22年11月26日(金)	日精ホール	147名
福岡	平成23年1月7日(金)	福岡商工会議所	58名
大阪B	平成23年1月14日(金)	大阪商工会議所	76名
東京B	平成23年1月19日(水)	日精ホール	166名
合 計			546名

※ 22年度の1級資格更新対象者数は864名で、このうち、63.2%にあたる546名が講習会を受講した。

## 27. DCプランナー資格更新通信教育講座

DCプランナー認定試験（1級、2級）は、2年ごとの資格の更新制度を採用しており、資格を更新するためには、「資格更新通信教育講座」等を受講する必要がある。資格登録者のうち、資格の有効期間が平成23年3月31日で満了となる1級DCプランナー（1,192名）と2級DCプランナー（1,887名）を対象とした「資格更新通信教育講座」を商工会議所年金教育センターおよび社団法人金融財政事情研究会の協力のもと、開講した。

また、1級に関しては、21年度に引き続き「資格更新研修会」を商工会議所年金教育センターの協力のもと開催した。本研修会の参加者は、「資格更新通信教育講座」の受講を免除される。

22年度の受講者数等は下表のとおり。

	級	開催月	受講者数
資格更新通信教育講座	1級	平成22年10月	813名
	2級	平成22年10月(第1次募集)	665名
		平成23年1月(第2次募集)	687名
	小 計		
資格更新研修会	1級	平成22年11月13日	102名
		平成21年11月27日	75名
	小 計		
合 計			2,342名

\*資格更新通信教育講座2級の10月と1月、および、資格更新研修会1級の11月13日と11月27日は同じ内容で、受講対象者の都合により、開催月・日を選択できる。

## 28. 全国統一演習研修事業（経営指導員 Web 研修）

全国の経営指導員等が、地域中小企業・小規模事業者の高度化・多様化するニーズに対応し、創業・経営革新につながる提案型指導ができるよう、平成16年度に経営指導員向けに開発した“EラーニングによるWeb研修システム”の運用が開始された。このWeb研修の一層の普及・活用を図るとともに事業承継支援などのコンテンツの充実やシステムの改善を実施した。

## 29. 青年部関係事業

＜日本商工会議所青年部の組織＞

会 長 西居 基晴（大阪商工会議所青年部）

会 員 数 400 青年部（平成23年3月31日現在）

特別会員数 54 連合会 ※ブロック連合会9 道府県連合会45（同上）



## (1) 会員総会

### ① 第58回会員総会（WEB）

期 日 平成22年7月26日～平成22年7月30日

場 所 日本商工会議所青年部が使用しているIT連絡ツール「エンジェルタッチ」を使用し  
WEB上で開催

出席者 380 青年部

議 事

審議事項

- (1) 平成21年度事業報告（案）について（議案第1号）
- (2) 平成21年度収支決算（案）について（議案第2号）
- (3) その他

報告事項

- (1) 第31回（平成23年度）全国大会の開催期日について
- (2) 第29回（平成23年度）全国会長研修会の開催期日について
- (3) その他

### ② 第59回会員総会

期 日 平成22年11月26日

場 所 サンポートホール高松 大ホール（香川県高松市）

出席者 296 青年部（うち委任状出席134 青年部）

議 事

審議事項

- (1) 平成23年度役員を選任（案）について
- (2) その他

報告事項

- (1) 第29回（平成23年度）全国会長研修会開催地・開催日について
- (2) 第31回（平成23年度）全国大会開催地・開催日について
- (3) 平成23年度ブロック大会開催地・開催日について
- (4) 第30回（平成24年度）全国会長研修会開催地について
- (5) 第32回（平成24年度）全国大会開催地について
- (6) 平成21年度事業報告・決算の日商総会承認について
- (7) 平成22年度ブロック代表理事会議報告
- (8) 平成22年度各委員会活動報告
- (9) その他

### ③ 第60回会員総会

期 日 平成23年2月18日

場 所 アクセル ホール（宮城県仙台市）

出席者 357 青年部（うち委任状出席154 青年部）

議 事

審議事項

- (1) 平成 24 年度会長候補者選任に関する件
- (2) 平成 23 年度事業計画（案）に関する件
- (3) 平成 23 年度収支予算（案）に関する件
- (4) その他

報告事項

- (1) 平成 22 年度ブロック活動報告
- (2) 平成 22 年度委員会報告
- (3) その他

(2) 第 30 回全国大会

期 日 平成 23 年 2 月 17 日～20 日

場 所 仙台市体育館 他（宮城県仙台市）

参加者 4,007 名

主なプログラム 記念講演（講師 財団法人日本サッカー協会 名誉会長 川淵三郎氏）  
分科会・物産展・ビジネス交流会 他

(3) ブロック大会

① 第 23 回北海道ブロック大会（留萌）

期 日 平成 22 年 8 月 27 日～29 日

場 所 留萌産業会館 他

参加者 531 名

主なプログラム 記念講演（講師 東京農業大学生物産業学部食品学科  
教授 渡部俊弘氏）  
式典、分科会、物産展

② 第 29 回東北ブロック大会（奥州）

期 日 平成 22 年 9 月 3 日～5 日

場 所 奥州市民文化会館 他

参加者 1,024 名

主なプログラム 記念講演（講師 ジャーナリスト 田原総一郎氏）  
式典、分科会、物産展

③ 第 28 回近畿ブロック大会（草津）

期 日 平成 22 年 9 月 10 日～11 日

場 所 立命館大学BK C 他

参加者 1,333 名

主なプログラム 記念講演（講師 株式会社独立総合研究所  
代表取締役社長 青山繁晴氏）  
式典、分科会、物産展

④ 第 30 回北陸信越ブロック大会（高岡）

期 日 平成 22 年 9 月 18 日～19 日

場 所 高岡市民会館 他

参加者 1,026名

主なプログラム 記念講演（講師 映画監督 木村大作氏）  
式典、分科会、物産展

⑤ 第30回九州ブロック大会（鳥栖）

期 日 平成22年9月24日～26日

場 所 鳥栖市民文化会館 他

参加者 1,264名

主なプログラム 記念講演（講師 ダイハツ工業株式会社  
代表取締役会長 白水宏典氏）  
式典、分科会、物産展

⑥ 第27回四国ブロック大会（阿波池田）

期 日 平成22年10月2日～3日

場 所 三好市池田総合体育館 他

参加者 495名

主なプログラム 記念講演（講師 有限会社ベータエンドルフィン  
代表取締役 手塚一志氏）  
式典、分科会、物産展

⑦ 第30回関東ブロック大会（太田）

期 日 平成22年10月16日～17日

場 所 太田市社会教育総合センター 他

参加者 1,502名

主なプログラム 記念事業（自主制作映画「タイムマシンカー」の上映）  
式典、分科会、物産展

⑧ 第23回東海ブロック大会（半田）

期 日 平成22年10月22日～23日

場 所 半田市福祉文化会館 他

参加者 1,695名

主なプログラム 記念講演（講師 セイコーエプソン株式会社  
相談役 草間三郎氏）  
式典、分科会、物産展

⑨ 第28回中国ブロック大会（米子）

期 日 平成22年10月29日～30日

場 所 米子コンベンションセンター 他

参加者 1,078名

主なプログラム 記念講演（講師 阪神タイガース  
シニアディレクター 星野仙一氏）  
式典、分科会、物産展

#### (4) 第28回全国会長研修会

期 日 平成22年11月25日～27日

場 所 サンポートホール高松（香川県高松市）

参加者 1,335名

主なプログラム 全体研修（第一部（講演）講師：

林英臣政経塾 塾長 林英臣氏

第二部（パネルディスカッション）パネラー：

経済産業大臣政務官 田嶋要氏 他）

対象者別研修会（第一道場～第四道場）

式典、物産展

#### (5) 役員会

回	開催日	場 所	出席者数	回	開催日	場 所	出席者数
200	4.17	ピアザ淡海 (滋賀県大津市)	69名	204	10.15	TKP大手町 (東京都千代田区)	70名
201	5.15	サンポートホール高松 (香川県高松市)	69名	205	11.26	サンポートホール高松 (香川県高松市)	71名
202	7.17	仙台商工会議所 (宮城県仙台市)	68名	206	23.2.19	夢メッセみやぎ (宮城県仙台市)	69名
203	8.21	京都商工会議所 (京都府京都市)	70名	207	23.3.30～ 3.31	WEB	66名

#### (6) 平成22年度新規加入青年部

会員（2青年部）：可児、福山（ともに平成22年4月1日付で加入）

#### (7) 平成22年度ブロック代表理事会議・各委員会の活動状況

##### ① ブロック代表理事会議

1. 第30回全国大会（仙台）、第28回全国会長研修会（高松）支援、協力
2. 各地ブロック大会支援、協力
3. 単会、県連、ブロックと日本YEGの現状と今後について
4. 各地ブロック間における情報交換および連携と協力
5. 青年部未設置地域における設置促進、日本YEG未加入青年部の加入促進

##### ② 各委員会

###### ア. 総務委員会

1. 日本YEG諸会議の運営
2. YEG事業データベースの充実とYEG大賞事業の企画・運営  
YEG事業データベース登録数 694件（平成23年3月31日現在）  
YEG大賞：応募総数 57事業
3. 日本YEG規約等の整備
4. 各種対応窓口業務

###### イ. 企画委員会

1. サイクル変更にとまなう全体スケジュールの検討

2. 平成 22 年度全国大会みやぎ仙台大会に関する事業
3. 平成 22 年度全国会長研修会志國高松道場に関する事業
4. 平成 24 年度全国大会並びに全国会長研修会開催地決定に関する事業
5. 平成 23 年度全国大会及び全国会長研修会主管地の準備に関する事業
6. 各地 9 ブロック大会への協力・共催
7. ブロック大会開催地連絡会議の開催
8. 各大会の資料の検討と整備
9. 平成 22 年度全国サッカー大会の企画

ウ. 研修委員会

1. 翔生塾の企画・運営
2. 全国会長研修会における研修事業に関する企画・運営
3. ビジネスプランコンテストの企画・運営  
76 プラン応募  
集合研修会：参加者 46 名、平成 23 年 1 月 28 日～30 日（於：カリアック）
4. Y E G マニュアルの内容見直し

エ. 広報委員会

1. ホームページの管理
2. メールマガジン・委員会ブログ等の発行・更新
3. 外部への「Y E G」情報発信・Y E G ブランドのアピール
4. DVD等の作成
5. 会員拡大（青年部設置・日本Y E G加入促進）活動
6. オフィシャルツールとしてのA T普及・利用促進
7. 翔生・石垣等を活用しての広報活動

オ. ビジネスアシスト委員会

1. 「ご縁満開ビジネスサイト」の充実および実質的成果の向上促進
2. ビジネスプランコンテストのサポート（研修委員会との連携事業）
3. ビジネス交流会の企画・運営
4. 商工会議所青年部環境行動宣言に基づく低炭素経営・低炭素社会実現にむけた取り組み

カ. 地域未来活性化委員会

1. 全国Y E G情報の収集、分析
2. 全国Y E Gの情報に基づく各方面への政策提言、意見具申
3. Y E G地域支援活動の窓口
4. 議会関係者及び行政関係者との交流

キ. 交流委員会

1. 日本Y E G出向者向け交流事業の企画・運営
2. 全国大会における会員交流事業の企画・運営
3. 全国組織を有する青年経済団体との交流・連携
4. アジア商工会議所連合会（C A C C I）参加への窓口
5. 海外研修事業の企画・運営

### 30. 女性会関係事業（全国商工会議所女性会連合会）

#### (1) 組 織

会 長 吉川稲美（東京商工会議所女性会会長）

会員数 402 商工会議所女性会（平成 23 年 3 月末日現在）

平成 22 年度新入会員 流山商工会議所女性会

#### (2) 会 議

全商女性連のより円滑な運営と会員交流を促進するため、全国大会、役員会などを開催するとともに、各委員会活動の強化を図った。

##### ① 全国大会

第 42 回全国大会

期 日：平成 22 年 10 月 16 日（土）

場 所：ワールドコンベンションセンターサミット（宮崎県宮崎市）

参加者：約 2,500 名

○主な次第：(1) 第 9 回女性起業家大賞授賞式

(2) 全国商工会議所女性会連合会表彰授与式

(3) 宮崎県における口蹄疫被害に対する義援金募金の贈呈

(4) 次回開催地（浜松）女性会への全商女性連旗引渡し

○記念講演会 テーマ：「鐘が鳴り響く瞬間」～ディズニーとともに 30 年～

株式会社オリエンタルランド 取締役常務執行役員

株式会社ミリアルリゾートホテルズ 代表取締役社長 高野 由美子 氏

##### ② 常任理事会（3 回）

6 月 29 日（於 カリアック）、10 月 15 日（於 宮崎）、2 月 21 日（於 東京）

##### ③ 理事会（3 回）

6 月 29 日（於 カリアック）、10 月 15 日（於 宮崎）、2 月 21 日（於 東京）

##### ④ 会長・副会長会議（1 回）

7 月 22 日（於 東京）

##### ⑤ 監事会

6 月 29 日 出席者：5 名

##### ⑥ 委員会

ア. 総務委員会

第 1 回 6 月 29 日 出席者：20 名

第 2 回 2 月 21 日 出席者：18 名

イ. 政策委員会

第 1 回 6 月 29 日 出席者：23 名

第 2 回 2 月 21 日 出席者：17 名

ウ. 広報委員会

第 1 回 6 月 29 日 出席者：15 名

第 2 回 2 月 21 日 出席者：12 名

エ. 企画調査委員会

第1回 6月29日 出席者：15名

第2回 2月21日 出席者：11名

⑦ その他会議

ア. 「第9回女性起業家大賞」本審査会

期日：8月23日 出席者：14名

(3) 環境問題の具体的な行動を実行、宮崎全国大会懇親会で「マイ箸」を持参

宮崎全国大会では、全商女性連が環境問題や教育問題を重点事業として取り組む中、小さな一歩が大きくなるとなるように、まずは自分達が具体的に行動していこうと、懇親会に「マイ箸」をご持参していただくよう会員の皆様に呼び掛け実現。岡村会頭はじめ当所役員も「マイ箸」を持参した。

(4) 「個として光る」女性会事業表彰の実施

平成20年度から新たに行動する女性会の積極的な展開を図るため、個として光り、他の範となる事業や活動をしている女性会の表彰を行うこととしているが、今年度の最優秀賞（日本商工会議所会頭賞）には、酒田女性会の「傘福」が輝いた。江戸時代から酒田市に伝わる傘の下に布製の和細工をつるす「傘福」を同会25周年記念事業として復活。この「つるし飾り」がご縁で静岡県東伊豆町稲取の「雛のつるし飾り」、福岡県柳川市の「さげもん」と交流を深め「日本三大つるし飾りサミット」を開催し、県内外へ酒田情報を発信。「傘福」を通じた次世代の子供たちへの地域文化の伝承や地域活性化、広域観光連携の取り組みが高く評価された。

(5) 女性起業家を支援

平成21年度に引き続き「女性起業家大賞」を実施。平成22年度で第9回となる。

「女性起業家大賞」受賞者（敬称略）

最優秀賞 阪本 恵子（株式会社ビッグバイオ 代表取締役）

<スタートアップ部門（創業5年未満）>

優秀賞 大塚 玲奈（株式会社エコトワザ 代表取締役社長）

奨励賞 石田 友子（愛心援助サービス株式会社2人3脚 代表取締役）

中村 文妃子（株式会社マミードルチェ 代表取締役）

特別賞 乾 由香（有限会社ナシクルナイサーケアネット 代表取締役）

佐伯 明香（有限会社阿蘇デザインファーム 代表取締役）

<グロース部門（創業5年以上10年未満）>

優秀賞 柳生 美江（株式会社プチファーマシスト 代表取締役）

奨励賞 肥塚 由紀子（株式会社アライブ・アンド・キッキング 代表取締役）

女性の創業・起業の促進のため、各地商工会議所女性会や都道府県・ブロック女性会連合会が、女性起業家大賞受賞者を講師に招いて講演会等を実施する場合、「女性起業家支援金～女性の輪を広げよう～」から女性起業家大賞受賞者に対する講師謝金（1回の講演当たり1人5万円（手取り））に充当することとし、平成22年度は、2件の利用があった。

## (6) 環境保全の推進

「環境・ゴミ問題」をテーマとして各地女性会で実施する小学生作文・絵画コンクールに対し、表彰状を贈呈した。(贈呈女性会数 12 ヶ所)

<作文部門>日商会頭・各地商工会議所会頭連名賞 0 点、全商女性連会長・単会女性会会長連名賞 3 点

<絵画部門>日商会頭・各地商工会議所会頭連名賞 10 点、全商女性連会長・単会女性会会長連名賞 29 点

## (7) 対外広報活動の促進

女性会に対する理解の促進、単会の組織強化に寄与するため、商工会議所女性会パンフレットを作成し頒布(実績 108 ヶ所、8,103 冊)するとともに、女性会活動の活性化を図るため、「石垣(月刊誌)」「会議所ニュース(旬刊紙)」の有効活用を通じて、各地女性会活動の広報に努めた。

## (8) がん・生活習慣病の予防に関する啓発活動の支援

がん・生活習慣病等の予防に関する啓発活動の一環として、宮崎全国大会のパンフレット、理事会封筒、各地女性会のパンフレットや機関誌等に、所定の統一クレジット記載の勸奨をした。

## (9) 東日本大震災への支援

3月17日開催の「東北関東大震災への対応と支援のための第113回通常会員総会」において、「東北関東大震災への対応と支援について」を全会一致で決議し、被災者および被災地商工会議所の復旧・再建を力強く支援するため、全国の商工会議所、青年部、女性会が連携して、「東北関東大震災義援金募金」を行うこととなった。その際、商工会議所、青年部、女性会の立場から支援表明を行い、女性会の代表として、都合により出席できなかった吉川会長の代理で河原副会長(横浜・会長)に、①義援金募金を募集する、②会社・家庭において節電を徹底することを、当面の対応として発表した。

そこで、全商女性連では被災地商工会議所女性会に対する義援金募金を、1口1,000円で募ることとなり、3月22日から募集を開始した。全国402の女性会、24,000人の会員と一丸となって、被災地女性会を共生・調和の精神で支援を継続していく。

## 31. 観光振興大会等

### (1) 平成22年度全国商工会議所観光振興大会 in 青森

商工会議所会員の観光に対する意識改革と普及啓発を図り、地域が持つ食・自然・文化・産業などの資源を健康という新たな視点で捉え、着地型観光プログラムの創造とその推進が、地域活性化に必要な不可欠であることを再認識することを目的に、平成23年2月3日～5日、青森県青森市、西目屋村、八戸市において、「平成22年度全国商工会議所観光振興大会 in 青森」を開催した。今回の大会で第7回目となる。本大会では、「『旅と健康』～ヘルシーな青森流おもてなし～」をテーマに、全国から商工会議所会員や観光関係者ら、約1200人が参加。基調講演やパネルディスカッション、青森アピール採択などを行った。

2月3日(1日目)

① 本大会(13:30～17:35)



場所 青森市文化会館「大ホール」

内容

- ・ 歓迎セレモニー 津軽三味線全国協議会による演奏 演奏者 工藤 まんじ 氏他
- ・ 開会挨拶 日本商工会議所 会頭 岡村 正
- ・ 歓迎挨拶 青森県商工会議所連合会 会長 林 光男
- ・ 来賓挨拶 観光庁長官 溝畑 宏 氏  
(代読：観光庁観光地域振興部長 田端 浩 氏)  
青森県知事 三村 申吾 氏  
青森市長 鹿内 博 氏
- ・ 日商報告 日本商工会議所観光委員会共同委員長 須田 寛
- ・ 「全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞」表彰式・事例発表  
大 賞 松山商工会議所  
振興賞 会津若松商工会議所 諏訪商工会議所  
特別賞 浜松商工会議所 日南商工会議所  
奨励賞 山形商工会議所 神岡商工会議所 廿日市商工会議所  
※きらり輝き振興大賞表彰と事例紹介
- ・ 基調講演 「次世代型ツーリズムの思想と手法」  
北海道大学観光学高等研究センター長  
北海道大学大学院観光創造専攻長教授 石森 秀三 氏  
「味な夢に翔ぶ」  
(株)フードアトリエ代表取締役社長 熊谷 喜八 氏
- ・ パネルディスカッション  
テーマ 「旅と健康」新しい価値創造に向けて  
コーディネーター (社)日本観光協会常務理事 丁野 朗 氏  
パネリスト 北海道大学観光学高等研究センター長  
北海道大学大学院観光創造専攻長教授 石森 秀三 氏  
JTBヘルスツーリズム研究所所長 高橋 伸佳 氏  
温泉トラベルデザイン研究所代表 石井 宏子 氏  
(社)青森県観光連盟専務理事 九戸 眞樹 氏
- ・ 東北夏祭りネットワーク拡大展開結成式
- ・ 青森アピール採択 日本商工会議所観光専門委員会 共同委員長 島津 公保
- ・ 次回開催地挨拶 北九州商工会議所、下関商工会議所

② 交流会 (18:30~20:00)

場所 ホテル青森 「孔雀の間」

- ・ アトラクション 八戸えんぶり、青森ねぶた囃子ショー

2月4日(2日目)

③ 分科会

- ・ 第一分科会 パネルディスカッション

場 所 ホテル青森

テーマ「健康への旅のすすめ」

コーディネーター 日本商工会議所観光委員会共同委員長 須田 寛 氏

パネリスト (社) 慈恵会理事長代行 丹野 智宇 氏

JTBヘルスツーリズム研究所主任研究員 木谷 真由美 氏

(株) ノースビレッジウエルネス代表取締役 藤谷 典子 氏

・第二分科会 講演

場 所 白神山地ビジターセンター

テーマ「世界遺産から学ぶヘルスツーリズム」

演 題「弘前感交劇場」のとりくみ～世界自然遺産「白神山地」のめぐみに感謝～

講 師 弘前まちそだて大使 (株) 田中デザインオフィス代表取締役 工学博士

田中 央 氏

・第三分科会 トーク

場 所 八戸ポータルミュージアム

テーマ「食の魅力と八戸流ヘルスツーリズム」

ゲスト 八戸ふるさと大使 藤川 優里 氏

八戸前沖さばブランド推進協議会会長 島守 賢 氏

八戸せんべい汁研究所事務局長 木村 聡 氏

<視察（分科会終了後）>

エクスカーション（体験観光）

- ・Aコース：“まち歩きと健康” 青森街てく観て！味て！探検！！とねぶた体験
- ・Bコース：“スポーツと健康” 氷上のチェス 冬の青森カーリング体験！！
- ・Cコース：“知と健康” 青森の歴史・文化・芸術を体験！！
- ・Dコース：“アウトドアと健康” 八甲田山空中散歩を体験！！
- ・Eコース：“津軽の歴史と健康” 津軽の郷土料理けの汁、城下町弘前ねぶた体験！
- ・Fコース：“八戸グルメと健康” グルメな街八戸の魅力発見！！

2月5日（3日目）

④ オプションツアー

- ・①コース：冬の八甲田山と酸ヶ湯温泉
- ・②コース：下北半島 本州最北端大間観光

ア. 主 催

日本商工会議所、青森県商工会議所連合会

イ. 後 援

経済産業省、中小企業庁、観光庁、日本政府観光局（JNTO）、（社）日本観光協会、（社）日本  
ツーリズム産業団体連合会

ウ. 協 賛（広告）

アクサ生命保険株式会社、商工組合中央金庫、全日本空輸株式会社、財団法人伊勢神宮式年  
遷宮奉賛会、大同生命保険株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、株式会社損保ジャパ  
ン、日本興亜損害保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、財団法人北海道

## (2) 観光立国シンポジウム

観光立“地域”を実現し観光立国へつなげることを目的に、11月29日、都内で「観光立国シンポジウム～わが国観光のフロンティアを切り拓く」を（社）日本経済団体連合会と開催。商工会議所や行政、企業等から約400名が参加した。産業観光といったニューツーリズムや「食」を切り口にした各地商工会議所の観光振興に向けた取り組みの紹介のほか、行政や企業の取り組みの報告、パネルディスカッションを通して地域と企業との連携等について活発な議論を交わした。

場所 経団連会館

内容 ・開会 日本商工会議所副会頭・観光委員長 河部 浩幸

(代読：日本商工会議所理事 高橋 和憲)

経団連評議員会副議長・観光委員会共同委員長 大塚 陸毅 氏

・来賓挨拶 国土交通省事務次官 竹歳 誠 氏

・事例報告

「飯田市のグリーンツーリズム」長野県飯田市長 牧野 光朗 氏

「瀬戸内国際芸術祭と大地の芸術祭」アートディレクター 北川 フラム 氏

「東京電力自然学校の展開」東京電力執行役員環境部長 影山 嘉宏 氏

「産業技術記念館における産業観光への取り組み」

トヨタテクノミュージアム産業技術記念館 布施 直人 氏

・パネルディスカッション「地域の取り組みを観光立国につなげる」

パネリスト 長野県飯田市長 牧野 光朗 氏

アートディレクター 北川 フラム 氏

東京電力環境部自然環境グループマネージャー 大曾根 健久 氏

トヨタテクノミュージアム産業技術記念館館長 布施 直人 氏

観光カリスマ 山田 桂一郎 氏

モデレーター NHKアナウンサー 鎌倉 千秋 氏

・閉会 経団連評議員会副議長・観光委員会共同委員長 山口 範雄 氏

ア. 主催

日本商工会議所、(社)日本経済団体連合会

イ. 後援

観光庁、(財)経済広報センター

## 32. 地域資源∞全国展開プロジェクト

平成18年度より実施している「地域資源∞全国展開プロジェクト(小規模事業者新事業全国展開支援事業・中小企業庁補助事業)」を引き続き実施した。

同事業は、地域資源を活かし、新製品や観光資源の開発等、地域の魅力をPRし全国規模の市場展開を図るため、各地商工会議所が地域の事業者と一丸となって行う市場調査、専門家招聘、試作品開発、商談会・展示会の開催等の取り組みを総合的に支援するもの。

平成22年度は、地域資源を活用した複数の特産品、観光資源等を束ねて一定期間に集中的に行う新た

な集客型の販路開拓または普及に関する事業について支援する「地域の魅力でおもてなし事業」を創設し、108件のプロジェクトを決定した。

【本体事業】(69件)

函館、札幌、旭川、稚内、紋別、士別、富良野、名寄、美幌、恵庭、青森、五所川原、仙台、山形、燕、五泉、小松、七尾、珠洲、上田、長野、諏訪、下諏訪、大町、茅野、佐久、千曲、足利、鹿沼、桐生、さいたま、深谷、東京、横須賀、小田原箱根、厚木、富士宮、岐阜、豊橋、江南、亀山、鳥羽、敦賀、大津、近江八幡、大阪、神戸、田辺、鳥取、松江、浜田、益田、岡山、津山、広島、竹原、下関、山口、宇和島、直方、大川、筑後、長崎、八代、玉名、日向、鹿児島、南さつま、いちき串木野

【調査研究事業】(28件)

札幌、栗山、一関、北上、米沢、新井、輪島、岡谷、下館、川口、厚木、富士、安城、津島、上野、岸和田、松原、紀州有田、岡山、高梁、福山、三次、柳井、坂出、今治、本渡、出水、浦添

【地域の魅力でおもてなし事業】(11件)

帯広、天童、三条、小千谷、高岡、諏訪、成田、京都、大阪、府中、延岡

また、各プロジェクトの円滑な事業展開を図るため、下記事業を実施した。

○各種セミナーの開催

①本体事業および調査研究事業担当者向けセミナー

本事業の事務的説明とともに、地域資源のブランド化による地域活性化の取り組みの参考となるような内容で、採択商工会議所以外からも広く参加を呼びかけ実施した。

- ・日程：平成22年6月3日～4日
- ・場所：全国町村議員会館
- ・参加者数：123名

②地域の魅力でおもてなし事業担当者向けセミナー

地域の魅力でおもてなし事業採択プロジェクトの担当者を対象に、本事業の事務的説明や着地型観光開発実施の参考となる講演を行い、各プロジェクトが円滑に事業開始ように支援を行った。

- ・日程：平成22年6月25日
- ・場所：日本商工会議所 会議室A
- ・参加者数：17名

③地域資源掘り起こし・活用促進セミナー

地域資源を活用した事業の一層の推進を図るべく、地域資源の掘り起こし方やその活用方法の啓発、それによる本事業の活用促進を目的としたセミナーを全国10ヶ所で開催。全国の地域振興担当者の事業への取り組み意欲を向上させるとともに、事業遂行能力の向上を図った。

④地域活性化事業ブラッシュアップセミナー

特産品や観光開発、コミュニティビジネス等の地域活性化事業を実施する際のポイント解説や、参加者によるワークショップを実施し、事業成果を高めるための事業計画を具体的にブラッシュアップするセミナーを東京、大阪の2ヶ所で開催。実践的な内容により、事業計画の精度向上を図った。

○広報事業

事業の周知および認知度向上を目的とした広報事業を実施し、全国各地の地域資源を活かした新

たな特産品開発や観光資源開発の取り組み支援を行った。

①平成 22 年度プロジェクト成果報告書の作成

平成 22 年度に本事業で取り組まれた各地プロジェクトの事業概要、成果、今後の展開、課題などを取りまとめた成果報告書を作成。全国の商工会議所に配布することで、本事業の認知度向上、各地実施プロジェクトのプロモーション支援に寄与した。

②平成 22 年度プロジェクト事業成果パネルの作成および展示

①の成果報告書をベースに、平成 22 年度の事業成果パネルを作成。商工会議所地域活性化情報センター（カリアック内）において、各地プロジェクトを紹介するパネル展示を実施。企業や学生等、研修など本施設の利用者（年間利用数約 1 万 5 千人）に対し、本事業で開発した各地の観光資源・特産品を P R した。また、平成 22 年 9 月、平成 23 年 2 月に開催の共同展示商談会「feel NIPPON」や、平成 23 年 1 月に開催のテストマーケティング事業の会場内にも展示。来場者に対して、事業全体および出展プロジェクトの周知・P R に活用した。

③公式 H P 「feel NIPPON」のリニューアル・運営

本事業の認知度向上、各地実施プロジェクトのプロモーション支援を目的に、昨年度に引き続き公式ホームページ「feel NIPPON」で広報事業を実施。平成 22 年度採択プロジェクトの事業成果掲載と合わせてデザイン変更等のリニューアルを行った。特徴ある取り組み事例を 10 月～平成 23 年 3 月の期間、月 1 回の頻度で計 6 回、テーマ別に特集記事として掲載するなど内容のさらなる充実と情報発信の強化を図った。また、平成 18～21 年度に取り組まれたプロジェクト成果も掲載し、これまでに実施された 479 プロジェクトのアーカイブス化や、事業種別や地域名で検索できる機能を追加するなど、使い勝手も向上させた。

④プロジェクト特集番組の全国放映

一般消費者に対し、本事業に取り組む地域や事業者および開発された商品等を P R し、認知度向上を図る特別テレビ番組「列島横断 feel NIPPON！ まるごと！ ニッポン新発見ツアー」を平成 23 年 3 月 19 日にテレビ東京系全国 6 局ネットにて放映。地域資源を活用して新たな新事業展開に取り組む地域（10 ヶ所）を紹介し、本事業の認知度向上を図った。

○共同展示商談会の開催

本事業で開発された商品などの P R と販路拡大を目的に、共同展示商談会「feel NIPPON」を、東京・有明の東京ビックサイトで 2 回開催した。

平成 22 年 9 月 7～10 日に開催の「feel NIPPON 秋 2010」には、25 商工会議所が出展。食の専門見本市「グルメ&ダイニングスタイルショー」と同時開催することで、多くの食品関係バイヤー等を集めた。

また、平成 23 年 2 月 1～4 日に開催の「feel NIPPON 春 2011」には、過去最大の 55 商工会議所が出展。国内最大級の見本市「東京インターナショナル・ギフトショー」との同時開催により、多様な業種のバイヤーや多くの来場者を集め、地域や開発商品等を P R し、販路開拓に取り組んだ。

○テストマーケティング事業の実施

平成 18～21 年度に実施の本事業において開発された食料品や工芸品などについて、首都圏における販路開拓と P R を目的とするテストマーケティング事業「feel NIPPON 新しい食・旅、そして技」

を都内百貨店（大丸東京店）にて開催。28 商工会議所から 112 アイテムが出品され、一般消費者の生の声を収集するとともに、百貨店バイヤーや有識者から意見も集め、今後の商品改良や適切な販路開拓に関するヒントを得た。

#### ○事業評価・専門家派遣事業

平成 18～22 年度に本事業に取り組んだ全ての商工会議所を対象に、当該事業の経済的成果や地域内への波及効果、補助期間終了後の取り組み状況の把握等を目的とした調査を実施。事業実施の際に直面しがちな課題の抽出やその解決法、事業成果の分析を行うとともに、成功事例等を取りまとめたマニュアルを作成した。

また、採択審査会において事業計画の改善を求められたプロジェクトや、事業開始後に様々な課題に直面したプロジェクトに対し、円滑な事業の遂行や事業成果の向上を目的に、コンサルタントなどの専門家を 40 件のプロジェクトに対し、45 回派遣。地域の特徴やターゲットの明確化、広報・宣伝活動、販売チャネルの開拓法などのアドバイスをを行い、プロジェクトのフォローアップに努めた。

### 33. J A P A Nブランド戦略展開事業

平成 16 年度より実施している「J A P A Nブランド育成支援事業（中小企業庁補助事業）」に取り組む各プロジェクトへの側面支援を行うため、全国商工会連合会と連携・協力し、J A P A Nブランド戦略展開事業（J A P A Nブランド全国事務局：中小企業庁委託事業）を実施した。

平成 22 年度は、セミナーの開催や国外での展示商談会、海外テストマーケティング等の実施を通じて、各プロジェクトの幅広い側面支援を行った。

各経済産業局に応募のあった J A P A Nブランド育成支援事業への商工会議所・商工会等の提案について、民間有識者等により構成されるプロジェクト採択審査委員会を開催し、83 件（商工会議所 20 件、商工会 6 件、事業組合等 57 件）のプロジェクトが採択された。

平成 22 年度の J A P A Nブランド育成支援事業 20 件（商工会議所が実施主体のもの）は以下のとおり。

（順不同）

戦略策定支援事業 （1 件）：長門

ブランド確立支援事業 1 年目（13 件）：札幌、弘前、佐野、浜松、塩尻、下諏訪、大阪、和泉、  
城陽、広島、高松、宇和島、北九州

ブランド確立支援事業 2 年目（4 件）：東京、甲府、岐阜、武生

ブランド確立支援事業 3 年目（2 件）：静岡、新津

各プロジェクトの円滑な事業展開を図るため実施した側面支援事業は以下のとおり。

- ・各プロジェクトの効果的な事業の実施を支援するため、事業担当者・参画事業者等を対象としたセミナーを平成 22 年 7 月 13 日に全国町村議員会館で、平成 23 年 2 月 14 日に東京商工会議所特別会議室 A B で開催した。
- ・関連情報を総合的に発信する公式サイト「J A P A N B R A N D ウェブサイト」において、各プロジェクトの活動情報、新着情報等の掲載等を二ヶ国語（日、英）で発信し、参画事業者や一般消費者等への情報提供およびイメージ訴求を行った。
- ・各プロジェクトが事業を効果的かつ円滑に遂行することを目的に、各プロジェクトに関わりのある

専門家の情報を収集・蓄積し、各プロジェクト等のニーズに応じて情報提供等を行った。

- ・事業の効果的な実施を目的に、プロジェクトの推進に係る専門家を現地に派遣し、事業者へのアドバイスなどを行った。
- ・本事業の成果の把握や今後の支援事業の実施に資することを目的に、平成22年度および過年度に採択された各プロジェクトの取組状況等について、アンケート調査や現地でのヒアリングを実施した。また、それらの結果を踏まえ、さらに、事業スキームや支援内容、代表的な取り組み事例を盛り込んだ「ガイドライン」を作成した。
- ・JAPANブランド育成支援事業と採択プロジェクトの活動・製品紹介等を目的に、海外で知名度の高いインテリア&デザイン雑誌「ELLE DECOR」とタイアップし、英・仏版の小冊子を10,000部作成した。
- ・国外における各プロジェクトの販路開拓を支援するため、欧州のバイヤー等とのマッチングを行う海外展示商談会を開催するとともに、欧米市場におけるトレンド・価格調査等を目的としたテストマーケティング事業を実施した。

#### ①海外展示商談会

期 日 平成23年1月19日、20日

会 場 パリ・三越エトワール

#### ②海外テストマーケティング

##### 1) イタリア・ローマ

期 日 平成22年10月29日～11月11日

会 場 ルスポリ宮殿

##### 2) フランス・パリ

期 日 平成22年11月18日～12月31日

会 場 ル・ボンマルシェ

### 34. 大学等との産学連携による人材育成事業の推進

産業界が求める実践的な人材育成を通じて、(ア)雇用のミスマッチの解消、(イ)地域の企業の人材確保、(ウ)就業能力の向上と強化を図るために、特に地域活性化と人材育成の重要な役割を担う大学等と連携し、学生のキャリアアップ教育、能力評価、就業支援に取り組んだ。

法政大学、明治大学商学部及び立命館大学に引き続き、平成22年度は城西国際大学と検討を進め、浜松市の中小企業経営者とのトーキングセッション、学生のグループ別討議及び中小企業視察を通じて、学生に対する地域・中小企業への就業意識の向上を目指した産業視察プロジェクト(30名参加)を平成23年3月2・3日に開催された。平成23年度からはインターンシップ授業として取り組むこととなった。また、経営情報学部の1年次・2年次におけるミニマム・スタンダードとして、簿記の他に、平成23年度からは1年次約300名に日本語検定3級、24年度は2年次約300名にPC検定及び販売士の受験の義務づけを開始することとなった。

### 35. 平成22年度IT経営応援隊「IT経営気づき研修会」事業の実施

経済産業省の実施する「中小企業経営革新基盤整備事業(IT経営実践促進事業)」の受託先である特定非営利活動法人ITコーディネータ協会から、同事業の一部である「IT経営応援隊『IT経営

気づき研修会事業』を請け負い、実施した。本事業は、ITの利活用が遅れている業種、規模の企業の経営者等を対象に、ITの利活用による経営資源の最適活用の必要性への気づきの機会を提供することを目的とした簡易型研修であり、参加者の学習効果を高めるため小人数での開催としている。IT利活用をできない、またはためらいを感じている経営者等を対象とし、IT利活用の必要性を分かりやすく説明するセミナー形式の「入門編（IT経営実践セミナー）」、ホームページを題材として、自社サイトへの集客・宣伝方法等を演習形式で学ぶ「入門編（演習形式）」、ならびに既にIT経営に「気づき」をもった経営者等を対象とした「基礎編」の3コースに区分して実施した。また、本研修会事業の開催にあたり、全国へ派遣する講師を養成するための説明会を東京で10月13日に開催し、5名が参加した。

同研修会は、当所と各地商工会議所との共催により実施し、34商工会議所で合計50回開催され、延べ614名が参加した。

#### ○ IT経営気づき研修会の研修内容

##### 「入門編（IT）経営実践セミナー」

時間	内容	ねらい
30分	1. 中小企業経営者の抱える課題	中小企業経営者にとっての経営課題を把握する。
30分	2. 企業経営の要素と社長の「思い」	企業経営の要素に基づき、経営課題解決のプロセスを解説する。また、チェックシートを活用して、参加事業者にとって何が課題となっているかを分析する。
60分	3. 企業変革の成功事例の紹介	経営課題を抱えた企業が、IT経営を実践して、課題の解決に取り組んでいる事例を紹介する。
30分	4. IT経営の実践による企業変革	ITの活用が企業にもたらすメリットを解説したうえで、IT経営を実践する最初の一步を踏み出すきっかけづくりを行う。さらに、IT経営を実践するうえでの注意点や、最初の一步を踏み出した後のポイントについて解説する。
30分	5. 様々な支援機関や支援制度	中小企業経営者が利用できる様々な支援機関や支援制度を紹介する。
	個別相談会	研修会終了後、講師による個別相談会を実施する。

##### 「入門編（演習形式）」

時間	内容	ねらい
30分	1. 『IT経営戦略について』	中小企業にとってのIT経営戦略とは何か。
60分	2. 『企業ウェブサイトの実態と活用にあたってのポイント』	参加事業者の状況や本研修会で聞きたい・知りたいことを把握し、受講者意識の方向付けを行うために、参加者へのヒアリングを行う。また、中小規模事業者が企業サイトを適切に運営し、ビジネスにプラスになるような、ウェブサイトを活用するにあたっての重要なポイントを解説する。
30分	3. 『ウェブ経営戦略の策定』	自社ウェブサイトの基本的な戦略を決めるため、ワークシートを活用した経営戦略の立案・構築を行う。



60分	4. 『ウェブサイトの基礎知識』 (1) SEO (2) CMS (3) アクセス解析とPDCAサイクルに基づく企業ウェブサイト運営	ウェブマスターとして、ウェブサイトを構築、活用していく上で知っておかなければならない基礎知識の解説と、適切なウェブサイトの運営や活用のポイントのまとめ。
	個別相談会	研修会終了後、講師による個別相談会を実施する。

「基礎編」

時間	内容	ねらい
120分	1. ケーススタディで体験する『IT経営』 (1) 社長の思いと方向の再確認 (2) わが社の強み・弱み、好機と脅威の再確認 (3) 儲ける仕組み（経営戦略を立てる） (4) IT利活用による問題解決（IT利活用の戦略を立てる） (5) 個人演習またはグループによる演習 ※事例は「段ボール加工メーカー編」と「まちなか米穀店編」の2種類から受講者の状況に応じ開催地が選択	具体的な企業事例を用いたケーススタディにより、「経営戦略」「ITの利活用戦略」を策定する流れを疑似的に体験してもらう。インターネット、携帯電話、表計算ソフト活用など安価で簡単なIT導入による中小規模事業者における経営改革の進め方を研修し、自社の発展や事業の見直しにおいて、ITを利活用した経営がいかに有効か確認し、自社においても実現可能であることを体感してもらう。
60分	2. 自社で体験する『IT経営』 (1) 自社のIT経営度（ITの利活用による経営レベル）を診断する (2) 個人演習	ケーススタディで学んだ事業分析手法を用いて、自社の強み・弱みの把握、自社経営におけるIT活用レベルの診断、評価を行う。自社をモデルとした体験により、IT経営への取り組みの手がかり（ストーリー）をつかみ、自社での実践へのモチベーションを高める。
	個別相談会	研修会終了後、講師による個別相談会を実施する。

○ IT経営気づき研修会事業の実施結果

	開催日	都道府県	会議所名	コース	講師名（敬称略）	参加人数
1	10月7日	広島県	福山	①入門編 （IT経営実践セミナー）	吉井 誠	9
2	10月19日	大阪府	茨木	①入門編 （IT経営実践セミナー）	川野 太	10
3	10月19日	大分県	臼杵	①入門編 （IT経営実践セミナー）	馬郡 明弘	7
4	10月20日	山形県	長井	①入門編 （IT経営実践セミナー）	小野 桂二	10
5	10月26日	山形県	酒田	①入門編 （IT経営実践セミナー）	山口 幸弘	10
6	10月28日	広島県	福山	③基礎編	吉井 誠	11
7	11月1日	宮崎県	延岡	③基礎編	谷山 浩一郎	17
8	11月2日	愛知県	名古屋	①入門編 （IT経営実践セミナー）	山田 眞佐代	10
9	11月4日	神奈川県	横須賀	②入門編（演習形式）	大澤 貴行	13
10	11月10日	三重県	津	②入門編（演習形式）	御田村 瑞恵	16
11	11月10日	岐阜県	羽島	①入門編 （IT経営実践セミナー）	山田 和久	8
12	11月10日	沖縄県	宮古島	①入門編 （IT経営実践セミナー）	平良 弘	11
13	11月11日	大阪府	茨木	③基礎編	中川 照也	8
14	11月12日	沖縄県	那覇	①入門編 （IT経営実践セミナー）	井海 宏通	15

15	11月15日	東京都	東京	②入門編（演習形式）	大澤 貴行	30
16	11月15日	福岡県	飯塚	①入門編 （IT経営実践セミナー）	富永 一也	10
17	11月16日	愛知県	名古屋	③基礎編	水口 和美	7
18	11月16日	岡山県	岡山	①入門編 （IT経営実践セミナー）	久保田 浩二	11
19	11月16日	大分県	臼杵	②入門編（演習形式）	藤村 昭文	8
20	11月18日	長野県	諏訪	①入門編 （IT経営実践セミナー）	高見 康昭	13
21	11月19日	静岡県	袋井	①入門編 （IT経営実践セミナー）	大沢 政久	12
22	11月22日	福井県	敦賀	①入門編 （IT経営実践セミナー）	横屋 俊一	8
23	11月22日	大阪府	北大阪	②入門編（演習形式）	大澤 貴行	23
24	11月24日	岡山県	岡山	③基礎編	久保田 浩二	7
25	11月24日	福井県	敦賀	③基礎編	横屋 俊一	6
26	11月25日	新潟県	三条	②入門編（演習形式）	藤村 昭文	24
27	11月25日	新潟県	三条	③基礎編	高野 裕	8
28	11月26日	山形県	鶴岡	③基礎編	山口 幸弘	9
29	11月26日	東京都	むさし府中	②入門編（演習形式）	大澤 貴行	10
30	11月26日	静岡県	袋井	③基礎編	大沢 政久	9
31	12月2日	愛知県	大府	①入門編 （IT経営実践セミナー）	御田村 瑞恵	13
32	12月3日	東京都	東京	②入門編（演習形式）	大澤 貴行	23
33	12月3日	長崎県	長崎	①入門編 （IT経営実践セミナー）	荒添 美穂	23
34	12月6日	東京都	むさし府中	③基礎編	窪田 義勝	6
35	12月8日	長野県	伊那	②入門編（演習形式）	御田村 瑞恵	10
36	12月8日	千葉県	野田	②入門編（演習形式）	藤村 昭文	10
37	12月13日	埼玉県	蕨	①入門編 （IT経営実践セミナー）	阿部 満	13
38	12月15日	山形県	長井	②入門編（演習形式）	藤村 昭文	9
39	12月16日	広島県	府中	②入門編（演習形式）	藤村 昭文	15
40	1月11日	岐阜県	羽島	②入門編（演習形式）	御田村 瑞恵	13
41	1月12日	長野県	伊那	③基礎編	長田 淳	10
42	1月14日	福岡県	中間	②入門編（演習形式）	御田村 瑞恵	10
43	1月19日	山口県	光	①入門編 （IT経営実践セミナー）	河村 孝	9
44	1月20日	神奈川県	横須賀	②入門編（演習形式）	大澤 貴行	9
45	1月24日	滋賀県	近江八幡	①入門編 （IT経営実践セミナー）	阿部 満	10
46	1月25日	兵庫県	龍野	①入門編 （IT経営実践セミナー）	米田 宗義	12
47	1月26日	大阪府	東大阪	②入門編（演習形式）	藤村 昭文	22
48	1月28日	徳島県	徳島	③基礎編	齋藤 雅彦	12
49	1月28日	大阪府	北大阪	②入門編（演習形式）	大澤 貴行	21
50	2月1日	長野県	諏訪	②入門編（演習形式）	大澤 貴行	14

## (2) 意見活動

- 第1号（4月7日） エネルギー基本計画
- 第2号（4月15日） 観光立地域による観光立国の具体化を目指して
- 第3号（5月31日） 再生可能エネルギーの全量買取制度に関するオプションについての意見
- 第4号（5月31日） 大規模集客施設の立地に係る都道府県の広域調整機能の維持を望む
- 第5号（6月1日） キャップ&トレード方式による国内排出量取引制度の論点に対する意見
- 第6号（6月1日） 地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ
- 第7号（6月8日） 子ども・子育て新システム構築に向けた要望
- 第8号（7月15日） 平成23年度税制改正に関する意見
- 第9号（8月19日） 日智租税条約の早期締結を求める
- 第10号（10月21日） アジアの成長を見据えた中小企業の国際展開
- 第11号（10月28日） 経済連携協定の推進に関する要望
- 第12号（11月1日） TPP（環太平洋経済連携協定）交渉への早期参加を求める
- 第13号（12月1日） 中小企業向け健康保険制度に対する国庫補助の引上げについて（要望）
- 第14号（1月20日） 社会保障と税の共通番号制度に関する意見
- 第15号（1月20日） 菅第二次改造内閣に期待する
- 第16号（3月15日） 観光立国推進基本計画の見直しに関する意見
- 第17号（3月16日） 新卒者等の就職採用活動について
- 第18号（3月31日） 「東日本大震災」の復旧・復興に関する要望

## 1. 『エネルギー基本計画』見直し骨子（案）」に対する意見

平成 22 年 4 月 7 日

日本商工会議所

東京商工会議所

### 1. エネルギー基本計画の見直しに対する基本的な考え

地球温暖化問題は避けては通れない重要な課題であり、今後のエネルギー政策を考えるうえで、温室効果ガス削減の視点を加えることは不可欠だと考えます。一方で、事業者はエネルギー供給が量の面、価格の面の双方において、安定的であることを事業計画の前提としており、その前提が崩れると事業に大きな支障の出る可能性があります。このため、エネルギー基本計画（以下、基本計画）の見直しに当たっては、エネルギー安全保障の確保と地球温暖化対策推進との両立を図ることが求められます。

また、政府は、環境・エネルギー大国を目指すとした新成長戦略、地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ、基本計画の見直しをそれぞれ検討していますが、これらの整合性を取ったうえで、国民に国の目指す方向と、それに伴う負担額を分かりやすく示し、十分な理解と合意を得ることが不可欠です。

特に、基本計画の見直しにあたっては、「環境と経済の両立」を基本とし、我が国経済の持続的な発展に向け、以下の点を十分に踏まえた検討が必要だと考えます。

### 2. エネルギーの安定供給の確保

エネルギー自給率の極めて低い我が国のエネルギー安全保障・安定供給と、長期的な温室効果ガス削減の観点から、再生可能エネルギーや原子力をはじめとする非化石エネルギーの導入拡大と、化石エネルギーの高効率利用などのエネルギー政策を総合的に組み合わせることで、安定供給の維持向上に努めることが重要です。『エネルギー基本計画』見直し骨子（案）」＜以下、骨子（案）＞において、「安定供給、環境適合、経済性を達成する観点から、電源のベストミックスは引き続き重要（P.9）」とされているとおりだと考えます。加えて、特定のエネルギーに過度に依存するのではなく、「依然として基幹エネルギーであり、その安定供給が求められる（P.12）」石油、化石エネルギーの中でも可採年数が長く、「低炭素社会実現への移行を円滑化するための『bridge energy』（P.12）」と位置付けられた天然ガス、「環境負荷は大きいものの、コスト・供給安定性の面で優れたエネルギー源（P.12）」である石炭などの化石エネルギーとの、エネルギー源の面でもベストミックスを目指すことが重要だと考えます。

### 3. 再生可能エネルギーの導入

「現行制度の実績や諸外国の動向を踏まえた、我が国の実情に即した適切な固定価格買取制度の構築が必要（P.11）」とあるように、固定価格買取制度の導入については、太陽光発電の余剰電力の買取制度が始まったばかりであることを考えると、その影響や進捗を見極めた上で、制度設計を行う必要があります。特に、国民の負担水準は対象となるエネルギーの種類・範囲、買取価格等に大きく影響

を受けるため、国民負担額の大幅な増加がないよう、国民の理解を得ながらこれらの設計を慎重に行う必要があると考えます。

#### 4. エネルギーを基軸とした成長戦略

再生可能エネルギー、原子力発電等、環境・エネルギーの成長産業化に向けた重点的な投資は、我が国の持続的成長の柱になるものです。骨子（案）において、「エネルギー分野の国際競争の激化が予想されることから、国内においては、エネルギー分野に内外の投資と人材が集まるような魅力ある環境の整備と投資減税などの大胆な政策措置の導入が不可欠（P. 21）」とされているとおりでと考えます。今後、具体化していく中で、中小企業が環境・エネルギー分野のビジネスに参入しやすいよう、環境整備を図ることが重要だと考えます。

#### 5. エネルギー政策の政策手法

骨子（案）において、「検討中の固定価格買取制度、地球温暖化対策のための税、排出量取引制度については、相互に関連するものであり、全体像を明らかにしながら、産業の国際競争力等にも配慮しつつ、整合的なものとなるような制度設計が重要（P. 22）」とされている通り、温暖化対策の諸施策を一体的に検討して整合性を図り、環境と経済の両立に向けた具体的な道筋を示すとともに、総合的な負担の実像を明らかにして、国民的合意のもと対応を進めるべきだと考えます。

特に、中小零細企業はエネルギーのコストや仕入れ単価の増加分を価格転嫁することは非常に困難であり、大きな負担のしわ寄せを余儀なくされ、地域経済や雇用に多大な悪影響を与える恐れがあることを、十分に配慮して検討すべきです。

以 上

#### <提出先>

経済産業省

#### <実現状況>

平成 22 年 6 月 18 日に閣議決定されたエネルギー基本計画において、「環境と経済の両立」「非化石エネルギーの最大限の導入と化石燃料の高度利用が必要」という文言が盛り込まれた。

## 2. 観光立“地域”による観光立国の具体化を目指して ～地域の「光」と「個性」を活かした新しいまちづくり～

平成 22 年 4 月 15 日

日本商工会議所

観光を巡る環境は、昨今の経済危機の影響による国内観光需要の減退や、円高等も加わったインバウンドの減少など、外的な制約要因も相まって厳しい状況にある。

こうした状況において、政府は、昨年 12 月に閣議決定した「新成長戦略（基本方針）」の中で、観光立国の推進を 6 つの戦略分野の一つとして位置づけ、観光を少子高齢化時代の地域活性化の切り札とし、今後、様々な政策の具体化を図ろうとしている。

また、全国各地においても、観光振興に向けた特色ある取り組みがおこなわれている。これらを踏まえた、観光に対する新しい取り組みとして、地域の「光」と「個性」を活かした新しいまちづくりと一体となった観光振興を推進することが重要であり、当所では、観光立“地域”の推進を提案する。

観光立“地域”とは、観光とまちづくりが一体となった持続可能な地域活性化を促す取り組みであり、事業者にとどまらず、地域全体でおこなう振興策である。観光立“地域”の目指す方向は、観光立国と一致しており、数多くの地域で観光立“地域”が具体化することが観光立国の実現に向けた重要な要素となっていくものと考えられる。

観光の「光」とは、すぐれたもの、特色を意味する。従来の観光は、自然景観、名所旧跡、温泉などの特定の「光」に依存する傾向が強かった。しかし、こうした観光資源に加え、今まで見過ごされていた産業施設、商店街などの街並み、ものづくり体験、自然体験など、有形無形の地域の「光」を、地域全体で発掘し、他の地域とは異なる「個性」に磨き上げていくことが、観光立“地域”には不可欠である。

そして、「光」を地域全体で自らの誇りとして共有し、訪れたいまちをつくることによって、地域の「光」に共感する観光客との人的交流が促進され、それが地域独自の文化創造・発展にまでつながっていくことが期待される。

地域は一丸となって、こうした「光」と「個性」を活かし、観光振興と新しいまちづくりとを結び付けることにより地域経済の活性化を実現し、さらに新しいまちづくりにつなげるという好循環を目指すべきである。

観光には、国民がこぞって参加する国民観光と、国際交流につながる国際観光という二つの視点がある。今後、全国の各地域において、観光立“地域”を合言葉に、観光をする側も、受け入れる側も一体となった国民観光による新しいまちづくりを実現し、それを国際観光にも波及していくことを期待したい。

以下では、観光立“地域”の実現に向けた基本的な考え方と具体的な取り組みについて提案する。

### I. 観光立“地域”を実現するための基本的な考え方

観光立“地域”を実現するため、地域の「光」と「個性」を活かした新しいまちづくりを進めるに

は、以下の三つの取り組みが重要である。

第一に、その地域独自の地域資源を活用した様々な観光コンテンツづくりが求められる。自らの地域の歴史や伝統を保持しつつ、時代に合致した新しい視点を取り入れ、その良さを再発見・再確認することで、地域に住む人々が誇りに感じることでできる地域資源を有形無形の観光コンテンツに仕上げていかななくてはならない。

第二に、地域の輝きを増し、観光立“地域”による地域の持続的な発展を可能にするために、観光競争力の強化に取り組まなければならない。そのため、地域では、マーケティングの視点を取り入れ、顧客ニーズに合った形に地域の「光」と「個性」を磨き上げていくことが必要である。

第三に、観光立“地域”を目指して各地域がおこなう観光振興事業を円滑かつ効果的に促進するためには、観光基盤の整備が重要である。広域レベル、国レベルでのインフラ整備、仕組みづくりが絡み合って、観光立“地域”がより活気づき、その結果、観光立国も実現するものと考えている。

これら三つの取り組みは、観光関連事業者等の特定の者だけではなく、自治体、商工会議所、民間企業、地域住民など地域内の様々な主体が地域一体となっておこなうことが重要であり、地域内の緊密な連携と協働が求められる。

また、広域観光に対応するためには地域間の、また、国の施策との関係では地域と国との間の連携・協働が必要であり、観光立“地域”を実現し、さらに観光立国へつなげていくための役割分担や仕組みづくりをおこなう必要がある。

## II. 観光立“地域”を実現するための取り組み

### 1. 地域の「光」と「個性」を活かした観光コンテンツづくりを

自然景観、名所旧跡、温泉などの地域資源に頼った従来型の観光では、誘客に限界がみえてきている。観光に訪れた人が、その地で人と触れ合い、生活文化をも感じることでできる、新しい観光が求められている。従って、観光立“地域”を目指すには、人が観たいあるいは訪れたいと思うだけでなく、まち歩きによる観光などを通じて、その地に住んでみたいと思わせるような有形無形の観光コンテンツを作り上げていく必要がある。このため、地域は、観光客の視点に立って地域資源を再構成し、まちづくりと連動した新しい、持続可能な観光コンテンツの開発を進めなければならない。地域資源には、地域のホスピタリティ（おもてなしのこころ）も大きな要素として含まれ、「観光するところ」をどのように実現するののかも忘れてはならない。

#### (1) 視点を変えて地域資源の再構成・再発見を

地域に存在する多数の地域資源には、視点を変えることにより観光コンテンツとなり得るものが少なくない。地域のイメージづくりを念頭におき、観光客の視点に立った地域資源の再構成・再発見に取り組むべきである。

<事例1> 豊後高田「昭和の町」づくり（豊後高田商工会議所）

中心商店街の空洞化に悩んでいた豊後高田市では、その街並み景観を近・現代の歴史を物語る「昭和の町」という新たな地域資源として発掘した。

(注) 取組事例の詳細は参考1に記載。以下同じ

## (2) 新しい地域資源の持続的な開発を

地域資源を観光コンテンツにしていく取り組みは、顧客ニーズの動向を絶えず把握しながら、持続しておこなっていく必要がある。また、ニューツーリズム等を活かした新しいまちづくりは長い期間を要するものであり、地域が一丸となって、継続的に取り組んでいく必要がある。

＜事例2＞桐生の産業観光ノコギリ屋根工場と近代化産業遺産（桐生商工会議所）繊維産業で栄えた桐生市には、のこぎり屋根の工場が多数残っている。これらを産業観光のコンテンツとして、活用する取り組みをはじめている。

## (3) 地域が一体となった地域ブランドづくりを

地域ブランドは、その地域の歴史や習慣などに裏打ちされた価値によってつくられるものである。従って、掘り起こされた地域資源を、自治体、企業、住民など地域の様々な主体が連携し、その力を結集することによって、ロングセラーになる観光コンテンツに育てていく必要がある。

## 2. 地域の「光」と「個性」の輝きを増す観光競争力の強化を

世界的に見て、観光需要は増加傾向にあるものの、観光を地域の産業振興に役立てようとする動きも、日本国内はもとより世界各国でおこなわれており、観光客の誘致に向けた取り組みは、世界規模で激化している。また、余暇の消費時間、金額において、PCゲーム等の他のアミューズメントとの競争も生じている。

こうした中、地域は、観光競争力を強化すべく、観光地としての一層の魅力＝「光」を見出し、その輝きを維持・向上し、地域の「個性」を明確にしていく必要がある。

観光競争力の強化には、観光コンテンツの価値を的確に情報発信できる体制の構築や、マーケットのニーズを十分に分析したマーケティング戦略を立案することが重要である。また、地域は、このようなマーケティング戦略に基づき観光客の特性に合わせた受け入れ態勢を構築し、観光コンテンツの個性に合致した明確なターゲット（若い女性、先進国の高齢者など）に焦点を合わせた観光競争力を強化することが求められる。

### (1) 観光産業は経営改革を

地域は、観光客のニーズの変化に対応することにより、従来からの観光事業者だけでなく、地域内の様々な関係者が加わった今までにない新しい観光産業を形成していく必要がある。このような新しい観光産業は、地域全体がかかわることにより、地域内に広く経済的な波及効果をもたらす。それと同時に在来の観光産業においては、積極的に経営改革を進め、サービス水準の質的向上と高コスト構造の是正に向けた一層の取り組みが求められる。

＜事例4＞別府温泉の再生「別府八湯温泉泊覧会」（オンパク）の開催などにより、地域で一体となった誘客力の向上と顧客サービスの向上に努めている。

### (2) 地域全体での観光客の受け入れ態勢の整備構築を

観光振興は、観光事業者や行政のみがおこなうものではなく、新しいまちづくりとして住民も



含む地域全体で進めていく必要がある。そのため、地域内外にわたる幅広いネットワークを構築するとともに、地域内で観光立“地域”に向かって進むべき方向を共有し、地域全体での観光客受け入れ態勢の構築に向けた取り組みをおこなう必要がある。

＜事例5＞武雄おもてなし韓国語講座事業（武雄商工会議所）

武雄では、近年韓国からの観光客が増加しており、受け入れ態勢を整えるため、旅館・ホテルの後継者や若女将をはじめとする地域住民を対象に、韓国語の習得と韓国文化・生活習慣の学習がおこなわれている。

### (3) 観光情報の充実と的確な発信を

地域における様々な観光情報を蓄積する一方、その情報を効果的に市場に発信する方策が必要になる。また、地域を訪れた観光客の満足度向上に資する情報提供の仕組みの構築が求められる。その際には、多言語対応も含め、IT技術を活用した、インターネット・ホームページによる情報発信が有効である。

＜事例6＞「山陰観光ポータルサイト（神々のふるさと山陰）」（米子商工会議所）

目的や状況にあわせて、山陰の観光情報を検索できるポータルサイトを構築し、グルメや温泉、観光情報を提供している。

## 3. 地域の「光」と「個性」を持続させるための観光基盤整備を

観光基盤の整備に際しては、観光地における街並みや地域の道路整備にとどまらず、観光客の出入りや、国際的な観光客の誘致も視野に入れ、地域内、地域間、さらには広域圏も踏まえた重層的な基盤整備が必要である。また、観光基盤整備は、ハードのインフラ整備のみならず、人材育成や諸制度・慣行など観光立“地域”を推進するうえで重要となる分野についても、一層の改善が必要である。今後、観光立“地域”を進めるために、地域は国との間で緊密な情報交換をおこないながら、効果的に観光基盤整備を進めることが必要である。

### (1) 観光インフラの整備促進を

観光地における街並み整備、地域の道路整備、案内板の設置など観光立“地域”のニーズに沿った観光インフラ整備の充実が望まれる。また、まち歩きなどをおこなう観光客の行動に対応するために、通常のインフラ整備をおこなう際にも、初めて当地を訪問する観光客に配慮することも重要である。

＜事例7＞宮崎県南観光ネットワーク推進事業（日南商工会議所ほか）

宮崎県南地域（日南市、串間市、旧北郷町、旧南郷町）の行政、観光協会、商工会議所および商工会で「宮崎県南観光ネットワーク推進協議会」を組織し、地域住民も一体となった広域連携事業に取り組んでいる。

## (2) 観光するところをもった人材育成を

まちづくりと一体となった観光を推進することにより、地域住民等が観光客に接する機会も格段に増大する。そのため、地域における観光の重要性を認識し、観光客の視点に立った「観光するところ」をもつ人材育成を推進すべきである。また、同時に、官民協働して観光産業の発展基盤となるマーケティングや情報管理などに係る専門人材の育成を促進すべきである。

＜事例8＞観光担い手人材育成事業（福の国観光カレッジ、福の国観光講演会）  
（福井商工会議所）

観光事業の専門家から、産業観光や体験型観光の動向、ニーズ、サービス創造手法、地域資源活用などを事例を織り交ぜ幅広く学ぶことのできる「観光カレッジ」を実施している。

## (3) 観光立“地域”の趣旨に沿った諸制度・慣行の改善を

観光立“地域”の趣旨に沿って、地域行事に連動するなどの独自性をもった休暇取得の促進や良好な景観形成にかかる取り組みなどをおこなうべきである。

以上のような取り組みを観光立“地域”につなげていくには、特定の観光事業者などにとどまらず、地域内の自治体、商工会議所、民間企業、地域住民などの様々な主体間の円滑な連携と協働による取り組みに広げていくことが必要であるとともに、観光客と地域住民とのコミュニケーションの場の形成など、観光客のニーズに基づく着地型観光の展開につなぐ必要がある。

また、複数の地域がひとつの観光コンテンツを共有している場合や、あるいは、広域的な観光客のニーズの存在を考慮すると、観光立“地域”における地域は、行政区域とは必ずしも一致しないケースも考えられる。そのため、広域連携や産学官連携など、複数の関係主体が連携し、その役割を効果的に果たすことができるような役割分担を柔軟におこなっていく必要がある。観光客の行動範囲などを踏まえ、地域レベル、広域レベル、国レベルのそれぞれで効率的な取り組みが実施できるような仕組みづくりが求められる。

加えて、国と地域が一体となって観光地を点から線、線から面に向けて展開する観光圏整備事業などについても、地域と国との一層の連携が求められる。

大学や公的研究機関などに存在する知的財産や専門人材については、地域の歴史の深堀に関わる専門知識の照会、新しい商品開発の際の裏付けデータの検証、地域住民と一緒にになったフィールドワークの実施など、地域の「光」と「個性」を磨く場合の重要な存在となることを認識し、積極的に連携すべきである。

商工会議所は、こうした取り組みの中で、地域における多様な主体間の連携の中核を担うことや、中立的な性格を活かした産学官連携などの関係者のとりまとめをおこなうこと、さらには、民間の強みを生かした地域間の連携を主導することなどの役割を、積極的に担っていくことが求められる。

## Ⅲ. 観光立国を導く観光立“地域”の実現

観光立“地域”がもたらす、地域経済の活性化、雇用機会の増大、豊かな生活環境の創造などは、観光立国にも当てはまるものであり、多数の観光立“地域”の実現が、観光立国に直結する。従って、観光立“地域”の実現に向けて、国も一定の役割を果たすことが求められる。

具体的には、国には以下のような取り組みが期待される。

### 1. 地域における資金や人材などの不足を補う支援

地域が、観光コンテンツづくりや、観光競争力の強化に取り組む際に、資金や人材の不足が懸念されている。地域における観光立“地域”への想いが、具体的な取り組みとして円滑に進捗するように、国からの適切な支援が望まれる。

資金面については、「地域資源∞全国展開プロジェクト」（国の補助事業）など、観光資源の掘り起こしにつながる地域資源の活用に対する支援等が望まれる。

人材育成については、地域の事情を十分理解しつつ、観光資源開発とマーケティング戦略の構築ができるような人材が必要であり、短期的には人材派遣の充実等などの支援が望まれる。また、中長期的には、地域に根付いた人材の輩出が必要であり、その育成に必要なカリキュラムの構築などに関する支援が望まれる。

また、外国人客の購買意欲を刺激し、地域において土産品等の販売拡大に向けた取り組みが広くおこなわれるようにするため、外貨支払い（両替手続き）や免税手続きの簡素化などの検討を期待する。

### 2. 地域を束ねるあるいは地域を結節するインフラ整備の促進

海外客等の幅広い広域観光ルートの開拓に対応するためには、地域の要望を十分に踏まえ、必要な幹線道路網の整備、整備新幹線の推進、主要中枢空港の機能強化などに重点的に取り組む必要がある。

他方、情報関連では、日本から海外に発信される観光情報はまだ少なく、国による観光ポータルサイトの構築など、地域の観光情報を効果的に海外に発信することのできる仕組み（プラットフォーム）づくりが期待される。

また、海外からみた日本の観光地に対する基本的な期待や嗜好などについて、主要国別に定期的な調査をおこない、そのデータを地域での利用を可能にするなど、海外のニーズを的確に把握し、地域に還元する仕組みの構築が望まれる。

さらに、訪日外国人客に対応するため、即時性がありかつ多言語対応が可能な観光コールセンターの設置が望まれる。

### 3. 観光に関する諸制度・慣行の改善

休暇取得にかかる諸政策の推進が必要である。なお、連続祝日の分散化については、産業活動や教育現場など幅広い分野への影響を考慮のうえ、地域の事情にも鑑み、一層の議論が必要である。

海外からの誘客に係る制度（出入国手続き、ビザ発給など）については、手続きの簡素化など早期の改善が期待される。

地域の「光」と「個性」を生かした新しいまちづくりによる観光立“地域”が数多く実現することによって、他の地域に行ってみたいという興味が国民の間に高まり、国内観光が促進される可能性が高い。また、海外から見た場合にも、観光コンテンツの拡充に伴って観光情報量が増大するとともに、各地域におけるホスピタリティ（おもてなしの心）の向上がもたらされ、日本の観光地としての魅力向上につながり、訪日外国人客の増大にも寄与するに違いない。

このように、観光立“地域”の具体化に向けた地域の努力とそれを後押しする観光立国に向けた国の支援が、観光立国の実現のひとつの鍵になるものと考えます。国民がこぞっておこなう国民観光を推進し、観光立“地域”による観光立国の実現を目指し、今後の地域および国の取り組みの加速を期待します。

以上

#### <提出先>

観光庁

#### <実現状況>

### Ⅲ. 観光立国を導く観光立“地域”の実現

#### 1. 地域における資金や人材などの不足を補う支援

- 中小企業庁の補助事業である「地域資源∞全国展開プロジェクト」について、平成23年度より補助率が導入されたものの、成果を生み出しやすいよう複数年度にわたって支援を受けられるようになった。
- 観光庁は、観光立国推進人材育成事業に97百万円（22年度8百万円）、観光地域づくり人材育成ガイドライン事業に80百万円（22年度18百万円）、大学における観光経営マネジメント教育支援に43百万円（22年度24百万円）予算化している。

#### 2. 地域を束ねるあるいは地域を結節するインフラ整備の促進

- 観光庁は、観光地域づくりプラットフォーム支援事業として271百万円を計上。さらに、訪日外国人消費動向調査を含む観光統計の整備に475百万円を予算化している。

#### 3. 観光に関する諸制度・慣行の改善

- 「新成長戦略」に、祝日法の改正の検討が盛り込まれ、24年度中の実現を目指すとしている。観光庁では、地域をブロックに分け秋に（当初春と秋の2回提示）休暇分散化の実施を打ち立て、「休暇改革国民会議」等の場を通じて検討、産業界を中心に慎重な対応を求める声が多く、未だ検討途上にある。
- 7月には中国人向け個人観光査証（ビザ）の発給要件が緩和され、平成23年1月には日本で医療サービスを希望する外国人に対し「医療滞在査証（ビザ）」が新設された。

### 3. 再生可能エネルギーの全量買取制度に関するオプションについての意見

平成 22 年 5 月 31 日  
日本・東京商工会議所

#### I. 基本的意見

再生可能エネルギーの全量買取制度の導入にあたっては、  
総合的な温暖化対策と将来的なエネルギー政策の中での位置づけの明確化  
国民負担の妥当性  
自立的普及拡大による温室効果ガスの削減と国内経済の活性化  
の 3 つの視点から検討する必要がある。

太陽光発電の余剰電力買取制度は、昨年 11 月から開始されているものの、実質的な国民負担は平成 23 年度から始まる。同制度が国民に与える影響と導入量の進捗を見極めたうえで、十分な検討が必要であり、全量買取制度の早急な導入は避けるべきと考える。

先ず、中期目標や温暖化対策における「真水」の割合が決まった後に、部門別の削減目標を明確にし、検討中の地球温暖化対策税や国内排出量取引制度と一体的に検討し、環境と経済の両立やエネルギーの安定供給も踏まえて制度設計すべきである。その際、環境と経済の両立に向けた具体的な道筋を示すとともに、総合的な負担の実像を明らかにして国民的合意のもと対応を進めるべきである。

再生可能エネルギーの全量買取制度の実施は、言わば社会コスト負担の増大を伴うものであり、このコスト負担がどの程度のものなのか、公平性の視点からも、誰が、どの程度、負担していくのか、明確かつ具体的に提示したうえで、負担額の大幅な増加がないよう、国民の理解を得ながらこれらの設計を慎重に行う必要がある。

同時に、社会コストの負担の増大を伴う以上、仮に制度を導入する場合には、最大限、国内経済の活性化に寄与させるべきであり、例えば、国内の再生可能エネルギー関連産業の育成・強化につなげる視点など、制度設計には細心の配慮を払うべきである。

長期的な温室効果ガスの排出削減とエネルギー自給率の極めて低い我が国のエネルギー安全保障・安定供給の観点から、再生可能エネルギーや原子力をはじめとする非化石エネルギーの導入拡大と、化石エネルギーの高効率利用などのエネルギー政策を総合的に組み合わせることで、安定供給の維持向上に努めることが重要である。その中で、個々の再生可能エネルギーの導入量・それぞれにふさわしい技術革新と導入のあり方を示し、国民の理解を求めるべきである。

今般の意見募集は再生可能エネルギーの全量買取制度の導入を前提としてオプション(制度の選択肢)について意見を募集するものとなっているが、上記の「基本的意見」のとおり、更なる検討が必要である。

#### II. オプションについての意見

オプションについては、以下のとおり意見を申し上げる。

## 1. 買い取り対象についてのオプション

### a) 買い取り対象とする種類について

○再生可能エネルギーには様々な種類があるが、我が国に適した導入の優先順位があるはずである。発電事業用を対象とする場合には、普及拡大により価格が低減され、将来的に買取制度や補助金制度が廃止された後も自立的に普及拡大が見込めるような再生可能エネルギーや、国内産業の活性化に繋がる技術で、関連産業のすそ野が広く地域経済の活性化にも資する再生可能エネルギーを優先的に対象とすべきである。

### b) 全量買取の範囲について（住宅用等の太陽光発電の取扱い）

○「（住宅用等の太陽光発電の）余剰電力買取制度を全量買取に移行する場合、インセンティブが同等となるように（設置者の利益が同一となるように）買取価格を設定すれば、導入量は変化しないが、買取総額が2,000億円程度増加する。」とあるように、その導入効果は低いと考えられる。また、余剰電力のみの買取とすることで、自家消費に対する省エネのインセンティブが一層働くことから、余剰電力のみの買取とすべきである。

○なお、店舗や工場等、発電量に占める余剰電力の割合が低い場合は、インセンティブが相対的に低くなりうる可能性があるため、今後、更なる検討が必要である。

### c) 新設・既設の取り扱いについて

○「既設の発電設備も買取対象とすると買取総額が8,000億円程度増加する一方で、新規の導入量は増えず、CO<sub>2</sub>削減量は変化しない」とある通り、その導入効果は見込まれないため、新設の設備のみを対象とすべきである。

○既設の設備は、設備導入時に、（本制度が導入されなくても）事業採算性が合うことを前提に設置されていると考えられる。既設の設備を対象に含めることで、「再生可能エネルギーの導入量は増えないが、国民の負担は増える」という事態になることを避けるべきである。

### d) 買い取り価格の設定方法について

○「（再生可能）エネルギー別により買取価格を変えずに一律の買取価格とする方が、相対的に小さな買取費用で多くの再生可能エネルギーが導入できる」とあるように、環境と経済の両立という視点から、買取価格は一律とすべきである。

### e) 買い取り期間の設定方法について

○買い取り期間は、買い取り対象の種類や範囲等の案が示された上で、改めて検討する必要があると考える。

## 2. 負担方法についてのオプション

### a) 費用負担の方法について

○費用負担者に、その負担分の環境価値（CO<sub>2</sub>削減量）が帰属する方式にすべきと考えること、および、昨年11月開始の太陽光発電の余剰電力買取制度が電力料金への上乗せ方式であることから、電力料金に上乗せする方式で検討することが妥当と思われる。ただし、「I. 基本的意見」で述べ

たとおり、太陽光発電の余剰電力買取制度の実質的な国民負担は平成 23 年度からであり、同制度が国民に与える影響と導入量の進捗を見極めたうえで、十分な検討が必要である。

**b) 地域間調整について**

○地域間の費用負担の格差が生じないように、全国同一の単価水準とすべきと考える。

**c) 特定の分野に対する軽減措置の是非について**

○中小企業の経営環境は悪化しており、約 7 割は赤字となっている。経費削減は限界に達している一方、電気料金の増加分を製品・サービス価格に転嫁することは事実上、困難である。このように、経営基盤の脆弱な中小企業にとっては、本制度のメリットを受けられず、一方的な負担を強いられる可能性があり、企業経営に重大な影響を及ぼす恐れがあると懸念されることから、軽減措置の検討等、慎重な設計が必要である。

**3. その他事務的に検討すべき事項**

**a) ほかの導入促進策のあり方（補助金などの財政支援・研究開発の促進・立地規制の見直しなど）**

○普及拡大による価格低減が見込めないものの、技術力の維持・向上が求められる技術は、固定買取制度ではなく補助金・税制優遇による普及拡大を検討するなど、技術・普及速度等に応じたきめ細かい政策をとることが必要である。

**b) 再生可能エネルギーの持つ価値の扱い（グリーン電力証書との関係整理など）**

○グリーン電力証書は環境価値を自主的に取得する制度として活用が広がりつつある中、環境価値の概念が失われてしまっているのか、検討が必要である。

**c) 将来の価格改定の考え方**

○普及拡大により価格低減が見込める設備については、製造コストの引き下げを促すためにも、買取価格を普及にあわせて低減させていくべきである。これは結果として、国際競争力を持った製品の創出にもつながる。

以 上

**<提出先>**

資源エネルギー庁

**<実現状況>**

新エネルギー部会・電気事業分科会買取制度小委員会報告書「再生可能エネルギーの全量買取制度における詳細制度設計について」において、以下の項目が盛り込まれた。

- ・実用化に向けた課題が解決されており普及拡大に資するような前提条件が備わっている発電方式について、買取対象となるということが適当。
- ・住宅用発電設備については、当面は余剰買取とすることが適当。今後価格の低減が期待される太陽光発

電等の買取価格については、価格低減を早期に実現するため、当初は高い買取価格を設定し、段階的に引き下げる。

- ・新たな導入を促進するため、新設を対象とすることを基本とする。
- ・地域間の負担の公平性を保つため、地域間調整を行うことを基本とする。

また、平成 22 年 12 月 28 日の地球温暖化問題に関する閣僚委員会において、「本制度全体の負担総額を軽減・限定するような制度設計を工夫する」とされた。

#### 4. 大規模集客施設の立地に係る都道府県の広域調整機能の維持を望む

平成 22 年 5 月 31 日

日本商工会議所

中心市街地の活性化と無秩序な郊外開発の抑制を通じて、いかにコンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを推進するかは地域活性化のカギと言えます。まちづくりにおいて、ショッピングモールなど大規模集客施設の立地は、当該市町村のみならず周辺市町村にも大きな影響を与えます。一市町村が税収や雇用の増加等を狙って大規模集客施設を誘致した場合、周辺市町村の都市計画に悪影響を及ぼしたり、官民投資に大きな無駄が生じたりする恐れがあり、こうした場合に、都道府県による広域調整が重要な役割を果たします。

都市計画法では、市町村が行う用途地域変更について、都道府県知事の協議・同意を必要としていますが、平成 18 年の改正で大規模集客施設の無秩序な郊外開発を抑制する観点から、新たに知事は関係市町村に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる措置が盛り込まれるなど、都道府県の広域調整機能の拡充が図られました。

しかしながら、今国会で審議されている地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案には、大規模集客施設の立地に係る広域調整を図るうえで重要な都市計画法 19 条 3 項の改正が盛り込まれ、都道府県知事の協議・同意のうち、同意が不要とされています。

従来からある広域調整に係る知事の同意を不要とすることは、周辺市町村の中心市街地活性化の取り組みをはじめとするまちづくりを考慮しない大規模集客施設の立地を増加させる重大な懸念を生じせしめます。

したがって、引き続き知事の同意は、広域的な都市整備の観点から、町村のみならず市におきましても必要であると考えますが、不要とされる場合には、都市計画運用指針によって、広域調整に向けた都道府県・関係市町村間の誠意ある協議が図られるよう特段の配慮をお願いいたします。

以上

#### <提出先>

国土交通省、全国知事会、政党等



## <実現状況>

平成 23 年通常国会において、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（都市計画法 19 条第 3 項の改正を含む）が可決。大規模集客施設の立地に係る広域調整について、都道府県知事の同意を不要とする旨が盛り込まれたが、広域調整の枠組みについては、運用指針を通じて、維持されることとなった。

### 5. 「キャップ&トレード方式による国内排出量取引制度の論点」に対する意見

平成 22 年 6 月 1 日

日本・東京商工会議所

#### I. 基本的意見

国内排出量取引制度は、温室効果ガス削減を促す手段の一つと考えられることは認識している。制度の導入に当たっては、中期目標や温暖化対策における「真水」の割合が決まった後に、部門別の削減目標を明確にし、検討中の地球温暖化対策税や再生可能エネルギーの全量買取制度と一体的に検討すべきである。また、その際には、個別省庁による提案に留まらず、政府の案として、環境と経済の両立やエネルギーの安定供給も踏まえた制度概要をご提示いただきたい。

#### II. 導入に当たっての懸念点

政府の案として制度概要を策定するにあたっては、以下の懸念点を踏まえたものとする必要があると考える。

##### （排出枠の割り当て）

①公平な排出枠（キャップ）の割当てが極めて困難であり、企業の国内外の競争条件に影響を与えかねない。わが国の製造業はすでに省エネの努力を重ねて来ており、追加的な削減余地が小さい。国内では十分なクレジットの発生が期待できないことから、企業が、利用可能な最高水準の技術を適用しても達成できないようなキャップを設定された場合、海外からのクレジットの購入を余儀なくされるか、活動量・生産量を減らさざるを得ず、環境と経済の両立に反する結果となる。海外のクレジットを購入することは、国富の流出に繋がり、活動量・生産量を減らすことは、企業経営に大きな影響を及ぼす。

##### （総量規制）

②例えば、地球温暖化に配慮した製品を消費者が購入することにより、消費者は自身の CO<sub>2</sub> 排出量を抑制することができる一方、企業は製品販売量が増えることにより、CO<sub>2</sub> 排出量も増加する。総量規制方式の場合、当該企業は、CO<sub>2</sub> 排出量の増加により排出枠を超過する可能性があり、生産量を抑制する等の対策が必要となる。エネルギー効率の低い海外の企業が、その抑制分を代替して生産することは、地球規模での CO<sub>2</sub> 削減に結びつかないうえ、地球温暖化に資する製品を開発した企業は不利益を被る可能性がある。

#### (炭素リーケージと中小企業への影響)

- ③日本だけに厳しい規制がかかる場合、規制の緩い途上国等へ生産拠点が移転する炭素リーケージが懸念されるが、同時に、大企業の海外移転に伴い、海外に移転する余力のない中小企業に深刻な影響が出るのが予想される。

#### (投機資金の流入)

- ④クレジットの売買に対し、投機目的の資金が流入し、排出権の価格が高騰する可能性があり、キャッシュがかかる企業の経営を圧迫する心配がある。

#### (価格競争力)

- ⑤企業が CO<sub>2</sub> 低減に取り組むと、その費用が国内製品価格に上乗せされるため、販売価格が上昇し、輸入製品との相対的な価格差がつく懸念がある。

#### (国と地方自治体による多重規制)

- ⑥東京都では、総量規制制度が導入されており、他の地方自治体も同様の制度の導入が検討されている。国と地方自治体の制度が、二重規制となる懸念があり、また、義務削減量や排出基準年が異なることで、事業者の混乱を招く。

制度を検討するに当たっては、以上の懸念点を払拭したうえで、制度案の概要を国民に示し、十分な理解と合意を得ることが大前提である。

### Ⅲ. 具体的に制度概要を検討するにあたって特に留意する点

具体的に制度概要を検討するにあたっては次の点に特に留意する必要があると考える。

#### (制度対象)

- ①600 万近いすべての事業所を対象とすることは、その費用対効果の面から非現実的である。対象外となる中小事業所に自主的な削減努力を促す、例えば、現行の国内クレジットのような支援制度が必要である。

#### (既存制度からのフィードバック)

- ②現在、参加企業が自主的に総量目標または原単位目標を設定して実施されている「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」と、東京都の改正環境確保条例における総量削減義務と排出量取引制度の、進捗や結果を踏まえ、環境と経済の両立に資するものであるか、また、優れた技術の開発・普及の促進に結びつくものであるか、という観点から、慎重に検討することが必要である。

#### (中小企業の取り組み支援)

- ③外部クレジットのうち、中小企業の CO<sub>2</sub> 削減を推進するために導入された国内クレジット制度は、排出枠の設定対象外となる事業所の自主的な削減努力を促すために有効である。地球規模での CO<sub>2</sub> 削減にも寄与することから、制度の簡素化等の見直しや、国によるクレジット買い上げ等の検討を行ったうえで2013年度以降も継続させることが必要である。

#### (国と地方自治体制度との互換性)

- ④東京都は(中小規模事業所が設備を高効率なものに入れ替えた場合に削減した CO<sub>2</sub> のクレジットを売買できる)中小クレジット制度を創設するが、国の国内クレジット制度とクレジットの互換性がないという課題があるため、整合性を取る必要がある。

#### (海外貢献)

⑤日本の持つ先進的な環境・省エネ技術を積極的に海外に展開していくことで、我が国の成長戦略と世界全体の低炭素社会への構築の両立が可能であり、こうした観点も踏まえて、国内排出量取引制度の検討を進めるべきである。そのため、日本企業の海外での貢献分を国内での削減量に加算することが認められるようにする等、我が国の世界における温暖化対策に係る取組がこれまで以上に国際的に認知され、かつ、日本企業の国際競争力を高める方策を検討すべきである。

#### IV. その他個別論点に関する意見

その他、個別の論点について、以下のとおり意見を申しあげる。

##### 1. 対象期間

中期目標の期間（2013～2020 年度）を基本とするが、複数期間に分け段階的に実施することも検討してはどうか。

それ以降（～2050 年度）については長期目標を踏まえ、そこに至る経路（パス）をできるだけ規定してはどうか。

CO<sub>2</sub>削減に向けた企業の取り組みは、実施から効果が表れるまでに時間差があることから、中期目標の期間（8年）を複数期間に分けるなど、期間を細分化することは好ましくないと考える。

##### 2. 排出枠の総量

対象部門の技術動向等を踏まえ設定し、中期目標等に照らして進捗状況を点検・管理しながら、必要に応じた見直しを行ってはどうか。その際、産業部門、業務部門、運輸部門、エネルギー転換部門といった部門をどうカバーすべきか。

I 参照。

2020 年度まで残り 10 年を切っており、現時点で想定されている以外の革新的な技術開発は考えにくい上、設備更新のタイミングと合致するかという課題がある。時間軸を踏まえると、企業の CO<sub>2</sub> 排出削減にはおのずと限界がある点を考慮した排出総量の設定とすべきである。

##### 3. 対象ガス

制度発足当初は CO<sub>2</sub>（エネルギー起源、非エネルギー起源）を基本としつつ、モニタリング精度等を確保できるガスについては順次追加してはどうか。

CO<sub>2</sub>のみを対象とする場合と、それ以外の温室効果ガスについても対象とする場合とで、制度全体にどのような影響があるかが提示されたうえで、改めて検討する必要があると考える。

#### 4. 排出枠の設定対象

エネルギー起源 CO<sub>2</sub>については、化石燃料の流過程において、川上事業者（化石燃料の生産・輸入、販売）を対象とするか、川下事業者（化石燃料の消費）を対象とするか。

川下事業者を対象とする場合、電力（発電に伴う排出）を直接排出で捉えるか、間接排出で捉えるか。

間接排出の場合、電力原単位（1kWh 当たりの CO<sub>2</sub> 排出量）の低減をいかに担保するか。

※「直接排出」は、発電に伴う CO<sub>2</sub> 排出を、直接排出している電力会社の排出としてカウントすること。

※「間接排出」は、発電に伴う CO<sub>2</sub> 排出を、その電力を使うユーザー（個別企業など）に電力消費量に応じて割り当ててカウントすること。

排出枠の適用単位について、設備単位、事業所単位、企業単位の排出量のいずれとするか。

Ⅲの① 参照。

排出枠の設定については、少なくとも、「川上事業者を対象にすると化石エネルギーの高効率利用が促進されない」、「電力（発電に伴う排出）を直接排出とすると需要者は、CO<sub>2</sub> 排出を伴わない電力を利用できることになり、電力使用量低減のインセンティブが働かなくなる」「電力会社には、電力使用量の増加分を供給する義務（供給責任）があり、使用量をコントロールすることができない」といった問題がある。

「川下事業者を対象」「電力を間接排出」とした場合については、制度全体の概要が示された段階で、慎重に検討する必要があると考える。

#### 5. 排出枠の設定方法

排出枠の総量を踏まえ、適用単位ごとに排出枠を設定する方法として以下のものがあるが、これらをどのように組み合わせるか。

##### 【無償割当】

・ベンチマーク方式：業種・製品に係る望ましい排出原単位（生産量当たりの CO<sub>2</sub> 排出量：ベンチマーク）に基づき、排出枠を設定。＜排出枠＝活動量（過去実績又は予測値）×ベンチマーク＞

・グランドファザリング方式：過去の（排出）実績に応じて排出枠を設定。

【有償割当】（オークション方式）：排出枠を競売によって配分。

国際競争力やリーケージ（※）への影響に配慮する観点から、どのような措置が必要か。

（※）企業が生産拠点を温室効果ガスの排出規制が緩やかな国に移転し、移転先で生産を行うことで、地球全体としての排出を増加させること。またはそのおそれ。

新規参入、閉鎖時の取扱いをどうするか。

原単位方式についてどのように考えるか。

Ⅱの① 参照。

Ⅱの② 参照。

Ⅱの③ 参照。

## IIの⑤ 参照。

地球温暖化に配慮した製品を消費者が購入することにより、消費者のCO<sub>2</sub>排出量を抑制することはできるが、企業にとっては製品販売量が増えることにより、CO<sub>2</sub>排出量も増加する。総量規制方式の場合、当該企業は、CO<sub>2</sub>排出量の増加により排出枠を超過する可能性があり、生産量を抑制する等の対策が必要となる。結果として、地球温暖化に資する製品を開発した企業は不利益を被る可能性がある。そのため、排出枠の設定方法については、製品のライフサイクルの視点も踏まえ、総量規制方式に限定せず、原単位方式と併せて検討すべき。

なお、排出枠の設定方法については、一長一短があるため、以下の点を踏まえ、引き続き慎重に検討すべきと考える。

ベンチマーク方式：業種や製品毎に細かく排出原単位を設定することが可能か。

グランドファザリング方式：過去のCO<sub>2</sub>削減の努力が正当に反映することが可能か。キャップの割当は、業種間・企業間で公平であるべきだが、過去の排出削減努力を反映させることは極めて困難であり、企業の国内外での競争条件に影響を与えかねない。

オークション方式：企業の負担が重くなることから導入は慎重に検討すべき。

## 6. 費用緩和措置

企業のコストを緩和するために考えられる以下のような措置について、どうするか。

- ① バンキング（余剰排出枠を次年度以降に繰り越し）
- ② ボローイング（次年度以降の排出枠を前倒しで使用、又は政府からの借り入れ）
- ③ 外部クレジット（京都メカニズムクレジット等の海外クレジット、国内削減・吸収努力に伴うクレジット）の活用
- ④ 国際リンク（他国の制度とリンクし相互に排出枠を流通可能とする）

## IIIの① 参照。

## IIIの③ 参照。

バンキング、ボローイング、国際リンクについては、制度全体の概要が示された段階で、改めて検討すべきと考える。

## 7. その他

### a. 遵守ルール（遵守期間、不遵守の場合の措置等）

### b. 登録簿

○遵守すべきルールや、登録簿については、制度全体の概要が示された段階で、改めて検討すべきと考える。

### c. 排出量のモニタリング・算定・報告・公表、第三者検証

○現行の国内クレジット制度において、第三者認証機関による排出削減量の認証や実績確認に要する費用が大きく、制度普及の阻害要因になっている。モニタリングや第三者検証の簡素化等が望まれる。

### d. 適切な市場基盤

IIの④ 参照。

e. 国と地方との関係

IIの⑥ 参照。

IIIの④ 参照。

f. 国内外での排出削減に貢献する業種・製品についての考え方

IIIの⑤ 参照。

g. ポリシーミックスの在り方

I 参照。

以 上

<提出先>

環境省

<実現状況>

平成 22 年 12 月 28 日の地球温暖化問題に関する閣僚委員会において、「公平なキャップの割り当てが極めて困難」「総量規制方式は地球温暖化対策に資する製品を開発した企業が不利益をこうむる可能性がある」という懸念点が示され、導入が実質的に先送りされた。

6. 「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ（環境大臣試案）」に対する意見

平成 22 年 6 月 1 日

日本・東京商工会議所

I. 基本的意見

1. 中長期ロードマップ策定の重要性

地球温暖化対策は、温室効果ガスを排出する全ての主体が、積極的かつ継続的に取り組まねばならない課題であり、企業の規模を問わず、避けては通れない重要な経営課題の一つであると認識している。同時に、我が国が地球温暖化対策の推進にあたって、市場・雇用の創出、地域の活性化、エネルギー安全保障の確保など、本試案にうたわれた便益を実現するためには、我が国企業が、国際的競争力を失うことなく、我が国全体で環境と経済の両立を図り得る、実現可能な具体的政策の道筋を示していくことが必要である。その意味で、中長期ロードマップの策定による対策・施策の提示は重要である。

2. 作成にあたっての留意点

中長期ロードマップ（環境大臣試案、以下「試案」）が、地球温暖化対策基本法案における「基本計画」の原型、もしくは、「基本計画」を構成する一部として想定されているのであれば、個別省庁による提案にとどまらず、政府としての案を策定し、ご提示いただきたい。策定に当たっては、以下の点に留意す

ることが必要であると考え。

### (1) 中期目標との関係

我が国は、温室効果ガス削減の中期目標として「2020年までに25%削減」を掲げているが、すべての主要国による「公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築」や「意欲的な目標の合意」を前提としている。また、地球温暖化対策基本法案においては、「国際約束に基づく措置」により得た量を、温室効果ガス削減量として含むことが盛り込まれている。

それにもかかわらず、今般示された「試案」は、「真水」で25%削減することを想定して策定されていると考えられるが、我が国の中期目標が決まらない段階で、このような想定の中長期ロードマップが策定されれば、今後の国際交渉において足かせとなるのではないかと懸念している。

したがって、中長期ロードマップを策定し、施策の具体的な方向性を打ち出すにあたっては、①前提が確保されたことを判断する基準を示すこと、及び、②もし、前提が確保されなかった場合には新たな中期目標を設定すること、そして、その新しい中期目標の「真水」の割合を示し、目標を達成するためにロードマップがどのように変わるのかを示すことが必要である。

### (2) 新成長戦略等との整合性

また、温暖化に関する政策を進めるにあたっては、環境と経済の両立の観点から、今後の我が国経済社会の目指す方向を示す新成長戦略や、エネルギー基本計画と整合性を図ったうえで、政策の具体的な道筋を明らかにすることが重要である。

そのため、関係省庁が緊密に連携し、これらの政策に伴う国民負担の程度、経済・雇用への影響、温室効果ガスの削減効果、産業の国際競争力への影響等、プラス・マイナス両面の効果を国民に分かりやすく示し、十分な理解と合意を得るべきである。

加えて、いわゆる「真水」に基づいた部門別の削減目標を明確にすることも実効性のあるロードマップを作成するために必要である。その上で、目標を達成するために導入・創設を検討されている地球温暖化対策税、国内排出量取引制度や再生可能エネルギーの全量買い取り制度等は、環境と経済の両立やエネルギーの安定供給も踏まえて、一体的に検討するべきである。

## Ⅱ. 「試案」についての意見

### 1. 実行の道筋について

「試案」全体を通じて、どのような方法によって、国民が、想定された「絵姿」に向けた行動を取ると考えられているのかが不明確である。「試案」に示された基軸となる施策と各種の支援・誘導的施策だけで、国民が、「試案」で想定された行動を取るのには難しいのではないか。

国民や中小企業が広く温暖化対策を講じるために、温暖化対策に対する意識を喚起するとともに、具体的な施策の展開について、関係省庁間の調整も含めた国民的な議論を深めるべきである。

### 2. 社会・経済への効果・影響について

地球温暖化問題に関する閣僚委員会タスクフォースの「中間とりまとめ」におけるモデルでは、地球温暖化対策は経済成長にマイナスの影響を与えていたにもかかわらず、本「試案」におけるモデルでは経済成長にプラスの影響があるとして、両者の結果が大きく異なっている。

今後の課題として、「経済モデルについては、各々のモデルの特性上、様々な課題・制約が存在し、相互補完可能となるような整合性の確保が必要」(P. 36)とあるように、まずは、「試案」における各経済モデル間において、さらには、上記タスクフォース中間とりまとめとの間で、整合性を図る必要があると考える。

これに関連して、温暖化対策に関する経済分析について、省庁間で整合性が取れていないように見受けられるため、関係各省庁で情報を共有し、政府全体での調整を図った上で、分析結果をご提示いただきたい。

また、「試案」では「118兆円の市場、345万人の雇用が純粋に増加するわけではないことに注意。実際には、新市場創出の結果として、ある程度従来型の産業が縮小することが考えられるが、このモデルではこのようなマイナスの影響を評価していない」(P32)と注記にあるように、温暖化対策がGDPや雇用に好影響を与えることを強調した試算結果が提示された印象があり、国民の判断をミスリードする可能性がないか、懸念する。プラス・マイナス両面を考慮に入れた試算結果を示さない限り、国民の十分な理解と合意を得ることはできない。

特に中小零細企業は、急激な変化に対応できない可能性があり、地域経済や雇用に多大な悪影響を与える恐れがあり、留意する必要がある。そのため、マイナスの影響についての評価を踏まえた上で中長期ロードマップの検討を進めるべきである。

### 3. 温暖化対策を新たな成長の柱とするための方策

日本商工会議所は、本年3月、「新成長戦略のとりまとめに向けた提言」を政府に提出し、成長戦略として具体化すべき方策の一つに環境分野をとりあげた。具体的には以下の政策が重要と考える。太陽光・電気自動車など環境分野におけるイノベーションを創出し、それらの成果を加速度的に事業化し、普及させることに大胆に取り組む必要がある。その際、アジア市場をにらんだ国際標準化などの推進を忘れてはならない。地球温暖化対策を抜本的に支援するため、次のような政策が重要と考える。環境分野の研究開発だけでなく、実用、普及等の市場化までをシステムチックに推進する大胆な助成制度の創設

官民一体となった、革新的環境技術の共同研究開発や実証実験の促進

新興国、とりわけアジア諸国との連携強化による国際標準化の推進

環境関連製品・サービス分野における貿易障壁の撤廃と同分野の知財権保護の強化

中小企業の環境分野への新事業展開に対する専門家によるアドバイス等の支援

電気自動車の充電スタンドの設置等、環境対策に資する新たな技術活用を迅速に浸透させるための規制緩和・ルール整備の徹底した推進

企業における環境性能の優れた製品の導入や技術の利用拡大のためには、中小企業をその導入促進の中核として位置づけ、中小企業にとって環境経営マインドを向上させるような啓発と経営上のメリットを中小企業自ら判断できる強力なインセンティブの付与が不可欠である。

エネルギー使用量や温室効果ガス排出量の規模に関わらず、あらゆる企業を対象とした省エネルギー診断の提供

省エネルギー・温室効果ガス削減に資する設備導入や、太陽光・太陽熱利用、燃料電池等先進的な新エネルギーの設備導入を行う際の優遇税制、補助制度の拡充、リース保険制度の創設に加えて、低炭素経営の導入ノウハウを指導する人材の育成



#### 4. 日本が世界の低炭素社会の構築に貢献するための方策

日本の持つ先進的な環境・省エネ技術を積極的に海外に展開していくことで、我が国の成長戦略と世界全体の低炭素社会への構築の両立が可能であり、こうした観点も踏まえて、本ロードマップの検討を進めるべきである。

そのため、日本企業の海外での貢献分を国内での削減量として認められるようにする等、我が国の世界における温暖化対策に係る取組がこれまで以上に国際的に認知され、かつ、日本企業の国際競争力を高める方策を検討すべきである。

以 上

#### <提出先>

環境省

#### <実現状況>

- ・新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、「グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略」の 2020 年までの目標のとして「50 兆円超の新規事業」「140 万人の新規雇用」「日本の民間ベースの技術を活かした世界の温室効果ガス削減量を 13 億トン以上（日本全体の総排出量に相当）とする」と記載。世界の温室効果ガス削減について「二国間クレジット」の実証事業が推進されている。
- ・22 年 12 月 28 日に決定された地球温暖化主要 3 施策についての政府の基本方針において、①技術革新こそ『環境・エネルギー・成長に関する勝利の方程式の解』である等が基本的な考え方として示された。②国内排出量取引制度に関して、「我が国の産業に対する負担やこれに伴う雇用への影響、海外における排出量取引制度の動向とその効果、国内において先行する主な地球温暖化対策の運用評価、主要国が参加する公平かつ実効性のある国際的な枠組みの成否等を見極め、慎重に検討を行う」とされた。③「地球温暖化対策のための税」「再生可能エネルギーの全量買取制度」についても、過重な負担増を避ける配慮がなされる旨が明記された。④グリーンイノベーションの加速のための総合戦略を進める、として、産業界、中小企業等も「主体的な取組」を始めていることを踏まえ、「産業界が掲げる自主的な地球温暖化対策への取組や目標の実現に向けて、二国間クレジット制度や、国内クレジット制度などを通じて、政府が支援することも有効」と記載された。

#### 7. 子ども・子育て新システム構築に向けた要望

2010 年 6 月 8 日

日本経済団体連合会会長 米倉弘昌

日本商工会議所会頭 岡村 正

政府は、新たな子育て支援の制度設計に向けて、「子ども・子育て新システム検討会議」において検討を進めていますが、現在示されている方向性を踏まえ、日本経済団体連合会ならびに日本商工会議所は、

以下の点を要望します。

### 1. 子ども・子育て支援施策は公費対応が基本

政府は、子育てを社会全体で支援するとの理念に基づき制度設計を行うとされていますが、こうした方針に沿うならば、公費での対応を基本とすべきです。

企業の役割は、各社のワーク・ライフ・バランス施策を充実させ、出産・育児との両立を支援する職場環境を整備するところにあります。

現金・現物給付の拡充のために必要となる財源調達が難しいことを理由に、企業負担を拡大することには断じて応じられません。公費負担の財源についての抜本的対応を早急に講じていただくよう要望します。

### 2. 特別会計・基金の創設には反対

子ども・子育て関連施策の連携を図ることを目的に、関連予算を一元化した特別会計（あるいは基金）を創設するとともに、企業・個人からの拠出を求めるとする方向性が示されています。

特別会計や基金は、行政組織の肥大化、累積する剰余金や費用徴収の自己目的化など無駄の温床となることは、多くの事例が示すところです。行政のスリム化と透明性の確保、無駄の排除に向けた政府の継続的な取り組みを期待します。

各省庁の少子化対策の調整をつかさどる内閣府が、子ども・子育て施策の優先課題の提示と、その実現に向けた関連予算を戦略的に確保・配分する司令塔として機能し、政府一体となって、効率的かつ効果的に施策を推進していただくよう要望します。

以上

#### <提出先>

内閣府

#### <実現状況>

平成23年5月現在、政府の「子ども・子育て新システム検討会議基本制度ワーキングチーム」において検討中。

## 8. 平成23年度税制改正に関する意見

平成22年7月15日

日本商工会議所

平成23年度税制改正にあたっては、景気回復と一刻も早いデフレの克服、そして、経済成長の一層の促進、設備投資の拡充の観点から、法人実効税率の引き下げはもとより、中小企業の成長力および経営

基盤の強化、地域経済の活性化に向けて、以下の基本的な考え方にに基づき、税制改正の実現を図るべきと考える。

### 基本的な考え方

#### (デフレからの早期脱却と「新成長戦略」の着実な実施による高い経済成長の実現)

わが国経済は、新興国への輸出や経済対策効果等により緩やかではあるが回復の兆しは見られるものの、自律性に乏しく、地域経済や中小企業は依然として厳しい状況が続いている。景気回復を確実なものとし、最優先課題であるデフレからの早期脱却を図るとともに、「新成長戦略」の着実な実施により高い経済成長を実現させることが喫緊の課題である。

#### (「新成長戦略」の中心的役割を担う企業、特に中小企業の発展が経済成長のカギ)

名目3%超、実質2%超の「強い経済」を実現する「新成長戦略」の中心的役割を担うのは企業であり、その発展が何よりも重要であることは言うまでもない。「新成長戦略」において、法人実効税率の引き下げの方向性が打ち出されたが、わが国企業の国際競争力の向上を図り、積極的な設備投資等を通じて持続的な経済成長を確固たるものとしていくため、できる限り速やかに引き下げを実現すべきである。

また、企業数の99.7%、雇用の約7割を占め、地域経済社会を支える基盤である中小企業の健全な発展は、経済成長のカギとなる。そのため、中小法人の軽減税率を11%以下に確実に引き下げる必要がある。

今後、本格的に「新成長戦略」の具体策が動き出すが、日本経済の再生に向けて、わが国の最大の強みである「ものづくり産業」を改めて見直し、世界一の「科学技術創造立国」の実現を目指すとともに、新規事業の創造が期待される環境・エネルギー、健康等の成長分野における研究・開発、人材育成や創業を強力に支援する仕組みを構築し、元気な中小企業を育成していくことが不可欠である。さらに、中小企業の海外展開やITを駆使した生産性の向上に対する支援は、地域の経済や雇用を支える中小企業の活力強化とともに、地域活性化の観点からも喫緊の課題である。

#### (「新成長戦略」と「財政運営戦略」を一体的に実行し、財政健全化を着実に推進)

わが国の財政は危機的状況にあり、その打開のためには、「新成長戦略」と「財政運営戦略」を一体的に実行し、財政健全化を着実に成し遂げることが必要である。このため、まずは、社会保障制度の再構築、国と地方の役割分担、各種財政支出の優先順位等と財政健全化を総合的にパッケージで捉え、中長期的な歳出の見通しを明らかにしつつ、消費税の引き上げを含む税体系の抜本的改革を進めて必要な歳入を確保すべきである。

その際、特に成長戦略、国際競争力強化の観点から、法人実効税率を引き下げ一方、所得課税や資産課税の見直しにあたっては、引き下げも含めて検討すべきである。また、徹底的な行財政改革の実施も当然であり、その成果が財政面に及ぼす効果についても、国民に明示していく必要がある。

少子高齢化が進展するわが国において、現役世代や企業に大きく依存した税・社会保険料体系を維持していくことには限界がある。また、厳しい国際競争の中で日本企業が成長を続けていくため、法人税制等諸外国とのバランスが取れない税体系を見直していくことも必要である。

## 基本的な考え方

### I. 「新成長戦略」の実施に向けた税制改正

1. 法人実効税率の引き下げ	3
2. 中小法人の軽減税率の11%以下での恒久化、適用所得金額の大幅な引き上げ	3
3. 中小企業向けをはじめ経済成長に資する租税特別措置の維持	3
4. 新規創業・ベンチャー企業を税制面から強力に支援	4
5. 中小企業の国際化（海外展開）を支援する税制措置の拡充	5
6. 中小企業の交際費の全額損金算入の実現	6
7. 事業承継の円滑化のための税制措置の拡充	6
8. 国内事業環境整備に向けた税制改正	6
9. 中小企業に新たな負担をもたらす地球温暖化対策税には反対	7

### II. 税制抜本改革に対する考え方

1. 中長期的な歳出入の見通し等の総合的な検討を経ずに、消費税の税率やタイミングを議論すべきでない	7
2. 社会保障と税の共通番号制度の早期導入	7

### III. 企業の活力強化および経営基盤強化を促す税制

1. 企業の技術開発・研究開発・設備投資を支援する税制措置の拡充	9
2. 雇用促進を支援する税制措置の創設	9
3. 留保金課税の廃止	10
4. 欠損金制度の拡充	10
5. 役員給与に係る税制措置の拡充	10
6. 経営力強化に向けた税制措置の創設	11
7. 中小企業の企業年金制度等の拡充	11
8. 事業再生・再編を支援する税制措置の拡充	11
9. 印紙税の廃止（会社設立に係る印紙税を含む）	12
10. 環境・省エネへの取り組み促進に資する税制措置の創設	12
11. 消費税制度に関する改善すべき事項	13
12. グループ法人税制の積極的な活用促進に向けた運用明確化等	14

### IV. 内需拡大・地域活性化等に資する税制

1. 内需拡大・消費拡大に資する税制措置の拡充	14
2. 地域経済の活性化に向けた税制措置の拡充	14

### V. 経済社会の変化に対応した税制

1. 納税環境整備の充実	17
2. 確定決算主義の維持と非上場企業（特に中小企業）の会計のあり方	18

## VI. 経済活動・国民生活に資する税制

### 別紙

平成 23 年度事業承継円滑化に資する税制改正に関する意見…………… 21

## I. 「新成長戦略」の実施に向けた税制改正

### 1. 法人実効税率の引き下げ

アジア諸国やOECD諸国が国内企業の国際競争力強化や海外からの投資の活性化のため、法人の表面実効税率の引き下げを実施する中であって、わが国では引き下げは行われず、その結果、諸外国との表面実効税率の差は約 15%にまで拡大している。この法人実効税率の格差は、わが国に立地する企業の生産・研究開発拠点等の海外移転を促進し、海外からの投資の停滞を招く等、厳しい国際競争に晒されているわが国企業にとって極めて重大な経営課題となっている。こうした状況が続けば、国内雇用が悪影響を及ぼし、地域経済の停滞、ひいてはわが国経済の減退にも繋がりがねない。

「新成長戦略」等で示されているとおり、わが国の研究開発拠点等の海外流出を防止し、わが国に立地する企業の国際競争力の強化や対日投資の活性化を図る観点から、できるだけ速やかに法人実効税率を引き下げる必要がある。これにより、国内雇用の創出・確保、所得増による消費の拡大が図られ、自律的な経済成長を実現させ、結果として、財政健全化にも貢献することが期待される。

### 2. 中小法人の軽減税率の11%以下での恒久化、適用所得金額の大幅な引き上げ

中小企業は、わが国の経済成長の源泉であり、地域経済や雇用に大きな役割を担っている。その中小企業の経営基盤を強化し、競争力の向上を図る観点から、中小法人の軽減税率（平成 22 年度末まで 18%）を 11%以下に引き下げて恒久化するとともに、適用所得金額（800 万円）については、大幅に引き上げるべきである。

### 3. 中小企業向けをはじめ経済成長に資する租税特別措置の維持

わが国の経済成長や雇用を支える企業、特に中小企業が「新成長戦略」の実現に向けてその役割を果たしていくことができるよう、企業の技術開発・研究開発・設備投資等の積極的な促進や、地域経済の活力強化に向けた取り組みを税制面から支援していくことが重要である。その際、多様な中小企業の成長力をより一層強化する観点から、企業の成長に伴い発生する様々なニーズに応じて選択・活用できる税制メニューを揃え、中小企業者の利便性を高めておくことが重要である。中小企業向けをはじめ、経済成長に資する租税特別措置については、維持すべきである。

#### (1) 企業の技術開発・研究開発・設備投資を支援する租税特別措置の延長・拡充

科学・技術と雇用・人材は、「新成長戦略」に横串を通す政策の基軸として、最も重視すべき戦略であり、国際競争上の比較優位を強め、成長の「質」を高めるものとして、税制面においても強力に支援していくことが不可欠である。そのため、次に掲げる租税特別措置を延長・拡充する必要がある。

##### ①研究開発促進税制の拡充

研究開発促進税制の試験研究費総額に対する税額控除限度額については、法人税額の30%で恒久化すべきである。

#### ②人材投資促進税制の拡充・延長

平成22年度末で適用期限となる人材投資促進税制については、法人の役員（親族外の役員等）および個人事業主への適用拡大や、教育訓練費割合（労務費に占める教育訓練費）の引き下げ等の要件緩和を図るとともに、延長すべきである。

#### ③中小卸売業・小売業・サービス業に係る中小企業等基盤強化税制の延長

平成22年度末で適用期限となる中小卸売業・小売業・サービス業に係る中小企業等基盤強化税制については、中小企業の成長力強化の観点から延長すべきである。

#### ④中小企業のIT化を支援する税制措置の拡充

平成22年度末で適用期限となる中小企業情報基盤強化税制については、IT活用による中小企業の生産性の向上のため、恒久化を図るべきである。

#### ⑤エネルギー需給構造改革推進投資促進税制の延長

平成22年度末に適用期限となるエネルギー需給構造改革推進投資促進税制の即時償却（初年度100%償却）措置については、中小企業等の環境対策への意欲を高め、省エネルギー・温室効果ガス削減に資する設備等の導入を今後も国家戦略として進めていくため、延長すべきである。

### (2) 地域活性化に資する租税特別措置の延長

わが国の持続的な成長は、地域の活性化がなければ実現不可能である。企業の立地を促進するとともに、地域の資源を最大限活用した地域力向上や都市の再生を図り、魅力ある地域経済を形成していくことが地域活性化には不可欠であり、こうした取り組みを税制面から支援していくことは極めて重要と考えられる。このため、次に掲げる租税特別措置は延長することが必要である。

#### ①都市再生促進税制およびまち再生促進税制の延長

平成22年末で適用期限となる都市再生促進税制については、活力の源泉である都市基盤整備、都市の国際競争力や成長力強化を図る観点から、延長すべきである。

平成22年末で適用期限となるまち再生促進税制については、地域活性化に向けた民間活力を活用したまちづくりを推進する観点から、延長すべきである。

#### ②企業立地促進税制の延長

平成22年度末で適用期限となる企業立地促進税制については、地域の産業集積化を通じた競争力の強化を図る観点から、延長すべきである。

#### ③経営革新計画等に係る中小企業等基盤強化税制の延長

平成22年度末で適用期限となる経営革新計画・地域産業資源活用事業計画・農商工等連携事業計画に係る中小企業等基盤強化税制については、新たな事業活動の定着や新商品開発等による事業化・黒字化に一定の期間を要することから、計画に取り組む中小企業の実態に鑑み、成長促進の観点から延長すべきである。

### (3) 中小企業関係の租税特別措置の適用範囲の縮小には断固反対

中小企業をわが国経済の活力ある発展の担い手と位置付け、その自助努力を支援することがわが国の中小企業政策の理念である。租税特別措置の適用範囲の縮小は、本政策の理念に反する

ものであり、中小企業のさらなる成長を阻害することになる。

資金調達に制約がある中小企業において、内部留保による自己資本の充実は、金融機関からの借入を円滑にし、攻めの経営展開に必要な要素となっている。

#### **4. 新規創業・ベンチャー企業を税制面から強力に支援**

わが国は、長らく開業率が廃業率を下回る状況が続いており、企業数の減少に歯止めがかかっていない。このままでは、わが国経済の縮小を招き、失業者の増大等が懸念される。創業は、経済社会に新陳代謝をもたらし、経済活力を増大するのみならず、雇用の増加にも大きく貢献するものであり、新規創業・ベンチャー企業を税制面からも強力に支援していくことが必要である。創業時においては、会社設立の資金をはじめ、初期の設備投資や運転資金、顧客開拓資金等の多額の資金がかかる一方、十分な資金を調達することが困難なケースが多いため、果敢にチャレンジする企業が苦難を乗り越えて成長していけるよう、次の新規創業・ベンチャー企業を支援する税制措置が必要である。

##### **(1) 創業する中小企業の経営基盤確立、成長力強化に資する税制支援**

創業する中小企業について、法人税の減免や新規雇用増に応じた税額控除等、税制面から支援する必要がある。また、創業後5年間に生じた欠損金の繰越控除期間（7年）を無期限とすべきである。加えて、会社設立に係る印紙税および登録免許税を廃止するとともに、設立に係る手続きを簡素化すべきである。

##### **(2) 創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税非課税枠(1,000万円)の創設**

創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税について、1,000万円の非課税枠を創設し、新規創業を支援すべきである。

##### **(3) エンジェル税制の拡充**

“起業”を推進するうえで、エンジェル税制の果たす役割は重要である。同税制の利用促進に向けて、適用企業要件である売上高成長率（25%超）の引き下げや、創業3年以内を5年以内に延長する等の要件緩和を図るとともに、ベンチャー企業への投資促進の観点から、投資額の所得控除の上限額（総所得金額の40%もしくは1,000万円のいずれか低い方）を引き上げるべきである。

##### **(4) ベンチャー企業への投資促進の拡充等**

ベンチャー企業への投資促進を拡充するため、次の措置が必要である。

###### **① ベンチャー企業の株式購入時に投資額の一定割合を税額控除できる制度の創設**

ベンチャー企業への投資を促進する環境整備を図るため、対象企業の株式購入時の投資額の一定割合を税額控除できる制度を創設すべきである。

###### **② 個人投資家のベンチャー企業の株式損失における他の所得との損益通算**

個人投資家のベンチャー企業への投資により生じた譲渡損失について、別の株式投資で得た譲渡益だけでなく、他の所得との損益通算を可能にするとともに、損失繰越控除期間（3年）を延長すべきである。

## **5. 中小企業の国際化（海外展開）を支援する税制措置の拡充**

### **(1) 中小企業の海外展開への取り組みに係る費用の税額控除**

少子高齢化による国内市場の縮小、経済のグローバル化の進展に対応するために、中小企業においても、事業の国際化や海外展開を積極的に推進していくことが重要となっている。しかし、ヒト・モノ・資金・情報等経営資源が限られている中小企業においては、海外展開への取り組みは困難かつ相当な費用やリスクを伴う。そのため、海外の見本市や商談イベント等に要する費用、海外進出の事前調査に係る費用、専門家のコンサルティング費用等、中小企業の海外展開や海外市場の開拓、販売促進に係る費用の一定割合の税額控除等により、中小企業の国際化を支援することが必要である。

### **(2) 海外展開で得た利益の国内への還流促進に資する税制措置の拡充**

海外市場の開拓により、現地生産による新たな需要の創出等の動きが今後も加速する中、わが国企業が国内に研究開発拠点等の機能と雇用を残しつつ、海外において利益を確保し、それを国内に還流させ、新たな投資と雇用につなげていく好循環のシステムを創り上げていくことが極めて重要であり、次の税制措置が必要である。

#### **① 中小企業における受取配当金の全額益金不算入**

平成 21 年度税制改正において、海外展開による利益の国内への還流を促進させるため、外国子会社からの受取配当金益金不算入制度が導入されたが、中小企業については、受取配当金を全額益金不算入とする等により一層の税制支援が必要である。

#### **② 租税条約の締結・改定による現地子会社の配当等の源泉税率の見直し**

成長著しい中国等を中心とした各国との租税条約の改定を順次行い、現地子会社の配当・知的財産権使用料等の源泉税率を早急に見直すべきである。

## **6. 中小企業の交際費の全額損金算入の実現**

交際費は、既存顧客との関係維持や新規顧客の開拓に資する支出であり、企業会計においては全額費用計上されるものであるが、税務上は一部を除いて損金算入ができない。特に、中小企業は、大企業と異なり取引先が限定されるケースが多く、特定の取引先に対する販売促進活動は有効な手段であり必要不可欠なものである。また、販売促進活動の活発化は、地域経済の活性化にも資するものと考えられる。

このため、中小企業における事業遂行上必要かつ合理的な支出である交際費は、全額損金算入とすべきである。少なくとも、現行の中小企業特例（交際費 600 万円以下の 90%を損金算入）をさらに拡充し、恒久化すべきである。また、税務上の交際費の範囲から除かれる飲食費（1 人当たり 5,000 円以下）については、消費の拡大にも資することから、上限の引き上げ（1 万円程度）を図るべきである。

## **7. 事業承継の円滑化のための税制措置の拡充**

戦後に創業した中小企業の多くが世代交代の最中にあり、円滑な事業承継が極めて大きな経営課題となっている。リーマン・ショック以降、中小企業は厳しい経営環境に晒され、高度な技術等を有しながらも廃業や倒産に追い込まれる企業が少なくない。中小企業の円滑な事業継続は、わが国



の成長戦略の観点から極めて重要であり、相続税・贈与税については、事業承継の妨げになるような見直しを行うべきではない。

事業承継税制は、本格的な活用を図る段階に入っているが、事業承継のさらなる円滑化の観点から、中小企業の実態やニーズに即した制度の充実を図る必要がある。

**(1) 非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の要件緩和・充実化等**

①納税猶予制度の要件緩和・充実化

②相続時精算課税制度における贈与者の年齢要件（65歳）の60歳への引き下げ

**(2) 親族外の事業承継の円滑化を図るための税制措置の創設**

①同族株主判定の際の特例的評価方式の適用範囲の拡大

②低額譲渡の際の贈与税の減免

**(3) 分散した株式の集中化を支援する税制措置の創設**

**(4) 取引相場のない株式の評価方法の抜本的な見直し**

**(5) 担保付き事業用資産の相続財産の評価対象からの除外**

※詳細は別紙「平成23年度事業承継円滑化に資する税制改正に関する意見」(P.20)を参照。

**8. 国内事業環境整備に向けた税制改正**

わが国がアジアの拠点として復活し、魅力ある投資対象国へと変革していくためには、わが国の立地競争力を高め、海外からの投資を拡大させるとともに、海外の研究開発をはじめとする高付加価値機能の呼び込み等を戦略的に進めることが肝要である。そのためには、社会インフラはもとより、国内の事業環境を一層整備する必要がある。加えて、高度技術者等の外国人材が国内に居住しながらビジネス活動を行い、納税していくという好循環の構築も欠かせない視点である。

このため、税制面においても魅力ある事業環境の整備を後押しするべく、法人実効税率を引き下げ一方で、所得課税や資産課税の見直しについては、アジア諸国等とのバランスに留意しながら、引き下げを含めて検討を行うことが必要である。特にわが国の所得税の最高税率は、先進国やアジア諸国と比較して高い水準にあり、さらに引き上げが行われると、対日投資や海外人材の確保の障害となるのみならず、わが国人材の海外流出や消費マインドの悪化を招くことが懸念される。「新成長戦略」を着実に実施していくためには、所得税の最高税率の引き上げは行うべきではない。

**9. 中小企業に新たな負担をもたらす地球温暖化対策税には反対**

「2020年までに1990年比25%削減」という中期目標については、「主要排出国の参加」「国際公平性の確保」「環境と経済が両立する国内対策の実現の可能性」という前提条件を堅持し、条件が満たされない場合には目標値の再検討を行う必要がある。

目標を設定したうえで、まず、地球温暖化対策に必要な費用を明らかにするとともに、地球温暖化対策税については、国内排出量取引制度、再生可能エネルギーの全量買い取り制度と一体的に議論し、全体の負担額を明確にした上で検討すべきであり、現下の経済情勢を鑑みれば、中小企業に新たな負担をもたらす制度には反対である。

同税の用途について、一般財源化は論外である。

## II. 税制抜本改革に対する考え方

### 1. 中長期的な歳出入の見通し等の総合的な検討を経ずに、消費税の税率やタイミングを議論すべきでない

冒頭に述べたとおり、少子高齢化が進展するわが国においては、現役世代や企業に大きく依存した税・社会保険料体系を維持していくことは限界がある。また、厳しい国際競争の中で日本企業が成長を続けていくためには、法人税制等諸外国とのバランスが取れない税体系を見直していくことが必要である。

他方、わが国は危機的な財政赤字に陥っており、中長期的な財政健全化への道筋を立てる必要がある。このため、社会保障制度の再構築、国と地方の役割分担、各種財政支出の優先順位等と財政健全化をパッケージで捉え、中長期的な歳入・歳出の見通しを総合的に検討することが必要である。そして、わが国の危機的な財政赤字の状況や今後の社会保障給付費等の伸びを考えた場合には、消費税を含む税体系の抜本的改革を進めて、必要な歳入を確保する必要があり、消費税の引き上げもやむを得ないとする。

ただし、消費税の引き上げのタイミングや税率については、持続可能な社会保障制度の構築、中長期的な歳出・歳入の見通し、法人実効税率の引き下げ、財政健全化等を総合的に検討したうえで決定すべきものであり、その検討を経ずに、先に引き上げのタイミングや税率を判断するのは適当ではない。

仮に、消費税率を引き上げる場合にも、デフレの解消、景気回復の状況や目的税化の是非等を十分検討することが必要である。また、価格転嫁の困難を解消する対策に万全を期し、あわせて、中小企業に事務負担をもたらす複数税率は回避するとともに、消費税の逆進性対策として、「給付付き税額控除」を検討すべきである。

### 2. 社会保障と税の共通番号制度の早期導入

消費税を含む税体系の抜本的改革を実現するためには、基本的な社会的インフラとして、社会保障と税に共通した番号が不可欠である。また、給付付き税額控除、年金記録管理の効率化、公正・簡素な納税・納付体制を構築するためにも、社会保障と税の共通番号制度の導入を早期に実現すべきである。

なお、制度導入の検討に当たっては、情報漏えい防止に万全を期するとともに、目的外利用の範囲の明確化や罰則の設置、目的外利用を監視する第三者機関の創設等、納税者の不安を払拭する十分な措置を講じたうえで、円滑な導入を目指す必要がある。

今後、消費税を含む税体系の抜本的改革の議論が本格化することが見込まれる。税制改革は、企業の活力や国民生活に極めて大きな影響を及ぼすものであることから、わが国経済成長の源泉である事業者、そして各地域の声に十分耳を傾けて検討を進めるべきである。

## III. 企業の活力強化および経営基盤強化を促す税制

わが国の中小企業は極めて厳しい経営環境に直面しながらも、必死の経営努力を続け、地域経済や雇用維持に大きな貢献を果たしている。今後、「新成長戦略」に基づき、持続的な成長を実現していくためには、中小企業の役割が極めて大きいことは言うまでもない。中小企業を勇気づけ、自助努力を支援す

るような政策によって、中小企業の経営基盤や成長力の強化、生産性向上を支援していくことが不可欠である。このため、以下の税制措置が必要である。

## **1. 企業の技術開発・研究開発・設備投資を支援する税制措置の拡充**

アジアを中心に急拡大する新興成長国の台頭、さらなる技術革新の加速化、激しいグローバル競争の中で、経済の活力を高め、持続的な成長を実現するためには、わが国企業の国際競争力を高めることが不可欠である。そのためには、イノベーションの促進等、企業の成長力強化に資する税制措置が必要である。世界一の「科学技術創造立国」の実現やものづくり技術・技能のさらなる発展のため、技術開発・研究開発・設備投資とそれを支える人材を支援する以下の税制措置が必要である。

### **(1) 中小企業投資促進税制の拡充**

中小企業投資促進税制の適用対象資産は「製品を製造する設備」とされ、検査機器や測定機器等は対象外となっている。製造業では、製造設備と検査・測定機器等は不可分の存在となっており、適用対象資産に検査機器や測定機器等を追加すべきである。

### **(2) 中小企業の市場開拓や販売促進等を支援する税制措置の創設**

中小企業が事業を創出し、育て収益を上げていくためには、技術開発・研究開発・設備投資により開発した製品の市場開拓や販売促進が不可欠であり、中小企業の市場開拓や販売促進等を支援する税制措置の創設が必要である。

### **(3) 中小企業等の技術開発等に資する寄附金制度の拡充**

中小企業等の技術開発・研究開発の基盤整備に向けて、科学技術振興関連法人等への寄附金制度の大幅な拡充（全額損金算入等）を図るべきである。

### **(4) 減価償却制度のさらなる見直し**

技術革新のスピード等に対応した減価償却資産の法定耐用年数の短縮化等、減価償却制度のさらなる見直しを図るべきである。

### **(5) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入限度額の引き上げおよび制度の恒久化**

少額減価償却資産の特例について、対象価額(30万円未満)や取得合計額の制限(合計額300万円まで)を引き上げたうえで、恒久化すべきである。

## **2. 雇用促進を支援する税制措置の創設**

中小企業は、地域の雇用を守る担い手として、厳しい経済情勢の中にあっても雇用を維持するために最大限の努力を必死に行っている。また、優秀な人材の定着を図り、中小企業の有する技術・技能を伝承することは、わが国経済の発展に不可欠である。このため、中小企業の雇用促進や従業員の福利厚生の上を強力に支援する観点から、以下の税制措置が必要である。

### **(1) 人材確保支援税制（仮称）の創設**

中小企業の雇用の維持・増大を支援するため、人材確保に積極的に取り組む中小企業に対し、採用

活動に伴う費用や人件費の増加額の一定割合を税額控除する制度を創設すべきである。

## **(2) 雇用安定化に資する措置の創設**

中小企業の雇用の安定化を支援するため、新規創業・ベンチャー企業や継続的に従業員を雇用している中小企業に対し、社会保険料の企業負担分の一定割合を減免する措置を創設すべきである。

## **3. 留保金課税の廃止**

激しい経済変化に対応していくとともに、国際競争力を確保するためには、企業の資金繰りや信用力の向上、技術開発や研究開発等の将来投資の資金確保を円滑にする環境整備が不可欠である。企業の事業継続の向上や経営基盤強化の観点から、留保金課税を廃止すべきである。

## **4. 欠損金制度の拡充**

### **(1) 中小企業の欠損金の繰戻還付期間の2年への拡充**

中小企業の欠損金の繰戻還付制度の繰戻期間が1年に限られているが、欠損法人のキャッシュフローの改善を支援するため、欠損金の繰戻還付期間を2年に拡充すべきである。

### **(2) 欠損金の繰戻還付制度の適用対象の中堅企業への拡充**

リーマン・ショック以降の厳しい経済情勢において、中堅企業も苦境から立ち直れず、引き続き厳しい状況にある。地域経済と雇用の中核として大きな役割を担っている中堅企業の財務基盤強化の観点から、欠損金の繰戻還付制度を中堅規模（資本金1億円超5億円未満）の企業にまで適用を拡大するとともに、繰戻期間を2年に拡充すべきである。

### **(3) 欠損金の繰越控除期間の拡充**

課税上の期間損益の通算は、企業が中長期的な視点に立った経営を行ううえで極めて重要である。欠損金の繰越期間については、平成16年度税制改正において7年に延長されているが、グローバル競争がより一層激化する中、長引く不況や世界的な経済環境の変化に対応し、わが国企業が果敢にリスクのある事業に挑戦できる環境を整備するため、欠損金の繰越控除期間を延長すべきである。

## **5. 役員給与に係る税制措置の拡充**

役員給与は、税務上は原則損金不算入とされ、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与の3種類の役員給与のみ損金算入を認めるという制度となっている。役員給与は職務執行における対価であることから、原則、全額損金算入とすべきである。

少なくとも、事業年度開始後に損金算入が認められる役員給与改定事由のうち、「通常改定」については、事業年度開始から3カ月以内に限られ、3カ月後以降は「特別な事情」がない限り認めないものとされているが、年間を通じて好不況の変動が激しい中小企業の実態に鑑み、年度途中での改定を事業年度開始から半年後まで認める等、柔軟化を図るべきである。

## **6. 経営力強化に向けた税制措置の創設**

中小企業の収益性の向上がもたらされ、雇用の増大や地域の活性化が図られる好循環を作り出すため、

経営コンサルティング費用やISO取得費用等の一定割合の税額控除等、中小企業の経営力向上や事業意欲向上に資する税制措置を創設すべきである。

## **7. 中小企業の企業年金制度等の拡充**

わが国の雇用の7割を支える中小企業が最適な企業年金・退職金制度を充実させることは、従業員の将来への不安の払しょくや福利厚生の上昇に資するものであり、次の税制措置を講じるべきである。

### **(1) 最適な企業年金制度・退職金制度を構築するための環境の整備**

- ①特別法人税については、「拠出時・運用時は非課税、給付時に課税」という年金税制の原則に反しており、完全撤廃すべき。
- ②確定給付と確定拠出の特徴を持つ新たなハイブリッド型企業年金を創設すべき。
- ③総合型確定給付企業年金および総合型確定拠出年金への従業員単位での任意加入を認可すべき。
- ④閉鎖型適格退職年金の年金受給者に関する税制上の優遇措置を継続すべき。
  
- ⑤中小企業における退職給付引当金に対する損金算入制度を復活すべき。

### **(2) 特定退職金共済制度の拡充**

- ①中小企業退職金共済制度の加入対象者の範囲が拡大されることになった場合には、特定退職金共済制度においても、加入対象者の範囲を中小企業退職金共済制度と同様に拡大すべき。
- ②特定退職金共済制度を将来的にも安定した制度とするため、受給権の保護等を担保する仕組みなどを盛り込んだ早急な法的整備の実現を図り、適格退職年金からの非課税移換を実現すべき。

## **8. 事業再生・再編を支援する税制措置の拡充**

中小企業をめぐる経営環境は依然厳しく、倒産数は減少に転じてはいるものの、依然として不況型倒産を中心に高止まりしている。こうした状況を背景に、地域の中堅・中小企業等の円滑な事業再生を支援する「企業再生支援機構」が創設されたが、地域経済の活力維持や雇用確保の観点から、中小企業の事業再生・継続への取り組みを力強く支援していくことが重要である。

- (1) 産業活力再生特別措置法の改正に基づく「第二会社方式」(※)により認定を受けた計画に基づき実施される事業譲渡における不動産取得税を軽減する措置は適用期限を延長すべきである。

※経営困難に陥っている会社から事業譲渡によって採算見込みのある事業を分離し、当該事業の再生・継続を図る手法。

- (2) 資本に係る取引等に係る税制の創設に伴い、現行の清算所得課税が通常の所得課税方式に改正されたことにより、十分な期限切れ欠損金がなければ、第二会社方式における旧会社の特別清算の過程において、債権者から債務免除を受けた場合には、債務免除益が課税対象となる。この債務免除益に対応するだけの青色欠損金や期限切れ欠損金等がなければ、新会社に課税負担が生じるため、解散しても清算に踏み切れない企業が増加する可能性がある。第二会社方式の効果的な活用のため、中小企業再生支援協議会等の然るべき主体により認定された事業再生計画については、現行の清算所得課税を認めるべきである。

- (3) 法的整理および「民事再生法の法的整理に準じた一定の私的整理」により事業再生が図られた場合に、資産の評価損益および期限切れ欠損金の優先控除の利用ができるいわゆる「事業再生税制」について、現行、「一定の私的整理」の要件の一つとして「2以上の金融機関が債務免除すること」が盛り込まれているが、事業再生の迅速化を図るため、「1以上の金融機関」とすべきである。
- (4) 中小企業再生支援協議会や企業再生支援機構等が認定する再生計画に基づき、経営者やその同族関係者が会社に土地等の私財を提供した場合、提供側・受領側ともに課税が発生しないような特例措置を創設し、負債総額が膨張する前に再生に向けたインセンティブを与えることで、再生の早期解決を図るべきである。
- (5) 事業再生の局面においては、資産価格を時価に再評価し、簿価よりも時価が低い場合には減損を行っているが、固定資産税の評価基準にはこれらの減損が考慮されないため、結果として高い評価基準に基づいて税額計算がなされており、再生に取り組む企業にとって過度な負担となっている。このため、法的整理および「一定の私的整理」に基づく事業再生においては、固定資産税の負担軽減を行うべきである。
- (6) 債務保証の特例（※）の判定基準が明示されていないため、資産処分後に本特例が適用されない可能性もあり、迅速な企業再生の障害となっていることから、特例適用の判断基準を明確にすべきである。
- ※保証人が所有資産を譲渡して債務を弁済したが、主たる債務者への求償権の行使が不可能な場合、処分した資産の譲渡所得をないものとする特例。中小企業の事業再生の際、会社の借入に対し代表者等の所有資産を処分して保証債務を履行することも多く、資産を処分した際の資産譲渡益について本特例が適用可能。
- (7) 民事再生法の法的整理に準じた一定の私的整理（私的整理ガイドライン等）において債務免除が行われた場合、期限切れ欠損金を青色欠損金等に優先して控除できる制度改正が行われたが、適用要件の債務超過解消期間（3年）を金融検査マニュアルに合わせて5年に延長し、さらなる中小企業の再生の円滑化に資するべきである。

## **9. 印紙税の廃止（会社設立に係る印紙税を含む）**

印紙税については、電子商取引やペーパーレス化の進展により、文書を課税主体とすることに合理性が失われてきている。加えて、電子媒体を通じた取引の度合いや手形の利用に伴い、電子化への対応が比較的遅れている特定の業界や中小企業に負担が偏っており、課税上の不公平感が生じている。また、課税文書の判定が難しく事務負担が重いこと、一取引について何重にも課税されること等の制度上の問題点も多く、速やかに廃止すべきである。

## **10. 環境・省エネへの取り組み促進に資する税制措置の創設**

### **(1) 中小企業の省エネ対策と、省エネ・新エネの技術開発の促進**

世界をリードする環境分野の技術革新を加速させ、国際競争力で他国の追随を許さない優位性を

確保するという観点から、省エネ技術や新エネルギーに係る研究開発について税制上の優遇措置を創設すべきである。

## (2) 業務・家庭部門における対策の促進

温室効果ガス削減対策が遅れている業務・家庭部門の取り組みを加速するよう、家庭・オフィスにおける省エネ型製品（電気製品、照明器具、ガス・石油機器等）への買い替えを促す税制上のインセンティブを創設すべきである。

## (3) 新エネルギー等の利用促進

温室効果ガスの排出を伴わない風力発電や太陽光発電などの再生可能エネルギーから電力を得ることによる環境付加価値を証書化した「グリーン電力証書」の購入費用について、その全額を損金算入できるような措置を創設すべきである。

# 11. 消費税制度に関する改善すべき事項

## (1) 新設中小法人に係る消費税の免税事業者となる資本金基準の見直し

新設中小法人に係る消費税の免税事業者となる資本金基準（資本金 1,000 万円未満の法人）を「1 億円以下」に引き上げるべきである。

## (2) 仕入税額控除の要件緩和

現行の仕入税額控除の要件は、帳簿および請求書等を保存し、なおかつ仕入先の名称、仕入の年月日、資産または役務の内容等を記載しなければならず、法令上法人税や所得税よりも記帳水準が厳格に要求されている。このため、事業者にとって多大な事務負担が生じており、また、帳簿等の「記録」の不備を理由に仕入税額控除が認められない事例も発生している。

事業者の納税事務負担の軽減および課税側の徴税コスト削減の観点から、例えば、請求書等の証憑書類に上記事項の記載がある場合は、帳簿への記載事項を一部省略できるようにするなど、仕入税額控除の要件を法令上緩和すべきである。

## (3) 消費税の納税手続きに関する制度の改善

消費税の納税事務の円滑化を図るため、納税手続きを次のとおり改善すべきである。

- ① 消費税の少額滞納を防止する観点から、自ら希望する場合、課税額の多寡によらず、中間申告および納付回数を任意選択できる制度に改めること。
- ② 法人税では一定の理由がある場合には、申告書の提出期限を 1 カ月間延長できるのに対し、消費税には提出期限の延長制度がないが、納税者の利便性を図る観点から、法人税と同様、消費税の申告期限の延長措置を創設すること。

## (4) 個別消費税等との二重課税の解消

消費税は、個別消費税（揮発油税、自動車取得税、酒税等）や印紙税等との二重課税となっており、石油製品や自動車関連等の特定の業界や消費者に税負担が偏っていることから、公平性を欠いている。このため、消費税と以下に掲げる個別消費税等との二重課税は、早期に解消すべきである。

- ①石油に課せられる税（揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税等）
- ②自動車に課せられる税（自動車取得税）
- ③嗜好品に課せられる税（酒税、たばこ税、たばこ特別税）
- ④その他の税（印紙税、ゴルフ場利用税、建物に係る不動産取得税、入湯税等）

## 12. グループ法人税制の積極的な活用促進に向けた運用明確化等

平成 22 年度税制改正でグループ法人税制が創設されたが、企業のさらなる制度利用促進を図るため、次に掲げる制度の運用明確化等を進める必要がある。

- ①資本金額または出資金額が 5 億円以上の親法人等の 100%子法人は中小企業特例の適用対象外であるが、複数の異なる親法人（例えば、資本金 3 億円、資本金 2 億円の 2 つの親法人）による 100%子法人に関する解釈を明確化していただきたい。
- ②法人出資による 100%子会社間で寄附が行われた場合、グループ法人税制が適用されるが、個人出資による 100%子会社間の寄附については、同税制の適用対象外となっている。個人出資による場合にも、出資者の希望により、ある一定の要件の下に同税制を活用することができるよう検討いただきたい。

## IV. 内需拡大・地域活性化等に資する税制

### 1. 内需拡大・消費拡大に資する税制措置の拡充

#### (1) 金融所得課税の一元化

金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、区分毎に税率が分かれている金融所得について、多様な金融商品を幅広く捉えて課税方式の均衡化を図るとともに、損益通算の対象範囲を非上場株式等に拡大すべきである。

こうした金融所得課税の一元化とその対象範囲の拡大を図ることで、貯蓄から投資への流れを一層促進し、わが国経済の活性化に繋げていくべきである。

#### (2) 大規模地震対策の促進

近年、わが国において、大規模な地震が頻発しており、日頃の地震対策の重要性を再認識するとともに、BCP（事業継続計画）を策定し災害発生時の事業継続に資する動きも活発化している。

地震対策のより一層の促進や景気浮揚の観点から、特定建築物（学校、図書館等）以外の事務所や工場等の建築物について、地震対策のための改修や建替えを行った場合、その工事に伴って取得等をする建物部分を特別償却の対象としつつ、特別償却率を時限的に 100%等とする等、思い切った措置を講じるべきである。

### 2. 地域経済の活性化に向けた税制措置の拡充

#### (1) 土地税制等の見直し

##### ①土地に係る固定資産税の負担軽減等

(ア)固定資産税は、担税力の乏しい赤字企業や収益性の低い中小企業に対しても一律に課税されており、特に規模の小さい中小企業にとって相対的に過重な負担となっている。中小企業の税負担に配慮する観点から、中小企業の固定資産税の軽減税率の創設が必要である。



(イ)商業地等においては、土地の実勢価格が下落しているにもかかわらず、固定資産税は上昇しており、中小企業にとって多大な負担感をもたらしている。地域産業の競争力強化や空洞化防止の観点から、土地評価方法を見直すとともに、固定資産税の負担の適正化・均衡化を図るため、負担水準の上限（70%）を60%へ引き下げるべきである。

#### ②建物に係る固定資産税の抜本的な見直し

建物に係る固定資産税の評価については、再建築価額方式により算出されているが、算出方法が極めて複雑であり、また年数が経過しても評価額が一向に下がらない等の問題点が指摘されている。このため、現行の再建築価格方式の見直しを含め、納税者が理解、納得できる評価方法へ見直すべきである。

#### ③償却資産に係る固定資産税の廃止

諸外国においては、償却資産に固定資産税を賦課している例は少なく、わが国の国際競争力を削ぐことから早急に廃止すべきである。少なくとも、中小企業に対し、納税事務負担の軽減の観点から、償却資産に係る免税点（150万円）を引き上げること、30万円未満の少額減価償却資産を課税対象外とすること等の措置が必要である。

#### ④不動産流動化促進のための税制措置

土地の取得コストを軽減し、土地の有効利用を通じて新しい産業構造への転換および地域経済の再生を図るため、以下の税制措置が必要である。

(ア)登録免許税については、金額等を課税標準としているが、「登記事務」に要する費用と比較して過重となっており、手数料程度（例えば、一律、数千円程度）へ引き下げること。

(イ)不動産取得税を廃止すること。

(ウ)平成10年より課税が凍結されている地価税は、直ちに撤廃すること。

(エ)法人の土地譲渡益重課制度の恒久的廃止を図ること。

(オ)不動産譲渡損失と他の所得との通算を認めること。

#### ⑤建物等の競争力強化に向けた減価償却耐用年数の短縮

急速な技術革新のスピードに合わせ、建物に付加価値を加え競争力強化を図るべく、高機能インテリジェントビルへの建替え等が進展する中、建物等の減価償却耐用年数については、実態に即して短縮化を図るべきである。

## (2) 住宅税制の延長・恒久化

日本経済が明るさを取り戻すためには、雇用や仕事の増大をもたらす需要の創出が不可欠であり、経済波及効果が大きい住宅需要を喚起することがその近道であることから、以下に掲げる住宅取得を支援する税制措置が必要である。

①省エネおよびバリアフリーに対応した住宅の普及を加速するため、平成22年度末に適用期限となる省エネ住宅リフォームおよびバリアフリー住宅リフォームに対する投資型減税を延長すべきである。

②平成22年度末に適用期限となる不動産取得に係る印紙税および登録免許税の軽減措置を延長すべきである。

③平成23年度末に適用期限となる新築住宅に係る固定資産税の軽減措置については、恒久化すべきである。

### (3) 中心市街地等の活性化のための税制措置の拡充

地域活性化に向けて、遊休地等の有効利用の促進、地域の関係者や民間事業者等が主体となって実施する中心市街地等の活性化を支援する次の税制措置が必要である。

- ①遊休地等の有効利用の促進を図るため、事業用の借地期間に比べ建物の償却期間が長い場合には、建物の償却期間を借地期間に合わせるべきである。
- ②商店街等地域活性化に寄与する団体やNPO法人等への寄附金について、特定公益増進法人並みの寄附金優遇を認めるべきである。
- ③地域の活性化のための行事や活動への協賛金等について、全額損金算入できるような措置が必要である。

### (4) 企業の集積の維持・発展のための税制措置の拡充

平成 22 年度末で適用期限となる中小企業高度化事業に係る特定資産の買換え、譲渡または交換の場合の課税特例については、企業の集積の維持・発展のため、延長すべきである。

また、高度化融資の対象に市区町村を追加し、現行の都道府県向けの高度化融資に係るものと同様の税制措置（事業用資産の買換え特例等）を講じ、税制面からさらなる支援を行うべきである。

### (5) 事業所税の廃止

事業所税は、人口 30 万人以上の市において、都市環境の整備や改善の費用に充てることを目的として課税されているが、都市計画税も徴収される中、すでに本税の目的は達成されている。本税は、都市間の公平性の観点から問題であるとともに、対象都市部への新規開業や事業所の立地を阻害する要因にもなり得るものである。

また、事業所税は、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、固定資産税との二重負担の問題や、新規開業および算出根拠となっている「事業所面積の拡大」、「従業員給与の増加」に抑制的な仕組みとなっており、企業の成長力、地域経済の成長を阻害するものである。

このため、事業所税は廃止すべきであり、特に負担感が大きい中小企業に対しては、直ちに廃止する必要がある。

### (6) 国と地方のあり方と税制

国・地方ともに厳しい財政状況に置かれている中、地域主権の実現に向けて、国から地方へ、官から民への流れを加速させ、それぞれの地域が創意工夫により活性化を図ることができるよう、地域の「自主・自立」を確保する必要がある。

#### ①地域主権の確立に向けた税制のあり方

地域主権を確立するためには、国および地方の徹底した業務の見直しや歳出削減を行ったうえで、国と地方の役割分担を明確化し、国が一定水準の確保に責任を持つべきものは国に残しつつ、地方が担うべき行政サービスについては、相応の税財源および権限を思い切って地方に移譲する必要がある。税源移譲の際には、税収中立を前提として、国税の一定割合を地方税に切り替え、最終的には、財政調整機能に特化した新しい交付税と併せて税源配分は業務配分と同等の比率を確保すべきである。

#### ②法人への安易な超過課税・独自課税導入への反対

地方自治体においては、財源確保のため、標準税率を超えた率で課税する超過課税や条例による独自課税を導入しているところがあるが、その内容を見ると、法人への課税が多く、「取りやすいところから取る」といった姿勢が否めない。

新たな税負担を民間に求める場合、まず、行政において人件費を含めて徹底的に歳出削減をしたうえで、納税者となる住民や事業者等に対し、自治体の財政状況や当該税制の政策目的を十分に説明し、理解を得ることは当然の責務である。ましてや、十分な説明もなく、安易に法人にのみ課税するようなことは行うべきではない。

## V. 経済社会の変化に対応した税制

### 1. 納税環境整備の充実

#### (1) 国税・地方税・社会保険料の徴収効率化

わが国の国税・地方税・社会保険料の徴収は、国税庁、地方自治体、日本年金機構等の各徴収機関によって行われているが、課税ベースの多くが重複しているわが国の状況を鑑みると、徴収一元化を進めている諸外国と比べて、納税者側・徴収側双方が多大なコストを負担しており、効率性に欠けている。

納税者側の事務負担軽減および徴収側の徴収コスト削減・効率化の観点から、まずは、国と地方において、課税ベースが重複している税目（法人税・地方法人二税、個人所得税・個人住民税）等の徴収機関窓口の統一を図り、最終的には国税、地方税、社会保険料、雇用保険料等のすべてについて、徴収体制の効率化を進めるべきである。

#### (2) 利子税・延滞税・不納付加算税の軽減

##### ①利子税・延滞税の軽減

利子税の税率は、特例基準割合で 4.3%、延滞税の税率は、2カ月を経過する日まで特例基準割合の 4.3%が適用され、2カ月経過後は 14.6%となっている。14.6%という税率は、昭和 37 年に制定された国税通則法に規定されたものであるが、当時の公定歩合は 6.57%、平均貸出金利は 8～9%程度であり、14.6%は相応の罰則負担であったといえる。

しかし、昨今の金利情勢に照らして余りにも高利率であり、資金繰りに余裕のない中小企業に対し過酷な負担を強いているため、以下の対応を講じるべきである。

(ア) 利子税は延納期間の約定利息、延滞税は遅延利息に相当するものであるため、市中金利との格差を踏まえ、利子税・延滞税の利率を軽減すべきである。

(イ) 延滞税の軽減割合の適用期間（2カ月）を拡大すべきである。

(ウ) 予定納税に関して、予定納税時期の納税が遅れた場合にも延滞税が課せられているが、予定納税は前払い的な性格を有するものであるため、予定納税時期の納税が遅れた場合の延滞税の課税を廃止すべきである。

##### ②不納付加算税の軽減

中小企業は、人的資源に乏しく本業に人員を充てたい中、経理担当の社員をわざわざ雇い、従業員の給与所得の源泉徴収事務等、本来国が負うべき納税事務に協力をしている。例えば、源泉所得税の納付期限は翌月の 10 日と極めて短期間に設定されているにもかかわらず、これを順守している。特に年末調整等は、中小企業は本業において多忙を極め、その状況にあっても必死になって納税事

務を行っている状況にある。

このような中で、源泉所得税の納付遅延が起これば、不納付加算税として、原則、源泉所得税額の10%が徴収されることになる。これは、人的資源に乏しい中小企業に対し、過度な負担を強いるものであり、次の対策を講じるべきである。

(ア) 給与所得の源泉所得税の納付期限（翌月10日）を、「翌月20日」とする。

(イ) 不納付加算税（源泉所得税の10%）を軽減する。

### (3) 中小企業の納税事務負担軽減措置の創設・手続きの簡素化

申告納税方式を採用しているわが国では、納税者に納税のための多大な事務負担が課せられている。特に、人的資源に乏しい中小企業における納税負担は、生産性向上の阻害要因ともなっている。中小企業の生産性の向上のため、次に掲げる措置が必要である。

① 納税事務負担の軽減に向けて年末調整や確定申告手続きの簡素化が図られてきている中で、年末調整への寄付金控除の対象拡大などの納税事務負担増に繋がるような改正には反対する。

② 中小企業が本業に専念できるよう提出書類の免除・簡素化等を図り、中小企業の負担を軽減すべきである。また、納税協力費用相当分の税額控除制度を創設すべきである。

③ 「事前照会に対する文書回答手続」について、税務当局の執行体制の強化を図りつつ、対象取引要件の緩和等所要の改善を図るべきである。

④ 納税事務負担に配慮して、個人事業者の確定申告手続については、平日夜間や休日にも税務署の窓口において受け付けるべきである。

⑤ 国税・地方税等の徴収一元化が実現できるまでの間、納税事務負担の軽減、徴収事務の効率化に向けて、以下の取り組みを行うべきである。

(ア) e-Tax（国税）と eTAX（地方税）を統合し、恒常的な税額控除制度を創設すること。

上記（ア）が実現するまでの間、以下の措置を講じること。

・ e-Tax（国税）について、税額控除額（5,000円）を拡充し、一度限りでない恒常的な制度とすること。なお、操作を簡便化した使い勝手のよいソフトを開発すること。

・ eTAX（地方税）について、導入自治体の一層の拡大や税額控除制度を創設すること。

(イ) 地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等を統一すること。

(ロ) 国や都道府県や市町村毎に行っている書類等の提出や納付窓口等について、本社や本店所在地のある自治体において、手続きを一元化できるようにすること。

(ハ) 固定資産税の償却資産の申告期限を各社の法人税申告期限と統一すること。

(ニ) 中間申告および予定納税について、選択により申告できるようにすること。

(ホ) 法人による法人税や消費税の振替納税を導入すること。

(ヘ) 「法人事業概況説明書」の提出を省略すること。

(ト) 連結納税における連結子法人の個別帰属額等の届出書の提出を省略すること。

(チ) 個人事業者における確定申告の時期を選択できるようにすること。

(リ) 準確定申告（納税者が死亡したときの確定申告）の申告期限を相続税申告期限まで延長できるようにすること。

(ル) 法人の青色申告承認申請書や棚卸資産の評価方法の変更承認申請書などの提出期限を前事業年度に係る確定申告書の提出期限までとすること。

(シ)少額減価償却資産特例の国税と地方税の扱いについて統一化を図ること。

#### (4) 国税不服審判所等の見直し

納税者の立場に立った納税環境のさらなる整備のため、納税者からの更正請求期間や国税不服審判所改革について見直しが必要である。

①更正の請求をすることができる期間を5年とすべきである。

②国税不服審判所の中立性の確保・整備のため、次の措置を講じる必要がある。

(7)外部人材の審判官を増加させること等により第三者性を高めるべきである。

(4)取り扱う事件の範囲を、国税に限定することなく地方税にも拡大すべきである。

#### (5) 活動実態に応じた非営利法人課税の実施

中小企業・小規模事業者の振興や地域の再生・活性化に取り組んでいる商工会議所等特別法に基づいて設立された特に公益性の高い非営利法人については、その公益的な活動をさらに促進するために、特定公益増進法人等以上の寄附金優遇を認める等、寄附金制度を拡充すべきである。

## 2. 確定決算主義の維持と非上場企業（特に中小企業）の会計のあり方

わが国企業の大宗を占める中小企業の多くは、専ら税務を念頭に置いた会計実務により計算書類を作成しており、確定決算主義の維持は極めて重要である。会計の国際化が進む中、コンバージェンスの進展やアドプションにより、わが国税制と相容れない会計基準の見直しが行われると、結果として会計と税制の乖離が進むことにもなりかねず、確定決算主義の維持が危ぶまれることとなる。

現在、非上場企業の会計のあり方について、関係者による協議が行われているが、非上場企業、とりわけ中小企業の会計基準は、国際会計基準の影響の及ばないものとするとともに、以下の観点により策定されるべきである。

#### (1) 中小企業の実態に即した会計基準の策定

中小企業の会計基準は、中小企業経営者が理解しやすく、経営状況の把握に役立ち、事務・コスト負担が最小限であり、中小企業の目線に立ち、中小企業の属性等の実態を踏まえたものとするべきである。

#### (2) 基準は、中小企業庁等を中心に中小企業関係者等により策定されるべき

法人税申告法人 260 万社の大宗を占める中小企業が自ら遵守しようと思う会計基準は、中小企業者自身をはじめ中小企業関係者や会計専門家等が参加する場において、「中小企業の健全な発展」という中小企業政策の担い手となっている中小企業庁等が中心となり、策定されるべきである。

## VI. 経済活動・国民生活に資する税制

### 1. 所得税関係

(1) 企業の株式発行・譲渡による資本調達力を強化するため、個人段階における配当二重課税を是正すること。

(2) 給与所得者が職業能力の開発・向上に資する自己啓発を行った場合の費用を特定支出控除の対象

とすること。

- (3) 個人事業主の事業承継や事業主報酬に係る勤労性に配慮した所要の税制措置の実現を図ること。
- (4) 事業再生での現物出資・私財提供に対する特例措置を創設すること。
- (5) 二世帯・三世帯同居促進に向けた住宅減税を図ること。

## **2. 法人税関係**

- (1) 中小企業等の貸倒引当金の特例を延長すること。
- (2) 商工組合等の留保所得の特別控除を延長すること。
- (3) 中小企業における従業員の安定的な確保のため、職場環境の充実や能力向上に資する施設の設置・運営経費等に係る減税措置を創設すること。
- (4) 高校生・大学生等を対象にしたインターンシップにおいて、インターンおよび雇用期間に応じて、費用の一定割合の税額控除を認める措置を講じること。

## **3. 所得税・法人税共通関係**

- (1) 平成10年4月以降に取得した建物については、償却方法が定額法に限定されており、定率法も選択できるようにすること。
- (2) 中小企業等が排出する機密書類を再生紙としてリサイクルする「エコマーカ事業」について、紙の焼却を行わないことによる二酸化炭素の排出削減と紙リサイクルの推進の観点から、本事業の利用促進に資する税制措置を講じること。

## **4. 相続税・贈与税**

- (1) 相続時精算課税制度における相続税の計算は、贈与時の評価額と相続時の評価額のいずれか低い額により計算できるように見直すこと。
- (2) 相続時精算課税制度の適用を受ける宅地等について、小規模宅地等の特例の適用を受けられるようにすること。
- (3) 相続時における生命保険金および死亡退職金の非課税限度額を引き上げること。

## **5. その他の国税**

信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置を延長すること。

## **6. 地方税関係**

- (1) 法人住民税均等割額の損金算入を認めること。
- (2) 法人事業税への外形標準課税を撤廃すること。ましてや将来、外形標準課税の対象範囲が拡大されることは、絶対にあってはならない。
- (3) 「森林環境・水源税」の導入は行わないこと。
- (4) 防災街区整備事業に係る防災施設建築物の特例措置の適用期限を延長すること。
- (5) 地方税について、欠損金の繰戻還付制度の創設を検討すること。
- (6) 個人事業税の事業主控除額（290万円）を引き上げること。
- (7) 個人住民税の各種所得控除額を所得税の所得控除額と同額まで引き上げること。

(8) 法人住民税の均等割課税標準となる資本金等の額について、欠損填補による無償減資を行った法人に対し、資本金等の金額から無償減資額を控除する措置を講じること。

以上

別紙

## 平成 23 年度事業承継円滑化に資する税制改正に関する意見

平成 22 年 7 月 15 日

日本商工会議所

全企業数の 99.7%を占める中小企業は、雇用の約 7 割を担い、わが国の経済社会の基盤を支える源泉である。

戦後、創業した中小企業の多くが世代交代の最中にあり、長引く不況の中で円滑な事業承継が極めて大きな経営課題となっている。特に、一昨年秋のリーマン・ショック以降、中小企業は、さらに厳しい経営環境下に晒され、高度な技術や経営基盤を有しながらも、廃業や倒産に追い込まれる企業も少なくない。

新成長戦略の実行が本格化していく中で、中小企業の活性化なしには、わが国の持続的な経済成長はあり得ず、地域経済の中核を担い、雇用の重要な受け皿としての役割を果たしていくことは困難になりつつある。

事業承継税制は、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（経営承継法）による納税猶予制度の導入により、本格的な活用を図る段階に入っている。平成 23 年度税制改正においては、厳しい経営環境下において事業承継のさらなる円滑化を促進するため、中小企業の実態やニーズに即した事業承継税制の実現の観点から、下記事項について、同制度の充実化等を図る必要がある。

記

### 1. 非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の要件緩和・充実化等

#### (1) 納税猶予制度の要件緩和・充実化

納税猶予制度においては、税負担の公平性等を図る観点から一定の要件が定められていることは理解できるが、急激なグローバル化による経済構造の変化が進む環境下において、中小企業の事業承継は一律ではなく、多様な実態を有している。こうした現状を十分に踏まえて、円滑な事業承継を図るうえから、納税猶予制度の要件緩和・充実化を図ることが必要である。

#### <相続税・贈与税全般>

① 中小企業は経営基盤が弱く、一昨年秋のリーマン・ショック等に見られるように、予期せぬ経済環境の急変等の外的要因によって深刻な経営危機に直面するケースがある。最大限の経営努力をしているにも拘わらず、雇用要件の維持が困難となり、納税猶予の認定が取り消されることになると、生き残りをかける中小企業が、税負担により廃業・倒産に追い込まれる危険性がより高まるおそれがある。突発的な外的要因に伴い、経営状態が急激に悪化した場合に、雇用継続要件の緩和を図る

ことが必要である。

- ②「特別子会社」に係る認定要件について、親族の範囲（6親等の血族、配偶者、3親等の姻族）が広範にわたるため、親族の現況を判断することが極めて困難であることや、親族内の問題に起因する制度上のリスクを包含していることが活用の支障となっていることから、範囲の見直し等の適正化を図る必要がある。
- ③親族外承継は、事業承継全体の4割を占めるまでに増加していることに鑑み、親族外承継の円滑化を図るため、後継者の「先代経営者の親族であること」の要件は、撤廃する必要がある。
- ④制度適用の発行済完全議決権株式総数の上限（3分の2）を撤廃する必要がある。
- ⑤中小企業基本法の中小企業者という要件を外し、対象会社を拡大する必要がある。

#### <相続税>

- ①納税猶予される税額については、贈与税と同様に、制度の適用対象株式に係る課税価格の80%から100%に拡大する必要がある。
- ②納税負担軽減の観点から、納税猶予の認定が取り消された場合に延納や物納を認める措置を講じる必要がある。

#### <贈与税>

納税負担軽減の観点から、納税猶予の認定が取り消された場合に相続時精算課税制度を選択可能とする措置を講じる必要がある。

### (2) 相続時精算課税制度における贈与者の年齢要件の60歳への引き下げ（現行：65歳）

贈与税の納税猶予制度の適用対象とならない株式については、相続時精算課税制度を活用することにより円滑に生前贈与することができるが、贈与者の年齢要件（現行：65歳以上）がネックとなって同制度を活用できないという指摘がある。このため、経営承継法が政策目的としている早期かつ計画的な事業承継を支援する観点から、相続時精算課税制度における贈与者の年齢要件を60歳まで引き下げる必要がある。

### (3) 一般的な相続時精算課税制度を活用した株式の納税猶予制度の適用化

(ア) 自社株式に係る相続税の10%減額特例の廃止に伴い、同特例を受けるために相続時精算課税制度により生前贈与された株式、(イ) 株式に係る相続時精算課税制度の特例の廃止に伴い、同特例により生前贈与された株式については、納税猶予制度施行に伴う経過措置として相続税の納税猶予制度の対象株式として認められたのは格別の配慮であるが、上記(ア)(イ)を活用しないで一般的な相続時精算課税制度により生前贈与された株式は、相続税の納税猶予制度の対象になっていない。

しかしながら、納税猶予制度の創設以前については、上記(ア)(イ)と小規模宅地特例とが部分併用であるという制度的な問題があったためにこれらの制度を活用できなかった。したがって、救済措置として、一般的な相続時精算課税制度により生前贈与された株式を相続税の納税猶予制度の適用対象に含める必要がある。

### (4) 信託を活用した株式の納税猶予制度の適用化

非上場株式等の信託を利用した事業承継に係る税制上の措置については、平成22年度税制改正大綱において、利用状況や信託を利用した事業承継の実態及び税制上の措置の必要性等を踏まえ、引き続



き検討を行うとされており、事業承継手段の選択肢を増やす観点から、納税猶予制度の適用対象に株式の信託を活用した場合を含めることが必要である。

## **2. 親族外の事業承継の円滑化を図るための税制措置の創設**

### **(1) 同族株主判定の際の特例的評価方式の適用範囲の拡大**

現行の非上場株式の評価は、同族関係者の範囲と議決権の割合により株主を区分し、原則的評価方式（純資産価額方式、類似業種比準方式）と特例的評価方式（配当還元方式）で評価することとしている。同族株主の判定基準は複雑であるが、特例的評価方式の適用範囲は狭く、多くの場合、原則的評価方式により評価されることとなり、評価額が相当、高くなってしまふ。

先代経営者から親族以外の後継者へ自社株式が承継される際、事業継続の安定化を図るために後継者が過半数の株式取得を目指すと同族関係者での評価となるため、後継者は過半数の株式を取得することが非常に困難となり、経営が不安定化すると指摘がある。

経営承継法では、安定的な事業継続を確保する観点から株式の集中化を図ることが政策目的とされ、経済産業大臣認定の際、相続人と同族関係者で50%超の議決権割合を保有することを要件としている。親族以外の後継者の円滑な株式取得を強力に支援する観点から、同族株主判定の際の議決権割合（原則、30%以上）を「50%」に引き上げることをはじめ、特例的評価方式（配当還元方式）の適用範囲を早急に拡大すべきである。

### **(2) 低額譲渡の際の贈与税の減免**

親族以外の後継者への円滑な自社株式の承継のため、先代経営者が親族以外の後継者に対し、自社株式を財産評価基本通達の評価額より相当程度低い金額で譲渡すると、評価額と譲渡価額との差額に対し贈与税が課され、親族以外の後継者への事業承継の妨げとなることがあるため、同贈与税の減免を図る必要がある。

## **3. 分散した株式の集中化を支援する税制措置の創設**

商法上、株式会社の発起人が7人以上、必要とされた時代があったため、実質的な創業者以外の他の発起人が株式を保有しており、株式が分散している会社も多い。他の発起人は、株式を費用負担なし（名義株）もしくは額面負担により保有した場合が多いと推定される。その場合、後継者が納税猶予制度の活用等の際して、当該非上場株式を買い戻そうとした時にその株式が非常に高く評価されるため、買い戻しが極めて困難なケースが生じる可能性がある。さらに、株主の相続等により株式が分散している会社においても同様の課題を抱えており、経営の安定や事業の継続が危ぶまれる事態が起きかねない。

経営承継法では、安定的な事業継続を確保する観点から株式の集中化を図ることが政策目的とされており、納税猶予制度の円滑な活用等のために、特例的評価方式（配当還元方式）での買い取りを認めること等分散した株式の集中化を支援する措置を創設されたい。

## **4. 取引相場のない株式の評価方法の抜本的な見直し**

取引相場のない株式の評価については、中小企業経営者が経営努力により企業価値を向上させればさせるほど評価額が高くなり、相続税負担が重くなるという弊害が生じている。納税猶予制度の施行

後といえども、後継者による親族間等で分散した株式の買い戻し等においては、過大な株式評価が大きな支障となる。他方、「経営承継法における非上場株式等評価ガイドライン」（平成 21 年 2 月）にて、実務上広く活用されている収益還元方式や DCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）方式など多様な評価方法が提示されている。

こうした点を踏まえ、円滑な事業承継を加速する観点から、財産評価基本通達における取引相場のない株式の評価方法を抜本的に見直す必要がある。

#### 5. 担保付き事業用資産の相続財産評価対象からの除外

中小企業白書（平成 18 年版）でも指摘されているが、中小企業経営者の個人資産に占める事業用資産の割合は 6 割を超え、事業資金の借入のために担保提供されている場合が圧倒的に多い。このような担保付き事業用資産は換金性に乏しく、また、借入金の返済に充てるというリスクを包含しているにも拘わらず、相続税の評価対象であり、円滑な事業承継の障害となる可能性が高い。したがって、担保付き事業用資産を相続財産の評価対象から除外することについて検討する必要がある。

なお、担保付き事業用資産の相続財産評価対象からの除外が実現するまでは、担保付き事業用資産の評価額の一定割合を減額する特例の創設（減額の上限は、担保に入っている借入金の総額まで）等の経過措置を検討すべきである。

以 上

#### <提出先>

政府・省庁・政党等

#### <実現状況>

『平成 23 年度税制改正大綱』（平成 22 年 12 月 26 日閣議決定）に盛り込まれた項目は以下のとおり。

- 中小法人の軽減税率（現行 18%）の 15%への引き下げ（本則税率 22%→19%、特例措置 18%→15%（3 年間の据置））
- 法人実効税率の 5%引き下げ（国税の基本税率 30%→25.5%、国税と地方税を合わせて 5%の引き下げ）
- 欠損金の繰越控除期間（現行 7 年）の 9 年への延長
- 中小企業投資促進税制の対象を拡充し、中小企業基盤強化税制、中小企業情報基盤税制等を整理、組み込み
- 雇用促進税制の創設
  - ・中小企業の場合、前期から従業員（雇用保険の一般保険者）を 10%以上かつ 2 人以上（大企業は 5 人以上）増加等の要件を満たした場合、従業員 1 人あたり 20 万円の税額控除。限度額は法人税額の 20%（大企業は 10%）
- グリーン投資促進税制の創設（エネルギー～税制の対象を拡大）
  - ・中小企業が省エネ設備等を取得した場合、取得価額の 30%の特別償却、または 7%の税額控除
- 退職年金等積立金に対する特別法人税の停止措置の延長（3 年間）
- 非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の適用要件の緩和

- ・特別関係会社の範囲の見直し（生計を一にしない親族については、株式保有状況の確認が不要）
- 相続時精算課税制度における贈与者の年齢要件（現行 65 歳）の 60 歳への引き下げ
- 更生の請求期間（現行 1 年）の 5 年への延長

上記項目は平成 23 年度税制改正関連法案に盛り込まれたが、3 月末で成立せず、国民生活や企業活動等への影響を鑑み、平成 23 年 3 月 31 日に適用期限が到来する租税特別措置について、適用期限を 6 月 30 日に延長する『国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律』（つなぎ法）が 3 月 31 日に成立（4 月 1 日施行）。同法により中小法人の軽減税率の特例（18%）や中小企業租税特別措置等は 6 月 30 日まで従前通りの取り扱いとなった。「つなぎ法」による租税特別措置の 6 月末の延長期限切れが迫る中、民主党、自民党、公明党の 3 党が合意できる部分（租税特別措置等）について、「平成 23 年度税制改正法案」から切り離し、別途の新たな法案『現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律』として、6 月 10 日に国会に提出され、同月 22 日に成立した。

同法に盛り込まれた主な租税特別措置（商工会議所の要望項目）の適用期限延長状況は以下のとおり。

- 中小法人の軽減税率 18%（本則 22%）：平成 24 年 3 月まで
- 研究開発促進税制総額型の税額控除限度額（法人税額の 30%）：平成 24 年 3 月末まで
- 中小企業基盤強化税制：平成 24 年 3 月末まで
- 平成 23 年度税制改正大綱にて新設された租税特別措置（雇用投資促進税制、グリーン投資促進税制、総合特区制度創設）：平成 26 年 3 月末まで
- エネルギー需給構造改革推進投資促進税制：平成 24 年 3 月末まで

なお、与野党の合意が得られず、上記新法に盛り込まれなかった以下の内容については、23 年度補正予算の検討と併せて、各党間で引き続き協議することとなった。

- ①法人課税：実効税率 5%引き下げ、中小法人の軽減税率の 18%から 15%への引き下げ  
法人税率引き下げに伴う課税ベース拡大提案（減価償却の見直し、欠損金繰越控除の見直し等）
- ②所得課税：給与所得控除の上限設定（給与収入 1,500 万円超は一律 245 万円等）  
法人役員等の給与所得控除の制限（2,000 万円から控除額を段階的に縮減、4,000 万円から 1/2（125 万円）を上限とする）
- ③資産課税：相続税の基礎控除の引き下げ（3,000 万円+600 万円×法定相続人人数）  
相続税の税率構造の見直し（最高税率の 55%への引き上げ）
- ④地球温暖化対策税：石油石炭税の税率の上乗せ

○また、中小企業の会計については、中小企業庁等を中心に中小企業関係者等により策定することになり、「中小企業の会計に関する検討会」が平成 23 年 2 月 15 日に設置（事務局は中小企業庁、金融庁、日商も委員として参画）。平成 23 年秋頃を目途にとりまとめられる予定。

9. 日智商工会議所の要望実現に対するご高配のお願いについて

平成 22 年 8 月 19 日

内閣総理大臣 菅 直 人 様

社団法人 日本経済団体連合会  
会 長 米 倉 弘 昌  
日本商工会議所  
会 頭 岡 村 正  
公益社団法人 経済同友会  
代表幹事 桜 井 正 光  
社団法人 日本貿易会  
会 長 槍 田 松 瑩  
社団法人 日本在外企業協会  
会 長 長 島 徹  
日智経済委員会日本国内委員会  
委員長 佐々木 幹 夫

謹啓 時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

平素より、民間経済界の活動に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび日智商工会議所より、別添の「日智租税条約の早期締結を求める」の実現について協力要請がございました。

つきましては、チリにおけるわが国企業の事業活動環境改善と日智経済関係のさらなる緊密化に向け、日智商工会議所の要望を勘案いただき、その実現方にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

謹白

別添：「日智租税条約の早期締結を求める」

(日智商工会議所 2010 年 6 月 7 日付要望書)

**日智租税条約の早期締結を求める**

2010 年 6 月 7 日

日智商工会議所

チリは、日本にとって資源を中心とした商品について重要な貿易相手国であり、古くからの友好国である。今後も従来以上に対智投資を促進して日智関係を強化することは日本の資源確保という観点からも重要と考えられる。しかしながら、現在、対日支払い配当および対日支払い利子に対するチリの源泉

税率は、チリと租税条約を締結している韓国等、第三国への支払いに課せられる源泉税率と比べて高いことから、日本企業による対智投資の競争力を損なっている。

一方、チリは、対内直接投資の拡大、投資国との経済関係の強化を視野に入れ、2003年に韓国と新規に租税条約を締結し、最近では、2月にはアメリカ、3月にはオーストラリアとの間で条約に署名しており、中国とは現在も交渉中である。また、本2010年1月にはバチェレ前大統領がOECD加盟文書に署名したことから、今後益々、グローバルスタンダードに基づいた国際的社会での確固たる地位を獲得するものと期待されている。

そこで、日智商工会議所としては、日本の対智投資拡大、日智経済関係の更なる強化を図るため、日智間においても、OECDモデル条約に準拠した租税条約の早期締結を強く要望するものである。

以 上

#### <提出先>

日本政府（内閣総理大臣、外務大臣、経済産業大臣、財務大臣）

#### <実現状況>

チリ・サンチャゴの日智商工会議所からの協力要請を受け、標記要望書を6団体（日本商工会議所、日本経団連、経済同友会、日本貿易会、在外企業協会、および日智経済委員会）の連名による添状を付して日本政府に提出した。このような日智両国経済界からの強い要望を受け、2011年2月のOECD総会の機会を捉え、両国政府の担当者レベルの交渉が開始された。

## 10. アジアの成長を見据えた中小企業の国際展開

### ～具体的戦略と支援策～

平成22年10月21日

日本・東京商工会議所

#### I. これからの中小企業の国際展開を考えるに当たって

##### 1. 厳しさ増す中小企業を取り巻く経営環境

日本経済は、1990年代前半のバブル経済崩壊による後遺症～低成長・内需低迷・地域経済停滞～を引きずり、現在に至っている。その間世界同時好況もあり、対中輸出拡大等外需主導で一時的に景気が持ち直した時期もあったが、2008年秋の金融危機に端を発した世界同時不況で、設備・雇用・債務の過剰が一挙に顕在化して企業の景況感は著しく悪化、また、個人消費も冷え込んだ結果、実体経済は甚大なダメージを受けた。1990年代末から続く経済のデフレ傾向も再燃し、名目GDPが実質GDPを下回る「名実逆転現象」に歯止めがかかる目処は立っていない。

こうしたデフレの長期化に加えて、生産年齢人口の減少や東京一極集中もあって、地域経済は疲弊している。人口減少の影響が大きく、「内需型経済への転換」という経済構造改革が進まない中で、国・

地方の財政が危機的状況にあるため今後公共事業の拡大は望めず、地域経済の状況は悪化の度合いを強めている。

経済指標をみると、日本経済は、2009年1～3月期を底に回復傾向にあるが、デフレの長期化・深刻化や構造転換の遅れ、さらには国・地方の財政危機等一過性ではなく構造的な課題に直面しているため、自律的回復からは程遠い状況にある。直近の商工会議所L O B O（早期景気観測）調査でも、消費者の低価格志向の強まりや原材料価格の高騰、価格競争の激化で、特に中小企業は収益を確保し難いとの結果が出ており、円高の長期化も加わって中小企業経営者の先行きへの不透明感は一段と強まっている。

## 2. 海外、特にアジアに目を向ける意義

中小企業が活力を取り戻すためには、生産性向上や新たな付加価値創造により競争力を高めていく努力が不可欠であり、商工会議所は中小企業の産業競争力強化や地域経済の活性化に向けて提言を行ってきた。また、国も中小企業政策として国内産業基盤強化拡充の視点から技術・製品開発、販路開拓や人材育成等への支援を行うとともに、雇用の空洞化を食い止めながら企業の国内投資を改めて促す総合的な取組みを推進する方針を示している。こうした取組みを地道に継続していくことは重要である。ただ、日本経済の閉塞感の高まりから、中小企業の経営環境は一段と厳しさを増しており、グローバル化の加速やアジアを中心とした新興国の台頭、日本経済の外需依存度の高まり、さらには労働市場の規制強化の動きや昨今の円高の長期化等の国内事情を考え合わせると、中小企業の事業継続・発展には、経営者が海外に目を向け、グローバルな視点で競争力の強化を図り、ビジネスを創出・拡大させていくこと、即ち「国際化」が従来よりも一段と重要になってきていると考える。

日本がデフレ・低成長に喘ぐ一方で、中国は高度成長を続け、世界同時不況から最速で回復を遂げた。国際通貨基金（IMF）の2010年実質経済成長見通しでは、中国は10%超とされており、中国向けを中心に輸出が回復するアジア新興国でも2009年からの回復が持続すると報告されている。こうしたアジア近隣諸国の経済成長を目の当たりにして、また、昨今の日本経済が中国を中心としたアジア向け輸出の好調に支えられているという事実を考え合わせると、日本全体として隣接するアジア諸国のダイナミズムを取り込んで成長に結び付けていく取組みを加速させることが喫緊の課題と考える。

経済産業省の「日本の産業の現状と課題」で示されている通り、日本の輸出依存度（輸出額の対GDP比率）は17.4%と、韓国の54.8%を大きく下回り、輸出拡大の余地はまだ十分ある。ただ、中小企業が主として担ってきた部品・中間財の輸出は、アジア企業の台頭や昨今の円高定着もあり、大きな伸長は期待し難い状況になっている。従って、アジアの経済発展による市場の拡大に呼応して現地に根をおろし、現地の需要を内需に取り込んでいくという視点がより重要となっていると考える。もちろん、国際化は輸出・現地進出だけではなく、円高に着目した輸入拡大が生産性向上に役立つことも考えられる。さらには、技術提携・移転、資本提携・委託生産等国際化の手法は企業が目指す方向に応じ、また、アジアの成長を考慮に入れて、競争力強化の視点から現実的・実利的に探っていく必要がある。

アジア諸国のダイナミズムについて、以下3点指摘しておきたい。

### (1) 金融危機後の日本の経済回復の原動力はアジア向け輸出の伸長

日本経済は、2009年1～3月期を底に回復局面に入り、2009年後半以降力強さが増し、2010年1～3月期には年率4.4%の実質成長率となった。この急速な回復の原動力は、中国を中心としたアジア向けの輸出拡大である。4兆元の景気刺激策によりV字回復を遂げた中国の生産・消費の拡大で、中国向けの素材、自動車部品等の中間財や電気機器の輸出が急回復し、その後その他アジア諸国向け輸出も回復し、金融危機後の内需の不振を外需がカバーした結果マイナス成長から抜け出すことができた。

### (2) 域内経済発展の底上げを目指す「アジア総合開発計画」

アジアでは、メコン総合開発やインドのデリー・ムンバイ産業大動脈、BIMP広域開発\*といった域内の産業発展や生活所得水準の向上を目指した広域プロジェクトが推進されている。日本政府は、ERIA(アセアン・東アジア経済研究センター)、ADB(アジア開発銀行)等と協力して、インフラ整備・産業振興・制度整備を一体的に推進する観点から、これら広域プロジェクトを強力に支援していく方針を示している。こうした取組みを通じて、産業発展や生活所得水準向上が雁行型で域内に広がり、それに伴って各国・地域の消費活動も一段と活発になって、日本とアジア地域の市場の一体化が進んでいくと期待され、この地域の需要を日本の内需として取り込む可能性が高まっていく。

\*BIMP：ブルネイ・インドネシア・マレーシア・フィリピン

### (3) アジア消費市場の拡大

2008年時点でのアセアン10カ国の人口は約5.7億人で、北米3カ国(約4.4億人)、EU(約5.0億人)を上回り、これに中国とインドを加えると約30億人と世界の総人口の約半分に相当する。GDPでは、アセアンに中国・インドを加えても約6.6兆ドルと、北米3カ国(約16.7兆ドル)、EU(約18.3兆ドル)に及ばないが、「世界の成長センター」として今後の消費市場の拡大に世界の注目が集まっている。

「平成22年版通商白書」で引用されているアジアの消費市場に関するEuromonitor International社の調査に関し、以下のような注目すべき結果が報告されている。

①2020年までに、中国が日本を上回りアジア最大の消費市場になる。

中国：2008年1.53兆ドル → 2020年5.57兆ドル

日本：2008年2.73兆ドル → 2020年3.61兆ドル

②アジア全体(アセアン+日・中・韓・台・香・印)では、日本の約4.5倍へ成長し、欧州を抜いて米国に並ぶ見込み。

アジア：2008年6.62兆ドル → 2020年16.14兆ドル

米国：2008年9.86兆ドル → 2020年15.78兆ドル

EU：2008年10.30兆ドル → 2020年12.67兆ドル

③2020年アジアのボリュームゾーン(中間所得層)は20億人に拡大。5年以内にアジアの富裕層は日本を超える見込み。

### 3. 中小企業の国際展開の現状

中小企業の国際展開の現状を、中小企業庁が毎年実施している「中小企業実態基本調査」における海外事業拠点保有状況に関する調査結果からみると、業種別ではサービス業の国際化が遅れていること、また従業員数および資本金額ともに規模が小さいほど国際化が遅れていることが指摘できる。

また、「中小企業白書」では、2010年版で初めて「国外の成長機会の取り込み」という項目を設けて、中小企業の国際化の取組状況の調査分析結果が掲載された。この分析結果では、経営資源や体力において大企業よりも劣る中小企業の国際化が遅れ、非常に苦戦していることが指摘されている。

#### (1) 中小企業の海外事業拠点保有状況（出典：平成21年度中小企業庁「中小企業実態基本調査」）

- ①海外に拠点（子会社・関連会社・事業所）を保有する中小企業は13,948社で、中小企業全体（3,737千社）の0.4%、法人企業（1,455千社）の1.0%。平成15年度の調査実施以来緩やかに増加していたが、過去2年間は頭打ち状態になっている。
- ②法人企業のうち、産業別の海外事業拠点保有割合をみると、卸売業2.6%、製造業2.5%、情報通信業1.8%、運輸・郵便業1.0%の順で、生活関連サービス・娯楽業（0.5%）、サービス業（0.2%）、小売業（0.2%）は未だ極めて小さい割合に止まっている。
- ③法人企業の従業員数別の海外事業拠点保有割合は、51人以上8.0%、21～50人2.4%、6～20人0.7%、5人以下0.3%と、規模が小さくなるにつれて割合も小さくなっている。
- ④資本金額別でみると、3億円以上6.4%、1億円超～3億円9.2%、5千万円超～1億円9.6%、3千万円超～5千万円3.4%、1千万円超～3千万円2.0%、1千万円以下0.4%となっている。
- ⑤さらに、海外事業拠点保有の割合が相対的に大きい製造業と卸売業における売上高規模別の保有割合をみると、製造業は売上高10億円超が製造業全体の63%を占め、1億円超～10億円が30%と1億円超で90%以上を占めている。逆に、売上高1千万円以下では海外拠点は未だ保有していないという結果が出ている。卸売業でも、売上高3千万円超で卸売業全体の99.4%を占め、10億円超が58%を占めている。
- ⑥地域別展開では、アジアにおける海外事業拠点の比率が圧倒的に高い。

#### (2) 「2010年版中小企業白書」

- ①売上高に占める輸出額の割合は、中堅企業・中小企業は大企業に比較して低くなっている。（比率で、中堅企業は大企業の5割以下、中小企業は3割以下の水準）
- ②製造業の規模別輸出企業割合をみると、規模が小さくなるほど割合は小さくなる。
- ③国際化が進んでいる中小企業において、輸出販売先をみると、中国・アジアでは「日系企業」の割合が北米・欧州に比べて高い。また、販売する財・サービスをみると、中国・アセアンでは「中間財」「生産設備」の割合が高い。
- ④国際化企業でも、輸出を継続する中小企業の割合は、大企業よりも低く、2000年度に輸出を開始した企業のうち、半数以上の企業が2007年度までに撤退している。
- ⑤直接投資の撤退比率では、中小企業は大企業と比較して高い。
- ⑥非国際化企業が国際化しない理由についての調査結果では、約6割が「必要性を感じない」、約3割が「国内業務で手一杯で考えられない」と回答している。
- ⑦海外進出後の現地における課題として、直接投資企業は輸出企業に比べて、「法制度や会計制度、



行政制度」の情報面での課題に加えて、「人材確保・労務管理」や「投資費用の調達・資金繰り」といった人材面や資金面の課題を挙げる割合が高くなる。

さらに、各地商工会議所向けに実施した「国際関連事業に関するアンケート」(詳細後述)の中で、「中小企業の国際化が進まない理由・阻害要因」についての問いに対する回答では、人材・資金・情報等経営資源・体力の不足や、経営者に国際化への関心・意欲がないとの指摘が多かった。

#### **4. 今こそ、国を挙げてアジアの需要取り込みに注力を**

中小企業が事業の継続・発展を実現するためには、イノベーションにより生産性を高め、経済社会構造変化に基づき、或いは先取りして新たな付加価値創造に取り組むことが不可欠であるが、国内外の経済社会情勢から国際化の推進も重要である。しかし、様々な課題・障害のために中小企業の国際化は容易には進まないという現実があり、こうした国際化の停滞状況を打開する意味において、政府が「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」策定の一連の作業の過程や各種報告で本格的にアジアへの取組みを強化する姿勢を鮮明にしたことは、非常に心強い。

政府の「新成長戦略」では、「安定した内外需を創造し、産業競争力の強化とあわせて、富が広く循環する経済構造を築く必要がある」との認識が示され、「現在の経済社会に山積する新たな課題に正面から向かい合い、その処方等を提示することにより、新たな需要の創造を目指す」との基本的な考え方の中で、「アジア経済」が7つの戦略分野の一つに位置付けられ、また、その他戦略分野～環境・医療・観光・科学技術・人材・金融～でもアジアへの取組みが具体的目標として明示されている。

こうした政府の政策の方向性を鑑みると、厳しい経済状況ではあるが、今まさに中小企業がアジアに向けた取組みに着手し、或いは強化する絶好のタイミングであると考えられる。ただ、経営資源・体力が十分ではない中小企業が、グローバル競争の下アジアで展開していくためには、準備段階から実際取引開始・現地進出後を通じて様々な支援が必要であり、日本企業が他国企業とハンディなく競争できる環境づくりや効率的かつ効果的な支援策の再構築に政府が果敢に取り組んでいくことが不可欠である。金融危機後の世界経済の構造的な変革を受けて、先進各国がアジア新興国の需要を自国の成長につなげようとしのぎを削る中で、日本が熾烈な競争に打ち勝っていくための国を挙げての取組み強化は喫緊の課題で、政府の切れ目のないスピード感をもった施策実行が必要であることを改めて強調したい。

#### **5. 商工会議所も効率的・効果的な支援のために行動を**

当所は、中小企業の競争力強化について様々な提言を行ってきた。また、中小企業の国際化の支援については、様々な支援メニューを設けている。しかしながら、グローバル化の深化や、アジア新興国の急速な台頭と国際競争の激化により、中小企業としても現状と今後の展望を踏まえた国際化への取組みをステージアップ・加速させることが不可欠であり、また、これを支援する施策についても、実態に則したものに直視することが必要な状況になってきている。

内外の政治・経済・社会情勢の大きな変革の時期にあたり、当所は、識者の講演内容や各種報告書での分析結果を踏まえ、また、各地商工会議所や会員企業向けのアンケート結果を考慮に入れた上で、中小企業のアジアへの取組みの方向性を提示するとともに、実情に則した効果的で実行可能な支援策を以下に取りまとめることとする。

## Ⅱ. アジアの旺盛な需要をビジネスチャンスにつなげるには

### 1. アジア市場をターゲットにした取組事例

拡大するアジアの需要を取り込んでビジネスを創出・拡大する取組みは、昨今幅広い分野で推進されて成果もあがりつつある。中小企業・地域経済への参考に供する観点から、典型的な取組事例として「観光」「農水産品」「地域資源活用」の3分野の事例をあげる。

#### (1) 「観光立国」政策の最大のターゲットは、アジア、特に中国

「新成長戦略」で観光は戦略分野に位置付けられ、「訪日外国人 3000 万人プログラム」の推進が打ち出されているが、主要ターゲットはアジアであり、この一環で中国人旅行者に対するビザ発給要件が、昨年7月と今年7月の2段階で緩和された。

観光庁によると、今年7月の時点で中国人個人旅行者向けのビザ発給件数は、前年同期の6.6倍に増加、ビザ発給要件緩和効果で中国人旅行者は着実に増加していくと見込まれる。中国人旅行者にとっては、東京～富士山～大阪の行程が「ゴールデンルート」とされ、また、温泉・スキー・果実狩り等日本ならではの体験型観光資源が好まれている。また、ショッピングでは、家電・AV製品や「安心・安全」な化粧品・医薬品・加工食品に加え、各地のお土産品の人気も高い。

#### (2) 農水産品のアジア市場開拓

コメの輸出は、2004年台湾・香港・シンガポール向けが開始され、2007年に暫定的に始まった中国向けは翌2008年から本格化された。中国向けは北京・上海の一部高級スーパーで販売されたが、美味しく安心・安全な日本産米は富裕層市場で一定の評価を受けたこともあって、物流・商流ネットワークづくりなど日本からの輸出安定化に向けた諸課題が解決されれば、今後市場はボリュームゾーンに拡大していくことが期待される。

また、フルーツ王国のタイでは、富裕層の間で日本産のりんご・もも・いちご等高級フルーツの販売が好調で、さらに日本各地の名産果物のタイ向け輸出・販売の動きが広がっている。特に、「日タイ経済連携協定」締結後は、日本産農産物への関税引き下げもあって現地販売価格が値下がりし、買い易くなっているため、果物の輸出市場としての一層の成長が期待されている。

当所が本年3月に発表した「農商工連携による地域活性化について」の提言の中で、農業再生の一里塚としての農商工連携のメリットの一つとして「流通機能の強化による販売機会の拡充・多様化」をあげたが、地域や企業によるアジア向け輸出拡大の動きは徐々に広がっている。千葉県に本拠を置く株式会社和郷は、3年前から香港向けに野菜の輸出を本格的に手掛け、その後フルーツや鮮魚との航空混載便を開始し、3年間の売上が約10億円に上っている。香港では「安心・安全」な日本の食品への評価が高く、和郷は現在、鮮魚中心に成功を収めている。

#### (3) 国内地方空港等を活用した地域経済活性化

福島県は、福島空港への韓国からのチャーター便誘致に合わせ、近隣ゴルフ場でのゴルフプレーや食事・ショッピングを楽しめるツアーを企画し、韓国からの旅行者を増やし、ゴルフ場の経営改善に加えて、地元の商店・飲食業にも波及効果が出て来ている。また、茨城空港への中国格安航空会社の乗り入れも、各方面から注目を集めている。

アジア中心に格安航空会社の定期便が就航する地方空港は着実に増えつつあり、国内でも格安航

空会社設立構想が打ち出されるなど、日本各地とアジアとの距離感は今後着実に短縮されつつある。アジアと地理的に近い九州では、いち早くアジアからの旅行者拡大に取組み、賑わいを取り戻し活性化された温泉地もある。地方空港等地域のインフラや資源を活用したアジアとの交流拡大への取組みは、日本とアジアとの経済関係のすそ野を広げるとともに、地域としての経済基盤強化につながる。

## 2. 中小企業による取組み：市場のニーズに合った商品・サービスの開発・提供

### (1) 身近なところから国際化の第一歩を

総論として中小企業にとって国際化のハードルは高く、海外との取引や現地への進出に着手し具体的に推進していくことができる中小企業は限られ、大半の中小企業は国内に専念せざるを得ない状況にある。しかし、現実には、経済のグローバル化は猛スピードで進行・深化し、アジア経済との一体化も着実に進展していくため、国内に専念する中小企業も、生き残り、発展していくためには、身近なところから適応していかなければならない。

例えば、関係する業界の動きを国内に止まらずグローバルな視点で考えるように心がける、外国人旅行者向けに英文(或いはアジア言語)説明書を作成して製品に添える、アジアからの旅行者に関する報道に細心の注意を払って旅行者向けの商品・サービス開発を探ってみる、為替動向がアジアからの来訪者数や日本での購買行動にどのような影響を与えるか考えてみる、など各々の事業との関わりの中で、「グローバル視点」での着眼・発想を試みることは、国際化の足がかりとして非常に大切である。

### (2) アジア域内での分業体制を見据え、的確な情報に基づく体制の整備

勤勉で安価な労働力を動員して「世界の工場」としての地位を確立したアジアは、中国を核として一体化を深め、地場企業の成長を含めた現地部品・中間財供給体制の整備が進んだこともあって、域内生産分業体制が着実に発展してきている。その結果、日本の存在感は希薄化の傾向にあり、例えば東アジア向け中間財輸出をみると、1990年と2008年の日本のシェアは、電気機械が30.7%→15.7%、一般機械が24.7%→15.0%、輸送機械が37.7%→26.2%と低下している。(「平成22年版通商白書」)

こうした状況に、技術力や製品開発力にさらに磨きをかけることで輸出競争力を強化するという取組みは、国内産業競争力強化の観点から非常に大切である。しかし、昨今の内外情勢、即ち、①アジアでのEPA(経済連携協定)・FTA(自由貿易協定)の深化により域内分業体制が今後飛躍的に発展すると見られること、②現地企業の着実な成長が見込まれること、③円高傾向の長期化が予想されることを鑑みると、現地事情を精査した上で、M&Aや資本提携を含めた現地進出による部品・中間財供給機能発揮の可能性を探る必要がある。

### (3) 拡大するボリュームゾーンをターゲットにしたきめ細かな取組み

高い成長を続けるアジアは、ほぼ共通して国内に貧困問題を抱えているが、「アジア総合開発計画」では、経済発展による所得水準の向上を通じ域内の貧困を解消して中間所得層の拡大を目指す。従って、中小企業は、今後大きく増加することが見込まれる、ボリュームゾーンをターゲットにして、拡大する需要を取り込むことが肝要である。ただ、アジアのボリュームゾーンは2020年には

20 億人と現在の日本の約 20 倍の規模になると見込まれ、ニーズ・嗜好が多種多様になることは想像に難くない。こうした状況では、現地に根を張り、ニーズ・嗜好を的確に捉えて財・サービスを開発・提供していくという中小企業ならではのきめ細かく地道な取組みが有効となる。

例えば、生活用品でも高品質・高機能商品に対する富裕層のニーズがある一方で、ボリュームゾーンでは画一的で安価な商品へのニーズが強くなるというように、市場を見据えた的確な商品戦略とマーケティングが極めて重要である。また、変化が激しく、変化のスピードは一段と加速されている感があり、経営の柔軟性と判断の迅速性も要求されることに留意が必要である。多品種少量生産では、中小企業としての生産の柔軟性や機動性が有効に機能すると考えられ、中小企業経営者にはこうした特性を活かせる市場・商品を見出す市場開拓力が求められる。

#### (4) 環境・省エネ関連技術・サービスで日本の先進性を最大活用

環境・省エネ分野は、「新成長戦略」の 7 つの戦略分野の一つに位置付けられ、技術開発・市場開拓等で政府の強力な支援が期待できる。世界に冠たる日本の環境関連技術は、工業化・近代化を加速させるアジア域内ではニーズが非常に大きく、政府開発援助の活用や技術協力等政府・大企業との連携によりビジネスチャンスを見出して行く手法が効率的効果的である。

先進各国との競合が予想され、各国ともアジアでのプレゼンスを高めようと国を挙げて必死に取り組む分野でもあり、企業間や産官学の連携を通じた総合力強化により、先進性・先端性を前面に打ち出して迅速に行動することが肝要である。

#### (5) 都市化の進展や高齢化等社会・経済情勢の変化を見据えたサービス開発

経済の発展や都市化の進行でアジア域内主要都市を中心に住民の生活水準が上昇する一方で、社会全体としては少子高齢化の進行に伴って、高齢者の人口比率が増加し、2030 年頃からは生産年齢人口の減少が始まると言われている。こうした社会情勢から、日本同様アジアでも老人介護や医療費膨張などの社会福祉問題が顕在化していくことが予想され、介護・福祉、健康、シルバービジネスへの需要が爆発的に拡大する可能性がある。

中小企業にとっては、日本のビジネスノウハウ・経験を活かしてビジネスを実現する大きな可能性を秘めた分野であり、中小企業ならではの人の温かみを感じられる、小回りの利いたサービス提供で活躍できると期待される。ただ、リスクが大きく、中小企業単独では相当な困難を伴うと予想されるため、大企業との連携や現地の事情を熟知した優良パートナーとの協働の可能性を探求していくのが望ましい。

生活水準の向上や都市化の進行に加え、情報化の急速な進展もあって、アジアにおける日本のサービス・文化産業への関心は着実に高まってきている。すし・ラーメン・ファーストフード等の飲食業やネット通販等 IT 産業、ファッション・アニメ・伝統芸能・ポップミュージック等の文化産業等、既に日本企業が実績をあげている分野はいうまでもなく、それ以外の分野でも、日本ならではの高い品質・高級感が実感できるような「現地流の付加価値を付けたプレミアムサービス」への期待が高まっており、機動性と機能性を兼ね備えた中小企業が活躍するチャンスは今後ますます広がっていくと見られる。

### 3. 地域による取組み : アジアの成長と共に成長していく共生の取組み

#### (1) 地域間交流の促進を通じた地域における国際化推進

自治体の姉妹・友好関係に基づいた自治体間交流、九州や関西における経済団体と自治体の連携組織による観光分野を中心としたアジアとの取組みや、商工会議所・商工会と自治体との連携による地域間交流も徐々に広がりを見せている。

草の根レベルでの相互訪問、地域伝統文化紹介や交換学生といった文化・人的交流が、産業・経済交流へと発展・深化していく取組みが重要で、地域間でWin-Win関係を構築して双方が成長発展の基盤を強化・拡充することが望ましいが、そのためには、強力なリーダーの存在と市民の理解が不可欠である。

#### (2) 地域企業の国際化を地域の活性化につなげる

地域の中小企業の中には、地域の特性や企業の独自性・伝統・製品希少性等を活かして地道に海外へ展開し、輸出を伸ばして地域の雇用拡大や経済活性化に貢献している事例や、海外に定着して事業に成功し着実に拡大させている事例もある。その一方で、地域企業の海外進出が地域の雇用に大きなダメージを与えるという、いわゆる「空洞化」への懸念は非常に根強いものがある。確かに、短期的には、地域企業の海外進出が地域の雇用マイナスになるケースが多く、政府による地域経済の活力維持・増進に向けた支援策が求められるが、中長期的には、進出先での事業の成功が地域に利益や雇用をもたらすケースもある。

中小企業白書で引用されている「経済産業省による企業活動基本調査過年度集計結果」によると、「海外に直接投資している企業（直接投資企業）は、投資していない企業（非直接投資企業）と比較して、直接投資後には国内の従業員は約1割減少するが、6～7年目には非直接投資企業よりも国内従業員数の増加率が高くなる」とされ、中長期的には必ずしも国内空洞化にはならないとされている。地域企業において、こうした国際化の効用が十分活かされるためには、企業が常日頃から地域ネットワークとの関係を維持しておくことが不可欠であり、ステークホルダー（企業の利害関係者）に中長期的な視点から国際化を推進・支援してもらえるような関係を構築しておく必要がある。

### 4. 国・自治体を中心とした取組み : アジアからの人と企業の呼び込み

#### (1) 自治体との連携による地域における国際化に向けた環境づくり

公共交通機関の外国語表示やテーマパーク等での複数言語によるアナウンスを先導役にして、ビジットジャパンキャンペーンの推進により外国人訪問者受け入れの環境づくりは進展している。しかし、大都市に比較して地域での取組みは未だ不十分で、外国人、特にアジアからの来訪者にも安心して生活し、楽しく快適に滞在してもらえる環境づくりに向けて、国を挙げてのよりきめ細かな取組みが不可欠である。

また、各地住民の外国人受け入れのための意識喚起も非常に重要で、住民の語学力を補うツールとしてのコミュニケーションボード制作による地域ぐるみの受け入れ体制整備など、グローバル化を前提にした自治体・経済団体・住民一体になった取組みを進めていくことが肝要である。

## (2) 企業誘致への推進体制強化

国際的に高い法人税率や相対的な経済的地位の低下もあって、日本への企業誘致はますます厳しくなっているが、アジアのダイナミズムを地域経済の活性化につなげ、また、地域中小企業に国際展開を鼓舞するとともに連携・交流の可能性を探るという観点からアジア企業の誘致への取組みも重要な課題である。

例えば、大阪商工会議所は、大阪府・市と共同で「O-B I C」という組織をつくって外国企業誘致に取組み、2009年度は19件の実績をあげている。直近では、インドのタタコンサルタンシー日本法人（本社：横浜市）の事務所開設が実現し、首都圏からの「二次進出」誘致に成功している。大阪のマーケットと客先の存在が決定理由とされるが、府・市が誘致組織に参加していることも進出決定での誘因になったのではないかと推察される。

企業誘致には、社会インフラの整備を含め、人の呼び込みとは異なる次元での環境整備が求められ、また、企業活動に資する地域特性を効果的にアピールすることが欠かせない。従って、民間だけの努力では十分とは言えず、政府・各地自治体と経済団体等民間とが一体となって取り組むことが不可欠である。

## (3) アジア人による起業促進

中国・韓国を中心に若い世代の起業精神が旺盛といわれ、韓国では新卒者の就職希望先として役所や大企業よりも起業が上回るとされる。こうした韓国をはじめとしたアジア人の起業を国内産業活性化の起爆剤とするとともに、アジア各国との経済関係強化の潤滑油にする意義は大きく、人の定着化対策と併せ、起業を促進する社会インフラ整備を含む環境整備に向けた政府・自治体の施策実現が必要である。

## (4) 地域資源活用による観光開発・整備

中国を中心にしたアジアからの旅行者増加に伴い、北海道や東北地方のリゾートや街の中には賑わいが増し、活気づいているところもある。現在は円高という逆風が吹いているものの、アジアの経済成長やアジア格安航空会社の日本乗り入れ拡充等を考えると、アジアから旅行者のすそ野は今後一段と広がっていくと予想される。こうした多様な旅行者のニーズ・嗜好に十分に答えられるように、主要観光地のみならず全国各地の様々な観光資源を連携させながら、地域特性を結びつけたユニークなコースづくりや、各地の楽しみ方のメニューづくり等政府・自治体・旅行社・経済団体等一体での推進が不可欠である。

## Ⅲ. 中小企業にとり実効性ある支援メニューの再構築

### 1. 中小企業の国際展開の実態と支援への期待・要望

中小企業の国際展開への支援を効率的・効果的に実施していくためには、国際展開の実態を的確に把握するとともに、中小企業が期待し、求めている支援内容について出来るだけ幅広く生の声を聴取しておくことが肝要である。このような観点から、本意見書とりまとめに当たり、以下の意見書・報告書等を活用する。

## (1) 東京商工会議所「国際経済委員会意見書」

本意見書取りまとめと並行して実施された東京商工会議所会員企業に対するアンケート集計結果ならびに事前に抽出した 32 社へのヒアリング調査結果に基づいた意見書「中小企業国際化支援のあり方と強化策」（2010 年 9 月）の要旨は以下の通り。

### ①意見書取りまとめに際しての基本的考え方

\*アンケートを通じて明らかになった中小企業の現状に対処するため、以下 3 点を新たに商工会議所が実施を検討する事業として提案する。

- －国内の個別企業のニーズに応じた具体的なアドバイザーサービスの提供
- －在外日本人商工会議所におけるアドバイザー機能の強化
- －海外展開要員の採用支援

なお、商工会議所単独では実現が難しい事項については国等の公的な支援を求める。

\*商工会議所の強みは、地域総合経済団体としての内外ネットワークと地域に根ざした中小企業の経営指導の実績で、商工会議所はこれらを活かして中小企業の国際化に関する個別具体的な課題・ニーズの汲み上げと対応を効果的に行うことが可能。

\*中小企業の現地進出に当たっての支援については、「情報ノウハウ提供」「戦略策定」「要員確保」「専門実務支援」のサービス分野にわたる支援を、「情報収集」「企画・決定」「立ち上げ」「展開後運営」段階ごとにきめ細かく支援内容を検討していく必要がある。中小企業の海外展開を効果的に推進するためには、支援を行う官民機関が、それぞれの特徴や強みを活かして連携をとりながら支援していくことが重要。また、商工会議所は、相談企業のフロントとして相談窓口機能を強化しワンストップサービスを図ることが期待される。

### ②具体的支援策

\*海外展開に関する支援

- －海外展開を踏み出すきっかけの提供
- －既存海外展開支援事業の内容充実、PR強化
- －「中小企業応援センター」の拡充と「海外展開アドバイザー制度（仮称）」の創設
- －在外日本人商工会議所への「海外進出先アドバイザー（仮称）」の設置

\*海外展開要員採用支援

- －外国人留学生と中小企業の就職マッチング事業の実施

\*金融面における支援

- －日本政策金融公庫「海外展開資金」の活用促進に向けたPR強化

\*東アジアにおける包括的経済連携協定の早期実現

- －欧米先進国や中韓企業とのイーコールフットイングの実現

## (2) 日本商工会議所「国際関連事業に関するアンケート」

各地商工会議所における中小企業の国際化支援等の実情を把握するために実施したアンケートの集計結果概要は以下の通りである。

【実施期間】2010 年 6 月 16 日 ～ 7 月 20 日

【実施対象】全国 515 商工会議所 回答率：58.4%

## 【集計結果要旨】

### ～国際関連事業の取組みおよび商工会議所の相談体制～

- ①国内で実施している国際関連事業について、商工会議所主体の事業およびジェトロ他団体との協力事業ともに、第1位は「海外取引相談・進出相談」になっている。
- ②海外で実施している事業について、商工会議所主体では「定期的な海外ミッションの派遣」が最も多く、ジェトロ他団体との協力事業では、「物産展・展示会への参加」が最も多い。
- ③商工会議所が注目している地域・国では、中国が圧倒的に多く、韓国・アセアン諸国を中心としたアジアと米国も多い。
- ④会員企業の販路拡大、海外進出等の相談に対応する部署・窓口については、「ジェトロ等の公的機関などを紹介」が第1位で、「中小企業相談所に対応」が第2位になっている。
- ⑤商工会議所が相談業務を行ううえで、情報収集を行ったり、相談したりする機関では、「ジェトロ、中小企業基盤整備機構等の公的機関」が圧倒的に多い。
- ⑥商工会議所に多く寄せられている相談内容としては、「販路拡大に関して」が最も多く、次いで「海外進出に関して」「海外からの輸入に関して」が多くなっている。また、相談が多く寄せられている地域・国は、中国が圧倒的に多く、韓国・アセアン諸国も多い。
- ⑦海外の企業や商工会議所等から商工会議所に寄せられた相談・照会については、「日本への販路開拓」「日本企業との提携」「日本への進出について」の順に多くなっている。
- ⑧海外ビジネス支援を行ううえで商工会議所が必要としている情報としては、取引先・投資（進出）先の国々に関する各種情報（一般情勢・商慣行・紛争処理・パートナー（法務・税務・労務）等）が太宗を占めている。

### ～中国・東南アジアの市場開拓に関する取組み～

- ①中国・アジアを対象に商工会議所が平成21年度から22年度に取り組んでいる事業は、「企業の進出支援」が最も多く、次いで「管内への観光客誘致」が多い。その成果については、具体的な商談の成立があげられている。また、事業実施にあたって活用した国や自治体の制度では、JAPANブランド育成支援事業など政府の助成金がテーマに応じて活用されている。
- ②会員企業から商工会議所に寄せられた具体的な支援等の要望については、取引・進出先の一般情報、契約書作成支援や海外からの研修生についての回答が複数見られた。また、会員企業による企業提携や人材受け入れ事例については、中国を中心にアジアからの研修生受け入れ事例が目立った。
- ③商工会議所から見た中小企業の国際化の阻害要因としては、人材・資金・情報等経営資源・体力の不足の指摘が非常に多かった。特に、コミュニケーションへの不安や海外の企業や取引慣習に関する知識不足が目立った。また、国内で手一杯で海外に関心を持つ余裕や意欲がないとの指摘もあった。
- ④政府・日商への要望については、アドバイス・サポート体制の充実や具体的な成功事例を含む情報の提供の声が多い。

## (3) 日本商工会議所「中小企業国際ビジネス専門委員会報告書」2010年10月

委員の国際展開の経験や支援機関の事業内容紹介等の情報・意見交換や各地商工会議所の国際関



連事業に関するアンケート調査を通じ、商工会議所の中小企業による国際ビジネス支援では、政府機関等諸機関と国際活動に関するネットワークを構築・活用することが有効であること、ならびに、各地商工会議所では国際化支援事業の余地は大きく、日本商工会議所には各地商工会議所を支援していく役割があることを確認した。

各地商工会議所が国際化支援事業を展開する上での参考に供する目的で、委員企業の国際展開事例と商工会議所による国際化支援活動の事例をとりまとめた。

#### (4) 商工中金「中小企業の国際事業展開に関する実態調査」

中小企業の国際事業展開の現状および課題等の把握のため、商工中金が実施した調査結果の概要は以下の通りである。

【調査時点】2009年12月

【調査対象】商工中金取引先中小企業のうち、海外に情報収集、営業、生産等のための事業拠点を保有している企業から、1,828社を対象に実施。回答率38.1%

##### 【調査結果要旨】

- ①保有する最も重要な海外拠点は、現在は中国が54.9%と最も多く、今後（3年後程度、以下同様）に新規進出を予定・検討している拠点の第一位は中国（30.4%）、その後にベトナム、インドが続く。
- ②海外事業拠点売上の総売上に占める割合は、全体・製造業・非製造業ともに今後高まる見込み。
- ③海外事業展開の目的は、進出当時は「コスト低減」が、現在および今後は「現地市場の開拓・拡大」が最も多い。今後については、「第三国への輸出」の割合の増加が顕著で、国内市場の将来性から海外の需要取り込みを図る拠点としての目的がより重視される。
- ④海外事業拠点での販売活動に関する課題としては、「販路開拓」が最も多く、「販売価格が低い」「代金回収」「販売員（営業担当者）の確保」「ニーズの把握」と続いている。地域別に見た場合、中国では、「販路開拓」「代金回収」の比率が相対的に高い。
- ⑤海外事業拠点における資金調達手段としては、現状では「親会社からの調達」が約1/3を占めるが、今後は「現地銀行からの調達」と併用していくと見られる。
- ⑥国内外の生産拠点の分担に関しては、高度技術・高付加価値・日本市場向け製品の生産拠点は現状日本が中心であるが、今後は全般的に海外を中心とする企業の比率が増加する。
- ⑦経営上の問題としては、「優秀な人材の確保・育成」が59.0%と最も多く、次いで「賃金等のコスト上昇」「為替相場の変動」「販売先の開拓」「品質管理」「現地の制度の変更への対応」となっている。中国では、「賃金等のコスト上昇」の比率が相対的に高い。

本調査結果から、中小企業は収益確保のために海外展開を進めるが、海外事業拠点としては現在も今後も中国が最も重要視され、また、海外での事業拡大には営業部門と営業支援部門両面での「人材確保」が最重要課題であり、資金力・情報力を含め経営資源・体力の不足を補う支援を必要としている状況が読み取れる。

## 2. 政府と民間の役割分担

国策として中小企業の国際展開を支援していくためには、政・官・民が各々期待される役割を明確に認識した上で、各々が役割を一つ一つ着実に実行していくことが第一歩になる。主役は、国際化に

取組む中小企業であり、中小企業がアジア域内で真に実力を発揮して事業を円滑かつ強力に推進していけるような環境づくりに、政府・民間が一致団結して注力しなければならない。

中小企業の国際展開を着実に前進させるために必要な政府（関係省庁・機関）と経済団体他民間の課題・役割は以下の通りである。

## (1) 政府：アジアとの経済連携強化に基づく日本経済の持続的成長の実現に向けたリーダーシップ発揮

### ① 中小企業の国際展開推進のための環境整備とセーフティーネット構築

経営資源・体力が必ずしも十分ではない中小企業が、安心して健全に国際展開を進める上で、投資協定・租税条約等の締結によりビジネス環境が整備されていることが不可欠であり、アジア域内の未締結国と投資協定等の締結に向けて粘り強く交渉し実現させることを強く望む。こうした環境整備を含めた中小企業支援の具体策を着実に実行していくためには、現地大使館・(総)領事館を含めた国内外政府および関係機関挙げての体制を早急に再構築する必要がある。

また、アジア市場での競争激化や労働市場のタイト化もあり、今後中小企業が取引推進・現地経営等で困難に直面するケースが増加していくと懸念され、問題発生時の迅速な解決に資する域内各国とのコミュニケーションパイプの拡充は改めて申すまでもなく、変化の激しい現地法制・取引ルールの動きに関するタイムリーな情報提供等これまで以上に強力な支援を求めたい。

### ② 競合国企業との対等な競争条件を実現するためのEPA・FTA締結推進

韓国が米国・EU・インド・豪州等とのFTA交渉を積極的に進め、また、中国が台湾との間でECFA（兩岸経済協力枠組協定）を合意したことで、東アジア市場から日本が取り残されるという危機感が非常に大きくなっており、アジアでの競争力維持強化の観点からも現状を看過できない。

EPA・FTA交渉において日本が劣位にある主要因は農業問題である。アジアで競合国企業との対等な競争条件を実現することは、アジアの需要を取り込んで成長に結び付けていくための必要不可欠な前提条件であり、農業の構造改革を進めて輸出・成長産業に転換していく目標に国を挙げて取組むことで農産物貿易の自由化に途を拓き、停滞感が色濃く漂っている日中韓交渉を加速させ、アジア域内の経済連携強化にリーダーシップを発揮することを強く望む。EPA・FTAは日本の高品質な農産品の海外市場の開拓につながるという側面もあり、農業問題への果断な取組みは、アジア域内各国との経済関係緊密化に資するのみならず、米国・EU・豪州等との交渉を加速し、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）の早期参加にもつながると確信する。

本所は「農商工連携による地域活性化についての提言」において、農商工連携を通じて農業再生に積極的に支援・協力していくことを明示したが、政府の実行力がなければ農業再生実現は「絵に描いた餅」に終わることを改めて強調したい。

### ③ 「新成長戦略」の迅速かつ着実な実行と中小企業対策予算の拡充

国を覆う閉塞感の根本原因であるデフレからの脱却には一刻の猶予も許されず、早期に切れ目ない景気対策を着実に実行していくことが政府の最優先課題であることは言うまでもない。さらに、需要サイドに立った所得再配分的な施策のみならず、供給サイドでの戦略分野の強化・育成を含めた構造改革断行による成長基盤強化・拡充が喫緊の課題である。

日本経済が再び自律的な回復を実現し成長軌道に乗るためには、中小企業・地域経済の活力回復

が必要不可欠であり、中小企業対策を最重要経済課題と位置付けて、輸出拡大や現地進出等の国際展開を支援するための予算拡充を強く望む。

#### ④ 中小企業の国際展開要員育成・確保に向けたグローバル人材戦略推進

中小企業が国際展開する上でまず最初に直面するのが人材確保の問題であり、こうした課題の解決につながるような人材の育成策を含めた中長期的な人材戦略の実行を強く求める。

アジアからの留学生を、語学力と高度知識を備えた人材として中小企業の国際展開に活用するという視点は重要であり、すでに留学生と中小企業との就職マッチングが行われている。こうした動きをより強くするためにも、アジアから優秀で意欲的な若者が多数留学生として来日するような施策の実行を望む。

#### ⑤ 知的財産権保護強化に資する支援策拡充

中小企業が国際展開を躊躇する大きな理由に知的財産権保護への懸念・不安がある。苦勞してつくり大切に育てて経営基盤になっている知的財産権が、海外では簡単に侵害されるのではないかと不信感・不安感が、中小企業の国際展開を遅らせている。従って中小企業の国際展開支援策として知的財産権保護に関する以下支援策の拡充を強く求める。

\* 知財保護が緊要な国において、中小企業の外国特許に係る特許料・翻訳料・弁理士料を含めた費用を軽減（目標 50%）する助成制度拡充。

\* 海外に進出する中小企業向けの進出国における安価な「商談・契約交渉・侵害対応代行サービス」の創設。

\* 知財集約製品等の国際展開と輸出強化を支援するとともに、各国標準規格

（例えば、EUにおけるCEマークなど）の取得費用や安全規制に係る費用に対する補助制度の創設。

万一、知財が侵害された場合には、政府ならびにジェトロは、中小企業が相手国において訴訟を起こすことを支援するとともに、必要に応じ、相手国政府に侵害がなくなるよう適切な措置を申し入れることを求める。

### (2) 経済団体等民間：海外でのビジネスノウハウの活用、および国内外支援機関連携強化・拡充

#### ① 公的支援への橋渡し機能強化

ジェトロ・中小企業支援センター・中小企業基盤整備機構等公的機関の支援をより効果的に利活用できるような仲介・紹介する機能を強化すること。

#### ② 海外ビジネス経験者の活用によるビジネスアドバイザー機能拡充

商社・金融・メーカーにおける海外ビジネス経験のあるOBを活用し、中小企業のニーズに合致した、実践的で実利的な国際展開支援を実施すること。

#### ③ 経済団体・業界団体間の連携による支援機能強化

経済3団体、各地商工会議所他経済団体、業界団体と認識を共有し、日本の産業競争力強化の視点から政府施策の実行に呼応して協力していくこと。

### 3. 期待・要望に沿った国際展開支援メニュー

中小企業の国際展開を推進・加速させるためには、まずは、多くの未だ国際化に着手していない企業に対して、その必要性を中長期的な視点から啓発していくことが必要であり、啓発活動を通じて地域・業種を問わず中小企業の実態に即した助言・指導をしていくことが出発点になる。

また、公的機関や商工会議所が実施している国際展開支援メニューが、必ずしも十分周知されていない現状を踏まえ、改めて効率的で効果的なPRを推進していくことが不可欠である。特に、人材・資金・情報について中小企業経営者の不安をできるだけ解消し、明確な将来展望・目標を持って事業展開できるような環境づくりをしていくことが最重要課題である。こうした課題を着実に実行していくためには、官民組織が各々の強みや特性を活かしながら相互に補完しあって、中小企業の経営資源・体力の不足を可能な限りカバーする仕組み・体制を実践していかなければならない。

こうした考え・認識に基づいて、直ちに着手・検討していくべきメニューとして以下提案する。

#### (1) 未だ国際化が遅れている企業向け

- ①国際化への取組みの啓発事業の全国展開
- ②国際展開支援メニューのPR強化
- ③国際化への取組み企業の事例のデータベース化

#### (2) 国際化が進んでいる企業向け

- ①ジェトロの機能強化、ジェトロを基点とした海外における公的組織のネットワーク化
- ②商工会議所の窓口機能の強化と人材育成・資金調達支援を中心としたメニュー強化
- ③ジェトロ・商工会議所間連携によるタイムリーでニーズに合致した海外情報の提供
- ④各地域のビジネス専門家（経験者）による相談・支援体制の強化・拡充
- ⑤各地日本人商工会議所ならびにジェトロ事務所との連絡・連携体制の再構築

## IV. 商工会議所の機能と役割

内外情勢は目まぐるしく変化し、グローバル化も加速していくことが予想される中で、商工会議所としてスピード感をもって中小企業の国際展開支援に取組み、今後3年を目途に一定の成果を上げることが望まれる。

このためには、日本商工会議所は支援体制の整備・再構築を進めるとともに、各地商工会議所とのネットワーク強化や関係機関との連携強化を図り、これまで以上に実践的かつ実利的な支援を提供していくことが不可欠である。

### 1. 国別支援体制強化

中小企業の関心の高さはアジア域内でも国によって濃淡があるが、各種調査結果でも、現状および今後の展開において最も関心が高いのは中国である。しかし、昨今の中国における人件費高騰や労働争議多発、さらには人民元の動向等生産拠点としての将来性への懸念も出て来ており、いわゆる「チャイナ・プラス・ワン」としてのベトナム、さらにインドへの関心が中国に次いで高くなっている。また、多くの日本製造企業が進出しているタイ、アセアンで最大の人口を有するインドネシアや、重点

的なインフラ整備・産業振興により今後飛躍的な経済成長が期待されるメコン経済圏も注目していく必要がある。

\*メコン経済圏：メコン河流域のベトナム・タイ・カンボジア・ラオス・ミャンマー・中国（雲南省）の6カ国で構成される経済圏。

なお、中国（北京）、ベトナム（ハノイ・ホーチミン）、タイ（バンコク）、インドネシア（ジャカルタ）の日系商工会議所組織の事務局には、日商他国内商工会議所より専任事務局長が派遣されている。

### (1) 中国

高度成長を続ける中国に対しては、供給基地および消費市場両面で中小企業の関心は群を抜いて高くなっている。本年3月には岡村会頭を団長とするミッションが日本商工会議所として17年振りに訪中し、政府要人や関係機関トップとの面談に加え、現地中小企業とのフォーラムを開催し相互理解を深めて今後の経済貿易関係強化を見据えた関係強化を図った。今後は、日商として、中国における問題解決のための枠組みづくりを含むビジネス環境の改善に取り組むとともに、規模の大小を問わず実務ミッションを必ず年1回派遣することや両国の地域間の交流を促進することにより、日中間の経済交流の一層の拡大を推進していく方針である。

中国が、台湾との間でE C F A（两岸経済協力枠組協定）を合意したことで、台湾の東アジアでの経済的な存在感が高まった。日商は「台日商務交流協進会」と協力協定書を締結したが、台湾企業との連携は、中小企業が国際展開を進めるに際しての有効な手段と位置付けることができる。

一方、大阪商工会議所では、専門組織「中国ビジネス支援室」を設置して中小企業の対中ビジネス推進を効率的効果的にサポートしており、相当なノウハウ・情報が蓄積されている。商工会議所ネットワークでも大商との連携を強めていくことは有意義である。

### (2) ベトナム

若く勤勉で、教育水準が高い労働者と約3,000kmの海岸線で南シナ海に面するという地理的特性もあって、生産拠点として1990年代後半以降着実に成長を続けてきた。また、人口は約9,000万人とアセアンではインドネシア・フィリピンに次ぐ規模で、消費市場として今後飛躍的に成長していくことが期待されている。

社会主義国のため経済システムに未だ不安定な点もあるが、党・政府・国会の強固なトロイカ体制により政治社会情勢は安定している。経済社会システムの透明性改善やインフラ整備が経済発展の課題とされるが、近年徐々に改善されており、中小企業にとっても貿易・投資関係強化の環境は整ってきた。

日商は、大メコン圏ビジネス研究会での活動を通じ、メコン経済圏においてタイに次ぐ経済力を有するベトナムの政府ならびに商工会議所との交流を進めており、中小企業支援の観点からも一層の関係強化は非常に有意義である。

### (3) インド

人口は12億人で中国に次ぐ世界第2位、2030年頃には中国を抜いて第1位になると予想されている。さらに、人口構成をみると、長らく「一人っ子政策」をとっていた中国と比較して若年層が多く、いわゆる「ピラミッド型」を示している。こうした人口規模・構成から、豊富な労働力による

産業発展に加えて活発な消費活動による内需の拡大が見込まれ、インフラの整備に伴って高い経済成長を続けていくと期待されている。巨大な消費市場としての潜在性から、中小企業の関心が高くなってきているが、インド政府はモノづくり産業の基盤強化の観点から、両国中小企業の関係強化を指向していることも考慮して、両政府で交渉中のEPAの進捗を睨みながら、インド市場対策を検討していくことが必要である。

日商は、日印経済委員会の二国間委員会を通じて、現地のインフラ整備関連や企業の事業継続・拡大に資する情報提供に注力している。アジア総合開発計画の推進の一環で、今後インドのインフラ開発は加速されていくことが予想され、またインドでは、税務・労務問題等で日系企業が困難に直面するケースが少なくない。こうした状況を踏まえ、今後さらなる情報発信機能の強化を図るため、日印経済委員会の中にインド進出支援研究会を設置し、インド市場への取組みを進めていく。

#### (4) タイ

1980年代後半以降から日系製造業が積極的に現地進出を進め、タイの輸出拡大政策に基づく経済成長に貢献し、今では自動車・家電を中心にアジア有数の製造基地になっている。

2006年にはバンコク郊外のアマタ工業団地内に「オオタテクノパーク」(OTP)が開設され、中小企業向け賃貸集合工場として運営されている。OTPは、日本のモノづくり製造業の高い技術力をタイ国内製造業の自立につなげようとする運営会社とアセアン最大の製造基地になっているタイに製造現場を持つことを希望する大田区中小企業のニーズが合致して実現した。現在OTP内では6社が操業を行い、運営会社と大田区産業振興協会からビジネスソフト面での支援を受けているが、中小企業のユニークな進出事例として今後の進展状況が注目される。

タイは、メコン経済圏で最大の経済力を有することもあり、周辺国との経済関係は緊密で、中小企業がメコン経済圏内での経済活動を展開する際の橋頭堡と位置付けることもできる。

#### (5) インドネシア

アセアン最大で世界第4位の人口(2009年2.3億人)を有する資源大国。ユドヨノ政権下で政治的な安定度が増してきており、国内経済は、旺盛な個人消費とインフラ投資を牽引役として安定した高い成長を続けている。1997年アジア通貨危機を教訓に経済構造改革を断行して、今では内需型の経済構造に転換し、2008年秋の世界金融危機を大きな混乱なく乗り切った。政府は、豊富な天然資源と活発な内需に裏付けられた強固な国内経済基盤に自信を深め、今後は着実なインフラ整備に加え、自動車・食品・石油化学などの産業振興に注力していく方針を示して、日本企業の投資に期待を寄せている。

日本政府が提唱して設立されたERIA(アセアン・東アジア経済研究センター)の本部がジャカルタに置かれたことが物語るように、日本との政治・経済関係は極めて良好である。また、日系製造業の現地での取組みの歴史は古く、自動車・二輪車・家電等日本製品が消費市場で広く支持されていることもあり、親日感情が浸透している。親日的で堅実な成長が見込まれる消費市場において、中小企業が内需を取り込んでビジネスを創出・拡大するポテンシャルは大きく、より積極的な取組みが期待される。ただ、インドネシア市場への参入に当たっては、国土・宗教・気候等現地の特性を考慮に入れた財・サービスの開発が求められる点に留意が必要である。

## (6) メコン経済圏

未だ域内の格差が大きく、格差是正が最大の課題。日本政府は、ODA最重点地域と位置付けて、域内の総合的な経済開発に協力していくことを表明。貧困の解消を目的に、物流網整備とインフラ開発に重点的に取組み、域内産業の育成・発展や生活水準の向上を図っていく。

日商は、「大メコン圏ビジネス研究会」の場を通じメコン経済圏でのビジネス関連情報の発信機能を発揮している。今後は、当該地域に関心を持つ全国の中小企業が多数参画して、有益な情報交換を行い、メコン地域への中小企業の取組みが一段と活性化されることを期待する。

## 2. 中小企業に対する窓口機能強化

中小企業にとって最も身近で信頼の置ける相談窓口は、地元商工会議所であり、各地商工会議所が、気軽に相談できる「駆け込み寺」的な存在となり、迅速かつ的確に各種情報を発信できる「地域の情報発信基地」として機能することが理想的である。ただ、各地商工会議所は国際関連事業での経験が豊富とは言えず、また組織体制面でも限界があるので、日本商工会議所との緊密な連携なしには、「駆け込み寺」「地域の情報発信基地」としての機能を発揮することはできないであろう。

日本商工会議所を基点とした機動的で機能的な会議所ネットワークを構築することが必要であるが、実務的には、先ず広域での連携体制を整備強化して、東京・大阪・名古屋・福岡・札幌等の大都市商工会議所が中核になり、啓発活動、各種支援メニューのPRや市場研究等地道で粘り強い取組みを進めていくことが不可欠である。

## 3. 国内外ネットワークの緊密な連携の下での機能の極大化

国内ネットワークに加え、アジア域内での日本人商工会議所ネットワークとの緊密な連携体制をより強化していくことが、中小企業に対する継続的で実践的な支援という観点から重要である。さらに、海外ビジネス経験豊富な企業OBが、こうした国内外のネットワークの枠組みの中で活動することで、国際化を目指す或いは拡大に取り組む中小企業にとっては心強いサポーター、アドバイザーになり得る。早急にこうした体制整備・機能強化を実現することが重要である。

但し、民間組織としては海外での活動には様々な制約があり、特に取引先・投資先の国との交渉では影響力に限界がある。海外での紛・係争処理や公的制度に関する要望に関して、大使館・(総)領事館の支援を仰ぐことは勿論のこと、ジェトロを中心とした公的支援機関との相互補完的な連携が不可欠であり、こうしたグローバル視点での機能強化に向けた体制整備を早急に着手する必要がある。また、政府による「中小企業海外展開支援会議」との連携を図っていく必要がある。

以上

※本文で取り上げております下記資料につきましては、以下のURLに掲載しております。

- ・東京商工会議所 国際経済委員会意見書

<http://www.tokyo-cci.or.jp/kaito/teigen/2010/221014.html>

- ・日本商工会議所 国際関連事業アンケート集計結果
- ・日本商工会議所 中小企業国際ビジネス専門委員会報告書

### <提出先>

政府・省庁・政党等

### <実現状況>

○平成 23 年度予算(中小企業庁)において中小企業の海外展開支援策として以下の事業等が盛り込まれた。

- ・中小企業海外展開等支援事業 (25 億円)

J E T R O や中小企業基盤整備機構における連携を支援し、海外見本市への出展支援、海外コーディネーターの拡充等により、海外市場等に関する各種情報の提供や海外企業とのマッチング支援など、中小企業の支援ニーズに即した海外販路開拓支援を強化する。

- ・クール・ジャパン戦略推進事業 (12 億円)

アニメ、ファッションなど海外で人気の高いクール・ジャパンの魅力を産業化し、海外市場開拓及び海外顧客の訪日を促進するため、ターゲット国と分野を決め、企業や若手人材の一貫した取組を支援する。

○平成 22 年 11 月に「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定。E P A や広域経済連携については、センシティブ(自由化対象外)品目について配慮を行いつつ、すべての品目を自由化交渉対象とし、交渉を通じて、高いレベルの経済連携を目指すとしている。また、T P P については、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始するとしている。

## 11. 経済連携協定の推進に関する要望

平成 22 年 10 月 28 日

日本商工会議所

経済のグローバル化が進展する中、地域経済統合が大きな潮流となっている。

貿易や投資など海外に活路を求めてアジア諸国等の成長を取り込もうとする中小企業にとって、経済連携協定(E P A)は重要である。

E P A により、物品の関税やサービス貿易における障壁の削減・撤廃に加え、投資、税関手続、知的財産権などの分野において、規制の撤廃や規則の調和化、透明化が促進されるためである。

各国における E P A の取り組みは加速しており、特に韓国をはじめ中国、E U は、アジア近隣諸国との取り組みを積極的に推進している。こうした状況を踏まえると、E P A 締結の遅れはわが国の国際競争力の低下をもたらすこととなる。このことは、大企業から中小企業に至るまで、輸出産業に大きな影響を及ぼし、製造業の生産拠点の海外流出が加速する一方、生産拠点の海外移転ができない中小企業への影響は多大である。

さらに、E P A をより広域な経済連携協定へと発展させる取り組みが活発になっている。政府の新成長戦略においても、2020 年を目標に、アジア太平洋自由貿易圏(F T A A P)を構築するための道筋を策定することとしている。その第一歩として、米国を含む 9 カ国が参加する包括的な経済連携協定であ



る、「環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）」は、極めて重要である。

本年 11 月 13、14 日に横浜で開催されるＡＰＥＣ首脳会議において、わが国は議長国として、アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄に向けて、自由で開かれた貿易・投資環境の一層の整備に取り組むことが求められる。

このような状況を踏まえ、菅総理大臣が、『アジア太平洋自由貿易圏（ＦＴＡＡＰ）の構築を視野に入れ、ＴＰＰ交渉への参加を検討し、ＥＰＡの基本方針をＡＰＥＣ首脳会議までに策定する』という方針を表明したことは高く評価されるものであり、強く支持するものである。

この機会を逃せば、わが国は貿易・投資の自由化を主導する機会を失い、グローバルルール形成への参加機会を喪失しかねず、ひいては世界経済の成長から取り残されることとなる。

わが国が一層世界へ開かれた国となり、貿易立国として成長し続けるために、下記のとおり要望する。

## 記

### **1. 大規模市場国・地域とのＥＰＡの推進およびＴＰＰ交渉への早期参加の表明**

ＥＰＡは、中国、米国、ＥＵなどの大規模市場国・地域とのＥＰＡ締結を目指すべきである。特に、日本・中国・韓国の３カ国によるＥＰＡの交渉を早期に開始し、ＥＰＡ締結相手国との貿易額が貿易総額に占める割合を示すＥＰＡ比率を、韓国並みの 60%程度に引き上げるべきである。

また、新成長戦略の中で示された「2020 年を目標にＦＴＡＡＰを構築する道筋を策定する」ため、ＴＰＰ交渉への早期参加について、11 月のＡＰＥＣにおいて表明すべきである。

投資、知的財産権、および政府調達などのルール策定に当初から参画し、わが国産業界の意見を協定に反映させることは極めて重要である。

### **2. 農業との両立による質の高いＥＰＡの締結**

農業との両立を前提に、質の高いＥＰＡ締結を目指されたい。農産品の重要品目については、ＴＰＰも含め、協定発効時に全ての物品の関税を撤廃する必要はなく、段階的に関税を引き下げるべく交渉し、農業の構造改革や農商工連携、農産品の輸出促進など、貿易自由化に耐え得る農業の産業基盤強化に向けた国内対策を講じることで、農業と貿易自由化の両立を図られたい。

わが国の農業就業人口の平均年齢は 65 歳を超えており、国内対策による基盤強化は急務であり、地域社会の基盤である農業の活性化には、国費投入もやむを得ないものとする。

以 上

#### <提出先>

政府・省庁・政党等

#### <実現状況>

##### 1. 大規模市場国・地域とのＥＰＡの推進およびＴＰＰ交渉への早期参加の表明

政府は、23 年 2 月に日印経済連携協定に署名。豪州、韓国、ペルー、GCCとの経済連携協定について

は交渉中。

政府は、22年11月9日に「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、TPPについては、その情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始することとした。22年11月のAPEC首脳会議でのわが国のTPP交渉への参加表明には至らなかった。

## 2. 農業との両立による質の高いEPAの締結

政府は「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、高いレベルの経済連携の推進と我が国の食料自給率の向上や国内農業・農村の振興とを両立させ、持続可能な力強い農業を育てるための方策を講じるため、「食と農林漁業の再生推進本部」を設置し、6月をめどに基本方針を決定することとした。

### 12. 「TPP（環太平洋経済連携協定）交渉への早期参加を求める」

2010年11月1日

社団法人 日本経済団体連合会

会長 米倉弘昌

日本商工会議所

会頭 岡村正

公益社団法人 経済同友会

代表幹事 桜井正光

今後本格的な人口減少社会をむかえるわが国が、経済の競争力を高め、国内における雇用を維持・拡大し、国民生活の向上を図っていくためには、アジア太平洋をはじめとする各国・地域との経済連携協定を積極的に締結し、わが国経済の成長につなげていかなければならない。

こうした中、米国を含む環太平洋9カ国によりTPP交渉が進められている。経済成長戦略を実現していく上で、わが国の本交渉への参加は欠くことのできない重要なステップとなる。万が一、この機会を逃せば、わが国は国際的な事業環境の整備において諸外国から大きく後れをとり、ひいては世界の成長と繁栄から取り残されることになりかねない。あわせて、農業の構造改革を推進するとともに真に必要な国内対策を総合的に講じ、TPP推進と農業の産業基盤強化との両立を図る必要がある。

来る11月13、14日には、総理が議長となり「APEC首脳会議」が開催される。われわれは、アジア太平洋地域の成長と繁栄に向けた議長国の責務として、APEC首脳会議の場でわが国がTPP交渉への参加を表明することを強く求め、ここに決議する。

以上

#### <提出先>

政府・省庁・政党等

### <実現状況>

政府は、22年11月9日に「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、TPPについてはその情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始することとした。APEC首脳会議でのわが国のTPP交渉への参加表明には至らなかった。

### 13. 中小企業向け健康保険制度に対する国庫補助の引上げについて（要望）

平成22年12月1日

日本商工会議所

会頭 岡村 正

全国中小企業団体中央会

会長 鶴田 欣也

全国商工会連合会

会長 石澤 義文

一昨年に発足した全国健康保険協会は、中小企業向けの健康保険制度として、現在3,500万人の加入者を擁し大きな役割を担っている。しかし、同協会の財政は、景気低迷や医療費の増加等の影響を受け、今年の春に、保険料率が8.2%から9.34%に大幅に引上げられた（平均的な被保険者（月収28万円）の場合、月額保険料は労使合計で約3,200円の増で約26,200円）。

景気の現状は急激かつ大幅な悪化から持ち直しつつあるものの、中小企業を取り巻く状況は依然として厳しく、先行きの不透明感も増している。このため、平成23年度においても、今年の春に続き2年連続しての保険料率引上げが不可避であり、9.5%台という極めて高い水準になる見通しになっている。このような保険料率の引上げが毎年続けば、中小企業の経営や雇用の悪化等をもたらすことが懸念される。全国健康保険協会の財政状況を一刻も早く改善し、持続可能な中小企業向け健康保険制度とするため、国庫補助率について、現行の16.4%から健康保険法上の上限である20%へ引上げられたい。

以 上

### <提出先>

政府・省庁・政党等

### <実現状況>

国庫補助率について、現行の16.4%から健康保険法上の上限である20%への引上げは実現せず。

## 14. 社会保障と税の共通番号制度に関する意見

平成 23 年 1 月 20 日

日本商工会議所

日本商工会議所はこれまで、社会保障と税に共通する番号を早期に導入すべき旨主張してきたが、今般、政府から「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会 中間整理」（平成 22 年 12 月）が示されたことから、これを踏まえ、改めて日本商工会議所の意見を下記のとおり述べる。

### 記

#### 1. 共通番号制度の導入の目的について

わが国は少子高齢化の進展等により、社会保障給付費の増大という大きな問題を抱え、国民の将来生活の不安感が強まり、社会保障制度の早急な再構築が求められている。その再構築に当たっては、力強い経済成長の実現を図るとともに、「公」に過度に依存せず、「自助と共助」の観点に立ち、持続可能な社会保障制度の実現を目指すべきである。これらの実現を図るためには、歳出全体の徹底的な見直しと税財源の確保を前提とした総合的な改革が必要であり、この改革に不可欠な社会的インフラとして、社会保障と税に共通した番号制度の早期導入が極めて重要である。

他方、共通番号制度が存在しないことにより、情報の名寄せ（複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるというの確認）や情報の共有化が難しく、各種業務の連携、記録管理の徹底・効率性の向上が図られていない。こうした業務の連携等を進めるためにも、共通番号制度の導入が必要である。

共通番号制度の導入により、例えば以下のような効果が期待できる。

##### ● 社会保障分野

- ・ 税分野で把握した所得等に応じてきめ細かな社会保険料と給付の設計が可能になるとともに、社会保険事務・記録管理の正確性を確保し、社会保障制度の信頼性・安心感を高めることができる
- ・ 不正受給の防止が強化され、国民の公平性が担保できる など

##### ● 税分野

- ・ 社会保障施策としての給付付き税額控除や、金融所得一体課税の導入が可能となり、よりきめ細かな税体系を実現できる
- ・ 所得把握が簡便となり、課税の公平性を一層担保できる
- ・ 行政手続きにおける納税証明書の添付が省略でき、利便性が向上する など

#### 2. 共通番号として使用する番号について

共通番号に必要な条件は、「国民皆番号」、「一人一番号」、「生涯不変の番号」である。また、共通番号を利活用するに当たって、その番号による個人の特定化（識別）を可能とするために、共通番号と氏名・住所・生年月日・性別の識別 4 情報が一体的に管理される仕組みが必要である。

こうした条件を満たす既存の番号は住民票コードのみである。すでに、住民票コードと基礎年金番号との紐付け作業が進められており、日本年金機構（旧社会保険庁）のシステムに、この住民票コードが収録されることになっている。こうした状況も踏まえると、住民票コードを共通番号として利用することが最も適している。

### 3. 共通番号の利活用の範囲について

#### (1) 共通番号記載の義務付けの範囲

共通番号記載の義務付けに当たっては、その範囲を法令によって定めるべきであり、具体的には、以下のとおり、国民に制度加入や納付・納税が法的に義務付けられている社会保障分野と税分野の申請書・届出書等とすべきである。

- 社会保障分野・・・公的年金・企業年金・健康保険・介護保険・雇用保険等の手続きに必要な書類
  - ・被保険者資格取得届（新規に加入者となる場合）・資格喪失届
  - ・給付・支給申請書（年金・高額医療費支給の現金給付を受ける場合） など
- 税分野・・・所得申告の手続きに必要な書類
  - ・所得税の確定申告書
  - ・給与所得・退職所得の源泉徴収票 など

上記以外でも、国民の申請に基づく社会保障的な給付（例えば、所得金額によって変動する公営住宅の家賃や、認可保育所の保育料など、所得水準に応じた給付等）の申請書類等については、共通番号記載の義務付けについて個別に検討を進め、記載を義務付ける場合には、法令によってその範囲を定めるべきである。

#### (2) 個人を識別する4情報の利活用の制限

共通番号の記載を義務付けた行政手続きについて、行政機関は、本人確認のために、識別4情報を入手できるものとする。行政機関以外でも、共通番号の記載が義務付けられた社会保障の申請書類等を受領する企業年金基金・被用者保険の保険者（協会けんぽ、健保組合、共済組合など）等については、本人確認のために、識別4情報を入手できるものとする。上記以外については、識別4情報を入手できないこととする。

#### (3) 共通番号に紐付けされた情報の利活用

行政機関が共通番号に紐付けて保有する情報（例えば、所得金額情報、世帯情報など）の利活用は、法令により定めた場合に限るものとし、その場合でも、必要最小限の範囲とする。

例えば、所得金額情報については、総所得金額により保険料や給付金額が増減する国民年金・国民健康保険・高齢者医療制度・介護保険を所轄する行政機関のみ、その情報を入手できるものとする。勤務先の賃金（標準報酬）により保険料・給付金額が増減する厚生年金や被用者保険の所轄機関（企業年金基金、協会けんぽ、健保組合、共済組合など）については、標準報酬情報のみ入手可能とし、所得金額情報は入手できないものとする。

また、社会保障給付に際して必要な確認（本人所在や生存の確認）を行う目的で、市町村や公的年金の給付事務を代行する機関（日本年金機構、共済組合など）は、個人の診療履歴や介護履歴等についての必要な情報確認を行うことができるものとする。

#### 4. データベースの管理方式について

共通番号制度におけるデータベースの管理については、万が一プライバシー侵害や情報漏れ等が発生した場合の被害を最小限に抑えるため、個人の情報を一元的に管理する「一元管理方式」ではなく、それぞれの分野で必要な情報のみを管理し、中継データベースを通じて共通番号を利活用して連携する「分散管理方式」を採用すべきである。

#### 5. プライバシー保護について

共通番号制度導入の検討に当たっては、情報漏えい、改ざん、なりすましの防止等に万全を期するとともに、行政機関や企業等の主体・業務ごとの利活用範囲の明確化や罰則の設定、目的外利用の監視や苦情処理等を担当する第三者機関の創設、自らの情報の内容やアクセス履歴を確認できる仕組みの導入など、プライバシー保護に関する国民の不安を払拭するための十分な措置を講じたうえで、円滑な導入を目指す必要がある。

#### 6. 共通番号制度導入時における中小零細企業等への配慮について

共通番号制度の導入時における企業等の事務負担は明らかではないが、仮に中小零細企業等の事務負担が見込まれる場合には、その負担を少なくするよう配慮すべきである。

#### 7. 今後の検討に当たって

これまで政府が示した案（平成22年6月「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会 中間取りまとめ」、同年12月「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会 中間整理」）においては、共通番号制度のメリット、デメリット等の詳細や利活用範囲が十分に例示されておらず、また、導入に要するコストや時間についても、粗いものに止まっている。従って今後は、制度の詳細や導入コストの試算等を明らかにしつつ、効果・効率性やコスト面、リスク管理の面も勘案し、より緻密・詳細な検討を進めていくべきである。

さらに、共通番号制度の導入を機に、複雑化している既存の年金・医療・介護保険制度の簡素化・効率化を進め、国民に分かりやすい制度を目指すべきである。

以 上

#### <提出先>

政府・省庁・政党等

#### <実現状況>

23年4月28日に決定された「社会保障・税番号要綱」において以下の事項等が示された。

- ・共通番号記載を利活用できる範囲について法令によって定める。
  - ・共通番号に紐付けされた情報を利活用できる範囲について法令によって定める。
  - ・個人情報 は分散管理とする。
  - ・プライバシー保護として第三者機関、罰則の創設等の措置を講ずる。
  - ・今後のスケジュールとして平成 23 年秋以降に番号法案および関係法案を国会に提出し、平成 27 年 1 月以降に社会保障分野と税務分野のうち可能な範囲で番号の利用を開始する。
- その後、23 年 6 月 30 日に決定された「社会保障・税番号大綱」において、番号の利用範囲として、年金、医療、介護保険、福祉、労働保険、税務分野での利用を念頭に、法案策定までに精査すること等、制度設計の内容等が示された。

## 15. 菅第二次改造内閣に期待する

平成 23 年 1 月 20 日

日本商工会議所

わが国は、内外に重要政策課題が山積しており、日本経済の再生のためには、一刻の猶予も許されな

い。  
少子高齢化の進展とともに、人口の減少のみならず、労働力人口も逡減しており、国内市場や地域経済は縮小の一途にある。他方、新興国の台頭による世界経済秩序の変革とグローバル化の進展は、経済活動や国民生活に大きな影響をもたらし、企業のみならず経済社会にダイナミックな対応と構造変革を求めている。

このような潮流の変化に対応し、まずは、日本という国の将来をどのように考えるのかという国家ビジョンを明確化して、国民が目指すべき「国のかたち」と目標を共有できるようにしなければならない。その上にたつて、国をあげてその達成に取り組む必要がある。

明治以来、資源に乏しいわが国の発展基盤をなしてきた源泉は、人材にある。このため、わが国は、21 世紀において、「科学技術創造立国」として拠って立つために、教育を含めた人材育成に注力していくべきと考える。

当所は、「新成長戦略」の策定、社会保障制度改革、税制改革、経済連携などわが国が抱える政策課題について、経済社会の活性化のみならず、国民生活の閉塞感を払拭する観点から、幅広い提言を行ってきた。今日、山積する重要政策課題の中でも、「信頼され、持続性のある社会保障制度の再構築と税制の抜本改革」、「開かれた国づくり」、「地域からの成長の実現」の 3 点が、最も優先すべき国家的課題であると認識している。

国民や企業は、菅第二次改造内閣が、わが国の直面する国家的課題について、国民の理解と支持のもとに、信頼され、揺るぎないものとして、政策や制度を構築する決断と、力強いリーダーシップによる実行を強く期待している。

ついては、下記のとおり、当面、最も優先すべき国家的課題について当所の意見を述べるものであるが、政府におかれては、その趣旨を十分に踏まえて、政策決定を行われることを要望する。

## 記

### 1. 社会保障制度改革と税制抜本改革の断行

少子高齢化が加速する中で、持続可能な社会保障制度改革と税制の抜本改革による財政健全化は、次世代に対するわれわれの責任である。

まずは、社会保障制度の再構築等と財政健全化を総合的にパッケージで捉え、中長期的な歳出の見通しを明らかにしつつ、消費税およびさらなる法人税減税を含む税体系の抜本的改革を進めるべきである。

また、社会保障制度については、「自助と共助」をベースとする「社会保険方式」を基本とすべきと考える。公費負担が増大する場合には、医療・介護など生命に関わる分野に公費負担の優先度を与える必要がある。

### 2. 経済連携の推進と強い農業の構築

中国をはじめとする新興国は、ダイナミックな経済成長を遂げている。わが国においても、国を一層開き、外需をわが国の成長に取り込むことにより、はじめて成長を達成できるものと考え。中小企業においても、国際化をさらに進めるためには、国を開き、国際競争力を確保することを期待している。

このため、貿易自由化に耐え得る強い農業を構築することを前提として、TPPへの参加や主要貿易国との質の高いEPA締結を促進すべきである。

### 3. 構造変化を克服する中小企業の育成、地域の強みを活かした地域経済の創造

長期にわたるデフレの波にさらされている中小企業の活性化なくして、強い経済、雇用の維持・拡大は望むべくもない。地域を覆っている閉塞感を打破するためにも、大きな構造変化を克服し、進化する中小企業を育成し、地域経済の再生を図ることが不可欠であると考え。

このため、「新成長戦略」に「地域からの成長」を明確に位置付け、各プロジェクトの迅速かつ着実な実行を図るべきである。

以上

#### <提出先>

政府・省庁・政党等

#### <実現状況>

##### 1. 社会保障制度改革と税制抜本改革の断行

「社会保障と税の共通番号制度に関する意見」実現状況参照。



## 2. 経済連携の推進と強い農業の構築

○包括的経済連携に関する基本方針（平成 22 年 11 月 9 日閣議決定）

「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）に示されている「強い経済」を実現するためには、アジア諸国や新興国、欧米諸国、資源国等との経済関係を深化させ、我が国の将来に向けての成長・発展基盤を再構築していくことが必要であることから、アジア太平洋地域内の二国間 E P A、広域経済連携および A P E C 内における分野別取組の積極的な推進に向け主導的な役割を果たし、アジア太平洋地域における 21 世紀型の貿易・投資ルール形成に向けて主導的に取り組むとした。

なお、東日本大震災を受けて、新成長戦略の再検討・再強化を図る中で、F T A A P ・ E P A のための閣僚会合において、「国と国との絆の強化に向けた戦略」を検討中。

○日印 E P A 署名（平成 23 年 2 月 16 日）

○食と農林漁業の再生推進本部の設置（平成 22 年 11 月 26 日閣議決定）

高いレベルの経済連携の推進と我が国の食料自給率の向上や国内農業・農村の振興とを両立させ、持続可能な力強い農業を育てるための対策を講じるため、内閣に食と農林漁業の再生推進本部を設置。

## 3. 構造変化を克服する中小企業の育成、地域の強みを活かした地域経済の創造

○「新成長戦略実現 2011」（平成 23 年 1 月 25 日閣議決定）において、以下のとおり盛り込まれた。

### 【総合特区の創設】

- ・我が国経済の成長エンジンとなる産業等の集積を促進する「国際戦略総合特区」及び地域の知恵と工夫を最大限いかす「総合特別区域」の創設を内容とする「総合特別区域法案」は、6 月 22 日に可決、29 日に公布された。
- ・法案成立後早期に基本方針の策定、総合特別区域の募集・指定を実施。

## 16. 観光立国推進基本計画の見直しに関する意見

平成 23 年 3 月 15 日

日本商工会議所

観光専門委員会

観光は、旅行業や宿泊業等のみならず小売業や製造業等、関連する産業分野の裾野が広く、参画する企業規模の大小を問わない。また、大都市・地方それぞれの取り組みが可能であり、地域活性化の重要な切り札といえる。

政府は、平成 22 年 6 月策定の「新成長戦略」の中で、観光立国・地域活性化を 7 つの戦略分野の一つと位置付け、様々な政策の具体化を図っているが、今般の観光立国推進基本計画の見直しにあたっては、特に、地域活性化の観点に立った観光振興を強化すべく、下記事項を十分に踏まえた計画の策定とその着実な実行を図っていただきたい。

### (1) 現基本計画の検証と見直しへの反映

景気や自然災害等外的要因の影響を直接受けやすい脆弱性を持ち合わせているとはいえ、訪日外国

人旅行者数や国内における観光旅行消費額、邦人国内旅行における宿泊数等の実績が、目標値と大きく離れていることは誠に残念である。要因の精査など現基本計画をしっかりと検証し、計画の見直しにどのように反映させたかを明示いただきたい。また、新たな目標の達成に向けた期間中の具体的方策を、新計画と合わせて示していただきたい。

なお、達成に向けた取り組みの主体を明確にし、地域や民間などの実施主体の意見等を十分に尊重したうえで計画を策定すべきである。

## (2) ニューツーリズムへの支援

産業観光やグリーンツーリズムをはじめ、ニューツーリズムが高まりを見せているが、このようなテーマ別観光は着地型も多く、PR不足や販路開拓ができず埋没してしまうケースが少なくない。成功事例を積極的に紹介するとともに、地域の取り組みに対する支援を拡充していただきたい。

## (3) 専門人材の育成促進

魅力ある観光開発に向けた地域の取り組みには、地域の多様な人々の参画が不可欠である。特に、マーケティングや情報活用から、観光戦略の企画・立案の能力、さらには関係者をまとめあげるオーガナイザーの能力までをも有する中核的専門人材の育成に着手する必要がある。

## (4) MICEの活用促進

MICEについては、国をあげての開催誘致・施設整備はもちろん、開催の機会を活用した様々な取り組み（サイドミーティングの併催等）によって、大きな経済波及効果を発揮できるようにすべきである。商工会議所としても、国際会議等の開催・誘致等に尽力しているところであるが、MICEをより効果的なものとするためには、開催情報を前広に関係者や開催地域で共有できるように発信することが肝要である。

## (5) 規制改革等の推進

各種規制の緩和（現在は認められていない稼働中の産業遺産の世界遺産への登録等）や税制の見直し（旅館業における建物の固定資産評価の見直し等）など、観光立国に資する規制・税制改革を推進していただきたい。

## (6) 観光振興に向け休暇を取りやすい環境の整備

日本における有給休暇の平均取得日数は8.5日（取得率5割未満）と非常に少ない。まずは、有給休暇の取得促進をはじめ国民が休暇を取りやすい環境の整備を、官民あげて行っていく必要があり、それが観光振興にも資するものとする。

## (7) 着実な計画の実行

観光立国推進基本計画の遂行にあたっては、推進主体を明確にし、達成状況を随時検証するとともに、適時必要な改善を行い目標の着実な達成を図る必要がある。なお、検証等の際には、関係各層から幅広く意見を聴取していただきたい。

#### (8) きめ細かな観光関連の統計整備と情報発信

観光入込客数や観光消費額単価など、観光関連のデータ等のさらなる整備促進が必要である。特に、地域レベルでの観光統計の整備は重要であり、全都道府県での導入はもちろん基礎的自治体単位のデータ整備も必要である。また、わが国の経済や産業における観光の重要性については、未だ国民に広く認識されているとは思われず、随時的確な情報発信を図られたい。

以 上

#### <提出先>

観光庁

#### <実現状況>

○観光立国推進基本計画の見直しの検討材料となっている。

(5) 規制改革等の推進

○稼働中の産業遺産の世界遺産登録に関しては、平成 23 年度中の早期に、関係府省が現行の文化財保護法に基づく保全方策以外について結論を出すことが決定した。

○かやぶき屋根等木造建築物に関する建築基準法の緩和、着地型観光に即した各種業規制の見直しー旅行業法 第 3 種旅行者の適用除外等一、酒類の卸売業免許の要件緩和、道路使用許可等の弾力的運用及び申請手続の簡素化、観光目的の船舶（20 t 以上）の検査および設備の設置要件の緩和については、平成 23 年度に検討されることになった。また、旅客船事業における航路申請に係る届出範囲の拡大については、平成 23 年度に検討を開始する。

(8) きめ細かな観光関連の統計整備と情報発信

○「2. 観光“立地域”による観光立国の具体化を目指して～地域の「光」と「個性」を活かした新しいまちづくり～」Ⅲ. 3. 参照。

### 17. 新卒者等の就職・採用活動について

平成 23 年 3 月 16 日

日本商工会議所

商工会議所は、従来から、人材こそが、わが国が発展し、世界の中で存在感を示していくための基盤と考え、教育を含めた人材育成に注力していくべきと主張してきた。現在、特に大卒の就職活動の早期化・長期化が問題となっている。

就職・採用活動の早期化・長期化の抑制は、学生が十分に学ぶ機会を確保するために重要であり、現状のように入社約 1 年半前から就職活動を行う状態は改善していくべきである。

最終学年における学業への影響および大学の学事日程を配慮すれば、選考活動開始は「大学 4 年の 8 月」というのが本来のあるべき姿である。

しかし、現在の内定状況を見ると、企業と学生のマッチングには相当程度時間がかかっており、選考活動の開始時期を性急に後ろ倒しすれば、学生の就職活動期間が短くなり、学生と企業の双方に不安・混乱を与えることになるとともに、結果として、未内定卒業者を増やすことになりかねない。

また、当所の調査では、広報活動とともに選考活動が後ろ倒しされた場合、3割以上の企業から、「大手企業と採用時期が重なり、当社の内定を辞退する者が増える」「採用活動が短くなると多くの学生と出会う機会が減少する」など、影響が生じるという声が聞かれた。

したがって、次のような経過措置を講じることが必要と考える。

#### 1. 平成 25 年（2013 年）3 月卒業予定者を対象とした就職・採用活動

広報活動開始は「大学 3 年の 12 月（平成 23 年 12 月）」、選考活動開始は「大学 4 年の 4 月（平成 24 年 4 月）」が妥当であると考えます。

#### 2. 平成 26 年（2014 年）3 月卒業予定者以降を対象とした就職・採用活動

上記で示した「望ましい時期」ができる限り早期に実現されるよう、企業、大学等関係先が、鋭意議論を深め、本年 12 月を目途に結論を得るべきである。

そのためにも、以下のような取り組みを推進し、学生がしっかりとした「就業観」と企業への十分な理解をもって就職活動に臨み、短時間で就職先を決定できるような環境づくりが重要な課題である。

- ・ 大学と中小企業との情報交換の拡充
- ・ 中小企業の情報発信と学生とのマッチング機会の拡大
- ・ 採用活動の期間短縮に向けた企業の取り組み強化

以 上

#### <提出先>

日商HP等で公表。

#### <実現状況>

平成 23 年 5 月現在、関係者間において検討中。

### 18. 「東日本大震災」の復旧・復興に関する要望

平成 23 年 3 月 31 日

日本商工会議所

去る 3 月 11 日に発生した「東日本大震災」は、巨大な津波を伴い、沿海部を壊滅的に破壊するとともに、東北から関東にわたる広い範囲に、甚大な被害をもたらした。地震、津波、原発事故の同時発生に

より、三重苦の災害となっており、特に原発事故は、未だ収束の見通しが立たず、国民不安が強まっている。大震災により、多くの国民の生命・財産が失われ、地域経済と雇用を支える中小企業をはじめ事業者も多大な被害をこうむっている。

今回の大震災は、阪神・淡路大震災を大幅に超える被害の大きさ、範囲の広さのみならず、質的にも、過去の震災と大きく異なっている。津波によりコミュニティ全体が根こそぎ消滅しており、そうした地域においては、単なる企業やインフラの復旧ではなく、広範に、地域全体を新たに作り直さなければならない事態となっている。また、中小企業の中には、廃業の決断を迫られている者も多く、再生に向け、残された時間は少なくなっている。被災者の生活支援と中小企業への支援に一体的に取り組む必要がある。

震災対策にあたっては、20兆円を超えると言われる被害の大きさとその特徴を踏まえ、阪神・淡路大震災時を大幅に超える支援を、大胆、強力かつ迅速に進めていくことが重要である。

日本商工会議所では、以下の考え方による復旧・復興への強力的な取り組みを強く期待する。

## 記

### 1. 復興に対する基本方針の早急なとりまとめを

復旧・復興が遅れるならば、日本の国力の低下をもたらしかねない。政府におかれては、今回の大震災の特徴を踏まえ、これまでにない新たな発想に基づき、将来にわたる復興の道筋をはじめとする復興への基本方針を早急にとりまとめるとともに、県や地元自治体による復興計画の策定、推進について、全面的に支援すべきである。また、被災者や被災した中小企業をはじめ事業者が、公的支援をどこまで受けられるのか、その範囲と枠組みを早期に示すことが必要である。国が、これまでの慣例や制度を超えて、ギリギリまで支援の手を差し伸べることが、極めて重要である。

### 2. 阪神・淡路大震災時を上回る大規模かつ短期集中的な予算投入を

復旧・復興にあたっては、20兆円を超える被害に見合った、阪神・淡路大震災時を大幅に上回る、大規模な予算の投入が不可欠である。また、3年以内で復興するとの強い方針のもと、短期集中的に復旧・復興を進めることが必要である。これら予算の投入に当たっては、被災地域の自治体の疲弊を十分考慮し、国費を中心に、対策を講じていかなければならない。

財源確保については、まずは、厳しい財政状況の中で、子ども手当、高速道路の無料化など、あらゆる政策を見直し、選択と集中による大幅な予算の組み替えを行うべきである。不足する財源は、大震災で大きな影響を受けているわが国経済の動向に十分留意しつつ、税制措置により、安定的に確保することが必要である。法人税引き下げなど平成23年度税制改正で講じる予定の措置を当面棚上げし、平成24年度以降、復興税として消費税増税を行うことについては、十分な復興資金を確保するとともに、国民が広くその負担を分かち合うとの観点から、やむを得ないものとする。

### 3. 新しい地域社会の形成を

何よりも、失われた生活と道路、堤防、港湾、鉄道等のインフラ（被災地域の高速道路無料化を含む）をはじめとする社会基盤、産業基盤を早期に復活させることが、緊急の課題である。

その上で、深刻な被害を受けた東北・関東地域の復興を、新しい地域経済・社会を形成していくも

のと位置づけて、進めていくことが重要である。その際、地方自治体、商工会議所、住民など地域を構成する者が、将来を見据え、自らの地域のあり方を議論していくことが不可欠である。

産業集積となっている自動車部品や精密機械をはじめとする事業者の中には、事業の再開が極めて厳しい状況に直面している者が多く見られる。また、農業や漁業についても、単独での事業継続をあきらめる者も出てきている。復興にあたっては、単に原状の復帰や一企業の再建ではなく、地域全体の再生を通じて、産業や中小企業をはじめ事業者の回復と、他地域への流出の抑制を図っていかなければならない。

さらに、地域としての復興の早期化を図るため、税制の特例を含む「復興特区制度」を創設することが必要である。

このような地域やコミュニティの形成を通じて新たなまちづくりを進めるため、土地利用や都市計画をはじめ必要な法的枠組みの整備も不可欠である。

#### 4. 過去最大級の金融支援等中小企業の再生を早急に

地域経済と雇用を支えてきた中小企業の再生に、全力を注がなければならない。中小企業は、大震災による直接的な被害のみならず、風評など間接被害の影響も大きく受けており、規模と質において過去に例を見ない支援が不可欠である。また、被災者の生活支援とも一体的に取り組む必要がある。

甚大な被害を受けた中小企業に対しては、納税の免除をはじめ、既往債務の金利免除や追加の無利子融資をはじめとするリーマン・ショック時を超える過去最大級の金融支援（リーマン・ショック時の金融支援は57兆円）、がれき撤去等事業再開支援、風評被害・間接被害への支援などの措置を、強力に講じることが必要である。

また、地域金融機関が、中小企業の金融支援に万全な対応を図るという自らの機能を確実に果たすための基盤強化の枠組みを、早急に講じるべきである。

#### 5. 「復興庁」（仮称）創設により、地域が主体となった復興のための強力な対策を

地震の被害は極めて広域に及んでおり、行政機能を喪失した地域もある。複数の県域にわたる被災地域が主体となった復興を進めていくための対策を講じていくためには、各自治体と緊密な連携を図りつつ、復旧・復興の企画立案、執行、予算配分等について強力な権限を有する「復興庁」（仮称）を時限で被災地域に組織し、省庁の縦割りを排し、効果的・効率的な支援を行う体制を構築することが必要である。

#### 6. 福島第一原子力発電所事故の早期収束を

福島第一原子力発電所の事故については、何よりも事態の早期収束が不可欠である。放射能による被害を最小限にとどめ、被災者はもとより、国民の不安を払拭しなければならない。放射性物質の封じ込めと収束プロセスを、現在実施中の対策を含めて、可能な限り早期に国民に提示し、わかりやすく、明確な説明、情報提供のもとに、国民の理解を得ることが重要である。

特に、原発事故に関する風評被害については、事態が長期化すれば、さらに拡大するおそれがあり、特段の措置が必要である。すでに風評被害が生じていることを踏まえ、積極的な情報発信に最善を尽くして、国内はもとより、海外においても、その防止を図る必要がある。

## 7. 電力不足問題に最大限の対応を

電力不足問題は、国民生活や経済に深刻な影響を与えている。電力不足が危機的状況となる夏季までに、あらゆる手段を講じて、電力供給力の拡大を図らなければならない。

また、国民生活や経済への影響を最小限にするため、一層の節電と、使用最大電力の制限も含め、業界や地域単位でのきめ細かい対応による電力需要の分散化に取り組みなければならない。商工会議所として、会員企業をあげて、節電にとどまらず、需要の分散化に全面的に協力していくこととしている。

## 8. 政治が結集し、強いリーダーシップを

大震災からの復旧・復興に、あらゆる政策を総動員し、迅速に対処していかなければ、わが国の将来はない。日本が再び繁栄の道を歩み始めることができるのか、あるいは、このまま衰退の一途をたどるのか、わが国は重大な岐路に直面している。今こそ、党派を超えて政治が結集し、迅速な復旧・復興対策の実行とその裏付けとなる安定的な財源確保に向け、強いリーダーシップを発揮すべきである。

それによって、国民・経済界が一致団結し、復旧・復興に向けて力強く進んでいくことができるものと確信する。

日本商工会議所では、復旧・復興にあたり、上記の基本的な考え方のもと、被災地域の商工会議所の要望を踏まえ、当面必要と思われる事項について、別添のとおり、強く要望する。同時に、日本商工会議所と各地商工会議所は、被災地域の復興はもとより、日本経済の再生に向け、あらゆる努力を行う覚悟である。

なお、未曾有の危機から立ち上がるために、被災地外の地域において、経済活動や地域活性化にこれまで以上に取り組んでいくことが重要である。各地域の経済の活力ある成長に向けた取り組みが、引いては、被災地域に対する強い支援になり得るものとする。

以 上

## 当面の具体的な要望事項

平成 23 年 3 月 31 日

日本商工会議所

「東日本大震災」による被災者および被災した事業者の復旧・復興支援として、以下に掲げる措置をはじめ、阪神・淡路大震災の際に特別立法により講じられた施策を大幅に超える支援を、過去の枠にとらわれず、大胆、強力かつ迅速に講じられたい。

## I. 新しい地域社会の形成に向けて

### 1. インフラ整備等

#### (1) 復興ビジョンの実現に向けた「災害復興支援交付金制度」の創設

被災地域が県境を越え一体となって策定する復興ビジョンを実現するため、自治体が自らの判断で民間支援を行えるよう「災害復興支援交付金制度」を創設する。

#### (2) インフラ整備の促進等

地域の復旧・復興を実現するためにも、道路、鉄道、港湾、空港、堤防等の社会・産業基盤を早急に整備する。

#### (3) 燃料の確保

地域の復旧作業はもとより、住民の生活や経済活動を行ううえで不可欠なガソリン、軽油、灯油、重油等は、被災地では今でも不足しており、更なる安定供給を支援する。

#### (4) 災害に強い新たなまちづくりの推進

災害に強く少子高齢社会に対応し、コンパクトシティの形成や地域コミュニティの強化に資する、新たな考えに基づくまちづくりを推進するため、土地利用や都市計画等の法的支援を行う。

#### (5) 地元事業者の優先発注と被災地域の物産の販売促進

被災地域の復旧・復興事業に関し、地元事業者への優先発注を徹底するとともに、被災地域の物産の販売促進を支援する。

#### (6) 東北、常磐自動車道等の料金無料化

東北自動車道、三陸・常磐自動車道など東北域内の高速道路料金を無料化する。

### 2. 事業再開・新たな再生への支援

#### (1) 事業用敷地内における災害廃棄物の撤去に対する国の支援

事業再開・新たな再生への支援の喫緊の課題である、敷地内のがれき等災害廃棄物の撤去・処理について、自治体は、早急に撤去・処理を図る。国は、独自で撤去等を行った事業者の費用を負担する制度を創設する。

#### (2) 被災事業者の工場、店舗、事務所等の建物や設備に関する支援

事業に不可欠な工場、店舗、設備、事務所等の再生（補修・建設・購入等）への公的補助（復旧に限らず、新たな再生に向けた支援も含む）等を行う。

#### (3) 自治体、第三セクターによる仮設工場・店舗設置への補助

自治体や第三セクターによる被災地の事業者向けの仮設工場・店舗等の設置を早急に進めるべく、設置する自治体等への補助制度を創設する。

#### (4) 事業協同組合等が行う地域の共同施設復旧への補助

事業協同組合等の組織が行う商店街のアーケードやカラー舗装、組合事務所等の共同施設への補修、復旧に対する補助を講じる。

#### (5) 人材の確保や部品調達等への支援

被災地域の企業における人材の確保や部品調達等に対するマッチング等ソフト面での支援を行う。

#### (6) 地域の中核となっている産業・企業への強力な支援

企業の安定的な生産体制の確立のため、広い裾野を有する中小企業に限らず地域に必要な産業や



中堅・中小企業等の復興の向けて強力な支援を行う。

#### (7) 下請け中小企業の工業団地等への早期移転の支援

中核企業を支える取引先中小企業の近隣工場団地等への早期の促進を強力に行う。

### 3. 復興特区の創設

上記「2.」の事業再開・新たな再生への支援を集中的に行うため、被災地域に税制面（法人税、固定資産税等の減免）、雇用面（雇用促進の助成措置）等思い切ったインセンティブを備えた復興特区を創設し、地域の核となる企業・産業の再建・立地を促すとともに、新産業の誘致と雇用の促進を図る。

### 4. 被災者生活支援

#### (1) 災害廃棄物の撤去等

大津波等による損壊家屋や自動車等の膨大な量の災害廃棄物の早急な撤去ならびに津波被害を受けた低平地の早急な排水につき、国の全面的な支援を図る。

#### (2) 被災者の生活再建への支援

被災者の住宅の確保、ライフライン（電力、ガス、通信、上下水道等）の早期復旧、医療、教育体制の整備、被災者生活再建支援金の拡充・支給等、早急な被災者の生活支援に万全を期す。

### 5. 被災事業者等の事業再開および再生の円滑化に向けた経済法令関係整備

#### (1) 罹災地に登記上の本社が所在する会社に関する特別措置（会社法）

定時株主総会の開催の延期等を可能にする措置、取締役会の書面・電子開催を可能にする措置、震災に伴う緊急措置につき役員の実任を免除・限定する措置等を講じる必要がある。

#### (2) 罹災地の債権債務関係に関する特別措置（民法）

時効障害消滅時期の画一化、指名債権譲渡通知の公示送達、貸金等根保証の特別解約権（工場・自宅罹災の場合）に関する措置を講じる。

#### (3) 罹災地の破産等手続に関する特別措置（破産法等）

被災者の手元財産の保護のため、自由財産の上限引き上げ（99万円→200万円）や預金債権の自由財産への繰り入れ（200万円未満）、罹災地特定自由財産制度における対象の拡大（自動車、ストロープ、電話等必需品）を講じるとともに、小規模個人再生の上限引き上げ（5千万円→1億円）を図る。

### 6. 被災地域における商工会議所等経済団体に対する支援

#### (1) 被災地域における商工会議所等、地域支援、経営支援機能をもつ経済団体への事業機能の維持・整備のための支援

- ①被災地域の商工会議所における小規模企業等に対する相談・指導体制強化のための助成等の支援
- ②被災地域の商工会議所会館等の建て替え・大規模改修に向けた補助金、税制優遇、指定寄附の指定等の特段の支援

#### (2) 被災した商工会議所に対する商工会議所法上の特別措置等

- ①被害が大きい商工会議所が再建するまでの間、商工会議所法における法定台帳、議員総会、報告をはじめとする規定（第10条、第38条、第39条、第40条、第45条第1項、第45条第3項、第48条第1項、第49条第1項、第51条第3項、第52条第1項、第57条）の免除

②商工会議所等の機能・組織・財政基盤の強化に向けた寄附金の優遇措置

## Ⅱ. 中小企業の再生に向けて

### 1. 被災中小事業者等への納税免除および還付、社会保険料の免除等

#### (1) 納税免除および還付

- ①法人税、所得税、固定資産税等国税・地方税の納税免除
- ②被災中小事業者等の3年間の繰戻し還付

#### (2) 社会保険料、労働保険料、子ども手当拠出金の免除

- ①事業主、本人負担免除の特例措置（医療、年金、介護、雇用保険、労災保険、子ども手当）。年金および雇用保険は、免除期間中も保険料納付したものとみなす
- ②給与が低下した場合の標準報酬月額改定の特例（医療、年金、介護、子ども手当）

### 2. リーマン・ショック時（57兆円）を超える過去最大級の金融支援

#### (1) 被災中小企業（間接被害も対象）の既往債務について、金融機関に利息を含む一定期間の返済猶予を行わせる特例措置

#### (2) 地域金融機関が中小企業の金融支援に万全を図るという自らの機能を確実に果たすための特例措置（経営責任を問わない形での一律の基盤強化）

#### (3) 被災中小企業（間接被害も対象）の既往債務に係る一定期間の金利免除（利子補給を含む）

#### (4) 無担保・無保証・無利子（利子補給を含む）融資制度の創設（間接被害も対象）

#### (5) 公的金融機関による貸付の大幅な拡充・要件緩和

日本政策金融公庫の災害復旧貸付および商工中金の危機対応業務（損害担保付貸出等）の事業規模の大幅な拡充（リーマン・ショック時の21兆円以上）、間接被害（風評被害、計画停電を含む）への幅広い適用、貸付限度額の拡大（別枠で10億円）、貸付条件の緩和（貸付期間の延長、優遇金利の引き下げおよび優遇対象上限額の拡大）を図る。

#### (6) 「災害関係保証」のセーフティネット保証との別枠での設定

災害関係保証については、セーフティネット保証とは別枠で設定するとともに認定要件の緩和（直接被害はもとより、風評被害、計画停電を含め間接被害も対象）、直接被害を受けた中小企業への保証料の免除を図る。

#### (7) マル経融資制度の拡充

被災小規模事業者に対する融資限度額の拡大（設備資金枠と運転資金枠に分け、各々上限額を1,500万円とする）、据置期間の延長（5年）、貸付期間の延長（設備資金15年、運転資金10年）、適用金利の大幅な引下げ（現行金利マイナス0.9%以上）、書類・手続きの大幅な簡素化による借換の促進を図る。

#### (8) 中小企業倒産防止共済の共済金貸付限度額の引上げ・貸付期間の延長

#### (9) 未決済手形・小切手の決済猶予措置の当面の継続、同振出人および受取人に対する超低利の決済資金貸付制度の創設

### 3. 被災地域における雇用安定と失業者のための雇用機会の確保

#### (1) 雇用調整助成金の支給要件緩和・拡充

- ①生産指標の確認期間の短縮（3か月⇒1か月）（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の災害救助法適用地域に限らず、間接被害を受けた者まで対象とする。）
- ②対象被保険者の拡大措置の継続（雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満である者を、平成23年7月以降も対象とする。）
- ③手続きの簡素化・迅速化、手続きを行うことが困難な地域における代行制度の創設

#### (2) 復旧・復興事業等による被災地失業者の雇用創出対策

- ①地域の復興ニーズを反映した復興支援緊急雇用創出事業（仮称）の創設
- ②復旧・復興事業における被災地失業者の優先雇用、被災者雇用に対する貸金助成
- ③新卒者対策の強化に向けて、震災による内定取消者等を採用する事業主に対する新卒者就職実現プロジェクト事業等の奨励金の増額

#### (3) 被災地企業の離職者の生活安定、再就職支援

- ①被災地企業の離職者に対する雇用保険の給付日数の延長
- ②被災地企業の離職者で雇用保険を受給できない者を対象とした「職業訓練および訓練期間中の生活支援給付制度」の利用期間の上限延長
- ③小規模事業者等に対する休業補償の創設

#### (4) 被災地企業の経営者および従業員の健康確保

健康診断（臨時健康診断、電離放射線健康診断等）やメンタルヘルス相談等の実施および助成。

### 4. その他

#### (1) 被災地における納付事業者の公害健康被害汚染負荷量賦課金の免除等

#### (2) 罹災証明の申請受付と発給の簡便化・迅速化（申請受付後のみなし扱いによる迅速化等）

## Ⅲ. 原発事故の早期収束と復興に向けた迅速な対応

### 1. 原発事故の早期収束

#### (1) 早期収束が復旧・復興の絶対条件

関係者の懸命の努力に敬意を表するとともに、引き続きあらゆる手段を講じ、事態の早期収束に努める。

#### (2) 屋内退避地域、周辺地域の住民への支援

屋内退避地域および隣接する周辺地域の行方不明者の搜索、ライフラインの復旧、物資の供給、病院機能の維持等に早急に取り組む。

#### (3) 直接的被災地への支援

放射能汚染による直接的被災地の再生にあたっては、国の全面的な支援のもと、長期的な再生ビジョン（移転含め）の策定・推進を図る。

#### (4) 事故収束後の住民および地域への迅速・万全な支援

事故収束後、復旧・復興事業により失業者救済、地元企業復活を図るとともに、休業補償や操業再開に向けた金融措置、商店街への支援等を図る。

(5) 避難地域、屋内退避地域および周辺地域におけるきめ細かい観測の実施と開示

放射能汚染の状況は住民にとって極めて重要な情報であり、よりきめ細かく検査を行い開示する。

## 2. 風評被害対策および支援

### (1) 風評被害の防止、風評・間接被害への支援

①国は、正確でわかりやすい説明を国内外に積極的に情報発信する。

特に、原発地域に対する放射能偏見や風評被害が発生しないよう対応を強める。

また、海外における渡航自粛やイベント中止等の過剰な対応が行われないよう働きかけを行う。

②農畜産品の生産者だけではなく、直接・間接の風評被害は工業製品や流通過程（資材、市場、小売店、輸送等）観光等広範に及んでおり、さらには水産物等にも拡大する恐れがあることから、被害を受けた事業者等に対する補償を行う。

### (2) 風評被害により生じた通関時の行き過ぎた対応への対策

①国は、通関時に放射能汚染に関し、明確な基準もなく行き過ぎた対応を行う国への是正を申し入れる。

②非放射能汚染に関する証明書の政府による円滑な発給の確保、官民挙げての検査体制の拡充および検査費用の軽減措置を講じる。

## 3. 電力不足問題への対応

### (1) 計画停電の見直し

政府・東京電力は、国民や企業の声を踏まえて、徹底的な見直しを図り、分かりやすく周知する。

### (2) 電力供給力強化に向けた支援

事業者による自家発電設備の導入促進や活用助成（設備購入や燃料費への助成等）を行う等、政府はあらゆる手段を講じる。

### (3) 電力需要の分散化

国民生活や経済への影響を最小限にするため、一層の節電、使用最大電力の制限も含め、業界や地域単位でのきめ細かい対応の取組みを進める。

以 上

## <提出先>

政府・省庁・政党等

## <実現状況>

平成 23 年 5 月 2 日に約 4 兆円規模の一次補正予算が成立し、東日本大震災復興基本法が 6 月 20 日に可決、24 日に施行された。

※具体的な実現状況については、「『東日本大震災』の復旧・復興に関する第二次要望—原子力発電所事故に関する要望」（平成 23 年 4 月 26 日）、「『東日本大震災』の復旧・復興に関する第三次要望（平成 23 年 6 月 14 日）等と合わせて、平成 23 年度事業報告書において報告予定。

### (3) 刊行物等

- ビジネス認証サービスタイプ1-A 総合パンフレット (3月)
- 販売士メールマガジン 第45号～第56号
- 日商 ニュース・ファイル第772号～第828号
- Eメール通信 第635号～第685号
- メールマガジン「まちづくりニュース」 第95号～第98号
- メールマガジン「全国展開ナカマガ」 第61号～第84号
- メールマガジン「Q u a l i」 第117号～第127号
- DCプランナー (企業年金総合プランナー) メールマガジン 第177号～第200号
- ネット試験インフォメーション 第1号～第36号
- 会議所ニュース (旬刊) 第2346号～第2376号
- 石垣 (月刊) 第359号～第370号
- 所報サービス (月刊) 2010/4～2011/3
- 日商保険情報メール 第1号～第40号

### (4) 技術・技能の普及

#### ① 検 定

##### ア. 珠 算

##### (i) 珠算能力検定試験 (文部科学省後援)

珠算能力検定試験は、6月27日(第189回1級～3級)、10月24日(第190回1級～3級)、23年2月13日(第191回1級～3級)の3回施行した。その結果、受験者数は、1級28,01名、2級44,345名、3級58,01名の合計131,247名で、前年度(128,187名)と比較して3,060名の増加(前年度比2.4%増)となった。合格者数は、1級8,444名、2級16,173名、3級29,926名の合計54,543名であった。

##### ○第189回珠算能力検定試験

(6月27日(日)、413商工会議所で施行)

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1級	9,187	8,987	2,752	30.6
2級	14,426	14,047	5,269	37.5
3級	19,652	19,128	10,847	56.7
合計	43,265	42,162	18,868	—

○第190回珠算能力検定試験

(10月24日(日)、411商工会議所で施行)

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1級	8,653	8,464	2,242	26.5
2級	14,033	13,615	5,387	39.6
3級	18,065	17,512	8,618	49.2
合計	40,751	39,591	16,247	—

○第191回珠算能力検定試験

(23年2月13日(日)、410商工会議所で施行)

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1級	11,061	10,793	3,450	32.0
2級	15,886	15,430	5,517	35.8
3級	20,284	19,589	10,461	53.4
合計	47,231	45,812	19,428	—

○珠算能力検定試験1級満点合格者

各回の満点合格者数は、以下のとおり。

- 1) 第189回 20名
- 2) 第190回 28名
- 3) 第191回 34名

(ii) 視覚障害者珠算検定試験

当所ならびに全国盲学校長会主催による第46回視覚障害者珠算検定試験は、11月12日～23年1月31日までの間に、全国41盲学校等で施行した。受験者数は182名で、合格者数は101名であった。

○第46回視覚障害者珠算検定試験

(11月12日(金)～23年1月31日(月)、41盲学校等で施行)

クラス	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
Aクラス	3	3	1	33.3
Bクラス	11	11	3	27.3
Cクラス	31	29	13	44.8
Dクラス	47	45	29	64.4
Eクラス	45	42	31	73.8
Fクラス	45	43	24	55.8
合計	182	173	101	—

イ. 簿記検定試験

簿記検定試験は、6月13日(第125回1級～4級)、11月21日(第126回1級～4級)、23年2月27日(第127回2級～4級)の3回施行した。その結果、受験者数は、1級41,444名、2級267,591名、3級413,397名、4級2,683名の

合計 725,115 名で、前年度と比較して 11,782 名の増加（前年度比 1.7%増）となった。合格者数は、1 級 3,596 名、2 級 63,419 名、3 級 111,695 名、4 級 792 名の合計 179,502 名であった。

○第 125 回簿記検定試験

（6 月 13 日（日）、491 商工会議所で施行）

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1 級	19,436	15,367	1,338	8.7
2 級	88,621	67,337	26,909	40.0
3 級	144,480	113,269	31,592	27.9
4 級	1,085	891	452	50.7
合計	253,622	196,864	60,291	—

○第 126 回簿記検定試験

（11 月 21 日（日）、491 商工会議所で施行）

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1 級	22,008	17,027	2,258	13.3
2 級	90,607	69,100	14,857	21.5
3 級	148,942	117,180	52,133	44.5
4 級	743	565	211	37.3
合計	262,300	203,872	69,459	—

○第 127 回簿記検定試験

（23 年 2 月 27 日（日）、491 商工会議所で施行）

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
2 級	88,363	66,838	21,653	32.4
3 級	119,975	91,077	27,970	30.7
4 級	855	680	129	19.0
合計	209,193	158,595	49,752	—

ウ. 販売士検定試験(全国商工会連合会との共催、経済産業省・中小企業庁後援)

販売士検定試験は、1 級を 23 年 2 月 16 日（第 38 回）、2 級を 10 月 6 日（第 38 回）、3 級を 7 月 10 日（第 66 回）と 23 年 2 月 16 日（第 67 回）に施行した。

その結果、受験者数は、1 級 1,509 名、2 級 12,903 名、3 級 33,853 名の合計 48,265 名で、前年度（49,817 名）と比較して 1,552 名の減少（前年度比 3.1%減）となった。合格者数は、1 級 161 名、2 級 6,358 名、3 級 17,803 名の合計 24,322 名であった。

昭和 48 年度に第 1 回試験（3 級のみ）を施行して以来、これまでに、のべ 1,680,846 名が受験し、828,898 名が合格している。23 年 3 月末日現在の販売士資格登録者数は、1 級 4,418 名、2 級 69,186 名、3 級 138,652 名の合計 212,256 名となった。

○平成 22 年度結果

級	施行会議所数	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率 (%)
1 級	160 (第 38 回)	1, 509 (4)	1, 225 (4)	161 (0)	13. 1 (0. 0)
2 級	291 (第 38 回)	12, 903 (93)	11, 623 (88)	6, 358 (36)	54. 7 (40. 9)
3 級	312 (第 66 回)	17, 624 (187)	16, 238 (181)	8, 926 (74)	55. 0 (40. 9)
3 級	315 (第 67 回)	16, 229 (255)	14, 933 (239)	8, 877 (107)	59. 4 (44. 8)
合計	—	48, 265 (539)	44, 019 (512)	24, 322 (217)	—

※ ( ) は、各地商工会連合会の受験者数等 (内数で表示)。

エ. キーボード操作技能認定試験

(i) キータッチ 2000 テスト (文部科学省後援)

キータッチ 2000 テストは、合格・不合格を判定するものではなく、試験時間の 10 分間に入力できた文字数でタッチタイピング技能を証明するもの。試験時間の 10 分間以内に 2, 000 字全ての入力を終えた受験者には、「ゴールドホルダー」の称号を付与している。

22 年度の受験者数は 2, 397 名 (ゴールドホルダー 140 名) であった。

(ii) ビジネスキーボード認定試験

ビジネスキーボード認定試験は、基本的なタイピング技能を認定する「キータッチ 2000 テスト」の中・上級試験にあたり、ビジネス実務で要求される速くて正確なキーボードの操作技能を証明する試験。試験は、日本語、英語、数値の 3 科目で構成されており、3 科目すべてにおいて最上位の S 評価を取得した者は、ビジネスキーボードマスターとして認定する。

22 年度の受験者数は 300 名であった。

オ. DCプランナー (企業年金総合プランナー) 認定試験 (社団法人金融財政事情研究会との共催)

DCプランナー (企業年金総合プランナー) 認定試験は、10 月 10 日 (第 15 回 1 級、第 16 回 2 級) に施行した。

受験者数は、1 級 944 名、2 級 3, 154 名の合計 4, 098 名で、前年度と比較して 1 級は、25 名の増加 (前年度比 2. 7%増)、2 級は 259 名の減少 (前年度比 7. 6%減) となった。合格者数は、1 級が 302 名、2 級は 1, 011 名の合計 1, 313 名であった。

○平成 22 年度結果

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率 (%)
1 級 (第 15 回)	944	727	302	41. 5
2 級 (第 16 回)	3, 154	2, 501	1, 011	40. 4
合計	4, 098	3, 228	1, 313	—



合格者のうち、希望者はDCプランナー（企業年金総合プランナー）としての資格を登録できる。資格の有効期間は2年間。1級の登録者は「1級DCプランナー（企業年金総合プランナー）」、2級の登録者は「2級DCプランナー（企業年金総合プランナー）」の称号を付与しており、23年3月末日現在の「1級DCプランナー（企業年金総合プランナー）」は2,272名、「2級DCプランナー（企業年金総合プランナー）」は4,379名である。

#### カ. 電子メール活用能力検定試験

電子メール活用能力検定試験は、電子メールの利用に際し、必要とされる知識や能力の習得・育成を図り、その適切かつ有効な利用を推進するため、平成15年7月に創設したものである。試験の実施から採点までの全てを、インターネットを介してダウンロードした自動実行プログラムで行うネット試験で施行している。

22年度の受験者数は合計225名で、合格者数は合計91名であった。

#### キ. 日商ビジネス英語検定試験（日本貿易振興機構（ジェトロ）後援）

日商ビジネス英語検定試験は、企業実務で日常的に使用する英語のビジネス文書（計画書や企画書、報告書、契約書、提案書、履歴書、電子メールによる文書など）の作成および海外取引に関する知識を有し、IT時代に対応した国際ビジネスコミュニケーション手段として、英語を活用できる人材を育成するために、15年9月に創設し、現在は1級～3級の試験を施行している。

22年度の受験者数は、1級37名、2級193名、3級458名の合計688名で、合格者数は、1級5名、2級77名、3級329名の合計411名であった。

#### ク. EC（電子商取引）実践能力検定試験（財団法人日本情報処理開発協会・電子商取引推進協議会后援）

EC実践能力検定試験は、社会のあらゆる分野で情報ネットワークの利用が基盤となる本格的なネット社会の中、企業においてネット社会への対応を推進する、幅広い知識と実践的なスキルをもつ人材の育成に資することを目的とし、ネット試験により平成16年より施行している。

22年度の受験者数は、2級19名、3級276名の合計295名。合格者数は、2級12名、3級102名の合計114名であった。

#### ケ. 電子会計実務検定試験（日本公認会計士協会・日本税理士会連合会后援）

電子会計実務検定試験は、本格的なネット社会を迎え、会計実務においても、パソコンソフト等の活用による電子会計が、業種・業態、企業規模を問わず普及していることから、企業、特に中小企業における電子会計の実践およびこれに対応できる人材の育成に資することを目的に、17年6月に創設された。現在、初級・中級・上級を施行しており、試験対応会計ソフトは「勘定奉行」「弥生会計」「会計王」「PCA会計」の4種類となっている。

22年度の受験者数は上級1名、中級584名、初級3,096名の合計3,681名、合格者数は上級0名、中級482名、初級2,441名の合計2,923名であった。

## コ. 日商PC検定試験

日商PC検定試験は、ITを活用した昨今の企業実務の実態を踏まえ、単にパソコンの操作スキルだけではなく、どのように活用すれば効率的・効果的に業務を遂行できるかを問う検定で、文書作成、データ活用の2分野からなり、18年度より1～3級、Basic（基礎級）を施行している。

受験者数は文書作成分野が合計24,108名、合格者数は合計15,698名であった。データ活用分野の受験者数は合計16,020名、合格者数は合計11,400名であった。

また、本検定試験の普及を図るため、公式テキストを出版しているほか、商工会議所ネット試験会場に対して、全国各地で指導者説明会を開催した。

### ○22年度試験結果

#### <文書作成>

級	受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1級	45	16	35.6
2級	4,377	2,442	55.8
3級	17,821	11,527	64.7
Basic	1,865	1,713	91.8
合計	24,108	15,698	—

#### <データ活用>

級	受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1級	31	9	29.0
2級	2,832	2,130	75.2
3級	11,258	7,763	69.0
Basic	1,899	1,498	78.9
合計	16,020	11,400	—

また、指導者説明会の実績は、次のとおり。

### ○日商PC検定試験指導者説明会

日商PC検定試験を施行しているネット試験機関を対象に、指導、運営方法を中心とした説明会を開催した。具体的には同検定試験の学習指導を通じて実務能力の習得を図り、「就職力」の向上につなげる方法や、「ジョブ・カード制度」をはじめ、「緊急人材育成支援事業」など、同検定試験の指導内容とも一致するITスキルの修得を目的とする国の職業訓練事業について紹介した。

日付	開催地	開催場所	対象ブロック	試験機関数
8月24日	大阪会場	関西経理専門学校	関西・中国・四国	63
8月27日	東京会場	エッサム本社ビル	北海道・東北・北陸信越・ 関東	88
8月31日	福岡会場	福岡商工会議所	九州	44
9月2日	名古屋会場	名古屋商工会議所	東海	36
1月26日	札幌会場	札幌商工会議所	北海道	29

上記のア～コの各種検定試験等の認知度の向上及び普及を図るために、主に以下の媒体により、受験者をはじめ関係機関（学校や企業）等に対してPRを行った。

種 別	部 数 等
検定ホームページ http://www.kentei.ne.jp/ (携帯サイト) http://www.kentei.ne.jp/mobile/	3,100万ビュー ※のべ2,600万人が利用
商工会議所検定試験ガイド(22年度版)	220,000部
PRポスター(6種)	125,000枚
パンフレット ・販売士検定	20,000部
検定情報ダイヤル(NTTハローダイヤル) TEL:03-5777-8600	10,578件

このほか、新聞や資格関連雑誌に各種検定試験の紹介記事を掲載した。

## ② 各種検定試験最優秀者の表彰

21年度に施行した各種検定試験の1級合格者のうち、各回の最優秀者を表彰した。

なお、表彰式は22年6月8日(火)に行った。

次の表の( )内は、受験した商工会議所名。

第122回簿記	今西 亮仁 氏(松戸)
第123回簿記	北島 孝博 氏(大阪)
第37回販売士	谷口 貴之 氏(東京)
日商PC(文書作成)	秋田 弥菜子 氏(仙台)
日商PC(データ活用)	森 幹 氏(名古屋)
日商ビジネス英語	岡 始 氏(檀原)
電子会計実務	山 畠 弘展 氏(銚子)

## ③ 日商マスター認定制度

日商マスター認定制度は、企業や教育現場において、求められるニーズに対応した質の高い指導ができる指導者を育成・認定する制度である。

全国各地の教育機関、企業等でIT指導にあたっている日商マスターを対象とした、第13回日商マスター研究学会を8月28日(土)～29日(日)にキャリアック(商工会議所福利研修センター)において開催した。同研究学会では、日商マスターが日頃の研究成果の発表や情報・意見交換を通して自己研鑽を行った。

また、新たに日商マスターを目指している指導者を対象とした「日商マスター認定制度集合研修」を10月9日(土)～11日(月・祝)に開催した。同研修会では、中小企業のIT化支援に向けた知識や、指導者として身につけるべき教育技法、キャリアコンサルタントの役割、eラーニングの指導法について説明した。

### 【登録者数、研修会の実施状況等】

○日商マスター数(23年3月末日現在):271名

- 日商アソシエイトマスター（23年3月末日現在）：27名
- 指定教育機関（23年3月末日現在）：85機関
- 日商マスター認定制度集合研修（第1段階）
  - 10月9日（土）～10日（日）（於：日商研修室）
- 日商マスター認定制度集合研修（第2段階）
  - 10月10日（日）～11日（月・祝）（於：日商研修室）
- 日商マスター認定試験
  - 平成23年2月19日（土）9名受験（合格者7名）
- その他
  - ・第13回日商マスター研究学会（当所後援）
    - 8月28日（土）～29日（日）（於：キャリアック（商工会議所福利研修センター）・32名参加）
  - ・マスタークラブ代表者会議
    - 平成23年2月19日（土）（於：日商研修室・10クラブ10名参加）
  - ・eラーニング受講申込者数 のべ290名

#### ④ 商工会議所 eラーニング事業

当所ではネット試験会場を対象に、試験のみならず学習支援ツールとして20年6月より本格的にeラーニングコンテンツの提供を開始している。提供するコンテンツは日商PC検定や販売士検定など各種検定試験の学習、ビジネスにおいて必要不可欠なマナーやコミュニケーション能力の向上、営業職や販売職として必要な知識の修得、パソコンの基本的なスキルの修得など34種類におよぶ。特に、8月から、eラーニングコンテンツとして日商PC検定3級の模擬試験問題の提供を開始した。

これらのeラーニングコンテンツは、ネット試験会場において、各種検定試験の受験対策指導や研修などの教材として使用されただけでなく、産学連携事業の一環として、光産業創成大学院大学「起業講座」において、創業を目指す受講生が経営者として必要なビジネススキルを醸成するプログラムの一部として商工会議所eラーニングが組み込まれた。

#### (5) 経営改善普及事業

##### ① 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）制度

平成21年度4月から実施されているマル経融資制度の拡充措置（貸付限度額：1,500万円、融資期間：運転資金7年以内・設備資金10年以内、据置期間：運転資金1年以内・設備資金2年以内）は、当初は21年度限りの予定であったが、関係方面への働きかけの結果、数次の延長が実現し、現在、平成23年度末まで適用となっている。

22年度の商工会議所における推薦実績は20,690件（前年度比84.65%）、996億7820万円（同81.7%）となった（表1）。

これによって、商工会を含めた融資実績は37,654件（同88.3%）、1,478億1,800万円（同78.9%）となり、貸付規模3,000億円に対する消化率は49.3%となった（表2）。

この結果、昭和48年10月の制度発足以来の商工会を含めた融資累計は、476万5,655件、11兆4,807億6,767万円となった。

一方、事故率（金額ベース）については、3年度を底に上昇傾向にあったが、13年2月の中小企業

庁通達「小企業等経営改善金融制度の貸付事故の防止等について」に基づき事故防止対策に取り組んだことなどにより、17年度に入り減少傾向に転じたが、20年度より再び上昇し、21年度末においては5.0%（P）となっている（ピークは16年12月末の5.53%）。

表1 推薦実績

件数(件)	金額(百万円)
20,690(84.65)	99,678.20(81.7)

( )内は前年度比(%)

表2 融資実績(含商工会)

融資規模 (億円)①	融 資		消化率(%) ③/①	平均融資額 (万円)③/②
	件数②	金額(百万円)③		
3,000	37,654	147,818	49.3	392.5

図1 金額ベースの構成比(含商工会)

(1) 用途別構成比 (単位: %)

運 転 資 金	設 備 資 金
76.77	23.23

(2) 新再別構成比

新 規 貸 付	再 貸 付
28.64	71.36

(3) 業種別構成比

小 売 業	建 設 業	製 造 業	サービ業	卸 売 業	その他
26.71	25.85	13.84	16.97	9.24	7.39

(4) 商工会議所・商工会別構成比

商 工 会 議 所	商 工 会
61.0	39.0

## ② 小規模事業対策関連会議関係

三位一体の改革での税源移譲により、経営改善普及事業をはじめとする各種の小規模事業対策は各都道府県の裁量により実施されているが、各都道府県の厳しい財政事情等を受け多くの地域で小規模事業対策予算の縮小が行われている。商工会議所等による小規模事業対策が円滑に遂行され、地域商工業の総合的な発展が推進されるよう、各都道府県においては、小規模事業対策予算ならびに経営指導員等補助対象職員の人件費の安定的かつ十分な確保が求められる。商工会議所では、小規模事業者の自助努力や再生を支援するため、創業・経営革新への支援に取り組むほか、経営改善普及事業をはじめとする小規模事業対策の一層の拡充・強化を図るとともに、経営指導員等の一層の支援力向上を図ることが求められている。このため当所では、各ブロック商工会議所連合会と共催でブロック別の中小企業相談所長会議を開催し、併せて、商工会議所をはじめとする中小企業支援機関における支援人材の強化・育成をテーマとして、中小企業支援先進事例普及研修会を実施した。また、当所主催により特定商工会議所中

小企業相談所直面問題会議、政令指定都市および都道府県庁所在地商工会議所中小企業相談所長会議等を開催した。このほか、要請に応じて、各地商工会議所連合会等の主催による諸会議、研修会等に出席し、最新情報の提供等による支援を行った。

<小規模企業対策関連会議>

開催期日	会 議 名	場 所
22. 7. 28	中小企業応援センター関係商工会議所連絡会議	東京
9. 27～28	特定商工会議所中小企業相談所直面問題会議	浜松
10. 1	関東ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	東京
10. 7	中国ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	長門
11. 2	近畿ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	大阪
11. 2	四国ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	松山
11. 15	東北六県ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	能代
12. 2	九州ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	鹿児島
12. 7	北海道ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	札幌
12. 8	東海ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	四日市
12. 10	北陸信越ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	上越
23. 1. 25	政令指定都市および都道府県庁所在地商工会議所中小企業相談所長会議	東京

<中小企業支援先進事例普及研修会>

開催期日	会 議 名	場 所
22. 6. 28	北海道ブロック先進事例普及研修会	札幌
7. 28	先進事例普及研修会（中小企業応援センター関係商工会議所連絡会議と併催）	東京
10. 1	関東ブロック先進事例普及研修会	東京
10. 8	中国ブロック先進事例普及研修会	長門
11. 2	近畿ブロック先進事例普及研修会	大阪
11. 2	四国ブロック先進事例普及研修会	松山
11. 16	東北六県ブロック先進事例普及研修会	能代
12. 3	九州ブロック先進事例普及研修会	鹿児島
12. 7	北海道ブロック先進事例普及研修会	札幌
12. 8	東海ブロック先進事例普及研修会	四日市
12. 9	北陸信越ブロック先進事例普及研修会	上越

<各地商工会議所連合会等主催研修会・諸会議での説明>

開催期日	会 議 名	場 所
22. 6. 17	広島商工会議所連合会「小規模事業研究会」	三原
6. 28	全道商工会議所相談所担当者事務連絡会議（北海道商工会議所連合会主催）	札幌
7. 1～2	19大都市商工会議所中小企業相談所運営相談課長会議	広島
12. 1	平成22年度島根県下商工会議所 経営指導員等県外視察研修	東京
12. 2～3	19大都市商工会議所中小企業相談所長会議	神戸
23. 1. 13～14	19大都市商工会議所中小企業相談所金融担当課長会議	堺
23. 2. 22	平成22年度商工会議所北海道ブロック会議	札幌

③ 経営改善普及事業発足50周年記念表彰事業

商工会議所が重点事業の一つとして取り組んでいる経営改善普及事業の発足50周年を記念し、功労者

等の表彰を行った。

被表彰者は、経営改善普及事業の実施等について他の商工会議所の模範と認められる「優良商工会議所」、同事業の推進に顕著な功績があった各地商工会議所の「役職員功労者」ならびに「優良経営指導員」であり、被表彰者数については次のとおり。

〔経済産業大臣表彰〕

(1) 優良商工会議所	12 商工会議所	
(2) 役職員功労者	34 商工会議所	34 名
(3) 優良経営指導員	1 商工会議所	1 名

〔中小企業庁長官表彰〕

(1) 優良商工会議所	20 商工会議所	
(2) 役職員功労者	97 商工会議所	103 名
(3) 優良経営指導員	69 商工会議所	70 名

〔日本商工会議所会頭表彰〕

(1) 役職員功労者	76 商工会議所	82 名
(2) 優良経営指導員	72 商工会議所	76 名

なお、当初、平成 23 年 3 月 17 日（木）開催の第 113 回日本商工会議所通常会員総会に合わせて、各表彰の代表者に対する表彰状の授与を行う予定であったが、開催直前の同月 11 日に東日本大震災が発生したことを受け、同総会での授与を見合わせ、3 月 17 日の表彰状交付以降、全ての被表彰商工会議所および被表彰者に対し表彰状を送付した。

(6) 研修会等

期 日	研修会等の名称	参加者数	開催場所	主 な 内 容
4/13～14	特定原産地証明書発給事務に係る研修会	9 名	大阪	○原産地規則および特定原産地証明書発給事務について ○事例研究
4/20	特定原産地証明書発給事務に係る研修会	13 名	東京	○原産地規則および特定原産地証明書発給事務について ○意見交換
4/22	平成 22 年度創業人材育成事業担当者説明会	219 名	東京都千代田区	○創業人材育成事業の事業趣旨の徹底、効果的・効率的実施のためのノウハウの共有等

4/23	平成22年度JAN企業（メーカー）コード登録受付業務担当者説明会	77名	東京都港区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○挨拶（（財）流通システム開発センター 理事 斎藤 静一 氏）</li> <li>○流通情報のシステム化の最近の動向について（（財）流通システム開発センター 流通標準本部流通コードサービス部 次長 田代 環 氏）</li> <li>○JANコードの基礎知識（ビデオ上映含む）（（財）流通システム開発センター 流通標準本部流通コードサービス部 上級研究員 小川 勝 氏）</li> <li>○JAN企業（メーカー）コード登録受付業務の手順等の説明とコンプライアンス徹底のお願い（日本商工会議所 流通・地域振興部 課長 高野 晶子、林 健太）</li> <li>○JAN企業（メーカー）コード登録受付事務処理のチェックポイント（（財）流通システム開発センター 流通標準本部流通コードサービス部 研究員 大島 伸啓 氏）</li> </ul>
5/19	特定原産地証明書発給手続き説明会			
5/21	特定原産地証明書発給手続き説明会			
5/12～14	平成22年度商工会議所会報編集担当者研修会	60名	・キャリアック ・うなぎパイファクトリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>○会報編集の基礎・実践（日本エディタースクール講師 西村良平氏）</li> <li>○うなぎパイファクトリー取材・見学</li> </ul>
5/17～19	平成22年度商工会議所職員接遇（おもてなし）向上研修会	38名	浜松（キャリアック）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○商工会議所をめぐる諸問題について（日本商工会議所総務部課長 高山 祐志郎）</li> <li>○好感度表情の獲得、感じの良い話し方、聞き方、電話対応力の基本と点検、ビジネスチャンス拡大のための実践力の設計（グループワーク）（人材育成コンサルタント 水谷 伊久子氏）</li> <li>○企業事例発表（株式会社鳥善 伊達 芽利子氏）</li> <li>○全職員必須！浜松商工会議所における組織・基盤強化への取組み（浜松商工会議所会員サービス部次長兼会員共済課長 辻 頼男氏）</li> <li>○企業見学（うなぎパイファクトリーに学ぶ産業観光としての「おもてなし」）</li> </ul>



5/22	「基金訓練」指導者向け研修会 (ブラッシュアップ)	16名	研修室(秋葉原オフィス)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基金訓練の動向 (日商)</li> <li>○「ワークガイダンス」の進め方</li> <li>○「テクニカル・スキル」の習得 (東京経営短期大学 准教授 石井典子氏)</li> <li>○「社会人基礎力」の診断と育成</li> <li>○「デジタル仕事術」の基本習得 (特定非営利活動法人OCP総合研究所 理事長 桑山 義明氏)</li> <li>○基金訓練実施・運用事例 (有限会社ウィザード 代表取締役 小林 仁氏)</li> <li>○質疑応答・情報交換</li> </ul>
5/23	「基金訓練」指導者向け研修会 (電子会計訓練コース)	15名	研修室(秋葉原オフィス)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基金訓練の動向 (日商)</li> <li>○電子会計と電子会計実務検定試験</li> <li>○電子会計実務の指導方法</li> <li>○電子会計実務や簿記を取り入れた訓練コースの概要</li> <li>○カリキュラム例</li> <li>○質疑応答 (税理士法人フォース 専務理事 税理士 田後 淳一氏)</li> </ul>
5/24～25	ジョブ・カード制度普及促進事業担当者研修会 (新任者向け)	87名	浜松(キャリアック)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ジョブ・カード制度の概要について(厚生労働省)</li> <li>○各種事業の進め方について(日商)</li> <li>○委託費の取り扱いについて(厚生労働省)</li> <li>○各種書類の作成方法について(日商)</li> <li>○業務日誌等の作成方法について(日商)</li> <li>○有期実習型訓練に対する助成金について(雇用・能力開発機構)</li> <li>○訓練実施計画の作成支援について(雇用・能力開発機構)</li> <li>○経理処理等に関する留意事項について(日商)</li> <li>○各種事業の効果的な進め方について (株式会社オリエント総合研究所、前橋商工会議所、大阪商工会議所、宮崎商工会議所)</li> </ul>
5/31～6/2	商工会議所農商工連携担当職員研修会	38名	浜松(キャリアック)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「農商工連携の推進による地域経済の活性化に関する提言」について(日商)</li> <li>○講義「わが国の農業政策および農商工連携支援策について」(農林水産省)</li> <li>○事例発表(宇都宮商工会議所、久留米商工会議所)</li> <li>○地域資源∞全国展開プロジェクトについて(日商)</li> <li>○講義「農商工連携の進め方について」 (株式会社日本総合研究所 金子氏)</li> <li>○演習「新商品開発の検討」(株式会社日本総合研究所 金子氏)</li> <li>○企業視察(マツダ食品株式会社、やまと興業株式会社)</li> </ul>

6/2～6/4	平成 22 年度第 1 回商工会議所貿易証明業務担当者研修会	71 名	浜松（キャリアック）	○貿易関係証明業務の基礎と日常業務への応用について
6/3～4	平成 22 年度地域資源∞全国展開プロジェクト担当者セミナー	123 名	全国町村議員会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域資源∞全国展開プロジェクトについて（中小企業庁経営支援部経営支援課課長補佐 荒井 敏光 氏）</li> <li>○平成 22 年度地域資源∞全国展開プロジェクトについて（日本商工会議所流通・地域振興部 課長 羽生 明央）</li> <li>○事務手続き説明（事業遂行、予算執行に係る留意事項、今年度のスケジュール等について）（日本商工会議所 流通・地域振興部 副主査 皆藤 寛）</li> <li>○地域資源を使った観光開発のポイントと課題（㈱ティー・ゲート ニューターリズム・コンサルティング部長 福井 善朗 氏）</li> <li>○地域の宝を全国に！必ず結果が出るプロジェクト成功のポイント（㈱クリエイティブ・ワイズ 代表取締役 三宅 曜子 氏）</li> <li>○展示商談会の活用について（㈱ビジネスガイド社 事業部次長 藤波 信義 氏）</li> <li>○事例発表（気仙沼商工会議所 中小企業相談所 佐藤 幸弘 氏、大牟田商工会議所 中小企業相談所 山科 敏彦 氏）</li> <li>○地域資源∞全国展開プロジェクト評価事業の結果を踏まえて～活用マニュアルについてなど～（㈱日本経済研究所 調査第一局 調査第一部長 野田 健太郎 氏、日本商工会議所 流通・地域振興部 担当部長 鈴木 真人）</li> <li>○コンプライアンスの順守について（日本商工会議所 流通・地域振興部 課長 羽生 明央）</li> </ul>
6/5	「基金訓練」指導者向け研修会（ブラッシュアップ）	13 名	関西経理専門学校 本校舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基金訓練の動向（日商）</li> <li>○「ワークガイダンス」の進め方</li> <li>○「テクニカル・スキル」の習得（東京経営短期大学 准教授 石井典子氏）</li> <li>○「社会人基礎力」の診断と育成</li> <li>○「デジタル仕事術」の基本習得（特定非営利活動法人 O C P 総合研究所 理事長 桑山 義明氏）</li> <li>○基金訓練実施・運用事例（株式会社カミタ 代表取締役 川崎陽子氏）</li> <li>○質疑応答・情報交換</li> </ul>

6/6	「基金訓練」指導者向け研修会 (電子会計訓練コース)	11名	関西経理専門学校 本校舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基金訓練の動向 (日商)</li> <li>○電子会計と電子会計実務検定試験</li> <li>○電子会計実務の指導方法</li> <li>○電子会計実務や簿記を取り入れた訓練コースの概要</li> <li>○カリキュラム例</li> <li>○質疑応答 (税理士法人フォース 専務理事 税理士 田後 淳一氏)</li> </ul>
6/10～6/11	平成22年度ジョブ・カード制度普及促進事業担当者研修会(訓練コーディネーター等向け)	85名	浜松(キャリアック)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成21年度の実績および平成22年度の事業への取り組みについて(日商)</li> <li>○ジョブ・カード制度の現状と今後の展開について(厚生労働省)</li> <li>○重点課題研修(1)、(2)</li> <li>○各種事業の効果的な進め方について(株式会社オリент総合研究所、札幌商工会議所、静岡商工会議所、山口商工会議所)</li> </ul>
6/21	平成22年度ジョブ・カード制度普及促進事業第1回業務連絡会議	174人	東京都千代田区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成21年度の実績および平成22年度の事業への取り組みについて(日商)</li> <li>○ジョブ・カード制度の現状と今後の展開について</li> <li>○平成21年度の委託費精算の進捗状況等について(日商)</li> <li>○ジョブ・カード制度普及促進研究会報告を踏まえた事業展開について(株式会社オリент総合研究所)</li> <li>○事例発表(富山商工会議所、館林商工会議所、大分県商工会議所連合会)</li> </ul>
6/22～23	TOAS研修会(組織団体・会費/データ活用編)	18名	東京都千代田区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○Adminの各種設定に関する解説と実習</li> <li>○組織団体・会費の各種設定に関する解説と実習</li> <li>○データ活用に関する各種設定と実習</li> <li>○質疑応答 (松本商工会議所 上原勇氏、松澤剛氏)</li> </ul>
6/23	TOAS研修会(経理編)	15名	東京都千代田区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経理システムに関する解説と実習</li> <li>○質疑応答 (松本商工会議所 上原勇氏、松澤剛氏)</li> </ul>
6/24～25	TOAS研修会(組織団体・会費/データ活用編)	18名	東京都千代田区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○Adminの各種設定に関する解説と実習</li> <li>○組織団体・会費の各種設定に関する解説と実習</li> <li>○データ活用に関する各種設定と実習</li> <li>○質疑応答 (松本商工会議所 上原勇氏、松澤剛氏)</li> </ul>

6/25	平成22年度地域資源∞全国展開プロジェクト地域の魅力でおもてなし事業担当者セミナー	17名	東京都千代田区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域資源∞全国展開プロジェクト地域の魅力でおもてなし事業について（中小企業庁経営支援部経営支援課係長 水越 友香 氏）</li> <li>○地域資源を活用した新たな観光振興について～地域資源を活用した新たな観光振興～（社団法人日本観光協会 常務理事・総合研究所長 丁野 朗 氏）</li> <li>○事務手続き説明（事業遂行、予算執行に係る留意事項、今年度のスケジュール等について）（日本商工会議所 流通・地域振興部 副主査 皆藤 寛）</li> <li>○コンプライアンスの順守について（日本商工会議所 流通・地域振興部 課長 羽生 明央）</li> </ul>
6/28	平成22年度中小企業支援先進事例普及研修会（北海道ブロック）	44名	北海道札幌市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「変わる中小企業、変わるか支援人材」（中小企業支援人材の強化・育成に関する研究会報告）について（株式会社 日本総合研究所 総合研究部門ソーシャル・イノベーション研究クラスター 上席主任研究員 柿崎 平 氏）</li> </ul>
7/1～2	平成22年度ジョブ・カード制度普及促進事業担当者研修会（訓練コーディネーター等向け）	81名	浜松（キャリアック）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成21年度の実績および平成22年度の事業への取り組みについて（日商）</li> <li>○ジョブ・カード制度の現状と今後の展開について（厚生労働省）</li> <li>○重点課題研修（1）、（2）</li> <li>○各種事業の効果的な進め方について（株式会社オリエント総合研究所、前橋商工会議所、静岡商工会議所、広島商工会議所）</li> </ul>
7/6～7	平成22年度経営安定対策事業研修会	91名	静岡県浜松市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経営安定対策（倒産防止）事業の現状と今後の課題（中小企業庁 事業環境部 企画課 経営安定対策室 課長補佐 若井 義弘 氏）</li> <li>○各地における経営安定対策（倒産防止）事業の進め方（浜田商工会議所 中小企業相談所 所長 藤田 正児 氏）</li> <li>○再生支援が必要な企業の見分け方と初期対応のあり方（東京都中小企業再生支援協議会 プロジェクトマネージャー 鈴木 邦直 氏）</li> <li>○グループ別討議</li> <li>○グループ討議報告および解説（東京都中小企業再生支援協議会 プロジェクトマネージャー 鈴木 邦直 氏）</li> <li>○意見交換</li> </ul>

7/8～9	平成 22 年度「実践まちづくり担当者研修会」	56 名	東京都品川区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中心市街地活性化施策について（内閣官房地域活性化統合事務局 内閣参事官 河本 光明 氏）</li> <li>○青森市における中心市街地活性化の取り組みについて（青森商工会議所常議員 加藤 博 氏）</li> <li>○中心市街地活性化事例発表Ⅰ（株式会社まちづくり長野 取締役 越原 照夫 氏）</li> <li>○中心市街地活性化事例発表Ⅱ（ふらのまちづくり株式会社 代表取締役社長 西本 伸顕 氏）</li> <li>○各地域における中心市街地活性化の取り組みについて（コーディネーター：青森商工会議所常議員 加藤 博 氏、パネリスト：経済産業省 中心市街地活性化室室長 須藤 治 氏、株式会社まちづくり長野 取締役 越原 照夫 氏、ふらのまちづくり株式会社代表取締役社長 西本 伸顕 氏）</li> <li>○中小企業基盤整備機構による中心市街地活性化支援策（中小企業基盤整備機構 地域経済振興部まちづくり推進課課長代理 神山 伸二 氏）</li> <li>○国土交通省による中心市街地活性化支援策（国土交通省 都市・地域整備局まちづくり推進課 政策係長 吉竹 宣也 氏）</li> <li>○経済産業省による中心市街地活性化支援策（経済産業省 商務・流通グループ 流通政策課 中心市街地活性化室室長 須藤 治 氏）</li> </ul>
7/12	地域資源∞全国展開プロジェクト共同展示商談会「feel NIPPON 秋 2010」出展者説明会	17 名	東京	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出展効果を高めるための説明（目的、招待状、パンフレット等について）（㈱ビジネスガイド社 事業部次長 藤波 信義 氏）</li> <li>○出展効果を高めるための説明（前回のアンケートに基づくアドバイス）（日本商工会議所 流通・地域振興部 副主査 皆藤 寛）</li> <li>○各種お申込及び注意事項について（サクラインターナショナル㈱ 営業企画本部長 五十嵐 直人 氏）</li> <li>○現場スケジュール小間位置について（㈱ビジネスガイド社 事業部次長 藤波 信義 氏）</li> </ul>

7/13	平成 22 年度 JAPAN ブランド 育成支援事業セ ミナー	74 名	東京都千代田 区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○JAPAN ブランド育成支援事業について (中小企業庁 経営支援部 新事業促 進課 課長 菅原 隆拓 氏)</li> <li>○平成 22 年度 JAPAN ブランド事業の推進 計画について (JAPAN ブランド全国事 務局 全国商工会連合会 市場開拓支 援課 課長 青山 淳 氏)</li> <li>○海外に向けたブランディングの基礎知 識～「JAPAN ブランド」を通じて日本 の良いものを世界に紹介しよう～ (日 本ブランドアソシエイツ(株) 代表取締 役 豊隅 優 氏)</li> <li>○海外市場での商談の進め方 (商談時の 留意点と事前準備)、およびテストマ ーケティングを踏まえた海外市場の動 向等について (三菱 UFJ リサーチ&amp;コ ンサルティング(株) 国際事業本部 国 際営業部長 川上 龍雄 氏)</li> <li>○事例発表 「JKB ジャパンニットブラ ンドプロジェクト」の取り組みについ て (伊達市商工会 事務局長 仲山 正広 氏)</li> <li>○事例発表 「BITOWA 会津塗の挑戦」 (有)遠藤正商店 代表取締役 遠藤 典宏 氏)</li> </ul>
7/28	平成 22 年度中小 企業支援先進事 例普及研修会	64 名	東京都千代田 区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「変わる中小企業、変わるか支援人 材」 (中小企業支援人材の強化・育成 に関する研究会報告) について (株式会社 日本総合研究所 総合研究部門ソーシャル・イノベーシ ョン研究クラスター 上席主任研究員 柿崎 平 氏)</li> </ul>
9/2	「倒産防止関連 事業データベース 管理 Web シス テム」操作説明 会	18 名	東京都千代田 区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経営安定特別相談窓口設置商工会議所 を対象に、本システムの基本操作に係 る説明 (松本商工会議所 (倒産防止 W e b サポートデスク) 近藤 博志 氏)</li> </ul>

9/6～9/8	平成22年度検定試験担当職員研修会	51名	浜松（キャリアック）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○検定事業の実施・運営に係る重要事項について（日商） <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンスの徹底について</li> <li>・厳正公正な試験実施と円滑な試験運用について</li> <li>・管理規則、管理体制の見直しについて</li> <li>・各種検定試験施行手順の確認</li> </ul> </li> <li>○各種検定試験の普及推進について（日商） <ul style="list-style-type: none"> <li>・検定拡充5%運動の推進について</li> <li>・ネット試験の実施状況と普及策について</li> <li>・商工会議所検定試験の職業訓練への導入・定着促進について</li> <li>・戦略的なPR活動の展開について</li> </ul> </li> <li>○商工会議所検定の活用・普及促進に関する事例発表（川崎商工会議所、木更津商工会議所）</li> <li>○顧客満足度の向上に向けた受験者対応（株式会社アイル・キャリア 講師 渡部 真由美 氏）</li> <li>○分科会討議（テーマ） <ul style="list-style-type: none"> <li>・「検定拡充5%運動」の推進に向けた受験者数拡大のための方策（広報活動等）について</li> <li>・コンプライアンスの徹底、検定試験の厳正施行について</li> <li>・商工会議所検定に係る業務上の問題点（疑問点）や解決策等について</li> <li>・新しい商工会議所検定試験のアイデアについて</li> </ul> </li> <li>○分科会報告</li> <li>○産業視察（スズキ歴史館）</li> </ul>
9/7～8	平成22年度第1回実践型経営改善支援研修会	32名	浜松（キャリアック）	

9/9～10	平成22年度全国商工会議所観光担当者研修会	18名	大分県豊後高田市、別府氏	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観光立“地域”の実現に向けて（日本商工会議所 観光専門委員長 須田 寛）</li> <li>○昭和の町現地視察</li> <li>○基調講演「豊後高田市観光まちづくり（株）の取り組みについて」（豊後高田市 商工観光課 観光振興推進室 室長 小野 政文 氏）</li> <li>○基調講演「昭和の町づくりについて」（（社）ツーリズムおおいた 事務局長 金谷 俊樹 氏）</li> <li>○事例発表「地域活性化の取り組みについて」（三条商工会議所 産業振興課 業務第一係 課長補佐 富澤 誠 氏）</li> <li>○事例発表「オンパクの取り組みについて」（NPO 法人ハットウ・オンパク 代表理事 鶴田 浩一郎 氏）</li> <li>○パネルディスカッション「地域全体で取り組む観光振興」コメンテーター 日本商工会議所 観光専門委員長 須田 寛、パネリスト：事例発表者、進行役：事務局</li> <li>○別府視察、オンパクプログラム体験</li> </ul>
9/28～10/1	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会からの委託業務に関する研修会	169名	浜松（キャリアック）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○容器包装リサイクル法と容リ協会の役割・業務について（財）日本容器包装リサイクル協会）</li> <li>○委託業務（普及啓発業務）について（財）日本容器包装リサイクル協会）</li> <li>○委託業務（申込受付業務）について（財）日本容器包装リサイクル協会）</li> <li>○オンラインシステム（REINS）について（財）日本容器包装リサイクル協会）</li> <li>○問い合わせ事例から学ぶ事業者への対応について（財）日本容器包装リサイクル協会）</li> <li>○分科会による討論・意見交換</li> <li>○商工会議所環境行動計画について（日本商工会議所 産業政策第二部）</li> </ul>
10/1	平成22年度関東ブロック中小企業支援先進事例普及研修会	101名	東京都千代田区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「変わる中小企業、変わるか支援人材」（中小企業支援人材の強化・育成に関する研究会報告）について（株式会社 日本総合研究所 総合研究部門 ソーシャル・イノベーション研究クラスター 上席主任研究員 柿崎 平 氏）</li> </ul>



10/6～8	平成22年度「商 工会議所経理担 当職員研修会」	71名	浜松（カリア ック）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「商工会議所運営におけるコンプライ アンスについて」</li> <li>○商工会議所における会計実務について 公認会計士・税理士 伊藤 嘉基 氏 公認会計士 鈴木 美佐子 氏</li> <li>○「TOASの効果的活用法について」</li> <li>○「消費税の実務と決算申告手続のポイ ント」 公認会計士・税理士 城所 弘明 氏</li> <li>○情報交換会</li> <li>○視察会</li> </ul>
10/8	平成22年度中国 ブロック中小企 業支援先進事例 普及研修会	46名	山口県長門市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「変わる中小企業、変わるか支援人 材」（中小企業支援人材の強化・育成 に関する研究会報告）について（株式 会社 日本総合研究所 総合研究部門 ソーシャル・イノベーション研究クラ スター 上席主任研究員 柿崎 平 氏）</li> </ul>
10/18～19	TOAS フォーラム 2010	67名	浜松（カリア ック）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○TOASのキホン</li> <li>○TOAS機能紹介</li> <li>○グループ別ユーザー懇談会</li> <li>○TOASデータ3分クッキング</li> <li>○ASPサービスのご紹介</li> <li>○質疑応答 （松本商工会議所 上原勇氏、松澤剛氏）</li> </ul>
10/25～27	平成22年度第2 回商工会議所貿 易証明業務担当 者研修会	53名	浜松（カリア ック）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貿易関係証明業務の基礎と日常業務へ の応用について</li> </ul>
10/27～29	平成22年度商工 会議所政策・調 査担当職員研修 会	33名	浜松（カリア ック）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○講義「データから見る地域経済と活性 化戦略」（株式会社日本政策投資銀行 大西氏）</li> <li>○事例発表（燕商工会議所、宮崎商工 会議所）</li> <li>○講義「政策・調査担当職員に求められ る能力ー経済調査のポイント」（日本 銀行 海老原氏）</li> <li>○演習「データの分析ならびにレポート 作成の実務演習」（日本銀行 海老原 氏）</li> </ul>
11/2	平成22年度四国 ブロック中小企 業支援先進事例 普及研修会	28名	愛媛県松山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「変わる中小企業、変わるか支援人 材」（中小企業支援人材の強化・育成に 関する研究会報告）について（株式 会社 日本総合研究所 総合研究部門 ソーシャル・イノベーション研究クラ スター 上席主任研究員 柿崎 平 氏）</li> </ul>
11/2	平成22年度 近 畿ブロック中小 企業支援先進事 例普及研修会	69名	大阪府大阪市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「変わる中小企業、変わるか支援人 材」（中小企業支援人材の強化・育成 に関する研究会報告）について（東北 大学大学院経済学研究科 教授 大滝 精一 氏）</li> </ul>

11/15～16	地域資源掘り起こし・活用促進セミナー（大阪）	13名	大阪	<ul style="list-style-type: none"> <li>○磨けば必ず光り輝く！地域資源を活用した特産品&amp;観光開発の魅力作りポイント（㈱クリエイティブ・ワイズ 代表取締役 マーケティングコンサルタント 三宅 曜子 氏）</li> <li>○「かんぴょう」の食材化と「かんぴょううどん」開発プロジェクト（小山商工会議所 事務局長 大関 幸秀 氏）</li> <li>○地域資源活用事業のポイント（㈱日本経済研究所 調査第一部 主任研究員 小林 純子 氏）</li> <li>○地域資源∞全国展開プロジェクトについて（日本商工会議所 流通・地域振興部 担当部長 鈴木 真人）</li> </ul>
11/16	平成22年度東北ブロック中小企業支援先進地事例普及研修会	40名	秋田県能代市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○講演「変わる中小企業、変わるか支援人材」（中小企業支援人材の強化・育成に関する研究会報告）について（株式会社 日本総合研究所 総合研究部門 ソーシャル・イノベーション研究クラスター 上席主任研究員 柿崎 平 氏）</li> </ul>
11/24～25	地域資源掘り起こし・活用促進セミナー（福岡）	22名	福岡	<ul style="list-style-type: none"> <li>○磨けば必ず光り輝く！地域資源を活用した特産品&amp;観光開発の魅力作りポイント（㈱クリエイティブ・ワイズ 代表取締役 マーケティングコンサルタント 三宅 曜子 氏）</li> <li>○食と木のコラボレーション事業 大川コンサルヴ（大川商工会議所 山崎 勝幸 氏）</li> <li>○地域資源活用事業のポイント（㈱日本経済研究所 調査第一部 主任研究員 小林 純子 氏）</li> <li>○地域資源∞全国展開プロジェクトについて（日本商工会議所 流通・地域振興部 副主査 皆藤 寛）</li> </ul>

11/24～26	平成22年度マル経等基礎研修会	99名	静岡県浜松市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○マル経融資推薦書・推薦付属書等の記入及びポイントについて（㈱日本政策金融公庫 国民生活事業本部 融資部 経営改善貸付グループリーダー 呉松敏氏）</li> <li>○グループ別討議</li> <li>○ケーススタディ解説（同上 呉松敏氏）</li> <li>○商工会議所におけるマル経融資の重要性・意義及び推進方法について（横浜商工会議所 中小企業相談部 金融課長 工藤巧氏）</li> <li>○マル経推薦にあたっての指導員の基礎知識（受付・与信編）（同上 工藤巧氏）</li> <li>○コンプライアンスの徹底について（日本商工会議所 中小企業振興部 主任調査役 野口謙二）</li> <li>○マル経推薦にあたっての指導員の基礎知識（実訪調査編）（同上 工藤巧氏）</li> <li>○ケーススタディ（審査に関する実例）（同上 工藤巧氏）</li> </ul>
11/29～12/1	平成22年度商工会議所中堅職員研修会	46名	浜松（キャリアック）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○商工会議所をめぐる諸問題について（日本商工会議所総務部課長 高山祐志郎）</li> <li>○次世代の商工会議所を担うリーダーシップ力の強化、マネジメント・コーディネイト能力向上と、組織・事業を活性化する力を育てる（ICF認定プロフェッショナルコーチ 小野仁美氏）</li> <li>○商工会議所の課題・現状と中堅職員に求めること（日本商工会議所 理事・事務局長 坪田秀治）</li> </ul>
11/30	地域資源掘り起こし・活用促進セミナー（那覇）	12名	那覇	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食が地域を熱くする～クルマ一台分の投資でできる「新・ご当地グルメ」開発のすすめ～（㈱リクルート ジャらんリサーチセンター エグゼクティブプロデューサー ヒロ中田氏）</li> <li>○地域資源活用事業のポイント（㈱日本経済研究所 調査第一部 主任研究員 小林純子氏）</li> <li>○地域資源∞全国展開プロジェクトについて（日本商工会議所 流通・地域振興部 副主査 皆藤寛）</li> </ul>

12/1～2	地域資源掘り起こし・活用促進セミナー（札幌）	16名	北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>○磨けば必ず光り輝く！地域資源を活用した特産品&amp;観光開発の魅力作りポイント（㈱クリエイティブ・ワイズ 代表取締役 マーケティングコンサルタント 三宅 曜子 氏）</li> <li>○「かんぴょう」の食材化と「かんぴょううどん」開発プロジェクト（小山商工会議所 事務局長 大関 幸秀 氏）</li> <li>○地域資源活用事業のポイント（㈱日本経済研究所 調査第一部 前田 真理子 氏）</li> <li>○地域資源∞全国展開プロジェクトについて（日本商工会議所 流通・地域振興部 担当部長 鈴木 真人）</li> </ul>
12/3	平成22年度九州ブロック中小企業支援先進事例普及研修会	68名	鹿児島県鹿児島市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「変わる中小企業、変わるか支援人材」（株式会社 日本総合研究所 総合研究部門 ソーシャル・イノベーション研究クラスター 上席主任研究員 柿崎 平 氏）</li> </ul>
12/3	地域資源掘り起こし・活用促進セミナー（岡山）	11名	岡山	<ul style="list-style-type: none"> <li>○磨けば必ず光り輝く！地域資源を活用した特産品&amp;観光開発の魅力作りポイント（㈱クリエイティブ・ワイズ 代表取締役 マーケティングコンサルタント 三宅 曜子 氏）</li> <li>○備中高橋ブランド開発・促進事業（高梁商工会議所 専務理事 笹田 恒博 氏）</li> <li>○地域資源活用事業のポイント（㈱日本経済研究所 調査第一部 主任研究員 小林 純子 氏）</li> <li>○地域資源∞全国展開プロジェクトについて（日本商工会議所 流通・地域振興部 担当部長 鈴木 真人）</li> <li>○中小企業基盤整備機構における各種支援策について（中小企業基盤整備機構 中国支部 支部長 野村 秀貴 氏）</li> </ul>
12/6	地域資源掘り起こし・活用促進セミナー（盛岡）	15名	盛岡	<ul style="list-style-type: none"> <li>○磨けば必ず光り輝く！地域資源を活用した特産品&amp;観光開発の魅力作りポイント」（㈱クリエイティブ・ワイズ 代表取締役 マーケティングコンサルタント 三宅 曜子 氏）</li> <li>○地場農産物を活用した新商品開発～地域資源∞全国展開プロジェクトの活用状況～（米沢商工会議所 数間 美幸 氏）</li> <li>○地域資源活用事業のポイント（㈱日本経済研究所 調査第一部 主任研究員 小林 純子 氏）</li> <li>○地域資源∞全国展開プロジェクトについて（日本商工会議所 流通・地域振興部 担当部長 鈴木 真人）</li> </ul>

12/7	平成22年度北海道ブロック中小企業支援先進事例普及研修会	42名	北海道札幌市	○「変わる中小企業、変わるか支援人材」(株式会社 日本総合研究所 総合研究部門 ソーシャル・イノベーション研究クラスター 上席主任研究員 柿崎 平 氏)
12/7~8	地域資源掘り起こし・活用促進セミナー(東京)	26名	東京	○磨けば必ず光り輝く!地域資源を活用した特産品&観光開発の魅力作りポイント(㈱クリエイティブ・ワイズ 代表取締役 マーケティングコンサルタント 三宅 曜子 氏) ○七沢温泉における新観光・特産品開発事業(厚木商工会議所 課長 河野 衛 氏) ○地域資源活用事業のポイント(㈱日本経済研究所 調査第一部長 宮地 義之 氏) ○地域資源∞全国展開プロジェクトについて(日本商工会議所 流通・地域振興部 担当部長 鈴木 真人)
12/8	平成22年度東海ブロック中小企業支援先進事例普及研修会	49名	三重県四日市市	○講演「変わる中小企業、変わるか支援人材」(中小企業支援人材の強化・育成に関する研究会報告)について(株式会社 日本総合研究所 総合研究部門 ソーシャル・イノベーション研究クラスター 上席主任研究員 柿崎 平 氏)
12/9	平成22年度北陸信越ブロック中小企業支援先進事例普及研修会	47名	新潟県上越市	○講演「変わる中小企業、変わるか支援人材」(中小企業支援人材の強化・育成に関する研究会報告)について 株式会社 日本総合研究所 総合研究部門 ソーシャル・イノベーション研究クラスター 上席主任研究員 柿崎 平 氏
12/10	地域資源掘り起こし・活用促進セミナー(名古屋)	33名	名古屋	○磨けば必ず光り輝く!地域資源を活用した特産品&観光開発の魅力作りポイント(㈱クリエイティブ・ワイズ 代表取締役 マーケティングコンサルタント 三宅 曜子 氏) ○2009 常滑発知多半島ゲートウェイ(入口出口)プロジェクト(常滑商工会議所 島崎 幸子 氏) ○地域資源活用事業のポイント(㈱日本経済研究所 調査第一部 副部長 望月 美穂 氏) ○地域資源∞全国展開プロジェクトについて(日本商工会議所 流通・地域振興部 副主査 皆藤 寛) ○中小企業基盤整備機構における各種支援策について(中小企業基盤整備機構 中部支部 支部長 塩田 康彦 氏)

12/13	地域資源∞全国展開プロジェクト共同展示商談会「feel NIPPON 春 2011」出展者説明会	43名	東京	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出展効果を高めるための説明(目的、招待状、パンフレット等について)(株)ビジネスガイド社 事業部次長 藤波 信義 氏)</li> <li>○出展の心構え(小山商工会議所 事務局長 大関幸秀 氏)</li> <li>○前回のアンケートに基づくアドバイス(日本商工会議所 流通・地域振興部 副主査 皆藤 寛)</li> <li>○ブース装飾、費用負担について及び試飲・試食、火気使用、搬入・搬出等の注意事項(サクラインターナショナル(株) 営業企画本部長 五十嵐 直人 氏)</li> <li>○説明会から会期までのスケジュール及び会期中のスケジュールについて・小間位置について(株)ビジネスガイド社 事業部次長 藤波 信義 氏)</li> </ul>
12/15	地域資源掘り起こし・活用促進セミナー(松山)	11名	松山	<ul style="list-style-type: none"> <li>○磨けば必ず光り輝く!地域資源を活用した特産品&amp;観光開発の魅力作りポイント(株)クリエイティブ・ワイズ 代表取締役 マーケティングコンサルタント 三宅 曜子 氏)</li> <li>○農商工連携 伊予市特産「びわ」及び「びわ葉茶」等を活用した特産品開発の取り組みについて(伊予商工会議所 中小企業相談所 所長 西影 永治 氏)</li> <li>○地域資源活用事業のポイント(株)日本経済研究所 調査第一部 主任研究員 小林 純子 氏)</li> <li>○地域資源∞全国展開プロジェクトについて(日本商工会議所 流通・地域振興部 担当部長 鈴木 真人)</li> </ul>
12/17	地域資源掘り起こし・活用促進セミナー(新潟)	9名	新潟	<ul style="list-style-type: none"> <li>○磨けば必ず光り輝く!地域資源を活用した特産品&amp;観光開発の魅力作りポイント(株)クリエイティブ・ワイズ 代表取締役 マーケティングコンサルタント 三宅 曜子 氏)</li> <li>○健康野菜プチヴェールで街おこし!(新津商工会議所 課長 遠山博司 氏)</li> <li>○地域資源活用事業のポイント(株)日本経済研究所 調査第一部 前田 真理子 氏)</li> <li>○地域資源∞全国展開プロジェクトについて(日本商工会議所 流通・地域振興部 担当部長 鈴木 真人)</li> </ul>

1/18	地域活性化事業 ブラッシュアップ セミナー（大阪）	11名	大阪	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域活性化事業について（㈱日本経済研究所 調査第一部 主任研究員 小林 純子 氏）</li> <li>○平成23年度の地域資源∞全国展開プロジェクトについて（日本商工会議所 流通・地域振興部 副主査 皆藤 寛）</li> </ul>
1/19～20	平成22年度全国 商工会議所専務 理事研修会	92名	東京	<ul style="list-style-type: none"> <li>○商工会議所に期待されること</li> <li>○商工会議所の氏名について</li> <li>○商工会議所の組織財政基盤強化について</li> <li>○商工会議所経営に携わって</li> </ul>
1/21	地域活性化事業 ブラッシュアップ セミナー（東京）	15名	東京都千代田区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域活性化事業について（㈱日本経済研究所 調査第一部 主任研究員 小林 純子 氏）</li> <li>○平成23年度の地域資源∞全国展開プロジェクトについて（日本商工会議所 流通・地域振興部 副主査 皆藤 寛）</li> </ul>
1/24～25	平成22年度第2 回実践型経営改 善支援研修会	32名	浜松（キャリアック）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「現地調査（工場見学）」（マツダ食品株式会社）</li> <li>○全体セッション1「経営者へのIT経営インタビュー」（ITコーディネータ・浜松総務部代表取締役 木村玲美氏、有限会社ぬくもり工房代表取締役社長 大高旭氏）</li> <li>○グループ演習1「現状、課題の理解、提案テーマの決定」</li> <li>○全体セッション2「経営者への再インタビュー」（ITコーディネータ・浜松総務部代表取締役 木村玲美氏、有限会社ぬくもり工房代表取締役社長 大高旭氏）</li> <li>○グループ演習2「提案内容の検討①」</li> <li>○グループ演習3「提案内容の検討②」</li> <li>○全体セッション3 経営者への提案プレゼンテーション</li> <li>○全体セッション4 経営者からのフィードバック（ITコーディネータ・浜松総務部代表取締役 木村玲美氏、有限会社ぬくもり工房代表取締役社長 大高旭氏）</li> </ul>

1/25～27	平成22年度管理職研修会	34名	浜松（キャリアック）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○商工会議所の課題・現状と管理職に求めること（日本商工会議所 理事・事務局長 坪田 秀治）</li> <li>○商工会議所の歴史と使命について（日本商工会議所総務部課長 高山 祐志郎）</li> <li>○商工会議所の政策提言活動と政策決定プロセスについて（日本商工会議所産業政策第一部副部長 荒井 恒一）</li> <li>○TOASの活用について（日本商工会議所情報化推進部課長 塩野 裕）</li> <li>○ロジカルシンキングとは、ロジカルシンキングの基本、ロジカルシンキングの技法、演習と発表（PHPビジネスコーチ上級認定、SEPスーパーバイザー兼コーチ 張 琴氏）</li> </ul>
1/28～30	第8回YEGビジネスプランコンテスト	46名	静岡県浜松市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1次審査通過者20組によるプレゼンテーション</li> <li>○2次審査委員による上位10プランの選定</li> <li>○2次審査通過者10組によるプレゼンテーション、質疑応答</li> <li>○最終審査委員によるグランプリ1名・準グランプリ2名を選定</li> </ul>
2/2～4	平成22年度「全国商工会議所共済・保険担当者研修会」	47名	浜松（キャリアック）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○講演「中小企業の抱える経営リスクへの対応について」（損保ジャパン）</li> <li>○各保険制度について～商品概要と加入状況、事故事例等～ <ul style="list-style-type: none"> <li>①業務災害補償プラン（日商総務部）</li> <li>②中小企業PL保険（東京海上日動）</li> <li>③全国商工会議所PL団体保険（東京海上日動）</li> <li>④中小企業海外PL保険（損保ジャパン）</li> <li>⑤個人情報漏えい賠償責任保険（三井住友海上）</li> <li>⑥休業補償プラン（日商総務部、導入損保会社各社）</li> </ul> </li> <li>○商工会議所役職員向け各種団体保険について（全国商工会議所共済会）</li> <li>○損保会社との意見交換</li> <li>○共済制度の概要と営業推進について（アクサ生命）</li> <li>○共済制度運営におけるコンプライアンスについて（日商総務部）</li> <li>○事例発表（岡山商工会議所、田川商工会議所）</li> <li>○分科会討議</li> <li>○分科会報告</li> <li>○産業視察</li> </ul>



2/7～8	TOAS 研修会（組織団体・会費/データ活用編）	18 名	東京都港区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○Admin の各種設定に関する解説と実習</li> <li>○組織団体・会費の各種設定に関する解説と実習</li> <li>○データ活用に関する各種設定と実習</li> <li>○質疑応答</li> </ul> （松本商工会議所 上原勇氏、松澤剛氏）
2/8	TOAS 研修会（経理編）	16 名	東京都港区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経理システムに関する解説と実習</li> <li>○質疑応答</li> </ul> （松本商工会議所 上原勇氏、松澤剛氏）
2/8～2/9	平成 22 年度マル経総合研修会（事故対策義務研修会）	127 名	静岡県浜松市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経）について（中小企業庁 経営支援部小規模企業政策室 専門官 田中 雅章 氏）</li> <li>○マル経融資制度の一層の推進について（㈱日本政策金融公庫 国民生活事業本部 融資部 経営改善貸付グループリーダー 呉 松敏 氏）</li> <li>○取組事例（尾道商工会議所・松戸商工会議所）</li> <li>○グループ別討議</li> <li>○コンプライアンスの徹底について</li> <li>○マル経の推進にかかる日商からの連絡事項</li> <li>○グループ別討議報告および全体意見交換</li> </ul>
2/9	「創業人材育成事業」啓発セミナー「勝ち続けるオンリーワンビジネス創出法セミナー」第 1 回	91 名	名古屋・アスナルホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「勝ち続けるためのオンリーワンビジネス創出の秘訣」（際コーポレーション株式会社 代表取締役 中島 武 氏）</li> <li>○パネルディスカッション（株式会社ユーグレナ 代表取締役社長 出雲 充 氏、有限会社ニイヨンイチ 代表取締役社長 藤井 英一 氏）</li> </ul>
2/14	平成 22 年度第 2 回 JAPAN ブランド育成支援事業セミナー	46 名	東京千代田区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○海外に向けての商品開発について（㈲アートリソース 代表 北河原 純也 氏）</li> <li>○貿易実務を踏まえた海外販売の構築（中矢一虎法律事務所 代表 中矢一虎 氏）</li> <li>○海外における知的財産権対策について（JETRO アドバイザー 服部 正明 氏）</li> <li>○マーケットイン思考と積極的なネットワーク形成～フランス市場を例にとった意識改革～（MELYS CONSULTING 藤井・ルサーージュ・誓子 氏）</li> </ul>
2/17	全国商工会議所新任役員・議員研修会	78 名	東京	<ul style="list-style-type: none"> <li>○商工会議所の当面の課題について</li> <li>○商工会議所の使命と役割について</li> <li>○日商会頭として商工会議所役員・議員に期待すること</li> </ul>

2/22	「創業人材育成事業」啓発セミナー「ビジネスを通じて社会的課題を解決する起業法セミナー」	155名	東京都千代田区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「社会的使命とビジネスを両立するための経営法」(ジオ・サーチ株式会社代表取締役社長 富田 洋 氏、特定非営利活動法人かものはしプロジェクト共同代表 村田 早耶香 氏)</li> <li>○パネルディスカッション(ケアプロ株式会社 代表取締役 川添 高志 氏、株式会社みやじ豚 代表取締役社長 宮治 勇輔 氏)</li> </ul>
2/23	「創業人材育成事業」啓発セミナー「勝ち続けるオンリーワンビジネス創出法セミナー」第2回	114名	京都府京都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「勝ち続けるためのオンリーワンビジネス創出の秘訣」(際コーポレーション株式会社 代表取締役 中島 武 氏)</li> <li>○パネルディスカッション(株式会社ユーグレナ 代表取締役社長 出雲 充 氏、株式会社エニグモ 代表取締役共同最高経営責任者 須田 将啓 氏)</li> </ul>
3/2	「創業人材育成事業」啓発セミナー「勝ち続けるオンリーワンビジネス創出法セミナー」第3回	125名	東京都千代田区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「勝ち続けるためのオンリーワンビジネス創出の秘訣」(際コーポレーション株式会社 代表取締役 中島 武 氏)</li> <li>○パネルディスカッション(株式会社ユーグレナ 代表取締役社長 出雲 充 氏、株式会社アイスタイル 代表取締役社長 兼 CEO 吉松 徹郎 氏)</li> </ul>
3/5	「創業人材育成事業」啓発セミナー「勝ち続けるオンリーワンビジネス創出法セミナー」第4回	74名	高知県高知市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「勝ち続けるためのオンリーワンビジネス創出の秘訣」(際コーポレーション株式会社 代表取締役 中島 武 氏)</li> <li>○パネルディスカッション(株式会社ユーグレナ 代表取締役社長 出雲 充 氏、株式会社エニグモ 代表取締役共同最高経営責任者 須田 将啓 氏)</li> </ul>
3/10	平成22年度ジョブ・カード制度普及促進事業第2回業務連絡会議	185人	東京都千代田区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成22年度ジョブ・カード制度普及促進事業の実績および総括、平成23年度ジョブ・カード制度(職業能力形成プログラム)推進事業への取り組みについて(日商)</li> <li>○平成22年度ジョブ・カード制度普及促進研究会の報告について(日商)</li> <li>○年度末事務処理および報告書の作成について(日商)</li> <li>○ジョブ・カード専用サイトに掲載している有期実習型訓練の認定事例の更新について(日商)</li> <li>○平成23年度ジョブ・カード制度(職業能力形成プログラム)推進事業およびキャリア形成促進助成金等について(厚生労働省)</li> </ul>

## (7) 後援・協賛事業

開催期日	名 称	主催者名	部
4.1～5.20	第21回日経ニューオフィス賞	日本経済新聞社、(社)ニューオフィス推進協議会	総
4.4	第3回「式年遷宮について語る夕べ」	伊勢神宮式年遷宮広報本部	総
4.15～4.17	韓国ビジネスミッション	日本貿易振興機構	国
4.21	「2008韓国投資環境セミナー」	大韓貿易投資振興公社	国
5.3～4	第51回全日本こけしコンクール	第51回全日本こけしコンクール事務局	流
5.5～11	第63回児童福祉週間	厚生労働省、社会福祉法人全国社会福祉協議会、財団法人こども未来財団	企
5.8～11.6	平成20年度グッドデザイン賞	(財)日本産業デザイン振興会	事
5.21～22	SCM ソリューションフェア2009	(社)日本ロジスティクスシステム協会	流
5.22～23	第5000回記念 QC サークル全国大会(東京)第1回事務・販売・サービス部門全日本選抜 QC サークル大会	(財)日本科学技術連盟	事
5.25	平成21年度外国人留学生就職指導ガイダンス	(独)日本学生支援機構	産
5.27	日豪シンポジウム	日豪経済委員会	国
5.28	中小企業総合展(大阪会場)	(独)中小企業基盤整備機構	中
6.1～21.3.31	第16回社会に開かれた大学・大学院～Web 大学・大学院展2008」	社会に開かれた大学・大学院展実行委員会	事
6.3～6	第29回台湾貿易・技術・投資商談訪日団	台日経済貿易発展基金会	国
6.4～5	大阪ビジネス EXP02009	大阪ビジネス EXP02009運営委員会	流
6.4～5	香港貿易発展局・香港工業總會主催視察団・講演会	香港貿易発展局	国
6.4～10	第30回アメリカ最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会	流
6.5	トルコ・日本ビジネスフォーラム	駐日トルコ共和国大使館	国
6.5～7	BOWLEX JAPAN 2008 in AICHI	(社)日本ボウリング場協会	総
6.14～15	第7回産学官連携推進会議	内閣府政策統括官/参事官	中
6.16～18	安全 健康 快適フェア2009－安全衛生総合展－	中央労働災害防止協会	産
6.17	中国煙台市政府駐日本商務代表処	中国煙台市政府駐日本商務代表処	国
6.17～25	第11回欧州最新物流・流通視察	日本小売業協会	流
6.20	唐山市投資環境説明会	中華人民共和国唐山市人民政府	国
6.21、6.28	キャリア教育等推進のための地域連携セミナー	内閣府	企
6.30	インドネシア・シンガポール合同投資セミナー」	国際機関日本アセアンセンター	国
6.30	社会保険労務士制度創設40周年記念国際シンポジウム	全国社会保険労務士会連合会	産
7.1	第61回広告電通賞	広告電通賞審議会	広
7.3	地域の活力!農商工連携フォーラム	独立行政法人中小企業基盤整備機構	流
7.4～7	第58回湘南ひらつか七夕まつり竹飾りコンクールに対する会頭賞	神奈川県平塚市	流
7.5	留学生の就職活動支援事業	NPO 法人 国際教育文化交流協会	国
7.5	東日本地区経営指導員サミット	東日本地区経営指導員サミット運営委員会	中
7.8	CRM 協議会エグゼクティブ Forum Tokyo 2008 GIS FORUM TOKYO 62	CPM 協議会	情
7.8～9	第53回全国和裁技術コンクール	(社)日本和裁士会	事
7.9	日本クリエイション大賞2008	(財)日本ファッション協会理事長	流
7.9	観光立国を推進する集い	(社)日本ツーリズム産業団体連合会	流
7.13	第37回全国氷彫刻展夏季大会	特定非営利活動法人 日本氷彫刻会	中
7.15～17	企業誘致フェア2009	(社)日本経営協会	流
7.15～17	いきいき移住交流フェア2009	(社)日本経営協会	流
7.16	香港・深圳：融合に向かう中国の近未来都市	香港貿易発展局	国
7.17～19	第2回日比 NGO シンポジウム	第2回日比 NGO シンポジウム	国
7.25～28	環境・エネルギー・まちづくりサミット	札幌商工会議所	産

7. 26	平成20年度近代産業遺産アート再生による地域再生と活性化シンポジウム	近代産業遺産アート再生学会 京都造形芸術大学	流
7. 30	特別セミナー 中小企業のCO <sub>2</sub> 削減と国内CDM制度について	(株)日本環境取引機構	産
7. 30～31	平成20年度沖縄県企業誘致セミナー	沖縄県知事	流
7月	蓄熱月間	(財)ヒートポンプ・蓄熱センター	産
8. 1～12. 13	eco japan cup 2008	有限責任中間法人環境ビジネスウィメン 他	産
8. 3	第24回わんぱく相撲全国大会	(財)日本相撲協会、(社)東京青年商工会議 所	総
8. 5～6	新連携/モノ作り中小企業全国フォーラム	(独)中小企業基盤整備機構	中
8. 7(8. 1～7)	機械の日・機械週間	(社)日本機械学会	中
8. 9～14	第6回学生のための国際ビジネスコンテスト OVAL Tokyo 2008	学生シンクタンク WAAV 内 OVAL 実行委員会	中
8. 10～16	第14回ふくろい遠州の花火	ふくろい遠州の花火実行委員会	流
8. 20～21	明治大学経営品質科学研究所「夏季公開講座2008」	明治大学商学部	事
8. 24～31	学生のためのビジネスコンテスト KING2008	学生シンクタンク WAAV	総
8. 26～27	明治大学オープンキャンパス2008での「なごみま鮮果」 出展	明治大学商学部	事
8. 27	第4回教育旅行シンポジウム	(財)日本修学旅行協会	流
8. 27～8. 29	ジャパン・ジュエリー・フェスティバル2008	(社)日本ジュエリー協会	流
9. 1～10. 31	第35回「屋外広告の日」キャンペーン	(社)全日本屋外広告業団体連合会	産
9. 1～7	東京発 日本ファッション・ウィーク事業	有限責任中間法人 日本ファッション・ウ ィーク推進機構	流
9. 2	第5回 アジアカラーフォーラム	(財)日本ファッション協会理事長	流
9. 2～5	第66回東京インターナショナル・ギフト・ショー秋2008	(株) ビジネスガイド社	流
9. 2～8	第3回米国商業施設・物流センター視察会	日本小売業協会	流
9. 5～7	第4回アジア海洋映画祭イン幕張	アジア海洋映画祭イン幕張実行委員会	総
9. 9～10	SCM フォーラム2008	(社)日本ロジスティクスシステム協会	流
9. 13～14	2008発明くふう展覧会	2008発明くふう展覧会事務局	事
9. 13～17	第3回 モンゴル・日本 ビジネス交流会 in ウランバ ートル2008	モンゴル国商工会議所・日本	国
9. 19	日本・ベトナムビジネスフォーラム	日本貿易振興機構	国
9. 19～25	第5回中国最新物流施設視察会	日本小売業協会	流
9. 20	若ものを考えるつどい	(社)日本勤労青少年団体協議会	産
9. 20～21	第17回全国ボランティアフェスティバルにいがた	第17回全国ボランティアフェスティバル 推進協議会 第17回全国ボランティアフェスティバル にいがた実行委員会	企
9. 22～ 21. 1. 19	明治大学2008年度後期学部間総合講座 「クオリティ志向型人材育成と技術経営 (MOT)」	明治大学商学部	事
9. 24～26	第11回チャイナファッションフェア	日中経済貿易センター	国
9. 24～10. 1	環境衛生週間	環境省	産
9. 24～ 21. 1. 14	明治大学2008年度後期学部間総合講座 「地域連携支援学」	明治大学商学部	事
9. 25	第62回伊勢神宮式年遷宮奉賛記念公演「日本神話への 誘い」	伊勢神宮式年遷宮広報本部	総
9. 25～26	全国産業観光フォーラム in とやま 2008	全国産業観光フォーラム in とやま 2008	流
9. 27～28	第16回ナマステ・インドア2008	NPO 法人日印交流を盛り上げる会	国
9. 28～ 21. 3. 8	九州観光マスター検定試験	福岡商工会議所	事
9. 30～10. 4	CEATEC JAPAN (シーテックジャパン) 2008	(社)電子情報技術産業協会	産
10. 1	第49回海外日系人大会	財団法人海外日系人協会	国

10. 1	第27回工場緑化推進全国大会	(財)日本緑化センター	産
10. 1	平成20年度「事業承継シンポジウム」	(独)中小企業基盤整備機構	産
10. 1～12. 30	商店街応援キャンペーン	(社)全国信用金庫協会	流
10. 3	第5回全国県境地域シンポジウム	社団法人東三河地域研究センター	流
10. 5、11. 29 ～30	平成20年度消費生活アドバイザー試験	(財)日本産業協会	事
10. 7～11	2008東京国際包装展 (東京パック2008)	(社)日本包装技術協会	事
10. 8～10	危機管理産業展2008	(株)東京ビッグサイト	産
10. 8～11. 26	明治大学リバティアカデミー2008年度後期 「地域経済連携支援講座4」	明治大学商学部	事
10. 9～10	2008経営者イノベーション・コンファレンス	(財)社会経済生産性本部	総
10. 10～11	ITC Conference 2008	特定非営利活動法人 IT コーディネータ協会、ITC Conference 2008実行委員会	情
10. 10～11	上田地域総合産業展2008	上田地域総合産業展運営委員会	流
10. 11～12	地域総合防災力展	財団法人日本消防協会	企
10. 11～12	特定非営利活動法人危機管理対策機構 NPO 認証10周年記念演習・セミナー	財団法人日本消防協会	企
10. 15	中国ビジネスにおけるリスクマネジメント～ビジネス成功の方程式 (仮題)	日本経済新聞社	国
10. 16～18	諏訪圏工業メッセ2008	諏訪圏工業メッセ2008実行委員会	流
10. 17	企業の留学生雇用促進セミナー	NPO 法人 国際教育文化交流協会	国
10. 17	第4回新事業創出全国フォーラム in 仙台	社団法人東北ニュービジネス協議会	中
10. 20、 10. 27、10. 31	中小企業向け「欧州の新しい化学品規制 (REACH 規制) 解説セミナー」	経済産業省製造産業局	中
10. 20～21	標準化と品質管理全国大会2008	(財)日本規格協会	事
10. 21～22	第22回東京ビジネス・サミット2008	第22回東京ビジネス・サミット2008実行委員会	
10. 22	インド投資セミナー	日印経済委員会	国
10. 22、10. 24	第4回日独経済フォーラム2008 in Japan	インヴェスト・イン・ジャーマニー	国
10. 23～27	工芸都市高岡2008クラフトコンペティション	工芸都市高岡2008クラフトコンペ実行委員会	流
10. 28	2008全日本洋装技能コンクール	(社)全日本洋裁技能協会	事
10. 28～29	ロジスティックス全国大会2008	(社)日本ロジスティックスシステム協会	流
10. 28～29	2008年度流通大会	(財)流通経済研究所	流
10. 30	第29回「緑の都市賞」	(財)都市緑化基金	産
10. 31	国際ビジネスでのトラブルにおける商事仲裁の活用	香港貿易発展局	国
10. 31	日本インドネシア友好年記念事業「日本インドネシア経済フォーラム」	(社)日本経済団体連合会	国
10. 31	土地月間講演会「魅力あるまちづくりのための土地有効活用」	(財)都市みらい推進機構 (財)土地総合研究所	流
11. 1	香港金融セミナー	香港貿易発展局	国
11. 1	第50回日本民芸公募展	(財)日本工芸館	流
11. 1～ 21. 3. 31	キャリア・スタート・ウィーク・キャンペーン	文部科学省	企
11. 1～22	TOKYO URBAN LIFE 2008	TOKYO URBAN LIFE 2008実行委員会 財団法人店舗システム協会	流
11. 1～22	第7回ドリーム夜さ来い祭り	第7回ドリーム夜さ来い祭り実行委員会	流
11. 1～30	第49回品質月間	(財)日本規格協会 (財)日本科学技術連盟	事
11. 4	平成20年度中小企業経営診断シンポジウム	(社)中小企業診断協会	中
11. 4	2008年 NDC モードコレクション	(社)日本デザイナークラブ	事
11. 5～7	2008特許・情報フェア・コンファレンス	日本工業新聞社事務局事業部内 (フジサンケイビジネスアスアイ石原)	中
11. 6	小売業・経営戦略&IT戦略フォーラム2008	日本小売業協会	流

11.7～13	第29回米国最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会	流
11.8	ビジネスコンテスト TRIGGER2008	特定非営利法人スプリングウォーター	中
11.8	きものサミット IN 結城	きものサミット IN 結城開催委員会	流
11.11	唐山市及び曹妃甸新区投資環境説明会	中国煙台市政府駐日本商務代表処	国
11.11	変革するアジアの流通	日本小売業協会	流
11.12	第7回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」	(社)全国産業廃棄物連合会	産
11.12～14	ジャパン・テキスタイル・コンテスト2008	ジャパン・テキスタイル・コンテスト開催委員会	国
11.13～14	Creative Japan 全国大会2008 in 奈良	(財)日本ファッション協会理事長	流
11.13～12.23	つなぐ～進む日本のライフスタイル	東電ピーアール株式会社	流
11.14	中小企業のための知的資産経営フォーラム	独立行政法人中小企業基盤整備機構	中
11.14～15	第19回就職フォーラム	全国私立大学就職指導研究会	産
11.15～16	日本ベンチャー学会第11回全国大会	日本ベンチャー学会	中
11.17	第18回マレーシア総合セミナー 「アジアの光栄」地球環境を守るための植林活動を考えるシンポジウム	(社)日本マレーシア協会	国
11.17	平成20年度全国職業能力開発促進大会・職業能力開発推進者経験交流プラザ	中央職業能力開発協会	事
11.17	愛知県産業立地セミナー	愛知県知事 神田真秋	流
11.19	2008 CRM ベストプラクティス賞	CRM 協議会	情
11.19～22	IFFT/インテリア ライフスタイル リビング	(社)国際家具産業振興会	国
11.21	第47回電話対応コンクール全国大会	(財)日本電信電話ユーザ協会	総
11.26	第3回モノづくり連携大賞	日刊工業新聞社	広
11.26	平成20年度あしたのまち・くらしづくり活動賞	(財)あしたの日本を創る協会	流
11.26～28	中小企業総合展2008 in Tokyo	(独)中小企業基盤整備機構	中
11.28	JISA コンベンション2008	(社)情報サービス産業協会	情
11.29、1.17	AIBA 認定貿易アドバイザー試験2009	有限責任中間法人貿易アドバイザー協会 (AIBA)	国
11.30、1.18	AIBA 認定貿易アドバイザー試験	有限責任中間法人貿易アドバイザー協会 (AIBA)	国
12.1	第57回全国小紋友禅染色競技会	全国染色協同組合連合会	事
12.1～31	平成20年度大気汚染防止推進月間	環境省	産
12.2	第4回「式年遷宮について語る夕べ」	伊勢神宮式年遷宮広報本部	総
12.2	ミャンマー投資セミナー	国際機関日本アセアンセンター	国
12.3	第13回全国中小小売商サミット	全国中小小売商サミット	流
12.4～6	日本農作物競技会 in 中国	日本貿易振興機構	国
12.9～10	第46回全日本包装技術研究大会	(社)日本包装技術協会	事
12.9～10	平成20年度あしたのまち・くらしづくり全国フォーラム	(財)あしたの日本を創る協会	流
12.10	経済産業省「アジア人材資金構想シンポジウム」	(財)企業活力研究所	国
12.10～11	「SaaS World/Tokyo2008」に対する当所の後援名義の使用について	SaaS World 実行委員会	情
12.10～12	2008年第50回全国カタログ・ポスター展	(社)日本印刷産業連合会 (株)印刷出版研究所	事
12.11～13	エコプロダクツ2008	(社)産業環境管理協会	産
12.11～13	地域食とものづくり総合展2008	株式会社日本経済新聞社	流
12.16	AUTO COLOR AWARDS 2009	(財)日本ファッション協会	流
12.18～30	平成20年度全国伝統的工芸品公募展	(財)伝統的工芸品産業振興協会	流
20.1.9	2009年新年賀詞交歓会	日本国際貿易促進協会	国
1.14	2009年・第60回全国カレンダー展	(社)日本印刷産業連合会 (株)日本印刷新聞社	事
1.14～20	第9回ニューヨーク最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会	流

1. 14～23	第3回米国魅力の三都市最新流通視察ツアー	日本小売業協会	流
1. 15～16	第5回みやげ品見本市ジャパン2009	全国観光土産品連盟	流
1. 20～22	ベンチャーフェア Japan2009	(独)中小企業基盤整備機構	中
1. 20～22	第33回日本ショッピングセンター全国大会	(社)日本ショッピングセンター協会	流
1. 21～2. 24	クリエイティブ・オフィス・セミナー	(社)ニューオフィス推進協議会、(社)日本オフィス家具協会	総
1. 27	中心市街地活性化促進シンポジウム	(独)中小企業基盤整備機構	流
1. 28～2. 25	下請適正取引セミナー	財団法人中小企業取引振興協会	中
2. 3～6	第67回東京インターナショナル・ギフトショー春2009	(株)ビジネスガイド社	流
2. 3～6	Kyoto Style Cafe 2009	ファッション京都推進協議会	流
2. 5～11	第6回伊勢神宮展	伊勢神宮式年遷宮広報本部	総
2. 5	地域発技術シーズ	独立行政法人科学技術振興機構	中
2. 6	関東 IT 経営応援隊 DAY2009	経済産業省	情
2. 8	地域に根ざした食育コンクール2008	(社)農山漁村文化協会	流
2. 10～12、 2. 19～21	ENEX2009「第33回地球環境とエネルギーの調和展」	(財)省エネルギーセンター	産
2. 11～13	地域資源セレクション2009	(独)中小企業基盤整備機構	流
2. 16	2009全国異業種交流・連携フェア	財団法人中小企業異業種交流財団	中
2. 16	環境マネジメント研究会特別セミナー	日本小売業協会	流
2. 17	中華人民共和国 香港特別行政区 行政長官曾蔭權 (ドナルド・ツァン) 訪日昼食講演会	香港経済貿易代表部	国
2. 19	EPA シンポジウム	外務省経済局経済連携課	国
2. 19	産学連携オープンセミナー	(社)日本ツーリズム産業団体連合会	流
2. 20～21	第8回たま工業交流展	たま工業交流展実行委員会	流
2. 23～26	第18回インド国際産業&技術フェア (IETF2009)	日本貿易振興機構	国
2. 24～27	「ペルー展」	日本貿易振興機構	国
2. 24～27	第30回フード・ケータリングショー	(社)日本能率協会	流
2. 24～27	第9回厨房設備機器展	(社)日本能率協会	流
2. 26	地域再生フォーラム in 東京 - 農商工等連携によるまちづくり -	特定非営利活動法人 TOM ネット	流
2. 26～3. 3	伝統的工芸品展 WAZA2009	(財)伝統的工芸品産業振興協会	流
2. 26～3. 4	第42回なるほど展	(社)婦人発明家協会	事
3. 3	第19回流通交流フォーラム	日本小売業協会	流
3. 3～6	JAPAN SHOP 2009 (第38回店舗総合見本市)	日本経済新聞社 (財)店舗システム協会	流
3. 3～6	リテールテック JAPAN 2009 (第25回流通情報システム総合展)	日本経済新聞社	流
3. 3～6	SECURITY SHOW 2009 (第17回セキュリティ・安全管理総合展)	日本経済新聞社	流
3. 3～6	ライティング・フェア2009 (第9回国際照明総合展)	(社)日本照明器具工業会 日本経済新聞社	流
3. 4	企業の森づくりフェア2009	(社)国土緑化推進機構	産
3. 5	第5回キャンパスベンチャーグランプリ (CVG) 全国大会	日刊工業新聞社	広
3. 7	地域発技術シーズ (茨城)	独立行政法人科学技術振興機構	中
3. 7～15	第1回ドバイ・トルコ最新流通視察会	日本小売業協会	流
3. 9	トップセミナー ～次世代スーパーコンピュータの活用～	(財)計算科学振興財団	総
3. 9～10	第9回 GSC シンポジウム	グリーン・サステイナブル ケミストリー	総
3. 10～12	フランチャイズ・ショー 2009 (第25回)	日本経済新聞社	流
3. 13～15	NIPPON MONO ICHI - 和のある暮らしのカタチ展 -	(独)中小企業基盤整備機構	流

3. 16	第34回（平成20年度）発明大賞表彰事業	(財)日本発明振興協会 (株)日刊工業新聞社	事
3. 16～17	観光・集客サービス産業創造フォーラム2009	特定非営利活動法人サービス産業振興機構	流
3. 17	高齢者就業のあり方を考えるシンポジウム	高齢社会 NGO 連携協議会	産
3. 17	第6回「国内観光活性化フォーラム	(社)全国旅行業協会	流
3. 19	中小企業問題に関する無料法律相談及びシンポジウム	日本弁護士連合会	中
3. 19	ソーシャルビジネス全国フォーラム	経済産業省	流
3. 19～22	第5回エコプロダクツ国際展	国際機関 APO（アジア生産性機構）	国
3. 23～29	東京発 日本ファッション・ウィーク事業	有限責任中間法人 日本ファッション・ウィーク推進機構	流
3. 27	平成20年度財団法人日本英語検定協会成績優秀者・優秀団体表彰式	(財)日本英語検定協会	事
3. 31	日経ビジネスイノベーションフォーラム『事業承継セミナー2009in 東京～企業を永続的に発展させる戦略的 事業承継とは～』	日本経済新聞社クロスメディア営業局	中
3月	中小企業向け指導者育成セミナー	経済産業省	情
平成20年度	平成20年度赤十字法人社資（赤十字事業資金）募集	日本赤十字社	総
平成20年度	渋沢栄一賞実施事業	埼玉県庁	総
平成20年度	平成20年度国旗のある自由画コンクール	(社)国旗協会	総
20. 4. 1～ 21. 3. 31	身近な子育て応援活動の推進	(財)こども未来財団	企
4. 1～ 21. 3. 31	明治大学「子育て、親育ち」共育支援プロジェクト	明治大学商学部	事
4. 1～ 21. 3. 7	第48回防錆技術学校	(社)日本防錆技術協会	事



## 9. 対処すべき課題

### (1) 過年度の事業実施状況

20年度は、「経済危機打開に向けた緊急要望活動」、「国や自治体が取組むべき施策の積極的な提言」「中小企業の経営課題へのきめ細やかな支援」「急速に進む国際化・グローバル化への対応」「ビジネス現場に大きな変革をもたらす デジタル化・ネットワーク化への対応」「中小企業の人材育成・確保」「地域資源を活かした地域活性化への取り組み」「地球環境問題への対応」「新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化」を重点項目として活動した。

21年度は、「国や自治体が取組むべき施策の積極的な提言・実現」「中小企業の経営課題へのきめ細やかな支援」「急速に進む国際化・グローバル化への対応」「ビジネス現場に大きな変革をもたらすデジタル化・ネットワーク化への対応」「中小企業の人材育成と雇用の確保」「まちづくり・観光・ものづくり等地域資源を活かした地域活性化への取り組み支援の強化」「地域・中小企業における地球温暖化対策の推進」「新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化施策の積極的な提言」を重点項目として活動した。

### (2) 対処すべき課題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北から関東にわたる広い範囲に、甚大な被害をもたらした。特に東北地方を中心とした太平洋側の沿岸部は、強い揺れや巨大な津波により壊滅的な打撃を受けた。多くの国民の生命・財産が失われ、地域経済と雇用を支える中小企業をはじめ事業者も多大な被害を蒙った。さらには、原子力発電所の事故により近隣地域は数多くの住民が避難生活を余儀なくされるとともに、輸出相手国による日本製品の受け入れ拒否など風評被害に見舞われた。

今回の震災は、強い地震と津波、これらを原因とする原子力発電所の事故が同時に発生しており、日本がこれまでに経験したことのない三重苦の災害と言え、日本はこれまでに発生した震災とは全く異なる対応を迫られている。

こうした実情を踏まえ、日本商工会議所は全国の商工会議所と連携し、東日本大震災により傷ついた日本経済を再生させるため、被災地域、被災企業の早期復旧・復興支援に全力で取り組むとともに、震災からの復興を景気回復へとつなげ、わが国経済の力強い成長に貢献していく。

一方、商工会議所早期景気観測（LOBO）調査をみても、震災の直接的な影響に加え、原子力発電所事故がもたらした電力不足による生産への影響、消費・輸出の低迷、原材料・食料価格の高止まりや円高が企業経営に悪影響を及ぼしている。

また、従来からわが国が抱える課題である、経済のさらなるグローバル化や本格的な少子・高齢化社会の到来などの構造変化に対応し、元気な日本経済を復活させるため、復旧・復興のための政府補正予算の早期成立・執行に加え、昨年6月に政府が策定した「新成長戦略」の具体化に、官民一体でスピード感を持って取り組み、その効果を、わが国経済を支える地域や中小企業の隅々にまで浸透させていくことが求められている。

日本商工会議所は、20年7月に策定した商工会議所中期行動計画、「勇気ある挑戦～イノベーションによる中小企業と地域の再生を目指して～」に基づき、20年度から22年度までの3年間、「個が光るイノベーション」をスローガンに、中小企業の振興および地域経済の活性化に取り組んできた。同計画の

実施状況を検証・評価したところ、概ね所期の目的を達成できたものの、中小企業の国際化や生産性の向上支援を強化することや、今後の成長分野である観光振興、農商工連携などの取り組みをより深化させること、会員・補助金減少への対応等組織・財政・運営基盤の強化、新時代の活動理念の模索などが今後の課題として残された。これらの日本、そして商工会議所が抱えている諸課題を解決し、地域主導の日本経済の再生、および商工会議所の機能強化を促進する必要がある。

このような認識に立ち、「連携」による「イノベーション」をスローガンに、東日本大震災からの復興、および日本経済復活の礎を築くため、わが国経済社会や商工会議所を取り巻く環境変化に対応し、今後3年間に日本商工会議所と各地商工会議所が重点的に取り組むテーマを「第28期行動計画」（計画実施期間：23年度—25年度）としてとりまとめ、新たな活動をスタートする。

具体的には、「現場主義の徹底」「時代の潮流・構造変化に対峙する勇氣あるイノベーションの推進」「商工会議所自身のイノベーションによる変革」を第28期の新たな運営の基本方針とし、「商工会議所ネットワークを活用した東日本大震災被災地の復旧・復興支援」「現場に立脚した政策提言活動による景気回復と経済成長の実現」「グローバル化への対応と生産性向上への支援」「中小企業の成長力強化と人材育成・確保支援」「活力あふれる地域社会創造への取り組み支援」「環境と経済の両立を踏まえた地球環境問題への対応」を重点テーマと位置づけ、自らも「商工会議所イノベーション」による組織・財政・運営基盤の強化に取り組む。そして、日本商工会議所と各地商工会議所との強固なネットワークを基盤に、当面の最大の課題である早期景気回復と、新成長戦略の具体化を働きかけ、震災からの再生、元氣ある中小企業の創造と、活力ある地域づくりなどに向けて、総力をあげて取り組む。

23年度はその第1歩として、日本商工会議所と各地商工会議所が連携して、「企業・市民・地域社会にあまねく開かれた商工会議所」「役に立ち、信頼される商工会議所」を目指し、下記の諸事業を強力に推進する。

#### ○平成23年度事業活動項目

##### 〔緊急テーマ〕

商工会議所ネットワークを活用した東日本大震災被災地の復旧・復興支援

##### 〔重点テーマ〕

1. 現場に立脚した政策提言活動による景気回復と経済成長の実現
2. グローバル化への対応と生産性向上への支援
3. 中小企業の成長力強化と人材育成・確保支援
4. 活力あふれる地域社会創造への取り組み支援
5. 環境と経済の両立を踏まえた地球環境問題への対応
6. 「商工会議所イノベーション」による組織・財政・運営基盤の強化

## Ⅲ 関係団体等

### 1. (財)全国商工会議所共済会

会 長 中村 利雄 (当所専務理事) 専務理事 宮城 勉 (当所常務理事)  
事 務 局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCUビル6階 TEL (03)3518-0181  
職 員 数 2名 基本財産 700万円 (当所出捐額 50万円)

#### (1) 退職年金共済制度 (昭和 38 年 9 月実施)

- ① 本共済制度については、キャッシュバランス型 (給付が予め定められた指標利率=10年国債5年平均利回り=に連動する) の枠組みにより、前年度に引き続き「予定利率 1.5%」「指標利率 (上限) 1.2%」「掛金率 68% (1000 分の 68)」で運営された。
- ② 年金資産の運用については、バランス型 (国内債券・国内株式・外国債券・外国株式の伝統4資産で構成)、かつ低リスクを基本方針とし、信託銀行と投資顧問会社に委託している。本年度は、5月のギリシャに端を発した欧州財政危機により金融市場 (マーケット) は大幅に悪化したものの、世界経済は米国金融危機後の最悪期を脱し、景気回復期待の高まりを背景に内外株式相場とも堅調に推移した。ところが、年度末に発生した東日本大震災により国内株式相場が大きく下落することとなり、それまでの大幅な円高基調の為替相場も影響して、4資産全体としては予定利率を下回る実績となった。  
また、年金資産運用の一環として、「年金資産運用評価・検討会議」を開催して運用委託先機関のヒアリングを実施し、運用実績の評価、運用方針、次年度運用計画等についてのチェックを行い、理事会・年金委員会における審議の効率化を図った。
- ③ 本制度の新規加入者は 149 名、退職者は 244 名で、本年度末現在の加入商工会議所等は 203 カ所 3,456 名となった。本年度末基金現在高 (時価総額) は、160 億 2 百万円となった。
- ④ 年金基金からの退職一時金給付は、本年度給付ベースで 218 名 (うち、年金受給資格者で一時金とした者 109 名) に対して 14 億 76 百万円であった。年金給付は 523 名 (退職年金 505 名・遺族年金 18 名) に対して 4 億 9 千万円であった。
- ⑤ 3月に発生した東日本大震災により被災した商工会議所を支援するため、新たに「掛金の中断に関する特例」を規定し、申請に基づき掛金の納付を当分の間、中断できるよう整備した。

#### (2) 保健・福利厚生に関する事業

- ① 労働災害保障特約付福祉団体定期保険 (昭和 48 年 4 月実施) の加入商工会議所は 253 カ所 4,517 名、死亡・高度障害保険金給付額は 3 件 900 万円で、掛金額の 52.0%が契約者配当金として還付された。
- ② 災害保障特約付福祉団体定期保険 (昭和 42 年 8 月実施) の加入商工会議所は 369 カ所 3,896 名、入院・死亡・災害保険金給付額は 9 件 1,219 万円で、掛金額の 57.2% (本人・配偶者加入) が契約者配当金として還付された。
- ③ 総合傷害補償制度 (昭和 55 年 1 月実施) には傷害保険と所得補償保険があり、傷害保険のオプションとして、「携行品損害補償」と「住宅内生活用動産損害補償」も付加されている。所得補償保険については、従来の最長 2 年間補償する保険に加え、平成 23 年 1 月から新たに長期補償型の保険の提供を開始した。なお、傷害保険の加入商工会議所は 92 カ所 714 名、支払保険金は 34 件 115 万円。所得補償保険 (短

期型・長期型)の加入商工会議所は18カ所33名、支払保険金は0件0円であった。

- ④ 成人病特約付医療保険(無配当保険)(平成4年8月実施)には保険期間によって80歳型(定期医療保険)と終身Ⅱ型(終身医療保険)があり、80歳型の加入商工会議所は177カ所475名、支払保険金は58件817万円であった。また、終身Ⅱ型の加入商工会議所は35カ所44名、支払保険金は5件47万円であった。なお、終身Ⅱ型については、既加入者の契約は継続するものの、加入者数の減少等から、平成22年6月をもって新規契約の販売を終了することとなった。
- ⑤ 休業補償プラン(平成11年9月実施)の加入商工会議所は16カ所52名、給付は2件57万円であった。
- ⑥ 3月に発生した東日本大震災により被災した商工会議所を支援するため、加入者が被災により保険料の払込みが困難な場合、保険料の払込みを最長6カ月間猶予できる引受保険会社の特別措置等の周知を図った。
- ⑦ 福利厚生施設(宿泊施設)については、「豊友倶楽部メンテルス大塚・巣鴨」と法人会員契約し、各地商工会議所役職員212名の利用に供した。また、「マロウドイン赤坂」「シーサイドホテル芝弥生会館」に加え、新たに平成22年10月から「お茶の水ホテルジュラク」「ホテルヴィンテージ新宿」と契約し、各地商工会議所役職員の利用に供した。

### (3) その他

本共済会のホームページにより情報公開を行うとともに、教養の向上に関する事業の一環としてFP(ファイナンシャル・プランナー)による身近な生活設計に関するアドバイスや経済・景気情報等の提供を行った(アドレス <http://www.cin.or.jp/kyosaitop/>)。また、平成25年4月1日に一般財団法人へ移行することを旨として諸準備を進めていくこととし、新公益法人制度に関する諸情報の収集等を行った。

### (4) 債権・債務状況

当所と本共済会との間に記載すべき債権・債務関係はない。

## 2. 日本珠算連盟

理事長 森田 悦男

事務局 東京都千代田区内神田1-17-9 TCUビル6階

TEL (03)3518-0188 (代) FAX (03)3518-0189

事務局員数 4名

### (1) 組織

連盟会員 260 団体、その会員は 4,160 名、特別会員 8 団体、正会員 40 団体、賛助会員 22 社  
役員は、理事長 1 名、副理事長 4 名、専務理事 1 名、ブロック主席理事 3 名、常任理事 5 名、理事 36 名、  
監事 3 名、職員 3 名

### (2) 事業概況

#### ① 検定試験（受験者数）

○珠算能力検定試験（1級-3級 1,234カ所 131,247名）

<日商からの事務委託>

○珠算能力検定試験（4級-6級 1,515カ所 51,018名）

<日商からの事務委託>

○珠算能力検定試験（7級-10級 1,224カ所 32,540名）

○暗算検定試験（1級-6級 1,298カ所 65,791名）

○暗算検定試験（7級-10級 591カ所 4,685名）

○段位認定試験（準初段-十段 607カ所 16,135名）

○読上算検定試験（1級-6級 53カ所 2,691名）

○読上暗算検定試験（1級-6級 48カ所 2,077名）

#### ② 競技大会等

○十八代珠算名人位決定戦

参加選手 148名（7/18 於：茨城県つくば市「つくば国際会議場」）

○2010年全国あんざんコンクール 133団体 16,607名

○2010年全国そろばんコンクール 150団体 19,749名

○各地珠算競技大会の支援・後援 158カ所、賞状 665枚、メダル 740個

#### ③ 珠算指導者講習会

<基礎> 3カ所 168名 <低学年> 3カ所 320名 <応用> 5カ所 381名

<暗算> 3カ所 240名 計 14カ所 1,109名

#### ④ 研修会等

○珠算セミナー 参加者 97名（9/5 於：岡山県倉敷市「岡山商工会議所」）

○珠算セミナー 参加者 92名（23年1/16 於：静岡県浜松市「浜松商工会議所」）

○珠算研究・実践発表会 参加者 125名（8/29 於：東京都千代田区「日本教育会館」）

#### ⑤ 珠算指導者養成講習会 参加者 28名（8/9~11 於：東京都港区「チサンホテル浜松町」）

#### ⑥ 優良生徒表彰 139団体／賞状 4,274枚、メダル 1,658個

#### ⑦ PRチラシ（第31号）38万枚

⑧ そろばんPRリーフレット 2万2千部

⑨ 刊行物 『日本珠算』(年6回発行) 第618号～第623号

### 3. 国際珠算協会日本国内委員会

会 長 中村 利雄（当所専務理事）

事 務 局 東京都港区芝大門1丁目1番30号 芝NBFタワー地下1階  
日本商工会議所事業部内

国際珠算協会は、1961年（昭和36年）11月、日本、韓国、台湾の3カ国の商工会議所、珠算関係団体を構成機関として設立され、各国にはそれぞれ「国内委員会」が設置された。

日本国内委員会においては、珠算振興の一環として、日本商工会議所会頭および国際珠算協会日本国内委員会会長名による「珠算技能国際認定証」を交付している。

#### ○珠算技能国際認定証の交付

珠算能力検定試験の1級～3級の合格者のうち、希望者に対し、日本商工会議所会頭および国際珠算協会日本国内委員会会長名による英文の「珠算技能国際認定証」を交付している。22年度は、1級～3級までの合計で1,036名に交付した。

#### （備考） 国際珠算競技大会

国際珠算競技大会は、1961年（昭和36年）から日本、韓国、台湾の3カ国持ち回りで開催（1964年（昭和39年）までは毎年、以降隔年で開催）していたが、第23回大会（2001年（平成13年）8月に神戸市で開催）以降、当面の間、開催を見送ることとした。これは、各国の珠算界を取り巻く環境が厳しくなっており、特に韓国では2001年から珠算検定を廃止したことや本大会に出場できる選手がいないことから、従来の名称や実施方法のままであれば参加することは不可能であると表明しているため。

## 4. (社)日本販売士協会

会 長 大島 博

事 務 局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCUビル6階 TEL (03)3518-0191

### (1) 会員の状況

正会員 28 団体、特別会員 105 団体、賛助会員（登録講師）724 名

### (2) 事業の概要

#### 1. 販売士制度の普及および振興

一般向けをはじめ、小売店、販売士検定試験受験希望者、資格取得者向けに次のようなPR事業を実施したほか、販売士制度表彰の第4回表彰式を実施した。

①販売士検定試験リーフレット「小売業で即戦力となる知識を修得できる！」の作成・配布（15,000部）

②“販売士のいる優良店”標登録制度の推進

③優れた販売士、販売士制度に積極的に取り組んでいる企業等に対する表彰制度の推進

・団体・法人表彰の部 1社 ・個人表彰の部 1名

④通信教育講座の開講

・2級更新 3,208名 ・3級更新 3,524名 ・2級養成 155名 ・3級養成 109名

#### 2. 各地販売士協会等との連携事業および活動強化のための支援

①流通・接客セミナーの開催支援

流通業の新しい動向や販売促進のための接客のあり方等をテーマにした各地販売士協会主催の「流通・接客セミナー」を支援した。（計11回）

②各地販売士協会事業への後援

③販売士養成講習会および販売士資格更新講習会の開催に対する助成（計34カ所）

#### 3. 講習会等講師の養成と視察研修事業

①講師登録研修会の開催

「平成22年度販売士養成講習会等講師登録研修会」を平成22年8月5日（木）・6日（金）、東京・品川区の日精ホールにおいて開催し、全国各地から1級販売士をはじめとする70名が参加した。

②登録講師研修会の開催

当協会登録講師（賛助会員）の資質の向上と相互交流を図るため、平成22年8月12日（木）、大阪・中央区のシティプラザ大阪において「登録講師向け2・3級販売士育成講習会」を開催し、16名が参加した。また、平成23年3月11日（金）、東京・品川区の日精ホールにおいて「第32回登録講師研修会」を開催し、45名が参加した。

③最新商業施設等視察会の実施

当協会と日本小売業協会との共催により、平成22年7月29日（木）につくばEX沿線地域（30名参加）、平成23年2月25日（金）に沖縄県那覇地域（20名参加）を対象に視察会を実施した。

#### 4. 人材育成事業等の実施

小売・流通業における優秀な人材の育成、確保を図るため、販売士講座担当教員向け販売士育成講習会を平成22年8月6日（金）に東京・品川区の日精ホールにおいて開催し、9名が参加した。



## 5. 広報活動

当協会会員をはじめとする全国の販売士資格取得者に対する情報提供とともに、広く社会に販売士制度を周知させるため、ホームページやメールマガジンによる情報発信、会報「販売士」の発行などの広報活動を行った。

## 5. 全国観光土産品連盟

会 長 細田安兵衛（東京ブランドみやげ品協会会長）  
副会長 宮城 勉（当所常務理事） 他 10 名  
事務局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCUビル6階  
TEL (03)3518-0193～4  
職員数 2名

### (1) 第 51 回全国推奨観光土産品審査会の実施

日本商工会議所と共催で 12 月 10 日、東商ビル国際会議場で開催。全国各地から応募の観光土産品の中から公正表示、郷土色、食品衛生、品質、デザイン等の審査基準に基づいて審査し、全国推奨観光土産品を選定した。この中から特に優れたものに大臣賞、日商会頭賞などの各賞を授与した。出品点数は 47 都道府県の 674 社より 1,447 点（菓子 517 点、食品 760 点、民芸品 170 点）。入賞品の表彰式は 23 年 2 月 10 日、東商スカイルームで開催した。

＜大臣賞入賞作品＞

菓子の部＜厚生労働大臣賞＞うす皮だだちゃ豆饅頭 9 個入、食品の部＜農林水産大臣賞＞ちよっぴりセット、民芸の部＜国土交通大臣賞＞ブックカバー、工芸の部＜経済産業大臣賞＞古町芸妓の灯り（愛）3 本入。他に日商会頭、全観連会長、全国連会長、日観協会長、全振連理事長、日専連理事長、日本商店連盟会長の各賞と日商会頭並びに全観連会長努力賞が各部門ごとに授与された。

### (2) 展示会等の開催・斡旋

「旅フェア 2010」への参加

5 月 28 日～30 日に旅フェア実行委員会（(社)日本観光協会）主催の「旅フェア 2010」が千葉県・幕張メッセで開催され、第 50 回審査会入賞品を展示 PR した。

### (3) 補助対象セミナーの開催

全国観光土産品公正取引協議会共催により観光土産品等事業者セミナーを開催。① 6 月 29 日、香川県高松市・高松商工会議所会館にて開催、講演テーマ 1. 「食品企業におけるコンプライアンス（法令遵守）について」（農林水産省中国四国農政局香川農政事務所消費・安全部表示・規格課課長補佐 竹笠浩一氏）。2. 「これで安心！ JAS 法に基づく食品表示講座」（農林水産省中国四国農政局香川農政事務所消費・安全部表示・規格課業務管理第二係長 山本学氏）。② 9 月 1 日、静岡県静岡市・静岡商工会議所にて開催、講演テーマ「モンスタークレーマーといかに向き合うか」（クレーム対応コンサルタント 川合健三氏）。③ 10 月 26 日、福岡県福岡市・ソラリア西鉄ホテルにて開催、講演テーマ「米トレーサビリティ制度について」（福岡農政事務所食糧部計画課表示・規格指導官 黒岩俊彦氏）。④ 11 月 12 日、宮城県仙台市・ホテルコムズ仙台にて開催、講演テーマ「商品開発における地域活性化について」（株式会社ブランド総合研究所社長 田中章雄氏）。⑤ 11 月 12 日、栃木県宇都宮市・マロニエプラザにて開催、講演テーマ「加工食品の表示について」（栃木県県民生活部くらし安全安心課主査 福田史明氏）。⑥ 2 月 2 日、宮城県仙台市・仙台商工会議所にて開催、講演テーマ「E マークを付けて商品力 UP！すぐ役立つ「宮城県認証食品」（宮城県農林水産部食産業振興課）。⑦ 2 月 25 日、沖縄県那覇市・那覇商工会議所にて開催、講演テーマ「企業が備えなければならない 3 つの強化策とは・・・」（株式会社電通パブリックリレーションズコミュニケーションデザイン局イシュー・リスクマネージャー部部長 阪井完二氏）。

(4) 第 21 回全国観光土産品連盟会長表彰

高知県安芸市尾川甲 216 小松柚粹園 代表 小松 悟 氏

(5) 広 報

「観光土産品ニュース」第 52、53 号を刊行。全国推奨シールの作成・頒布。第 51 回全国推奨観光土産品名簿を作成・配布するとともにホームページ、会議所ニュース等で全国推奨品を紹介した。

## 6. 全国観光土産品公正取引協議会

会 長 細田 安兵衛（東京ブランドみやげ品公正取引協議会会長）

副 会 長 川合富山県協議会会長 他 9名

事 務 局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCUビル6階

T E L (03) 3518-0193～4

### (1) 公正競争規約の遵守励行と周知徹底

地方・地区協議会の認定審査会、試買検査会等の実施を奨励し、規約の遵守励行を呼びかけると同時に違反商品については改善するよう指導した。また、地方・地区協議会に新認定マークの作成を呼びかけ、その普及・促進に努めた。一方、消費者センターや一般消費者から寄せられた苦情を処理するとともに規約の解釈等についての質問に対応した。

### (2) 審査会等の実施

地方・地区協議会では認定審査会、試買検査会を実施し、公正競争規約に基づき必要表示事項、過大包装、特定事項の表示基準などについて審査している。本協議会では、認定審査会で合格した商品に認定証を交付しているが、22年度認定数は26協議会2,352点であった。

### (3) 第45回全国大会（茨城大会）の開催

本協議会主催・茨城協議会の主管で10月7日～8日の2日間、茨城県水戸市・水戸プラザホテルで開催。参加者111名。第一部 記念式典、第二部 講演として消費者問題への取組みと公正取引協議会の果たすべき役割（社団法人 全国公正取引協議会連合会副会長 糸田省吾氏）。続いて、特別講演として水戸徳川家の系譜（財団法人 水府明徳会会長 徳川 斉正）を聴取した。

### (4) 補助対象セミナーの開催

全国観光土産品連盟共催により観光土産品等事業者セミナーを開催。

全国観光土産品連盟（3）補助対象セミナーの開催の項参照。

### (5) 表 彰

全国協議会表彰規程に基づく22年度の表彰。

<永年勤続者 会員の部 5名>

### (6) 広 報

「会報」第69号、第70号を発行するとともに、ホームページにて協議会事業、観光土産品公正競争規約の内容などを紹介した。

## 7. (財)伊勢神宮式年遷宮奉賛会

会 長 岡村 正 (当所会頭)

事務局 東京商工会議所ビル3階 TEL (03) 3283-7048

### (1) 概 要

平成18年度からスタートした募金活動は5年目を迎えた。本年度の目標額は24億円という大きな額であったが、募金活動が全国的に展開され、本年度の目標額を上回ることが出来た。平成18年4月に、奉賛会が設立され、ご遷宮に要する経費550億円のうち、220億円の募金をお引き受けし、中央募金ならびに地区募金として募財活動を展開して来た。この間、わが国を取り巻く内外の情勢は厳しく、募財環境が懸念されたが、募金の趣旨をお汲み取り頂き、企業・団体・一般家庭などから広く浄財が寄せられ、本年度をもって当初の目標額220億円を達成し、募財事業を終了することが出来た。

平成25年10月の式年遷宮に向けて諸準備も順調に進捗している。平成20年4月に両正宮において鎮地祭が執り行われ、新御敷地でご造営工事も始まり、平成21年11月には内宮入口に架かる宇治橋の架け替え工事が完了し、宇治橋渡始式が行われた。平成24年3月の立柱祭、上棟祭を経て、平成25年を迎える。

### (2) 募金活動

募金総額220億円のうち、75億円は業界団体等を中心に実施する中央募金で、145億円は47都道府県の地区本部を通じて実施する地区募金で調達することになっており、本年度の募金目標額は中央募金14億円、地区募金10億円の合計24億円であった。中央募金については、前年度同様、業界団体に加え、主要企業に対する募財活動を積極的に展開した。一方、地区募金については、全国47都道府県に設置された地区本部の組織を通じて全国各地において、募金活動が広範囲に展開された。奉賛金実績は中央募金が1,183,965,400円、地区募金が3,948,480,629円の合計5,132,446,029円となった。

### (3) 広報活動

前年度に引き続き、『日本の源郷 伊勢神宮』『伊勢神宮式年遷宮 Q&A』等の各種資料を通じて、ご遷宮の文化的意義についてご理解を得るための広報活動を積極的に展開した。更には、伊勢神宮式年遷宮広報本部(本部長：田中恆清氏)との緊密な連携の下、同本部が主催した「伊勢神宮展」(於：東京・鹿児島)、「式年遷宮について語る夕べ」(於：東京)ならびに「伊勢神宮式年遷宮写真パネル展」(於：加賀・尼崎・福岡)等に積極的に協賛協力するなど、式年遷宮の意義や重要性に関する周知・広報活動を実施した。

### (4) 免税措置

平成19年2月23日に告示があった、「第62回神宮式年遷宮の費用」に充てるための寄附金の指定寄附については、これまで、3回更新し、募財活動を展開して来たが、4年目の指定寄附期間内(平成22年2月23日～平成23年2月22日)に、当初の募金目標額を達成出来たことに伴って、平成23年2月22日をもって終了した。

## 8. (財)日本産業協会

会 長	歌田 勝弘 (味の素㈱特別顧問)				
理 事	11 名	監 事	2 名	評 議 員	12 名
事 務 局	東京都千代田区内神田 2-11-1 島田ビル 3 階			T E L	(03) 3256-7731
職 員 数	32 名 (非常勤嘱託を含む)		基本財産	5 億 2,741 万 994 円	

当協会は、大正 10 年 3 月にその前身である (社) 博覧会協会と (財) 国産奨励会の合併により発足し、第二次大戦後は社会情勢の変化に伴い活動を停止していたが、昭和 55 年 10 月に通商産業大臣 (当時) の事業認定を得て、「消費生活アドバイザー資格」の試験実施団体として活動を再開した。現在は、特定商取引に関する法律第 61 条の「特定商取引適正化事業」を実施する指定法人 (内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省および国土交通省の 5 府省共同指定) となっており、消費生活アドバイザー試験の実施をはじめ申出制度の普及・相談業務などの事業を行っている。なお、消費生活アドバイザー資格は、平成 21 年 9 月の消費者庁の発足に伴い、消費生活アドバイザー資格は、内閣総理大臣および経済産業大臣の事業認定資格となるとともに、消費者安全法の制定・施行により、地方自治体の消費生活センターで消費者相談などに従事する者の資格の一つに指定された。

(1) 消費生活アドバイザー制度は、「消費者と企業・行政のかけ橋」として、消費者の意向を企業経営に反映させるとともに、消費者からの苦情相談などに対して迅速かつ適切なアドバイスができる人材を消費生活アドバイザーとして認定し、企業における消費者対応の適正化や消費者志向経営の一層の促進に役立てようとするものである。本資格試験 (第 1 次試験：択一試験、第 2 次試験：面接試験・論文試験) は、日本商工会議所および札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・那覇の各商工会議所の後援・協力を得て実施している (仙台・広島・高松・那覇〈隔年実施〉は第 1 次試験のみ実施)。平成 22 年度試験の概況は、次のとおりである。

- ① 受験申請者総数は 2,587 人で、前年度の 2,741 人に対し 5.6% (154 人) の減少 (第 1 次試験の受験申請者数は 2,369 人で、対前年度比 43 人の減少) となった。
- ② 合格者数 474 人の内訳は、男性 220 人、女性 254 人で、平成 17 年度以来 5 年振りに女性の比率が男性を上回り、53.6%となった。年齢別構成では、30 歳未満 40 人、30 歳代 132 人、40 歳代 182 人、50 歳代以上 107 人となっている。合格者の平均年齢は 43.8 歳で、対前年度比で 0.8 歳上回った。職業別構成では、有職者が 391 人で 82.5%を占め、無職者は 74 人で 15.6%となり、無職者の比率が若干増加した。また、業種別では、製造業 (21.9%) が最も多く、以下金融・保険業 (17.5%)、運輸・通信業 (11.4%)、国・地方公共団体 (11.0%)、サービス業 (6.1%)、卸・小売業 (5.7%) などとなっている。なお、今回の学生合格者は、9 人であった。
- ③ 合格者のうち、称号付与申請のあった 455 人 (前年度および前々年度合格者を含む) に対しては平成 23 年 4 月 1 日付けで消費生活アドバイザーの称号を付与し、これにより本制度創設以来の消費生活アドバイザー資格取得者の累計は、13,295 人 (男性 5,125 人、女性 8,170 人) となった。

(2) 消費生活アドバイザー資格保有者が更新の要件として受講する更新研修のうち、受講者の利便性を高めるため、従来の集合講座 (6 都市で開催) に加えて、平成 19 年度から新たに導入した e ラーニング講座は、

学習コンテンツなど質的向上を図り、昨年度に続き4講座で実施した。また、受講者数は、集合講座で延べ6,696人、eラーニング講座で延べ2,464人の計9,160人であった。

なお、平成23年3月11日に東日本大震災が発生したが、当協会では、例年3月末にすべての資格保有者に郵送している次年度の更新研修の受講案内で、①仙台会場(6/11)の実施については1カ月前に最終決定する、②被災された資格保有者で受講困難な者については「期間の猶予」を適用する旨を通知した。

(3) 消費者啓発・教育および消費生活アドバイザー試験の受験者支援の一環として通信講座を開講しているが、本年度新規受講者数は2,568人(講座開講以来の累計は150,897人)であった。なお、本講座で使用するテキストは毎年度、法令改正や経済・社会状況の変化に合わせ、記述内容の改訂を行っているが、平成23年度版の編集・制作においては、例年のマイナー改訂を行った。

(4) 昨年度に引き続き、情報化の進展に伴い社会問題化している様々な消費者問題に対応するための「電子商取引モニタリング事業」および、特定商取引に関する法律に基づく指定法人としての責務を果たすための「特定商取引適正化事業」をそれぞれ受託し、これを実施した。

「電子商取引モニタリング事業」では、当協会内に設置した「電子商取引モニタリングセンター」において、インターネット通信販売・テレビ通信販売・迷惑メールに係る広告・表示やインターネットオークションにおける法令遵守状況などに関する調査を行い、その結果を消費者庁に報告した。また、「特定商取引適正化事業」は、特定商取引に関する法律に基づく主務大臣に対する申出制度の一層の活用を図り、これにより特定商取引の適正化に資することを目的とするもので、申出に関する指導・助言、啓発パンフレットの作成などを行った。

(5) 賛助会員を主な対象として、社会的関心が高まっている、企業における消費者対応の適正化や消費者志向経営の促進、消費生活アドバイザーの活用促進などに資するための交流会を開催した。また、各種事業活動を効果的、効率的に推進するため、事務局体制の整備を図ったほか、新公益法人制度への円滑な移行に向けて、移行形態や移行スケジュールなどについて検討を行った。

(6) 消費生活アドバイザー制度の普及・促進を図るため、広報誌「あどばいざあ」(季刊)の刊行や経済産業省中小企業庁によるネットマガジン配信のほか、新聞、雑誌などを活用して全国的にPR活動を展開した。加えて、リーフレットを作成・配布し、経済産業省本省・地方経済産業局、日本商工会議所・各地商工会議所、各地の消費生活センター、大学などの関係諸機関に対して周知活動を行うとともに、試験地の主要書店などで配布し、制度のPRに努めた。また、(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会に制度の普及事業を委託し、各地で説明会などを開いた。さらに、ホームページの改善を行い、情報提供の強化・充実を図った。なお、試験結果については、日本経済新聞社の協力を得て、同紙の各地域面に合格者氏名を掲載したほか、共同通信社を通じて加盟各社に合格者氏名を配信した。

(7) 消費生活アドバイザー制度が本年度、制度創設満30年を迎えたことから、この大きな節目にあたり、これまでの制度の変遷を整理・確認し、制度の活性化や将来展望への足掛かりを得るとともに、併せて制度の今後一層の普及を通じて、企業における消費者対応の適正化や消費者志向経営の一層の促進などに寄与することを目的に、記念シンポジウムの開催、記念誌の発行などの記念事業を実施した。

## 9. (財)日本産業デザイン振興会

会 長 岡林 正 (当所会頭)

事務局 東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウン・タワー5階 TEL (03)6743-3772

職員数 14名 基金財産 9億9,000万円 (内基本財産4億4,000万円)

### (1) Gマーク事業

22年度のグッドデザイン賞事業は、国内外の企業・団体等から3,136件の応募を受付けた。1次審査および2次審査を4カ月間かけて厳正に行い、1,110件(640社)のグッドデザイン賞を選出した。受賞対象のなかから、特に優れたものに贈るグッドデザイン大賞1件をはじめとし、グッドデザイン特別賞34件、ロングライフデザイン賞に40件が選出された。また、前年度より開始した「近未来の生活を示唆するデザイン」を評価するフロンティアデザイン賞は8件が選出された。8月下旬に東京ビックサイトで行った2次審査会場を一般に公開するデザインフェア「グッドデザイン・エキスポ」を開催し約4.4万人の来場者を集めたほか、受賞対象を掲載した年鑑の刊行、期間限定ではあるがグッドデザイン賞受賞商品を展示販売するショップを東京ミッドタウン・ガレリアにオープンする等々、様々な振興活動を展開した。

### (2) 東京ミッドタウン デザイン・ハブの展開

関係機関とともに設立した「東京ミッドタウン・デザイン・ハブ」において、次の事業を展開した。

- ①展示事業…展示スペース(約450平方メートル)では様々な領域にわたるデザイン情報の受発信基地としての役割を果たすべく、テーマを設けた企画展を延べ13回開催した。
- ②人材育成事業…海外の優秀な教育研究機関と国内大学の参加によって、産学連携による新しいデザイン開発をテーマとした人材育成を図るための施設(インターナショナル・デザイン・リエゾンセンター)を設けており、国際シンポジウムをはじめ、セミナー等を合わせて12回開催した。

### (3) 国際デザイン交流事業

12月には香港にて毎年行われているBODW(ビジネス・オブ・デザインウィーク)に「パートナー国・日本」として参加した。また、タイ王国商務省が主催するDE(デザイン・エクセレンス)賞との提携、台湾デザインセンターをはじめとするアジアのデザイン振興機関と振興プログラムの相互協力の実施等、近隣地域へのデザイン振興拡大を図った。

ICSID(国際インダストリアルデザイン団体協議会)・Icograda(国際グラフィックデザイン団体協議会)をはじめとする海外デザイン関係機関との情報交流を行い、連携拡大に貢献した。

### (4) 「デザイン月間」推進事業

10月をデザイン月間とし、全国の地方自治体、経済団体、デザイン団体等で実施する事業を「デザイン月間」記念事業として登録し、支援した。



## 10. 一般社団法人 日本商事仲裁協会

理事長 山本幸助

事務局 東京都千代田区神田錦町3-17 廣瀬ビル3階 TEL (03)5280-5200

職員数 14名

### (1) 商事紛争に関する仲裁・調停・斡旋

#### ① 仲裁

1) 仲裁事件：平成22年度に取扱った件数は、継続的売買・物品販売・建設請負・ライセンス契約等に関する紛争について、新規申立て25件、前年度からの継続23件の合計48件であった。

その内16件については仲裁判断が出され、2件は取下げにより終了した。この結果、平成23年度への継続事件は30件となった。なお、新規申立て25件は、当協会が設立されて以来、過去最も多かった21件（平成16年度）を上回る最多件数となった。

2) 協力協定の締結：ブルガリア商工会議所と本協会は、2011年1月24日に、ADR推進のために両機関が相互に協力することを約した協力協定を締結した。これにより、1961年6月7日に同会議所と締結した貿易仲裁協定を廃止した。（本協会が外国のADR機関と締結した協力協定の累計は46のままで変動はない）

#### ② 調停

1) 国内商事調停規則に基づく調停：本年度に申立のあった調停事件は、1件であった。

2) 国際商事調停規則に基づく調停：本年度に申立のあった国際調停事件は2件で、1件は不応諾により終了し、平成23年度への継続事件は1件となった。

#### ③ 斡旋

本年度受理した事件は、1件であった。

### (2) 商事紛争に関する相談事業

① 一般相談：相談・問合わせのうち、国際取引契約や紛争に関するものは349件であり、国内商事紛争に関するものは17件であった。

② 法律相談：涉外弁護士による無料法律相談は、東京・大阪および名古屋の各事務所で開催し、その相談件数は合計48件であった。また、東京および大阪の2事務所において毎月開催している中国相談の件数は合計で40件であった。

### (3) 調査研究および普及活動

#### ① 調査研究等

国内外の商事仲裁および国際取引に関する図書・文献・資料等を収集し、会員等の閲覧に供するなど有効活用を行った。また、名古屋事務所では、「国際取引研究会」を6回開催、国際裁判管轄権や国際商事仲裁の現状と課題等をテーマに、メンバー相互による調査・研究を行った。

#### ② 普及活動

1) 国際商事仲裁・調停推進事業：協会単独ならびに他機関と共催により、国際商事仲裁・調停制度の普及と当協会利用促進を図るため、講演会・シンポジウム形式による各種セミナーを開催した。また、

各地商工会議所をはじめ関係機関に対する仲裁・調整制度の普及に向けて説明機会を求めるとともに、説明会等への講師派遣の要請に積極的に応じた。

- 2) 国内ADR推進事業：ADRに関する概要を広くPRするため関連パンフレット等の送付を各地商工会議所や関係団体などの要請に応じて行ったほか、東京商工会議所中小企業相談センターにおいて調停に関する法律相談を11回開催した。また、平成16年度より3年にわたり経済産業省から委託を受け作成した「調停人養成教材（基礎編・中級編・法的知識編）」を引続きホームページに掲載し、普及に努めた。
- 3) 広報活動：月刊機関誌「JCAジャーナル」・英文広報紙「JCAA Newsletter 第24号・25号」の発行のほか、ホームページを刷新し、仲裁・ADRなど本協会の諸事業の広報普及活動を実施した。
- 4) 講習会等の開催：東京・名古屋・大阪・神戸の各都市で、仲裁・取引契約・その他各国地域の仲裁事情等をテーマに計19回のセミナー・講習会を開催し、仲裁・調停制度の普及活動を行うとともに国際契約等に関する各種情報提供を行った。

#### (4) カルネ事業

日本商工会議所の委託を受け発給しているカルネ（免税扱一時輸入通関手帳）の発給件数は、平成20年のリーマンショックに端を発した世界的な金融危機における景気後退の影響も受け、平成21年度は、低調な水準となったが、平成22年度は、上海万博（5月～10月）、サッカー・ワールドカップ（6月～7月）などの国際的な大規模イベントにより、人的・物的な動きがあったことなどから、対前年度比で約12%増（797件増）の7,363件であった。また、日本発給のATAカルネ通用国・地域は、モルドバ（7月）、マカオ（11月）が新たに加わり68に拡大した。

なお、カルネ事業の普及推進のため、「JCAジャーナル」誌にカルネの広告を毎号掲載するとともに、日本商工会議所発行「会議所ニュース」「石垣」にカルネ広告をそれぞれ11回および2回掲載したほか、東京商工会議所渋谷支部発行「東商しぶや通信」Vol.41にカルネの広告を掲載した。

## 11. (財)日本ファッション協会

理事長 馬場 彰  
副理事長 平井 克彦、畑崎 重雄、滝 茂夫、中村 利雄 (当所専務理事)  
理事 30名 監事 2名 評議員 55名 顧問 5名 参与 14名  
相談役 岡田 卓也  
事務局 東京都中央区日本橋室町1-5-3 福島ビル6階 TEL (03) 3242-1677  
職員数 21名 (契約社員等含む) 設立 平成2年4月4日 (通商産業大臣認可)  
基本財産 16億1,600万円 (平成23年3月31日現在) 出捐企業・団体数 165  
賛助会員数 517

### (1) 協会の役割

本協会は、ファッションが多くの人々の共感を得て受け入れられ、生活文化へと発展する源であるとの認識に基づき、ファッションの向上を図ることを目的として、平成2年4月に設立された。その目的を達成するため、具体的には、アジア地域との相互理解・交流とファッションビジネスの促進支援、心の豊かさを育む地域再生プロジェクトの推進、新たな生活文化の創造に貢献する活動に対する顕彰、世界的なトレンドカラーに関する普及啓発など、豊かな生活文化の創造を目指した事業を実施している。

### (2) 事業概要

- ① アジア各国との生活文化・ファッションに関する相互理解・交流を図り、豊かな生活文化の創造を推進するため、平成15年度に設立した「アジアファッション連合会」の第7回大会を11月に中国・杭州で開催した。
- ② 地域活性化に向け、平成15年度より「生活文化創造都市」の普及に取り組む中、平成22年度は生活文化創造都市推進事業の今後のあり方や方向性について、新たに検討会を設置し、まちづくりや地域再生に詳しい有識者による検討を行ったほか、地域における創造都市推進の普及と事例収集を兼ねて、23年1月に新潟市で「地域会議」を開催した。また、地域活性化の一助に供するとともに、地域相互の経験と知見の交流を図る場として、地域情報を発信するwebサイト「まち自慢ドットネット」を4月に開設、23年3月末までに約160件の地方自治体、商工会議所などから収集した情報を掲載した。
- ③ 映画の素晴らしさを与えてくれた作品と多くの上質な映画を公開した配給会社を表彰する「ベストシネマ賞」と「シネマ夢倶楽部賞」のほか、映画を通して生活文化や社会の発展などに貢献のあった団体、企業、行政を表彰する「シネマ文化賞」の表彰式を23年2月に開催したほか、自動車のカラーデザイナーの重要性を社会に認知させるとともに、消費者の生活文化向上に寄与することを目的に、「オートカラーアワード2011」の表彰式を12月に開催した。さらに、未来に向けて新たな足跡を残しうる優秀なクリエイションワークを表彰する「日本クリエイション大賞2010」の応募作125件の中から、大賞のほか「ネバー・ギブアップ賞」、「マイクロ・メディカル賞」、「明日を創る若者応援賞」の計4件を決定した (表彰式は東日本大震災の発生により中止)。
- ④ 日本提案色会議を4月と10月に開催し、そこで選定したカラーを持って、14カ国が集まりシーズン2年前にファッションのトレンドカラーを決定するインターカラー国際会議 (本年度はロンドンとバンコクで開催) に参加し、2012年春夏および秋冬カラーを決定した。帰国後、インターカラー委員会メンバーを対象に報告会を開催した。

- ⑤ 日本のプロダクツ・インテリア分野、ウイメンズウエア分野、メンズウエア分野、メイクアップ分野に向けて、協会の編集によるトレンドカラー情報を発信した。併せて、色彩文化醸成のために、「色彩講座」、「カラーデザイン塾」、「カラートレンドセミナー」などを開催した。
- ⑥ 東京の5地点（原宿、渋谷、代官山、表参道、銀座）のストリートファッションを紹介するウェブサイト「Style-arena.jp」の大幅なサイトリニューアルを10月に行い、350万ページビュー／月、38万ユニークブラウザート、日本のファッション・ウェブマガジンの中でも上位の地位を確定的にし、またアジアを中心に欧米各国からのアクセスも増加した。

## 12. (株)キャリアック (商工会議所福利研修センター)

代表取締役 坪田 秀治 (当所理事・事務局長)

所在地 静岡県浜松市西区村櫛町 4597 浜名湖頭脳公園内 TEL (053) 484-4155

### (1) 会社設立の目的

全国の商工会議所の役職員や会員事業所の経営者・従業員等の研修やリフレッシュのための施設である(株)キャリアック(商工会議所福利研修センター)の運営・管理を行うため、日本商工会議所が各地商工会議所の協力のもとに設立。

### (2) 会社の概要

①設立登記日 平成4年6月10日 ②本店所在地 静岡県浜松市 ③資本金5,000万円

④役員 取締役9名 監査役1名(23年3月31日現在)

代表取締役:坪田 秀治(当所理事・事務局長)

常務取締役:藤井 史朗

取締役:宮城 勉(当所常務理事) 取締役:岡部 義裕 取締役:灘本 正博

取締役:細谷 孝利 取締役:赤堀 眞一郎 取締役:坂本 豁

取締役:中川原 尚人 監査役:中島 芳昭

⑤従業員数 15名

### (3) 事業概要

#### ①稼働状況

22年度の利用者は、宿泊利用が15,181人、日帰り利用が1,277人で、合計16,458人となった。宿泊利用者は、昨年度に比べ144人増、稼働率では0.9ポイント増の19.71%となった。利用者のうち研修利用は73%、福利利用は27%となりました。

また、本年度の主だった利用者の内訳は、商工会議所・企業・団体・教育機関・医療機関・労働組合・趣味の会など幅広く、特にスポーツ合宿・ゼミ合宿の利用が伸び大学・高等学校等の教育機関等の利用が平成21年度より増えております。

#### ②営業活動・各種イベント等の実施

稼働率UPをはかるため、日本商工会議所・各地商工会議所、アクサ生命保険(株)の協力のもとに、企業、業界団体、教育機関等への訪問、ダイレクトメールやEメールによるPR・営業活動を精力的に展開した。また、インターネットやマスコミなどのメディアを通じて施設のPRを行ったほか、インターネットで宿泊を受け付ける企業との連携強化や各地商工会議所の機関紙やHPへの施設紹介記事の掲載を行った。さらに、利用促進を図るため、「季節限定・四季彩りプラン」、「研修プラン」、「スポーツ合宿プラン」、「ゼミ合宿プラン」、「キャリアックプラン」、「バーベキュープラン」等の独自企画を実施するとともに、各団体・機関の行うセミナー、イベント等の誘致を積極的に実施した。また、商工会議所関係では、日本商工会議所が主催する商工会議所役職員を対象とした各種研修会の受け入れを行った。

#### ③債権・債務状況

当所とキャリアックの間に記載すべき債権・債務関係はない。

## 13. 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

代表理事理事長 山村 幸治

理事 18名 評議員 53名

事務局 東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル2階 TEL (03)5532-8597

職員数 37名 基本財産 1億2,028万5千円

当協会は、平成22年度において、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（「容リ法」）に基づく指定法人として、①ガラスびん（無色・茶色・その他の色の3種）、②PETボトル、③紙製容器包装（除、紙パック・段ボール）、④プラスチック製容器包装、の再商品化（リサイクル）を実施した。

### (1) 4つの素材で容器包装の再商品化業務（リサイクル）を実施

#### ① 特定事業者が負担する“再商品化委託料”でリサイクルを実施

ガラスびん、PETボトル、紙、プラスチックなどの「容器」や「包装」を利用して商品を販売・輸入している事業者及び「容器」を製造している事業者（「特定事業者」）は、それら容器や包装が各家庭から分別排出された後は、容リ法の定めで、リサイクル（容リ法では「再商品化」）の義務を負っている。

しかしながら、現実問題として全国から排出される使用済みの「容器」や「包装」を、個別の事業者が自主的に回収しリサイクルすることは難しいケースが圧倒的に多い。このため、当協会は、容器包装リサイクル制度のセンター機能を果たすことによって、特定事業者からリサイクルに必要な費用として支払われた“再商品化委託料”をもって、当該事業者に代わって、使用済み容器包装のリサイクルを行った。22年度に、当協会にリサイクルの義務履行を委託した特定事業者は73,557社（21年度72,014社）であった。

#### ② 市町村への資金拠出を実施

##### イ. 改正容リ法第10条の2に基づいて、市町村への資金拠出を実施

20年4月から施行された改正容リ法第10条の2に基づく「市町村への資金拠出制度」は、市町村及び一部事務組合（「市町村等」）が当協会に引き渡す分別基準適合物について、異物混入や汚れ等の品質を改善する努力によって低減された成果及び分別基準適合物の品質評価に応じて資金拠出する仕組みである。21年9月に初めて市町村等への資金拠出（1,408市町村等への拠出総額は約95億円）を行ったが、2回目となる22年度は9月に、対象市町村等1,443に対して総額約93億円の拠出を行った。

##### ロ. 有償入札に伴う与信管理と市町村等への拠出

PETボトル、紙製容器包装及びガラスびんの再商品化委託に係る有償入札に伴う収入について与信管理を厳格に行うとともに、これら収入については引き続き、個別市町村等に対して、“引き取り量”及び“再商品化委託単価”に応じた資金拠出を実施した。22年度中の762市町村等への拠出実績は39億6千100万円（21年度の618市町村等への拠出は13億746万円）となった。

#### ③ 分別収集物を保管する全国1,646施設ごとに電子入札でリサイクル業者を選定

23年度の入札を希望する再商品化事業者を22年7月に募集した。入札のための登録審査は、再生処理施設の内容・水準、リサイクル製品の規格値、販売能力や財政的基礎など、第三者の技術専門機関の協力を得て、再生処理ガイドライン・審査マニュアル等に基づいて行った。

当協会では、以上の審査に合格し登録された事業者を対象に、保管施設ごとに一般競争入札を行い、

分別基準適合物ごとの落札事業者（ガラスびん 60 社、PET ボトル 52 社、紙 41 社、プラスチック 74 社）を選定し、23 年度の再商品化実施契約を締結した。

## (2) 再商品化業務の一層の改善と円滑化

各素材の容器包装とも、市町村から引取る分別収集物の一層の品質改善を促すために、当協会からリサイクルを委託している再商品化事業者の協力を得ながら、「品質調査」を厳正に実施するとともに、品質改善に向けたアプローチに力を注いだ。

特に、容器包装リサイクルの対象素材の中でも、圧倒的なボリュームを占めるプラスチック製容器包装の分別収集物の品質改善は、リサイクルの効率的・効果的な実施のための重要課題として、特に力を入れて取り組んだ。当協会では 20 年度から、プラスチック製容器包装のベール（分別収集したものを圧縮し、結束材で梱包し俵状にしたもの）の品質改善に向けて、市町村担当者を対象とした「出前講座」（テーマ：プラスチック製容器包装収集物の品質改善等）を実施し、22 年度は、39 市町村で 41 回開催。累計で 1 千名を超える参加者があった（21 年度は、50 市町村の担当者を対象に 19 回開催・473 名が参加）。

昨今、市町村における使用済み PET ボトルの独自処理は、資源や原材料などの世界的な経済動向による大きな影響を伴うものであるという認識が強まっているが、このような状況の中で、当協会では、22 年度も、大都市を中心に独自処理量の多い 29 市区町村を訪問し、当協会との契約をお願いするとともに、独自処理の現状及び独自処理を実施する理由などについて調査した。

## (3) 容り法の適正な遂行と運用の厳格化

### ① 不正及び不適正行為の防止

当協会は、22 年度再商品化業務の実施に当たって、再商品化事業者との契約に基づくコンプライアンスの徹底や不当利益を意図した当協会への虚偽の報告がないか等、多面的な不正防止策を実行し、不適正行為の防止を図った。当協会業務の中立性・公正性を確保するとともに、手続の適正性を十分に担保するために、例えば、書面審査における形式上の不備等の補正指示、審査結果の不合格理由の提示、「再商品化実施に関する不適正行為などに対する措置規程」の充実、及びこれら手続規程の一層の整備を行った。

### ② 再商品化義務の不履行事業者（ただ乗り事業者）への対応

当協会では、容器包装のリサイクル義務のある特定事業者でありながら、その義務を果たしていない“ただ乗り事業者”への対策について、特定事業者間の公平性を確保するため、国との連携を密にしながら、次に掲げる事項に取り組んだ。国の対策を支援するため再商品化委託申込の“書類送付事業者リスト”と“申込事業者リスト”を主務 5 省に提出、前年度申込（契約）事業者の中で当年度未申込事業者に対して文書により再商品化義務履行を要請（年 3 回）、当年度申込（契約）事業者の中で過年度（12 年度～21 年度）分の申込等が漏れている事業者に対して文書により未申込年度のリサイクル義務履行を要請、特定事業者間の相互牽制の観点から“再商品化義務履行者リスト”（委託料金完納事業者リスト）を当協会ホームページに掲載、全国各地の関係事業者に義務履行を呼びかけるため商工会議所・商工会の相談窓口等を通じて普及啓発活動の実施等を行った。

## (4) 容器包装リサイクルに関する情報の収集・提供及び普及啓発

### ① 広報活動の活性化と“分かりやすい”情報発信

22 年 3 月、「広報専門委員会」を開催し、当協会の広報活動全般にわたって委員である外部の有識者や行政関係者との意見交換を行った。また、容器包装リサイクル制度に対する一般の方々の理解促進の

ため、「協会ホームページ」や「協会ニュース」等広報媒体の内容充実に努めた。更に、講演会やセミナーへの講師派遣を積極的に行うとともに、環境展など各種イベントへの協賛・出展などを行った。当協会が一般消費者向けに開設しているホームページコンテンツ「わたしのまちのリサイクル～分けた資源はどうなるの?～」については、市民への普及啓発を日常的に行っている市町村のホームページとのリンクを通じて、地域住民への啓発活動を強化した。その結果、本年3月末現在で、人口10万人以上の209市町村とのリンクを実現（人口カバー率では60.3%）、また、当協会ホームページと各地商工会議所ホームページとのリンク（222カ所、人口カバー率63.5%）を進める他、全国の商工会ホームページとのリンク等を通じて、普及啓発活動のインフラ整備を行った。

## ②各種説明会等による普及・啓発

当協会では、各種説明会の開催や関係機関が開催する説明会への講師派遣等を通じて、市町村、再商品化事業者、特定事業者等への容器包装リサイクル制度の普及・啓発を行った。

## ③商工会議所・商工会による申込受付と普及啓発

当協会では、容リ法施行令（H7.12.14）に基づいて、全国の主要都市に拠点を置く日本商工会議所と町村部に拠点を置く全国商工会連合会に業務委託を行い、その全国ネットワークの中で、特定事業者からのリサイクルの委託申込の受付及び普及啓発活動を行った。普及啓発活動は、両団体の地域特性に応じた方法で、会報やホームページを通じた関連情報の提供など、容器包装リサイクル制度の普及を推進した。また、22年度は、普及啓発活動強化のために、東京を初めとする主要都市で特定事業者向けの制度説明会及び個別相談会を17回開催し、700名を超える特定事業者が参加した。

## (5)東日本大震災への緊急対応

当協会の再商品化業務は、22年度末に発生した未曾有の大震災に的確かつ弾力的に対応すべく、市町村、再商品化事業者、特定事業者、そして主務5省とも連携をとりながら、被災地域において大きなダメージを受けた多くの市町村・再商品化事業者・特定事業者等の支援を行いつつ、23年度以降の再建に向けた動きの中で種々の例外的な特別措置などの検討実施を織り込みながら業務推進することとなった。



## 14. 商工会議所年金教育センター

理事長 中村 利雄（当所専務理事）

副理事長 倉 田 勲（社団法人 金融財政事情研究会副理事長・専務理事）

理事 8名 監事 2名 顧問 2名

事務局 東京都千代田区神田美土代町7 東英美土代ビル2階

職員数 2名 設立 平成13年9月12日

（ホームページ <http://www.cci-nenkin.jp>）

### (1) 設立の目的

商工会議所の会員企業を中心とした中小企業や個人事業主等が、安心して企業年金や退職金制度等を導入できる社会環境を整えるために、各地商工会議所等の中小企業団体が行う企業年金・退職金制度、ライフ・プランニング、金融商品、投資等に関する各種教育、啓発・普及活動を側面から支援することを目的とする。

### (2) 事業概要

#### ①教育研修事業

- 平成23年3月31日で資格の有効期間（2年間）が満了する1級DCプランナー（企業年金総合プランナー）を対象として、平成22年11月13日（土）および11月27日（土）に東京都千代田区で1級資格更新研修会を開催した。これは、従来からの資格更新のための通信教育講座に加えて開催したもので、175人が参加した。
- 各地商工会議所が開催する企業年金・退職金制度に関するセミナーに対し、企画、助言および講師の紹介、教材の提供等によって支援した。
- ㈱廣濟堂からの委託を受けて、平成22年11月と12月に、確定拠出年金制度に関する社員研修を計6回行った。

#### ②出版・企画事業

- 「年金マニュアル」（1,805部）や「確定拠出年金法関連条文集」（1,235部）などの書籍等を作成、頒布した。

#### ③IT活用事業

- 日本証券業協会証券教育広報センターと連携し、確定拠出年金制度や資産運用などについてインターネットで学習できる投資教育ネット・プログラム「お金と暮らしのウェブ・プログラム」の普及推進に努めた。
- ホームページのコンテンツを充実させ、企業年金・退職金制度に関するトピック的なニュースや解説等、タイムリーな情報提供に努めた。

#### ④DCプランナー（企業年金総合プランナー）支援事業

- 1級または2級のDCプランナー（企業年金総合プランナー）としての資格を登録している者に対する情報提供サービスの一環として、メールマガジンを毎月2回（1日・15日）定期的に配信したほか、会報「DCプランナー」を年2回（8月・2月）発行した。
- 資格の有効期間（2年間）が平成23年3月31日で満了する1級または2級のDCプランナー（企業年金総合プランナー）を対象とした資格更新通信教育講座を開講した。受講者数は、1級（816人）

と2級(1,359人)の合計で2,175人。

○より実践的な知識が求められる1級については、資格の登録者から、「通信教育講座だけではなく、退職給付制度改革のケーススタディや法令等の動向などに関する最新の情報を内容とした集合研修を開催してほしい」との意見が寄せられていたことから、1級の資格登録者を対象とした資格更新のための研修会を東京で開催した(前掲)。

○受験者数の拡大のために、ホームページ等の各種広報媒体を活用してDCプランナー(企業年金総合プランナー)認定試験のPRに努めた。

#### ⑤調査・研究事業

○企業年金・退職金制度の改善要望として、適格退職年金制度(適年)の移行促進のための広報強化・相談体制の拡充はもちろん、税制に関して、特別法人税の完全撤廃、総合型確定給付企業年金と総合型確定拠出年金への従業員単位での任意加入の認可、中小企業の退職給付引当金に対する損金算入制度の復活、特定退職金共済制度の加入対象者範囲の拡大、適格退職年金制度から特定退職金共済制度への年金資産の非課税での移換措置、等を日本商工会議所に提言した。

#### ⑥その他

○国や関係諸団体、各種マスコミ機関等と連携し、商工会議所年金教育センターの活動を各方面に広くPRした。